

市政記録

2023年版



市政記録

2023年版

横浜市き章



横浜市き章は、明治42年の開港50周年を記念して、市民の皆さんから募集してつくられたもので、ハマの2字をデザインしたものが採用されました。

公示は同年6月5日。

地質は白、き章は赤です。

市の花「バラ」



横浜市の花「バラ」は、花と緑あふれる横浜を創造するシンボルとして、平成元年9月23日市民の皆さんにより定められました。

西洋バラの多くは開港間もない横浜から日本へ上陸したといわれ、その後1世紀以上にわたって市民の皆さんに親しまれています。

横浜市歌

わが^ひ日^{もと}の本^{しまぐに}は島国よ

あさ^ひ朝日^{うみ}かがよう海に

つら^な連^{しまじま}りそばだつ島々なれば

あら^{くに}ゆる国^{ふね}より舟^{かよ}こそ通え

され^{みなと}ば港^{かずおお}の数多かれど

この^{よこはま}横浜にまさるあらめや

むか^{おも}し思^やえばとま^{けむり}屋の煙

ちら^たりほ^たらりと立^たてりしところ

いま^{ふね}はもも舟^{ちふね}もも千舟

とま^み泊^みるところぞ見^みよや

は^{さか}て果^ゆなく栄^よえて行くらんみ代^よを

か^{たから}ざ^い飾^{みなと}る宝も入^いりくる港

横浜市歌

森 林太郎(詞外) 作詞
南 能 衛 作曲
市歌普及委員会 補修編曲

Tempo di marcia (♩ = 88 - 104)

わ が ひ の も と は し ま ぐ に よ
い ま は も も ふ ね も も ち ふ ね

あ さ ひ か が よ う う み に つ ら な り そ ば だ つ
と ま る と こ ろ ぞ み よ や は て な く さ か え て

し ま じ ま な れ ば あ ら ゆ る く に よ り ふ ね こ そ か よ え
ゆ く ら ん み よ を か ー ぎ る た か ら も い り く る み な と

Tranquillo
sareba iminoto no kazu o -- karedo kono
yo -- yohama ni masaru -- arameya mukashi
shio omoeba tomayakeburi chirari
hori horari to taterishi tokoro

D. S. alla Fine

市 長 山中 竹春

市会議長 瀬之間 康浩

副市長 平原 敏英

市会副議長 福島 直子

副市長 城 博俊

副市長 伊地知 英弘

副市長 大久保 智子

●市政記録2023年版目次●

第1部 市勢編	1
市域	2
気象・地震	4
人口	5
横浜のあゆみ	7
横浜の経済	11
横浜港	12
第2部 市政編	15
第1章 横浜市中期計画	16
第2章 令和5年度予算と主要事業	18
第3章 市政への提言と指針	23
第4章 市政の仕組み	26
第5章 18区のプロフィール	34
第6章 各局統括本部の事業案内	73
温暖化対策統括本部	74
デジタル統括本部	76
政策局	78
総務局	88
財政局	93
国際局	100
市民局	104
にぎわいスポーツ文化局	114
経済局	122
こども青少年局	132
健康福祉局	140
医療局・医療局病院経営本部	160
環境創造局	169
資源循環局	185
建築局	193
都市整備局	201
道路局	210
港湾局	222
消防局	231
水道局	239
交通局	245
教育委員会	251
公立大学法人横浜市立大学	262
付 録	横浜市機構図

第 1 部

市 勢 編

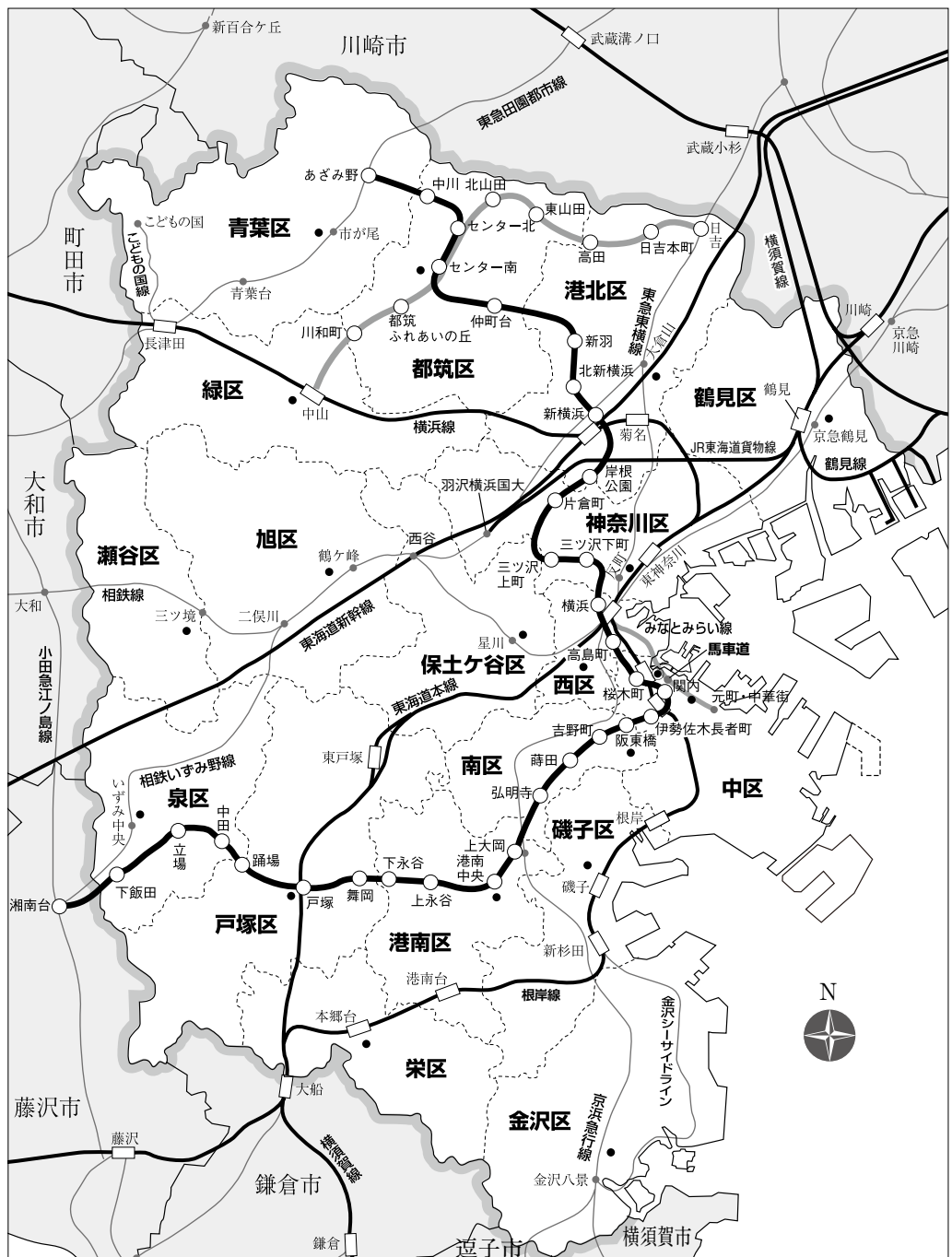
- 市 域
 - 気象・地震
 - 人 口
 - 横浜のあゆみ
 - 横浜の経済
 - 横浜港
-

市域

横浜市は神奈川県東端に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は町田市・大和市・藤沢市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しています。横浜市の中心部から東京都心部までは、約30キロメートルです。我が国を代表する国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っています。総面積は、約435平方キロメートルで、これは東京23区の約7割にあたります。

市の位置

東西 23.6 キロメートル
 (東経 139° 27' 53" ~ 139° 43' 31")
 南北 31.1 キロメートル
 (北緯 35° 18' 45" ~ 35° 35' 34")



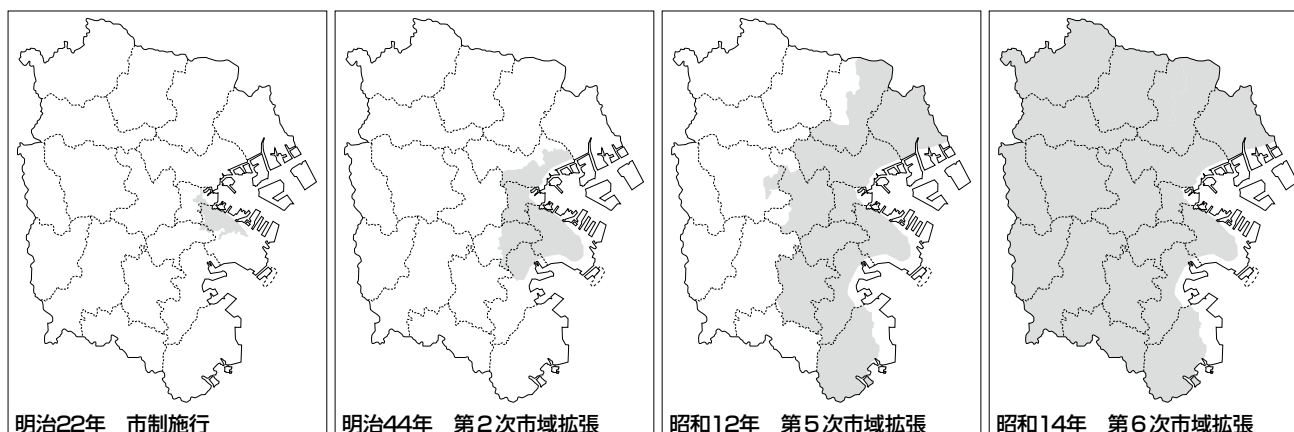
凡 例	
●	市役所
●	区役所
—	市営地下鉄ブルーライン
—	グリーンライン
—	みなとみらい線
—	JR線
—	その他の路線
—	市境
---	区境

■市制施行後の市域拡張と行政区再編成

年月日	事項	面積	拡張地域
		km ²	
明治22.4.1	市制施行	5.40	
34.4.1	第1次市域拡張	24.80	久良岐郡戸太町、本牧村、中村、根岸村、橋樹郡神奈川町、保土ヶ谷町の一部
44.4.1	第2次市域拡張	36.71	橋樹郡保土ヶ谷町の一部、子安村の一部、久良岐郡屏風浦村の一部、大岡川村の一部
大正9.10.1	-	37.03	第2次市域拡張の数値に千若町、守屋町の埋立てを加えた数値
昭和2.4.1	第3次市域拡張	133.88	橋樹郡鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、都筑郡西谷村、久良岐郡大岡川村、日下村、屏風浦村
2.10.1	区制施行	-	鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区 が誕生
10.10.1	-	135.63	第4回国勢調査の際、「全国市町村別面積調」による内閣統計局の公表数値
11.10.1	第4次市域拡張	168.02	久良岐郡金沢町、六浦荘村、鎌倉郡永野村
12.4.1	第5次市域拡張	173.18	橋樹郡日吉村の一部
14.4.1	第6次市域拡張	400.97	都筑郡新治村、田奈村、中里村、川和町、新田村、中川村、山内村、都岡村、二俣川村、鎌倉郡戸塚町、川上村、豊田村、大正村、中和田村、中川村、瀬谷村、本郷村
//	区新設	-	港北区、戸塚区 が誕生
18.12.1	行政区再編成	-	中区から 南区 が誕生
19.4.1	〃	-	中区から 西区 が誕生
23.5.15	〃	-	磯子区から 金沢区 が誕生
25.10.1	-	408.66	第7回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
30.10.1	-	405.56	第8回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
35.10.1	-	405.60	第9回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
40.10.1	-	412.94	第10回国勢調査の際、「国勢調査結果報告」による総理府統計局の推定数値
44.10.1	-	417.29	建設省国土地理院公表の数値
//	行政区再編成	-	南区から 港南区 、保土ヶ谷区から 旭区 、港北区から 緑区 、戸塚区から 瀬谷区 が誕生
45.10.1	-	417.63	建設省国土地理院公表の数値
50.10.1	-	421.46	〃
55.10.1	-	426.72	〃
60.10.1	-	430.75	〃
61.10.1	-	430.80	〃
61.11.3	行政区再編成	-	戸塚区から 栄区、泉区 が誕生
62.10.1	-	431.57	建設省国土地理院公表の数値
平成3.10.1	-	433.17	横浜市区別町別面積調の数値
6.11.6	行政区再編成	-	港北区、緑区から 青葉区、都筑区 が誕生
令和4.3.25	埋立地編入	435.95	埋立てによる拡張（複数回）
現在			

(注) 1 大正9年第1回国勢調査の際、内閣統計局の公表数値は33.00km²です。
 2 昭和25年の建設省地理調査所公表の数値は408.9km²です。
 3 昭和30、35、40年の面積は金沢区と横須賀市の境界未定のため、総理府統計局の推定数値を掲載しました。

市域の変遷



気象・地震

令和4年の気象・地震概況

■全般

1月から2月にかけては冬型の気圧配置や高気圧に覆われ晴れた日が多くなりましたが、低気圧の通過で雪やみぞれが降った日もありました。3月から6月は高気圧に覆われ晴れた日が多くなりましたが、3月の後半は低気圧や前線が周期的に通過したため大雨になった日もありました。7月から8月は曇りや雨の日が多くなりました。特に、8月中旬以降は、前線や台風の影響で大雨となった日がありました。9月前半は高気圧に覆われ晴れた日が多くなりましたが、9月後半は台風や前線の影響で大雨や雷雨となった日もありました。10月から12月は高気圧に覆われ晴れた日が多くなりましたが、12月後半は、前線を伴った影響で大雨となった日もありました。

■気温

横浜の年平均気温は、16.7℃（平年差 +

0.5℃）で平年より高くなりました。

■降水量

横浜の年降水量は、1657.5mm（平年比96%）で平年並となりました。

■日照時間

横浜の年間日照時間は、2111.1時間（平年比105%）で平年より多くなりました。

■神奈川県に影響を及ぼした台風

・8月12日03時に日本の南で発生した台風第8号は、ゆっくりとした速さで北へ進み、13日09時には御前崎の南西約130キロに進みました。その後、13日15時前に御前崎付近を通過し、13日17時半頃に伊豆半島に上陸後、関東地方を通過し日本の東海上へ進みました。

県内では、倒木の被害などが発生しました。

・9月14日03時に小笠原近海で発生した台風第14号は、18日19時頃には、大型で非常に強い勢力で鹿児島県に上陸し、19日朝にかけて九州を縦断しました。その後、進路を東寄りに変え、中国地方から日本海に進み、20日04時過ぎに新潟県に再上陸した後、20日09

時に三陸沖で温帯低気圧に変わりました。県内では、建物の一部損壊、がけ崩れ、土砂流失、道路被害などの被害が発生しました。

なお、令和4年の台風の発生数は25個（平年値25.1個）で、接近数（全国）は11個（平年値11.7個）、上陸数（全国）は3個（平年値3.0個）でした。

■地震

横浜地方気象台（横浜市中区山手町）で震度1以上を観測した地震は、47回でした。

また、横浜市内で震度3以上を観測した地震は、以下のとおり6回でした。（発生日、震央地名、横浜市内の最大震度）

3月16日 福島県沖 震度4

3月31日 東京湾 震度3

4月4日 千葉県北西部 震度3

5月3日 東京都多摩東部 震度3

11月3日 千葉県北西部 震度3

11月14日 三重県南東沖 震度3

（横浜地方気象台まとめ）

令和4年（2022年）横浜地方気象台年表

横浜地方気象台

	海面気圧 (hPa)		平均気温 (°C)		日最高気温 (°C)		日最低気温 (°C)		相対湿度 (%)		平均雲量 (10分比)	日照時間 (時間)	日照率 (%)
	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年	平均	平年			
平成28年	1014.4	1013.7	16.9	16.2	20.7	20.2	13.7	13.0	70	67	7.2	1935.2	44
29年	1013.1	1013.7	16.3	16.2	20.3	20.2	13.0	13.0	67	67	6.6	2174.6	49
30年	1014.2	1013.7	17.1	16.2	21.1	20.2	13.9	13.0	68	67	6.7	2194.6	50
令和元年	1014.0	1013.7	16.9	16.2	20.9	20.2	13.7	13.0	68	67	3.4]	2020.7	46
令和2年	1013.9	1013.7	17.0	16.2	20.9	20.2	13.8	13.0	70	67		2005.1	45
令和3年	1014.3	1013.7	17.0	16.2	21.1	20.2	13.7	13.0	68	67		2215.8	50
令和4年	1014.0	1013.7	16.7	16.2	20.8	20.2	13.5	13.0	69	67		2111.1	48
1月	1015.5	1015.6	5.5	6.1	9.4	10.2	2.3	2.7	50	53		191.8	62
2月	1016.5	1015.9	5.8	6.7	10.2	10.8	2.2	3.1	51	54		197.7	65
3月	1014.9	1015.1	11.3	9.7	16.2	14.0	7.3	6.0	63	60		194.7	53
4月	1016.4	1013.8	15.4	14.5	19.7	18.9	11.9	10.7	74	65		173.5	44
5月	1012.8	1011.8	19.0	18.8	23.2	23.1	15.7	15.5	74	70		180.1	42
6月	1010.0	1009.0	22.9	21.8	27.1	25.5	20.1	19.1	77	78		172.8	40
7月	1007.6	1008.7	27.1	25.6	31.0	29.4	24.7	22.9	79	78		187.8	43
8月	1008.7	1010.0	27.6	27.0	31.5	31.0	24.9	24.3	78	76		173.1	42
9月	1013.8	1012.9	24.7	23.7	28.5	27.3	21.8	21.0	79	76		158.2	43
10月	1019.0	1016.5	17.9	18.5	21.6	22.0	14.8	15.7	72	71		133.3	38
11月	1018.3	1018.1	15.2	13.4	19.1	17.1	11.6	10.1	68	65		164.3	53
12月	1014.7	1016.9	8.4	8.7	12.6	12.5	4.9	5.2	57	57		183.8	61

	平均風速 (m/s)	最多風向 (16方位)	降水量 (mm)	階級別日数							震度1以上の地震回数
				日最大風速 (m/s)		日降水量 (mm)					
				≥10.0	≥15.0	≥0.0	≥0.5	≥1.0	≥10.0	≥30.0	
平成28年	3.4	N	1969.5	24	1	217	132	116	53	18	50
29年	3.5	N	1628.5	34	1	196	111	97	48	16	43
30年	3.7	N	1573.5	38	2	195	117	104	52	21	47
令和元年	3.5	N)	1937.0	33	2	224	130	111	49	13	40
令和2年	3.6	N	1687.5	36	0	228	128	108	46	18	51
令和3年	3.5	N)	2056.5	35	2	214	119	105	47	17	44
令和4年	3.4	N)	1657.5	25	0	200	127	112	47	17	47
1月	3.4	N	21.0	2	0	8	3	2	1	0	1
2月	3.4	N	59.5	2	0	8	6	5	2	0	1
3月	3.4	N	103.5	4	0	22	11	11	3	1	4
4月	3.6	N	255.5	5	0	19	15	13	8	3	6
5月	3.2	N	177.0	2	0	18	16	15	6	1	7
6月	3.4	N	87.5	2	0	18	11	9	3	1	1
7月	3.6	SSW	210.0	0	0	20	13	11	6	3	5
8月	3.7	SSW	146.0	1	0	23	14	12	2	2	2
9月	3.3	N	305.5	1	0	23	13	11	7	4	5
10月	3.6	N	123.5	3	0	16	12	10	3	1	1
11月	3.3	N)	104.5	1	0	15	7	7	3	1	10
12月	3.2	N	64.0	2	0	10	6	6	3	0	4

注1 平年値は、1991年～2020年までの30年間の平均値である。注2 震度1以上の地震回数は、横浜市中区山手町で震度1以上を観測した地震の回数である。
注3 データに付加した「)」は、許容範囲内の欠測を含む値である（準正常値）。注4 データに付加した「)」は、許容範囲を超える欠測を含む値である（資料不足値）。
注5 目視観測自動化にともない、2019年2月1日以降、雲量は観測しない。

人口

■人口の動き

令和2年国勢調査結果に基づく令和5年1月1日現在の横浜市の総人口は3,769,595人、世帯数は1,782,399世帯でした。また、男性は1,859,476人、女性は1,910,119人であり、1世帯あたりの人員は2.11人でした。

昭和40年以降の横浜市の人口の推移をみると、48年に250万人を超え、53年に東京都区部に次いで大都市中第2位となりました。昭和60年に300万人を超え、平成14年に350万人を、25年には370万人を突破しました。

平成以降の人口増加数の動きをみると、7年に7,049人に低下した後、13年に36,405人に増加しましたが、その後は減少に転じ、22年以降は小さく増減を繰り返しながら1万人未満で推移しています。29年に1,988人と大きく減少した後、令和元年に8,985人まで増加しましたが、2年は5,278人と再び減少し、3年には人口減少に転じました。4年もマイナス

2,434人と減少を続けています。

■令和4年中の社会増加数

経済の拡大期には、東京圏への人口集中に伴い、社会増加数（＝転入数－転出数）が自然増加数（＝出生数－死亡数）を上回る伸びを示しました。

その後の景気低迷のなかで社会増加数は年々低下し、平成6年には社会減（転出超過）となりました。

その後増減を繰り返しながら、直近では令和元年をピークに減少傾向にあります。

令和4年中の転入者数は前年より9,111人多い148,132人、転出者数は前年より3,810人多い135,172人で、その他の異動数を加えた社会増加数は13,305人となり、前年に比べると6,105人増加しています。行政区別の社会増加数では、港北区、神奈川区、中区の順で多くなっています。

■令和4年中の自然増加数

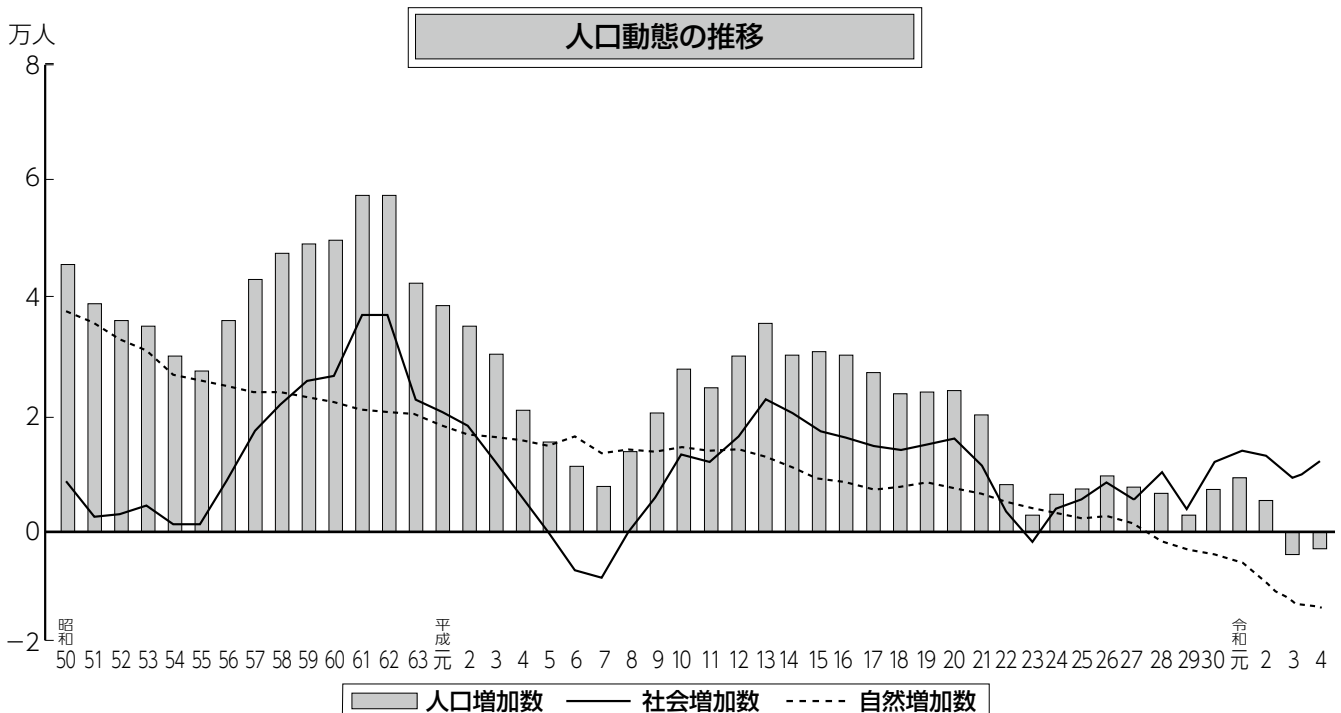
出生数は第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）をピークにその後減少し、昭和61年以降は3万人台前半で推移していましたが、平成28年に3万人を割り込みました。

一方、死亡数は増加傾向にあり、28年に出生数を上回ると、以降は自然増加数のマイナスが続いています。

令和4年の出生数は23,785人、死亡数は39,524人で、自然増加数は15,739人のマイナスでした。

■行政区別の人口

令和5年1月1日現在の人口を行政区別にみると、最も多いのは港北区の362,084人で、以下青葉区310,471人、鶴見区294,981人と続いています。人口が最も少ないのは西区の105,634人で、栄区120,974人、瀬谷区121,616人の順となっています。



■昼夜間人口

(令和2年国勢調査)

昼間人口とは、横浜市の常住人口(夜間人口)に、市外に常住し市内に通勤・通学する者の数(流入人口)を加え、市内に常住し市外に通勤・通学する者の数(流出口)を減じたものをいいます(買い物等の移動は含みません)。また、夜間人口100に対する昼間人口の割合を昼夜間人口比率といい、都市の活力を示す指標として使われています。

令和2年国勢調査によると、令和2年10月1日現在の横浜市の常住人口は3,777,491人、流入人口は509,203人、流出口は846,624人で、昼間人口は3,440,070人となり、平成27年の国勢調査結果と比較すると、昼間人口が約7万人の増となっています。昼夜間人口比率は91.1で、平成27年の90.5と比べ0.6ポイント上昇しています。

注) 不詳補完値による。

■行政区別昼夜間人口比率

(令和2年国勢調査)

昼夜間人口比率を行政区別にみると、最も高いのは西区で210.4、次いで中区で168.7となっており、その他の区では100を下回っています。一方、昼夜間人口比率が低い区をみると、南区が74.0と最も低く、次いで泉区が76.5となっています。

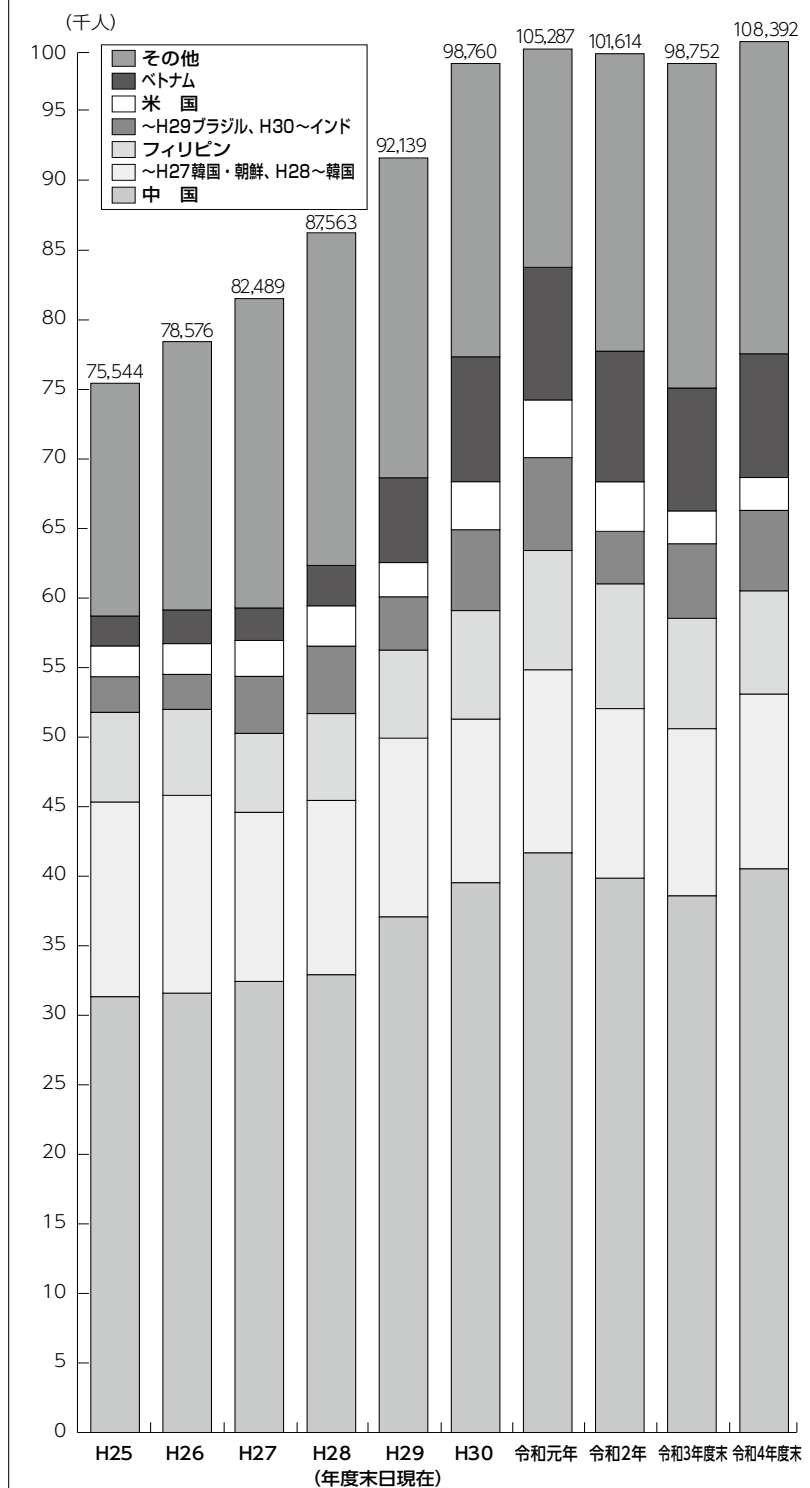
注) 不詳補完値による。

■横浜市の外国人住民数

令和4年度末現在の横浜市の外国人住民数は、108,392人で横浜市の人口3,768,664人(令和5年4月1日現在推計)の2.9パーセントに当たり、令和3年度末に比べ9,640人、9.8パーセント増加し、5年前の平成29年度末に比べると16,253人、17.6パーセント増加しています。

国籍別に見ると、中国が40,462人と最も多く、12,380人の韓国が続いています。3年度末に比べて、

■横浜市の住民基本台帳の外国人住民数の推移



中国は1,823人増加しています。構成比では中国が37.3パーセントです。

行政区別に見ると、中区が16,445人で全市の15.2パーセントを占めて最も多く、以下、鶴見区(14,128人、13.0パーセント)、南区(11,418人、

10.5パーセント)の順で続き、最少は栄区(1,429人、1.3パーセント)となっています。

横浜のあゆみ

■開港前

文献でたどることのできる横浜の起源は、11世紀まで遡ることができます。横浜は桓武平氏の出身といわれる、平良文の子孫の一族、平子氏によって支配されていました。この支配は、その後16世紀まで続きます。

12世紀、鎌倉時代になると、横浜地方の開発も進み、金沢では、北条氏により、称名寺や金沢文庫が建てられ、また小机では、佐々木泰綱により水田が開かれました。

その後、江戸幕府のもとでは、大部分が旗本領、幕府直轄の天領でしたが、大名領としては、金沢の六浦藩がありました。

1601(慶長6)年、神奈川、保土ヶ谷が、次いで、1604(慶長9)年には、戸塚が東海道の宿駅となり、19世紀前期になると、人口も増え、特に神奈川は城下町小田原と肩を並べるほどになりました。

■開港

1854(安政元)年、日本代表林大学頭と米国代表ペリーとの間で、日米和親条約(神奈川条約)が結ばれました。その後、1858(安政5)年、米国総領事ハリスによって日米修好通商条約が結ばれ、続いてオランダ、ロシア、英国、仏国とも通商条約が締結され、横浜の開港は1859年7月1日(太陰暦では安政6年6月2日)と定められました。

幕府はこの年、運上所を置き、これを境界として以南を外国人居留地、以北を日本人居住地としました。日本人居住地を、5区域に分割して、横浜町と名付け、各区域に名主を置き総年寄が町全体を統括しました。

■市制施行

1889(明治22)年4月1日に市制が施行されました。市域は、現在の中区のうち本牧、根岸を除いた狭い区域でしたが、すでに戸数27,209戸、人口121,985人に達していました(1889年末現在)。

■歴史年表

安政元(1854)年	日米和親条約(神奈川条約)を締結する。
5(1858)年	日米修好通商条約を締結する。
6(1859)年	横浜が開港(旧暦6月2日)される。応接所跡に運上所が置かれる。横浜町(5か町)ができる。
文久2(1862)年	生麦事件が起きる。
明治元(1868)年	神奈川県が置かれる。
2(1869)年	横浜灯明台役所・裁判所間に電線が敷かれる(電信のはじめ)。吉田橋が鉄橋になる(鉄橋のはじめ)。
3(1870)年	横浜毎日新聞(我が国最初の日刊日本語新聞)が創刊される。
5(1872)年	新橋・横浜間に鉄道が開通する。
6(1873)年	横浜商人が生糸改会社を設立する。
7(1874)年	十全病院(横浜市大病院の前身)ができる。
11(1878)年	郡区町村編成法を公布する。横浜第一大区は久良岐郡から独立して横浜区となり、横浜区長が管轄する。
13(1880)年	横浜商法会議所(現在の横浜商工会議所)が設立される。横浜正金銀行が本町に設立される。
14(1881)年	横浜連合生糸荷預所を設立する。
20(1887)年	県営水道ができ、野毛山貯水場から市街への配水が始まる。
22(1889)年	横浜に市制が敷かれる(4月1日)(人口116,193人・面積5.40km ²)。
23(1890)年	横浜貿易新聞が創刊される。水道が市営になる。横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火する。
24(1891)年	十全病院が市営になる。
25(1892)年	ガス局が市営になる。
27(1894)年	伊勢佐木・石川・山手の3消防組ができる。横浜港鉄橋(現在の大きな橋)が完成する。
28(1895)年	生糸検査所が設立される。横浜商業会議所(横浜商法会議所の後身)が設立される。
32(1899)年	条約改正で居留地が撤廃される。
34(1901)年	第1次市域拡張(人口299,202人・面積24.80km ²)。
37(1904)年	横浜電気鉄道(後の市電)、神奈川・大江橋間が開通する。
39(1906)年	本牧三溪園が公開される。
41(1908)年	横浜鉄道、東神奈川・八王子間(現在のJR横浜線)が全通する。
42(1909)年	開港50年記念祭が行われる。市章・市歌を制定する。
44(1911)年	2代目市庁舎が完成する。第2次市域拡張(人口444,039人・面積36.71km ²)
大正6(1917)年	開港記念横浜会館が開館する。
8(1919)年	千歳町から出火、8か町、3,248戸を焼失する(埋地の大火)。主要道路を中心に都市計画を立てる。
10(1921)年	市内電車が市営となる。
12(1923)年	関東大震災で大きな被害を受ける。
15(1926)年	野毛山公園が開園する。
昭和2(1927)年	第3次市域拡張(人口529,300人・面積133.88km ²)。区制を施行する(10月)。鶴見区・神奈川区・中区・保土ヶ谷区・磯子区が誕生。
3(1928)年	市バスが開業する(7路線・30.2km)。
5(1930)年	山下公園が開園する。
6(1931)年	横浜市中央卸売市場を開設する。
10(1935)年	復興記念横浜大博覧会が開催される。
11(1936)年	第4次市域拡張(人口738,400人・面積168.02km ²)。
12(1937)年	第5次市域拡張(人口759,700人・面積173.18km ²)。
14(1939)年	第6次市域拡張(人口866,200人・面積400.97km ²)。港北区・戸塚区が誕生する(4月)。
16(1941)年	太平洋戦争に突入する。
17(1942)年	人口が100万人を超える。
18(1943)年	中区の一部が南区になる(12月)。
19(1944)年	中区の一部が西区になる(4月)。市会は図書館へ、市庁舎は老松国民学校などの鉄筋コンクリート校舎に移転する。
20(1945)年	横浜大空襲(5月29日)、市街地の46パーセントが被害を受ける。ポツダム宣言を受け、日本が降伏する(8月15日)。市の中心部、港湾を中心に土地(918万㎡)建物(96万㎡)が接収される。
21(1946)年	日本国憲法が公布される(11月3日)。22年5月3日施行。

■近代貿易都市

開港当初、横浜からは生糸・茶・海産物が輸出され、絹織物・毛織物が輸入されましたが、貿易は外国商館の手に握られていました。横浜商人は1873(明治6)年に生糸改会社を、1881(明治14)年に生糸荷預所を設立して居留地貿易の主導権を確立しました。

明治20年代に入ると、1887(明治20)年に県営水道ができ、1890(明治23)年に横浜共同電灯会社が初めて電灯を点火し、1891(明治24)年十全病院が、翌年ガス局・報時所が市営に移管されるなど、横浜の都市基盤の整備がなされました。

さらに、1895(明治28)年の生糸検査所の設立と、商業会議所の設立は、近代貿易都市の機能を確立するものでした。

■関東大震災

1923(大正12)年9月1日、関東大震災のため、横浜市の家屋建築物はことごとく倒壊して、火の海と化しました。死者2万余人、全壊家屋6万戸を出し、徹底的に打ちのめされましたが、市民の懸命の努力によって、1929(昭和4)年には、ほぼ旧状に復しました。

■区の新設

1901(明治34)年、1911(明治44)年に続いて、1927(昭和2)年には、第3次の市域拡張が行われ、鶴見町、保土ヶ谷町などを編入、同年10月には区制が敷かれ、市域を中区、磯子区、神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区の5区に分けました。1936(昭和11)年に第4次、翌1937(昭和12)年に第5次拡張と続き、1939(昭和14)年の第6次拡張によって、港北区、戸塚区を新設しました。さらにその後、区域変更を行い、1948(昭和23)年までに南区、西区、金沢区の3区が置かれ、合計10区となりました。1969(昭和44)年には港南区、

- 22 (1947)年 地方自治法が施行される(4月)。市長公選が行われる。
- 23 (1948)年 磯子区の一部が金沢区になる(5月)。
- 24 (1949)年 野毛、反町で日本貿易博覧会を開催する。
- 25 (1950)年 横浜国際港都建設法が公布される。市役所が貿易博反町会場跡に移転する。横浜港の管理権が国から市へ移る。
- 26 (1951)年 大さん橋が接収解除となる。
- 27 (1952)年 第1回みなと祭が開催され、国際仮装行列が行われる。
- 28 (1953)年 開国百年祭が行われる。
- 29 (1954)年 政令指定都市となる。
- 30 (1955)年 開港百年祭が行われる。
- 31 (1956)年 7代目市庁舎が完成する。
- 32 (1957)年 マリントワーが開業する。
- 33 (1958)年 大黒町地先埋立てが完成する。
- 34 (1959)年 港の見える丘公園・横浜文化体育館が完成する。
- 35 (1960)年 根岸線(桜木町・磯子間)が開通する。
- 36 (1961)年 東海道新幹線が開通し新横浜駅ができる。「横浜の都市づくりの将来計画の構想」を発表する。
- 37 (1962)年 「横浜国際港都建設総合計画」を発表する。
- 38 (1963)年 平潟湾の埋立てが完成する。
- 39 (1964)年 市営地下鉄(上大岡・関内間)の建設に着手する。人口が200万人を超える(全国第3位)。
- 40 (1965)年 行政区の再編成により、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区が誕生し、14区となる(10月)。
- 41 (1966)年 本牧市民公園が誕生する。
- 42 (1967)年 港北ニュータウン建設事業に着手する。
- 43 (1968)年 根岸線(磯子・洋光台間)が開通する。
- 44 (1969)年 金沢地先埋立て事業に着手する。
- 45 (1970)年 市営地下鉄(上大岡・伊勢佐木長者町間)の営業を開始する。市電、トロリーバスを全て廃止する。
- 46 (1971)年 「横浜市基本構想」に基づく「横浜市総合計画1985」と第1次5か年指標を策定する。
- 47 (1972)年 根岸線全線(洋光台・大船間)開通する。
- 48 (1973)年 第2回アジア卓球選手権大会が開催される。各区で区民会議が誕生する。人口が250万人を超える。
- 49 (1974)年 市営地下鉄(上永谷・横浜間)が開通する。
- 50 (1975)年 新(第2次)5か年指標を策定する。
- 51 (1976)年 人口が2,729,433人に達し、全国で第2位となる。
- 52 (1977)年 大通り公園、横浜スタジアムが完成する。
- 53 (1978)年 横浜シティ・エア・ターミナル(YCAT)が開業する。
- 54 (1979)年 横浜ベイブリッジ建設事業に着手する。
- 55 (1980)年 「よこはま21世紀プラン」を策定する。「よこはま21世紀プラン第1次実施計画(1981~1985)」を策定する。
- 56 (1981)年 横浜開港資料館がオープンする。
- 57 (1982)年 「国連アジア太平洋都市会議」が開催される。
- 58 (1983)年 「みなとみらい21事業」に着手する。
- 59 (1984)年 横浜子ども科学館がオープンする。金沢シーサイドライン建設に着手する。
- 60 (1985)年 「よこはま21世紀プラン第2次実施計画(1986~1989)」を策定する。市営地下鉄(舞岡・新横浜間)が開通する。人口が300万人を超える。帆船「日本丸」が公開される。
- 61 (1986)年 戸塚区から栄区・泉区が誕生する(11月)。
- 62 (1987)年 横浜人形の家がオープンする。関内ホールがオープンする。近代水道100周年、水道記念館がオープンする。市営地下鉄(舞岡・戸塚間)が開通する。
- 63 (1988)年 国連「ピース・メッセンジャー」(平和の使徒)に認定される。各区で市政100周年記念事業地域イベントが開催される。横浜女性フォーラムが開館する。
- 平成元(1989)年 市政100周年・開港130周年記念式典が行われる。横浜博覧会がみなとみらい21地区で開催される(3月25日~10月1日)。
- 新交通金沢シーサイドライン(新杉田・金沢八景間)が開通する。市の花として「バラ」を制定する。

旭区、緑区、瀬谷区が置かれて合計14区となり、1986(昭和61)年11月には、栄区と泉区が新設され合計16区となりました。さらに、1994(平成6)年11月に青葉区と都筑区が誕生して、計18区となり現在に至っています。

■商業貿易都市から工業都市へ

横浜は、1931(昭和6)年に鶴見川河口の埋立てが完成して、以降臨海部の埋立てが進み、京浜工業地帯として発展しました。

開港以来、商業貿易都市として発展してきましたが、さらに、重化学工業都市化が急速に進みました。

■横浜への空襲

1945(昭和20)年、米軍の空襲は激しさを増し、横浜も度重なる空襲により、市街地は焦土と化しました。特に、5月29日の空襲では、死傷者・行方不明者合わせて14,157名、被災家屋79,017戸を出し、市街地の46パーセントが被害を受けました。

■戦後復興の遅れ

1945(昭和20)年8月15日の敗戦により、横浜は連合軍により、港湾施設の90パーセント、市街地の27パーセントが接収されました。この接収により、横浜の基盤整備の回復は、他都市に比べて、かなり遅れてしまいました。しかし、1951(昭和26)年、対日講和条約の調印により日本は独立を取り戻しました。

この年6月1日、横浜港の管理権が国から市に移り、さらに1952(昭和27)年には、大さん橋の接収が解除され、これを契機として横浜の接収解除は、市民の努力により着々と実を結んできました。

- 横浜ベイブリッジが開通する。
- 3 (1991)年 「よこはま21世紀プラン第3次実施計画(1990~1994)」を策定する。みなとみらい21地区に横浜国際平和会議場が完成する(7月)。国連ピース・メッセンジャー都市会議が、横浜国際平和会議場で開催される(8月)。
- 4 (1992)年 金沢自然公園の建設が完了する。
- 5 (1993)年 「横浜業務核都市基本構想」が国の承認を得る。市営地下鉄3号線(新横浜・あざみ野間)が開通する。横浜八景島がオープンする。新総合計画「ゆめはま2010プラン(長期ビジョン)」を策定する。
- 6 (1994)年 横浜市中央図書館が全面オープンする(4月)。国連防災世界会議がパシフィコ横浜で開催される(5月)。第10回国際エイズ会議がパシフィコ横浜で開催される(8月)。行政区の再編成により、港北区・緑区から青葉区・都筑区が誕生し、18区となる(11月)。
- 7 (1995)年 「ゆめはま2010プラン事業計画」を策定する。
- 8 (1996)年 横浜市歴史博物館がオープンする(1月)。横浜能楽堂が開館する(6月)。
- 9 (1997)年 第7回国際廃棄物会議がパシフィコ横浜で開催される(10月)。「ゆめはま2010プラン5か年計画(1997~2001)」を策定する。「シティネット97横浜-アジア太平洋都市間協力ネットワーク会議-」がみなとみらい21地区で開催される(11月)。
- 10 (1998)年 横浜国際総合競技場がオープンする(3月)。横浜みなとみらいホールがオープンする(5月)。横浜国際プールがオープンする(7月)。
- 11 (1999)年 よこはま動物園(ズーラシア)が開園する(4月)。脳血管医療センターが開院する(8月)。市営地下鉄(戸塚・湘南台間)が開通する(8月)。横浜ワールドポーターズがオープンする(9月)。
- 12 (2000)年 市大医学部附属市民総合医療センターが開院する(1月)。横浜情報文化センターがオープンする(10月)。
- 13 (2001)年 「横浜トリエンナーレ2001」が開催される(9月~10月)。
- 14 (2002)年 赤レンガ倉庫がオープンする(4月)。横浜港大さん橋国際客船ターミナルがオープンする(5月)。2002 FIFA ワールドカップ™決勝戦等が横浜国際総合競技場で開催される(6月)。
- 15 (2003)年 人口が350万人を超える(10月)。
- 16 (2004)年 横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館がオープンする(3月)。
- 18 (2006)年 「横浜中期計画」を策定する(2月)。
- 18 (2006)年 「横浜基本構想(長期ビジョン)」を策定する(6月)。「横浜中期計画」を策定する(12月)。
- 20 (2008)年 市営地下鉄「グリーンライン」(中山・日吉間)が開通する(3月)。第4回アフリカ開発会議が開催される(5月)。
- 21 (2009)年 横浜みどり税が創設される(4月)。
- 22 (2010)年 開国博Y150が開催される(4月~9月)。
- 22 (2010)年 APEC(アジア太平洋経済協力)首脳会議が開催される(11月)。「横浜中期4か年計画2010~2013」を策定する(12月)。
- 24 (2012)年 「Dance Dance Dance@YOKOHAMA2012」が開催される(7月~10月)。
- 25 (2013)年 人口が370万人を超える(5月)。
- 26 (2014)年 第5回アフリカ開発会議が開催される(6月)。
- 29 (2017)年 「横浜中期4か年計画2014~2017」を策定する(12月)。「第33回全国都市緑化よこはまフェア」開催(3月)。
- 30 (2018)年 高速横浜環状北線開通(3月)。「横浜中期4か年計画2018~2021」を策定する(10月)。
- 令和元 (2019)年 相鉄線星川駅~天王町駅間が全線高架化(11月)。第7回アフリカ開発会議が開催される(8月)。横浜でラグビーワールドカップ2019™が開催される(9月~11月)。新港ふ頭客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」がオープンする(10月)。
- 2 (2020)年 相鉄線とJR線が相互直通運転を開始(11月)。
- 2 (2020)年 横浜北西線開通(3月)。
- 4 (2022)年 8代目市庁舎が完成する(6月)。「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を策定する(6月)。
- 4 (2022)年 「横浜中期4か年計画2022~2025」を策定する(12月)。
- 5 (2023)年 「行政運営の基本方針」を策定する(1月)。

■人口の急増

横浜の人口は、1945(昭和20)年には、62万人に減少しましたが、1951(昭和26)年に再び100万人台になり、1962(昭和37)年150万人、1968(昭和43)年200万人、1974(昭和49)年250万人をそれぞれ突破し、1978(昭和53)年5月に大阪市を抜いて、東京23区に次ぐ全国第2位の大都市になり、1985(昭和60)年12月には、ついに300万人の大台に乗りました。その後、2002(平成14)年には、350万人、2013(平成25)年には、370万人となりました。

■市制100周年を迎える

1989(平成元)年には、市制100周年を迎え、3月25日から10月1日まで(191日間)「横浜博覧会」が開催されました。また、6月2日には、「市政100周年・開港130周年記念式典」が盛大に行われました。(市民と市がともに培った100年という意味から、記念事業については「市制」ではなく「市政」としました。)

■計画の策定

横浜市は1973(昭和48)年に、「横浜市基本構想」(旧)を制定、その後、「市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市」をテーマに掲げた新「横浜市基本構想(長期ビジョン)」を、2006(平成18)年に発表しました。この間、総合計画として、「よこはま21世紀プラン」(1981年)、「ゆめはま2010プラン」(1994年)を策定しました。その後、中期計画を2006、2010、2014、2018、2022年に策定しました。

2022年に策定した中期計画では、2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」を「明日をひらく都市OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA」として描きました。

■歴代市長

順位	就任年月日	退職年月日	氏名
初代	明治 22. 6.18	明治 23. 2.15	増 田 知
2代	23. 3. 3	29. 3. 2	佐藤 喜左衛門
3代	29. 6. 3	35. 9.20	梅 田 義 信
4代	36. 1. 9	39. 5. 2	市 原 盛 宏
5代	39. 9.28	43. 6.25	三 橋 信 方
6代	43. 9.10	大正 2.11.13	荒 川 義太郎
7代	大正 3. 7.24	7. 7.23	安 藤 謙 介
8代	7. 8.26	11. 5.27	久保田 政 周
9代	11.11.29	14. 4.10	渡 辺 勝三郎
10代	14. 5. 7	昭和 6. 2.26	有 吉 忠 一
11代	昭和 6. 3. 3	10. 7.18	大 西 一 郎
12代	10. 8. 3	16. 2.10	青 木 周 三
13代	16. 2.10	21.11.30	半 井 清
14代	22. 4. 9	26. 4. 4	石 河 京 市
15代	26. 4.25	30. 4. 3	平 沼 亮 三
16代	30. 4.25	34. 2.13	平 沼 亮 三
17代	34. 4.25	38. 4.22	半 井 清
18代	38. 4.23	42. 4.22	飛鳥田 一 雄
19代	42. 4.23	46. 4.22	飛鳥田 一 雄
20代	46. 4.23	50. 4.22	飛鳥田 一 雄
21代	50. 4.23	53. 3. 1	飛鳥田 一 雄
22代	53. 4.16	57. 4.15	細 郷 道 一
23代	57. 4.16	61. 4.15	細 郷 道 一
24代	61. 4.16	平成 2. 2.15	細 郷 道 一
25代	平成 2. 4. 8	6. 4. 7	高 秀 秀 信
26代	6. 4. 8	10. 4. 7	高 秀 秀 信
27代	10. 4. 8	14. 4. 7	高 秀 秀 信
28代	14. 4. 8	18. 4. 7	中 田 宏
29代	18. 4. 8	21. 8.17	中 田 宏
30代	21. 8.30	25. 8.29	林 文 子
31代	25. 8.30	29. 8.29	林 文 子
32代	29. 8.30	令和 3. 8.29	林 文 子
33代	令和 3. 8.30	現 在	山 中 竹 春

横浜の経済

■他都市比較からみた横浜経済

横浜市は、人口370万人を超える大都市であり、東京都特別区の975万人に次ぐ第2位の都市です。

市内での経済活動を表す「市内総生産」は約14.5兆円で東京都（全域）の約115.7兆円、大阪市の約21.2兆円に次いで第3位、市民の生産した付加価値を表す「市民総所得」は約17.2兆円で東京都（全域）の約108.5兆円に次ぐ第2位となっています。

■他都市比較からみた横浜経済

人口	1位	2位	3位	4位	5位
3,768,664人 (全国シェア：3.0%)	東京都特別区 (975万人)	横浜市 (377万人)	大阪市 (276万人)	名古屋市 (232万人)	札幌市 (197万人)
市内総生産 (R1年度)	1位	2位	3位	4位	5位
14兆5,225億100万円 (全国シェア：2.6%)	東京都(全域) (115.7兆円)	大阪市 (21.2兆円)	横浜市 (14.5兆円)	名古屋市 (14.0兆円)	福岡市 (7.8兆円)
市民総所得 (R1年度)	1位	2位	3位	4位	5位
17兆2,388億3,400万円 (全国シェア：3.0%)	東京都(全域) (108.5兆円)	横浜市 (17.2兆円)	大阪市 (17.1兆円)	名古屋市 (13.2兆円)	川崎市 (7.9兆円)
事業所数 (R3年度)	1位	2位	3位	4位	5位
116,479事業所 (全国シェア：2.3%)	東京都特別区 (50万事業所)	大阪市 (18万事業所)	名古屋市 (12万事業所)	横浜市 (11万事業所)	札幌市 (7.4万事業所)
従業者数 (R3年度)	1位	2位	3位	4位	5位
1,527,783人 (全国シェア：2.6%)	東京都特別区 (811万人)	大阪市 (231万人)	横浜市 (153万人)	名古屋市 (145万人)	福岡市 (92万人)

【出典】人口…人口推計（総務省及び各都市）（令和5年4月1日現在）
市内総生産・市内総所得（令和元年度市民経済計算（各都市））
事業所数・従業者数…令和3年（令和3年経済センサス-活動調査）

また、「事業所数」は11万事業所で東京都特別区の50万事業所、大阪市の18万事業所、名古屋市の12万事業所に次いで第4位、「従業者数」は153万人で東京都特別区の811万人、大阪市の231万人に次いで第3位となっています。

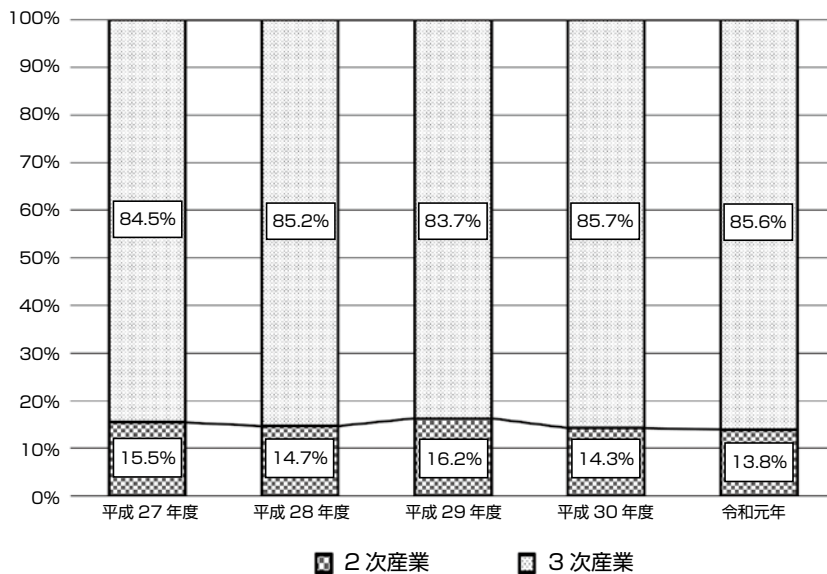
（出典：令和元年度 市民経済計算）
また、「事業所数」は11万事業所で東京都特別区の50万事業所、大阪市の18万事業所、名古屋市の12万事業所に次いで第4位、「従業者数」は153万人で東京都特別区の811万人、大阪市の231万人に次いで第3位となっています。

（出典：令和3年経済センサス）

■横浜市の産業構造の推移

横浜市の産業は、京浜工業地帯の一翼を担う製造業を中心として発展してきましたが、産業構造のサービス化の進展に伴い、近年では、第3次産業の構成比が85%を超えています。一方で製造業や建設業からなる第2次産業の構成比は13%から16%台で推移しています。（出典：令和元年度 市民経済計算）

■市内総生産の産業別構成比推移（令和元年度横浜市の市民経済計算）

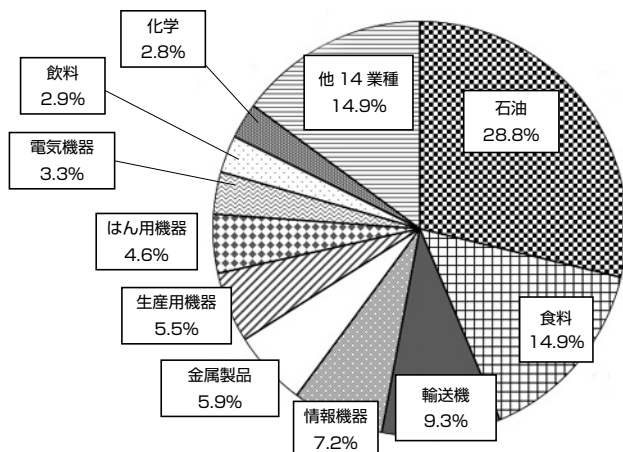


■製造品出荷額等の産業別構成比

横浜市の製造品出荷額等の産業中分類別構成比をみると、石油が28.8%と最も高く、次いで食料が14.9%、輸送機が9.3%となっています。

石油・食料・輸送機で53%を占めています。（出典：2020年工業統計調査）

■製造品出荷額等の産業中分類別構成比（令和2年工業統計調査）



横浜港

横浜港は安政6(1859)年の開港以来160年以上、貿易立国日本の物流及び生産の拠点として、日本経済の発展を支えるとともに、都市横浜の発展にも大きな役割を果たしてきました。

また、横浜港は、賑わいのある市民の「みなと」として愛され、多くの市民から「横浜らしさ」の象徴として親しまれています。

■日本を代表する国際貿易港

1 日本一の外航船の入港隻数を誇る

横浜港の令和4年の入港隻数は30,345隻となり、このうち外航船は8,230隻で日本一となっています。外航船のフルコンテナ船隻数は、4,208隻(前年比0.9パーセント減)で、外航船隻数の51.1パーセントを占めています。

2 コンテナによる貨物輸送が主流

海上貨物取扱量は、外貨貨物量が7,578万トン、内貨貨物量が3,044万トン、総貨物量が10,622万トン(前年比1.4パーセント増)となっています。貿易額は14兆

9,651億円で、全国シェア6.9パーセント、港湾では国内第3位です。

輸出貨物量は、2,892万トン(前年比0.2パーセント減)となりました。品種別では「完成自動車」(構成比34.8パーセント)が第1位、続いて「自動車部品」(構成比15.6パーセント)となっています。

輸入貨物量は、4,686万トン(前年比4.1パーセント増)となりました。品種別では「原油」(構成比18.8パーセント)が第1位、続いて「LNG(液化天然ガス)」(構成比13.9パーセント)となっています。

現在の海上輸送はコンテナによる貨物輸送が主流となっています。完成自動車やガス・石油等の取扱量の多い横浜港も、輸出では54.1パーセント、輸入では51.9パーセントがコンテナ貨物です。

外貨コンテナ貨物量は、輸出は前年を下回りましたが、輸出入全体では、前年比2.2パーセントの増加となっています。

3 横浜港を支えるアジア諸国との貿易

国別では、輸出入貨物、輸出入コンテナ貨物ともに、第1位は中

国となっています。また、コンテナ貨物について取引相手国をみると、アジア諸国が輸出入貨物量全体の5割以上を占めています。主な品目は、輸出では自動車部品で、輸入では製造食品や電気機械、野菜・果物等となっています。

■横浜市経済に貢献する横浜港

横浜港の機能としては、その中心となる「物流機能」に加え、原材料が調達しやすく、製品の輸出も容易であるなどの立地特性を生かした「生産機能」、さらには港の景観やイメージを活用した「観光文化機能」などがあげられます。

これらに関わる各産業の地域経済にもたらす効果は、間接効果も含めると所得創出効果、雇用創出効果ともに、市全体の約3割に関わっています。

■市民の皆さんに親しまれている横浜港

横浜は港とともに発展してきた都市であり、横浜港は横浜のシンボルとして市民の皆さんから親しまれています。

特に、みなとみらい21中央地区の臨港パークから、新港ふ頭客船ターミナル、赤レンガ倉庫、大さん橋国際客船ターミナル、山下公園に至るまでの水際線は横浜の顔であり、いつも多くの市民や観光客で賑わっています。

また、帆船日本丸・横浜みなと博物館や、横浜・八景島、横浜ベイサイドマリーナなど多彩な施設も充実し、横浜港は、賑わいのある市民の皆さんの「みなと」として、さらにその魅力を増しています。

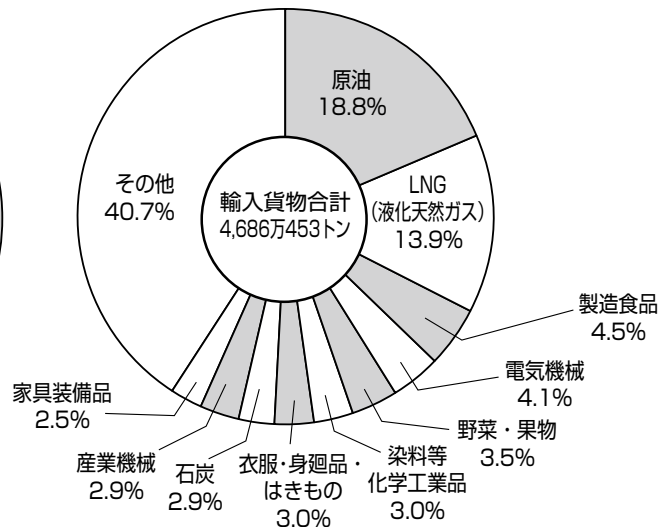
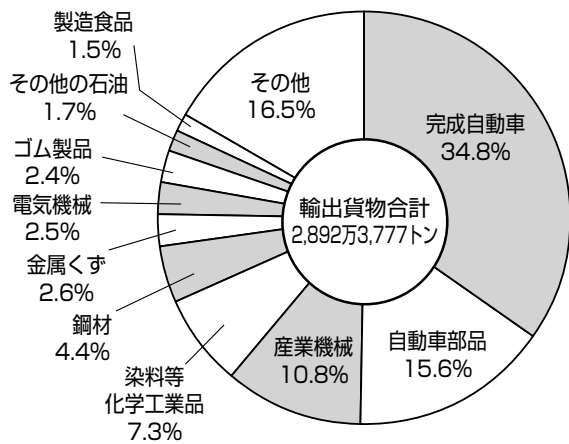
■横浜港の入港船舶、貨物取扱実績 (令和4年)

主要指標	単位	数量	前年比
入港隻数	隻	30,345	101.1%
船舶総トン数	千総トン	265,869	98.4%
外航船	隻	8,230	96.2%
うちフルコンテナ船	隻	4,208	99.1%
隻数			
総トン数	千総トン	111,164	98.7%
内航船	隻	22,115	103.0%
海上貨物量 合計	千トン	106,224	101.4%
外貨合計	千トン	75,784	102.4%
輸出	千トン	28,924	99.8%
輸入	千トン	46,860	104.1%
うちコンテナ貨物	千トン	39,978	102.2%
合計	千トン	15,654	99.6%
輸出	千トン	24,324	104.0%
輸入	千トン	30,440	98.8%
貿易額※1 合計	億円	149,651	122.5%
輸出	億円	82,429	114.1%
輸入	億円	67,222	134.8%

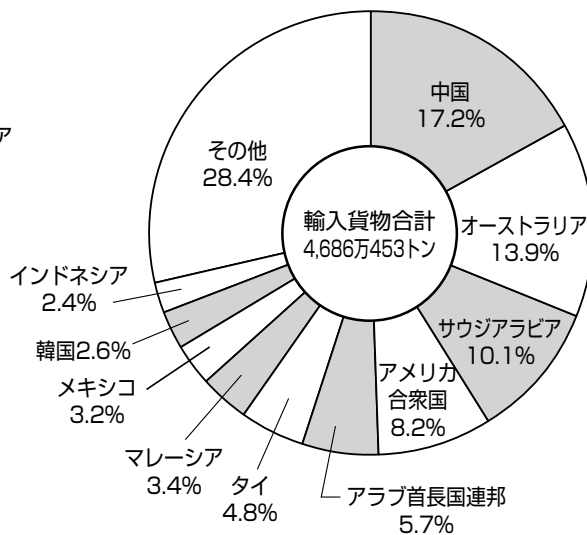
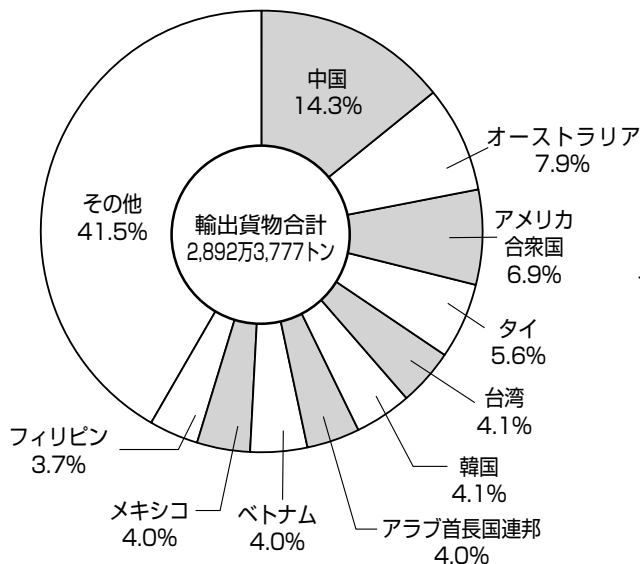
※1：横浜税関資料より

注：それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。

■外国貿易主要品種（令和4年） 注：それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。



■外国貿易主要国（令和4年） 注：それぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。



■横浜港の経済波及効果（令和4年4月公表）

	直接効果			直接効果計	間接効果	経済波及効果 直接効果+間接効果
	物流機能	生産機能	観光文化機能			
所得創出効果 (百万円)	746,129	1,688,949	1,166,505	3,601,583	1,460,475	5,062,058
	4.7%	10.7%	7.4%	22.8%	9.3%	32.1%
雇用創出効果 (人)	76,196	171,044	152,268	399,508	157,705	557,213
	4.2%	9.5%	8.4%	22.1%	8.7%	30.8%

第 2 部

市 政 編

- 第 1 章
横浜市中期計画
 - 第 2 章
令和 5 年度
予算と主要事業
 - 第 3 章
市政への提言と指針
 - 第 4 章
市政の仕組み
 - 第 5 章
18 区のプロフィール
 - 第 6 章
各局統括本部の事業案内
-

第 1 章

横浜市中期計画

我が国最大の人口を抱える基礎自治体として、これまで発展を続けてきた本市も、今後いよいよ人口減少局面を迎え、生産年齢人口の減少、少子高齢化が更に進むと想定されています。持続可能であることはもちろん、平和や人権の尊重を市政運営の基調としながら、日本・世界をけん引する都市として挑戦を続けることができるように、「横浜市中期計画 2022～2025」を策定しました。

◆策定経過

令和 4 年 5 月に「新たな中期計画の基本的方向」、8 月に「横浜市中期計画 2022～2025（素案）」、11 月に「横浜市中期計画 2022～2025（原案）」を公表しました。計画の策定にあたっては、市民の皆さんへのアンケートや外部有識者へのヒアリング、各種団体への説明、パブリックコメントの実施など、様々な手法で幅広く意見を募集し、参考にしました。

◆計画期間

2022（令和 4）年度から 2025（令和 7）年度までの 4 年間

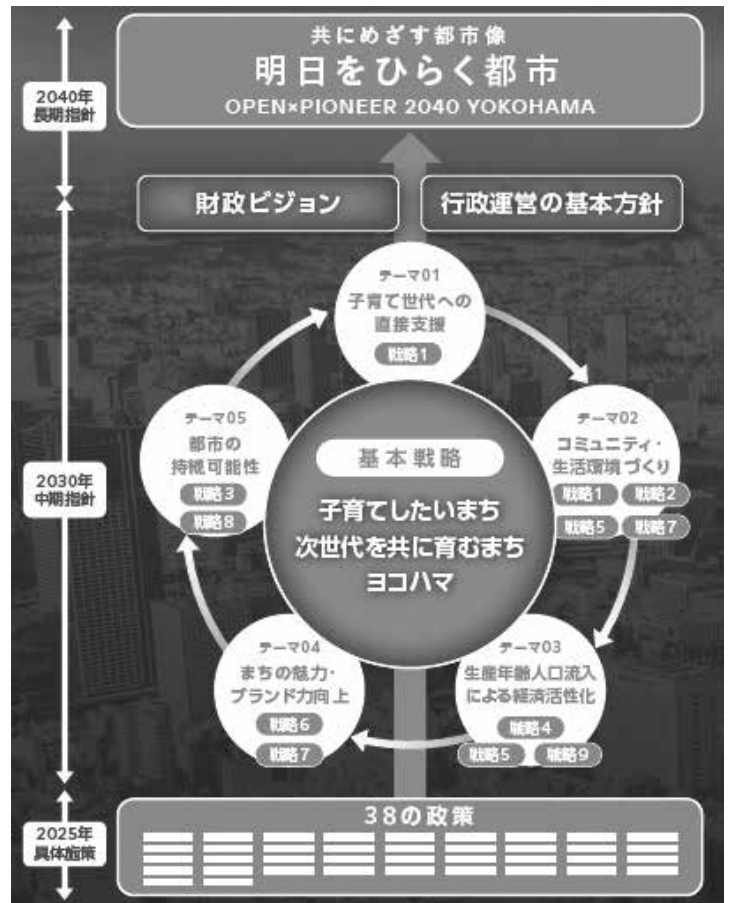
◆計画の構成

社会の変化が激しい中では、先を見通したビジョンを描くことは困難なため、現在までの経過や統計データ等の中で、今後更に顕在化・深刻化しそうな課題を把握し、それが解決された姿を「共にめざす都市像」として描いていきます。

そして、その実現に向けて、基本戦略を掲げ、目指す中期的な方向性・姿勢を明確にした上で、9 つの中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の 4 年間に重点的に取り組む 38 の政策をとりまとめています。

さらに、財政ビジョンで示した収支不足解消に向けて、「中期計画」では、施策の方向性と達成状況を測る指標を示し、毎年の予算編成の中で、施策指標の達成に効果的な事業を議論し、計上していきます。あわせて、「行政運営の基本方針」を踏まえた、「創造・転換」を理念とする歳出改革を進める仕組みの構築なども進めていきます。

政策・財政・行政を連動させながら、「必要な施策の推進と財政の健全性の維持」を目指します。



◆中期計画の特徴

- 「共にめざす都市像」、「基本戦略」、戦略、「政策－施策－事業」の体系化
2040年頃の課題が解決した姿を描き、市民・事業者の皆さんと共有し、市が目指す長期的・中期的な方向性を示しながら具体施策とつながりを持たせています。
- 財政ビジョン及び行政運営の基本方針を踏まえ計画で予算を固定せず効果的な事業を徹底的に追求
計画では、施策の方向性・指標までを固定しています。これまでのやり方を変革させ、各年度の予算編成の中で、最も施策の達成に効果的な事業を議論し追求していきます。

◆共に目指す都市像

共にめざす都市像：「明日をひらく都市 OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA」

共にめざす都市像とは、現在及び未来の横浜をとりまく環境を、統計データや有識者等の知見を踏まえて策定した、「2040年頃の横浜のありたい姿」です。

4か年ごとに策定される中期計画の指針として活用するほか、横浜に関わる多様な人・企業・団体が、共に未来を切り拓いていくための共通認識として発信・活用していきます。

◆基本戦略

基本戦略：「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」

2040年頃の共にめざす都市像「明日をひらく都市」を実現するためにも、未来の横浜を担う次世代を育むまちであることが不可欠です。市では基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、横浜に関わる様々な人・団体の皆さんと共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていきます。

◆基本姿勢

「共にめざす都市像」の実現に向け、複雑化・多様化する社会課題や市民ニーズに対応した取組を推進していくために、次の点を重視していきます。

- SDGsの実現の視点
- 地域コミュニティ強化の視点
- DXの推進とデータ活用・オープンイノベーションの推進の視点
- 協働・共創の視点
- 脱炭素社会実現の視点

◆9つの戦略及び38の政策

10年程度の中長期的な戦略を定めるとともに、戦略を踏まえて計画期間の4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめています。

戦略1	すべての子どもたちの未来を創るまちづくり
政策1	切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～
政策2	切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～
政策3	困難な状況にある子ども・家庭への支援
政策4	児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実
政策5	子ども一人ひとりを大切に教育の推進
政策6	豊かな学びの実現
戦略2	誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり
政策7	市民の健康づくりと安心確保
政策8	スポーツ環境の充実
政策9	地域コミュニティの活性化
政策10	地域の支えあいの推進
政策11	多文化共生の推進
政策12	ジェンダー平等の推進
政策13	障害児・者の支援
政策14	暮らしと自立の支援
政策15	高齢者を支える地域包括ケアの推進
政策16	在宅医療や介護の推進
政策17	医療提供体制の充実
戦略3	Zero Carbon Yokohamaの実現
政策18	脱炭素社会の推進
政策19	持続可能な資源循環の推進
戦略4	未来を切り拓く経済成長と国際都市・横浜の実現
政策20	中小・小規模事業者の経営基盤強化
政策21	スタートアップの創出・イノベーションの推進
政策22	観光・MICEの振興
政策23	市内大学と連携した地域づくり
政策24	国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献
政策25	世界から集いつながる国際都市の実現
戦略5	新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり
政策26	人を惹きつける郊外部のまちづくり
政策27	豊かで暮らしやすい住まい・環境づくり
政策28	日常生活を支える地域交通の実現
戦略6	成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり
政策29	活力ある都心部・臨海部のまちづくり
政策30	市民に身近な文化芸術創造都市の推進
戦略7	花・緑・農・水の豊かな魅力あふれるガーデンシティ横浜の実現
政策31	自然豊かな都市環境の充実
政策32	活力ある都市農業の展開
戦略8	災害に強い安全・安心な都市づくり
政策33	地震に強い都市づくり
政策34	風水害に強い都市づくり
政策35	地域で支える防災まちづくり
戦略9	市民生活と経済活動を支える都市づくり
政策36	交通ネットワークの充実
政策37	国際競争力のある総合港湾づくり
政策38	公共施設の計画的・効果的な保全更新

◆行財政運営

政策を進めるに当たっての土台となる取組です。それぞれ、目標、指標、現状と課題、主な取組を記載しています。

行政運営	
1- (1)	組織の最適化と職員的能力・役割発揮の最大化 時代に即した組織体制の構築と人事給与制度の推進
1- (2)	組織の最適化と職員的能力・役割発揮の最大化 チーム力向上に向けた人材育成と働きやすい職場環境づくり
2- (1)	行政サービスの最適化～事業手法の創造・転換～ 新たな価値やサービスを生み出すDXの推進
2- (2)	行政サービスの最適化～事業手法の創造・転換～ 市民ニーズに応える持続的な行政運営の推進
3	住民自治の充実と協働・共創による地域の更なる活性化
財政運営	
1	債務管理ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理
2	戦略的・総合的な取組による財源の安定的・構造的な充実
3	資産の総合的なマネジメント（ファシリティマネジメント）の推進
4	歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行
5	市民の共感を生み出す情報発信と課題提起

第 2 章

令和5年度 予算と主要事業

令和5年度予算の概要

令和5年度は、「横浜市中期計画 2022～2025」において掲げる基本戦略を構成するテーマに対して、「子育てしたいまち」を実感できる横浜へ「次の横浜をつくる着実な準備」の2つの特徴を持つ予算としました。「子育て世代への直接支援」「コミュニティ・生活環境づくり」「生産年齢人口流入による経済活性化」「まちの魅力・ブランド力向上」「都市の持続可能性」の5つのテーマごとに取り組みます。

ー令和5年度の主な取組ー

(1) 子育て世代への直接支援

小児医療費助成の拡充（中学校3年生までの医療費助成の所得制限や一部負担金の撤廃）や出産費用に関する調査（本市における出産費用の実態把握に向けた調査・研究の実施）、保育・幼児教育の受入枠・人材の確保（1・2歳児を中心とした受入枠の確保や潜在保育士の復職に向けた就労奨励金の交付等）、はじめてのおあずかり券（新たに赤ちゃんの産まれた世帯に無料で一時預かりを利用できる電子クーポンの配付）、子サポ de あずかりおためし券（新たに赤ちゃんの産まれた世帯が会員として利用登録した際の無料券の配付や、利用料の値下げ）、医療的ケア児等の受入環境整備（「医療的ケア児サポート保育園」の新規認定や看護師雇用に対する経費等の拡充）、多様な保育・教育ニーズへの対応（病児保育事業の増設）、放課後施策の充実（サービスの充実や事業者への支援に向けた検討）、すべての生徒が満足できる中学校給食の実現（中学校給食の魅力発信や円滑な配膳のための配膳室の整備）、教育の質の向上（横浜市学力・学習状況調査の実施）、グローバル教育の充実（はまっこ留学体験（ホームステイ）モデル事業の開始）、安全・安心でより良い教育環境の整備（階段の上り下りが困難な児童生徒が在籍している又は入学予定の学校へのエレベーターの設置）、子育てDX（子育て応援サイト（仮称）システムの開発）に取り組みます。

(2) コミュニティ・生活環境づくり

新たな図書館像の策定（「横浜市立図書館の目指す姿」

などを示す新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）の策定）、データの活用や通学路の交通安全対策（ビッグデータの活用やハード・ソフト両面で子どもの通学路の交通安全対策の推進）、まち普請の拡充「子育てプラス」（市民主体の施設整備に助成する「ヨコハマ市民まち普請」について、助成件数などを拡充）、地域防犯活動への支援（自治会町内会が設置する地域防犯カメラ設置費用の補助件数の大幅拡充）に取り組みます。

(3) 生産年齢人口流入による経済活性化

子育て住まいサポート（マイホーム購入時の支援のモデル実施）、地域の総合的な移動サービスの検討調査（敬老バス制度も含めた、持続可能な地域の総合的な移動サービスの検討）、「都市づくり戦略」の策定（土地利用制度の見直しや規制緩和等の取組に関する戦略の策定）、スポーツ・文化の融合による新しいにぎわい創出（「第8回横浜トリエンナーレ」など、大規模集客イベントを活用した回遊促進とにぎわい創出に、データの取得・分析を通じた戦略的な取組）、子育て分野のスタートアップの推進（海外スタートアップの受入体制強化や大学発スタートアップの創出支援により、スタートアップの支援を拡充）に取り組みます。

(4) まちの魅力・ブランド力向上

動物園の充実（野毛山動物園のリニューアルに向けたプラン策定、子育て世代も楽しく過ごせる基本的な機能の先行整備）、2027年国際園芸博覧会の開催に向けた取組（今年を機運醸成元年と位置付け、戦略的な広報PR等の展開）、安全・安心で快適な公園整備（子どもが安全・安心で快適に利用できるよう、遊具等の改修・更新を拡充）、子育て世代の居住促進に向けたシティプロモーション（ウェブサイトの新規構築や各種媒体への記事出稿等による、子育て世代をターゲットとした居住促進の喚起）に取り組みます。

(5) 都市の持続可能性

脱炭素ライフスタイルの浸透（市民の行動変容（脱炭素ライフスタイルの浸透）に向け、児童・生徒向けの学校で活用しやすいデジタルコンテンツの作成）、カーボンニュートラルポートの形成促進（本牧ふ頭の公共岸壁における全国に先駆けた陸上電力供給設備の整備）に取り組みます。

■持続可能な市政運営の実現に向けて

明日をひらく横浜に向けて、政策・財政・行政を連動させながら段階的に強化していきます。令和5年度は「横浜市中期計画 2022～2025」「行政運営の基本方針」「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」「横浜DX戦略」の令和4年度に策定した、市政の礎となる方針に基づく取組に着手し、中期計画の実現に向けた第一歩となる施策・事業を盛り込み、推進します。

また、市民ニーズに答える行政サービスの最適化のため、1,235件、232億円を財源創出しました。持続的な行政運営の推進として意識改革、施策・事業評価制度の推進、市役所内部の更なる業務改革、公民連携強化による共創の推進、データを重視した政策形成の推進に取り組みます。

財政ビジョンに基づく財政運営の取組として市債を計画的に活用し、1,148億円を計上しました。減債基金の臨時的な活用を段階的に縮減するため、170億円の活用とし、令和4年度と比較して30億円縮減します。他にも、ファシリティマネジメントの推進に取り組みます。

横浜DX戦略を推進するため、行政手続きオンライン化の推進や新しい働き方改革の実現に向けた検討を行います。

■歳入について

市税収入は、令和4年度当初実収見込額に比べて181億円増となる8,639億円（対前年度比2.1%増）を見込んでいます。

主な税目では、個人市民税は、納税者数の増等による給与所得の増などにより110億円の増、法人市民税は、企業収益の増による法人税割の増など3億円の増、固定資産税は、土地の負担調整措置の影響による増や新增築家屋の増などにより、あわせて52億円の増となる見込みです。

また、市民税均等割の超過課税である横浜みどり税は、29億円を見込んでいます。

なお、ふるさと納税による税収影響額（減収額）は▲269億円を見込んでいます。

地方交付税については、国の予算等を踏まえ、普通交付税320億円、特別交付税10億円、合計330億円（対前年度比24.5%増）を計上しました。

県税交付金については、地方消費税交付金の増（82億円）などにより、総額で126億円増の1,268億円（対前年度比11.0%増）を計上しました。

国・県支出金について、国庫支出金は、障害者自立支援給付費等負担金の増（30億円）、保育・教育に係る給付の負担金の増（29億円）、生活保護費等負担金の増（20億円）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減（62億円）などにより、8億円増の4,018億円（対前年度比0.2%増）を計上しました。県支出金は、介護施設等の大規模修繕に合わせて行う介護ロボット・ICTの導入支援の増等に伴う地域医療介護総合確保基金事業費補助金の増（18億円）、法定給付の対象施設数等の増に伴う障害者自立支援給付費負担金の増（13億円）などにより、69億円増の1,106億円（対前年度比6.7%増）を計上しました。

市債については、「財政ビジョン」や「横浜市中期計画 2022～2025」における「4か年活用額：5,300億円」のもと、5年度は建設地方債は4年度水準を参考に活用するとともに、臨時財政対策債は地方財政対策や市税収入見込み等をもとに、過年度トレンドも踏まえて試

算し、合計1,148億円を計上しました。（対前年度比15.6%減）

その他の収入について、中小企業制度融資預託金元利収入の減（748億円）やみなとみらい21地区52街区における売払い終了に伴う土地売払収入の減（283億円）などにより、2,393億円となっています。（対前年度比28.8%減）。

■歳出について

人件費については、職員の定年引上げに伴う退職手当の減などにより、全体で62億円減の3,680億円（対前年度比1.6%減）を計上しました。

扶助費については、保育・教育に係る給付の増（64億円）、障害者支援施設等自立支援給付費の増（30億円）、出産・子育て応援金の給付による増（25億円）などにより、全体で250億円増の5,745億円（対前年度比4.6%増）を計上しました。

公債費については、元金が1,542億円、利子等が235億円となり、全体で1,777億円（対前年度比16.6%減）を計上しました。

行政運営費については、過年度融資実績を踏まえた中小企業制度融資事業費の減（748億円）などにより、全体で675億円減の3,749億円（対前年度比15.3%減）を計上しました。

施設等整備費については、消防本部庁舎及び小中学校整備等の事業スケジュールの進捗や、防災・減災への対応、市民生活に身近な道路や公園等の整備、公共施設の保全更新等、必要な公共投資を進めることにより、概ね4年度並みの1,985億円（対前年度比0.3%増）を計上しました。

繰出金については、職員の定年引上げによる影響の平準化に伴う財政調整基金積立金の増（99億円）などにより、全体で106億円増の2,086億円（対前年度比5.4%増）を計上しました。

表1 会計別予算 (億円、%)

会 計	令和5年度	令和4年度	増減率
一般会計	19,022	19,749	△ 3.7
特別会計	13,068	12,484	4.7
公営企業会計	5,919	5,842	1.3
総 計	38,008	38,074	△ 0.2
純 計*	31,050	31,612	△ 1.8

※ 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

表2 一般会計予算総括表

【歳入】 (億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			増△減	増減率
市 税	8,619	8,438	181	2.1
地方交付税	330	265	65	24.5
地方特別交付金	52	51	2	3.2
地方譲与税	87	86	1	1.1
県税交付金	1,268	1,143	126	11.0
国・県支出金	5,125	5,048	77	1.5
市 債	1,148	1,360	△ 212	△ 15.6
建設地方債 (計画値)	1,028	965	63	6.5
臨時財政対策債 (計画値)	120	395	△ 275	△ 69.6
その他の収入	2,393	3,359	△ 966	△ 28.8
合 計	19,022	19,749	△ 727	△ 3.7

注：各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

【歳出】 (億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			増△減	増減率
人 件 費	3,680	3,742	△ 62	△ 1.6
扶 助 費	5,745	5,495	250	4.6
行政運営費	3,749	4,424	△ 675	△ 15.3
行政推進経費	3,205	3,940	△ 736	△ 18.7
行政基盤経費	544	483	61	12.6
施設等整備費	1,985	1,979	6	0.3
市単独事業費	1,357	1,340	17	1.3
国庫補助事業費	629	639	△ 10	△ 1.6
公 債 費	1,777	2,130	△ 353	△ 16.6
繰 出 金	2,086	1,980	106	5.4
合 計	19,022	19,749	△ 727	△ 3.7

注：各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

表3 施設等整備費の状況 (億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増△減	増減率
一 般 会 計	1,985	1,979	6	0.3
特 別 会 計	541	598	△ 57	△ 9.5
公営企業会計	1,460	1,453	7	0.4

注：各項目で四捨五入をしているため、「増△減」と一致していません。

表4 会計別総括表 (億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減率
一 般 会 計	19,022	19,749	△ 3.7
特 別 会 計	13,068	12,484	4.7
国民健康保険事業費	3,230	3,201	0.9
介護保険事業費	3,287	3,185	3.2
後期高齢者医療事業費	918	900	1.9
港湾整備事業費	296	399	△ 25.9
中央卸売市場費	58	45	28.3
中央と畜場費	37	35	6.2
母子父子寡婦福祉資金	5	9	△ 42.6
勤労者福祉共済事業費	6	5	8.6
公害被害者救済事業費	0.4	0.4	0.7
市街地開発事業費	178	122	45.4
自動車駐車場事業費	4	5	△ 26.1
新墓園事業費	14	21	△ 33.7
風力発電事業費	1	1	3.3
みどり保全創造事業費	126	126	△ 0.3
公共事業用地費	63	51	22.6
市 債 金	4,846	4,377	10.7
公営企業会計	5,919	5,842	1.3
下水道事業	2,484	2,450	1.4
埋立事業	276	392	△ 29.7
水道事業	1,361	1,292	5.3
工業用水道事業	63	51	23.9
自動車事業	245	228	7.7
高速鉄道事業	976	935	4.4
病院事業	513	493	4.0
全会計総計	38,008	38,074	△ 0.2
(全会計純計)*	31,050	31,612	△ 1.8

※ 会計間で相互にやりとりする重複部分を除いた額

注：各項目で四捨五入をしているため、合計と一致していません。

令和5年度の主要事業

◇子育て世代への直接支援～誰もが安心して出産や育児ができるまち～

(単位：百万円)

事業名	事業費	説 明	局 名
小児医療費助成の拡充	11,156	中学校3年生までの医療費助成の所得制限や一部負担金を撤廃し、安心して医療機関を受診できる環境を整えます。(令和5年8月施行)	健康福祉局
出産費用に関する調査	15	本市における出産費用の実態把握に向けて、出産費用に関する調査・研究を実施します。母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を充実させます。	こども青少年局
保育・幼児教育の受入枠の確保	164,814	待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、ニーズの高い1・2歳児を中心に受入枠の確保(1,295人分)に取り組むとともに、一時保育等の拡充を実施します。	こども青少年局
保育・幼児教育を担う人材の確保	2,849	これまでの保育士宿舎借上げ支援、SNSを活用した「横浜で保育士として働く魅力」のPR強化、保育士資格取得支援に加え、潜在保育士の復職に向けた就労奨励金の交付等を実施します。	こども青少年局
はじめてのおあずかり券	196	誰もが気兼ねなく預けられることで育児負担の軽減を図ることを目的に、新たに赤ちゃんの生まれた世帯に無料で一時預かりを利用できる電子クーポン(24時間分)を配付し、保育所等での一時預かり利用のきっかけとなるようにします。	こども青少年局
子サポdeあずかりおためし券	217	横浜子育てサポートシステムについて、新たに赤ちゃんの生まれた世帯が会員として利用登録した際に無料券(8時間分)を配付します。更に、利用料を値下げするとともに、預かる方へ補助を行うことで利用を促進します。	こども青少年局
医療的ケア児等の受入環境整備	794	「医療的ケア児サポート保育園」として12園を新たに認定するほか、看護師雇用に対する経費等を拡充するなど、保育所・学校・放課後児童健全育成事業所等における医療的ケア児の受入れ環境の整備を進めます。	こども青少年局
多様な保育・教育ニーズへの対応(病児・病後児保育事業の充実)	20,633	保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、病児保育事業について現行の25か所から27か所に増設し、多様な保育・教育ニーズに対応します。	こども青少年局
放課後施策の充実	11,159	放課後キッズクラブや放課後児童クラブの利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めます。	こども青少年局

すべての生徒が満足できる中学校給食の実現	5,828	さくらプログラムの全校実施や、中学校給食の魅力を発信するプロモーションに積極的に取り組みます。また、円滑な配膳を行うための配膳室の整備など、全員給食に向けた準備を着実に進めます。	教育委員会事務局
教育の質の向上	10,771	横浜市学力・学習状況調査の実施により一人ひとりの学力の伸びを捉え、学力の向上に取り組みます。また、ICT支援員の派遣や、「認知能力(学力)」と「非認知能力(知的好奇心、共感性等)」の関連性の調査研究等、教育DXを一層推進します。	教育委員会事務局
グローバル教育の充実	2,194	市立学校の児童生徒を対象にした横浜市内に住む外国人宅での短期ホームステイや、国際交流型イベントなどを行う、はまっこ留学体験(ホームステイ)モデル事業を開始します。英語指導助手(AET)の質の確保に向けて単価を引き上げます	教育委員会事務局
安全・安心でより良い教育環境の整備	44,965	車いす使用等により階段の上り下りが困難な児童生徒が在籍している又は入学予定の学校に、エレベーターの設置を進めるなど、より良い教育環境に向けた整備を実施します。	教育委員会事務局
子育てDX(子育て応援サイト・アプリ(仮称)システムの開発)	309	スマホを通じて、子育て等に関する申請手続や情報等を保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供することで、行政手続の負担軽減による利便性の向上や、子育てに関する満足度等の向上を図ります。(令和5年度より一部運用を開始予定)	こども青少年局
子育てDX(地域子育て支援拠点関係システムの再構築)	250	地域子育て支援拠点関係システムの再構築を行い、会員証のデジタル化や利用登録申込など各種手続きのオンライン化による利便性向上を図ります。(令和6年4月運用開始予定)	こども青少年局

◇コミュニティ・生活環境づくり～未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち～ (単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
新たな図書館像の策定	45	図書館が、子育て世代をはじめ、すべての市民が居心地よく過ごせる場所であるとともに、まちの魅力づくりや魅力向上に貢献していくことを目指し、「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す、新たな図書館像(図書館ビジョン(仮称))を策定します。	教育委員会事務局
データを活用した通学路の交通安全対策	1,265	「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」に向け、ビッグデータを活用した予防保全型の交通安全対策に取り組みます。ETC2.0から収集した車両速度データ等を活用・分析し、ハード・ソフト両面で子どもの通学路の交通安全対策を進めます。	道路局 教育委員会事務局
まち普請の拡充「子育てプラス」	51	子育て支援拠点づくりなどで地域コミュニティの醸成を図るため、市民主体の施設整備に助成を行うヨコハマ市民まち普請事業について、「子育てプラス」として助成件数などを拡充します。	都市整備局
地域防犯活動への支援	43	自治会町内会が設置する地域防犯カメラ設置費用の補助件数を大幅拡充(R4:100台⇒R5:150台)するなど、安全と安心につながる地域づくりのため、自治会町内会の皆様が行う地域防犯活動を強力に支援します。	市民局

◇生産年齢人口流入による経済活性化～住居・交通・仕事において便利で選ばれるまち～ (単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
子育て住まいサポート	186	マイホーム購入時の支援(省エネ住宅購入・住替え補助(省エネ性能のより高い住宅※など100戸を対象に、最大100万円/戸の補助)のモデル実施)を行います。さらに、賃貸住宅の支援(家賃減額補助の拡充)など、切れ目のない住宅支援を行うことで、子育て世代の転入・定住を促進し、住みやすいまちづくりを進めます。	建築局
地域の総合的な移動サービスの検討調査	264	多様な移動ニーズに対応するため、市内各地で実施している地域交通の実証実験から得られるデータや、ICカード化した敬老パスの利用実績等も踏まえながら、敬老パス制度も含め、持続可能な地域の総合的な移動サービスの検討を進めます。	都市整備局 健康福祉局
「都市づくり戦略」の策定	28	多くの人や企業を呼び込み、本市の魅力向上につなげるため、都市計画マスタープランの改定に合わせ、土地利用制度の見直しや規制緩和等の取組に関する戦略を策定します	都市整備局
スポーツ・文化の融合による新しい賑わい創出	711	国際スポーツ大会や国内大規模スポーツ大会、現代アートの国際展「第8回横浜トリエンナーレ」などを開催します。また、大規模集客イベントを活用した回遊促進と賑わい創出に、データの取得・分析を通じて戦略的に取り組みます。	にぎわいスポーツ文化局
子育て分野のスタートアップの推進	175	子育て・モビリティを重点分野として、スタートアップの創出と成長を強力に後押しします。また、海外スタートアップの受入体制強化や大学発スタートアップの創出支援により、スタートアップの支援を拡充します。	経済局

◇まちの魅力・ブランド力向上～いつまでも愛着をもって過ごせる魅力的なまち～ (単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
動物園の充実(野毛山動物園リニューアル)	335	より魅力ある動物園に向け、プロジェクトチームによる野毛山動物園の充実に取り組みます。令和5年度は、リニューアルプランを策定するとともに、ふれあいの場や休憩施設の充実など、子育て世代も楽しく過ごせる基本的な機能を先行整備します。	環境創造局
2027年国際園芸博覧会の開催に向けた取組	744	国際的な花き園芸の普及発展に加え、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を目指すためのショーケースとして新しいメッセージを発信していく、グリーンエキスポと呼べる博覧会の開催に向けて、今年を機運醸成元年と位置付け、戦略的な広報PR等を展開し、一層の認知度向上を図っていきます。	都市整備局

安全・安心で快適な公園整備	15,448	身近な公園において、子どもが安全・安心で快適に利用できるように、遊具等の改修・更新を拡充（R4.50公園⇒R5.80公園）して実施するなど、着実に公園整備を推進します。	環境創造局
子育て世代の居住促進に向けたシティプロモーション	100	ウェブサイトの新規構築、メディアへの働きかけ、各種媒体への記事出稿等により、子育て世代をターゲットとした居住促進を喚起します。	政策局

◇都市の持続可能性 ～将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまち～

(単位：百万円)

事業名	事業費	説明	局名
脱炭素ライフスタイルの浸透	83	市民の行動変容（脱炭素ライフスタイルの浸透）に向けて施策を推進します。児童・生徒に向け、学校で活用しやすいデジタルコンテンツを作成します。	温暖化対策統括本部
カーボンニュートラルポートの形成促進	210	本牧ふ頭の公共岸壁において、全国に先駆け陸上電力供給設備の整備を行うなど、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を実施します。	港湾局 温暖化対策統括本部

第 3 章

市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

横浜市民意識調査

政策局政策課
令和 5 年 3 月報告

■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面から捉え、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 4 年 5 月 25 日から 6 月 16 日にかけて、市内に居住する満 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む。）に調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 51.4 パーセント（2,572 人）でした。

■調査結果の概要

1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1 位「地震や台風などの災害対策」、2 位「高齢者福祉」、3 位「病院や救急医療など地域医療」でした。

2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」と回答した人が 54.2 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 38.5 パーセント、「景気や生活費のこと」が 25.8 パーセントでした。

3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 72.5 パーセント、転居の意向のある人は 14.3 パーセントでした。

■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に活かしていきます。また、報告書を図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminishiki/>

横浜市市民協働推進委員会答申

横浜市市民協働推進委員会
令和5年3月
委員長 鈴木 伸治

■機関等の概要

横浜市市民協働推進委員会は、横浜市市民協働条例第17条の規定に基づき、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置しています。

■背景と経過

横浜市市民協働条例附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と定めています。

令和4年6月20日に、令和元年度から令和3年度までの取組への評価、及び今後の横浜の市民協働のあり方についての意見とりまとめについて諮問し、令和5年3月23日付で答申をいただきました。

■答申等の概要

- 1 令和元年度から令和3年度までの取組への評価
前回答申の5つの視点「協働の範囲を広く捉える」「分野を超えた連携を図る」「協働の裾野を広げる」「協働の実践を通じて人材を育てる」「協働モデルの蓄積」に基づき、評価をいただきました。
- 2 今後の横浜の市民協働の基本的方向性
データに基づいた現状分析と3年間の取組における

課題を踏まえ、今後の市民協働のあり方について、「3つの提案」が示されました。

提案1 地域情報の一元化・一覧化

デジタル技術を積極的に活用した地域活動団体の紹介に加え、活動している場所や活動内容、参加方法、手伝いを求める内容など、地域情報の一元化・一覧化を図ることで、必要な情報にたどり着けるような支援や、テーマや分野を超えた横断的な活動ニーズとシーズのマッチングを促す必要がある。

提案2 しなやかな組織運営

自治会町内会の仕事を細分化し、分担制やボランティア制を導入することで、多世代が参加する地域運営や、NPO法人等の多様な主体と連携・協働する取組が進み、担い手不足の課題に対応できる可能性が生まれる。

提案3 つなぐ力の強化

中高生・大学生や現役世代など、新たに活動に参加したいと思った市民を実践に結びつけるためには、中間支援組織の人材育成機能やつなぐ力（コーディネート力）を高める必要がある。

■答申等に対する行政対応

市民をはじめ多様な主体との協働・共創に取り組みながら事業を進めることは、全ての市職員に欠かせない視点であり、答申で示された提案を広く周知し、積極的に協働・共創の推進に取り組んでいくよう働きかけていきます。

第13次横浜市消費生活審議会報告

「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止についての意見～自然災害や感染症拡大時における消費者の安全安心を確保する体制の構築～」

横浜市消費生活審議会
令和4年9月
会長 田中 誠

■機関等の概要

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、市民の安全で快適な消費生活を実現するため、消費生活に関する重要事項について審議等を行う目的で市長の附属機関として設置されました。委員は学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されています。

■背景と経過

近年増加している豪雨・台風・大地震などの大規模な自然災害発生時、また新型コロナウイルス等による感染症拡大時といった緊急時における、消費者被害・トラブルの未然防止及び拡大防止に向けた対応策の検討は、本市においても喫緊の課題です。

第13次横浜市消費生活審議会において、緊急時における消費生活相談の現状を踏まえながら議論を重ね、「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の

防止」について、令和4年10月に提言をいただきました。

■答申等の概要

緊急時における消費者被害やトラブルの未然・拡大防止に関し、横浜市が対策を検討・実施しておくべきことについて「平時から、緊急時に対する意識を高め、備えを促す」を基本的な考え方とし、対応の方向性として提言を4つにとりまとめています。

- ①「平時における消費者教育の推進」
- ②「緊急時における消費者への適切な情報提供」
- ③「消費者行政以外の機関等との連携強化」
- ④「緊急時に備えた相談体制の整備」

■答申等に対する行政対応

第13次の提言を踏まえ、今後は総務局の緊急対策課と連携しながら、地域防災拠点や拠点運営委員会を通じた情報発信・啓発、防災担当で所有している情報発信ツールの活用など、災害発生時などの緊急時に備えた消費者教育や情報発信の手段について検討し適宜実施していく予定です。

社会環境の変化や世帯・価値観の多様化に対応した今後の住宅政策の展開 について～横浜らしい豊かな住生活の実現に向けて～

第7次横浜市住宅政策審議会
令和4年5月10日
会長 大江 守之

■機関等の概要

横浜市住宅政策審議会は、本市の総合的かつ長期的な住宅政策に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置されるものです。第7次審議会では、「社会環境の変化」、「住宅ストック」、「居住者・コミュニティ」、「マンション」の専門部会を設置し、全体会4回、専門部会6回の審議を行いました。

■背景と経過

横浜市では、2012（平成24）年3月に、住宅政策の指針となる「横浜市住生活基本計画」を策定し、市民の皆様の生活を支える基盤である住まい・住環境の安全・安心や魅力の向上に向けた様々な取組を進めてきました。

2018（平成30）年2月に、計画の改定を行いました。現在の横浜の住生活を取り巻く状況は、さらに大きく変化しています。自然災害が頻発・激甚化するとともに、急速な技術革新・DXが進展し、脱炭素社会の実現に向けた対策も加速化しています。また、共働き世帯や単身高齢者世帯の増加などの世帯構成の変化に加え、コロナ禍を契機とした働き方やライフスタイルの変化が生じています。

このような横浜の住生活を取り巻く社会環境の変化や世帯・価値観の多様化に適応しながら先人達が築いてきた魅力・資源を生かして、横浜を次の世代につないでい

くためには、住まいや住環境の安全・安心や魅力をさらに高め、子育て世代をはじめとした、一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまちを実現する必要があります。

このため、本審議会では、多様な市民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、本市の総合的かつ長期的な住宅政策に関する審議を行いました。

■答申等の概要

3つの視点（1～3）、7つの目標（①～⑦）を答申いただきました。

- 1 「社会環境の変化」の視点：①新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした、豊かな住宅地の形成②災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
- 2 「居住者・コミュニティ」の視点：③多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成④住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実
- 3 「住宅ストック」の視点：⑤脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成⑥マンションの管理適正化・再生円滑化の推進⑦総合的な空家等対策の推進

■答申等に対する行政対応

「横浜市住生活基本計画」を、2031（令和13）年度を目標年次とした「横浜市住生活マスタープラン」として改定しました。

第33期横浜市社会教育委員会議提言 —視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に 基づく取組の方向性について

第33期横浜市社会教育委員会議
令和5年2月
第33期横浜市社会教育委員会議議長 牧野 篤

■機関等の概要

横浜市社会教育委員会議は、社会教育法、横浜市社会教育委員条例に基づき設置される附属機関です。各期で社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。

■背景と経過

誰もが読書できる社会を目指して、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）が施行されました。

横浜市においても、早急に読書バリアフリー法に基づく取組を進める必要があることから、第33期横浜市社会

教育委員会議では「読書バリアフリー法に基づく取組の方向性」をテーマに議論いただきました。

■答申等の概要

横浜市の特徴や、インクルーシブ教育などの視点も踏まえて、多様な主体との連携・協働を推進しながら、4つの重点取組を行うものとします。

- 1 連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作
- 2 インターネットサービスの利用促進
- 3 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成
- 4 効果的な広報・啓発戦略

■答申等に対する行政対応

提言の内容を「第三次横浜市民読書活動推進計画」（令和6年度策定予定）に盛り込み、読書バリアフリー施策を検討・実施していきます。

第 4 章

市政の仕組み

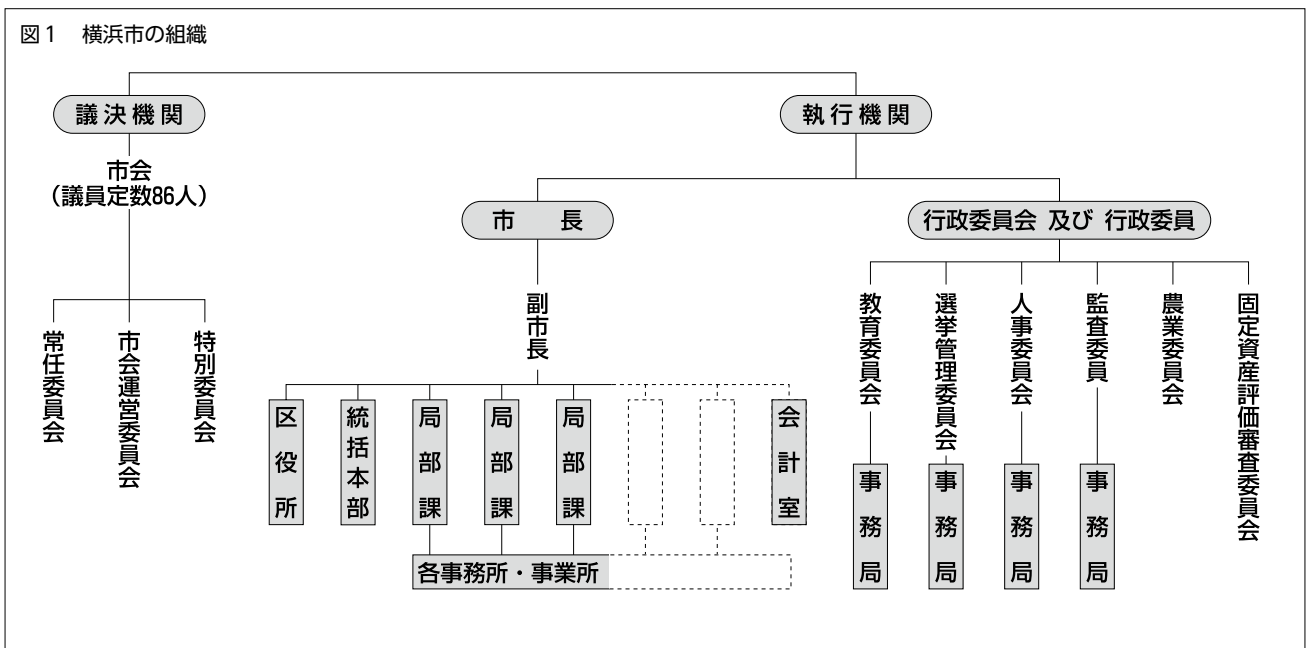
市政を運営するための組織は、市の意思を決定する議決機関とそれを執行する執行機関からなっています。議決機関としての市会は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれた議員により構成され、議員全員による本会議と部門ごとに審査を行う委員会によって運営されています。

執行機関は、民主的で公平な行政運営を図るため、市長、行政委員会及び行政委員（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）により構成され、その権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら市政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を所轄し、相互の間にその権限について疑義が生じた場合は、これを調整しています。

議決機関である市会と執行機関である市長は、独立対等の地位にあり、相互にチェック・アンド・バランスの関係にあります。また、その職務権限についてもそれぞれ直接市民の皆さんに対して責任を負います。

図1 横浜市の組織





市会本会議場

は、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員の定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。

議員は原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。

常任委員会は、市会閉会中（会期以外の期間）にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派（所属議員5人以上）の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。

また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件（市会の議決によって定められた市政の特定の問題）について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。

現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。

また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

○各特別委員会の付議事件

1 大都市行財政制度特別委員会

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

2 基地対策特別委員会

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

3 減災対策推進特別委員会

減災及び防災対策の推進に関すること。

4 新たな都市活力推進特別委員会

オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。

5 健康づくり・スポーツ推進特別委員会

運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。

6 郊外部再生・活性化特別委員会

都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。

7 デジタル化推進特別委員会

行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。

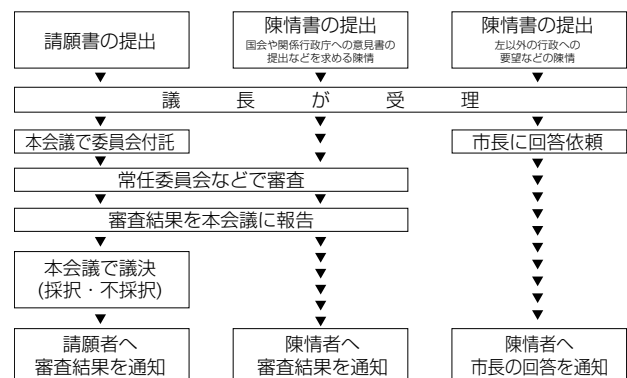
■市民と市会

請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を市会議長あてに提出することができます。請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願・陳情の受付時期は、各定例会初日（当初議案を

図3 請願・陳情審査の流れ



上程する本会議日)の5日前(郵送の場合必着)ですが、受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。提出された請願書・陳情書の審査方法は、図3のとおりです。

なお、法令等又は公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがあります。

記録の閲覧

本会議の会議録及び常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会の記録は、市会図書室、市民情報センター、中央図書館、各区図書館、横浜国立大学学術情報センター及び市会ホームページで閲覧できます。

※なお、閲覧を開始する時期等は、会議によって異なりますので、詳細については、議会局までお問い合わせください。

本会議等の傍聴

本会議は公開されており、誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に市会議事堂3階の傍聴受付で先着順に傍聴券の交付を受けます(本会議場傍聴席数:216席<うち車椅子スペース8席>)。

また、委員会も傍聴することができます。傍聴手続は本会議の傍聴と同様ですが、傍聴受付開始前に希望者が定員を超えた場合には抽選となります。

市会を身近に感じ、議会や政治により一層興味を持っていただくための取組として、市内の学校に通う児童・生徒を対象とした本会議傍聴を実施しています。

インターネット中継

本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会、市会歓迎行事等について、インターネットでの生中継と録画配信を実施しており、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から視聴することができます。

また、市会議事堂や各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会等の生中継を実施しています。

広報番組・動画

各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)や、「横浜市会 新春語り初め」を制作し、tvk(テレビ神奈川)及び市内に放送網を持つケーブルテレビ(7局)で放映しています。

また、新年度予算案に対する考え方などを議員がお伝えする動画「予算市会の焦点」を制作しています。

各動画は市会ホームページに掲載しています。

ホームページ

市会の仕組み、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を掲載しています。

横浜市会 Facebook

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。

横浜市会 X (旧 Twitter)

市会日程やインターネット中継などの市会ホームページの掲載情報及び横浜市会からのお知らせをX(旧Twitter)で発信しています。

*横浜市会アカウント @yokohama_shikai

ヨコハマ議会だより

議会広報紙「ヨコハマ議会だより」は、定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。自治会・町内会等を通じて各世帯へ配布するほか、区役所や市内のPRボックスでも配布しています。

また、点字版・CD版・デージー版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。

市会のしおり

「市会のしおり」は、議会について分かりやすく解説するパンフレットで、市会の仕事、市会の構成及び市会議員名簿などを掲載しています。市役所市民情報センター、区役所広報相談係で配布しています。

市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、公共交通機関、市立学校などに掲出しています。

市長と補助機関

■市長

市長は市政全般を総括し、市を代表します。市長が管理執行する事務は、①住民の安全、健康、福祉の保持や保育所・公園等各種施設の設置管理など市の事務(自治事務)②国や県が本来果たすべき役割にあるが、利便性や効率性のため、法令により市が行う事務(法定受託事務)があります。市長は、これらの事務を処理するため、必要な内部組織を設け、また、この権限に属する事務を職員に委任し、または臨時に代理させることができます。

■補助機関

市長の権限に属する事務を処理するため、市長の補助機関として、副市長、会計管理者、統括本部長、局長、区長のほか、事務職員、技術職員その他職員が置かれています。

副市長は、市長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、市長に事故があるときまたは市長が欠けたときは、その職務を代理する最高の補助機関で、現在4人置かれています。

会計管理者は、市長が任命し、市の現金、物品等の出納その他の会計事務を担当しています。

統括本部長、局長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、主管の事務を処理しています。

区長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、市長の権限に属する事務、戸籍事務など法令により直接委任された事務を処理しています。

なお、事務の執行機関として2つの統括本部と20の局、18の区役所、1つの室を置いています。

行政委員会と行政委員

市長以外の執行機関として、委員会と委員が設けられ、複雑多岐にわたる行政の中で、特に公正中立の立場を必要とする領域、または、専門性の高い領域の事務を、公選の長から独立した権限をもって執行しています。

地方自治法に基づき、横浜市に設置されている委員会と委員は次の6つです。

■教育委員会

教育委員会は、教育の中立性を保持し、学校教育・生涯学習等の振興を図るため、設置された執行機関です。市長が議会の同意を得て任命する教育長及び5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。

毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催し、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育に関する指導、教材等の整備、教職員の配置などに関する事項、生涯学習等に関する事項を審議・決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統轄の下に事務局が置かれています。

■選挙管理委員会

民主政治の基盤である選挙は、公正中立な機関によって、適正に行わなければなりません。そこで、市長から独立した地位と権限を持つ執行機関として、選挙管理委員会が設置され、その委員会は、選挙権を有する者のうちから、市会で選挙された4人の委員で組織され、任期は4年です。

選挙管理委員会は、各種の選挙を適法かつ適正に執行するとともに、市民の皆さんの一人ひとりが選挙に関心を持ち、有権者としての自覚に基づいて積極的に投票に参加するよう、日頃から啓発活動を行っています。なお、その事務を処理するため、事務局が置かれています。また、各区にも同様に選挙管理委員会が置かれています。

選挙

1 選挙人名簿

選挙権は、日本国民で満18歳以上の全ての人に与えられていますが、投票するためには選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月（定時登録）と選挙の際（選挙時登録）に、住民基本台帳の記録に基づいて区の選挙管理委員会が行い、在外選挙人名簿の登録は、主に、本人から在外公館を経由して区の選挙管理委員会に申請することにより行われます。名簿登録者数は表3のとおりです。

表3 名簿登録者数 (単位：人)

名簿の種類	総数	男	女
選挙人名簿	3,131,359	1,542,834	1,588,525
在外選挙人名簿	4,793	2,198	2,595

令和5年6月1日現在

2 選挙執行状況

令和5年4月9日に統一地方選挙が執行されました。

啓発

1 常時啓発

少子高齢化の進展と若年層を中心とした政治・選挙離れが続いている中で、若年層の有権者を増やし、若い世代の政治参加を促進させるために平成28年の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

それを受けて学齢期を含め、早い段階からの主権者教育の推進を図っていくために横浜市教育委員会と連携し、出前授業の実施など小・中・高・特別支援校での取組を進めています。

また、若年層への働きかけとして、二十歳の市民を祝うつどいにおいて、二十歳を迎えた有権者を対象に、選挙の知識やルールを掲載した小冊子「はたちの投票 Book」の配布等を実施しました。

さらに、ホームページやX（旧Twitter）による選挙情報の発信のほか、選挙や投票を考えてもらうきっかけづくりとして、若い世代のトレンドであるWEB広告による情報発信などを実施しています。

そのほか、市・区明るい選挙推進協議会の自主事業を助成しています。

2 選挙時啓発

選挙時には、有権者に投票日や期日前投票等について周知し、投票参加を広く呼びかけるため、集中的に啓発を実施しています。また、明るい選挙推進委員や推進員の協力を得て、市内全区で啓発を展開する等、関係機関と連携した各種啓発を幅広く実施しています。

■人事委員会

人事委員会は、人事給与制度に関する調査・研究や職員の採用等の事務を、中立的かつ専門的な視点で処理するために設置された執行機関です。

人事委員会は、市長が議会の同意を得て任命する3人の委員で組織され、委員の任期は4年です。また、その事務を処理するため、事務局が置かれています。

給与に関する報告及び勧告

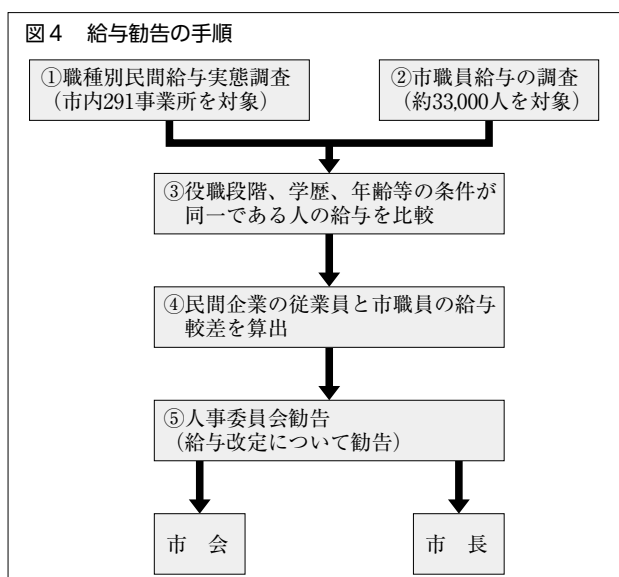
市職員の給与は、職務と責任に応じ、国、他の自治体の職員や民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることとなっています。職員は全体の奉仕者として労働基本権の制約を受けるため、その代償として、人事委員会が毎年、市内民間企業を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、民間給与と本市職員給与を比較した上で、市会と市長に対し職員の給与水準等について報告し、必要に応じて給与改定等を勧告することとなっています。

公平審査

人事委員会は、中立、公正な第三者機関として、地方公務員法に基づき、不利益処分についての審査請求（職

表4 令和4年度の実施結果

	種類	区分	第一次試験・選考日	受験者(人)	最終合格者(人)
職員の採用試験・選考	大学卒程度 【技術先行実施枠】	土木、建築、機械、電気	4月17日	217	111
	大学卒程度等	事務、社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、衛生監視員、保健師、消防、消防(救急救命士)、学校事務	6月19日	3,200	626
	高校卒程度、 免許資格職など	事務、土木、機械、電気、水道技術、保育士、司書、栄養士、学校栄養、消防、消防(救急救命士)	9月25日	1,014	153
	社会人	事務、社会福祉、心理、デジタル、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視員(獣医師免許所持者)、保健師、保育士	9月25日	957	115
	障害のある人を対象	事務A、事務B、事務C、学校事務	9月4日	252	16
	就職氷河期世代を対象	事務	9月25日	273	5
係長・消防司令昇任試験	係長(事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視、保健師、保育士)、消防司令		8月28日	1,501	229



員の身分を保障するための制度)や勤務条件に関する措置の要求(職員の経済上の諸権利を確保するための制度)の審査を行っています。

また、勤務条件等に関して、職員からの相談を受ける職員相談を実施しています。

職員の採用試験・選考

職員の採用は、地方公務員法に定める成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

令和5年度に人事委員会が実施している職員採用試験・選考を大きく分けると ①大学卒程度等採用試験 ②高校卒程度、免許資格職など採用試験 ③社会人採用試験 ④障害のある人を対象とした採用選考 ⑤就職氷河期世代を対象とした採用試験の5種類です。

大学卒程度等の採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が22歳から30歳までの人を対象とした試験です。該当する年齢の人は、学歴・職歴にかかわらず受験することができます。

高校卒程度、免許資格職などの採用試験を、受験することができる年齢は、各試験区分によって異なります。

社会人採用試験は、採用年度の4月1日現在で原則、年齢が31歳から60歳までの人で、一定の経験を有している人を対象とした試験です。それぞれの区分によって

必要な経験は異なります。

障害のある人を対象とした採用選考は、身体障害、知的障害又は精神障害のある人を対象とした選考です。受験資格は選考区分によって異なります。

就職氷河期世代を対象とした採用試験は、令和6年度の4月1日現在で年齢が38歳から53歳までの人を対象とした試験です。

なお、各試験の資格・免許を必要とする区分は、それぞれの職種に必要な国家資格や免許を有する人又は取得見込みの人が対象です。

このほか、各局の協力により各種の採用選考も実施しています。

職員の昇任試験・選考

職員の昇任は、採用と同様に成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

特に、係長への昇任については、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために、昭和30年度から責任職への選抜登用制度として係長昇任試験を実施しています。この試験は、意欲と能力のある人が昇任できる制度として、自己研鑽や職場における士気の高揚に役立つなど横浜市の人事行政上重要な役割を果たしています。また、平成21年度から、試験に加え選考により昇任者を選抜するという、いわゆる「試験・選考併用制度」を導入しています。

■監査委員

監査委員は、地方自治行政における公正と効率の確保という見地から地方自治法に基づいて設置されている執行機関で、市長が議会の同意を得て選任する、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者3人と議員2人からなる5人の委員によって構成されています。

なお、その事務を処理するため、事務局が設置されています。

監査委員は、市の行政が法令等に適合し、最少の経費で最大の効果を発揮するよう運営されているか、という事務処理の合規性、経済性、効率性等の確保を主眼として、各種の監査を実施しています。

この監査結果は、その都度、市長と議会に報告するとともに、市報に登載し公表しています。

監査結果に基づいて市長等が措置を講じたときは、そ

の旨を監査委員に通知することとされており、監査委員は当該通知に係る事項を市報に登載し公表しています。

主な監査委員監査とその内容については次のとおりです。

- (注) 1 法令名の略語は、次のとおり
「法」……………地方自治法
「公企法」……………地方公営企業法
2 法令の条項等は、次のように省略して記載
(例)「150⑤」は「第150条第5項」を表します。

内部統制評価報告書審査「法150⑤」

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

財務監査「法199①」

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

行政監査「法199②」

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

財政援助団体等監査「法199⑦」

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務（当該財政的援助等に係るものに限る。）が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査するものです。

決算審査「法233②、公企法30②」

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査するものです。

現金出納検査「法235の2①」

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月、例日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査するものです。

基金運用状況審査「法241⑤」

市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものです。

健全化判断比率等の審査「地方公共団体の財政の健全化に関する法律3①、22①」

市長から審査を求められた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査するものです。

住民監査請求に基づく監査「法242」

市民の皆さんから市の職員等による違法又は不当な財

務会計上の行為又は怠る事実について、その事実を証する書面を添えて監査の請求があったときに、その請求に係る事項について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったかを監査するものです。

（外部監査契約に基づく監査）

監査委員による監査とは別に、市長が、横浜市の組織には属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）と外部監査契約を締結して監査を受ける外部監査制度（法252条の27以下）があります。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については毎会計年度、市長は外部監査契約を締結し、外部監査人は監査を実施しなければならないこととされています。

■農業委員会

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件の審査、遊休農地の調査・指導など農地に関する事務を執行するために設置された執行機関です。

横浜市では、中央農業委員会と南西部農業委員会の二つの農業委員会があり、委員の任期は3年です。

■固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者の不服を審査するために設置された執行機関です。

委員は、市民の皆さんや学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年です。横浜市では、18人の委員が選任され、審査は、3人の委員で構成する合議体で行っています。

行政区

■行政区の意義

行政区とは、大都市に関する特例の一つで、地方自治法第252条の20では「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」とされています。

行政区は、次のような意義を持っています。

都市が発展する中で市域の拡大、人口の増加が進みますが、それに伴い行政機構が多様化し、行政事務も専門化していきます。その結果、市民の皆さんと行政の距離が遠くなるなどの状況が生じます。

こうしたことを避けるために、生活圏などを考慮し、市内の区域を分けて区を設け、市民の皆さんと密接な関連のある事務事業を区長が行うことで、広域化した大都市においても、市内の各地域の実情に応じたきめ細かな行政を確保しようとするものです。

■行政区の性格と機能強化

指定都市の行政区は、特別地方公共団体として法人格や公選制の区長を持つ東京都の特別区とは異なっています。

区長は市長によって任命され、取扱事務には、市長の補助機関として執行する事務、市長からの委任を受けて行う事務、法令によって直接区長に委任されている事務などがあります。また、横浜市では、行政区の予算は市(局)から配付され、事務執行については市長の指揮監督を受けています。

横浜市では、市としての一体性を確保しながらも、市民の皆さんの要望や地域の課題に的確に対応するため、行政区における予算の編成・執行、事業の企画・立案などの機能や権限の強化に取り組んでいます。

■横浜市の行政区の沿革

横浜市の市制は、明治22年、現在の中区及び西区のうち本牧、根岸を除いた区域と約12万人の人口をもって施行されました。その後数次にわたる市域拡張を経て、昭和2年に区制が施行され、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の5区が設置されました。

昭和14年に、周辺町村との合併によって、人口は約87万人、市域はほぼ現在の区域になるとともに、港北区と戸塚区の2区が設置され、7区制となりました。また、戦時体制下の昭和18年には中区から南区が、昭和19年には西区が分離誕生しました。

昭和23年には、磯子区から金沢区が分離誕生し、10区制となりました。この10区制はその後20年間続きましたが、その間に市の人口は飛躍的に増加し、昭和23年当時86万人であったものが、昭和43年には200万人を超え、都市構造も大きな変貌を遂げました。

特に、南区、保土ヶ谷区、港北区及び戸塚区の郊外4区では、田畑が広がっていた地域や緑に覆われていた丘陵地帯の宅地化が急激に進行したため、昭和44年に再編成を行い、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ誕生し、14区制となりました。

その後も人口は郊外区を中心に引き続き増加したため、特に戸塚区は、人口・面積ともに横浜市行政区中最大となり、人口では相模原市、横須賀市に匹敵する規模になりました。

そこで、規模増大に伴う諸問題を解消するため、昭和61年に戸塚区の再編成を行い、新たに栄区、泉区が誕生して16区制となりました。

この結果、平成2年には港北区と緑区が人口・面積ともに全16区中1、2位を占め、人口は全政令指定都市の中でも最大規模になりました。

また、港北ニュータウンの進展・地下鉄3号線の開通などにより、一層の人口の増加と都市機能の集積が進んだため、平成6年、港北区及び緑区の区域を再編成し、新たに青葉区及び都筑区が誕生しました。

以降、横浜市は18区制となり現在に至っています。

■区役所が目指すこと

横浜市では、全市的に取り組む分野は局が担い、また、市民生活に密着した区域の課題は、身近な区役所で区長が先頭となって解決していくよう、他の指定都市に先んじて様々な区役所機能の強化に取り組んできました。

近年の少子・高齢化の急速な進展などによる市民の皆さんの意識やライフスタイルの変化に伴って、市民生活の課題はますます複雑化・多様化しています。

横浜市の区役所は、市民の皆さんに最も身近な「地域の総合行政機関」として、今後も幅広く、質の高い行政サービスの提供に努めていきます。また、地域で活動する様々な団体や市民の皆さんが連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を推進する「地域協働の総合支援拠点」として、地域支援に取り組んでいきます。

主な区の機能強化のあゆみ

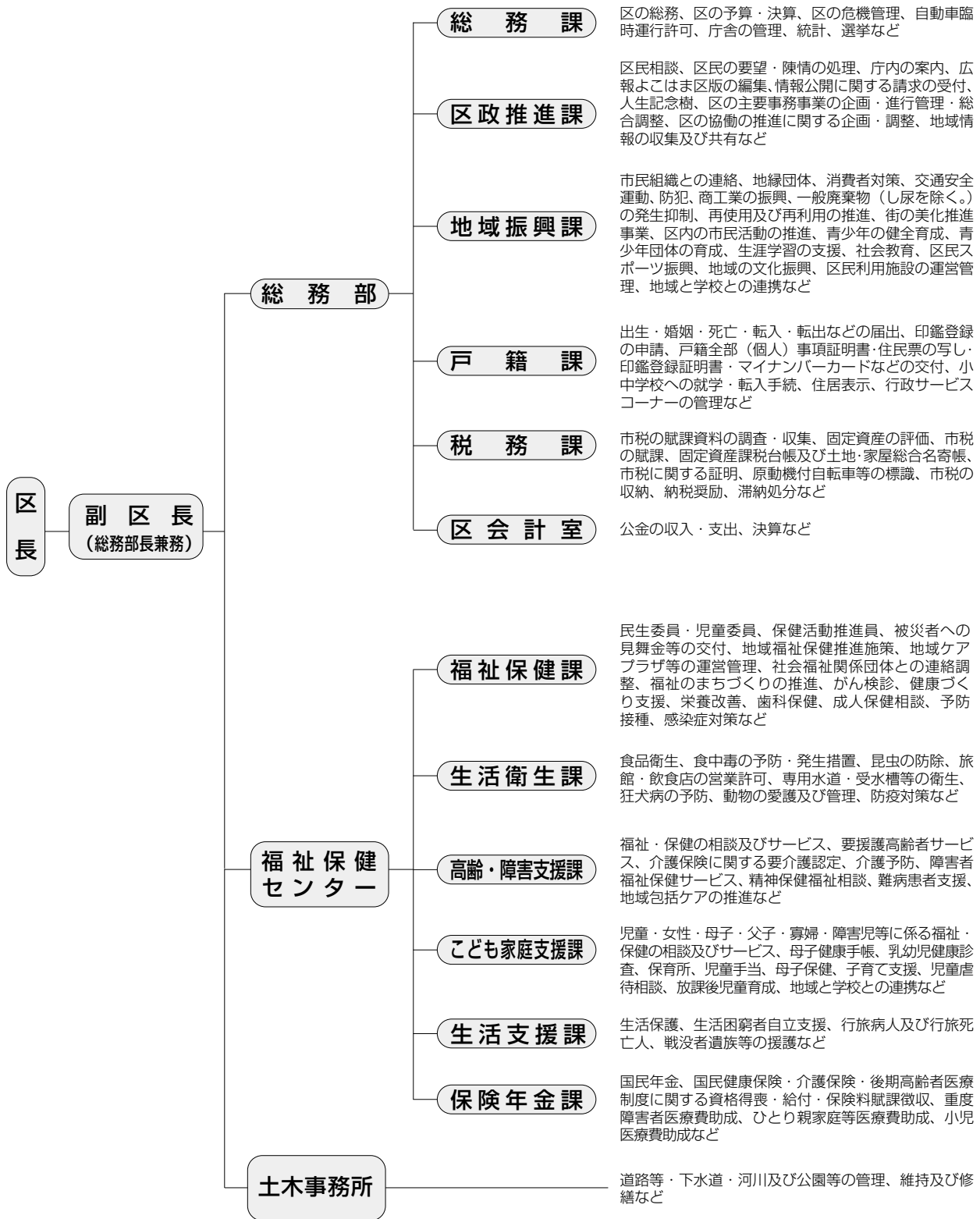
年度	概要
平成	
6	【地域の総合行政機関としての区役所の実現】 ・個性ある区づくり推進費の創設 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に増額し、地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
13	・福祉保健センターの設置 福祉事務所と保健所を統合し、福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
16	・副区長の設置 ・区長による自律的な組織機構の組み換え 必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施 ・区役所への市立保育所の編入 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
17	・区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
19	・土曜開庁の全区展開 戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部業務について、第2・第4土曜日に取扱い ・健康危機管理機能の強化 18保健所から1保健所18保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
21	【地域協働の総合支援拠点】
22	・地域力推進担当の設置 市民主体による地域運営、協働による課題解決のための地域力向上を推進
25	・就労支援窓口「ジョブスポット」の開設 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化
27	
28	・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行 区役所が分掌する事務に加え、「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の役割や、区局連携・調整に関する事項を規定 ・区提案反映制度の創設 区役所のみでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応

第 5 章

18区のプロフィール



- 鶴見区
- 神奈川区
- 西区
- 中区
- 南区
- 港南区
- 保土ヶ谷区
- 旭区
- 磯子区
- 金沢区
- 港北区
- 緑区
- 青葉区
- 都筑区
- 戸塚区
- 栄区
- 泉区
- 瀬谷区



本市では、地域において市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各区の地域特性などを反映し、必要に応じて区役所組織機構を一部組換えています。



平成3年2月14日制定

鶴見区

昭和2年10月1日創設
〒230-0051
鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL 045-510-1818(代表電話)
FAX 045-510-1891



人口	295,504人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	147,821世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	33.23 km ²	(令和5年4月1日現在)
区民の花	サルビア	(平成3年11月15日制定)
区の木	サルスベリ	(平成9年10月4日制定)
区のマスコット	ワックン	(区制60周年を記念して 昭和63年1月制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/>

あゆみ

鶴見区は、昭和2年10月1日、横浜市の区制施行により誕生しました。

区域では、江戸時代から、鶴見川の水運や東海道を往来する人々によって、川筋や街道筋がにぎわっていました。

大正に入って本格化した河口域の埋立てや京浜運河の整備により、日本の重化学工業を支える大規模工場の進出が相次ぎ、多くの勤労者が住む京浜工業地帯のまちとして発展してきました。

また、戦後の高度経済成長とともに、丘陵部を中心に急速な宅地化が進み、住宅地としての市街地が形成されていきました。

現在の鶴見区は、工業都市としてばかりでなく、商業都市、住宅都市としての顔も兼ね備えています。

4年後の令和9年には区制100周年を迎えます。

現況

鶴見区は、現在約29万6千人の人口を擁し、うち約21人に1人が外国人という国際色豊かなまちです。鶴見駅周辺地区では、公益施設、商業・業務施設、ホテル、住宅など、多様な機能が集積された市街地再開発事業が進められました。

住宅地が連なる市街地や、斜面樹林を背景と

する神社仏閣が点在する「丘のまち」では、緑豊かな住環境の維持・向上を図るとともに、自然や歴史を生かしたまちづくりが進んでいます。

鶴見川を中心とした「川のまち」では、工場から住宅への利用転換が進み、また、外国人が多く住む国際色豊かな地域でもあり、鶴見川は多くの区民が散歩などで親しむ鶴見区のシンボルとなっています。

臨海部の「海のまち」では、産業集積地にふさわしい環境整備を進めていき、区民や在勤者及び来街者の憩いの場が一体となった、国際貿易港横浜の役割の一翼を担うエリアとして、再編整備を進めます。



鶴見区マスコットキャラクター「ワックン」

令和5年度

鶴見区運営方針



鶴見区のマスコット ワックン

I 基本目標

いつまでも住み続けたいまち 鶴見

「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」のもと、鶴見区では、将来にわたり誰もが「いつまでも住み続けたいまち」となることを目指します。

II 目標達成に向けた施策

1 地域力の強化

地域の防災力向上に寄与する自助・共助の取組を支援し、「災害に強いまちづくり」を進めます。また、地域と連携した防犯・交通安全対策や「見守りの輪」の推進など、「地域の力やつながりを育むまちづくり」を進めます。

2 区内経済・活力の向上

多くの外国人が暮らすまちとして、誰もが安心して暮らせる「多文化共生のまちづくり」を進めます。また、地域・企業・行政等の連携による賑わいづくりなど、「鶴見の魅力を活かしたまちづくり」を進め、その魅力を内外に発信することにより、より一層のまちの活性化を目指します。

3 子どもから大人まで安心・元気に

身近な地域での子育て支援や健康づくりなどの取組をより充実させ、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めます。

4 区民サービスの向上

区民に最も身近な行政機関として、区役所をはじめとした区内の各事業所において、丁寧でわかりやすい対応を心掛け、「おもてなしの気持ちあふれるサービス提供」を進めます。

III 目標達成に向けた組織運営

信頼される区役所づくり

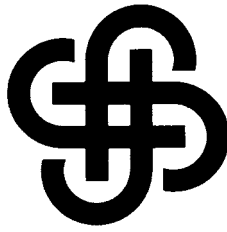
人権や多様性を尊重し、市民目線とスピード感を持って、区民の皆さまに寄り添ったサービスを提供します。また、デジタル技術の活用などによるサービス向上や業務の効率化を進めます。

地域との協働・共創

自治会町内会、企業、大学、各種団体等との協働・共創を進め、環境に配慮しながら、鶴見の魅力を活かしたまちづくりや地域課題の解決に取り組みます。

「チーム鶴見」の推進

職員の意欲・能力が最大限に発揮される職場づくり・人材育成を進め、すべての職員が「チーム鶴見」の一員として連携し、前例にとらわれることなく区民サービスの向上に取り組みます。



昭和56年12月制定

神奈川区

昭和2年10月1日創設
〒221-0824
神奈川区広台太田町3-8
TEL 045-411-7171(代表電話)
FAX 045-314-8890



人口	248,789人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	132,719世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	23.73km ²	(令和5年4月1日現在)
区の木	コブシ	(昭和63年10月制定)
区の花	チューリップ	(昭和63年10月制定)
区のイメージソング	早春花	(平成5年10月制定)
区のマスコット	かめ太郎	(浦島太郎の伝説にちなむ)
ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/		

あゆみ

神奈川区は、昭和2年10月1日横浜市区制施行により誕生しました。

鎌倉時代から神奈川湊としてにぎわい、江戸時代には東海道の宿場町「神奈川宿」として栄えるなど、古くから交通の要衝として発展するとともに、幕末には開国の舞台となり、寺院などに各国の領事館や公使館が置かれました。

明治時代後半から海面の埋立てが始まり、埋立地に多くの工場や事業所が進出して、京浜工業地帯の一角へと発展しました。関東大震災や第二次世界大戦中の横浜大空襲などでは沿岸の市街地を中心に大きな被害を受けましたが、その度に復興への取組が続けられました。

戦後は、内陸部を中心に、商店街の復興や住宅地の開発が進み、現在のような街並みが形成されてきました。

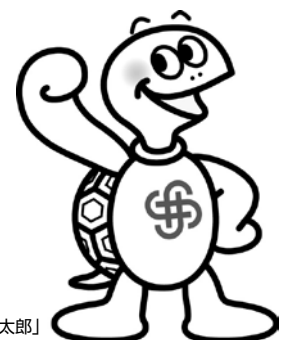
現況

神奈川区は、横浜市の都心臨海部と新横浜都心の一角を占めており、多くの鉄道駅が存在し、いずれの都心へもアクセスしやすい好立地にあります。区内には、JR線、京浜急行線、相鉄線、東急東横線、市営地下鉄ブルーラインが通っており、令和元年11月に開業した「羽沢横浜国大駅」を合わせ15の駅があります。令和5年3月に開業した相鉄・東急直通線により、さらに首都圏・新横浜へのアクセスが向上しました。

東部には埋立地、西部には丘陵地が広がり、その間に丘と平地が点在するという起伏に富んだ地形となっており、こうした地形的な特徴やまちの成り立ちなどから、大きく「臨海部」「内陸部」「丘陵部」の3つの地域に分かれ、それぞれに多様な姿をみせています。

「臨海部」では、埋立地などに工場や事業所などが多く立地し、「内陸部」では、起伏のある地形に住宅地が広がっています。「丘陵部」では、緑地や農地が多く残り、キャベツなどの栽培が盛んに行われています。

近年では、再開発の進展や都心回帰の影響を受け、臨海部を中心にマンションの建設が進んでいることなどにより、人口は現在も増加傾向にあります。神奈川区の特色として、若い世代の転出入が多く、特に20歳代の割合が市平均と比べて高い傾向にあります。



神奈川区マスコットキャラクター「かめ太郎」

令和5年度 神奈川区 運営方針

I 基本目標

笑顔でつながる「神奈川区」

～ 地域の皆様とともに、安心して温かい元気なまちづくりを進めます ～

神奈川区では、子育て世代等の流入により人口が25万人を超える見込みとなっており、今後もしばらくは増加の傾向が続くとみられています。

このような中、神奈川区では横浜市中期計画に掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、転入世帯をはじめとする若い世代が地域に迎えられ、つながりあう中で、支えあえる関係づくりを目指します。

さらに、神奈川区に暮らすすべての人がいきいきと暮らし続けられる「安心して温かい元気なまちづくり」を進めます。

II 目標達成に向けた3つの施策

1 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

若い世代が安心して子育てができる地域づくりを目指し、高齢の方、障害のある方、外国につながる方、すべての皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きめ細かに行政サービスにつなげます。

2 地域がつながり魅力にあふれるまちづくり

まちに暮らすすべての皆様が、つながり、支えあうことの良さを実感し、愛着を感じるような地域づくりを目指します。

また、暮らしの中で神奈川区の様々な魅力に触れ、このまちに住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めます。



3 安全・安心なまちづくり

すべての皆様にとって必要不可欠な安全・安心な暮らしを目指して、自助・共助・公助の防災や防犯の取組を進めます。

III 目標達成に向けた組織運営 ～信頼される区役所づくり～

職員が一丸となって、横浜市中期計画の目指す方向性を念頭に置いて、信頼される区役所づくりのためにできることを考え、行動します。

必要な情報を必要な人に確実に届けられるよう「伝わる広報」を意識するとともに、デジタル技術の活用や協働・共創の視点をもって取り組みます。

行政サービスの向上

区役所職員の一層のスキルアップにより行政サービスを正確・迅速に実施します。

現場主義の実践

職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚し、区民の皆様の声に耳を傾けます。

チーム神奈川の推進

課題解決に向けて各課の連携を強化し、「チーム神奈川」で共に考え協力して取り組みます。

西 区

昭和49年4月制定

昭和19年4月1日創設
〒220-0051
西区中央1-5-10
TEL 045-320-8484(代表電話)
FAX 045-314-8894



人口	106,062人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	58,801世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	7.03 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の木	もくせい	(昭和59年11月制定)
区の花	すいせん	(昭和59年11月制定)
区のマスコット	にしまるちゃん	

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/>

あゆみ

現在の西区の区域は、江戸時代には、東海道沿いの芝生村と戸部台地の戸部村を中心とする半農半漁の一寒村でした。その後、帷子川河口に新田の開発が進められ、今日の区の基盤が築かれました。横浜港開港を機に、鉄道開通や埋立地への大工場の進出など開発が進み、昭和19年に市内で9番目の区として、中区から分区して西区が誕生しました。

高度経済成長とともに、横浜駅周辺は、県下最大のショッピングゾーンとして、臨海部は、「みなとみらい21」事業により都心区としての機能がますます強化されてきています。

さらに平成16年2月に「みなとみらい線」が開通し、平成25年3月には、東京メトロ副都心線等との相互直通運転が開始され、交通の利便性が向上しました。

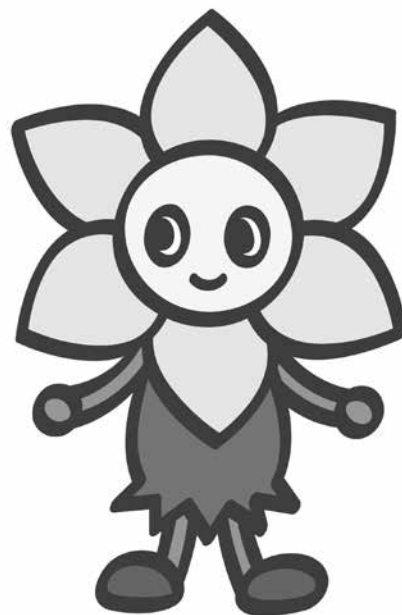
現況

西区は、横浜市のほぼ中央に位置する18区中もっとも小さい区ですが、交通の要衝であり、県下最大の商業・業務機能が集積した“横浜の玄関口”横浜駅周辺地区や、開発が進むみなとみらい21地区、また横浜開港以来の歴史を伝える野毛山・掃部山地域や浅間町・平沼・藤棚町といった下町情緒の残る街など、様々な特色のある地域で構成されています。

区別の人口は市内最少ですが、みなとみらい

21地区をはじめとした大規模マンション等への転入者の増加に伴い、特に子育て世代の新たな区民が増加しています。一方、既成市街地においては高齢化が進み、地域を支える担い手が不足している状況もあります。さらに、西区全体において、単身世帯の増加や生活習慣・価値観の多様化などにより、住民同士の関係の希薄化なども見られます。

また、みなとみらい21地区を中心に、事業所数が増加しており、昼間区内で働く企業区民も増加しています。



西区のマスコットキャラクター
「にしまるちゃん」

令和5年度 西区運営方針

I 基本目標

つながりを大切に

誰もがにこやかしあわせにくらせるまち 西区へ

新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ対策を継続的に進めるとともに、西区の総合的な計画である「にこやか しあわせくらしのまちプラン」(西区地域福祉保健計画、愛称:にこまちプラン)の第4期計画と地域包括ケアシステムの構築に向けた「西区アクションプラン」を一体的に推進していきます。

また、「横浜市中期計画 2022～2025」において、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」が基本戦略に掲げられたことを踏まえ、子育て支援と、あらゆる世代の皆さまへのサービス向上に向けて、各事業を進めていきます。

あわせて、デジタル化の取組をはじめ、様々なことに強く前を向いて挑戦していきます。

さらに、区制80周年となる令和6年に向けて機運醸成に取り組み、一層のつながりの強化を図っていきます。



掃部山公園から望むみなとみらいの風景

II 目標達成に向けた施策

1 地域のつながりづくり

2 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり

～施策にまたがる共通目標～

子育て支援と
あらゆる世代の皆さまへの
サービス向上

デジタル技術の活用による
つながりの強化

3 まちの回遊性向上とにぎわいづくり

4 安全・安心なまちづくり

区制80周年に向けた機運醸成

III 目標達成に向けた組織運営 ～区民の皆さまに寄り添う区役所づくり～

1 お客様の立場に立った窓口サービスの提供

区民の皆さまを笑顔とあいさつで温かくお迎えます。傾聴を第一に、丁寧で分かりやすい説明を心がけ、正確で的確なサービスを提供するとともに、適切に業務を行います。

西区のマスコットキャラクター
「にしまろちゃん」



2 デジタル区役所の実現に向けた挑戦

デジタル区役所のモデル区として、区民ニーズやデータ等を踏まえながら、マイナンバーカードやスマートフォン等、デジタル技術の活用による区民向けサービスの利便性向上や業務効率化に向けた取組を更に進めます。取り組むにあたっては、つながりを大切に、誰一人取り残さず進めていきます。

3 『チーム西区役所』の強化

人材育成や風通しのよい職場づくりに加えて、チームイノベーションを創出する職場環境の実現と働き方改革を進めるとともに、歳出見直しに向けて取り組みます。また、各課の連携を強め、『チーム西区役所』として総合力を発揮し、区民満足度の向上に努めます。



平成 19年10月制定

中区

昭和2年10月1日創設
〒231-0021
中区日本大通35
TEL 045-224-8181(代表電話)
FAX 045-224-8109



人口	151,052人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	86,632世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	21.74 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	チューリップ	(平成9年2月12日制定)
区のマスコット	スウィンギー	(平成19年6月2日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/>

あゆみ

現在の中区の区域一帯は安政6(1859)年の開港以前には、一寒村である横浜村、吉田・太田屋新田の埋立地、その周辺にある半農半漁の本牧・根岸の村々という静かな風景を見せていました。開港後は西洋文明の窓口になり、横浜の行政・経済の中心として発展を続け、昭和2年の区制施行時には人口28万人と、全市人口(53万人)の半分以上を占めていました。

その後、南区(昭和18年)、西区(昭和19年)を分区し、戦後は被災や接収で復興が遅れたものの、次第に都心機能を回復し、工業・港湾・業務・商業・居住機能を併せもつ地域として新たな発展を遂げました。昭和50年代以降は、都心部を中心に都市デザインの考え方が取り入れられ、歴史や文化を生かした街づくりが進められています。



中区マスコットキャラクター「スウィンギー」

現況

■ 開港のまち、中区

中区は横浜開港の歴史と異国情緒を感じさせる街並み、行政・ビジネス・港湾・観光等の多様な都市機能を有しています。元町、中華街、伊勢佐木町、馬車道、野毛など、横浜を代表する商店街には国内外から多くの人々が訪れ、山手、本牧などでは、地域の特色を活かしたまちづく

りが進められています。

区内には「もののはじめ」や開港の歴史を伝える碑が点在し、区ではこれらを紹介するリーフレット「よこはま中区の歴史を碑もとく絵地図」を作成し、区民や来訪者に配布することで、区への愛着とまちの回遊性の向上につなげています。

■ 多文化共生

山下町や山手町に設けられた外国人居留地、世界最大級の中華街など、中区はかねてから外国人が多く住むまちでした。令和5年3月末現在の外国人人口は約1万6千人、区の人口の約10.9%を占めており、市内最多であることはもちろん、国内でも有数の外国人集住地域です。国籍に関わらずあらゆる区民が安心して自分らしく暮らせるよう、外国人転入者向けの生活情報をまとめた「中区ウェルカムキット」の配付や多言語広報紙の発行、国際交流ラウンジを中心とした相談・支援等に取り組んでいます。

■ 多様なまちづくり事業

～住んでよし、働いてよし、訪れてよしの中区へ

今後も区内では、旧市庁舎街区等の利活用や横浜文化体育館の再整備等、大規模なまちづくり事業が展開されます。

返還が予定される根岸住宅地区では、跡地利用基本計画に基づき、地域活性化を図るための魅力的なまちづくりを進めます。

まちの様相が変化するなかで、安全・安心の確保と更なる賑わいの創出が期待されています。在住する区民はもとより、在勤者や来街者等、誰もが安心して暮らし、働き、訪れられるまち・中区を実現します。

令和5年度中区運営方針



基本目標

誰もが安心と活力を実感するまち中区

～住んで良し、働いて良し、訪れて良し～



中区って「イネ！」フォトコンテスト 2022
入賞作品 《写真とってえ》

中区では、「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ、区役所が一体となって、基本目標の達成に向けて、それぞれの施策に取り組めます。

「子ども・子育て支援」の視点を持ちながら、安全・安心なまちづくり、賑わいと活力にあふれるまちづくり、共生社会の実現に向けたつながりづくりを推進します。それぞれの施策をSDGsの推進につなげていくとともに、区民の皆さまの利便性を高めるためのデジタル技術も活用します。

今年度も区民の皆さまに寄り添い、信頼される区役所づくりを進めてまいります。

目標達成に向けた施策

「基本目標」の達成に向け、「5つの柱」を定めます。

安全・安心で健やかに暮らせるまちづくり

日々の暮らしを守ることはもちろん、在勤者・来街者も視野に、非常時にも対応できるまちづくりを進めます。

地域の活力があふれるまちづくり

人・まちによる主体的な取組が広がる、活気と元気があふれるまちづくりを進めます。

子どもから高齢者までともに支え合うまちづくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、支え合い助け合うまちづくりを進めます。

多文化共生のまちづくり

国籍やルーツにかかわらず、ともに尊重しあい生き生きと暮らせる、多様性あるまちづくりを進めます。

地域に寄り添い、ともに行動する区役所づくり

区民のニーズや地域の困りごとにスピード感と柔軟性を持って対応し、区民の視点を重視した区役所づくりを進めます。

目標達成に向けた組織運営

「目標達成に向けた施策」を効率的・効果的に推進するために、「3つの力」を高めます。

職員一人ひとりの力

社会環境の変化を敏感に感じ取り、区民の視点にたってチャレンジし続けるよう、一人ひとりの意欲や能力を引き出す人材育成を行います。

職場の力

常に全体最適の観点から、最も心ざわしい行政サービスを提供するため、柔軟かつ機動的な組織運営を実現します。

「オール中区」の総合力

多様な人・企業・団体との協働・共創を進め、「オール中区」の総合力で持続可能な地域コミュニティの実現に取り組めます。



昭和63年6月1日制定

南区

昭和18年12月1日創設
〒232-0024
南区浦舟町2-33
TEL 045-341-1212(代表電話)
FAX 045-241-1151



人口	198,121人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	106,817世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	12.65 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	さくら	(平成13年1月5日制定)
区のマスコット	みなっち	(平成16年4月4日制定)
キャッチフレーズ	南の風はあったかい	

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/>

あゆみ

南区は武蔵国久良岐郡の一部で、農業が中心の村々でした。中央を流れる大岡川は蛇行の多い川で、自然の恵みをもたらす一方で、大雨のたびに氾濫を起こしていました。

1656年に江戸の商人吉田勘兵衛が大岡川河口を新田として埋め立てる許可を江戸幕府から受け、1667年に「吉田新田」を完成させました。

現在の南区万世町には1873(明治6)年に日本で初めてせっけんを製造した工場が立地していたほか、横浜で最初の小学校のうちの3校(現、大岡・石川・太田小学校)は南区内に開設されるなど、まちの近代化が進行していきました。吉田新田は、港町よこはまの後背地として市街地化し始め、人口増加も目立ってきました。

1882(明治15)年には、横浜の貿易商人たちが後継者育成のために、現在の市立横浜商業高等学校の前身になる横浜商法学校を創立しました。

1914(大正3)年に路面電車が弘明寺まで開通すると、区内は鎌倉街道沿いを中心に市街化が進みました。

開港以来発展を続けてきた南区のまちも、1923(大正12)年の関東大震災により大きな被害を受けました。

1927(昭和2)年には、横浜市の区制が施行され、1930(昭和5)年には湘南電鉄(現在の京浜急行)が開通しました。

1943(昭和18)年、第二次世界大戦のさなか、中区から分かれて南区が誕生しました。商業地と住宅密集地は度重なる空襲に遭い、市内でも

っとも大きな被害を受けました。終戦後には、接収地が広がっていたこともあって、復興は容易ではありませんでしたが、戦災を免れた弘明寺などでは商店街が繁栄しました。

1969(昭和44)年に南区の南部を港南区として区分し、現在の南区の姿となりました。路面電車が廃止され、1972(昭和47)年には市営地下鉄が伊勢佐木長者町～上大岡間で開通し、区内に4つの駅が設けられました。

2016(平成28)年2月に浦舟町に庁舎が移転し、2023(令和5)年に区制80周年を迎えました。

現況

- 市内18区の中でも年少人口割合が低く、一人暮らしや高齢世帯が増加しています。
- 区内には土砂災害警戒区域などのがけ地や狭い道路が多く存在し、人口密度も高いことから、大震災発生時の被害が市内でも多いとされています。
- 丘陵地が多く起伏が大きいことから、交通利便性の向上が必要な地域が多く存在します。
- 区の中心部を流れる大岡川と桜並木、古くから残る神社・仏閣など豊富な地域資源に恵まれています。
- 全国的に有名な弘明寺商店街、横浜橋通商店街があり、市で1番多い7人の横浜マイスターが活躍するなど下町文化が継承されています。

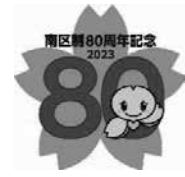
令和5年度 南区運営方針

I 基本目標

地域の皆さまとともにつくる



「あたたかい 南区」



南区制 80 周年記念 ロゴマーク

区民の皆さまの安全・安心を守るとともに、子育て世代を支援し、地域でともに活動する仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創り出すことで、誰もが“つながり”や“あたたかさ”を感じられ、ずっと住み続けたいと思える南区をめざします。

令和5年は区制 80 周年という記念すべき年となります。コロナ禍により、行事やイベントの中止が長く続いた中で、地域のつながりや賑わいの回復につなげていくため、自治会町内会をはじめ地域の様々な機関と連携しながら、多面的に記念事業を推進していきます。

II 目標達成に向けた施策

賑わいにあふれ、あたたかさを感じられるまちづくり

下町情緒を感じさせる商店街、歴史ある寺社や文化財、区民に親しまれるまつりなどの資源を生かして、区内外に向けた魅力の発信に力を入れるとともに、賑わいと地域経済の活性化に資する取組を進めます。また、区制 80 周年を多くの地域の皆さまとお祝いできるよう、様々な記念事業に取り組みます。

誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり

南区を子育てしやすいまちにしていくため、子育て支援の相談体制の充実や子どもの居場所づくりを一層強化するとともに、青少年の健全育成に取り組みます。また、区民の健康の維持・増進や高齢者の介護予防、障害者支援など様々な取組を進め、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくり

区民一人ひとりの自助力や地域の防災力を高めるため、出前講座の開催、防災マップや冊子の作成などの啓発事業を実施するとともに、災害時要援護者の把握や平常時からの見守り体制づくり等を地域の皆さまと進めます。また、引き続き交通安全や防犯対策などに地域と協働で取り組むほか、市民利用施設のLED化など脱炭素につながる事業を推進していきます。

地域の皆さまとともに歩む区づくり

各種広報媒体を通じて区の様々な情報を発信するほか、地域の活力アップや、地域活動に携わる人材の発掘・育成等に取り組みます。また、外国籍住民等との相互理解を深める取組などを通じて、多文化共生のまちづくりを進めます。

III 目標達成に向けた組織運営

- 全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所との信頼関係を築きながら、区役所のチーム力を生かして目標達成に向けて取り組みます。
- 職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力向上に努め、これを組織として支援することで、正確かつ効率的に業務を進めます。また、「市民目線」と「スピード感」を重視し、日常的に自由に意見が言える、新しいことに積極的にチャレンジできる組織風土を作ります。
- 自治会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と連携し、地域の皆さまとともに事業を進めることで、「共感と信頼」、「横のつながり」を育み、暮らしやすく住み続けたいと感じられるまちをつくります。

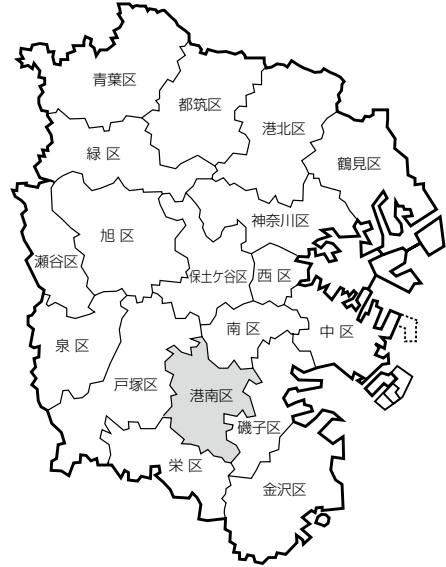


こうなん

平成6年10月22日制定

港南区

昭和44年10月1日創設
〒233-0003
港南区港南四丁目2番10号
TEL 045-847-8484 (代表電話)
FAX 045-841-7030



人口	214,034人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	97,266世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	19.90 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	ヒマワリ、アジサイ、キキョウ	(昭和54年10月1日制定)
区の鳥	シジュウカラ	(平成6年10月22日制定)
区の木	クロガネモチ	(平成6年10月22日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/>

あゆみ

港南区は横浜市の南部に位置します。旧武蔵の国と相模の国を分ける国境の道が、区を南北に貫くように通っており、この道は鎌倉へ通じる道として、古来重要な役割を果たしてきました。古くは、緑豊かな自然丘陵に囲まれた農村地域でしたが、鎌倉街道沿いに市街地が発達しました。

昭和44年に南区の一部を分区して港南区が誕生。当時の人口は約9万6千人でした。高度経済成長期には、市営地下鉄1号線（現在のブルーライン）の開通、港南台駅の開設等を経て宅地開発・市街化が進み、その後も大規模な開発が行われました。現在では人口約21万人の住宅都市となり、令和元年には区制50周年を迎えました。

現況

■ 自然環境

大岡川や柏尾川の支流である平戸永谷川、馬洗川には遊歩道が整備され、市民の皆さんの憩いの場となっています。また区の西部には、野庭農業専用地区が広がり、野菜や花卉などの栽培を行っています。久良岐公園や下永谷市民の森など、貴重な自然が残っています。

■ 産業

市街地の中に小規模に残る農地や、野庭農業専用地区で近郊農業が営まれています。一方で、利便性の高い駅周辺には商業やサービス業が発達しています。そのほかに、江戸時代の横浜港開港を背景にして起こった地場産業として捺染業が有名です。

■ 生活環境

京浜急行線、JR根岸線、市営地下鉄の3つの鉄道が通り、通勤・通学の利便性が高くなっています。特に上大岡及び港南台地区は商業施設が集中し、生活に必要なものが揃っています。

■ 地域活動

港南区は、防犯・防災、区内を流れる川の清掃をはじめとするまちの美化活動や地域のおまつり・イベント等様々な場面で、地域や関係団体と協働し、「地域のつながり」や「支えあい」を大切にした地域活動が盛んな区です。

令和元年に行われた区制50周年記念事業を機に、地域全体のつながりがより一層強くなりました。

地域、活動団体及び行政等が話し合い、取りまとめた「第4期港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」を推進しながら、コロナ禍から再開し始めた地域活動の活性化に取り組み、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり」を進めていきます。



地域活動応援標語ロゴマーク

令和5年度 港南区 運営方針

I 基本目標

愛あふれる♥ふるさと港南に

- ◇ 地域の皆さまと協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」
- ◇ 区民生活の基本となる「行政サービスを正確・丁寧に提供する区役所」



II 目標達成に向けた施策

● 地域の皆さまと協働で進める地域づくり

地域の皆さまと共に策定した「第4期港南ひまわりプラン（地域福祉保健計画）」を推進しながら、再開し始めた地域活動の活性化に取り組み、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり※」を進めます。

※「協働による地域づくり」とは？
地域住民が地域課題の解決に向けて取り組む活動において、自分たちで出来ることは自分たちで行い、地域住民だけでは対応できない課題がある場合は、行政等がともに考え支援することで地域課題の解決につなげ、より住みやすいまちづくりを進めること。

- 施策1 安全・安心のまちづくり
- 施策2 見守り・支えあいのまちづくり
- 施策3 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり
- 施策4 住み続けたいまちづくり

● 区民の皆さまに寄り添う身近な区役所の運営

新型コロナウイルス感染症等への対応や、区民生活の基本となる行政サービスをお一人おひとりの気持ちに寄り添い、正確・丁寧に提供します。

- 施策5 正確・丁寧な行政サービスの提供

● 「あったかデジタル 港南」の推進 ～ぷらすデジタルの取組～^{+D}

これまでの区役所業務にデジタルをプラスした「ぷらすデジタル」の取組を進めます。中面2ページ及び3ページのロゴが付いている事業をご覧ください。



港南区におけるデジタル推進の目標

1 区民の皆さまに「便利になった」と感じていただけるデジタル



行政サービスの
利便性向上につながる取組に
チャレンジします

2 地域の交流と活動を 支えるデジタル



デジタル技術を活用し
地域で活動される方々を
支援します

3 職員も「業務改善・効率化」 が感じられるデジタル

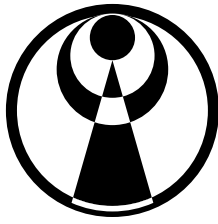


時間を生み出し
区民の皆さまと向き合う
時間を増やします

III 「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ※」の 実現に向けて

港南区では、「こうなん子どもゆめワールド」や「港南ひまわり83（ハチサン）運動」など、子どもを中心とした取組を区民の皆さまと協働により進めており、多世代がつながるきっかけとなっています。子どもたちに優しいまちは誰にでも優しいまちです。これからも港南区が「住みたいまち・住み続けたいまち」と感じていただけるよう、様々な魅力にあふれる地域活動に寄り添って取り組んでまいります。

※「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」とは、横浜市中期計画2022～2025の中で新たに位置づけられた基本戦略です。子育て世代を支援し、仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創出していきます。



昭和52年4月1日制定

保土ケ谷区

昭和2年10月1日創設
〒240-0001
保土ケ谷区川辺町2-9
TEL 045-334-6262(代表電話)
FAX 045-334-6390



人口	205,791人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	100,550世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	21.93 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	すみれ	(平成元年11月4日制定)
区の鳥	カルガモ	(平成元年11月4日制定)
区の色	ほどがやグリーン	(平成4年3月4日制定)
区の木	ハナモモ、シイノキ	(平成19年10月7日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/>

あゆみ

慶長6（1601）年、東海道に宿駅の制度が定められた際、江戸から4番目の宿場として、東海道保土ケ谷宿が誕生し、以来、保土ケ谷は江戸時代を通じて交通・経済・文化の要所としてにぎわいました。

明治に入ると東海道線「程ケ谷駅」が開業、帷子川下流域に工場が進出し、内陸の工業地帯として発展しました。

昭和2年4月に、^{たちばな}橘樹郡保土ケ谷町、都筑郡西谷村が横浜市に編入され、同年10月に人口38,118人で保土ケ谷区が誕生。戦後の高度経済成長による人口急増のため、昭和44年に旭区を分区し、現在の姿となりました。その後、産業構造の変化により移転した工場跡地などには、商業ビルや中高層住宅を中心に市街地が形成され、平成13年には、分区後初めて人口が20万人を超えました。

現況

保土ケ谷区は、横浜市のほぼ中央に位置し、帷子川と今井川が流れ、鉄道や道路の通る低地と、それらを取り囲む丘陵地からなる起伏に富んだ地形です。川や鉄道に沿った低地部は、駅を中心に市街地が形成され、丘陵部は落ち着いた成熟した住宅地となっています。

このような状況から、浸水やがけ崩れなどの災害防止対策、狭あい道路の整備と歩行者空間

の確保による交通安全対策、防犯対策など、安全・安心・快適な暮らしを支える取組が求められています。

また近年は核家族化や少子高齢化が進み、地域のコミュニケーションが希薄になる中で、身近な地域での福祉、子育てや区民利用施設の充実など、地域のつながりを強化することが重要になっています。

保土ケ谷区は、市の中心部に近い立地にありながら、水や緑などの自然環境に恵まれているため、親しみやすい水辺空間の整備、緑や農地の保全、旧東海道を中心とした歴史資産の活用・保全などを通じて、暮らしやすい快適なまちづくりに努めています。

令和5年度運営方針

■基本目標

いつまでも住み続けたいまち ほどがや

令和5年度は、「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を基本目標に掲げています。

区民・関係団体・企業等の皆様とのつながりを大切に、この基本目標を実現するために、区の現状と課題を踏まえて、5つの柱で取組を推進します。

詳しい内容については、次のページをご参照ください。



令和5年度 保土ヶ谷区運営方針

基本目標 いつまでも住み続けたいまち ほどがや



横浜市歴史博物館所蔵

◆ 目標達成に向けた施策 ◆

区民に一番身近な行政機関として、区民・関係団体・企業等の皆様とのつながりを大切に、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

横浜市中期計画 2022～2025 に掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、次に掲げる5つの柱で区政を推進するとともに、令和9年度の区制100周年に向けて、人と人とのつながり、将来にわたり魅力と活力あふれるまちづくりを進めます。

◆ 暮らしの安全・安心の確保

地域の防災力強化のため、引き続き自助・共助による減災運動を推進します。また、誰もが安全に安心して暮らせるよう、感染症対策、交通安全対策、防犯、食の安全などに取り組むとともに、温暖化防止や脱炭素化に向けた啓発を行います。

◆ 誰もが健やかに暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れたまちでいきいきと健康に暮らせるよう、地域の団体と協働しながら、子育て世帯や高齢者、障害者への支援を行います。加えて子ども・青少年の健やかな育ちを支える取組や、健康づくり、スポーツ振興の取組を推進します。

◆ つながり・支えあいの推進

地域コミュニティの活性化に向けた取組を、担い手の負担軽減にも配慮しつつ進めるとともに、第4期保土ヶ谷ほっとなまちづくり(地域福祉保健計画)を推進します。また、4年後の区制100周年を念頭に、区で暮らし、学び、働き、訪れる人々の参加により、未来につながるまちづくりを進めます。

◆ 魅力と賑わいのあるまちづくり

地域・学校・事業者の皆様とともに制定した「ほどがや花憲章(はなけんしょう)」に基づき「花の街(まち)ほどがや」を推進するとともに、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた機運醸成を進めます。

また「住み続けたい」と思っただけけるよう、歴史などの地域資源を生かした取組や鉄道駅周辺のまちづくりを推進します。

◆ 目標達成に向けた組織運営 ◆

◆ 信頼される区役所づくり

◆ お客様に寄り添った窓口サービスの提供

お客様の立場や気持ちに寄り添い、傾聴の姿勢と分かりやすい説明を心がけ、正確かつ円滑な窓口サービスを提供します。また、個人情報の保護に万全の注意を払いつつ、デジタル化も含めた利便性の向上に努めるとともに、感染症対策を行いながら、安心・快適な庁舎環境を整えます。

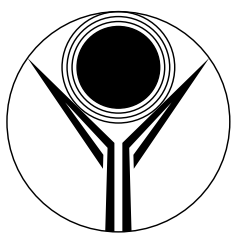
◆ 地域との協働によるまちづくり

日々の窓口対応や地区担当制等を通じて、区民ニーズや地域課題を的確に把握し、区の事務事業及び市の施策等へ反映させていきます。また、協働・共創の意識を持ち、区民、自治会町内会や各種団体、企業、大学等の皆様と連携して、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、安全・安心で住みやすいまちづくりを推進します。

◆ 「チーム保土ヶ谷」

職員同士のコミュニケーションを大切にしながら、組織のタテ割りをなくした連携を深め、区役所全体のチーム力を高めることで、効果的・効率的な行政サービスを提供します。

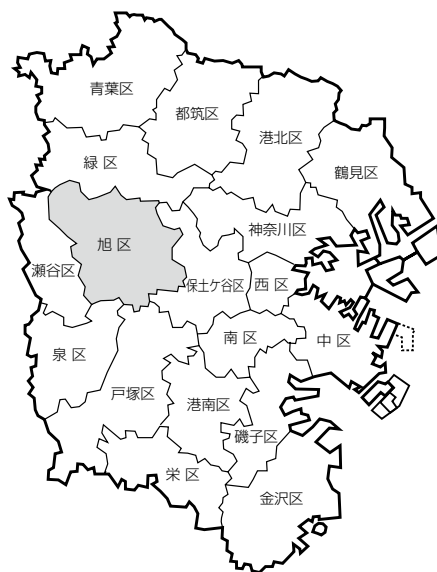
災害対策、感染症対応、いわゆる「ごみ屋敷」への対応、空家対策等、緊急・複雑化する地域課題には、「チーム保土ヶ谷」として区の総合力で取り組みます。



昭和58年2月20日制定

旭区

昭和44年10月1日創設
〒241-0022
旭区鶴ヶ峰1-4-12
TEL 045-954-6161(代表電話)
FAX 045-955-2856



人口	241,950人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	107,996世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	32.73 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	アサガオ	(平成元年2月4日制定)
区の昆虫	ホタル	(平成元年2月4日制定)
区の木	ドウダンツツジ	(平成11年10月31日制定)
区のマスコット	あさひくん	(平成20年10月26日誕生)
ホームページアドレス https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/		

あゆみ

旭区は、明治4年の廢藩置県で神奈川県都筑郡となり、明治22年の市町村制による西谷村(一部)、都岡村、二俣川村を経て、昭和2年と昭和14年に横浜市に合併、保土ヶ谷区に編入されました。

大正11年頃の資料によると、都岡村680戸、二俣川村650戸、あわせて4,500人ほどが養蚕等を副業とした農業を行っていました。

大正15年に厚木・二俣川間に神中鉄道(現・相模鉄道)が開業、昭和8年には横浜までの全線が開通しました。

第二次世界大戦後開発が進み、次第に住宅が増え始め、昭和24年に保土ヶ谷区役所鶴ヶ峰出張所ができました。当時の人口は17,384人(3,282世帯)でした。昭和30年頃から大規模な開発・宅地化が進み、昭和44年には保土ヶ谷区から分区して、人口139,812人(37,082世帯)の旭区が誕生しました。

令和元年10月1日には、旭区誕生50年を迎えました。

現況

旭区は、人口が市内第6位、面積が同第4位の、18区の中でも比較的大きな区です。

起伏に富んだ地形が大きな特徴で、中央部を帷子川が流れ、北部にはよこはま動物園ズーラシアと里山ガーデンを含む横浜動物の森公園、

南部にはこども自然公園という大規模公園がある、水と緑に恵まれた区です。

区内には二俣川駅など相鉄線の4つの駅があり、横浜へのアクセスも良好で、区誕生(昭和44年)以降、市西部の住宅都市として発展を続けてきました。

令和元年11月30日に相鉄・JR直通線、令和5年3月18日に相鉄・東急直通線が開業し、新幹線への乗り換えや首都圏へのアクセスがますます便利になりました。

今後も、鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業やGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の開催等を契機に、“豊かな自然”と“都市の暮らし”が共存した旭区の魅力をさらに磨き上げ、「子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける『ふるさと旭』の実現」を目指します。



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

令和5年度旭区運営方針

I 基本目標

子育て世代をはじめ多くの方々に
選ばれ続ける「ふるさと旭」の実現



- 2023年3月の相鉄・東急直通線の開業に加え、鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業や2027年の国際園芸博覧会開催等を契機に、“豊かな自然”と“都市の暮らし”が共存した旭区の魅力をさらに磨き上げ、「子育て世代をはじめ多くの方々に選ばれ続ける『ふるさと旭』の実現」を目指します。
- 生活の基盤となる安全・安心なまちづくり、地域で支え合い安心して自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。さらに、地域で広がる様々なチャレンジやスタートアップを支援し、多様なパートナーとの連携を促進し、「SDGs 未来都市・横浜」郊外部モデルの構築を目指します。

II 目標達成に向けた施策の3つの柱

安全・安心

- 町の防災組織（自治会町内会等）の防災力を一層強化し、共助の取組を推進
- 防災・防犯・交通安全対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 次世代を育み、すべての人が安心して住み続けられる身近な地域での見守り・支え合い、つながりづくりの推進

地域の力

- 多様性を認め合い、困ったとき声を上げ、支え合える環境づくり
- 地域で楽しく安心して子育てができるよう、妊娠期から乳幼児・若者まで個々のニーズに沿った支援や、地域全体で子どもを育み様々な体験を通じて成長できるような環境づくり
- 地域で広がる様々なチャレンジやスタートアップの支援を通じた地域活力の創出
- 地域活動団体をはじめ企業・大学など様々なパートナー連携を促進し、複合的な課題を解決

魅力づくり

- 2027年国際園芸博覧会の機運醸成に向けた取組を推進
- 水・緑・花・農に身近に親しめる環境や文化・歴史的な財産を活かした魅力の発信
- 子育て世代をはじめとした転入・定住促進に向けた魅力づくり

III 目標達成に向けた組織運営

信頼される区役所

- 正確・迅速・丁寧で親しみやすいサービスの提供や、庁舎環境の改善など、区民の視点に立った行政サービスを着実に推進していきます。
- 地域ニーズや社会環境の変化に対応し、デジタル化をはじめ新たな手法やスタイルの活用、効率的・効果的な業務執行への改善に取り組みます。
- 多様な媒体・機会を通じて、区民の皆様の立場に立った“伝わる”情報発信を目指します。

つながりによるチャレンジ

- 多様な人・企業・団体等のパートナーとの連携・協働を進め、地域の課題解決や新たな価値創造にチャレンジします。
- 区の業務や地区担当制等を通じて、地区の実情や課題を共有し、地域の主体的な取組を支援します。

チームあさひ

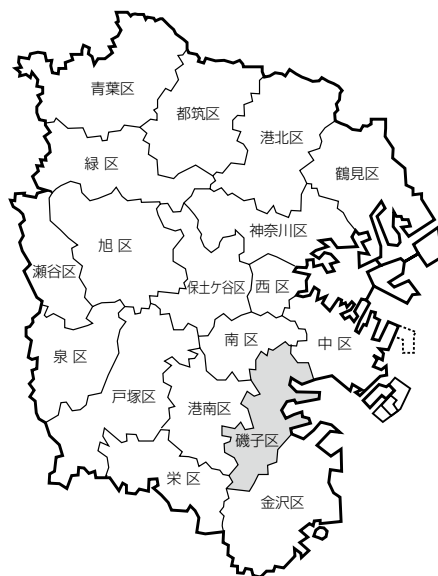
- 職員が意欲・能力を最大限に発揮できるよう、共に学び合う人材育成、ワークライフバランスの実現、ワークスタイル改革に取り組みます。
- 職員が横断的に協力し合い、「チームあさひ」で課題解決に取り組み、共に成長する組織づくりを進めます。



昭和58年10月29日制定

磯子区

昭和2年10月1日創設
〒235-0016
磯子区磯子3-5-1
TEL 045-750-2323(代表電話)
FAX 045-750-2530



人口	165,416人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	79,796世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	19.05 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の木	ウメ	(昭和62年10月1日制定)
区の花	コスモス	(昭和62年10月1日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/>

あゆみ

江戸時代は杉田梅林の見物客で賑わった磯子区は、昭和2年に人口約3万人で誕生しました。風光明媚な海岸線は別荘地や海水浴場として賑わい、漁業やノリの養殖が盛んでした。当時の海岸線は、現在のほぼ国道16号に沿うところにありました。

昭和23年に磯子区の一部が金沢区に分区。昭和34年に始まった根岸湾の埋め立てにより、臨海部は京浜工業地帯の一翼を担うようになりました。また、JR根岸線の延伸に伴い丘陵部の開発が進み、昭和30年代から昭和40年代にかけて人口が急増しました。

こうして磯子区は、古くからの町並みと高度経済成長期に開発された新興住宅地、そして臨海部の工業地帯と緑豊かな丘陵地・斜面緑地といった多様性を持つ区へと成長してきました。

平成29年に区制施行90周年を迎えました。

現況

磯子区は市域の東南に位置する南北に細長い形状になっています。根岸湾に面した海岸部分の平地とそれを囲む丘陵地からなり、その境には斜面緑地が点在しています。また、南部の峰・水取沢には市内でも有数の大規模な緑地が広がっています。

平成30年3月、「磯子区まちづくり方針」(横浜市都市計画マスタープラン・磯子区プラン)を改定しました。概ね20年後の将来を見据え

たまちづくりの目標を「水と緑に抱かれた人にやさしい快適なまち」としました。この目標は、磯子区の地理的特徴である海や川の“水”と、円海山などの“緑”の継承に加え、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの方向性を示しています。

「水と緑の拠点」としては、杉田臨海緑地が区内の貴重な水辺空間として親しまれているほか、堀割川では、歴史や魅力を発信するための区民等による活動が活発に行われています。

磯子区がいつまでも魅力あるまちであり続けるよう、商店街の振興や「磯子の逸品」(地域に根付き、愛されている磯子区内の食べ物や飲み物を広く募集し、区役所が逸品として認定)のPR、いそご芸術文化祭など文化活動への支援等、にぎわいと魅力あふれるまちづくりに取り組んでいます。

自治会町内会をはじめとする地域活動が盛んで、防犯・防災や文化活動など住みよい街づくりに向けた取組が各地域で活発に行われています。また、第4期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」では、「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」を基本理念に、「①共に支えあうお互いさまのまち」、「②自分らしく健やかに暮らせるまち」、「③多様性を認めあい活動が広がりつながりのあるまち」の3つの目標を設定し、地域が主体となって福祉保健に関する取組を推進しています。



令和5年度 磯子区運営方針



I 基本目標

地域の皆さまとともに つくる 笑顔あふれるまち・いそご

磯子区では、区民の皆さまにとって最も身近な存在として、皆さまからご意見をいただきながら、地域と一体となって取組を進めます。子どもからご年配の方まで様々な世代が安心して暮らせるように、地域・団体等の皆さまとの連携・協働により好循環を創出し、全力で「笑顔あふれるまち・いそご」の実現を目指します。

また、横浜で初の万博である国際園芸博覧会が開催され、磯子区が区制施行100周年を迎える令和9年を笑顔で迎えるための礎を築きます。

II 目標達成に向けた施策

◇地域の力と魅力にあふれるまち

地域活動のデジタル化に向けたサポートなど、自治会町内会をはじめとする地域で活躍する皆さまを引き続き支援します。

また、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進や商店街振興などにより地域経済の活性化を目指すとともに、磯子区の見どころや暮らしやすさなどの魅力を広く発信し、住みたい・住み続けたいまちの実現に向けて取り組みます。

◇ともに支えあう暮らしやすいまち

未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむため、多様化する子育てニーズに対応する育児支援や、地域での子育てを支援します。

また、身近な地域での支えあい活動など、「第4期磯子区地域福祉保健計画」に基づく地域の皆さまの取組を積極的に支援するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。さらに、令和4年度に開設された多文化共生ラウンジを拠点として、誰もが地域で安心して力を発揮できるまちを目指して取り組みます。

◇安全・安心なまち

震災や激甚化している風水害に備えた自助・共助の取組への支援や様々な世代、特に若年層への啓発を着実に実施するとともに、多様な避難者への対応や備えを進めるなど総合的な災害対策の充実に継続して取り組みます。

また、地域・学校・警察等と連携して、防犯や交通安全などの地域を守る取組を推進し、地域の皆さまの安全・安心な暮らしの実現を目指します。

III 目標達成に向けた組織運営

1 信頼される区役所

- ・職員一人ひとりが責任感を持って誠実に対応します。
- ・多様性を尊重し、区民の皆さまに寄り添いながら、親切・丁寧・正確・迅速に対応します。
- ・地域の皆さまと連携しながら、地域が主体となって行う課題解決の活動を支援します。
- ・災害や事故、非常事態における自身の役割を理解し、有事の際には区民の皆さまの安全・安心のため迅速に行動します。

2 職員が能力を発揮できる組織

- ・限られた経営資源で多様化する区民ニーズに対応していくため、時代の変化に応じた事業の選択と集中による新陳代謝に取り組みます。
- ・長時間労働の是正と風通しのよい職場づくりに取り組み、職員が健康でいきいきと働ける職場を実現します。
- ・全職員が自信とやりがいを持って業務ができるよう、能力開発やキャリア形成に取り組みます。

3 確実な業務執行

- ・職員一人ひとりが、自らの役割と責任を自覚するとともに、確かな業務知識を備え、確実に業務を遂行します。
- ・リスクマネジメント・内部統制の取組により適正な業務執行体制を確立します。また、事件・事故の発生時には、迅速に情報を共有し、組織として対応します。
- ・個人情報をはじめ、あらゆる情報を適切に取り扱います。

横浜市中期計画の基本戦略実現に向けて磯子区において実施する主な事業・取組

横浜市中期計画では、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を「基本戦略」に掲げて、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」となり、「明日をひらく都市を共にめざす仲間」を増やしていきます。子育て世代を支援し、仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創出していきます。

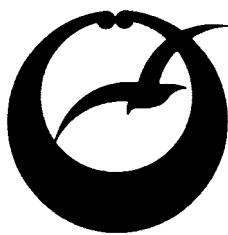
この基本戦略を実現するため、磯子区では、テーマごとに様々な事業に取り組みます。



<p>テーマ01</p> <p>子育て世代への直接支援</p> <p>～誰もが安心して出産や育児ができるまち～</p> <p>◆子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレババ出産・育児教室、赤ちゃん教室の実施 ・出生を祝う磯子区オリジナルアルバムの配付 ・地域子育て支援拠点等における利用者のニーズ調査・分析 	<p>◆親子の笑顔サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒らない子育て講座の実施や啓発動画・リーフレットの作成 ・『STOP！子ども虐待』事業の実施 ・親子のための法律相談の実施 <p>◆区庁舎環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳室の追加設置など、より利用しやすい庁舎環境の整備 	 <p>地域子育て支援拠点いそびヨ</p>  <p>授乳室の追加設置</p>
<p>テーマ02</p> <p>コミュニティ・生活環境づくり</p> <p>～未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち～</p> <p>◆多文化共生推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いそご多文化共生ラウンジを拠点として、区民や企業等と連携した事業の実施 	<p>◆自治会町内会活動デジタル化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会に対するICTに関する出張講座・相談会、デジタル化アドバイザー派遣の実施 <p>◆磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが幸せに暮らせるまち」を目指して、地域の福祉保健活動の支援や計画の普及啓発を行い、「第4期スイッチON磯子」を推進 	 <p>からたを用いた国際交流</p>  <p>スマホの使い方の講座</p>
<p>テーマ03</p> <p>生産年齢人口流入による経済活性化</p> <p>～住居・交通・仕事において便利で選ばれるまち～</p>	<p>◆商店街にぎわいづくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所屋外駐車場等における商店街朝市の実施 ・磯子区商店街連合会と連携した魅力発信イベントの実施 ・商店街を紹介する商店街マップの配布 	 <p>商店街朝市</p>  <p>公園愛護会の活動</p>
<p>テーマ04</p> <p>まちの魅力・ブランド力向上</p> <p>～いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまち～</p> <p>◆区の魅力創出・発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体による掘割川の魅力づくり活動の支援 <p>◆磯子のまち花いっぱい事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民向けに花の種・球根の配布 ・花の育て方講座の実施 	<p>◆磯子まつり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民・区内活動団体、区内企業等で構成する委員会を主体とした区民まつりの開催 <p>◆公園愛護会活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃用具等の物品の支給及び貸出 ・活動に関する技術支援講座等の実施 ・活動の活性化に必要なノウハウの提供 	 <p>掘割川の日 ボート愛護会船体展示</p>  <p>磯子まつり</p>
<p>テーマ05</p> <p>都市の持続可能性</p> <p>～将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまち～</p> <p>◆地域と一緒に防災・減災事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となって行う防災訓練への支援、地域の自助・共助啓発を目的とした防災啓発動画の作成、防災講座の実施 	<p>◆温暖化対策・脱炭素化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの展示 ・先進技術を持つ区内企業とタイアップした出前授業の実施 ・環境行動への意識啓発のためのエコ講座の実施 <p>◆まちの美化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進やポイ捨て防止等まちの美化について、様々な普及・啓発活動の実施 	 <p>磯子地区合同防災訓練</p>  <p>太陽光発電パネルの展示</p>

◎詳細、その他の事業・取組については、「令和5年度磯子区個性ある区づくり推進費の予算について」をご覧ください。
 (ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/unei-hoshin-yosan/yosan/r05-yosan/r05-yosan.html>)



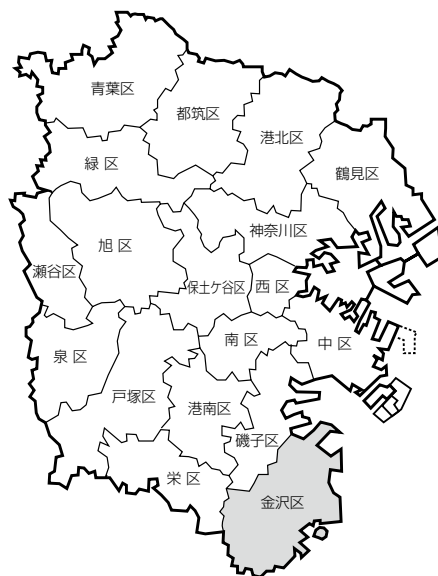


金沢区

昭和23年5月15日創設
〒236-0021
金沢区泥亀2-9-1
TEL 045-788-7878(代表電話)
FAX 045-784-9580

昭和62年3月16日制定

人口	195,348人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	90,488世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	30.96 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の木	ヤマザクラ	(平成5年10月18日制定)
区の花	ボタン	(平成5年10月18日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/>

あゆみ

金沢は古くから交通の要衝として、また全国から鎌倉への海上輸送物資の荷揚げ場として栄えました。江戸時代に入ると、江ノ島参りの人々で観光地としてにぎわい、明治になってからは別荘地として多くの文化人が訪れるようになりました。

昭和11年に久良岐郡から横浜市磯子区に編入され、昭和23年5月15日に磯子区から分区分して、現在の金沢区が誕生しました。

昭和30年代からは内陸部の宅地開発が進み、昭和46年からは臨海部において大規模な金沢地先埋立事業が始まり、市内内陸部に散在していた多くの工場等を集積するための工場用地や新たな住宅用地の整備が行われました。

平成元年には、金沢シーサイドラインが開通し、その後、海の公園、横浜八景島及び横浜ベイサイドマリーナなども整備されました。

近年には、小柴自然公園の整備が進行しています。

現況

金沢区は横浜市の南端に位置し、東は東京湾に面し、南は横須賀市、逗子市、鎌倉市に、西は栄区に、北は磯子区に接しています。区の大部分は起伏の激しい丘陵地で、概ね標高100m前後の山が入り組んだ地形になっています。

横浜市内で唯一の自然海岸が残る野島公園のほか、海の公園、八景島、金沢自然公園など、海・山両方の豊かな自然に恵まれています。

また、鎌倉文化を現代に伝える県立金沢文庫、

称名寺に代表される歴史的・文化的資産や名所・旧跡が数多く残っており、これらの地域資源を楽しむに、毎年多くの観光客が金沢区を訪れています。

さらに、臨海部には横浜市を代表する産業団地が立地し、1,000を超える企業・事業所が集積しています。また、関東学院大学と横浜市立大学の2つの総合大学があり、約1万6千人もの学生が学ぶキャンパスタウンでもあります。

多くの特徴がある金沢区ですが、平成18年度をピークに人口減少が進み、近年の減少率は18区の中で比較的高い数値となっています。一方で65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は令和5年3月末現在で30.8%となりました。

こうした人口減少や高齢化をはじめとした社会的課題の解決に向けて、平成26年7月に鉄道事業者、企業、大学、商工業などの八者により「かなざわ八携協定」を締結しました。

今後も、各者と連携しながら金沢のまちの活性化に取り組むとともに、その魅力を区内外に発信していきます。



金沢区幸せお届け大使
「ぼたんちゃん」



I 基本目標

地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！

～ 訪れたい、住みたい、住み続けたいまち 金沢を目指して ～

II 目標達成に向けた施策

本市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、地域や事業者、大学など多様な主体との協働によるまちづくりを進め、子育て世代をはじめ、誰もが住みたい住み続けたいまちを目指します。

皆様と共にすすめる施策

1 子ども・子育て ～子どもが健やかに育つまちの実現～

金沢区地域子育て支援拠点を中心に、地域、関係機関等との連携を深め、身近な場所で見守る環境を充実し、子どもたちが地域の中で健やかに育つまちづくりを一層進めます。併せて学校とも連携し、子どもたちが地域の多様な魅力に触れることで、大人になっても地元・金沢に住み続けたい、戻りたいと思ってもらえる愛着心を育みます。

2 まちの魅力づくり ～多様な主体等と連携した魅力あるまちの実現～

子育て世代をターゲットに、多様な主体と連携し、金沢区の魅力を生かして区内外に広く発信します。あわせて、魅力や賑わいづくりや地域力の向上など、地域や事業者、大学等との協働によるまちづくりを進めます。また、区内の魅力スポットの回遊性の向上や観光振興に取り組み、「訪れたいまち」の実現を目指します。加えて、「国際園芸博覧会 2027」の機運醸成に取り組みます。

3 暮らしの安全・安心 ～区民の皆様との協働による安全・安心なまちの実現～

区民の皆様の安全・安心な暮らしを支えるため、防災・減災、防犯、交通安全、食の安全、感染症対策などの取組を進めます。特に防災・減災では、防災上の課題解決支援など、自助・共助の推進や地域の防災力向上の取組を進めます。また、中学生の防災教育など次代の担い手育成に取り組みます。

4 福祉保健の推進 ～健やかに住み続けられる支えあいのまちの実現～

誰もが安心して健やかに住み続けられるよう、第4期地域福祉保健計画に基づき、地域や関係機関との連携を強め、「支え合い」や「つながり」が育まれる取組を進めます。また、健康づくりに関する情報や機会を提供するとともに、地域包括ケアの取組を進めます。

区民サービス向上の施策

区民の皆様への「まごころ」あふれる区役所づくり

区民目線を大事にし、来庁された方に寄り添ったご案内をするなど、区民の皆様にご満足いただけるよう、「金沢まごころ運動」を継続的に実施します。

区民の皆様へ
“ご満足いただけるサービス”を私たちは目指します



金沢区幸せお届け大使
「ほだんちゃん」

III 目標達成に向けた組織運営

1 地域の皆様との“つながり”を強化

区役所、区社会福祉協議会及び地域ケアプラザ等で構成される地域支援チームが、各々の専門分野の強みを活かしながら、複雑多様化している地域課題の解決に地域の皆様と共に取り組んでいきます。

また、地域の皆様とのつながりをより一層強めるため、地域の状況を把握し、第4期金沢区地域福祉保健計画の推進に向けて取り組んでいきます。

2 職員一人ひとりの知識・行動力とチーム力の向上

全ての職員が意欲と能力を最大限発揮できる「働きやすい職場」の実現に向け、職員一人ひとりの知識や行動力の向上に取り組めます。

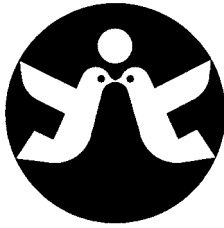
特に若手職員のアイデアやチャレンジを後押しする取組を進めます。

また、経営責任職を中心にリスクマネジメントを徹底し、より正確な事務執行に努めるとともに、長時間労働の是正に取り組めます。

3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

区民サービス向上や職員の働きやすい環境づくりを進めるため、窓口対応のデジタル化推進など、若手職員や現場の声を活かしながらDX活用に向けた取組を進めます。

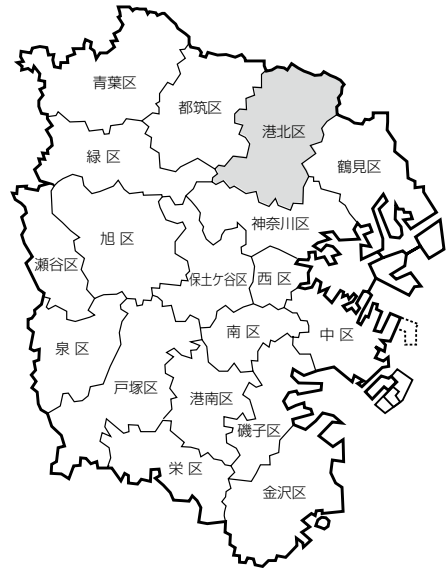
また、区庁舎内の無線LANを活用したペーパーレスの推進やWEB会議の浸透など、職員のワークスタイル改革についても着実に取り組んでいきます。



昭和63年5月制定

港北区

昭和14年4月1日創設
〒222-0032
港北区大豆戸町26-1
TEL 045-540-2323(代表電話)
FAX 045-540-2209



人口	362,626人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	180,490世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	31.40 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の木	ハナミズキ	(平成3年5月11日制定)
区の花	ウメ	(平成3年5月11日制定)
区のマスコット	港北区ミズキー	(平成21年4月1日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/>

あゆみ

港北区は市北部に位置し、鶴見川流域の平野部と多摩丘陵に連なる丘陵部から成っています。昭和14年4月都筑郡数か村の横浜市編入に伴い、現在の港北・緑・青葉・都筑区の区域を合わせた人口5万人あまりの行政区として誕生し、昭和30年代後半ごろからは、東海道新幹線・第三京浜道路等の開通に伴い、目覚ましい発展を遂げてきました。

その間、昭和44年に緑区を分区し、平成6年の行政区再編成により、区の北西部地域が都筑区に編入され、現在の港北区になりました。また、平成に入ってから、横浜アリーナや横浜国際総合競技場（日産スタジアム）、市営地下鉄ブルーライン（新横浜～あざみ野間）・グリーンラインが開業するなど、まちづくりが急速に進みました。

平成31年4月に区制80周年を迎え、港北区は今後ますます活気にあふれるまちとなることが期待されています。

現況

■人(子ども・高齢者等)

港北区は市内最大の人口を有し、現在は約36万人の区民の皆さんが生活しています、今後も令和19年頃まで人口増加が見込まれています。また、若い世代の割合が市平均と比べて高く、出生数も2,973人(令和4年1年間)と市内最多です。一方で、65歳以上の高齢者数

も今後急激な増加が予想されています。

■自然・環境

区内には市民の森などの緑地や一級河川の鶴見川をはじめとした多くの自然があり、市民の皆さんが散策などを楽しみ、市民団体が環境学習などの活動をしています。一方、住宅開発などから緑被率は平成13年度に28.2%あったものが令和元年度には24.1%に減少しており、緑の保全や創造、鶴見川の治水・活用、地球温暖化対策などの取組を進めていく必要があります。

■インフラ・まちづくり

道路は都市計画道路等の道路網整備が進められています。

綱島街道は、平成30年度に拡幅に向けた事業に着手し、設計・測量等を進めています。

鉄道は令和5年3月に神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）及び新横浜駅・新綱島駅が開業しました。

新綱島駅周辺では新駅設置と併せて、新たな文化芸術活動の拠点となる区民文化センターの整備（令和6年3月開館予定）等、市街地再開発事業等による駅周辺の一體的なまちづくりに取り組んでいます。



©横浜市港北区ミズキー



令和5年度 港北区 運営方針



I 基本目標

活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」
～区民の皆様の安全・安心を守り、ともに歩む区政～

II 目標達成に向けた施策

- 1 安全に、安心して暮らせるまちづくり
- 2 地域で支えあう福祉・保健のまちづくり
- 3 活気にあふれるまちづくり
～ 協働で進めるまちづくり～

III 目標達成に向けた組織運営

行動指針 ～区民の皆様のために～

区民の皆様寄り添う 協働と共創 チーム力で応える

職員の力

聴く力 = 考える力
 ()
 行動する力 = 伝える力

職場の力

おもてなしの職場 助け合う職場
 創造する職場 スマートな職場

港北区ミズキーは
ハナミズキの妖精だよ♪
仲良くしてね♪



©横浜市港北区ミズキー

なまえ 港北区ミズキー

たんじょう日 4月1日

生まれたところ 港北区にあるハナミズキの木

せいかく 人なつこいのんびりやさん
しつぱいすることもあるけど、おひるねすると忘れちゃう

身長 チューリップと同じくらい

体重 ひみつ

血液型 わすれちゃった！

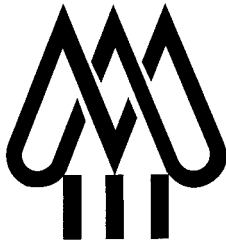
たからもの 手に持ったハナミズキの魔法のつえ、きみどり色のぼうし

とくぎ お空に浮かぶこと(風に乗って飛ぶこともできるよ)、
魔法のつえをふってみんなを笑顔にすること

好きなこと おさんぽ、陽だまりでおひるね

好きなたべもの はちみつ入りのクッキー

かぞく 白いハナミズキの妖精のきょうだいどこかにいるらしいけど、
会ったことがないの



平成元年7月1日制定

緑区

昭和44年10月1日創設
〒226-0013
緑区寺山町118
TEL 045-930-2323(代表電話)
FAX 045-930-2225



人口	182,670人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	81,225世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	25.51 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	シラン	(平成6年11月6日制定)
区の木	カエデ	(平成6年11月6日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/>

あゆみ

緑区は、横浜市の北西部に位置し、鶴見川とその支流の恩田川に沿うように、東西に細長い区域となっています。また地形は、鶴見川に流れ込む短い支流の流域にあたる丘陵地と、鶴見川が流れる低地から構成されています。

江戸時代には、主に農業地帯でした。明治以降には養蚕が盛んになり、明治41年には、生糸を横浜港に運ぶため横浜線が開通、同時に中山駅と長津田駅が開業しました。その後、中小規模の団地開発が始まる中、地元住民の請願により昭和37年に鴨居駅が、また周辺の土地区画整理にともない、昭和54年に十日市場駅がそれぞれ開業しました。そして、平成20年には市営地下鉄グリーンライン(4号線)が開通し、中山駅に接続しました。

昭和40年ごろからは工業集積が進みましたが、一方で川沿いの市街化調整区域では浜なしに代表される果樹園が広がるなど、都市農業も育成されてきました。また、丘陵地の市街化調整区域では、農地を維持するとともに、自然を生かした大規模な公園の整備や市民の森の指定により自然豊かな環境が保全されてきました。

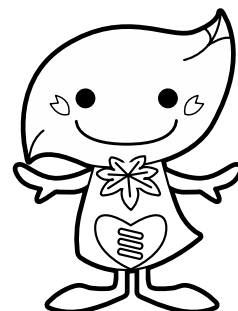
昭和14年に都筑郡(現在の緑区を含む)が港北区に編入され、昭和44年には港北区の分区が実施され緑区が誕生しました。さらに、平成6年の行政区再編成により、現在の緑区、青葉区そして都筑区の一部に分かれ、現在に至っており、令和元年10月に50周年を迎えることになりました。

現況

緑区は区名のとおり緑が豊富で、緑被率(区の面積に対する緑地の割合)は、40.6パーセントと18区中一番高い数値(令和元年度調査)になっています。

区内に残る緑の多くは市街化調整区域にあって開発が抑制され、一部は緑地保全地区や市民の森として積極的に保全されています。緑区の貴重な財産として保全するとともに、適切な管理を行っていく必要があります。

一方、区内を横断している横浜線沿線では4駅を中心に住宅地や商業地が広がり、それぞれに特色のある街並みが形成されています。しかしながら、区画整理や再開発事業を実施したところを除き、各駅周辺地区では、道路や駅前広場などの都市基盤施設の整備がまだ十分ではないので、都市計画道路の整備、市街地再開発事業などを通して、渋滞の解消や安全な歩行空間の確保など、交通環境の改善を進めています。



緑区キャラクター「ミドリン」

令和5年度緑区運営方針

I 基本目標

次世代につなぐ みんなにやさしいまち
「ふるさとみどり」

緑区は、豊かな自然の中で地域の皆さまの温かい「つながり」が息づく、みんなにやさしい魅力あふれるまちです。これは、区民の皆さまの継続した活動により大切に育まれてきたものであり、この魅力あふれるまちを次世代に引き継いでいく必要があります。

「横浜市中期計画 2022～2025」では「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略としています。緑区においても、区民の皆さまの声に寄り添いながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援の充実、地域コミュニティが継続できる環境整備に取り組むとともに、地域や関係団体、企業、大学等と連携しながら、デジタル化の推進、SDGs や脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

II 目標達成に向けた施策

1 安全・安心なまち

自助・共助による防災・減災、防火・防犯等、地域の特性に応じた区民の皆さまの主体的な取組の支援や防災啓発を行い、災害に強いまちづくりを進めます。

区民生活に身近な道路の交通安全や食の安全、災害時のペット対策の啓発など、暮らしの安全対策に引き続き取り組みます。

2 いきいき暮らせるまち

誰もが安心して暮らし続けられるよう、共に支え合うつながりのあるまちづくりを進めます。

健康づくりや健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

デジタル化による市民サービスの向上と業務効率化を進めるとともに、身近な区役所として適正・迅速・丁寧に取り組み、信頼される窓口サービスを目指します。

3 みどりの魅力あふれるまち

商店街振興や芸術・文化・スポーツ活動の促進、地域における ICT を活用した取組の支援を行います。

魅力ある公園づくり、花植えや清掃活動など、地域の良好な環境づくりを進めます。

脱炭素社会の実現に向け、区民の皆さまとともに、環境を大切にする意識の変化や行動変容

につながる取組を進めます。

III 目標達成に向けた組織運営

●適正・迅速・丁寧に取り組みます

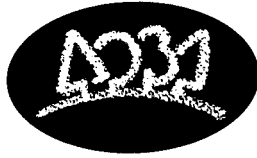
信頼される区役所を目指し「市民目線」「スピード感」「全体最適」を重視した行政運営を行うとともに、DX の推進により、区民・事業者の皆さまの利便性・満足度向上を図ります。

●地域との協働・共創を進めます

自治会や関係団体、企業、大学、NPO など、多様な主体が持つ知恵や力との協働・共創に取り組む、新たな価値創造につなげます。また、集積した地域特性データ等の活用により、多様化する地域のニーズに効率的・効果的に応えるとともに、行政サービスの最適化につなげていきます。

●チーム力・職員力を高めます

限られた経営資源の中で最大限の効果を発揮できるように、効率的・効果的な事務運営を進めます。また、高いコンプライアンス意識のもと、地域・組織運営の課題を自ら発見し、情報や課題を共有しながら、チーム力で解決できる人材の育成・職場づくりを進めます。



平成6年11月6日制定

青葉区

平成6年11月6日創設
〒225-0024
青葉区市ケ尾町31-4
TEL 045-978-2323(代表電話)
FAX 045-978-2410

人口 309,909人 (令和5年4月1日現在)

世帯数 135,531世帯 (令和5年4月1日現在)

面積 35.22 km² (令和5年4月1日現在)

区の花 ナシ (区制10周年を記念して平成16年11月6日制定)

区の木 ヤマザクラ (区制10周年を記念して平成16年11月6日制定)

区のマスコット なしかちゃん (区制15周年を記念して平成21年4月12日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/>



あゆみ

昭和14年、現在の青葉区域にあたる山内村、中里村、田奈村は、横浜市に編入されました。当時は静かな農村地帯でしたが、昭和30年代後半の高度成長期以降、宅地開発が進み昭和41年の田園都市線の開通を機に、急激に人口が増加しました。こうした中で、昭和44年には港北区から分区して緑区となりました。その後も都市化が進み、昭和61年に北部支所開設、平成6年11月6日に行政区再編成で青葉区が誕生しました。

現況

青葉区は横浜市北西部に位置し、区画整理によって計画的に開発された良好な居住環境が特徴です。また、「丘の横浜」と呼ばれるとおり、丘陵が多く、谷本川や恩田川沿いに広がる田園風景などの自然も残されています。

人口・面積はともに市内第2位を占め、特に年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)はともに市内で2番目となっており、平均年齢46.0歳で市内で6番目に若い区となっています。一方で、老年人口(65歳以上)も年々増えており、高齢化が進んでいます。厚生労働省から発表された「令和2年市区町村別生命表」によれば、青葉区男性の平均寿命は83.9歳で全国2位、女性の平均寿命は88.8歳で全国8位となっています。

青葉区内の事業所数は、卸売・小売業が一番多くなっていますが、教育・学習支援業が市内で最も多く、医療・福祉の事業所が市内2位の多さです。また、農家戸数も市内で2番目に多

いですが、工業事業所数は市内で5番目に少ない区となっています。



青葉区マスコット・なしかちゃん

令和5年度 青葉区 運営方針

《基本目標》

「住みつけたい・住みたいまち 青葉」の実現

青葉区は、計画的に整備された美しい街並みや豊かな自然、地域活動をはじめ、さまざまな活動が活発に行われている魅力にあふれたまちです。

昨年度実施した区民意識調査では、8割の方が、区に愛着や誇りを感じているとお答えいただいています。また、将来の青葉区に求めるものとしては、快適な生活環境や福祉サービスの充実、若年層の流入や安心して子育てできることなどが挙げられました。

「横浜市中期計画2022～2025」では、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を基本戦略としています。青葉区も、中期計画を踏まえながら、これからも「住みつけたい・住みたいまち 青葉」であるよう、10年20年先を見据え、以下の4つの柱に沿って青葉区での取組を進めていきます。

【目標達成に向けた4つの柱】

- 1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり
- 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 さまざまな人や地域の活力を高め、つながるま

ちづくり
4 未来に向けて特色を生かすまちづくり

《目標達成に向けた施策》

1 誰もがいきいきと、健やかに暮らせるまちづくり

子育て支援事業、あおば健康スタイル、あおばかがやく生き生きプラン及び地域包括ケアシステム等の推進を通じて誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

【主な事業・取組】

- 子育て支援事業
- 地域包括ケアシステムの推進

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

防災や防犯、感染症対策等に関する取組を通じて、さまざまなリスクに備え、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【主な事業・取組】

- 青葉区防災の街づくり事業
- 利用しやすい区役所づくり事業

3 さまざまな人や地域の活力を高め、つながるまちづくり

さまざまな分野で多彩な人材・団体・活動が参加できる取組を実施するとともに、区制 30 周年に向けた準備を区民の皆さんと一緒に進めます。

【主な事業・取組】

- 区制 30 周年記念準備事業
- 地域福祉保健推進事業
- 自治会町内会支援事業

4 未来に向けて特色を生かすまちづくり

文化・芸術、食、自然、農業など、青葉区のさまざまな特色を生かした取組を実施するとともに、脱炭素化及びDXを推進し、将来にわたり魅力あるまちを目指します。

【主な事業・取組】

- 郊外部の移動における脱炭素化の促進
- 青葉区における都市農業の展開
- 青葉 6 大学連携事業

その他の青葉区に関連する主な事業

【主な事業・取組】

- 保育所等における医療的ケア児受入推進
- 地域支援のデジタル化事業
- 横浜発の新技术（ペロブスカイト太陽電池）を活用した機運醸成
- バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備事業

○ハマッコトイレ（災害時下水直結式仮設トイレ）の整備

○榎が丘小・つつじが丘小建替え

組織運営について

・地域連携力を高める

地域と「顔の見える関係」を築き、地域の実情や課題、思いを共有しながら、連携を深めていくことで、地域課題の解決に取り組みます。また、人のつながりや、地域の組織・団体の連携が深まるよう、コーディネート力を発揮して、地域の主体的な取組を支援します。

・区民の皆様の信頼に応える

職員一人ひとりが丁寧・迅速・正確な対応を心がけるとともに、区民の皆さんのお困りごとに耳を傾け、しっかりと寄り添ったうえで、スピード感をもって対応します。事務事業の点検・効率化を進めるとともにリスクマネジメントの推進により、適正な執行に努めます。

・チーム力・職員力を高める

課の枠を超えた情報共有や連携強化に取り組み、どんな時でも互いに協力し支え合える組織づくりを進めます。また、職員が心身ともに健康でいきいきと働くことができるようワークスタイル改革を推進するとともに、OJTや研修など人材育成に努め、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力の底上げを図ります。



都筑区

平成6年11月6日制定

平成6年11月6日創設
〒224-0032
都筑区茅ヶ崎中央32-1
TEL 045-948-2323(代表電話)
FAX 045-948-2228



人口	214,808人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	87,741世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	27.87 km ²	(令和5年4月1日現在)

区の木

(里山の木) ヤマモミジ、ヤマザクラ、コナラ、シデ
(人里の木) サルスベリ、モクセイ、ウメ

(平成11年11月6日制定)

区の花 サクラソウ

(平成22年2月24日制定) ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki>

あゆみ

現在の都筑区にあたる地域は、昭和初期までは森や田園風景が広がるのどかな農村でした。高度経済成長に入った昭和35年頃から、区の南端の鶴見川沿いに道路が整備され、工場群の進出が進みました。

昭和40年代に入ると、区の北部・中央部で港北ニュータウン建設事業が始まり、区画整理による計画的な開発が進みました。開発に伴い人口が急激に増加し、これに対応するため、平成4年に区役所の前身である港北ニュータウン行政サービスセンターを開設しました。

平成5年には、市営地下鉄3号線が新横浜からあざみ野まで開通し、翌平成6年11月6日に港北区と緑区の行政区再編成により都筑区が誕生しました。

平成20年に市営地下鉄4号線(日吉～中山間)、平成29年3月に横浜北線(第三京浜道路・横浜港北ジャンクション～横羽線生麦ジャンクション)、令和2年3月には横浜北西線(東名高速道路・横浜青葉ジャンクション～第三京浜道路・横浜港北ジャンクション)が開通しました。

現況

平成6年の区誕生当時、約11万人だった人口は、平成26年5月に21万人を突破しました。

平均年齢は横浜市18区の中で最も若く、15歳未満の人口(年少人口)割合も市内で最も高い、活力あふれる区です。

区の北部・中央部の港北ニュータウンでは、里山型公園や緑道、歩行者専用道路などが計画的に整備され、豊かな自然と都市が調和したまちづくりが進んでいます。港北ニュータウンを中心に張りめぐらされた総延長約15kmにも及ぶ緑道は、公園緑地等をつなぐ緑のネットワークとして区民の皆様に広く親しまれています。また、区を中心とするタウンセンター地区には、区総合庁舎、警察署、病院、郵便局、商業施設などが集積しており、令和元年10月にはセンター南駅構内に市バスポートセンターが設置されたほか、タウンセンター北地区では令和6年度の開館を目指して都筑区民文化センター(仮称)の整備が進められています。

一方、区の南部では、大規模な農業専用地区が広がり、農業が盛んに行われているほか、鶴見川沿いには市内屈指の工業地帯が形成されています。

また、横浜北西線と横浜北線の開通により、東名高速道路から横浜港までが直結されました。これにより、横浜北西部と横浜都心、湾岸エリアや羽田空港とのアクセス性が向上しました。

I 基本目標

「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑

～子育てしたいまち 次世代を共に育むまち 都筑区～

横浜市中期計画に基づき、自治会町内会や団体、企業、大学等の皆様と協働・共創しながら、区民の皆様が愛着のある「ふるさと都筑」を実感でき、18区で平均年齢が一番若い都筑区が夢や希望にあふれた「明日をひらく都市」となるよう、区一丸となって取組を進めます。また、人と人との「**であい ささえあい わかちあい**」の地域づくりを進めるほか、誰もが利用しやすく、より信頼される区役所を推進します。

II 目標達成に向けた施策

3つの施策

施策1 子育て世代をはじめ、あらゆる世代が住み続けたいと思えるまち

誰もが安心して子育てできるよう、妊娠・出産期から学齢期まで切れ目のない子育て支援に取り組めます。また、人と人とのつながりを実感でき、互いに支え合える地域づくりを多様な主体と協働して進めていくため、**地域支援の取組を充実**させます。さらに、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちを目指し、自治会町内会等の地域活動の活性化、地域防災力向上、デジタル技術による情報発信力の強化を図ります。

施策2 活力とにぎわい、魅力あふれるまち

まちの魅力を存分に活かしてにぎわいを創出し、活気あふれるまちづくりを推進するため、誰もが気軽に参加できる文化・スポーツイベントの実施や商店街振興、地域経済活性化に関係団体等との連携、協力のもと取り組めます。また、「都筑・ボツワナ交流児童画展」の10周年を迎えるにあたり、次世代に継承するための周年事業を実施することで、多文化理解の深まる国際交流をはかります。

施策3 花と緑にあふれ、豊かな環境を育むまち

緑地や農地の多い都筑区において、更に花と緑にあふれるまちを目指し、区内の地域資源である公園や緑道などの整備や脱炭素化に資する取組をします。また、様々な主体と連携し緑化活動に取り組むとともに、フォトコンテストの開催などを通じて魅力ある豊かな環境を広く発信することで、2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を図ります。

3つの取組

取組1 「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の推進

職員一人ひとりが横浜市中期計画の基本戦略の目指す方向性を理解し、日々の業務に取り組めます。特に、令和6年で区制30周年となり、この間に都筑区で生まれ、育ち、成長した区民の皆様が持っている、この地がふるさとであるという思いを大切に、今まで以上に子育て世代に選ばれるまちを目指します。

取組2 地域に寄り添った支援

区民や地域の皆様のニーズに寄り添い、スピード感をもって対応します。また、部署間や関係機関との連携を強固にし、自治会町内会等の地域活動の運営を支援することで協働によるまちづくりを進めます。

取組3 区役所サービスのアップデート

区民の皆様が安心かつ快適に区役所を利用できるように、迅速・丁寧な窓口サービスに取り組めます。さらに、デジタル技術やデータの活用、業務改善などを一層進め、前例にとられない時代に合ったサービスの創出を目指します。

III 目標達成に向けた組織運営

◆職員力の向上

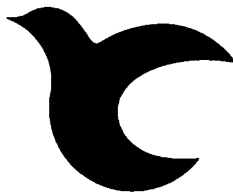
- ・地域のニーズや課題を敏感に感じ取り、市民目線でスピード感を持って課題解決に取り組める職員を育成します。
- ・横浜DX戦略のもと、行政サービスのデジタル化にチャレンジできるよう職員のDX効果への意識向上を図ります。
- ・専門的な知識の習得及び職員の説明力・コミュニケーション能力の向上とともに、「創造・転換」、「新陳代謝」、「公民連携」の視点を持って新たな課題にチャレンジしていける組織風土の醸成や人材育成に取り組めます。

◆組織の枠を超えたチーム力の発揮

- ・職員一人ひとりの事情に寄り添い、やりがいと意欲をもっていきいきと働ける職場づくりを進め、区役所のチーム力を高めていきます。
- ・地域や関係機関とも連携・協力しながら、組織の枠を超えて、全体最適の視点で専門性やノウハウを共有します。

◆信頼される業務執行

- ・常にコスト意識を持ち、事業の目的を意識しながら費用対効果が最大限に上がるよう取り組めます。
- ・職員行動基準を順守し、事務処理ミスの発生を確実に防ぐよう、リスク点検などリスクマネジメントに取り組めます。
- ・持続可能な社会の実現を目指し、SDGsの17の目標を意識して施策を推進します。



戸塚区

昭和14年4月1日創設
〒244-0003
戸塚区戸塚町16-17
TEL 045-866-8484(代表電話)
FAX 045-881-0241

昭和63年1月30日制定

人口	283,155人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	124,863世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	35.79 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の花	桜	(平成11年4月1日制定)



ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/>

あゆみ

戸塚区は、昭和14年に戸塚町ほか7か村が鎌倉郡から横浜市に編入され、誕生しました。

昭和30年代以降、道路や鉄道などの交通網の整備により宅地開発が進み、人口が急増したことから、昭和44年に区の北側が瀬谷区として分区しました。その後も人口が増え続け、昭和61年に区の西側が泉区に、南側が栄区として分区し、現在の戸塚区の姿になりました。

区の流れる柏尾川は、川沿いの桜並木とともに古くから区民のシンボルとして親しまれてきました。そこで、区制60周年(平成11年)を記念し、この柏尾川の桜並木に代表される「桜」を区の花に指定しました。

また、戸塚区は、東海道や戸塚宿をはじめとした名所旧跡が数多くある歴史の街でもあり、平成16年には戸塚宿開宿400周年を迎えました。

平成21年には区制70周年を記念して、区民公募による戸塚区のマスコットキャラクター「ウナシー」^(注)が誕生し、戸塚区のキャラクターとして区民に親しまれています。平成31年4月1日に区制80周年を迎えました。



戸塚区のマスコットキャラクター「ウナシー」

(注)「ウナシー」の由来：戸塚区は横浜市内で牛の飼育数が多く、また、平戸地区を中心に「浜なし」の生産が行われていることから、このマスコットがデザインされました。

現況

戸塚区は横浜市の南西部に位置し、南北に長く、北は旭区・保土ヶ谷区の2区に、東は南区・港南区の2区に、南は栄区・鎌倉市に、西は泉区・藤沢市に接しています。

地勢上は、多摩丘陵の南端に位置し、区の中央部を柏尾川が南北に流れて低地を形成しており、その周囲を比較的起伏に富む大地が取り囲むように広がっています。

区域の面積は35.79 km²で、18区中1番広く、市域面積の8.2%を占めています。

人口は283,155人で市内第4位ですが、人口密度は1 km²あたり7,912人で10位となっています(令和5年4月1日現在)。

戸塚駅周辺のまちづくりは、戸塚駅西口第一地区第二種市街地再開発事業が平成25年3月に完了したほか、戸塚駅の東西をつなぐアンダーパスや、土地区画整理事業に関する工事も平成28年3月までにすべて完了しました。

令和5年度 戸塚区運営方針

I 基本目標

こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか

暮らし、学び、働き、訪れる、とつかに関わるすべての人がいきいきと笑顔あふれ、「住みたい、住み続けたい」と思っていただけまちづくりを進めます。

人と人とのつながりを大切に、第4期ハートプランを着実に推進します。

子育て支援などの福祉保健分野をはじめ、地域の多岐にわたる活動を積極的に支援するとともに、防災・減災に全力で取り組み、区民の皆様の誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指します。



II 目標達成に向けた施策



(施策1)

人と人がつながるまちづくり



(地域の居場所づくり)

(施策2)

安全・安心を実感できるまちづくり



(地域防災拠点での夜間訓練)



(施策3)

誰もが自分らしく 健やかに暮らせる まちづくり



(子どもの外遊び支援)

(施策4)

活気に満ちた 魅力あふれるまちづくり



(とつかストリートライブ)

(施策5)

区民に信頼され 親しまれる区役所づくり



(区役所窓口のご案内)

横浜市中期計画の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、上記1～5の施策を推進します。

III 目標達成に向けた組織運営

「行政運営の基本方針」「財政ビジョン」「横浜DX戦略」を踏まえ、次の点を重視していきます。

地域との連携・協働の推進

社会環境の変化や区民ニーズにスピード感をもって対応するとともに、自治会町内会、NPO、企業などの多様な主体と連携・協働して課題解決に取り組み、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

おもてなしの行政サービス

区民目線を大切に、正確・丁寧・わかりやすい対応を行うとともに、財政の持続可能性を踏まえ、効果的・効率的に事業を行います。また、デジタル技術の活用等により、区民の皆様にご満足いただける行政サービスを提供します。

チーム力向上・職員人材育成

職員一人ひとりが業務に主体的に取り組み、働きがいを感じ、意欲・能力を最大限に発揮できる職場環境を実現します。区役所のチーム力を高め、組織一丸で区民の皆様信頼される区役所を目指します。



栄区

昭和62年12月6日制定

栄区いたち川
マスコット
「タッチーくん」



昭和61年11月3日創設

〒247-0005

栄区桂町303-19

TEL 045-894-8181 (代表電話)

FAX 045-895-2260



人口 120,713人 (令和5年4月1日現在)

世帯数 54,103世帯 (令和5年4月1日現在)

面積 18.52 km² (令和5年4月1日現在)

区の花 キク (平成3年11月3日制定)

区の木 サクラ、カツラ (平成29年1月20日制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/>

Eメールアドレス sa-kusei@city.yokohama.jp

あゆみ

栄区のある地域の歴史は古く、特に鎌倉時代には幕府の軍事政策上、重要な役割を果たしていたと推測され、現在も数多くの史跡が残されています。

明治・大正時代までは平地のほとんどが田畑で山裾や谷戸に集落がある程度でした。

昭和14年に鎌倉郡から横浜市へ編入され戸塚区となり、昭和24年に本郷出張所が設置されました。

昭和13年、小菅ヶ谷に第一海軍燃料廠が設置されると、付近に軍関連施設が次々に設けられました。また、軍用道路として原宿六ツ浦線(現在の環状4号線)が開通し、柏尾川沿いに大規模な工場の進出が相次ぎました。

戦後、軍の施設の大部分はアメリカ軍に接収され、地域の発展の大きな障害となりましたが、昭和40年から接収解除・払い下げが実現し、公共施設、学校、中高層住宅などに生まれ変わるとともに、昭和48年に本郷台駅が開設され、現在の街並みが形成されました。

また、丘陵部では、昭和30年代後半から50年代前半にかけて大規模な宅地開発が行われ、谷戸が連なる里山は戸建てを中心とした住宅街に大きく変貌しました。

こうした大規模開発により人口が急増したことから、昭和61年11月3日、戸塚区からの分区によって、栄区が誕生しました。

現況

■豊かな自然

栄区は、横浜市の南部に位置し、緑被率(区の面積に対する緑地の割合)は38.8%と高く(令和元年度調査、市第2位)、特に、区東部には大規模で良好な自然が残り、市の緑の10大拠点のひとつとなっています。また、区を東西に流れるいたち川は、自然環境に配慮した河川改修が行われ、区民の憩いの場となっています。

■活発な地域活動

公園等の清掃や環境保全、防犯・防災や交通安全、介護予防や高齢者・障害者支援、子育て支援など様々な分野で、地域と関係団体が協働した活動が活発に行われています。

■少子・高齢化

栄区の高齢化率(65歳以上の老年人口の割合)は30.9%(令和5年3月31日現在)と市で最も高く、高齢化が進んでいます。合計特殊出生率は1.36(令和3年)となっています(市の平均1.21)。少子高齢化に対して、高齢者や子育てを行う家庭を、地域社会全体で支えあっていく仕組みづくりを進め、誰にとっても住みやすいまちづくりをめざしています。

■道路・交通

栄区の都市計画道路整備率は41.7%(自動車専用道路、新交通システムを除く・令和5年3月末現在、18区中最下位)となっており、環状4号線の早期拡幅整備のほか、骨格的な道路網の整備が急務です。

令和5年度 栄区 運営方針



栄区基本目標

未来を育む 暮らしつづけたいまち さかえ
～人がつながり 地域がつながる～

施策

誰もが安心して出産や 育児ができるまちづくり

出産・子育て応援事業
地域子育て支援事業
デジタルツールを活用した次世代交流事業
SAKAE ヤングフェスティバル事業

未来を育むつながり・自然・ 文化・学びに溢れるまちづくり

高齢者のICT利活用支援事業
地域福祉保健計画推進事業
食育推進事業
住民票等交付セルフ手続き促進事業

住居・交通・仕事において 便利で選ばれるまちづくり

本郷台駅周辺のまちづくり推進事業
商業活性化推進事業
地域の安全対策事業



いつまでも愛着を持って 過ごせる魅力的なまちづくり

花と森と川のまち推進事業
地域の賑わい創出事業
さかえ魅力広報事業

将来の世代にわたり安全・ 安心に暮らせるまちづくり

さかえのそなえ・危機対応力強化事業
さかえのそなえ・地域防災力強化事業
温暖化対策事業



組織運営

暮らしつづけたい想いに 寄り添う区役所づくり

- ・お客様の気持ちに寄り添う親切、丁寧な対応
- ・区民の声に応える「現場主義」と「区民目線」の徹底
- ・区民や各種団体等の皆様との連携、協働による課題解決
- ・中間支援組織との連携による地域支援機能の充実

職員の能力・ 役割発揮の最大化

- ・DXの推進による業務効率の向上
- ・職位を問わず若手職員を含めた議論とチャレンジができる職場づくり
- ・男女共同参画やワークライフバランスの推進による意欲と能力を最大限に発揮できる職場づくり



昭和62年3月制定

泉区のマスコット
キャラクター
「いっすん」



泉区

昭和61年11月3日創設
〒245-0024
泉区和泉中央北5-1-1
TEL 045-800-2323(代表電話)
FAX 045-800-2505

※住居表示の実施に伴い、平成29年10月23日から所在地の表記が変わりました。



人口	151,180人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	64,045世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	23.58 km ²	(令和5年4月1日現在)

区の花	あやめ	(平成4年4月制定)
区の木	サクラ、キンモクセイ、ハナミズキ アジサイ、コムラサキ、モミジ	(平成19年11月制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/>

あゆみ

泉区域は、昭和14年に旧中川村、中和田村などが鎌倉郡から横浜市に編入されて、戸塚区の一部となりました。昭和30年代半ばごろから、横浜伊勢原線の周辺を中心に宅地開発が進み、昭和51年に相鉄いずみ野線がいずみ野駅まで開通するなど、街並みは大きく変わりました。

昭和61年11月3日に、行政区再編により戸塚区から分かれて泉区が誕生しました。区名は、泉が湧き出るように、若い活力を生み出しながら発展するようにとの願いから、区民により名づけられました。

平成11年には相鉄いずみ野線、市営地下鉄線が相次いで湘南台駅まで延伸し、区内に9つの鉄道駅を有するに至り、交通利便性が高まりました。平成14年には人口が15万人を超え、郊外の宅地都市として発展を続けています。

現況

泉区は、水と緑に恵まれた区です。区域の46.4%（令和4年度調査）が市街化調整区域で、樹林地や農地などの緑が多く残っており、緑被率は36.3%（令和元年度調査）と、市内で3番目に高くなっています。また、和泉川、阿久和川などの河川や湧水など豊富な水資源にも恵まれており、和泉川の「地蔵原の水辺」、阿久和川の5つの「まほろば」などの親水拠点のほか、泉区、戸塚区、藤沢市にまたがる県立境川遊水地公園など、自然豊かな水辺空間が数多く存在し、地域の方々に愛されています。

これらに加え、農業も盛んで、市内18区のうち、経営耕地面積が1番目、農家数は3番目（2020年農林業センサス）となっています。

都市基盤施設の整備も着実に進んでいます。道路に関しては、令和3年3月に開通した中田さちが丘線に続き、これに接続する権太坂和泉線（名瀬・岡津地区）の整備を進めています。河川に関しては、阿久和川において橋際橋の架け替えが完了し、引き続き橋際橋上流の護岸整備を進めています。下水道に関しては、和泉中央北二丁目等の浸水被害解消に向け、令和3年12月より雨水幹線の整備を進めています。公園に関しては、中田町第八公園等で遊具の更新等を進めています。福祉施設に関しては、平成28年10月に区内6館目の「いずみ野地域ケアプラザ」が開所し、令和元年度には、「岡津地域ケアプラザ」が開所しました。

また、平成26年6月に返還された深谷通信所について、平成30年2月に策定された跡地利用基本計画に基づき、環境影響評価の準備書手続きと併せ、都市計画決定の手続きに向けた策定作業を進めています。

鉄道駅周辺では、平成27年12月に「泉ゆめが丘地区土地区画整理事業」が着工し、相鉄いずみ野線ゆめが丘駅と地下鉄下飯田駅周辺のまちづくりが進められています。令和元年11月30日に、相鉄・JR直通線が、令和5年3月18日には相鉄・東急直通線がそれぞれ開業したことにより、都心へのアクセスが向上しました。

令和5年度 泉区運営方針

I 基本目標

みらいへ進もう！ 地域とともに



泉区は、水と緑にあふれ、地域活動が盛んな魅力あるまちです。また、令和5年3月には相鉄・東急新横浜線の開通、令和6年夏にはゆめが丘大規模集客施設の開業など、更なる賑わいの創出・発展が見込まれています。地域の皆様に「泉区に住み続けたい」、「住むなら泉区」と実感していただき、「子育てに優しいまち泉区」を目指し、未来へ向けたまちづくりを進めていきます。



桜の下を走る相鉄線（弥生台駅）



富士山と丹沢山塊（深谷通信所跡地）



ゆめが丘大規模集客施設完成予想パース図

基本姿勢

すべての事務事業に、「魅力向上・創出」「戦略的な情報発信」「多様な主体との協働」の3つの視点を踏まえ、取り組みます。また、横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を職員一人ひとりが意識して業務を遂行します。

■ 魅力向上・創出

「すべての事務事業が泉区の魅力向上につながる」ことを職員一人ひとりがしっかりと意識して、区民の皆様とともに、更なる泉区の魅力向上を図ります。

■ 戦略的な情報発信

区役所が行う様々な情報発信について、ただ一方的に発信するのではなく、情報を必要とする方に「伝わる」ことを意識し、正確な情報を迅速に届けます。

■ 多様な主体との協働

幅広い世代、多様な担い手とともに、次世代につながる地域づくりを進めます。



II 目標達成に向けた施策

1 とどけよう！ いずみの魅力

定住・転入促進事業、いずみ文化振興事業
相鉄東急相互直通線・ゆめが丘大規模集客施設関連事業 等

2 はぐくもう！ 地域の力

地域力支援事業、商店街振興支援事業
脱炭素化推進事業 等

3 まもろう！ 暮らしの安全・安心

防災対策事業、防犯対策推進事業
交通安全対策推進事業 等

4 ささえあおう！ 健やかなまち

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援充実事業
泉区地域包括ケア推進事業、障害児・者社会参加促進支援事業 等

III 目標達成に向けた組織運営

区民の皆様の

信頼に応えます！

区民の皆様のご気持ちに寄り添い、正確で親切・丁寧な行政サービスを提供するとともに、公正・適正に業務を行います。

区役所全体で

地域支援に取り組みます！

区役所の各部署が連携して地域と顔の見える関係を構築し、地域の状況や課題を一体的に把握して解決へ結びつけます。

「チーム泉」一丸で

取り組みます！

全ての職員が力を発揮し、学び合い育て合う職場づくりにより、多様な課題にチームで対応します。





昭和63年8月制定

瀬谷区

昭和44年10月1日創設

〒246-0021

瀬谷区二ツ橋町190

TEL 045-367-5656(代表電話)

FAX 045-365-1170



人口	121,536人	(令和5年4月1日現在)
世帯数	53,713世帯	(令和5年4月1日現在)
面積	17.17 km ²	(令和5年4月1日現在)
区の木	ケヤキ	(昭和59年10月制定)
区の花	アジサイ	(昭和59年10月制定)
区の鳥	オナガ	(昭和59年10月制定)

ホームページアドレス <https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/>

あゆみ

現在の瀬谷区に当たる地域は、明治時代には鎌倉郡に属する農村地帯でしたが、村の統合などを経て、昭和14年に横浜市に編入されました。昭和20年代後半から公営住宅が相次いで建設され宅地化が進むと、人口が急増し郊外の住宅都市に変容しました。そして、昭和44年10月の行政区再編成によって瀬谷区が誕生し、令和元年に区制50周年を迎えました。

現況

瀬谷区は横浜市の西部に位置し、大和市や町田市と接する西の玄関口に当たります。昔ながらの相模野の面影を色濃く残し、南北に流れる5本の川と、豊富な生物相に恵まれた良好な緑地が多く残されており、水と緑に恵まれた環境です。和泉川では人や生き物にやさしい「ふるさとの川整備事業」により、川辺と樹林が一体となった光景は区を象徴するものとなりました。現在は二ツ橋～宮沢の約2.8km区間で6つの水辺が整備されており、豊かで魅力的な自然



瀬谷区総合庁舎・二ツ橋公園

を楽しむことができる場所となっています。その一方で、都市化も進んでおり、残された貴重な水と緑の保全が重要な課題となっています。

区の産業としては、市内最大級の上瀬谷農業専用地区があり、「横浜瀬谷うど」やさつまいも等の農業が盛んです。商業施設は三ツ境駅及び瀬谷駅周辺に立地しているほか、丸子中山茅ヶ崎線や環状4号線など幹線道路の沿道にも出店が進んでいます。また、東名高速道路横浜町田インターチェンジに近接した北部地域には、産業流通施設や工場などが集積していますが、近年は、住宅など他の用途への土地利用転換による周辺環境との調整が課題となっています。

まちづくりにおいては、平成27年6月末に日本側に返還された旧上瀬谷通信施設の土地利用の検討を進めているほか、境川に特定都市河川浸水被害対策法の適用を受け、関連する地方公共団体等と連携して浸水被害対策の総合的な推進のための計画の策定を進めています。また、二ツ橋北部地区では、土地区画整理事業により、都市計画道路三ツ境下草柳線・瀬谷地内線とその沿道の整備を行い、交通利便性の向上や安全な歩行者動線の確保を目指したまちづくりを進めています。

瀬谷区の主要な生活拠点である瀬谷駅南口では、市街地再開発事業が行われました。再開発ビルや駅前広場等が整備されたほか、文化芸術活動の拠点として、令和4年3月、再開発ビル内に瀬谷区民文化センター「あじさいプラザ」が開館しました。

令和5年度 瀬谷区運営方針

I 基本目標

幸せが実感できる瀬谷づくり
～思い出も未来も共にこの瀬谷で～

地域からの信頼に応え、地域とともに歩む区役所として、基本目標の達成に向けて、**2つの基本姿勢**のもと取り組みます。

- ① 基本的業務の「正確・丁寧・公平・迅速」な遂行
- ② 区民に寄り添った課題の解決

II 目標達成に向けた 施策

「I 基本目標」実現のための主な4つの取組だよ。2ページをみてね♪



施策 **1** 安全・安心の住みやすいまち



施策 **2** 健やかな成長・誰もが健康で自分らしい生活



施策 **3** 地域のつながり・支えあい



施策 **4** 賑わいと魅力の創出・「GREEN×EXPO 2027」に向けた機運醸成

(2027年国際園芸博覧会)



瀬谷区は持続可能な社会づくりのために、「SDGs (エスディージーズ)」の基本理念を意識し、あらゆる施策に取り組みます。施策名右のロゴマークは、関連するSDGsの目標を示しています。

III 目標達成に向けた 組織運営

職員一人ひとりが意識する取組だよ。



「区民満足度の向上」には…

「親しみやすく信頼される区役所」の実現のため、職員一丸となって取り組むとともに、各種手続のデジタル化に対応します。

積極的な挨拶・声かけや親身な対応、分かりやすい説明を大切にします。

区民の視点に立った質の高いサービスの提供のためにすべての職場において、誰もが利用しやすい窓口づくりを行います。

「職員満足度の向上」ために…

課の枠を超えた情報共有や連携強化に取り組み、チーム力を高めます。

ワーク・ライフ・バランス実践のために職場のマネジメントを推進するとともに、職員が互いの個性や働き方を尊重し合える職場を目指します。

チーム瀬谷として健康区役所を目指し、全員がいきいきと活躍できる職場づくりを進めます。

第 6 章

各局統括本部の事業案内

- ◆ 温暖化対策統括本部
- ◆ デジタル統括本部
- ◆ 政策局
- ◆ 総務局
- ◆ 財政局
- ◆ 国際局
- ◆ 市民局
- ◆ にぎわいスポーツ文化局
- ◆ 経済局
- ◆ こども青少年局
- ◆ 健康福祉局
- ◆ 医療局・医療局病院経営本部
- ◆ 環境創造局
- ◆ 資源循環局
- ◆ 建築局
- ◆ 都市整備局
- ◆ 道路局
- ◆ 港湾局
- ◆ 消防局
- ◆ 水道局
- ◆ 交通局
- ◆ 教育委員会
- ◆ 公立大学法人横浜市立大学

温暖化対策 統括本部

地球温暖化対策実行計画の推進と SDGs 未来都市・横浜の実現

よりよい環境を次世代に引き継ぎ、住みたい・住み続けたい・子育てしたいなど、持続可能で選ばれる都市を目指して、2030年度温室効果ガス排出量50%削減と2050年の脱炭素社会の実現及び2030年のSDGs達成への貢献に向けて、市内はもとより市民・事業者、関係団体の皆様など多様な主体との連携をより一層進めながら、脱炭素な未来へ必要な施策をスピード感をもって展開していきます。

《目標達成に向けた施策》

- 1 「地球温暖化対策実行計画」に基づいた取組の推進
 - (1) 温暖化対策の連鎖づくり
 - (2) 戦略的な温暖化対策・エネルギー政策の推進
 - (3) 脱炭素社会への布石とイノベーション
- 2 SDGs 未来都市・横浜の実現
- 3 国内外の多様な主体との連携・発信

1 「地球温暖化対策実行計画」に基づいた取組の推進

2030年度の温室効果ガス排出50%削減（2013年度比）、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進するため、横浜市地球温暖化対策実行計画を令和5年1月に改定しました。

(1) 温暖化対策の連鎖づくり

横浜の最大の強みである市民力により、全市的な温暖化対策の連鎖をつくり出すため、地域で活動する市民団体、大学、事業者などの多様な主体と連携し、あらゆる機会での普及啓発や多様な世代への環境教育を実施し、脱炭素ライフスタイルの転換を促します。

また、横浜発の新技术であるペロブスカイト太陽電池について、同電池の実証や実装に向けた支援、市民の皆さんや事業者等の脱炭素化への機運醸成のため、令和5年2月に学校法人桐蔭学園と連携協定を締結しました。同月、桐蔭学園・東急株式会社・東急電鉄株式会社と連携し、東急田園都市線・青葉台駅にて、公共空間では日本初となる先行実証実験を実施しました。

(2) 戦略的な温暖化対策・エネルギー政策の推進

「SDGs 未来都市・横浜」として、エネルギーの地産地消の推進、エネルギーの利用効率や防災力の向上、電気やガスの小売自由化を踏まえた新たなサービスの創造等による、経済の活性化を図るため、エネルギーの自立分散化や効率的なエネルギーマネジメントの構築等の取組を進めています。

横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）では、これまでのYSCPの実証実験の知見を生かし、発展させ、変化するエネルギー関連サービスにも柔軟に対応し、市域の脱炭素化を実現させるため、新たな公民連携組織である横浜スマートビジネス協議会（YSBA）を立ち上げています。

YSBA参画企業とともに、市内におけるコージェネレーションシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入・利活用などを進めています。この一環でみなとみらい21地区において脱炭素化に向けた取組として、地域のエネルギー使用量の把握を目的とした調査を実施しています。その成果などを踏まえて、同地区を対象として環境省が実施する脱炭素先行地域に公募し、令和4年4月に選定されました。公民連携で「大都市脱炭素化モデル」の構築を進めています。

また、平成28年度より地域防災拠点に指定されている小中学校83校及び港北区役所に蓄電池設備等を設置し、平常時は電力の需給調整を行うため電力会社が活用し、停電を伴う非常時は本市が防災用電源として使用する「バーチャルパワープラント構築事業」を展開しています。

加えて、令和3年度より、建替え予定が無く、現在太陽光発電設備と蓄電池が無い小中学校を対象に、PPA（電力購入契約）による太陽光発電設備の導入事業を実施しています。令和4年度までに小中学校29校で実施しました。

さらに、海洋資源を活用した温暖化対策である「横浜ブルーカーボン」を推進しています。

(3) 脱炭素社会への布石とイノベーション

今後の温暖化対策を見据え、未来に向けた布石として、水素エネルギーの利活用を推進しています。水素エネルギーは、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、エネルギーの安定的な確保などに大きく貢献することが期待されています。そこで、様々な分野で水素エネルギーが利活用される「水素社会」の実現に向け、燃料電池自動車の普及促進、燃料電池バスの路線運行などに取り組んでいます。

また、将来の脱炭素社会に向けて、中小企業も含めた市内企業が円滑に対応できるように支援するため、「市内中小企業向け脱炭素ガイドライン（入門編）」を作成・公表し、金融機関や関係団体等が脱炭素化に取り組む企業を支援する際に活用していただきました。令和5年度も引き続き、ガイドライン実践編の策定など、中小企業の脱炭素化支援に向けて取り組んでいます。

さらに、EV普及のための充電インフラ拡大に資する新たな仕組みづくりとして、横浜市青葉区内において、全国で初めて公道（注）にEV用充電器を設置し、公道に充電器を設置する際の課題や有用性について検証する実証実験を令和3年度から実施しています。令和4年度は都筑区のセンター南駅広場に公道充電ステーションを設置しました。駅前ロータリーにEV用急速充電器が設置されるのは、国内初となります。

（注）公道扱いである駐車帯（道の駅、サービスエリア、パーキングエリア）は除く。



EV 充電器の公道設置に関する実証実験（センター南駅広場）

2 SDGs 未来都市・横浜の実現

平成30年に選定された「SDGs 未来都市」として、「環境を軸に、経済や文化・芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市」の実現に挑戦しています。

令和4年度から開始した「YOKOHAMA 未来デザイン部」では、横浜市内の高校に通う高校生を対象に募集したメンバーが、SDGs 達成に向けて取り組む企業への取材、市内商業施設のSDGsをテーマとしたイルミネーション企画等、本プロジェクトならではの体

験や経験ができるプログラムを実施しました。令和5年度は、さらに視野を広げ、市外地域との連携によるSDGs 達成に向けた体験プログラムを実施する予定です。また、横浜商工会議所と連携し、中小企業向けSDGs ガイドブック「SDGs 経営 はじめの一步」を作成することで、中小企業の皆様のSDGs 経営に向けた取組のサポートを進めるなど、ヨコハマSDGs デザインセンターを中心に、多様な主体との連携によるパイロットプロジェクト（試行的取組）を進めています。そのほか、みなとみらい21地区の魅力向上や新たな価値創出に向けて、EV車やエコモビリティによる実証を行い、来街者等のニーズの把握に取り組みます。民間主体で実施することで将来的な事業展開につなげ、市民や来街者の皆様がスマートかつ楽しみながら移動できるまちづくりを進めます。

さらに、事業者等の持続可能な経営・運営への転換に向けては、「横浜市SDGs 認証制度（Y-SDGs）」をとおりて複数の金融機関とともに設立した「Y-SDGs 金融タスクフォース」を中心に、様々な企業等と連携しながら、事業者に対する金融面・非金融面からの多面的な支援を充実させています。

3 国内外の多様な主体との連携・発信

国内外の展開としては、エジプトで開催されたCOP27（国連気候変動枠組条約第27回締約国会議）に参加し、本市の温暖化対策の取組を発信しました。令和5年4月には、イクレイ（ICLEI）持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会より推薦を受け、東アジアの代表及びイクレイの代表として、横浜市長が世界気候エネルギー首長誓約（Global Covenant of Mayors for Climate and Energy）の理事に選任されました。また、令和3年2月に設立した「ゼロカーボン市区町村協議会（会員自治体数：238自治体（令和5年7月時点）」では、「令和6年度 国の施策及び予算に関する提言」をとりまとめ、協議会を代表し、令和5年7月に、経済産業省及び環境省へ提出しました。

さらに、C40（世界大都市気候先導グループ）、CNCA（国際カーボンニュートラル都市ネットワーク）等と連携し、国際社会におけるZero Carbon Yokohama 及びSDGs 未来都市・横浜の情報発信や都市間協力を推進します。

デジタル 統括本部

デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、 魅力あふれる都市をつくる

少子高齢化による労働力不足や防災、福祉など様々な課題に直面するなか、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、行政分野におけるデジタル化の遅れが顕在化しました。一方で、スマートフォンなどの普及が進み、デジタル技術を活用できる場面が広がっています。

横浜市は、デジタルの力で、地域の担い手の活動サポートや、行政手続に要する時間の削減など、様々な課題を解決し新しい体験や価値を創造（DX=デジタル・トランスフォーメーション）していきます。

DXの推進にあたり、その方向性を示す「横浜DX戦略」に基づき、「デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる」ことを基本目的に、次の3つのことを大切にします。

- ・ デジタル×デザイン

人や地域を中心に置き、行政サービスへのデジタル技術の実装を設計・デザインします。

- ・ 創発・共創

行政や地域の課題を、企業や大学、団体など様々な主体と連携して解決します。

- ・ 時間の創出

手続等に費やす時間（労力）を削減し、生み出した時間によって、必要な人にめぐりあるサービスを届けます。

デジタル化の推進

■横浜 DX 戦略の推進 （企画調整課）

「デジタルの恩恵をすべての市民、地域に行きわたらせ、魅力あふれる都市をつくる」ことを基本目的に、デジタル化の方向性を示すものとして令和4年度に策定した「横浜DX戦略」の第2Qの取組として、行政手続のオンライン化や区役所のデジタル化、場所を選ばないワークスタイルの実現に向けた検討、企業や大学、団体などと連携した創発・共創の取組などを進めます。

■デジタル人材確保・育成の推進 （企画調整課）

全庁を挙げてDXを推進するため、令和4年度に策定した「デジタル人材の確保・育成に関する基本方針」に基づき取組を進めます。人材確保については、デジタル職の採用や民間人材の活用などを進めます。人材育成については、研修の強化・拡充や研修実施基盤の構築・運用、ICT関連資格取得支援制度の拡充などを進めます。

■社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） への対応（企画調整課）

情報連携による一部事務手続での添付書類の削減及び情報連携を行うシステムの安定稼働に努めます。

■サイバーセキュリティの確保（企画調整課）

最高情報セキュリティ責任者を中心とする全庁的な推進体制を運営し、情報セキュリティについて全庁的な調整を行います。

■行政手続のオンライン化の推進 （デジタル・デザイン室）

「横浜DX戦略」に基づき、年間総受付件数の約9割を占める上位100手続について、令和6年度末までのスマートフォン対応を着実に進め、申請受付後の事務処理の自動化・効率化に向けたワークフローの設計を行います。

エンドツーエンドのオンライン化※を目指すとともに、新たに生み出す時間によって、さらなる市民サービスの向上に努めます。

※エンドツーエンドのオンライン化：市民の接点となる申請等の手続とともに、行政内部の手続もオンライン化することで、手続全体をデジタルで完結させること

■デジタル技術を活用した新たな働き方の実現（デジタル・デザイン室）

テレワーク制度やWEB会議環境の運用を行うとともに、場所を選ばず組織を越えて連携できる新たな働き方「Link-Up! YOKOHAMA」を実現するための、クラウドサービス*1の導入やモバイルアクセス環境の整備を行います。

庁内での AI^{*2}・RPA^{*3}等の導入や活用を支援・促進することで、単純作業の自動化などによる業務の効率化を進めます。

- ※1 インターネット上で提供されるメールやファイル共有等のサービス。自ら大規模なシステムを持たなくてよいというメリットがある。
- ※2 Artificial Intelligence 言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術
- ※3 Robotic Process Automation ソフトウェアロボットを用いた PC での一連の単純定型作業の自動化

■デジタル区役所の推進 (デジタル・デザイン室)

デジタル区役所のモデル区（西区・港南区）において、区役所の現場目線から様々な実証実験に取り組んでいます。成功事例を他の区にも横展開することにより、区役所全体のデジタル化につなげていきます。

また、区役所のデジタル環境整備として、令和4年度に全ての区庁舎に庁内無線 LAN を整備しました。

今後は、区役所のデジタル環境整備をより一層推進するため、各区役所の統合ファイルサーバーを整備します。

■デジタルデバイド対策 (デジタル・デザイン室)

デジタル活用における不安を取り除くため、多様な主体との連携によるスマートフォン講座等、地域独自の取組への支援制度を創設しました。今後は、支援制度を活用した取組の検証を行い、他区、他地域への展開を目指します。

■創発・共創の取組「YOKOHAMA Hack!」 (デジタル・デザイン室)

行政課題と民間企業等のデジタル技術をマッチングする「YOKOHAMA Hack!」を立ち上げ、防災をテーマに民間企業等とのワーキング、実証実験などを行いました。民間企業等との連携強化により、多くの行政課題を解決し、横浜の DX を加速させます。

■情報システムの調達適正化 (デジタル・デザイン室)

様々な行政サービスを実現するため、市の業務では多くの情報システムが活用されています。情報システムの調達を行う際には、企画時・予算編成時・予算執行時の段階に分けて、協議を行うことにより、適正な調達となるよう努めています。

■ICT環境の整備・安定稼働 (DX基盤課、住民情報基盤課)

昭和41年度以降「市民サービスの向上」「行政事務の効率化」を目的に情報化を進めてきました。現在では窓口業務を支える住民記録システム、税務システムをはじめとした大規模なシステムが運用され、様々な行政サービスの実現に情報通信技術（ICT）が活用されています。

引き続き、市民サービスを支える住民情報系システムを安定稼働させるとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づいた自治体間等の情報連携に必要なシステムについても円滑な稼働に努めます。

行政内部事務を支えるネットワークについても、情報セキュリティの向上に努めるとともに、DX基盤としての ICT 環境の整備・最適化に取り組み、業務の効率化を図ります。

■住民情報系システムの標準化 (住民情報基盤課)

令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を受け、市民サービスの利便性向上や業務効率化などを目的として、住民記録や税務などの住民情報系システムについて、国が定める標準仕様書に準拠したシステムへの移行に向けた取組を進めています。

政策局

あらゆる可能性に挑戦し、安心と活力につながる政策実現と発信を行います

横浜市の市政運営の方向性を示す「横浜市中期計画 2022～2025」に掲げた基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、様々な政策・施策に取り組んでいます。

現在の指定都市制度を抜本的に見直し、横浜にふさわしい、新たな大都市制度である「特別市」の実現に向けた検討、調整、市民の皆さんへのPR等を行っています。

誰もが多様な生き方を選択できる社会の実現を目指して、働く女性への支援、誰もが働きやすい職場づくりを進める企業支援、DV 防止とあらゆる暴力の根絶などに取り組んでいます。

広報と報道、プロモーションを一体的に展開し、市民の皆さんの立場に立った「迅速・正確」な情報発信を行います。また、市の施策や魅力を国内外に広く効果的に発信し、横浜の都市ブランド力の向上を図ります。

トップマネジメントの推進(政策課)

■市政運営の基本方針

1 市政運営の基本方針の位置付け

市政運営の基本方針は、年度ごとの(1)横浜市全体の運営方針、(2)予算の方向性を示し各区局統括本部が策定する運営方針の指針となるものです。

2 令和5年度の市政運営の基本方針

「令和5年度の市政運営の基本方針」を令和5年2月7日に公表しました。令和5年度は、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて都市の魅力をさらに高め、持続可能な市政運営を目指しながら、市民の皆さんの安全・安心な暮らしをしっかりとお支えし、横浜の未来を切り拓いていくとしています。

■横浜市専門委員の運営

横浜市の将来を展望し、確かな未来をつくるため、行政の発想に留まらない様々な知恵を集めて市政運営に反映する必要があります。そのため、市政運営について、外部の専門的視点からの助言や、最新の知見等をいただくことを目的として、地方自治法第174条の規定により、横浜市専門委員を設置しています。

重要施策の企画・総合調整

■横浜市中期計画 2022～2025 の策定(政策課)

今回策定した「横浜市中期計画 2022～2025」では、2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」を「明日をひらく都市 OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA」として描きました。また、その実現に向け、基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げました。この基本戦略の実現には、子育て世代への直接的な支援はもちろん、それに加え、地域のコミュニティのつながり、安心できる暮らし、学びや文化の充実、自然豊かな環境など、総合的な視点が必要です。そこで、基本戦略には、「子育て世代への直接支援」「コミュニティ・生活環境づくり」「生産年齢人口流入による経済活性化」「まちの魅力・ブランド力向上」「都市の持続可能性」の5つのテーマを掲げました。

■横浜市中期4か年計画 2018～2021の進行管理(政策課)

令和4年8月に、計画期間の4年間に進めた施策や事業の実績と今後の取組の方向性を「横浜市中期4か年計画 2018～2021 最終振り返り」として取りまとめ、公表しました。

■横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理（政策課）

令和4年8月に、地方創生を推進する取組について、施策や事業の実績の検証を行い、「横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和3年度振り返り」として取りまとめ、公表しました。

■戦略的・総合的な財源確保策の推進（財源確保推進課）

令和4年度に策定された中期計画等の「3つの市政方針」に基づき、横浜の持続的な成長・発展に向けて、政策課題の解決を図るため、財源を安定的・構造的に充実させる観点から、戦略的な財源確保策の検討やふるさと納税等の既存の財源充実策を推進していきます。

個人版ふるさと納税については、本市の魅力PR、市内事業者支援、寄附金の確保を目的としながら、より寄附者のニーズを捉えられるよう、事業者等の協力を得て開発・調整を行いました。特に、市内産品や体験型の返礼品の拡充に取り組むとともに、関連業務の民間事業者への委託化に向けた準備業務及び契約締結を行いました。

その他の財源確保策として、ネーミングライツ（施設命名権）については、新たに「シルバーリボンデッキ（桜木町駅前歩道橋）」を対象施設として契約締結しました。

■新たな大都市制度「特別市」の実現に向けた取組（制度企画課）

大都市が抱える課題に対処し、将来にわたってより良い行政サービスを提供し続けていくためには、それにふさわしい権限と税財源を持ち、市域の仕事を一貫して担う「特別市」制度の実現が必要です。

議会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」（令和4年12月改訂）では、「特別市」制度の必要性や骨子、期待できる効果等を整理しました。「特別市」の早期法制化に向けて、川崎市・相模原市や指定都市市長会とも連携し、国等への働きかけや、特別市の更なる理解促進、機運醸成につなげるため、市民の皆さんへの説明会やシンポジウムの実施などの広報活動を行っています。

■地方分権の推進（広域行政課）

市民の皆さんに最も身近な基礎自治体である横浜市が、市民の皆さんのニーズや地域の実情に合わせて総合的で一元的な行政サービスを提供するためには、より一層、国や県からの権限・税財源の移譲が必要です。そのため、国の地方分権の動向などに合わせて、他の自治体とも協力しながら、国への働きかけなどの取組を行っています。

■国の制度及び予算に関する提案・要望（広域行政課）

最大の基礎自治体である横浜市ならではの視点に立つ

て、日本全体の課題解決と持続的な成長につながるよう、特に重要な施策に係る提案・要望を国へ行っています。

■首都圏空港機能強化関連施策の推進（政策課）

平成22年10月に羽田空港の新滑走路と国際線ターミナルが供用開始され、国際定期便の就航が開始されました。平成25年度末に年間9万回だった国際線発着枠は、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて機能強化が進められ、令和2年3月に年間12.9万回に拡大されました。

本市としても空港との近接性をいかし、国等と協力した取組を進めています。

■「海洋都市横浜」を目指した取組（政策課）

平成19年に制定された海洋基本法、法に基づく海洋基本計画を踏まえ、教育・研究・産業等の活動の拠点となる都市「海洋都市横浜」を目指し、取組を進めています。

平成27年9月には、産学官がこれまで以上に連携し、海洋に関する取組を展開できるよう「海洋都市横浜うみ協議会」を設立しました。この協議会を中心に、「海洋都市横浜うみ博」や「海と産業革新コンベンション」をはじめとした「海洋に関する活動の総合的な情報発信」「市民の海に関する理解や関心の向上」「海洋環境の保全」「海洋産業の振興」などの取組を進めています。

■原油価格・物価高騰対策、新型コロナウイルス感染症対策（政策課）

新型コロナウイルス感染症対策に加え、ウクライナ危機などの影響による原油価格・物価高騰対策も実施し、厳しい社会環境にある市民や事業者の皆さんの安全・安心な生活の維持や市内経済の活性化を推進しました。

市政運営に関する総合調整

■広域的な行政の推進（広域行政課）

現在、市民の皆さんの生活は、通勤・通学だけでなく、消費活動、文化活動などの面でも、一つの行政区域を越えた広がりを持っています。また、環境保全、廃棄物処理等、首都圏全体に共通する広域的な行政課題が多くなっています。

これらに対応するには、神奈川県や川崎市などの県内自治体はもとより、東京都をはじめとする首都圏自治体等と協調・連携した取組が欠かせません。さらに、大都市問題などの解決に向けて、全国の政令指定都市との共同の取組も必要です。

このため、指定都市市長会、九都県市首脳会議、8市連携市長会議、全国市長会、神奈川県市長会、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会等を通じて、各種調査の実施、関係自治体との協議・調整、国等への提言・要望及び情報交換等、広域的施策の展開に向けた取組を行っています。

■道志村及び昭和村との友好交流促進事業 (広域行政課)

横浜市と山梨県道志村は、明治30年に道志川から取水を始めて以来、水を通じて様々な交流を続けています。平成16年6月には「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定」、平成26年10月には「災害時における相互応援に関する協定」及び「道志村への水源林木材の寄附に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するよう取り組んでおり、市民の皆さんが温泉などの道志村内施設を利用する際に優待サービスを受けられる「はまっこどうしふるさと村事業」などを実施しています。

横浜市と群馬県昭和村は、横浜市の施設である「横浜市少年自然の家赤城林間学園(旧「横浜市赤城山市民野外活動センター」)を昭和47年に昭和村に開設して以来、様々な交流を行っています。平成17年7月には、「災害時における相互応援に関する協定」、平成25年10月には「横浜市と昭和村の友好・交流に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、市民・村民の皆さんの活発な交流が進められるよう、また、市・村間の相互協力を通じて、地域が活性化するよう取り組んでいます。

■横浜市強靱化地域計画の推進(政策課)

国土強靱化基本法に基づき「横浜市強靱化地域計画」を策定し、様々な自然災害による被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを推進しています。

■横浜市民意識調査等の実施(政策課)

市民の皆さんの意識に関する基礎的調査等を実施するとともに、基礎的な統計・調査に関する相談対応や情報提供等を行っています。

横浜市民意識調査

市政を進めていく上での基礎資料として、市民の皆さんの生活意識・生活構造を調査しています。

令和4年度は、「市政への満足度・要望」などの経年項目に加えて「今後の横浜のまち」などの項目を調査しました。

■データ利活用の推進(政策課)

横浜市官民データ活用推進基本条例を踏まえ、本市における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、施策や推進体制に関する基本的な事項を定めた「横浜市官民データ活用推進計画」を兼ねる横浜DX戦略に基づき、庁内におけるデータ利活用を推進しています。

庁内各部署の取組に対する伴走支援、人材育成研修の

実施、データマネジメント視点での環境整備、各種取組の庁内外への広報など、広範な取組を総合的に推進しています。

■統計調査(統計情報課)

「国勢調査」をはじめ「経済センサス」「住宅・土地統計調査」「就業構造基本調査」などわが国の統計体系上、基礎的で重要な基幹統計調査を国の法定受託事務として実施しています。また、各種施策企画立案の基礎資料として「国勢調査」などについては、横浜市分の結果をとりまとめた報告書を発行しています。

このほか、市政運営の基本となる人口や世帯数を毎月集計し公表しています。

■統計情報提供事業(統計情報課)

横浜市統計ウェブサイト「統計情報ポータル」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokeichosa/portal/>)や、統計メールマガジン「はまめる」で、庁内外に統計情報を提供しています。平成26年度からは統計データのオープンデータ化を順次進めています。

また、総合的統計資料である「横浜市統計書」や他の政令指定都市等と共同で「大都市比較統計年表」を編集し毎年発行しています。このほか、横浜市の経済規模や構造、所得水準などを体系的にとらえた市民経済計算による市内総生産や市民所得の推計などを行っています。

男女共同参画の推進 (男女共同参画推進課)

■「第5次横浜市男女共同参画行動計画 (令和3～7年度)」に基づく政策の推進

「横浜市男女共同参画推進条例」に基づき「横浜市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を総合的かつ計画的に推進しています。

1 女性活躍のさらなる推進

- (1) 女性トップマネジメント養成セミナー
企業の意思決定層を担う次世代の女性リーダー育成のため「女性トップマネジメント養成セミナー」を実施しました。
- (2) よこはまグッドバランス企業
誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定し、その取組を広く紹介することで、他の企業等への普及・啓発を図っています。

2 安全・安心な暮らしの実現

- (1) デートDV防止モデル事業
若年層向けに、予防教育(生徒向け出前ワークショップ・教職員向けオンライン研修等)、相談(デートDVチャット相談窓口)、被害・加害者プログラム(専門相談員の学校派遣)、広報・啓発(SNS

による若年層への広報・啓発等)の4つを総合的に推進する「デートDV防止モデル事業」を実施し、予防から回復まで切れ目なく支援しています。

- (2) 就職氷河期世代非正規職シングル女性支援事業
就職氷河期世代を中心とした非正規職シングル女性・非正規職シングルマザーを対象に、個別カウンセリング・就職活動の準備・定着支援までを、当事者が抱える個別の状況に寄り添いながら、伴走型で実施しています。

3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

- (1) 地域におけるジェンダーに関する理解促進事業
ジェンダー問題の理解促進に向けて、NPOや市民団体との協働により、ジェンダーをテーマとした市民向けワークショップの担い手を育成し、地域においてモデル事業を展開しました。
- (2) 理工系STEM女子応援事業
女子中・高校生の理工系分野への進路選択を支援するため、中高生や保護者、教職員に対して、企業で活躍する女性技術者等によるパネルディスカッションをオンラインで開催しました。
- (3) 男女共同参画貢献表彰
横浜市において男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰し、その活躍を広く市民の皆さんにお知らせすることで、男女共同参画への理解促進や取組の普及を図っています。
- (4) 男女共同参画関連調査
施策の立案等の基礎資料とするため、市民の皆さん・事業者の意識、実態や社会動向の変化について、調査研究を実施しています。
令和4年度は「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

4 行政運営(計画の推進に係る体制整備)

- (1) 横浜市男女共同参画審議会
市長の諮問に応じ、男女共同参画行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、学識経験者、市民及び事業者等からなる横浜市男女共同参画審議会を設置しています。
- (2) 横浜市男女共同参画推進会議
男女共同参画行動計画の効果的な推進を図るため、横浜市男女共同参画推進会議(市長・副市長、全局統括本部長、代表区長で構成)を設置し、男女共同参画関連施策に係る重要事項に関する審議や計画の進捗管理を行っています。
- (3) 横浜市DV施策推進連絡会
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を関係機関等の連携協力のもと総合的に推進するにあたり、関係者間の円滑な情報交換・情報共有を実施しています。
- (4) 横浜市女性活躍推進協議会
市内経済団体等や行政が連携し、市内企業の女性活躍を推進するための意見交換・情報共有を実施しています。
また、女性活躍・働き方改革企業応援サイト「ジ

ョカツナビ@横浜」において、女性活躍推進や働き方の見直しに関する取組を発信しています。

■横浜市男女共同参画センター運営事業

男女共同参画センター3館において、男女共同参画に関する相談、講座、講演会等の開催、資料及び情報の収集・提供を行っています。また、市民の皆さん及び事業者への活動の場の提供等を行っています。

男女共同参画センター横浜

所在地 戸塚区上倉田町 435-1
TEL 045-862-5050
開館 昭和63年9月
入館者総数 192,076人(令和4年度)
施設概要 ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、活動交流コーナー、健康サロン

男女共同参画センター横浜南

所在地 南区南太田 1-7-20
TEL 045-714-5911
開館 平成17年4月
*横浜市婦人会館廃止後、建物を利用して設置
入館者総数 114,342人(令和4年度)
施設概要 研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

男女共同参画センター横浜北

所在地 青葉区あざみ野南 1-17-3
TEL 045-910-5700
開館 平成17年10月
入館者総数 270,591人(令和4年度)
施設概要 レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生活工房、健康スタジオ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ

■公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

事務局 戸塚区上倉田町 435-1 (TEL 045-862-5053)

男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民の皆さん及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、次のような事業を行っています。

- 1 男女共同参画に関する相談
- 2 男女共同参画に関する講座・研修の企画実施
- 3 男女共同参画に関する調査研究及び広報啓発
- 4 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- 5 男女共同参画に関する市民活動の支援及び市民等との協働・連携
- 6 男女共同参画推進に関する施設の管理運営

シティプロモーションの推進

その他の広報（表5参照）

■広報活動（広報課）

広報紙・誌発行（表2参照）

テレビ・ラジオ広報（表3参照）

インターネット広報（表4参照）

広報企画審議会

市長の諮問機関として、昭和39年に「横浜市広報企画審議会条例」を制定し、横浜市広報企画審議会を設置しました。

市政広報・広聴の現状や方向性について審議を行っています。

表2 広報紙・誌発行

印刷物名	内 容	配布方法等
広 報 よ こ は ま	区版と市版を一体印刷して毎月1回発行 視覚障害者に対して「点字版」（市版のみ）と「録音版」（区版・市版）も発行	自治会町内会等を通じ、毎月各世帯に配布 市内公共施設、駅などに設置しているPRボックスでも配布
暮らしのガイド	市政窓口、横浜市の事業・施設の情報をコンパクトにまとめた生活情報誌（民間との協働編集）	区役所広報相談係、行政サービスコーナー、図書館、市役所市民情報センターで配布

表3 テレビ・ラジオ広報

	番組名	放送局	放送日時	内 容
テレビ	ハマナビ	テレビ神奈川	毎週土曜日 午後6時から30分間	市政やまちの話題・市民活動などを紹介
ラジオ	ヨコハマ マイ チョイス!	FMヨコハマ	毎週日曜日 午前9時30分から30分間	市政や観光・イベント情報などを音楽にのせて紹介
	ホッと横浜	ラジオ日本	毎週木・金曜日 午後4時30分から5分間	市政やまちの話題を現場からレポート
	パブリック・サービス・アナウンスメント	インターFM897	毎週月～金曜日(中国語、韓国・朝鮮語、英語、スペイン語、ポルトガル語) 午前6時12分から3分間 (再放送) 午後0時55分から3分間	生活情報を5か国語で紹介

表4 インターネット広報

媒 体	内 容	提供方法等
ウ ェ ブ サ イ ト	市政情報の提供、広報よこはま市版（Eメール配信・やさしい日本語版掲載有）・暮らしのガイド等のウェブ版での提供、英語・中国語・ハンガリー及びやさしい日本語による在住外国人向けの情報提供	随時更新 https://www.city.yokohama.lg.jp/
L I N E	横浜市からのお知らせやイベント情報の配信、粗大ごみの申込や道路の損傷通報など各種サービスの提供	随時メッセージ配信 横浜市 LINE 公式アカウント LINE ID @cityofyokohama
X（旧Twitter）	横浜市からのお知らせやイベント情報の発信	随時更新 アカウント @yokohama_koho
Y o u T u b e	横浜の魅力や事業を動画で紹介	随時更新 YouTube 横浜市公式チャンネル「CityOfYokohama」 https://www.youtube.com/user/CityOfYokohama
ス マ ー ト ニ ュ ー ス	スマートフォン・タブレット用のニュースアプリ「スマートニュース」に「横浜市チャンネル」を開設、市政情報を配信	随時更新 スマートニュースアプリ「横浜市チャンネル」 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/sns/other/smartnews.html
広報紙閲覧サービス カタログポケット	広報よこはま市版多言語版の提供（日本語の他9言語、音声読み上げ・ポップアップ機能有）	毎月更新 パソコンやスマートフォンアプリで閲覧 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/insatsubutsu/koyoko/shiban/catalogpocket.html

表5 その他広報

媒 体	内 容	提供方法等
デ ー タ 放 送	市政情報、イベント情報など	t v k 地上波デジタル放送
民 間 紙 と の 協 働	民間で発行している媒体に、市政情報を提供	リビング新聞（紙面、WEB版）

■シティブロモーション（広報戦略・プロモーション課）

横浜が国内外から「選ばれる都市」となるため、市の施策や横浜の魅力を発信するプロモーションを展開し、市民の皆さんの信頼獲得、都市の認知度やブランドイメージの向上を図ります。

基本方針を踏まえて、研修、相談支援体制を整え、職員の広報プロモーション力の向上を目指すとともに、データに基づく効果測定を行うことで、より効果的なプロモーションを展開します。

■フィルムコミッション（広報戦略・プロモーション課）

市内における映画やドラマ等の撮影支援を通じた横浜の魅力発信により、横浜の都市ブランド向上を図ります。

■市政報道の推進（報道課）

市民の皆さんに的確かつ迅速に市政情報を提供するため、関係機関と調整を図り、円滑な連絡体制を確立するとともに、広く報道情報を収集、把握し、整理します。また、横浜からの情報を世界に向けて発信し、横浜への取材を誘致、促進するため、外国報道の推進に向けた取組を行います。

市政情報の提供

報道機関に的確かつ迅速に市政情報を提供するため、市長定例記者会見（インターネット生中継等）やレクチャーなどを行います。

外国報道の推進

横浜からの情報を世界に向けて発信するために、外国報道機関等の駐日特派員を対象に、横浜市の情報を電子メールなどで発信するニュース配信等を行います。

新たな価値を共に創り出す「共創」の取組（共創推進課）

■共創推進の指針

共創の理念や目的を公民で共有化するための「共創推進の指針」に基づき、民間の皆さんと行政との対話を通じて、「質の高いサービスの提供」や「新たなビジネスチャンスの創出」、「横浜らしい地域活性化の推進」などに向けた新たな価値を共に創り出す「共創」の取組を進めています。

■公民による対話と交流

民間事業者から公民連携に関するさまざまな相談・提案を受け付ける窓口として「共創フロント」を開設して

います。共創フロントでは、平成20年度から令和4年度末までに1,143件の提案を受け付け、うち501件が実現しました。

行政と企業、NPO法人、大学など多様な主体が社会的課題について対話し、解決策を目指すための議論と交流の場を創出するため、共創ラボを10回開催しました（オンライン開催含む）。また、社会課題の解決に向け、行政、企業、大学、関係団体が共創を更に推進していくための発信、対話の場にすること、共創の事例発表やワークショップへの各区局の参加により、共創の取組をより一層促進し、職員の共創マインド醸成につなげていくこと、さらに市庁舎低層部の活性化を図ることを目的として「よこはま共創博覧会」を開催しました。

その他、地域の民間主体（主に地域生業企業）が中心となり、対話や実証実験により、ビジネスを通じて深刻化する地域課題を解決する「リビングラボ」の展開を進めるとともに、「横浜版地域循環型経済」（サーキュラーエコノミー plus）で実現する、市民の皆さん一人ひとりのウェルビーイング向上に向けた取組をテーマに本市の政策課題を公民の対話によって推進しました。

また、市内各地のリビングラボをサポートするための中間支援組織の活動を支援しました。

■指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。本市では新横浜公園や各区の地区センターなど、令和5年4月の時点で954施設において指定管理者の指定を行っています。

公の施設のより良い施設運営と市民サービスの向上を図るために、本市独自の制度として、民間評価機関による指定管理者第三者評価制度を導入するとともに、制度運用の基礎となる「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」の策定などを行っています。これらの見直しを適宜行うことで、制度運用の継続的な改善を進めています。

■PFI

PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設の建設・維持管理・運営等を、民間の資金やノウハウを活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上や事業期間全体を通じたトータルコストの縮減等を図る事業手法です。本市では、PFIの導入やPFI事業の適正な運用を進めています。

これまでに、上下水道や学校、庁舎、MICE施設、市民利用施設等の事業にPFIを導入してきました。また、PFI事業の安定的な実施を図るため、外部有識者による「横浜市民間資金等活用事業審査委員会」において、事業確認をしています。

令和4年11月には、市内企業等のPPP/PFI事業へ

の参画促進と、効果的かつ魅力的な案件の創出を図るため、「横浜 PPP プラットフォーム」を設立し、セミナーと勉強会を開催しました。

■公有資産の有効活用

本市が保有する土地や建物等の資産について、民間のノウハウ等を活かしながら地域課題の解決を図るなど有効活用を進めるため、民間事業者の皆さんが参画・提案しやすい環境づくりに取り組んでいます。

具体的な取組として、未利用地や用途廃止施設等の活用検討にあたって、民間事業者の活用アイデアや公募に対する意向等を把握する「サウンディング調査」を実施しています。また、公園や道路などの公共空間の活用を一層すすめることを目的として、本市のビジョンや許認可手続フロー等をまとめた手引きを令和2年1月に策定し、取組を進めています。

■構造改革特区、地域再生の取組

国において創設された「構造改革特区制度」や「地域再生制度」を活用し、地域特性に応じた規制緩和による地域経済の活性化や、地域の資源や強みを活かした施策を進めています。

令和4年度末までに、国際物流や産学連携、産業活性化、教育、IT、若者の就労支援、救急、区画整理などの分野で、11件の構造改革特区と、文化芸術や企業誘致、国際港湾物流、多文化共生、地域経済活性化などの分野で、17件の地域再生計画が国の認定を受けました。

■新たな公民連携手法の検討

新たな公民連携手法として、行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、その改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる「成果連動型民間委託契約方式（PFS）」の導入を進めています。

令和4年度は、子育て支援関連事業でのPFS導入を実施しました。

人を惹きつける魅力と活力に 満ちた学術都市を目指して

(大学調整課)

■公立大学法人横浜市立大学の自主自律的運営への支援

少子高齢化の一層の進展による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応など、横浜市立大学を取り巻く環境は大きく変化している中、横浜市立

大学は、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究や医療の提供など、市民の皆さんの期待に応える多くの成果を挙げてきました。

横浜市立大学が、今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、本市は横浜市立大学法人の設立団体として、より効果的な運営ができるよう、様々な支援を行っています。

1 法人運営の仕組み

(1) 市会、横浜市及び横浜市立大学の関係

公立大学法人は、地方独立行政法人法の定めにより、法人が大学の設置者となります。市長、市会、横浜市公立大学法人評価委員会及び法人はそれぞれ決められた役割を果たすことが求められています。

横浜市立大学の運営に際して、市長が法人の6年間の運営目標として、中期目標を定め、法人は、この中期目標に沿って、中期計画を策定します。

また、法人の事業資金として、横浜市が運営交付金の交付等をしますが、市の予算・決算として市会に諮ることとなります。

(2) 公立大学法人の組織

法人の理事長及び監事は市長が任命します。副理事長及び理事は理事長が任命し、市長に届け出るとともに、併せて公表します。

(3) 法人の評価

法人の業務の実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第11条に基づき、市長の附属機関として横浜市公立大学法人評価委員会を設置しています。

主な役割は次のとおりです。

- ア 市長が横浜市立大学の中期目標を作成・変更する際の意見
- イ 横浜市立大学が作成・変更した中期計画を市長が認可する際の意見
- ウ 各事業年度における業務実績についての評価
- エ 中期目標期間における業務実績についての評価

令和4年度の実績

【横浜市公立大学法人評価委員会】6回開催

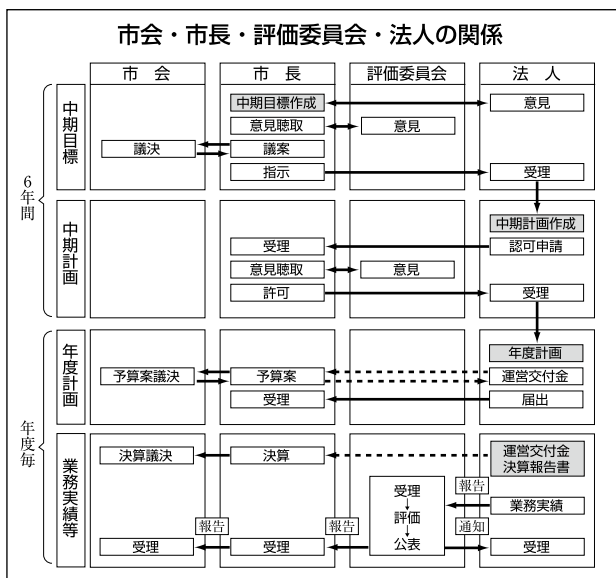
2 法人への支援と評価

横浜市立大学は、本市が定めた中期目標の達成に向けて法人自らが策定した中期計画等に基づいて、自主自律的な大学運営を推進しています。

本市は法人の設立団体として、法人と連携や連絡調整を図りながら支援を行っています。

(1) 法人との調整及び評価委員会の運営

市長の附属機関である「横浜市公立大学法人評価委員会」の運営を行い、同委員会により法人の令和3年度の業務の実績に関する評価等を行い、評価結果を法人に伝えるとともに、市会に報告しました。さらに、地方独立行政法人法第25条及び第78条に基づき、令和5年度を開始年度とす



る第4期中期目標を策定し、市会の議決を経て法人に指示し、公表するとともに、同目標を受けて法人が作成した中期計画を、地方独立行政法人法第26条に基づき、認可しました。

そのほか、法人の諸課題に対応するとともに、法人との共通理解を促進し、課題解決に向けた支援方策や連携方策などを協議する場として、「横浜市・公立大学法人横浜市立大学協議会」を令和4年4月、7月及び11月に開催しました。

(2) 運営交付金の交付等

法人の設立団体である本市では、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な運営交付金を算定基準に基づいて計画的に交付しています。

このほか、附属2病院において高度先進的な医療を市民の皆さんに提供するための医療機器整備が必要不可欠であることから、附属2病院の医療機器整備に必要な資金について市債を発行し、法人へ貸し付けを行うとともに、過去の貸付金の返済の一部を運営交付金で措置しています。

令和4年度の実績

【運営交付金】 12,645,855,000 円

【貸付金】 1,500,000,000 円

■市内大学と地域がつながるまち

1 大学・都市パートナーシップ協議会

平成17年3月に「大学と都市の連携に関する考え方」を策定しました。ここでは、基本理念として「横浜が拓く知の未来－21世紀型大学都市ヨコハマの挑戦－」を掲げ、連携推進における4つの方向性、「教育の可能性を拡げ未来を担う人材を育む（人材育成）」、「新しい時代の市民の多様な学びを創出する（生涯学習）」、「知を活かし新たな横浜経済を拓く（横浜経済の活性化）」、「協働して都市の課題に取り組む（地域課題の解決）」を示しました。

そして、「大学・都市パートナーシップ協議会」は、この「考え方」に賛同した市内大学学長・理事長と横浜市長の意見交換の場として、平成17年3月に設立しました。市内の大学の豊富な知的資源などの蓄積を活

かし、市民・企業・行政が連携して活力と魅力あふれる都市を実現するため、この協議会を頂点とする継続的、総合的な連携体制を構築し、協力しあうことを確認しています。

【参加大学一覧（五十音順・令和5年8月1日現在）】

- | | |
|--------------------|------------------|
| 神奈川大学 | 東京都市大学 |
| 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学短期大学部 | 東洋英和女学院大学 |
| 関東学院大学 | 日本体育大学 |
| グロービス経営大学院 | ビューティ&ウェルネス専門職大学 |
| 慶應義塾大学 | フェリス女学院大学 |
| 國學院大学 | 放送大学 |
| 湘南医療大学 | 明治学院大学 |
| 情報セキュリティ大学院大学 | 八洲学園大学 |
| 昭和大学 | 横浜国立大学 |
| 星槎大学 | 横浜商科大学 |
| 玉川大学 | 横浜女子短期大学 |
| 鶴見大学・鶴見大学短期大学部 | 横浜市立大学 |
| 桐蔭横浜大学 | 横浜創英大学 |
| 東京藝術大学大学院 | 横浜美術大学 |
| 東京工業大学 | 横浜薬科大学 |

2 協議会主催事業

(1) 大学・都市パートナーシップ協議会代表者会議の開催

協議会参加大学の学長・理事長と市長等が交流・意見交換する場として、代表者会議を開催しました。

開催日時：令和5年6月9日（金）

午前10時30分から12時まで

開催場所：市庁舎31階 レセプションルーム

開催内容：【第1部】

ア 2027年国際園芸博覧会について

イ 講演

(ア) ビューティ&ウェルネス専門職大学

(イ) 関東学院大学

(ウ) 横浜市温暖化対策統括本部

【第2部】

交流・意見交換

出席者：協議会参加大学学長・理事長等28人、市長・副市長、区長2人、局長2人ほか

(2) 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学の取組の広報の実施

大学・都市パートナーシップ協議会参加大学より、SDGsに関するイベント情報を提供いただき、リーフレットの配布やウェブサイトへの掲載等を通じて、市民の皆さんに広報し、協議会参加大学のPRを行いました。

実施時期：令和4年10月～12月 9大学18件

令和5年1月～3月 7大学15件

3 学術都市の推進

学術都市形成の一環として、国際施策、経済施策と連動させた「外国人留学生に対する就職支援」に取り組むため、横浜国立大学及び横浜市立大学とともに「留学生就職促進プログラム」終了後の取組を引き続き推進しました。その一環として、市内企業のオフィス見

学会を実施しました。また、「大学・都市パートナーシップ協議会」参加大学へ「外国人留学生就職状況調査」を実施しました。

■横浜市立大学関係施設整備事業

吊り天井を法令に適合させるための天井脱落対策工事では、横浜市立大学附属市民総合医療センター外来待合ホールの工事及び金沢八景キャンパスシーガルホールの実施設計を行いました。

さらに、令和3年3月に策定した「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備構想」を受け、「横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備基本計画」の策定に向けて引き続き検討を行いました。

基地対策（基地対策課）

■施設返還の促進

米軍施設返還の経過

第二次世界大戦後進駐した連合国軍により、横浜市は、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、本市では市民の皆さんの共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取組を進め、今日まで多くの返還を実現してきました。

しかし、市内にはなお、米軍施設が存在し、都市づくりを進める上で大きな妨げとなっています。

近年の動き

平成16年10月に、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域への住宅等の建設及び上瀬谷通信施設・深谷通信所・富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還の方針が日米合同委員会において合意されました。

このうち、小柴貯油施設については、横浜市からの度重なる全面返還の要請を受け、平成17年12月に陸地部分全域が返還され、富岡倉庫地区については、平成21

年5月に返還され、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの一部についても同年3月に返還されています。なお、小柴貯油施設については平成29年8月から公園整備に着手し、令和3年7月末に「小柴自然公園」として第1期エリアの一部を公開しています。

また、返還方針の合意から約10年を経て、平成26年4月の日米合同委員会において深谷通信所と上瀬谷通信施設の大規模な2施設の返還時期が示され、平成26年6月には深谷通信所の返還が実現し、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現しました。

その後、平成30年11月に開催された日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設を取り止めること、並びに根岸住宅地区について、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意されました。令和元年11月にはこの共同使用が合意され、令和2年6月より、国による原状回復作業が実施されています。

引き続き、市内米軍施設・区域の早期全面返還を国に對し要請しています。

■米軍施設の現況

根岸住宅地区

管理：在日米海軍横須賀基地司令部及び防衛省にて共同使用

令和元年11月の日米合同委員会において、早期の引渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意されました。令和2年から調査等が開始され、現在建物などの解体撤去工事が行われています。

米軍施設・区域に囲まれた土地に市民2軒が居住されています。

池子住宅地区及び海軍補助施設

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

施設は、逗子市及び横浜市にわたり所在しています。このうち、逗子市域には、米軍人、軍属及びその家族が居住しており、管理事務所、スポーツ施設

横浜市内米軍施設・区域一覧表

令和5年8月1日現在

施設名	所在区	土地面積
4か所	6区	1,503,894
根岸住宅地区（海軍）	中区 南区 磯子区	429,203
池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）（海軍）	金沢区	367,590
鶴見貯油施設（海軍）	鶴見区	183,784
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック（陸軍）（海軍）	神奈川区	523,317
水域名称	所在	水域面積
小柴水域（海軍）	金沢区沖合	約420,000
瑞穂ふ頭／横浜ノースドック専用水域（陸軍）	瑞穂ふ頭の周囲	約107,500

（注）施設名末尾かっこ内は所管を示しています。

(テニスコート等)、中央公共施設等があります。

鶴見貯油施設

管理：在日米海軍横須賀補給センター燃料部

横須賀市に所在する貯油施設（吾妻倉庫地区）からタンカーで運ばれた航空機燃料を一旦貯蔵し、ここから鉄道、自動車で横田基地に供給されています。13基のタンクがあり、約12万キロリットルの貯油能力があるといわれています。

瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

管理：在日米陸軍基地管理本部、在日米海軍横須賀基地司令部

ふ頭地区では、大型・小型船舶用バース、野積場、倉庫等があり、物資の搬出入や軍人・軍属等の移動に伴う貨物輸送業務等が行われています。

郵便地区では、極東からペルシャ湾に至る米海軍関係の郵便業務が行われています。

また、施設の周囲には、約11ヘクタールの提供水域があります。

令和4年度の入港実績は、年間90隻、月平均7.5隻となっています。

小柴水域

管理：在日米海軍横須賀基地司令部

約42ヘクタールに及ぶ円形の提供水域です。米国船舶の停泊及び積荷の積み卸しのために使用する、とされています。

航空騒音・安全対策

厚木基地の米軍機の航空騒音と航空安全については、国と米軍に対し、その対策を要請しています。これらの問題は、県内広域にわたることから、県と厚木基地周辺9市（横浜、大和、綾瀬、藤沢、相模原、海老名、座間、茅ヶ崎、町田）が連携して、騒音問題の解消に取り組んでいます。

また、米軍による航空事故が発生した場合に備え、国、米軍、関係自治体で構成する「航空事故等連絡協議会」に参加しています。

なお、消防局は、在日米海軍及び陸軍と消防相互援助協約を結び安全の確保に努めています。

■跡地の有効利用

返還後の跡地利用の促進については、平成16年10月に返還方針が合意された市内米軍施設について、平成18年6月に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」や平成23年3月に改定を行った「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等に基づき、民間土地所有者、地元の方々との意見交換を行いながら、跡地利用の具体化に向けた検討を行いました。

平成21年5月に返還された富岡倉庫地区については、平成23年度に「跡地利用基本計画」を策定し、平成26年度には敷地の一部を活用して衛生研究所を開所しました。その後は、産業・研究機能等の導入とともに、地域の課題解決に資する機能の導入も視野に入れて幅広い視点での検討をしています。

平成26年6月に返還された深谷通信所については、平成25年3月に泉区深谷通信所返還対策協議会が作成した「跡地利用計画案」や戸塚区が取りまとめた「区民

の意見」等を踏まえ、平成30年2月に「跡地利用基本計画」を策定しました。

同計画の実現に向けて、令和2年度から環境影響評価の手続を開始し、令和2年度に配慮書、令和4年度に方法書の手続が完了しました。

令和元年11月に共同使用が合意された根岸住宅地区は、地権者組織である「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が平成29年5月に「まちづくり基本計画（協議会案）」を取りまとめました。

同計画を尊重しつつ、令和2年9月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を取りまとめるとともに、市民意見募集を実施し、令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定しました。

総務局

行政運営のイノベーションの推進と危機対応力強化

「財政ビジョン」を土台とした、持続可能な市政運営の実現に向けて、職員一人ひとりの意識改革や、DX、協働・共創等によって、新たな行政運営への「創造・転換」を図る「行政運営のイノベーション」を推進します。

また、市民の皆さんの安全・安心を守るため、自助・共助を中心とした地域防災力の向上と危機対応力の強化に引き続き取り組みます。

1 局の施策

○ 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化

「行政運営の基本方針」や「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえた、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織的かつ計画的な人材育成を推進します。

○ 行政サービスの最適化

「行政運営の基本方針」に基づき、行政イノベーション、施策・事業評価制度、経費適正化等を推進します。

○ 地域防災力の向上と危機対応力の強化

町の防災組織の活動支援や市民防災センターの活用など、地域における自助・共助の意識啓発により災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。

また、関係機関等と連携した訓練等を通じ自然災害への備え等様々な危機対応力を強化します。

2 局組織運営の考え方

○ 現場との一体感を意識して、各区局に対して適切なサポートを行います。

○ 若手職員の意見を吸い上げ、業務の効率化と適正な遂行を図りながら、活力に溢れる組織づくりを進めます。

また、日ごろから業務上のリスクについて話し合い、一人ひとりがリスクの軽減に向けて主体的に行動します。

○ 長時間労働是正に向けたマネジメントにより、職員の心身の健康管理や働きやすい職場環境づくりを進めます。

法規審査

■政策法務（法制課）

横浜市独自の政策・事業を実現するために必要な法システムについて調整等を行っています。

■法規審査（法制課）

条例等の議会議案及び規則等の重要な文書の審査や横浜市の事務事業の遂行に伴って生じる法律問題の処理を通じ、法令に即した適正な行政の実現を図っています。また、市政に関する訴訟等の進行管理を行っています。

■行政手続条例等の運用（法制課）

横浜市行政手続条例及び行政手続法に関する事務についての総合的な調整など、行政手続の適正な運用に努めています。

■行政不服審査制度の運用（法制課）

行政不服審査法及び横浜市行政不服審査条例に基づく審査請求に関する審査手続など、行政不服審査制度の運用を行っています。

コンプライアンスの推進

■コンプライアンスの推進 （コンプライアンス推進室）

コンプライアンス推進体制

公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図るため不正防止内部通報制度、特定要望記録・公表制度、内部監察制度、行政対象暴力対策等、コンプライアンスに関連する制度を運用しています。また、時代や社会情勢に即した制度運用を行うため、副市長を委員長とするコンプライアンス委員会や外部有識者から選任したコンプライアンス顧問により、各制度の点検・評価を実施しています。

職員行動基準

職員が業務を遂行するに当たり、よりどころとなる規範として「横浜市職員行動基準」を平成19年12月に策定し、令和2年度に一部の項目を改定しました。

「職員一人ひとりが行動基準に基づき、自ら考え行動する」ことを目標として、より一層のコンプライアンス意識の浸透を図ります。

事務処理ミス・事件事故等の再発防止

事務処理ミス・事件事故等が発生した際に、各区局における再発防止に向けた事務の点検・改善等の取組を支援するとともに、全庁的な対応が必要な課題については、関係区局と連携して取り組んでいます。

内部統制制度の推進

地方自治法に基づき事務の適正な執行を確保するため、令和2年4月に横浜市内部統制基本方針を策定、全庁的に内部統制を推進しています。

令和3年度からは内部統制評価報告書を毎会計年度作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出、公表しています。

人事・研修

■人事・組織管理（人事課）

現在、本市では、戸籍や税などの窓口サービスのほか、福祉・保健医療、環境改善、都市基盤整備、経済振興、教育文化などの分野で、約4万3千人の職員が市政に従事しています。

市民満足度の向上のためには、職員一人ひとりが意欲と能力を高め、自信とやりがいを持って働くことを通じて市役所全体の活力を生み出すことが重要です。

そのため、職員の意欲や能力、実績に応えられる人事給与制度を推進するとともに、人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させた人材育成体系のもと、引き続き様々な取組を進めていきます。

職員の採用・異動

横浜市職員の採用は、法律に基づき、原則として競争試験等により行われています。

令和5年度の職員採用者数は、事務系385人、技術系155人、医師・医療技術系38人、技能系118人でした。

障害者の雇用にも積極的に取り組んでおり、令和4年6月現在の障害者雇用率は本市全体では2.53%、市長部局では2.73%となっています。

また、人材育成・能力活用の観点から人員配置を行い、公務の能率的な運営や職場の活性化を図るため、令和5年4月の定期人事異動では、4,597人の異動を実施しました。

職員の服務管理

職員の義務と責任については、地方公務員法等で定められています。本市では、職員一人ひとりが法令や条例等を遵守し、公務を公正かつ公平に行うこと、公務外においても横浜市職員としての自覚と誇りをもって行動することを求めています。

組織機構

本市の組織機構については、日常の市民生活に密着したきめ細かい施策展開や市政全体にかかる緊急・重要な行政課題への的確な対応が可能となる執行体制の整備を図るとともに、既存体制の徹底した見直しを行っています。

また、行政の果たすべき役割の再検討、施策・事業の最適な実施主体・手法の選択など、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、令和5年度も引き続き、政策・財政・運営の緊密な連動を図るとともに、社会情勢の変化等に応じた機動的かつ効果的な組織編成を推進しています。

職員定数の管理

職員の定員管理にあたっては、効率的・効果的な執行

体制を構築していくことはもとより、市民の皆さんのニーズや意識の変化を踏まえ、重点政策課題などに機動的に対応できるよう、的確に人員をシフトしていく必要があります。

市民満足度向上や費用対効果の観点から、各施設・事業の最適な実施主体あるいは実施手法を選択していくことを前提に、引き続き適正な管理を進めていきます。

■勤務条件（労務課）

職員の給与等の勤務条件については、地方公務員法により民間の実態や国の事情等を考慮するなどして、決定することになっています。横浜市でも、この地方公務員法の趣旨に基づき勤務条件を決定しています。

■福利厚生（職員健康課）

公務が適正かつ能率的に遂行されるためには、職員が健康で安心して積極的に職務に専念できる環境が必要です。このために、地方公務員法、労働安全衛生法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償の適切な実施に努めています。

■職員研修（人材開発課）

人材育成にあたっては、職員一人ひとりの意欲と能力を高めることで、組織力を高め、市民サービスの向上につなげることが重要と考えます。

そのため、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、求められる職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を目指し、研修を実施しています。

表1 市職員現在員数

令和5年4月現在

	合 計	局 長 級 計	局			部 長	課 長	係 長 計	課 長 補 佐	係 長	経 営 責 任 職 合 計	事 務	技 術	医 務	技 能	教 育	消 防	一 般 職 合 計
			区 長	室 長	担 当 理 事													
横浜市合計	43,089	67	48	5	14	358	1,137	3,421	693	2,728	4,983	9,609	3,530	1,505	4,939	15,294	3,229	38,106
技 監	1	1	1								1							
危機管理監	1	1	1								1							
CIO補佐監(※1)																		
CISO補佐監(※2)																		
CDO補佐監(※3)																		
温暖化対策統括本部	49	1	1			4	5	18	2	16	28	14	7					21
デジタル統括本部	115	1	1			4	11	33	7	26	49	64	2					66
政 策 局	231	5	1	1	3	14	39	75	20	55	133	88	10					98
総 務 局	392	2	1	1		9	36	138	22	116	185	177	5	5	18		2	207
財 政 局	437	2	1	1		7	25	68	22	46	102	320	15					335
国 際 局	72	1	1			4	15	27	4	23	47	23	2					25
市 民 局	184	2	1		1	5	17	47	10	37	71	109	4					113
にぎわいスポーツ 文化局	153	1	1			7	23	52	7	45	83	65	5					70
経 済 局	238	2	1		1	6	23	57	13	44	88	126	18		6			150
こども青少年局	906	1	1			10	39	172	29	143	222	648	9	25	2			684
健康福祉局	741	2	1		1	11	42	188	38	150	243	453	14	26	5			498
医 療 局	457	2	1		1	14	42	129	22	107	187	106	111	50	3			270
環 境 創 造 局	1,355	2	1		1	12	70	180	41	139	264	215	755		121			1,091
資 源 循 環 局	1,866	1	1			7	41	108	22	86	157	233	198		1,278			1,709
建 築 局	531	1	1			10	33	96	23	73	140	82	309					391
都 市 整 備 局	385	3	1	1	1	14	39	112	27	85	168	78	139					217
道 路 局	401	1	1			6	25	74	14	60	106	114	181					295
港 湾 局	291	2	1	1		7	25	56	9	47	90	102	89		10			201
消 防 局	3,627	1	1			24	100	266	67	199	391	8		1			3,227	3,236
鶴 見 区	518	1	1			5	16	60	11	49	82	360	30	30	16			436
神 奈 川 区	420	2	1		1	3	14	54	6	48	73	274	35	23	15			347
西 区	293	1	1			5	14	50	7	43	70	170	21	18	14			223
中 区	469	2	1		1	3	17	69	12	57	91	305	37	22	14			378
南 区	454	1	1			4	15	57	10	47	77	313	25	24	15			377
港 南 区	426	2	1		1	3	16	52	10	42	73	285	28	23	17			353
保 土 ヶ 谷 区	412	2	1		1	3	14	51	10	41	70	276	27	22	17			342
旭 区	475	1	1			4	16	57	6	51	78	321	33	27	16			397
磯 子 区	355	1	1			4	14	47	9	38	66	227	26	21	15			289
金 沢 区	408	1	1			4	16	50	10	40	71	271	27	24	15			337
港 北 区	521	1	1			4	15	58	15	43	78	363	30	32	18			443
緑 区	368	1	1			4	15	49	11	38	69	240	24	19	16			299
青 葉 区	440	1	1			4	15	53	11	42	73	297	26	29	15			367
都 筑 区	391	1	1			4	16	51	8	43	72	250	27	24	18			319
戸 塚 区	442	1	1			4	15	55	9	46	75	291	34	27	15			367
栄 区	307	1	1			5	14	44	11	33	64	186	22	19	16			243
泉 区	324	1	1			4	15	46	7	39	66	205	22	19	12			258
瀬 谷 区	339	1	1			4	14	47	12	35	66	216	21	20	16			273
水 道 局	1,484	2	1		1	9	43	134	24	110	188	443	719	1	133			1,296
交 通 局	2,452	1	1			9	34	144	34	110	188	86	98	1	2,079			2,264
医療局病院経営本部	1,566	1	1			74	62	141	24	117	278	77	239	972				1,288
会 計 室	39	1	1			1	2	8		8	12	27						27
教育委員会事務局	802	1	1			14	60	103	26	77	178	439	11	1		173		624
教育委員会事務局(※4) (学校に勤務する職員)	16,809											592	95		1,001	15,121		16,809
選挙管理委員会事務局	17	1	1			1	2	4	2	2	8	9						9
人事委員会事務局	27	1	1			1	2	7	2	5	11	16						16
監 査 事 務 局	41	1	1			1	5	16	5	11	23	18						18
議 会 局	57	1	1			2	6	18	2	16	27	27			3			30

(※1～3)デジタル統括本部企画調整部担当部長が兼務。(※4)職種のみ分類。

行政改革

■行政イノベーションの推進 (行政マネジメント課)

職員への意識改革の必要性の浸透や、職員の意識のイノベーションのためのプロジェクトを立ち上げ、「意識」「思考」「行動」の変容を図り、職員の意識改革を推進します。また、DX等を契機としたBPR※による業務の精査・再構築に取り組みます。

歳出改革の一環として、評価制度を再構築し、施策目的と事業の関係性を評価する施策評価、客観的指標に基づき事業のプロセスを評価する事業評価に取り組んでいます。また、外部の視点を導入し、一般財源活用額上位100事業の自己分析に対する助言等を予算編成等に活用することや、行政サービスの水準を維持しながら経費の適正化等に取り組んでいます。

※BPR（ビジネスプロセスリエンジニアリング）：業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

■外郭団体の経営向上 (行政マネジメント課)

本市では、団体の中期的な経営目標を「協約」として定め、経営の向上に継続的に取り組む「協約マネジメントサイクル」を導入しています。

また、附属機関（横浜市外郭団体等経営向上委員会）による各団体の総合的な評価を行うなど、さらなる経営向上に向けた取組を進めています。

■文書管理（行政マネジメント課）

横浜市の全ての事業は、文書を作成し、その内容を判断した上で実施されます。そのため、作成、分類、保存、廃棄など文書事務が適正に実施されるよう、横浜市行政文書管理規則を中心とした諸規定を整備するとともに、分かりやすく、簡潔な行政文書の作成に取り組んでいます。

また、文書事務を電子化し管理する文書管理システム及び紙文書のライフサイクルを管理するファイル・書庫管理システムを運用し、文書事務の効率化・簡素化を図るとともに、ペーパーレスの推進について取組を進めています。

■市史資料等の保存活用（行政マネジメント課）

横浜市史資料室（横浜市中央図書館地下1階）にて、「横浜市史Ⅱ」の編集過程で収集した資料、横浜の空襲と戦災関連資料、横浜市の歴史的公文書を、公開準備の整った資料から順次公開（閲覧利用）しています。

危機管理対策

■自助意識の向上と共助の推進（地域防災課）

防災・減災の普及啓発

「広報よこはま」等の広報物や、ホームページ、テレビ・

ラジオ、防災フェア、本市の自助・共助の中核施設である横浜市民防災センターと連携した各種イベントなどを通じ、防災・減災の意識啓発を図っています。

防災・減災推進員の育成

地域防災活動の担い手となる「防災・減災推進員」を育成するとともに、自治会・町内会・マンション管理組合等を中心とした「町の防災組織」が行う研修や訓練等の防災活動に対してアドバイザー派遣や関係区局と連携した支援を実施する等、自助・共助の推進に向けた取組を進めています。

■地域防災力の強化（地域防災課）

地域防災拠点の整備・充実

市民の皆さんに身近な小・中学校等（459か所）を災害時の避難所として地域防災拠点に指定し、住民の避難生活・情報受伝達の拠点として、防災資機材、食料・飲料水、生活用品等を備蓄しています。

地域防災拠点には、地域・学校・行政等で構成された地域防災拠点運営委員会が設置されており、日ごろからの活動を促進し、発災時の円滑な救助・救出及び避難所として開設・運営に備える研修・訓練等に必要な活動経費の一部を助成しています。

自主防災組織への支援

防災資機材の購入や防災訓練の実施など、自主防災活動を実施している自治会・町内会・マンション管理組合等の「町の防災組織」を支援するために補助金を交付しています。

横浜防災ライセンスの推進

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を実施しています。受講者には、習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てていただいています。

避難生活物資の確保

本市では、地震などによる大規模災害時に発生を想定している避難者及び帰宅困難者のための食料等を地域防災拠点、区役所、方面別備蓄庫などに備蓄しています。

なお、発災3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応する計画としていることを踏まえ、地震発生時等には道路障害等により物資輸送が困難となり、一時的に被災市民の皆さんの食料等の不足を想定し、各家庭において1人3日分（できれば1週間分）の備蓄に取り組んでいただくよう呼びかけています。

広域避難場所

広域避難場所は、地震により発生した火災が延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の皆さんの生命・身体を守るために避難する場所として、112か所（令和4年度末時点）を指定しています。

風水害時の避難行動の促進

地域の危険性を把握できる「浸水ハザードマップ」の発行および「横浜市避難ナビ」アプリ等により、風水害時の一人ひとりの避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を促進しています。

■危機対処に係る計画の整備（防災企画課）

横浜市防災計画等の修正

地震対策の対象期間の延長及び減災目標の一部上方修正などに伴い、横浜市防災計画「震災対策編」を修正するとともに、市の行動計画「横浜市地震防災戦略」も期間を延長して引き続き推進することとし、令和5年4月から施行しました。また、横浜市防災計画「都市災害対策編」について海上漂流物対策の追加などに伴い修正し、同じく令和5年4月から施行しました。

■危機対処・防災訓練の実施（緊急対策課）

横浜市総合防災訓練

令和5年度の横浜市総合防災訓練は、港北区の新横浜公園（横浜国際総合競技場）第一駐車場を訓練会場として実施しました。

地元の自治会・町内会、事業所、自衛隊、警察、消防等各関係機関と連携し、地域防災力の向上及び発災時における災害対策本部の機能強化を目的として、災害対応訓練を実施しました。

横浜駅周辺混乱防止対策訓練

横浜駅は本市において、鉄道利用客や来街者が多く利用する主要ターミナル駅です。大規模地震等災害発生時には、駅の利用者等の混乱が予想されることから、横浜駅及びその周辺の事業所等と連携して、横浜駅周辺混乱防止対策訓練を実施しています。令和5年度は、鉄道、横浜駅西口・東口各事業者、警察と連携し、大規模地震発生時の駅周辺の混乱防止及び来街者の安全確保を目的とした情報受伝達等の訓練を実施しました。

「防災の日」防災訓練及び「防災とボランティアの日」防災訓練

9月の「防災の日」、1月の「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」において、本市防災計画「震災対策編」に基づく状況付与型の市災害対策本部運営訓練を自衛隊、海上保安庁、県警等と連携して実施し、災害対応力の強化を図っています。

■危機管理情報基盤の整備（緊急対策課）

繁華街安心カメラ

市民の皆さんをはじめ、国内外から多くの人々が訪れる市内都心部の主要繁華街5地区（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるよう繁華街安心カメラを設置し、災害時の状況把握、緊急事態への対処、及び大規模イベント時における事件・事故の未然防止に活用しています。

防災情報通信システム

災害時において、応急対策等を支援する「防災行政用無線」、「危機管理システム」などの各種システムを運用・管理しています。

(1) 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は、地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

また、区役所や地域防災拠点等に防災スピーカーを設置し、緊急地震速報や津波警報などの災害情報を一斉に放送します。

(2) 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室と各区役所、関係局をオンラインネットワークで結び、各種気象情報や地震情報等のほか、発災時の情報受伝達及び被害集計等を行うシステムで、迅速かつ的確な災害対策の実施を支援するものです。

(3) 被災者支援システム

被災者の迅速な生活再建を図るため、「被害認定調査」・「り災証明書発行」を正確かつ速やかに行うシステムを運用しています。

(4) 地震防災関連システム

災害対策本部の初動体制の確保や効率的な災害対策を図ることを目的として、地震発生後、速やかに市域内の地震情報をより確実に収集する強震計ネットワークや、被害情報の収集・被害推定を行うシステムを整備しています。

1) 「横浜市強震計ネットワーク」の運営

市内42か所に設置した地震計の情報から、速やかに市域内の震度を把握します。

2) 「横浜市地震情報（Jishin.net）」の活用

東京ガスのシステムを活用し、震度分布、液化化、建物被害の推定情報等を取得します。

財政局

基本戦略の実現に向けて、将来に責任を持ち、柔軟かつ持続可能な財政運営を行います

1 施策の方向性

- (1) 財政ビジョンに基づく、持続可能な財政運営を進めます。
- (2) 区局統括本部を積極的に支援し、総合調整機能を存分に発揮します。
 - ファシリティマネジメントの推進
 - システム構築を契機とした利便性向上と業務効率化に向けた取組の推進
 - 財政基盤の強化に向けた財源確保の取組
 - 経理・財産管理・契約などの財務事務の適正化
 - 入札・契約における適正な競争環境の整備と適切な履行の確保
 - 市内中小企業の受注機会の増大

2 組織運営の考え方

- (1) 部署を超えて、持てる力のすべてを持ち寄り、連携し組織力を発揮します。
- (2) 前例にとらわれない新たな発想やデータ活用、協働・共創による取組を進め、「創造・転換」を図ります。
- (3) 積極的な情報発信や対話による「共有」を充実し、「共感」を生み出します。
- (4) 積極果敢に行動・チャレンジする職員を後押しし、職員の成長機会・モチベーション向上につながる好循環を生み出します。
- (5) DXや業務プロセスの見直しを進めるとともに、仕事と生活の両立を支援し、働きやすい職場づくりを推進します。
- (6) 不断の改善とリスクの深掘りにより、公正・公平・適正に事務を執行します。

経理事務の適正確保

■会計経理事務の適正化の推進 (総務課適正経理推進担当)

経理事務の実態に合わせた事務手続の検討や制度の見直しを実施し、経理事務の適正化を図っています。また、職員研修等の実施、区局における経理事務の点検、研修等の支援を行い、区局の経理事務の適正化と実務能力の向上に努めています。

所得、営業等所得の増等により116億2,000万円の増、法人市民税が企業収益の増等により49億1,400万円の増、固定資産税が新增築家屋の増等により84億3,700万円の増となったことなどによるものです。

市税収納率は、過去最高だった前年度と同率の99.3%となり、市税滞納額は47億2,900万円となりました。

市債発行額は、前年度と比べ、238億8,700万円減の1,255億2,200万円となりました。

財政運営

■令和4年度決算の概要(財政課)

一般会計については、最終的な予算現額2兆1,532億9,900万円に対し、歳入決算額2兆815億3,100万円(対前年度比3.4%減)、歳出決算額2兆541億1,300万円(対前年度比3.8%減)となりました。

なお、歳入決算額から歳出決算額を引いた「形式収支」から翌年度への繰越事業にかかる財源を差し引いた「実質収支」は、152億6,200万円となりました。

■歳入・歳出決算の特徴(財政課)

歳入決算の主な特徴として、市税収入は、前年度と比べ283億7,500万円増の8,672億7,600万円となり、3年ぶりの増収となりました。これは、個人市民税が給与

特別会計・公営企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」は、前年度末に比べ169億8,800万円減の3兆1,142億4,700万円(「さらなる赤字地方債(コロナ対策)」を除くと3兆722億1,000万円)となりました。

歳出決算について、燃料費や光熱費等の物価高騰対策などをはじめとした新たな課題に対しても、国の対策を踏まえスピード感を持って補正予算を編成し、全庁を挙げて適時適切な対応を行いました。また、「横浜市中期計画2022～2025」の初年度として、基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、基本戦略を構成する5つのテーマに沿って、各種施策の推進に取り組みました。歳出決算の主な取組としては、基本となる感染症対策を継続するとともに、物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等への光熱費等支援や、国制度に基づき、生活に困窮する方への給付金や、

妊娠・出産した方への出産子育て応援金の給付などを実施しました。

併せて、妊娠期から切れ目のない支援や保育・幼児教育の充実などの子育て世代への直接支援をはじめ、医療提供体制の充実・強化、戦略的な企業誘致とイノベーション創出、国際園芸博覧会の推進、Zero Carbon Yokohamaの実現に向けた取組などを着実に進めました。

なお、社会保障・税一体改革により、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられ、本市では地方消費税交付金のうち、税率引上げ分として社会保障財源481億円が交付されました。この481億円は、医療・介護・少子化対策等の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の中で、社会保障の充実・安定化のために充てられています。

特別会計については、最終的な予算現額1兆2,643億800万円に対し、歳入決算額は1兆2,559億4,000万円(対前年度比5.4%減)、歳出決算額は1兆2,188億6,100万円(対前年度比5.5%減)となりました。

■普通会計に見る横浜市財政の姿（財政課）

より健全で持続可能な財政運営を進めていくためには、他の都市との比較を通して、客観的に財政状況を把握することも必要となります。

他都市比較等を行う場合、一般会計、特別会計等、各会計で経理する事業の範囲は各自治体によって異なっていることから、一般会計と一部の特別会計を合算し、会計間の重複額等を控除した「普通会計」区分を統一的な基準として採用しています。以下、令和4年度普通会計決算に基づいて、横浜市の財政の特徴を、他の政令指定都市（20都市）との比較で見えていきます。

□歳入に占める市税の割合41.1%

（令和3年度 37.6%、令和2年度 35.3%）

横浜市は、他都市と比べると、代表的な一般財源収入である市税収入の歳入総額に占める割合が高くなっています（参考指定都市平均36.1%）。このことは、一般的に財政の安定度が高いことを表しています。さらに、市税収入のうち、個人市民税の占める割合が48.8%と高い水準にあり（参考大阪市29.7%、名古屋市38.8%）、法人市民税の占める割合は5.8%（参考大阪市14.7%、名古屋市9.8%）と低くなっています。

これは、居住人口が多い一方、人口規模に比べ企業集積の割合が低いことを示しており、横浜市が景気変動の影響を比較的受けにくい歳入構造であるとされています。

また、市税収入のうち、固定資産税の占める割合は33.1%となっており、これは各都市とも概ね同程度となっています（参考指定都市平均36.2%）。

表1 令和4年度一般会計及び特別会計決算額

(千円)

会計別	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一 般 会 計	2,153,299,413	2,081,531,080	2,054,112,561	27,418,519
特 別 会 計	1,264,307,791	1,255,939,525	1,218,860,592	37,078,933
国民健康保険事業費	322,664,481	332,891,362	317,186,211	15,705,151
介護保険事業費	323,302,215	327,351,788	312,944,838	14,406,950
後期高齢者医療事業費	88,650,056	87,045,543	86,622,743	422,800
港湾整備事業費	41,972,567	27,965,734	25,409,526	2,556,208
中央卸売市場費	4,554,073	4,913,113	4,149,527	763,586
中央と畜場費	3,786,684	3,526,736	3,436,222	90,514
母子父子寡婦福祉資金	907,871	1,101,290	792,968	308,321
勤労者福祉共済事業費	513,927	608,694	450,481	158,213
公害被害者救済事業費	35,071	43,445	21,552	21,893
市街地開発事業費	16,991,066	13,508,795	12,101,813	1,406,982
自動車駐車場事業費	474,698	505,585	423,623	81,962
新墓園事業費	1,875,776	1,245,752	1,245,722	30
風力発電事業費	96,226	153,486	37,128	116,358
みどり保全創造事業費	13,269,489	10,586,988	9,846,988	740,000
公共事業用地費	7,573,406	7,736,043	7,436,076	299,967
市債	437,640,185	436,755,171	436,755,171	-
合 計	3,417,607,205	3,337,470,605	3,272,973,152	64,497,452

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致しない場合があります。

表2 令和4年度公営企業会計決算額

(千円)

会計別	収益的収入	収益的支出	差 引	資本的収入	資本的支出	差 引
下水道事業	132,622,053	119,200,871	13,421,182	64,904,980	115,465,694	△ 50,560,714
埋立事業	20,735,739	11,120,312	9,615,427	11,459,313	25,716,658	△ 14,257,345
水道事業	93,119,745	80,002,116	13,117,629	17,290,415	43,899,593	△ 26,609,178
工業用水道事業	3,064,103	2,176,909	887,194	643,472	2,114,555	△ 1,471,083
自動車事業	20,940,053	20,652,594	287,459	663,091	920,053	△ 256,962
高速鉄道事業	46,665,249	43,095,284	3,569,965	27,013,455	47,213,980	△ 20,200,525
病院事業	43,314,117	42,488,507	825,610	4,198,535	6,029,897	△ 1,831,362
合 計	360,461,059	318,736,593	41,724,466	126,173,261	241,360,430	△ 115,187,169

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計欄と一致しない場合があります。

□経常収支比率 97.9%

(令和3年度 95.1%、令和2年度 100.5%)

経常収支比率とは、経常一般財源（市税、普通交付税及び地方譲与税など、経常的な収入で、その用途が限定されていないもの）に占める、市が毎年、固定的に支出する経常的な経費に充当する割合を表しており、この値が高くなるにしたがって財政構造の弾力性が低くなっていくと言われています。

本市の経常収支比率は、平成16年度までは80%台で推移していましたが、平成17年度以降は90%台に上昇しました。令和4年度は原油価格・物価高騰対策に伴う物件費等の経常的な経費が増加したことなどにより、97.9%と令和3年度決算値よりも高くなりました。

ただちに財政運営に支障が生じるわけではありませんが、厳しい財政状況が続いており、不断の行財政改革を引き続き推進していきます。

表3 令和4年度一般会計歳入決算額

(千円)

科目	予算現額 (a)	収入済額 (b)	収入割合% (b/a)	差引 (b-a)	令和3年度収入済額 (c)	差引 (d)=(b-c)	伸び率% (d/c)
市税	862,178,000	867,276,496	100.6	5,098,496	838,901,732	28,374,764	3.4
地方譲与税	8,561,001	8,790,714	102.7	229,713	8,329,739	460,975	5.5
利子割交付金	284,000	250,682	88.3	△ 33,318	359,495	△ 108,813	△ 30.3
配当割交付金	5,775,000	5,041,258	87.3	△ 733,742	5,347,258	△ 306,000	△ 5.7
株式等譲渡所得割交付金	4,214,000	3,863,928	91.7	△ 350,072	6,797,027	△ 2,933,099	△ 43.2
分離課税所得割交付金	1,059,000	1,116,653	105.4	57,653	1,126,797	△ 10,144	△ 0.9
法人事業税交付金	9,790,000	9,536,484	97.4	△ 253,516	8,362,591	1,173,893	14.0
地方消費税交付金	88,026,000	88,673,768	100.7	647,768	84,234,692	4,439,076	5.3
ゴルフ場利用税交付金	151,000	151,235	100.2	235	146,740	4,495	3.1
環境性能割交付金	2,543,000	2,450,996	96.4	△ 92,004	1,869,830	581,166	31.1
軽油引取税交付金	11,915,000	12,156,398	102.0	241,398	11,680,539	475,859	4.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	500,000	499,538	99.9	△ 462	484,857	14,681	3.0
地方特例交付金	5,449,891	5,457,678	100.1	7,787	9,517,058	△ 4,059,380	△ 42.7
地方交付税	39,528,505	40,086,854	101.4	558,349	52,092,786	△ 12,005,932	△ 23.0
交通安全対策特別交付金	840,000	826,779	98.4	△ 13,221	882,624	△ 55,845	△ 6.3
分担金及び負担金	29,154,759	27,846,529	95.5	△ 1,308,230	26,550,238	1,296,291	4.9
使用料及び手数料	48,961,610	46,108,651	94.2	△ 2,852,959	46,473,089	△ 364,438	△ 0.8
国庫支出金	515,919,795	462,469,772	89.6	△ 53,450,023	480,458,559	△ 17,988,787	△ 3.7
県支出金	108,367,293	103,529,955	95.5	△ 4,837,338	93,544,157	9,985,798	10.7
財産収入	41,829,534	41,904,134	100.2	74,600	59,188,945	△ 17,284,811	△ 29.2
寄附金	860,611	726,725	84.4	△ 133,886	1,218,071	△ 491,346	△ 40.3
繰入金	43,218,863	38,560,344	89.2	△ 4,658,519	6,318,497	32,241,847	510.3
繰越金	15,530,930	15,530,929	100.0	△ 1	13,235,773	2,295,156	17.3
諸収入	172,244,621	173,152,579	100.5	907,958	248,879,743	△ 75,727,164	△ 30.4
市債	136,397,000	125,522,000	92.0	△ 10,875,000	149,409,000	△ 23,887,000	△ 16.0
合計	2,153,299,413	2,081,531,080	96.7	△ 71,768,334	2,155,409,838	△ 73,878,758	△ 3.4

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致しない場合があります。

表4 令和4年度一般会計歳出決算額

(千円)

科目	予算現額 (a)	支出済額 (b)	令和3年度支出済額 (c)	差引 (d)=(b-c)	伸び率% (d/c)
議会費	3,066,771	2,958,829	2,949,211	9,618	0.3
総務費	91,675,682	89,240,584	96,457,242	△ 7,216,658	△ 7.5
市民費	51,379,760	47,168,952	47,138,940	30,012	0.1
文化観光費	22,932,388	22,691,901	19,084,251	3,607,650	18.9
経済費	166,381,581	165,337,825	204,051,088	△ 38,713,263	△ 19.0
こども青少年費	342,065,634	334,745,269	365,335,410	△ 30,590,141	△ 8.4
健康福祉費	491,535,831	455,284,297	437,521,130	17,763,167	4.1
環境創造費	39,819,399	32,610,044	36,532,139	△ 3,922,095	△ 10.7
資源循環費	42,688,718	41,930,332	42,696,863	△ 766,531	△ 1.8
建築費	25,205,901	24,043,215	22,156,428	1,886,787	8.5
都市整備費	23,141,677	19,225,166	19,304,769	△ 79,603	△ 0.4
道路路費	91,167,354	74,712,514	135,572,454	△ 60,859,940	△ 44.9
港湾費	35,310,684	29,382,875	33,739,314	△ 4,356,439	△ 12.9
消防費	44,068,456	43,428,448	40,535,130	2,893,318	7.1
教育費	272,192,576	263,817,410	255,398,756	8,418,654	3.3
公債費	212,804,133	212,588,281	187,978,811	24,609,470	13.1
諸支出金	196,988,811	194,946,619	187,804,245	7,142,374	3.8
予備費	874,057	-	-	-	-
合計	2,153,299,413	2,054,112,561	2,134,256,180	△ 80,143,620	△ 3.8

(注) 各項目で四捨五入をしているため、合計と一致しない場合があります。

指定都市の中では、財政の硬直化が進んでいない方から20都市中14位となっています（参考指定都市平均96%、大阪市92.4%、名古屋市97.8%）。

■健全化判断比率等（財政課）

平成19年6月に成立・公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各自治体は、財政健全化に関する比率を平成20年度から公表しており、平成21年4月からの法の全面施行に伴い、各比率が基準を超えた場合には、財政健全化計画等の策定が義務付けられています。

令和4年度決算における本市の比率は、実質公債費比率が9.7%、将来負担比率が129.2%と、いずれも早期健全化基準を下回っています。

■市債（資金課）

市債は、公共施設の建設などの財源として借り入れる長期の借入金です。道路や公園の建設等、長期間利用できる施設には世代間負担の公平を実現するため、有効な財源調達方法と言えますが、将来の世代に過度な負担を先送りしないよう適正に管理していくことが必要です。

令和4年度の市債発行額は、前年度と比べて238億8,700万円減の1,255億2,200万円となりました。

また、特別会計・企業会計・外郭団体を含めた「一般会計が対応する借入金残高」は、前年度末に比べ170億円減の3兆1,142億円となりました。

表5 横浜市の健全化判断比率等

指標	横浜市		早期健全化基準	財政再生基準
	令和4年度決算値	令和3年度決算値		
実質赤字比率	—%	—%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	—%	—%	16.25%	30%
実質公債費比率	9.7%	10.6%	25%	35%
将来負担比率	129.2%	129.9%	400%	
資金不足比率	該当なし	該当なし	(経営健全化基準) 20%	

表6 令和4年度市税決算額

(単位：千円・%)

科目	令和4年度決算額(A)	令和3年度決算額(B)	対前年度伸び率(A-B)/B
市税合計	867,276,496	838,901,732	3.4
市民税	473,241,512	456,707,512	3.6
個人分	422,899,693	411,280,001	2.8
法人分	50,341,819	45,427,510	10.8
固定資産税	286,771,799	278,334,411	3.0
軽自動車税	3,441,074	3,241,228	6.2
市たばこ税	23,241,198	22,024,644	5.5
入湯税	61,926	43,822	41.3
事業所税	18,905,359	18,788,129	0.6
都市計画税	61,613,628	59,761,986	3.1

表7 市税収納率

(単位：%)

	市税収納率	
	前年比(増減)	
平成28年度	99.0	0.1
平成29年度	99.2	0.2
平成30年度	99.2	0.0
令和元年度	99.2	0.0
令和2年度	99.0	△0.2
令和3年度	99.3	0.3
令和4年度	99.3	0.0

市税、未収債権の管理及び徴収促進

■市税収入（税制課）

令和4年度の市税決算額は、前年度に比べて284億円(3.4%)増の8,673億円となり、3年ぶりの増収となりました。

税目別では、個人市民税は給与所得、営業等所得の増などにより116億円の増収、法人市民税は企業収益の増などにより49億円の増収、固定資産税は新增築家屋の増などにより84億円の増収となりました。

また、市税収納率は過去最高だった前年度と同率の99.3%となりました。

なお、平成21年度から導入した横浜みどり税の決算額は29億円となりました。

■市税広報（税務課）

横浜市の税務行政に対する市民の皆さんの理解と協力を得ることを目的として、税の仕組みや市税の納期・各種証明書の取得方法などの情報を提供する市税広報を行っています。

令和4年度は、ホームページによる情報提供、冊子「税の知識」の発行、「広報よこはま」や税務協力団体向け会報等への記事掲載をはじめ、公共交通機関や庁舎内のデジタルサイネージへの広報掲載や、SNSでの納期案内などを行いました。

■市税の賦課徴収事務の指導及び審査 (税務課、固定資産税課、徴収対策課)

市税の課税に関する事務は各区役所税務課、法人課税課及び償却資産課で、納税に関する事務は各区役所税務課及び納税管理課で行っていますが、税務課、固定資産税課及び徴収対策課では、この事務が円滑に行われるように、事務処理の支援などを行っています。

なお、市税の課税についての不明な点は各区役所税務課、法人課税課及び償却資産課が、納税についての不明な点は各区役所税務課及び納税管理課が問合せ先になります。

■未収債権の管理及び徴収促進 (徴収対策課)

本来、市の収入となるべき未収債権（国民健康保険料、市税など）は、市民負担の公平性や歳入確保の観点から、適切かつ効率的に徴収を進めていくことが必要です。

令和4年度は、未収債権の管理及び徴収促進のため、民間事業者を活用した電話による納付案内、弁護士への徴収業務委任、債権管理研修等の取組を進めました。

表8 横浜市の未収債権額（滞納額） (億円)

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計	140	150	161	133	129
特別会計	102	91	80	69	65
合計	242	241	241	202	193

※一時的かつ特殊な原因により発生している「産廃最終処分場行政代執行費（令和4年度：58億円）」「東京電力ホールディングス株式会社賠償請求金（令和4年度：16億円）」を除く滞納額（決算額）です。
※億円未満四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

■事業者向け賦課事務 (法人課税課、償却資産課)

個人の市民税・県民税（特別徴収分）、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事務については法人課税課で、固定資産税（償却資産分）の賦課に関する事務については償却資産課で行っています。

■市税収納状況の記録管理事務等 (納税管理課)

市税収納状況の記録管理事務、過誤納金の還付事務、口座振替手続や特別徴収税額の納入に関する問い合わせ対応などを行っています。なお、市たばこ税・入湯税以外の納税証明発行などの窓口サービスは、各区役所税務課で行っています。

工事、物品及び 委託の入札・契約

■公共工事の入札・契約 (契約第一課)

道路や公園の整備、公共施設の建築など工事の入札・

契約の締結を行っています。入札は電子入札を行っており、原則、一般競争入札により競争性・透明性の高い制度で運用しています。なお、水道局・交通局の案件についても入札・契約事務を行っています。

■物品及び委託の入札・契約 (契約第二課)

横浜市で必要とする物品の購入、広報誌等の印刷、建物の清掃等の委託及び物品の修繕など（一定の額・種類を除く。）について、入札・契約の締結を行っています。入札は、電子入札を行っており、原則、一般競争入札により競争性・透明性の高い制度で運用しています。なお、水道局・交通局の案件についても入札・契約事務を行っています。

ファシリティマネジメントの 推進

■全庁的な保有土地等の現状把握の実施 (ファシリティマネジメント推進課)

財政ビジョンを踏まえ、資産の戦略的な利活用を推進するため、令和4年12月に「横浜市資産活用基本方針」を改定しました。全庁的に取組を推進するため、保有土地等の現状把握を行うとともに、資産情報を整理・一元管理することで、総合的な視点から効果的な利活用を進めます。

■事業用地等の取得 (ファシリティマネジメント推進課)

環境創造局、道路局の主管に属するもの以外の、学校用地、保育所用地などの公共事業用地や、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく公益用地の取得を行っています。

また、公共事業用地の取得等に伴う本市の損失補償基準に関し、適正な補償業務の総合調整を行うとともに、各局用地担当職員のための研修を実施しています。

その他公共事業用地の取得に伴う、代替地の提供に関する調整を行っています。

■財産の管理・運用・処分 (ファシリティマネジメント推進課)

市民の皆さんの貴重な財産である市有地等公有財産の管理・運用・処分に関する調整を行っています。

財産を管理するだけでなく、公有財産の有効活用を図るため、市有地の活用・処分を進めています。

表9 (参考) 保有土地売却事業実績

	売却件数 (件)	面積 (m ²)
令和2年度	9	3,591
令和3年度	19	9,358
令和4年度	14	4,023

■保有土地等の利活用及び総合調整 (ファシリティマネジメント推進課)

事業の変更・中止や社会経済状況の変化等で未利用・暫定利用となっている未利用等土地をはじめとした資産の適正化に向けて、保有土地及び用途廃止施設の活用・処分を総合調整するとともに、大規模な保有土地の開発事業者公募事業を行っています。

表 10 (参考) 大規模土地売却及び貸付実績

	件数 (件)	面積 (m ²)
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	1	1,897
令和 4 年度	4	16,220

■先行取得資金の管理 (ファシリティマネジメント推進課)

横浜市 of 公共事業の推進のため、道路や河川などの用地を必要とする局の依頼に基づき、先行取得資金による事業用地の取得を行っています。

また、既に先行取得した事業用地については、取得依頼局と連携して縮減に取り組んでいます。

■公共施設のマネジメントの推進 (ファシリティマネジメント推進課)

□公共施設のマネジメントの推進

財政ビジョンを踏まえ、公共施設マネジメントを推進するため、令和 4 年 12 月に「横浜市公共施設等総合管理計画」を策定しました。公共施設が提供する機能・サービスの持続的な維持・向上を図るため、長寿命化を基本とした、計画的かつ効果的な保全更新を進めながら、中長期的視点に立ち、施設の規模・量、質、保全更新コスト等を将来の人口や財政規模に見合った水準に適正化していく取組を進めています。

特に公共建築物については、市立小中学校や市営住宅における多目的化や複合化等の検討・調整を進めたほか、公共建築物の更なる長寿命化に向け、躯体の耐用年数の判定を効率的に進めるための仕組みの検討を進めました。

□公共施設の保全更新

本市公共施設の計画的かつ効果的な保全更新を着実に進めるため、毎年度の予算編成及び決算において保全更新費を調査し、必要額の精査・確保を図っています。

令和 4 年度の実績額は 1,010 億円となりました。

表 11 公共施設の保全・更新費

	保全・更新費 (実績)
令和 2 年度	790 億円
令和 3 年度	837 億円
令和 4 年度	1,010 億円

□公共事業の評価

公共事業の効率性及び実施過程の透明性を確保するため、事業の各段階に応じ、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表する「事前評価」「再評価」「事後評価」を実施しています。

評価については、学識経験者を委員とする「横浜市公共事業評価委員会」にて審議し、公共事業のより適正な執行を図ります。委員は工学系、環境系、経済・社会系の各専門分野の学識経験者 9 名となっています。

表 12 評価対象事業数

	事前評価	再評価	事後評価
令和 2 年度	9 件	9 件	4 件
令和 3 年度	11 件	4 件	2 件
令和 4 年度	6 件	5 件	2 件

■公共事業の総合調整 (公共事業調整課)

□技術審査

公共工事の適正かつ効率的な執行を図るため、一定規模以上の工事について、設計条件に関する審査や設計・施工方法等の審査を行っています。

表 13 審査実績

	審査件数
令和 3 年度	23 件〔設計条件 13 (土木 6、建築 7、設備 0)、基本設計 10 (土木 4、建築 5、設備 1)〕
令和 4 年度	29 件〔設計条件 14 (土木 5、建築 7、設備 2)、基本設計 15 (土木 6、建築 8、設備 1)〕

□表彰制度

(1) 優良工事表彰

本市発注工事のうち特に優れた工事を施工した請負人及び現場責任者を市長から表彰し、工事の品質及び請負人の施工技術並びに意欲の向上を図っています。

令和元年度に「横浜市優良工事表彰要綱」を改定し、これまでの複雑な選考基準をわかりやすい選考基準に改め、透明性及び公平性をさらに高めました。

令和 4 年度表彰 施工会社：55 社、現場責任者：49 名

(2) 職員技術提案表彰

本市職員の技術力向上と本市が実施する事業の改善を図るため、事業の設計、工事、維持・管理に際し、本市職員独自の創意工夫をもってチャレンジし、技術面において優秀な提案をした職員を市長表彰しています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により審査を延期した令和 3 年度分とあわせ「令和 3・4 年度職員技術提案」として実施をしました。

最優秀賞 1 件優秀賞 5 件ほか全 52 件（令和 3 年度分 30 件：令和 4 年度分 22 件）

□積算業務の改善

土木工事に関する積算業務の正確性と効率性を確保するため、土木工事を発注する局と全区の土木事務所で使用する土木積算システムの運用・管理を行っています。引き続き積算業務の効率化・透明性の向上、積算ミス防止対策に努め、土木積算システムのシステム改善を行っています。

□公共工事の総合評価落札方式の推進

公共工事の品質向上や企業の技術開発の促進を図るため、従来の標準的な設計、施工方針に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた入札方式とは異なり、企業の技術力等と価格との双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を推進しています。

令和 4 年度の実施件数は 114 件（入札公告ベース）で、前年度比 11 件減でした。

□公共事業の品質確保と担い手の確保・育成

公共工事に関する品質確保や働き方改革を推進するため、国交省が令和 2 年度に定めた「新・全国統一指標」に基づき、本市では発注・施工時期の平準化を進めるとともに、週休 2 日制確保適用工事においては交替制を導入することにより、建設現場における生産性の向上を図っています。週休 2 日制確保適用工事の実施件数は令和 4 年度は 571 件となっており、制度運用開始時から増加傾向にあります。

また、適正な予定価格と工期の設定、インターネットクラウドを活用した情報共有システム（ASP）の利用による工事書類の簡素化を検討することなどにより、建設現場における労働環境改善を図り、担い手の確保・育成に向けた取組を進めていきます。

□IT 活用による公共事業の効率化

公共事業の各種情報の電子化・共有化による効率化やコスト縮減などを図るため、公共事業への IT 技術の導入に向けた取組を進めています。

ICT 活用工事の推進として、ICT 活用工事試行要領の対象工種の追加及び規模要件を撤廃し、試行対象の拡大を行いました。ICT に関する知識とスキルを習得するための横浜市職員研修を令和 2 年度から実施しています。

国際局

「選ばれる国際都市・横浜」の実現を目指して

国際局は、「横浜市国際平和の推進に関する条例」で謳われている、多文化共生、国際協力、国際交流（国際連携）等の国際平和に貢献する取組を推進し、積極的に自治体外交を展開しています。

また、国内外で活躍ができるグローバルな視点を持つ次世代を育成するとともに、海外の活力を取り込み、都市と都市の絆を深めることで、横浜の価値を向上させ、市民の皆さんが誇りをもてる「選ばれる国際都市・横浜」を目指します。

国際連携の推進

■海外諸都市との交流（国際連携課）

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外との往来は難しい状況が続きましたが、オンラインを活用したデジタルでのつながりが定着し、これまでの海外諸都市とのネットワークを活かした効果的な国際連携を推進しました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、海外との往来が再開しました。引き続き本市のグローバルネットワークを強化・活用し、海外諸都市等と様々な分野の政策課題に共に取り組み、市民・企業の活躍促進につなげます。

また、市内大学や産業界と連携し、外国人材の呼び込みや円滑な受入れ、定着を推進します。

さらに、横浜市国際平和の推進に関する条例やピースメッセンジャー都市の理念に基づき、令和3年度より実施している姉妹都市オデーサ市やウクライナの支援に引き続き取り組みます。

姉妹・友好都市

サンディエゴ市（アメリカ）、リヨン市（フランス）、ムンバイ市（インド）、マニラ市（フィリピン）、オデーサ市（ウクライナ）、バンクーバー市（カナダ）、上海市（中国）、コンスタンツァ市（ルーマニア）

パートナー都市

北京市（中国）、台北市（台湾）、釜山広域市（韓国）、ホーチミン市（ベトナム）、ハノイ市（ベトナム）、仁川広域市（韓国）、フランクフルト市（ドイツ）

共同声明

テルアビブ-ヤッフォ市（イスラエル）、カヤオ市（ベ

ルー）、コトヌー市（ベナン）、アビジャン自治区（コートジボワール）、スコットランド自治政府（英国）

■アフリカとの連携促進（国際連携課）

本市は過去3回（第4回（平成20年）、第5回（平成25年）、第7回（令和元年））のアフリカ開発会議（TICAD）の開催地となった実績等を踏まえ、令和7（2025）年に開催される第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）の開催都市となることが、令和5年8月に決定しました。

TICAD開催を契機にアフリカ各国と市内の学校との交流、水道や港湾、廃棄物処理などの国際協力など、様々な交流が生まれ、「世界から集いつながる国際都市の実現」に資する取組となっています。

TICAD9の開催に向けて、日本で「アフリカに一番近い都市・横浜」として、次世代をはじめ市民の皆様がアフリカの文化に触れ、アフリカに縁のある人々と交流できる機会を設けます。

■海外拠点を活用した事業展開（国際連携課）

欧州・上海・アジア・米州の事務所を活用し、海外企業の誘致や市内企業のビジネス支援、観光誘客、文化交流、温暖化対策、シティセールスなどに取り組んでいます。

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kokusai/zaigai/>

- ・欧州事務所（ドイツ、平成9年6月設置）
 - ・上海事務所（中国、昭和62年10月設置）
 - ・アジア事務所（タイ、令和4年8月設置）
 - ・米州事務所（米国、平成30年11月設置）
- 海外事務所ホームページ
<https://businessyokohama.com/jp/>

国際協力の促進

■国際協力の推進（国際協力課）

貧困や災害、環境、疾病など国境を越えたさまざまな課題が多い中、これらの解決に向けて、都市間の協力・連携がますます重要となっています。そうした中、横浜市は自治体ならではの技術や経験を活かして、国際協力活動に取り組んでいます。

具体的には、アジア太平洋都市間協力ネットワーク（シティネット）の名誉会長、実行委員、防災分科会議長（12月まで）・SDGs分科会議長（1月から）として、研修生の受け入れ、専門家の派遣等、都市のニーズに応じた技術協力（都市間協力）を行っています。

令和4年度は、市内・海外の大学・小学生がオンライン交流を通してSDGs達成に取り組む事業を実施しました。市役所アトリウムで取組報告と外部講師による講演等によるSDGsセミナーを開催し、会場およびオンラインで約450人の参加がありました。

その他、シティネット横浜プロジェクトオフィスが実施している、本市の都市課題解決の取組に関する情報発信や、市内大学生インターンシップ受入等の次世代育成事業等を支援しました。

さらに、国際協力の一環として、地球規模の課題に取り組む国際機関を横浜国際協力センターに誘致・支援し、各機関との連携を進めています。

令和4年度は、世界の飢餓撲滅のためのウォーキングイベントや食に関する次世代育成事業等を、入居する国際機関等と連携して実施しました。

また、国際熱帯木材機関（ITTO）理事会横浜開催では、海外からの参加者を対象とした市内視察、横浜ブースの会場出展による横浜の魅力のPR等を行いました。

市内の主な国際機関等

- ・国際熱帯木材機関（ITTO）
- ・国連世界食糧計画（WFP）日本事務所
- ・国連食糧農業機関（FAO）駐日連絡事務所
- ・国際農業開発基金（IFAD）日本連絡事務所
- ・シティネット横浜プロジェクトオフィス
- ・アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター
- ・アンスティチュ・フランセ横浜

■公民連携による国際技術協力事業（Y-PORT事業）（国際協力課）

横浜市が有するインフラ整備等のまちづくりのノウハウを活かしながら、市内企業等と連携し、新興国の都市課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開支援に取り組んでいます。

令和3年度は、都市間連携事業を活用したベトナム・ダナン市やタイ・バンコク都の脱炭素社会の実現に向けた事業形成など、市内企業の海外展開支援を行いました。

また、一般社団法人YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE（YUSA）が取り組む都市開発から運営に至る事業モデルの構築を支援し、市内企業が参画する調査

や事業化を促進しました。

さらに、アジア開発銀行や世界銀行等と連携して、本市主催の国際会議「第11回アジア・スマートシティ会議」をオンラインで開催しました。38か国から約730名の参加者のもと、横浜市の脱炭素施策やSDGsの自発的自治体レビュー、公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業）等の取組について海外に情報発信するとともに、持続可能な都市づくりに向けて世界の様々な知見を共有しました。また、市内企業と海外企業間で脱炭素化をテーマとしたビジネス交流会を行いました。

これらの取組により、令和4年度は、5件の事業化が実現しました。また、6件の実現可能性調査・実証事業等の着手に達しました。

・Y-PORTセンター公民連携オフィス

所在地 西区みなとみらい1-1-1

横浜国際協力センター6階

多文化共生・国際平和

■多文化共生推進（政策総務課）

現在、横浜市には約160の国・地域、約10万人の外国人が住んでいます。

横浜市では、外国人材の受入環境整備・多文化共生の推進を図るため、市内12か所の国際交流ラウンジなどで、生活に必要な情報の提供や相談対応、日本語学習の支援、地域住民との交流事業等を行い、在住外国人と地域社会が共に暮らしやすいまちづくりを進めています。

国際交流ラウンジは、市民ボランティアの協力を得ながら運営され、外国語による情報提供や相談、公共機関窓口等への通訳ボランティア派遣のほか、交流イベントなどを実施しています。

また、市民の皆さん・民間事業者・公益団体の代表者等で構成する「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」を平成19年9月に設置し、外国人にも暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めており、平成29年3月には、「横浜市多文化共生まちづくり指針」を策定しました。

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）では、ボランティアと連携・協力して、多言語による生活情報の提供・相談の実施など、市内在住の外国人への支援を行っています。

令和元年8月からは「横浜市多文化共生総合相談センター」を開設し、在住外国人等への相談対応や情報提供を12言語で行っています。令和2年8月からは「よこはま日本語学習支援センター」を開設し、地域日本語教育の基盤整備を進めています。

■ウクライナ避難民の支援（政策総務課）

ロシアによるウクライナ侵略により避難を余儀なくされた方々が横浜市で安心して生活できるよう、オール横浜でのサポートを実施しました。

「オール横浜支援パッケージ」では、避難民等支援対

策チームが、在日ウクライナ大使館とも連携しながら、市民・企業・関係機関等の皆様と一体となり、避難民の方々の生活を支えました。

来日直後のウクライナ避難民への一時滞在施設の提供、区役所での手続き等を支援する生活立ち上げの支援、家具家電を設置した市営住宅の提供、横浜市ウクライナ避難民支援相談窓口の強化、ウクライナ避難民向け日本語学習支援、ウクライナ避難民等の交流スペース「ドゥルーズィ」の開設を実施しました。

また、企業や公益財団法人の協力により、生活用品や食料の提供、就労を希望する避難民への支援を行いました。

国際交流ラウンジー覧

横浜市多文化共生総合相談センター
(横浜市国際交流協会 (YOKE))

所在地 西区みなとみらい1-1-1
パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階
TEL 045-222-1209、FAX 045-222-1187

青葉国際交流ラウンジ

所在地 青葉区田奈町76
青葉区区民交流センター(田奈ステーション)内
TEL 045-989-5266、FAX 045-982-0701

いずみ多文化共生コーナー

所在地 泉区和泉中央北5-1-1
泉区役所1階
TEL 045-800-2487、FAX 045-800-2518

いそご多文化共生ラウンジ

所在地 磯子区磯子3-4-23
浜田ビル3階
TEL 045-367-8492、FAX 045-367-8493

金沢国際交流ラウンジ

所在地 金沢区泥亀2-9-1
金沢区役所2階
TEL 045-786-0531、FAX 045-786-0532

港南国際交流ラウンジ

所在地 港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー13階
TEL 045-848-0990、FAX 045-848-3669

港北国際交流ラウンジ

所在地 港北区大豆戸町316-1
大豆戸地域ケアプラザ2階
TEL 045-430-5670、FAX 045-430-5671

都筑多文化・青少年交流プラザ(つづきMYプラザ)

所在地 都筑区中川中央1-25-1
ノースポート・モール5階
TEL 045-914-7171、FAX 045-914-7172

鶴見国際交流ラウンジ

所在地 鶴見区鶴見中央1-31-2
シークレイン2階
TEL 045-511-5311、FAX 045-511-5312

なか国際交流ラウンジ

所在地 横浜市中区日本大通35
中区役所別館1階

TEL 045-210-0667、FAX 045-224-8343

ほ도가や国際交流ラウンジ

所在地 保土ヶ谷区岩間町1-7-15
横浜市岩間市民プラザ1階

TEL 045-337-0012、FAX 045-337-0013

みどり国際交流ラウンジ

所在地 緑区中山1-6-15
パームビュービル5階・6階
TEL 045-532-3548、FAX 045-532-3549

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

所在地 南区浦舟町3-46
浦舟複合福祉施設10階
TEL 045-232-9544、FAX 045-242-0897

■公益財団法人横浜市国際交流協会の活動(政策総務課)

公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)は、多文化共生のまちづくり及び市民の皆さんによる国際交流・協力活動の促進を図る事業を展開しています。

また、横浜国際協力センターや横浜市国際学生会館の管理運営を行っています。

ホームページ <https://www.yokeweb.com/>

主な事業

1 多文化共生のまちづくりを支援する事業

(1) 在住外国人の自立支援事業

在住外国人の生活支援を行うための情報提供や相談、通訳ボランティアの派遣、日本語学習支援、災害時における在住外国人支援などを実施しています。

(2) グローバル人材育成を支援する事業

国際平和に貢献する国際機関やNGOなどと連携し、地球規模の問題への理解を深めるための講座や、国際協力・国際交流の活動を広く知ってもらうためのイベントなどを実施しています。

2 国際協力・交流に関する施設を管理運営する事業

環境都市問題など地球規模の課題解決に取り組む国際機関が入居する「横浜国際協力センター」等の管理運営を行っています。

■横浜市世界を目指す若者応援事業(政策総務課)

横浜にゆかりの深い篤志家からいただいた寄附金を活用し、国際社会を舞台に活躍を目指す市内在住・在学の高校生を対象とする海外留学支援事業を実施しています。

■国際平和の推進(政策総務課)

横浜市は、国際平和に対する貢献が認められ、昭和62年に国際連合から「ピースメッセンジャー都市」の

称号を授与されました。今後も、「横浜市国際平和の推進に関する条例」（平成30年6月制定）を踏まえて、海外諸都市や国際機関等との連携・協力を通じて、市民の皆さんの平和で安心な生活と、国際平和の実現に向けて取り組んでいきます。

■パスポートセンター事業

（パスポートセンター、センター南パスポートセンター）

市民の皆さんの利便性向上のため、県条例による事務処理の特例により、令和元年10月から市内2か所に市のパスポートセンターを設置し、パスポート発給事務を行っています。

市民局

“すべては市民の元気のために” つなぐ つくる まもる

市民局は、「人権尊重と市民の皆さんの声をもとに、市民の皆さんと行政をつなぎ、行政サービス・地域活動の場をつくり、安心・安全な生活をまもる」局としての役割を担っています。

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、スピード感を持って、4つの柱に掲げる施策・事業の着実な推進と組織運営に取り組み、全ての市民の皆さんへのサービス向上につなげます。目標達成に向けた施策は以下のとおりです。

- 1 地域コミュニティの活性化
- 2 市民利用施設の整備・運営と市民サービスの充実
- 3 人権を尊重した市政運営
- 4 市民の皆さんの声の施策反映と開かれた市政の推進

■身近な区行政の推進（区連絡調整課）

地域の抱える課題が複雑・多様化する中、身近な行政サービスを提供する場である区役所が、市民の皆さんの声に答えていくことが必要です。

個性ある区づくり推進費は、区役所が地域の身近な課題やニーズに、迅速かつ、きめ細かく対応できるよう、平成6年度に創設されました。

区役所は、個性ある区づくり推進費を活用するとともに、局とも連携しながら、地域との協働で課題の解決を進められるよう、各区の特性に応じた様々な事業を展開しています。

■区総合庁舎（地域施設課）

市民サービスの最前線である区庁舎については、災害時に重要な拠点となることから、防災対策を行うとともに、バリアフリー対応など区民の皆さんが利用しやすい施設となる取組を推進します。また、公会堂についても、耐震性強化のほか、設備改修等を行っています。

■区役所戸籍課に係る事務の企画・調整（窓口サービス課）

戸籍事務・住民基本台帳事務・印鑑登録事務・個人番号カード交付事務など区役所戸籍課に係る事務の企画・調整などを行っています。

■魅力ある窓口づくり推進事業（窓口サービス課）

区役所窓口のサービス向上に向けて、区と連携した研修や窓口サービスに関する調査などに取り組んでいます。

表1 行政サービスコーナー一覧

名 称	電 話
鶴見駅西口行政サービスコーナー	045-586-0975
横浜駅行政サービスコーナー	045-453-2525
上大岡駅行政サービスコーナー	045-848-0171
港南台行政サービスコーナー	045-835-2664
二俣川駅行政サービスコーナー	045-366-6615
新横浜駅行政サービスコーナー	045-475-1301
日吉駅行政サービスコーナー	045-565-0013
あざみ野駅行政サービスコーナー	045-903-8291
戸塚行政サービスコーナー	045-862-6641
東戸塚駅行政サービスコーナー	045-825-4994

- 1 取扱業務
戸籍全部事項証明書（謄本）・個人事項証明書（抄本）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書、印鑑登録証明書、市民税・県民税（非）課税証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書（土地・家屋現年度分）、市税の納税証明書、市政案内
- 2 開所日時
月から金曜日 午前7時30分から午後7時まで
土・日曜日 午前9時から午後5時まで
- 3 休 所 日
国民の祝日及び国民の祝日の振替休日、国民の休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

■住居表示整備事業

番地が飛んでいる、同番地が多くあるなど住所の連続性が失われ日常生活に不便や支障が生じている地域において、地番による住所の表示から建物に番号をつけて住所を表す方法にし、住所をわかりやすくします。

また、昭和40年代から住居表示実施地区の電柱に貼付している街区表示板について、順次更新を行っています。令和元年度からは、従来のアルミ製に比べ、より安全性の高いシール素材に変更し再設置を実施しています。

■広聴相談活動（広聴相談課）

市民の声

市民の皆さんのお住まいの区の区役所が中心となってご意見やご要望等を受け止め、迅速な回答や対応を行うとともに、幅広く意見を把握し、市政に生かしています。

・市民からの提案

手紙やインターネット・FAX 等による投稿を、市民の皆さんのお住まいの区の区役所で受け付けます。区役所等の公共施設等に用意している「市民からの提案」の専用投稿用紙や、本市ウェブサイトの投稿フォーム等により受け付けています。

令和4年度実績 通数7,915通、件数8,186件

・市長陳情

市政に関し、団体から書面で寄せられる市長あて要望等を受け付けています。

令和4年度実績 通数131通、件数1,391件

※市民からの提案及び市長陳情については、寄せられたご意見やご要望等の投稿要旨とそれに対する回答等を本市ウェブサイトで公表することにより、市政の透明性の確保や市政に対する疑問解消等を図っています（原則として公表日から1年を経過した月末まで）。

また、「今後検討します」「今後実施予定です」と回答した案件について、その後の対応状況についても追跡・検証し、検討結果等を改めて本市ウェブサイトに公表しています。

公表件数 令和4年度受付分 3,821件

市長の集会広聴（市長と語ろう！）

地域で活躍している団体等の皆様から、事前に定めたテーマについて、お話をうかがい、市政運営の参考にしています。

令和4年度実施回数 23回

ヨコハマeアンケート

メンバーに登録いただいた市民の皆さんに、市政に関するアンケートをインターネットで実施しています。結果は、ウェブサイトで公開するとともに、施策や事業の企画、効果の測定、改善などに活用します。

令和4年度実績 アンケート23回

パブリックコメント

市の基本計画などを策定する際、その案を公表して市民の皆さんから意見・提案を募集し、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。

令和4年度実施件数 7件 意見総数 6,223件

デジタルプラットフォーム

インターネット上で、市民の皆さんに意見を寄せてもらい政策づくりに生かすためのツールです。施策や事業の企画・改善などに活用します。

令和4年度実証実験件数 3件

市民相談事業

市政相談をはじめ、専門相談員による法律、公証、交通事故等様々な相談を行い、複雑多様化した市民の皆さんの相談や要望に応じています。

また、各区役所でも区民のニーズに応えた各種相談を行っています。

横浜市コールセンター

横浜市コールセンターは、市役所や区役所での各種手続、市政情報や生活情報、最新のイベント情報などの多様な問合せについて、午前8時から午後9時まで年中無休で案内しています。

また、区役所代表電話及び市庁舎代表電話の交換業務も行っています。

表2 広聴事業別の受付通数（令和4年度）

		市民からの提案	市長陳情	区長陳情	市政ダイレクト広聴	市長と語ろう！	新聞投書	その他	総計
令和4年度	通数	7,915	131	79	2,126	23	47	1,619	11,940
	%	66.3%	1.1%	0.7%	17.8%	0.2%	0.4%	13.5%	100.0%

表3 全広聴事業の内容別順位（令和4年度）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
内容	バス	道路	鉄道	保健	教育内容
件数	2,055件	1,423件	986件	904件	780件
%	17.2%	11.9%	8.3%	7.6%	6.5%

表 4 令和 4 年度市民相談室・区役所広報相談係の相談件数 (単位: 件)

種 別	合 計	市民相談室	区役所広報 相談係
相 談 計	30,447	7,121	23,326
市 政 相 談	5,871	214	5,657
一 般 相 談	10,575	1,064	9,511
法 律 相 談	10,456	4,326	6,130
司 法 書 士 相 談	1,495	732	763
交 通 事 故 相 談	461	363	98
企 画 相 談	46	46	0
民 事 調 停	48	0	48
税 務 相 談	333	0	333
消 費 生 活	0	0	0
人 権 相 談	82	82	0
宅 地 建 物 相 談	255	255	0
公 証 相 談	297	39	258
行 政 書 士 相 談	386	0	386
行 政 相 談	142	0	142
問 合 せ ・ 窓 口 案 内	860,031	9,877	850,154
計	890,478	16,998	873,480

表 5 コールセンターの事業概要と利用実績

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
ブ ー ス 数	オペレータ 50 スーパーバイザー 4	オペレータ 50 スーパーバイザー 4	オペレータ 50 スーパーバイザー 5
問 合 せ 件 数	2,296 件 / 日 (838,135 件) うち区役所代表電話の受電 1,623 件 / 日 (592,244 件) うち市役所代表電話の受電 115 件 / 日 (42,108 件) うち I V R 転送件数 294 件 / 日 (107,317 件)	2,456 件 / 日 (900,740 件) うち区役所代表電話の受電 1,535 件 / 日 (560,339 件) うち市役所代表電話の受電 113 件 / 日 (41,119 件) うち I V R 転送件数 497 件 / 日 (181,575 件)	2,137 件 / 日 (779,867 件) うち区役所代表電話の受電 1,577 件 / 日 (575,637 件) うち市役所代表電話の受電 153 件 / 日 (56,001 件)
ジャンル別上位	①住民票・戸籍・実印・マイナンバー (26.7%) ②健康・医療・衛生 (21.7%) ③健康保険・年金 (13.6%)	①健康・医療・衛生 (28.6%) ②住民票・戸籍・実印・マイナンバー (18.1%) ③健康保険・年金 (12.0%)	①住宅・生活環境 (21.5%) ②住民票・戸籍・実印 (17.0%) ③健康保険・年金 (9.4%)
曜日別上位(下位)	①月曜日 ②金曜日 (⑦日曜日)	①月曜日 ②火曜日 (⑦日曜日)	①月曜日 ②金曜日 (⑦日曜日)
時間帯別上位(下位)	① 9 時台 ② 10 時台 (③ 20 時台)		
閉庁時間帯の比率	13.7%	15.4%	16.3%

市政情報の提供・公開

■市民情報センター (市民情報課)

所在地 中区本町 6-50-10 (市庁舎 3 階)
TEL 045-671-3900、FAX 045-664-7201

横浜市が発行した刊行物等を配架(現在約 24,000 冊)し閲覧・貸出しを行うとともに、横浜市ウェブサイトや配架している CD を閲覧できる端末を設置し、市政情報を提供しています。

■市政刊行物・グッズ販売コーナー (市民情報課)

所在地 中区本町 6-50-10 (市庁舎 3 階)

TEL 045-671-3600

有償刊行物の販売のほか、市民情報センターに配架している資料等のコピーが行えるよう、コピー機を設置(白黒 1 面 10 円、カラー 1 面 50 円)しています。

■情報公開制度 (市民情報課)

本市では市政に関し市民の皆さんに説明する責務を全うするようにし、市民の皆さんの的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成 12 年 7 月 1 日施行)を定め、情報公開制度を運用しています。この制度は、市が保有する行政文書を市民の皆さんの求めに応じて開示しようとするだけでなく、あらかじめ情報を積極的に提供し公表する情報公開の総合的な推進を図るものです。

平成17年2月28日からは、横浜市ウェブサイトからの行政文書開示請求が可能になりました。また、平成17年9月1日からは、行政文書目録検索システムが稼働し、電子決裁を行った文書件名などの目録情報の検索と閲覧をウェブサイト上で行えるようになりました。

■保有個人情報の開示等請求制度（市民情報課）

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、誰でも市の保有する自己の個人情報の開示、開示決定を受けた個人情報の訂正、利用停止を請求することができる制度です。

簡易な手続による情報提供制度

横浜市が実施する各種試験の結果等について、本人からの口頭による申出等、開示請求によらない簡易な手続により、本人に提供する制度です。

■令和4年度行政文書開示等運用状況（市民情報課）

行政文書開示等の請求状況は、請求文書件数が33,705件となっています。

表6 行政文書開示等請求の処理状況（単位：件）

請求等文書	33,705 (4,247)
開示（訂正・利用停止）	7,688 (2,390)
一部開示（一部訂正・一部利用停止）	23,543 (1,124)
非開示（非訂正・非利用停止）	2,101 (673)
取下げ	373 (60)

（注）・かっこ内は個人情報の本人開示請求等の内数

■個人情報保護制度（市民情報課）

令和5年4月から地方公共団体にも適用されることになった個人情報の保護に関する法律に基づき、横浜市が保有する個人情報を対象に、保護の推進を図っています。

また、横浜市個人情報の保護に関する条例では、附属機関である横浜市個人情報保護審議会（「審議会」という。）の設置や審議会への報告事項等について定めています。

審議会では、主に個人情報を取り扱う事務を委託する場合の保護措置等について確認をしています。

■行政機関等匿名加工情報提供制度（市民情報課）

個人情報の保護に関する法律が改正され、横浜市が保有する個人情報ファイルを個人が識別できないように匿名加工して民間事業者等に提供する制度が今年度より始まっています。本制度は、データの利活用により、「豊かな国民生活の実現」等を目的としています。

市民利用施設の整備運営

■公会堂（地域施設課）

公会堂は、1区に1館設置され、サークル活動、講座、音楽発表会、集会その他各種行事に広く利用されています。

令和4年度は約98万人の方が公会堂を利用しました。

施設内容は、おおむね550人収容のホールを中心に2室から6室までの会議室と和室からなっていますが、南、磯子、金沢、青葉、都筑、栄、泉及び瀬谷公会堂の8館はリハーサル室も整備されています。

■地区センター（地域施設課）

地域住民が自主的に活動し、相互交流を深めることのできる場として、昭和48年から「地区センター」を計画的に整備し、地域の子どもからお年寄りまで日常的に利用されています。

個人・グループの学習や集会・講演会などの文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、料理、工芸など多目的に活用されています。また、「地区センター」とほぼ同様の目的を持つ施設として、「コミュニティハウス」「集会所」「スポーツ会館」があります。令和5年8月1日現在「地区センター」が81館、「コミュニティハウス」が36館（学校施設活用型コミュニティハウスを含め119館）、「集会所」が5館、「スポーツ会館」が11館となっております。

なお、学校施設活用型コミュニティハウスは、教育委員会が所管しています。

■横浜市上郷・森の家（地域施設課）

所在地 栄区上郷町1499-1

TEL 045-895-5151 FAX 045-895-5005

研修・宿泊体験などを通じて、市民の皆さんのふるさと意識や連帯感の醸成と青少年の健全な育成を図ることを目的とした研修・宿泊施設です。横浜自然観察の森に隣接し、宿泊施設、多目的ホール、ミーティングルーム、レストラン、バーベキュー場、工房、ミニドーム、駐車場などを持つ施設です。

市民の皆さんに身近な研修・宿泊施設としてサービス向上を目指し、民間のノウハウを活用したPFI（RO方式）で運営改善及び施設改修を行い、令和元年9月にリニューアルオープンしました。

表7 公会堂一覧表

令和4年度

名 称	所 在 地	電 話	利 用 人 数
鶴見公会堂	鶴見区豊岡町 2-1	045-583-1353	12,457
神奈川公会堂	神奈川区富家町 1-3	045-432-3399	96,477
西公会堂	西区岡野 1-6-41	045-314-7733	21,282
開港記念会館※1	中区本町 1-6	045-201-0708	0
南公会堂	南区浦舟町 2-33	045-341-1261	77,968
港南公会堂	港南区港南中央通 10-1	045-847-8480	63,506
保土ヶ谷公会堂	保土ヶ谷区星川 1-2-1	045-331-0497	109,554
旭公会堂	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	045-954-6154	70,408
磯子公会堂	磯子区磯子 3-5-1	045-750-2520	88,587
金沢公会堂	金沢区泥亀 2-9-1	045-788-7890	76,146
港北公会堂	港北区大豆戸町 26-1	045-540-2400	75,351
緑公会堂	緑区寺山町 118	045-930-2400	52,981
青葉公会堂※2	青葉区市ヶ尾町 31-4	045-978-2400	0
都筑公会堂	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045-948-2400	90,956
戸塚公会堂	戸塚区戸塚町 127	045-862-3334	69,617
栄公会堂	栄区桂町 279-29	045-894-9901	5,087
泉公会堂	泉区和泉中央北 5-1-1	045-800-2470	59,832
瀬谷公会堂	瀬谷区二ツ橋町 190	045-367-5770	9,264

注1 保存改修工事のため休館。注2 講堂の天井改修工事のため休館。

表8 広場等一覧表

令和5年3月31日現在

広場別 区 名	子供の 遊び場	町の はらっぱ	少年 広場	地域スポーツ 広場	ちびっこ 広場	ちびっこ プール
鶴見	12か所	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所
神奈川	9	2	0	0	0	0
西	4	0	0	0	0	0
中	6	1	0	0	3	0
南	10	1	0	0	0	0
港南	6	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	17	2	1	0	0	0
旭	17	0	2	1	0	0
磯子	2	4	0	1	0	0
金沢	8	1	1	2	1	0
港北	14	0	1	0	0	0
緑	13	1	0	3	0	1
青葉	6	2	0	1	0	0
都筑	5	0	0	0	0	0
戸塚	12	1	0	0	0	0
栄	4	3	1	1	1	0
泉	7	6	0	1	0	0
瀬谷	6	1	0	1	0	0
合計	158	26	6	11	5	1

表9 地区センター等一覧表

令和4年度

名 称	所在地	電話	利用人数
潮田地区センター	鶴見区本町通 4-171-23	045-511-0765	61,803
駒岡地区センター	鶴見区駒岡 4-28-5	045-571-0035	57,993
末吉地区センター	鶴見区上末吉 2-16-16	045-572-4300	58,268
寺尾地区センター	鶴見区馬場 4-39-1	045-584-2581	120,208
生麦地区センター	鶴見区生麦 4-6-37	045-504-0770	81,176
矢向地区センター	鶴見区矢向 4-32-11	045-573-0302	73,413
神奈川地区センター	神奈川区神奈川本町 8-1	045-453-7350	66,737
神之木地区センター	神奈川区神之木町 7-1	045-435-1712	66,160
神大寺地区センター	神奈川区神大寺 2-28-18	045-491-4441	98,047
白幡地区センター	神奈川区白幡上町 44-12	045-430-3050	57,721
菅田地区センター	神奈川区菅田町 1718-1	045-471-2913	53,440
西地区センター	西区岡野 1-6-41	045-314-7734	29,047
藤棚地区センター	西区藤棚町 2-198	045-253-0388	62,680
竹之丸地区センター	中区竹之丸 133-3	045-651-5575	40,808
野毛地区センター	中区野毛町 3-160-4	045-241-4535	40,967

名称	所在地	電話	利用人数
本 牧 地区センター	中区本牧原 16-1	045-622-4501	89,659
大 岡 地区センター	南区大岡 1-14-1	045-743-2411	94,713
永 田 地区センター	南区永田台 45-1	045-714-9751	48,244
中 村 地区センター	南区中村町 4-270	045-251-0130	63,824
南 地区センター	南区南太田 2-32-1	045-741-8812	60,552
港 南 地区センター	港南区日野 1-2-31	045-841-8411	55,280
港 南 台 地区センター	港南区港南台 5-3-1	045-835-2811	91,887
永 谷 地区センター	港南区芹が谷 5-47-5	045-823-7789	53,180
野 庭 地区センター	港南区野庭町 612	045-848-0100	66,079
東 永 谷 地区センター	港南区東永谷 1-1-12	045-826-3882	69,262
今 井 地区センター	保土ヶ谷区今井町 412-8	045-352-1183	55,436
西 谷 地区センター	保土ヶ谷区西谷町 918	045-371-3794	78,721
初 音 が 丘 地区センター	保土ヶ谷区日藤塚町 15-1	045-352-3992	48,598
ほ ど が や 地区センター	保土ヶ谷区天王町 1-21	045-333-0064	68,608
市 沢 地区センター	旭区市沢町 9	045-371-6662	51,702
今 宿 地区センター	旭区今宿町 2647-2	045-392-1500	56,061
希 望 が 丘 地区センター	旭区中希望が丘 145-4	045-361-0424	58,820
白 根 地区センター	旭区白根 4-6-1	045-953-4428	56,730
都 岡 地区センター	旭区今宿西町 292-2	045-953-7211	47,663
若 葉 台 地区センター	旭区若葉台 3-4-2	045-921-2213	56,257
磯 子 地区センター	磯子区磯子 3-1-41	045-753-2861	53,506
上 中 里 地区センター	磯子区上中里 397-2	045-773-3929	53,243
杉 田 地区センター	磯子区杉田 1-17-1	045-775-0541	64,023
根 岸 地区センター	磯子区馬場町 1-42	045-751-4777	73,869
金 沢 地区センター	金沢区泥亀 2-14-5	045-784-5860	85,905
釜 利 谷 地区センター	金沢区釜利谷南 1-2-1	045-786-2193	63,801
富 岡 並 木 地区センター	金沢区富岡東 4-13-2	045-775-3692	91,881
能 見 台 地区センター	金沢区能見台東 2-1	045-787-0080	79,914
六 浦 地区センター	金沢区六浦 5-20-2	045-788-4640	78,562
菊 名 地区センター	港北区菊名 6-18-10	045-421-1214	104,673
篠 原 地区センター	港北区篠原東 2-15-27	045-423-9030	62,261
城 郷 小 机 地区センター	港北区小机町 2484-4	045-472-1331	67,622
綱 島 地区センター	港北区綱島西 1-14-26	045-545-4578	85,667
新 田 地区センター	港北区新吉田町 3236	045-591-0777	58,939
日 吉 地区センター	港北区日吉本町 1-11-13	045-561-6767	55,234
十 日 市 場 地区センター	緑区十日市場町 808-3	045-981-9573	53,708
長 津 田 地区センター	緑区長津田町 2327	045-983-4445	55,787
中 山 地区センター	緑区中山 2-1-1	045-935-1982	73,128
白 山 地区センター	緑区白山 1-2-1	045-935-0326	79,864
美 し が 丘 西 地区センター	青葉区美しが丘西 3-60-15	045-903-9204	147,736
大 場 み す ず が 丘 地区センター	青葉区みすずが丘 23-2	045-974-0861	77,079
奈 良 地区センター	青葉区奈良町 1843-11	045-963-5380	103,242
藤 が 丘 地区センター	青葉区藤が丘 1-14-95	045-972-7021	107,481
山 内 地区センター	青葉区あざみ野 2-3-2	045-901-8010	118,944
若 草 台 地区センター	青葉区若草台 20-5	045-961-0811	132,624
北 山 田 地区センター	都筑区北山田 2-25-1	045-593-8200	69,685
都 筑 地区センター	都筑区葛が谷 2-1	045-941-8380	68,829
中 川 西 地区センター	都筑区中川 2-8-1	045-912-6973	84,359
仲 町 台 地区センター	都筑区仲町台 2-7-2	045-943-9191	105,445
都 田 *1 地区センター	都筑区東方町 655-4	045-945-0075	14,222
踊 場 地区センター	戸塚区汲沢 2-23-1	045-866-0100	113,316
上 矢 部 地区センター	戸塚区上矢部町 2342	045-812-9494	87,953
大 正 地区センター	戸塚区原宿 3-59-1	045-852-4111	79,163
戸 塚 地区センター	戸塚区戸塚町 127	045-862-9314	88,204
東 戸 塚 地区センター	戸塚区川上町 4-4	045-825-1161	99,228
舞 岡 地区センター	戸塚区舞岡町 3020	045-824-1915	84,727
上 郷 地区センター	栄区上郷町 1173-5	045-892-8000	68,770
豊 田 地区センター	栄区飯島町 1368-1	045-895-1390	85,521
本 郷 地区センター	栄区小菅ヶ谷 1-5-4	045-392-5157	73,625
上 飯 田 地区センター	泉区上飯田町 3913-1	045-805-5188	34,084
下 和 泉 地区センター	泉区和泉が丘 1-26-1	045-805-0026	44,170
立 場 地区センター	泉区中田北 1-9-14	045-801-5201	65,708

名 称	所在地	電話	利用人数
中 川 地区センター	泉区桂坂 4-1	045-813-3984	66,271
阿 久 和 地区センター	瀬谷区阿久和南 2-9-2	045-365-9072	67,277
瀬 谷 地区センター	瀬谷区瀬谷 3-18-1	045-303-4400	102,488
中 屋 敷 地区センター	瀬谷区中屋敷 2-18-6	045-304-3100	47,312
潮 田 公 園 コミュニティハウス	鶴見区向井町 2-71-2	045-511-0880	18,934
鶴 見 市 場 コミュニティハウス	鶴見区市場下町 11-5	045-500-6688	56,538
鶴 見 中 央 コミュニティハウス	鶴見区鶴見中央 1-31-2-214	045-511-5088	51,024
幸ヶ谷公園 コミュニティハウス	神奈川区幸ヶ谷 4	045-441-3788	24,875
戸 部 コミュニティハウス	西区御所山町 1-8	045-231-9865	17,701
浅 間 コミュニティハウス	西区浅間町 5-375-1	045-311-6085	20,192
中 本 牧 コミュニティハウス	中区本牧町 2-351	045-623-8483	32,934
浦 舟 コミュニティハウス	南区浦舟町 3-46	045-243-2496	22,202
別 所 コミュニティハウス	南区別所 3-4-1	045-721-8050	20,578
六ツ川一丁目 コミュニティハウス	南区六ツ川 1-267-1	045-721-8801	24,500
睦 コミュニティハウス	南区睦町 1-25	045-741-9436	25,763
蒔 田 コミュニティハウス	南区宿町 3-57-1	045-711-3377	24,127
桜 道 コミュニティハウス	港南区港南 6-2-3	045-843-5406	21,658
上 大 岡 コミュニティハウス	港南区上大岡東 2-9-38	045-352-7177	24,421
日 野 南 コミュニティハウス	港南区日野南 6-14-1	045-843-2092	18,600
桜 ヶ 丘 コミュニティハウス	保土ヶ谷区岩崎町 15-30	045-331-5368	22,394
権 太 坂 コミュニティハウス	保土ヶ谷区権太坂 3-1-1	045-713-6625	19,256
常 盤 台 コミュニティハウス	保土ヶ谷区常盤台 53-2	045-348-8277	14,990
鶴 ヶ 峰 コミュニティハウス	旭区鶴ヶ峰本町 1-16-1	045-953-2313	32,228
上 白 根 コミュニティハウス	旭区上白根町 233-6	045-954-1691	14,784
滝 頭 コミュニティハウス	磯子区滝頭 2-31-39	045-761-7928	23,163
並 木 コミュニティハウス	金沢区並木 2-8-1	045-781-7110	24,062
柳 町 コミュニティハウス	金沢区柳町 1-3	045-785-2403	16,034
西 柴 ※ 2 コミュニティハウス	金沢区柴町 343-5	045-780-1150	143
菊 名 コミュニティハウス	港北区菊名 4-4-1	045-401-4964	34,082
師 岡 コミュニティハウス	港北区師岡町 700	045-534-2439	36,467
新 羽 コミュニティハウス	港北区新羽町 1240-1	045-542-7207	9,637
霧 が 丘 コミュニティハウス	緑区霧が丘 3-23	045-922-2100	11,714
青 葉 台 コミュニティハウス	青葉区青葉台 2-25-4	045-981-1400	113,965
荏 田 西 コミュニティハウス	青葉区荏田西 1-4-2	045-507-1213	25,986
荏 田 コミュニティハウス※2	青葉区あざみ野南 1-4-1	045-479-1149	16,307
倉 田 コミュニティハウス	戸塚区上倉田町 1865-4	045-866-1800	15,911
飯 島 コミュニティハウス	栄区飯島町 1863-5	045-891-1766	11,357
上 郷 矢 沢 コミュニティハウス	栄区桂台南 2-34-2	045-895-1037	17,162
中 田 コミュニティハウス	泉区中田南 4-4-28	045-802-2244	27,816
新 橋 コミュニティハウス	泉区新橋町 33-1	045-392-5538	17,923
幸 ヶ 谷 集会所	神奈川区栄町 12	045-453-2660	16,683
松 見 集会所	神奈川区松見町 1-10-1	045-431-6001	9,751
平 沼 集会所	西区西平沼町 5-70	045-320-9608	6,166
上 台 集会所	中区本郷町 2-50	045-622-4171	15,520
し ら ゆ り 集会所	泉区中田東 1-41-1	045-804-3779	23,655
羽 沢 スポーツ会館	神奈川区羽沢町 1700-1	045-381-2540	13,276
六 ツ 川 スポーツ会館	南区六ツ川 2-112-1	045-713-4803	24,209
下 野 庭 スポーツ会館	港南区野庭町 136-4	045-842-9624	11,132
瀬 戸 ヶ 谷 スポーツ会館	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 71	045-712-2412	12,382
本 村 スポーツ会館	旭区本村町 15	045-365-1820	15,566
六 浦 スポーツ会館	金沢区六浦南 5-19-2	045-788-5428	20,279
小 机 スポーツ会館	港北区小机町 1800-1	045-471-0050	12,965
十 日 市 場 スポーツ会館	緑区十日市場町 1633	045-983-9490	15,125
新 石 川 スポーツ会館	青葉区新石川 3-1346-2	045-911-9870	8,480
大 山 熊 スポーツ会館	都筑区大熊町 310	045-941-9880	20,616
東 山 田 スポーツ会館	都筑区東山田町 105-2	045-593-4682	27,291

※ 1 令和 4 年 6 月開所 ※ 2 令和 5 年 3 月開所

■青少年のための施設（地域施設課・各区地域振興課）

広場・遊び場、町のはらっぱ

子どもたちが安心して自由に遊べる広場を市民の皆さんの協力を得ながら設置しています。

用地は地元が確保（借用）し、地域の運営委員会で管理運営を行っています。

1 子どもの遊び場

小学校低学年を対象とした遊び場で、ブランコ、すべり台などの遊具を置くほか、危険防止のため外柵を設置しています。

2 ちびっこ広場

幼児を対象とし、保護者の目の届くところで安心して遊べるよう、砂山等を設置しています。

3 ちびっこプール

小学校入学前の幼児を対象とした小規模なプールで、水に親しむことを目的としています。

4 町のはらっぱ

未使用となっている市有地を事業開始までの間、青少年を中心にだれもが利用できる「町のはらっぱ」として暫定的に開放しています。

5 少年広場

小学校高学年から中学生を対象とした広場で遊具は置かず、周囲をフェンスで囲み、ソフトボールやサッカーなど自由に遊ぶことができます。

6 地域スポーツ広場

使用目的が決まっていない公有地（市や国等の所有地）を利用計画が決まるまでの間、青少年や地域の人々に体育文化活動の場として暫定的に開放しています。

人権施策の推進

■人権施策の企画・調整（人権課）

「横浜市人権施策基本指針」（令和4年3月改訂）に基づいて、人権に関する施策の総合的な企画・調整及び各区局が行う人権施策の推進を図っています。

また、人権に関する調査・研究を行い、人権に関する課題を的確に把握し、施策に反映しています。

■人権啓発・研修推進事業（人権課）

「横浜市人権啓発推進計画」（平成25年3月改訂）に基づき、市民の皆さんに人権問題を正しく理解し、身近に感じていただくための啓発事業及び職員に対する人権啓発研修の推進・支援を行っています。

（令和4年度の主な取組）

- 1 人権啓発講演会の開催
- 2 啓発イベントの開催
- 3 交通広告等を活用した人権啓発の実施
- 4 「広報よこはま」における人権特集の掲載
- 5 職員向け人権啓発研修の実施

■同和対策事業（人権課）

「横浜市同和対策事業に対する基本的考え方」（平成15年全部改正）等に基づき取組を進めています。

■犯罪被害者等支援事業（人権課）

横浜市犯罪被害者相談室において「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等からの相談をお受けし、支援しています。

また、犯罪被害者等のおかれた状況や心情について、理解促進のための啓発事業を実施しています。

■性的少数者等支援事業（人権課）

個別専門相談・交流スペースの提供や、「横浜市パートナーシップ宣誓制度」を実施する等、性的少数者等を支援しています。

また、性的少数者への正しい理解促進のため、市民・職員・事業者向けの啓発を実施しています。

市民活動の支援・協働の推進 （市民協働推進課）

「横浜市市民協働条例」、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」に基づき、協働を進めるとともに、市民活動が自立し、活発に行われるよう、市民活動がしやすい環境づくりに取り組んでいます。

■市民協働推進センター

地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するため、多様な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として、協働事業の提案、相談等のワンストップ窓口を設けています。伴走支援や、様々な主体の連携を通じて課題解決や事業構築を図るコーディネートを行い、市民提案の活性化を図るとともに、市内における「協働」の取組を推進します。

- ・横浜市市民協働推進センター（中区本町 6-50-10 横浜市役所 1階）

■各区の市民活動支援センター

各区における市民活動支援の拠点として、地域に密着した事業を展開しています。

- ・つるみ区民活動センター（鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区総合庁舎 2階）
- ・神奈川区区民活動支援センター（神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 5階）
- ・にしく市民活動支援センター（西区中央 1-5-10 西区役所 1階）
- ・なか区民活動センター（中区日本大通 35 中区役所別館 1階）
- ・みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10階）
- ・港南区民活動支援センター（港南区港南中央通

- 10-1 港南公会堂棟 1 階)
- ・ ほどがや市民活動センター（保土ヶ谷区星川 1-2-1）
- ・ 旭区市民活動支援センター（旭区鶴ヶ峰 2-82-1
ココロット鶴ヶ峰 4 階）
- ・ いそご区民活動支援センター（磯子区磯子 3-5-1
磯子区総合庁舎 7 階）
- ・ 金沢区民活動センター（金沢区泥亀 2-9-1 金沢区
総合庁舎 2 階）
- ・ 港北区区民活動支援センター（港北区大豆戸町
26-1 港北区総合庁舎 4 階）
- ・ 緑区市民活動支援センター（緑区中山 4-36-20）
- ・ 青葉区区民活動支援センター（青葉区市ヶ尾町
31-4 青葉区役所 1 階）
- ・ 都筑区民活動センター（都筑区茅ヶ崎中央 32-1
都筑区総合庁舎 1 階）
- ・ とつか区民活動センター（戸塚区川上町 91-1 モ
レラ東戸塚 3 階）
- ・ さかえ区民活動センター（栄区小菅ヶ谷 1-5-4
SAKAESTA 2 階）
- ・ いずみ区民活動支援センター（泉区和泉中央北
5-1-1 泉区総合庁舎 1 階）
- ・ 瀬谷区民活動センター（瀬谷区二ツ橋町 469
せやまる・ふれあい館 2 階）

■横浜市市民協働推進委員会

学識経験者と市民活動実践者で構成する横浜市市民協働推進委員会を設置し、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議しています。

■よこはま夢ファンド （横浜市市民活動推進基金）

市民活動団体の公益的活動に賛同する市民や企業の皆さんなどからの寄附を積み立て、登録したNPO法人に対する助成金の交付や、市民活動団体の運営支援等を実施しています。

■特定非営利活動法人認証等事務

NPO 法人の設立や定款変更の認証、認定・特例認定・指定に関する業務、各種届出及び事業報告書等の受理などを行っています。

■災害時におけるボランティア支援事業

災害時におけるボランティアの受入れ、派遣、情報収集が円滑に行えるよう、市内で活動しているボランティア団体が平常時から連携を図るために行う自主的な活動を側面的に支援しています。

■協働研修・情報提供

協働への理解を深め、協働の取組をより推進するため、職員を対象にした研修を実施するとともに、ホームページ

等で市民の皆さんに向けて協働に関する情報提供を行っています。

協働による地域づくりの推進 （地域活動推進課）

地域の抱える課題が多様化・複雑化している中、いきいきとした地域コミュニティを形成し、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、協働の取組の推進や地域の様々な活動への支援などを区とともに進めています。

■地域の担い手応援事業

身近な地域において、自治会町内会をはじめとした様々な主体が連携・協働しながら、課題解決に取り組み、魅力ある暮らしやすい地域をつくっていくための支援を行っています。

また、各区で地域や区の実情に応じた人材の発掘、育成に取り組んでいます。

■横浜市市民活動保険

市民の皆さんが、安心してボランティア活動に参加できるように、活動中の思いがけない事故によって損害賠償責任を負ったり、ボランティア活動者がケガをした場合に備え、保険会社と保険契約を結び「横浜市市民活動保険事業」を実施しています。

■地域活動推進事業

地域の連帯感を育むための活動や防犯、防災、環境美化などの活動を通じて、住みよい地域社会の形成や地域課題の解決に日々取り組んでいる自治会町内会の活動に対して補助金を交付しています。行政と地域住民とを結ぶ基礎的かつ重要な組織である自治会町内会を支援します。

また、加入促進活動や市政・区政への様々な協力活動等に取り組む横浜市町内会連合会及び区連合町内会の活動を支援します。

■自治会町内会館整備費補助事業

地域住民の活動拠点である自治会町内会館の整備を促進するため、建設費の補助をしています。また、共助による減災に向けた拠点整備を進めるため、建替え・耐震補強工事や風水害等の自然災害に対する緊急修繕の補助も行っています。そのほか、利用計画がないなど、一定の要件に該当する公益用地等の貸付けを行っています。

地域防犯

令和4年中の市内の刑法犯認知件数は、平成16年のピーク時の5分の1程度まで減少しています。

しかし、自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪や特殊詐欺など市民の皆さんの身近な犯罪はいまだに発生しており、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを実現できる地域防犯環境を整備するため、関係機関との連携の下、「自分

「私たちのまちは自分たちで守る」という自主防犯意識の向上を基本として、地域の防犯活動への支援を強化しています。

■防犯対策（地域防犯支援課）

防犯活動に対する支援及び広報啓発

区役所と地域が連携して行う防犯活動に対する支援の他、特殊詐欺等市民の皆さんの身近に発生している犯罪に対し、各種イベント等での広報啓発を行います。

また、緊急な対策が必要な犯罪については、犯罪の発生状況に応じた防犯対策、啓発活動等を関係機関と連携して迅速に行います。

地域防犯カメラの設置促進

地域で取り組む防犯活動への支援として自治会町内会に対し、地域防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助しています。

繁華街対策の推進

初黄・日ノ出町など市内の主要繁華街において、地域や警察と連携を図りながら環境浄化にむけた取組を推進します。

安全・安心のまちづくり対策パトロールの実施

市内における犯罪を防止し、まちの安全・安心を確保するため、青色回転灯装着車両による広域的なパトロールや市民の皆さんに対する啓発活動を行います。

子ども安全対策

子どもの安全確保に向けて、啓発事業等を推進するとともに、子どもの見守り活動の支援や関係機関との一層の連携強化を図っています。

暴力団排除条例の効果的な運用

「横浜市暴力団排除条例」の目的を達成するため、市民の皆さん、各区局、県警察と連携し、確実な運用を図ります。

落書き防止条例の運用

「横浜市落書き行為の防止に関する条例」の趣旨を踏まえ、イベント等での啓発を行います。

LED 防犯灯の整備

地域の安全安心を図るため、市所有のLED防犯灯（約18万灯）の維持管理を行うとともに、自治会町内会からの申請に基づき新設を行います。また、自治会町内会が所有する地域防犯灯の維持管理を支援するための補助金を交付します。

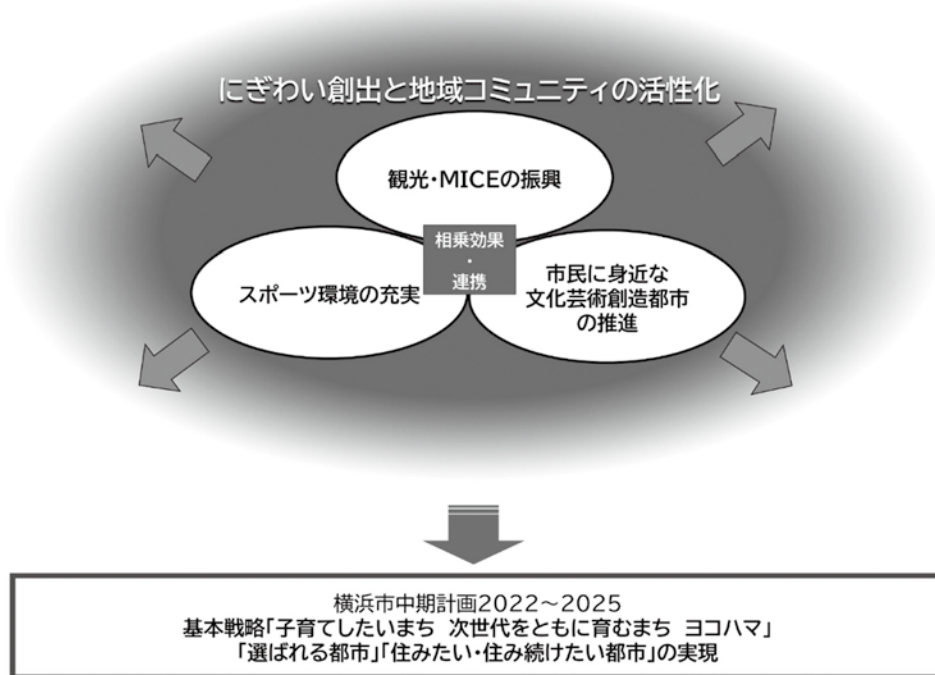
にぎわい スポーツ文化局

観光・MICE、スポーツ、文化施策の一元的な推進による にぎわいの創出と地域コミュニティの活性化

○目標達成に向けた施策

観光・MICE、スポーツ、文化施策を一元的に推進する体制を整え、相乗効果を生み出しながら、マーケティングに基づく国内外からの誘客、都心臨海部における大規模イベント等に合わせた戦略的な宿泊・回遊促進、地域に根差したスポーツ・文化活動の更なる振興に、局一丸となって取り組みます。

横浜市中期計画 2022～2025 基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」や「選ばれる都市」「住みたい・住み続けたい都市」の実現に向けて、3つの柱を軸に、次世代育成や共生社会実現、デジタル技術の活用、脱炭素を意識しながら、施策を展開します。



○目標達成に向けた組織運営

共感・協働を大切に

現場の声をしっかりと受け止めるとともに、市民、企業、NPO等の皆様との対話を重ねることで信頼関係を築きます。また、関係機関・区局統括本部と連携し、分野の垣根を超えて施策を推進することで、横浜の魅力をさらに高め、にぎわいと活気にあふれた、ワクワクする都市・横浜を創ります。

新たな発想で チャレンジする

基本目標達成に向けた施策の推進と持続可能な財政の健全性確保を両輪で進められるよう、職員一人ひとりが「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点を持ち、データを活用しながら、前例にとらわれない新たな発想により、市民の皆様のため、横浜のためにチャレンジし続けます。

人材育成と 職場づくり

職員一人ひとりが意欲・能力を発揮し、チャレンジすることができる人材を育成するとともに、業務や職位を越えて活発な議論ができる風通しの良い職場づくりを推進します。また、デジタル技術を活用することで業務の効率化を図り、働きやすい職場づくりを推進します。

観光・MICE を推進します (観光 MICE 振興部・にぎわい創出戦略部)

■ DMO の推進及び魅力あふれる観光コンテンツの創出

登録 DMO となった(公財)横浜観光コンベンションビューローが中心となり、観光地域づくりフォーラムを開催し、多様な関係者を巻き込んだ体制を構築します。

また、人流データの分析や、来訪意欲調査等の様々な調査を実施するなど、DMO のマーケティング機能を強化し、戦略的な施策を展開します。

さらに、横浜ならではの地域ブランド「ヨコハマ・グッズ『横濱 0 0 1』」の販売促進支援や、三溪園、横浜マリントワー、横浜人形の家等の運営支援などを行っています。

■ 戦略的誘客プロモーション

旅行先に横浜を選んでいただけるよう、様々な体験コンテンツを組み合わせた旅行商品、食事付き宿泊プランの割引販売等による観光キャンペーンを実施しています。

航空便や各国の訪日市場の回復状況などを踏まえ、オンライントラベルエージェントを活用した戦略的なデジタルプロモーション等を行い、市内へのインバウンド誘客を図ります。また、クルーズ・フレンドリー・プログラムを実施し、クルーズ旅客等の市内回遊を促進します。

■ 大規模集客イベント開催支援

市内外からの集客・まちのにぎわい創出に繋がる、話題性・発信力の高い大規模集客イベントを支援するとともに、イベント前後の宿泊・回遊促進策に取り組めます。

■ MICE 誘致・開催支援

「安全・安心な横浜 MICE 開催支援助成金」により、現地参加者の増加に取り組む主催者を支援することで、参加者の横浜来訪と回遊を促し、市内経済活性化につながりました。

市内 MICE 関連産業の育成や商談会など、市内事業者のビジネス機会の創出につながる施策を実施するとともに、経済波及効果の高い中大型の国際会議やビジネスイベント、政府系国際会議等の誘致を進め、グローバル MICE 都市としての競争力を強化します。

■ MICE 施設運営支援

本市の中核的 MICE 施設であるパシフィコ横浜及び横浜アリーナの円滑な運営を支援します。

●パシフィコ横浜 (株式会社横浜国際平和会議場)

所在地：西区みなとみらい 1-1-1

TEL 045-221-2155 FAX 045-221-2136

<http://www.pacifico.co.jp>

国際・国内会議及び文化・学術等各種催物、国内外

商品等の見本市、展示会が開催される MICE 複合施設

1 事業：国際・国内会議及び文化学術等各種催物、国内外商品等の見本市、展示会の企画、誘致及び開催

2 施設内容：国立大ホール約 5,000 席、会議センター大中小会議室約 50 室、展示ホール 20,000 m²、アネックスホール 1,350 m²、ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル約 600 室

3 設立年月：昭和 62 年 6 月

●横浜みなとみらい国際コンベンションセンター (通称：パシフィコ横浜ノース)

所在地：西区みなとみらい 1-1-2

1 事業：貸館、国際・国内会議及びレセプション等の誘致企画

2 施設内容：多目的ホール約 6,300 m²
最大収容人数約 6,000 名
大中小会議室 42 室

3 運営事業者：パシフィコ横浜 (株式会社横浜国際平和会議場)

●みなとみらい公共駐車場

所在地：西区みなとみらい 1-1-1

1 施設内容：最大収容台数 1,154 台 (自動車)、44 台 (自動二輪)

2 運営事業者：パシフィコ横浜 (株式会社横浜国際平和会議場)

●横浜アリーナ (株式会社横浜アリーナ)

所在地：港北区新横浜三丁目 10 番地

TEL 045-474-4000 FAX 045-474-4040

<https://www.yokohama-arena.co.jp>

文化、スポーツ等各種催し物が催されるイベント施設

1 事業：各種催し物のためのイベント施設の賃貸、各種催し物の企画実施

2 施設内容：アリーナ面積 8,000 m²
最大収容人数 17,010 人

3 設立年月：昭和 61 年 11 月

スポーツ振興

誰もががスポーツを楽しみ、喜びを感じながら、「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できるよう、スポーツ施策を展開しています。

■ スポーツ施設 (スポーツ振興課)

各区のスポーツセンターや、本牧市民プール、旭・港南・保土ヶ谷・都筑・金沢プール、横浜国際プール、横浜武道館、平沼記念体育館等を設置しています。

各施設は、指定管理者等が管理運営しています。

■ スポーツの機会 (スポーツ振興課)

スポーツ情報の提供

公益財団法人横浜市スポーツ協会では、スポーツ情報

サイト「ハマスポ」の運営を通じて、スポーツを「知る」機会を提供しています。

市民参加型スポーツイベントの開催

市民の皆さんにスポーツの普及・振興を図るため、市民スポーツ大会、YOKOHAMA ビーチスポーツフェスタ、YOKOHAMA スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどを開催しています。

「横浜マラソン」の開催

市民参加型フルマラソン「横浜マラソン」は、「する、みる、ささえる」全ての人が楽しめる大会を目指して開催しています。

地域スポーツの促進

誰もが身近な場所でスポーツ活動が行える環境をつくるため、インクルーシブスポーツの推進などを行っています。

また、子ども・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指し、託児サービス付きスポーツイベントや親

子で共に楽しめるスポーツ体験会を開催しています。

■スポーツ観戦の機会（スポーツ振興課）

大規模スポーツイベントの開催

ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会、全日本少年軟式野球大会、全日本ジュニア体操競技選手権大会などを開催、支援しています。

トップスポーツチーム連携事業

市内を本拠地とするトップスポーツチームと連携した事業を行うことにより、次代を担う青少年に夢や目標を与え、地域の活性化、市民スポーツの振興を図ります。

■スポーツを支える担い手（スポーツ振興課）

公益財団法人横浜市スポーツ協会

所在地 中区尾上町6-81

(ニッセイ横浜尾上町ビル内)

TEL 045-640-0011、FAX 045-640-0021

表1 スポーツ施設等一覧表（令和4年度実績）

名称	所在地	電話	利用人数
鶴見 スポーツセンター※1	鶴見区元宮 2-5-1	045-584-5671	31,163
神奈川 スポーツセンター	神奈川区三ツ沢上町 11-18	045-314-2662	183,877
西 スポーツセンター	西区浅間町 4-340-1	045-312-5990	250,659
中 スポーツセンター※2	中区新山下 3-15-4	045-625-0300	18,426
南 スポーツセンター	南区大岡 1-14-1	045-743-6341	152,362
港南 スポーツセンター	港南区日野 1-2-30	045-841-1188	217,248
保土ヶ谷 スポーツセンター	保土ヶ谷区神戸町 129-2	045-336-4633	241,998
旭 スポーツセンター	旭区川島町 1983	045-371-6105	160,680
磯子 スポーツセンター	磯子区杉田 5-32-25	045-771-8118	190,150
金沢 スポーツセンター	金沢区長浜 106-8	045-785-3000	194,653
港北 スポーツセンター	港北区大豆戸町 518-1	045-544-2636	245,377
緑 スポーツセンター	緑区中山 1-29-7	045-932-0733	206,041
青葉 スポーツセンター※3	青葉区市ヶ尾町 31-4	045-974-4225	0
都筑 スポーツセンター	都筑区池辺町 2973-1	045-941-2997	171,436
戸塚 スポーツセンター	戸塚区上倉田町 477	045-862-2181	241,287
栄 スポーツセンター※4	栄区桂町 279-29	045-894-9503	17,648
泉 スポーツセンター	泉区西が岡 3-11	045-813-7461	224,221
瀬谷 スポーツセンター	瀬谷区南台 2-4-65	045-302-3301	193,204
横浜 武 道 館	中区翁町 2-9-10	045-226-2100	689,895
平沼 記念体育館	神奈川区三ツ沢西町 3-1	045-311-6186	100,795
横浜 国際プール	都筑区北山田 7-3-1	045-592-0453	540,327
本牧 市民プール※5	中区本牧元町 46-1	045-306-9275	0
旭 プール	旭区白根 2-33-1	045-953-5010	61,177
港南 プール	港南区港南台 6-22-38	045-832-0801	95,849
保土ヶ谷 プール	保土ヶ谷区狩場町 238-3	045-742-2003	68,548
都筑 プール	都筑区葛が谷 2-2	045-941-8385	120,281
リネツ金沢（金沢プール）	金沢区幸浦 2-7-1	045-789-2181	111,462
鶴見川 漕艇場	鶴見区元宮 2-6	045-582-8680	18,134
たきがしら 会館	磯子区滝頭 3-1-68	045-752-4050	9,242
緑 テニスガーデン	緑区霧が丘 1-1	045-922-1301	45,762
根岸 テニスガーデン	磯子区原町 14-1	045-761-1515	81,325
泉中央 テニスガーデン	泉区和泉町 4715	045-801-2661	40,476
神奈川スケートリンク（横浜銀行アイスアリーナ）	神奈川区広台太田町 1-1	045-411-8008	231,723

※1 鶴見スポーツセンター天井脱落対策・空調設置工事のため令和4年6月から令和5年4月まで休館
 ※2 中スポーツセンターは天井脱落対策・空調設置工事のため令和4年6月から令和5年5月まで休館
 ※3 青葉スポーツセンターは天井脱落対策・空調設置工事のため、令和3年4月から令和5年3月まで休館
 ※4 栄スポーツセンターは天井脱落対策・空調設置工事のため、令和3年4月から令和5年2月まで休館
 ※5 本牧市民プールは平成28年度より休止、令和5年7月営業再開

横浜市のスポーツ振興を市と一体となって支える団体である公益財団法人横浜市スポーツ協会等へ助成しています。

スポーツ推進委員

地域スポーツ活動の推進役を担うスポーツ推進委員の研修会等を開催しています。(令和5年4月1日現在2,496人)

スポーツボランティア

横浜市スポーツボランティアセンターを通じて、スポーツボランティアの登録、スポーツイベントのボランティアの募集、研修等の人材育成を行っています。

横浜市スポーツボランティアセンター

所在地 中区尾上町6-81
(ニッセイ横浜尾上町ビル内)
TEL 045-640-0012
Eメールアドレス info@spo.yokohama-volunteer.jp

■創造界限形成事業

歴史的建造物や公共空間等、都心臨海部の地域資源を有効活用した創造界限拠点の運営・管理を行い、アーティスト・クリエイターの集積や地域との連携を通して、まちのにぎわいづくりを進めます。

〈創造界限拠点〉

旧第一銀行横浜支店、BankART1929、急な坂スタジオ(旧老松会館)、象の鼻テラス、初黄・日ノ出町地区、THE BAYS(旧関東財務局横浜財務事務所)

■アーツコミッション事業

アーティスト・クリエイター、NPO、市民の皆さんなど様々な創造の担い手をサポートする「アーツコミッション・ヨコハマ」(運営:公益財団法人横浜市芸術文化振興財団)を開設しています。ワンストップ相談窓口や助成制度、SNS・ウェブサイトによるプロモーションのほか、アーティスト・クリエイターの活動を発信する「関内外OPEN!」等、多様な人々の交流機会を創出するプラットフォームの運営を行っています。

また、遊休不動産を創造的に活用することでまちの活性化を進める芸術不動産事業について、募集した民間パートナーと連携協定を締結し、取組を進めています。

■創造的イルミネーション事業

港の水際線や歴史的建造物、ビル群などが連動し、光と音楽でダイナミックに躍動する5分間のスペクタクルショーを30分毎に実施するほか、新港中央広場等で期間中常時お楽しみいただける光の演出を実施します。

また、地域や企業とのコラボレーション企画やデジタルスタンプラリー等を実施して、都心臨海部の回遊促進とにぎわい創出につなげていきます。

〈令和5年度開催概要〉

会期:令和5年11月27日(月)から

令和6年1月4日(木)まで

会場:横浜都心臨海部

主催:クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

■映像文化都市づくり事業

本市が誘致した東京藝術大学大学院映像研究科等と連携して、横浜から魅力ある映像文化を発信します。

〈東京藝術大学大学院映像研究科〉

・映画専攻 平成17(2005)年4月開設

・メディア映像専攻 平成18(2006)年4月開設

・アニメーション専攻 平成20(2008)年4月開設

〈東京藝術大学による地域貢献事業〉

・各専攻による公開イベント

令和5(2023)年7月~令和6(2024)年3月

・トワイライトコンサート、馬車道コンサート

令和5(2023)年11月

・各専攻による市民公開制作展

令和5(2023)年1月~令和6(2024)年3月

・アニメーションワークショップ

令和5(2023)年8月

■創造都市推進事業

・YPAM

国内唯一かつアジアで最も影響力のある舞台芸術プラットフォームである「横浜国際舞台芸術ミーティング(YPAM)」を開催し、国内外への横浜発の舞台芸術を発信します。

〈YPAM2023〉

令和5(2023)年12月1日(金)から

12月17日(日)まで

・横濱 JAZZPROMENADE

「まち全体をステージに」をコンセプトに、まちのにぎわいや来街者の回遊性を創出する「横濱 JAZZPROMENADE」の開催を支援します。

〈横濱 JAZZPROMENADE 2023〉

令和5(2023)年10月7日(土)・8日(日)

・創造都市ネットワーク日本

創造都市の取組を推進する地方自治体等で構成する「創造都市ネットワーク日本(CCNJ)」と連携して、各種会議等を実施するなど、文化芸術創造都市・横浜の発展と発信に取り組みます。

また、国際展開に携わる自治体等の交流ネットワークである「現代芸術の国際展部会」を事務局として運営します。

■横浜トリエンナーレ事業

3年に一度行われる、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」を通じ、文化芸術創造都市の推進を図る横浜市の取組を国内外にアピールします。令和5年度から6年度にかけて第8回展を開催します。

〈第8回展開催概要〉

会期:令和6(2024)年3月15日(金)から6月9日(日)まで

会場:横浜美術館、旧第一銀行横浜支店、BankART

KAIKO

アーティスティック・ディレクター:リウ・ディン

(劉鼎)、キャロル・インホワ・ルー (盧迎華)
主催：横浜市、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、
NHK、朝日新聞社、横浜トリエンナーレ組織
委員会

■クラシック・ヨコハマ推進事業

国内最高峰の学生音楽コンクールである全日本学生音楽コンクール全国大会を中心に、コンクールに出場した国内屈指の若手演奏家に演奏機会を提供するとともに、市民の皆様身近な場所でクラシック音楽を楽しんでいただく音楽イベントを実施します。

実施期間：令和5(2023)年11月5日～令和6(2024)
年1月21日

■地域文化サポート事業(ヨコハマアートサイト)

地域課題の解決にアプローチするために、文化芸術の持つ創造性をコミュニティやまちの活性化と結びつける活動や、横浜の個性ある文化芸術を市内外へ発信する活動を広く公募し、支援します。

令和5年度 32事業を採択

■芸術文化教育プログラム推進事業

次世代を担う子どもたちの表現力やコミュニケーション力等を育成するため、学校において、アーティストによる芸術文化の体験ができる教育プログラムを、NPO、文化施設等とのネットワークにより実施します。

令和4年度 市内小学校、中学校、義務教育学校、
特別支援学校 143校で実施

■ミュージック・マスタース・コース・ジャパン推進事業

次世代を担う演奏家の育成を目的に、若手演奏家に対して、世界の第一線で活躍する指揮者や演奏者が講師となって、横浜で集中セミナーを実施します。成果を発表する場として、室内楽等のコンサートを開催します。

・ミュージック・マスタース・コース・ジャパン
ヨコハマ2023セミナー実施期間
令和5(2023)年6月27日～7月14日

■横浜市文化基金の積立

文化基金は、美術品等の収集、文化施設の建設を目的に昭和56年4月に設置されました。基金は、市費による積立と、市民の皆さん、企業等からの寄附で成り立っています。

文化基金積立状況(令和4年度末)

累計 9,503,926千円

文化基金で購入した美術作品 5,375点

※市民の皆さん等から寄贈された美術作品 7,918点

文化基金で購入した美術作品と市民の皆さん等から寄贈された美術作品は、横浜美術館でコレクション展示として一般に公開します。

■公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

事務局 中区山下町2 産業貿易センタービル1階
TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216
<https://p.yafjp.org/>

芸術文化事業や文化情報の発信など、次のような事業を行っています。

- (1) 芸術文化の創造及び発信
- (2) 芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供
- (3) 芸術文化振興のための助成
- (4) 芸術文化活動拠点の開発及び運営
- (5) 芸術文化資源の収集、保存及び活用
- (6) 芸術文化に関する情報の収集及び提供
- (7) 芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言
- (8) 芸術文化振興のための国内外との交流
- (9) その他芸術文化振興を推進するための事業

■横浜芸術アクション事業

「幅広い市民参加や次世代育成」、「世界水準の文化芸術による都市の魅力の国内外への発信」及び「にぎわい創出と経済活性化」を基本理念に、横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを開催します。

令和4年度実績

<横浜音祭り2022>

●開催概要

会 期:令和4年9月17日(土)～11月6日(日)
(プレ期間5月1日(日)～9月16日(金)、ポスト期間11月7日(月)～11月27日(日))

会 場:横浜市内全域(横浜の「街」そのものが舞台)

来場・参加者数:約641,355人(主催・共催事業のみ)

※パートナー事業を含めた全プログラムの総来場・参加者数は274万人

プログラム数:約151(主催・共催事業のみ)

※パートナー事業を含めた全プログラム数は320プログラム

■日中韓都市間文化交流事業

平成26(2014)年の日本における東アジア文化都市事業の初代開催都市として、中国泉州市、韓国光州広域市と文化芸術による交流を通じて培った協力関係を一過性のものにすることなく、今後も交流を継続していきます。

令和4年度実績

横浜市では3都市の青少年がオンラインを活用し、ワークショップを通じた音楽の創作を行い、成果をステージで披露しました。

また、中国泉州市の「海上シルクロード国際芸術祭」、韓国光州広域市の「東アジア文化都市絵画展」などの開催に合わせて、横浜にゆかりのあるアーティストによる作品等を出展しました。

■文化施設運営

各指定管理者等による文化施設運営を通じて、各種の文化事業を実施します。なお、区民文化センターは区が

所管しています。

横浜美術館

所在地 西区みなとみらい3-4-1
TEL: 045-221-0300 Fax: 045-221-0317
<https://yokohama.art.museum/>

美術を「観る」「創る」「学ぶ」の3つの機能をあわせ持つ総合美術館

- 1 事業 企画展・コレクション展の開催、美術情報センター（美術情報ギャラリー及び美術図書室）、子どものアトリエ・市民のアトリエの運営等
- 2 施設内容 グランドギャラリー、展示室、アートギャラリー1・2、子どものアトリエ、市民のアトリエ、レクチャーホール（240席）等
- 3 開館年月 平成元年11月
- 4 指定管理者 (公財) 横浜市芸術文化振興財団
- 5 備考 令和3年3月から令和6年3月14日まで大規模改修のため休館

横浜みなとみらいホール

所在地 西区みなとみらい2-3-6
TEL: 045-682-2020 Fax: 045-682-2023
<https://yokohama-minatomiraihall.jp>

理想的な音響、美しい音色のパイプオルガンなどを備えた国内有数のコンサートホール

- 1 事業 音楽公演等
- 2 施設内容 大ホール（2,020席・他車椅子用スペース14席）、小ホール（440席）、リハーサル室、練習室、レセプションルーム
- 3 開館年月 平成10年2月（小ホール）、5月（大ホール）
- 4 指定管理者 (公財) 横浜市芸術文化振興財団

横浜能楽堂

所在地 西区紅葉ヶ丘27-2（掃部山公園内）
TEL: 045-263-3055 Fax: 045-263-3031
<https://yokohama-nohgakudou.org/>

県内初の本格的な能楽堂（染井能舞台を復原した本舞台は横浜市指定有形文化財）

- 1 事業 能、狂言その他古典芸能の公演等
- 2 施設内容 本舞台・見所（486席・車椅子スペース5席含む）、第二舞台、研修室、展示コーナー等
- 3 開館年月 平成8年6月
- 4 指定管理者 (公財) 横浜市芸術文化振興財団
- 5 備考 令和6年1月から令和8年6月まで大規模改修のため休館予定

横浜市芸能センター（横浜にぎわい座）

所在地 中区野毛町3-110-1
TEL: 045-231-2525 Fax: 045-231-4545
<https://nigiwaiza.yafjp.org/>

落語、漫才、大道芸など大衆芸能の専門館

- 1 事業 大衆芸能の公演
- 2 施設内容 芸能ホール（391席・車椅子対応可）、小ホール（最大141席・可動席）、練習室、制作室、情報コーナー等
- 3 開館年月 平成14年4月
- 4 指定管理者 (公財) 横浜市芸術文化振興財団

横浜赤レンガ倉庫1号館

所在地 中区新港1-1-1
TEL: 045-211-1515 Fax: 045-211-1519

<https://akarenga.yafjp.org/>

歴史的建造物を活用した自由で創造的な空間

- 1 事業 舞台芸術公演、アート作品展示等
- 2 施設内容 ホール（約150～350席・可動席）、多目的スペース（3室）等
- 3 開館年月 平成14年4月
- 4 管理運営 (公財) 横浜市芸術文化振興財団

横浜市民ギャラリー

所在地 西区宮崎町26-1
TEL: 045-315-2828 Fax: 045-315-3033
<https://ycag.yafjp.org/>

市民の皆さんに美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設

- 1 事業 貸館、企画展、講座等
- 2 施設内容 展示室／アトリエ等
- 3 開館年月 平成26年10月に現在地に移転
- 4 指定管理者 (公財) 横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社共同事業体

横浜市民ギャラリーあざみ野

所在地 青葉区あざみ野南1-17-3
TEL: 045-910-5656 Fax: 045-910-5674
<https://artazamino.jp/>

市民の皆さんに美術作品の創作・発表の場と鑑賞の機会を提供し、美術の奨励を図るための施設

- 1 事業 貸館、企画展、講座等
- 2 施設内容 展示室／アトリエ等
- 3 開館年月 平成17年10月
- 4 指定管理者 (公財) 横浜市芸術文化振興財団

横浜市民文化会館 関内ホール

所在地 中区住吉町4-42-1
TEL: 045-662-1221 Fax: 045-662-2050
<https://www.kannaihall.jp/>

芸術文化の振興や市民の皆さんの文化の向上等を目的とした文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演
- 2 施設内容 大ホール（1,038席・車椅子12席対応可）、小ホール（264席）、リハーサル室等
- 3 開館年月 昭和61年9月
- 4 指定管理者 かんないアート&メディアパートナーズ

横浜市吉野町市民プラザ

所在地 南区吉野町5-26
TEL: 045-243-9261 Fax: 045-243-9263
<https://www.yoshinoplaza.jp/>

市民の皆さんの文化活動と交流を図るための文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演、美術展等
- 2 施設内容 ホール（200席・可動席・車椅子席4席含む）、ギャラリー、スタジオ等
- 3 開館年月 平成元年7月
- 4 指定管理者 吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ

横浜市岩間市民プラザ

所在地 保土ヶ谷区岩間町1-7-15
TEL: 045-337-0011 Fax: 045-337-2500
<https://www.iwamaplaza.jp/>

市民の皆さんの文化活動と交流を図るための文化施設

- 1 事業 音楽公演、舞台芸術公演、古典芸能公演、映像芸術公演等

- 2 施設内容 ホール（181席・可動席・親子席4席含む）、リハーサル室、スタジオ、ギャラリー等
- 3 開館年月 平成3年7月
- 4 指定管理者 吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ

横浜市大倉山記念館

所在地 港北区大倉山2-10-1（大倉山公園内）
TEL：045-544-1881 Fax：045-544-1084
<https://o-kurayama.com/>

深い緑に包まれた格調ある雰囲気をもった文化施設
（旧大倉精神文化研究所本館、横浜市指定有形文化財）

- 1 事業 音楽公演、講座、貸館等
- 2 施設内容 ホール（80席・可動席）、ギャラリー、集会室
- 3 開館年月 昭和59年10月
- 4 指定管理者 日比谷花壇・西田装美共同事業体

横浜市長浜ホール

所在地 金沢区長浜114-4（長浜野口記念公園内）
TEL：045-782-7371 Fax：045-782-7389
<https://nagahama-hall.com/>

横浜検疫所長浜措置場のシンボル、旧事務棟を外観復元し、音楽ホールや野口英世博士ゆかりの旧細菌検査室を備えた文化施設

- 1 事業 音楽公演、貸館等
- 2 施設内容 ホール（104席・可動席）、多目的ルーム、音楽練習室、会議室、旧細菌検査室（別館）
- 3 開館年月 平成9年5月
- 4 指定管理者 横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同事業体

久良岐能舞台

所在地 磯子区岡村8-21-7（久良岐公園内）
TEL：045-761-3854 Fax：045-754-4050
<https://kuraki-noh.jp/>

閑静な日本庭園内に佇む、市民の皆さんに開かれた能舞台

- 1 事業 古典芸能公演、ワークショップ、貸室の運営（謡曲等）
- 2 施設内容 能舞台・見所（52畳）、和室、茶室
- 3 開館年月 昭和62年10月
- 4 指定管理者 （株）シグマコミュニケーションズ

横浜市陶芸センター

所在地 中区本牧三之谷59-3（本牧市民公園内）
TEL：045-623-8904 Fax：045-625-9087
<https://www.yokohamasitougeicenter.com/>

自然豊かな公園内に設置された陶芸活動の場

- 1 事業 陶芸教室の開催と貸室の運営
- 2 施設内容 貸室、窯場、作陶室等
- 3 開館年月 平成5年8月体験学習施設として開館
- 4 指定管理者 シンリュウ（株）

横浜市大佛次郎記念館

所在地 中区山手町113（港の見える丘公園内）
TEL：045-622-5002 Fax：045-622-5071
<http://osaragi.yafjp.org/>

横浜ゆかりの文豪大佛次郎の文筆活動の業績と生涯を紹介する施設

- 1 事業 企画展、講座、貸室（和室、会議室）の運営等
- 2 施設内容 展示室、和室、会議室等
- 3 開館年月 昭和53年5月
- 4 指定管理者 （公財）横浜市芸術文化振興財団

STスポット

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル地下1階
TEL：045-325-0411 Fax 045-325-0414
<https://stspot.jp/>

演劇、ダンスのジャンルを中心に、若手アーティストの創造活動の支援を中心とした活動を行っている小劇場

- 1 事業 演劇、ダンスを中心とした芸術文化活動全般
- 2 施設内容 平土間型ホール56㎡（収容人数：40～60席）、操作室、楽屋、ロビー
- 3 開館年月 昭和62年11月
- 4 管理運営 認定特定非営利活動法人STスポット横浜

■文化施設整備事業

市民の皆さんが身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境整備のため、身近な拠点となる区民文化センターを、各区の地域特性等に応じて整備します。（表2 区民文化センター 一覧表参照）

区民文化センター 一覧表（令和5（2023）年8月1日現在）

表2 区民文化センター一覧表（令和5（2023）年8月1日現在）

名 称	所 在 地	電 話	主なホールの席数
鶴見区民文化センター （サルビアホール）	鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン内	045 - 511 - 5711	546席
神奈川区民文化センター （かなっくホール）	神奈川区東神奈川1-10-1	045 - 440 - 1211	300席
港南区民文化センター （ひまわりの郷）	港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおか中央棟4階	045 - 848 - 0800	381席
旭区民文化センター （サンハート）	旭区二俣川1-3 二俣川ライフ5階	045 - 364 - 3810	300席
磯子区民文化センター （杉田劇場）	磯子区杉田1-1-1 らびすた新杉田4階	045 - 771 - 1212	310席
緑区民文化センター （みどりアートパーク）	緑区長津田2-1-3	045 - 986 - 2441	334席
青葉区民文化センター （フィリアホール）	青葉区青葉台2-1-1 青葉台東急スクエア South-1 本館5階	045 - 985 - 8555	500席
戸塚区民文化センター （さくらプラザ）	戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎内	045 - 866 - 2501	451席
栄区民文化センター （リリス）	栄区小菅ケ谷1-2-1	045 - 896 - 2000	300席
泉区民文化センター （テアトルフォンテ）	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央3階	045 - 805 - 4000	386席
瀬谷区民文化センター （あじさいプラザ）	瀬谷区瀬谷4-4-10 ライブゲート瀬谷3・4階	045 - 301 - 3500	148席

経済局

「横浜経済の持続的な成長・発展を目指します」

横浜は街づくりや商業・業務などの集積が進み、人口約 377 万人の大規模な市場を背景に、市民全体の経済活動を表す「市民総所得」は東京都に次ぐ 2 番目の規模を誇る大都市です。事業所数は、東京都特別区、大阪市、名古屋市に次いで 4 番目に多い約 11 万事業所もあります。

市内の中小・小規模事業者の業況は、新型コロナウイルス感染症による影響の緩和を背景に、改善傾向が続いています。しかし、エネルギー・物価高騰をはじめとして、世界経済の不確実性の高まりなど、市内経済を取り巻く環境は依然として厳しく、先行きは不透明な状況です。

こうした中、令和 5 年度は、制度融資による資金繰り支援や助成など中小・小規模事業者の基礎的支援を通じ、経営基盤の強化を着実に進め、横浜経済の持続的な成長・発展を目指します。

また、子育て・モビリティ等を重点分野とするイノベーションの活性化を図ることや、国の動向を踏まえた経済安全保障への対応など、市内中小企業の生産力向上と競争力強化により、経営の革新を後押しします。

目標達成に向けた施策

- 1 中小・小規模事業者の経営基盤強化
- 2 スタートアップの創出・イノベーションの推進
- 3 国際ビジネス支援と地球規模課題解決への貢献

経済動向の把握と経済政策の調整

■横浜経済活性化推進事業（企画調整課）

社会・経済情勢の変化に対応した効果的な施策展開を図るため、市内企業の経営動向の実態把握や、経済課題に関する調査・分析を行っています。

具体的には、本市の経済・産業政策の効果的な展開に必要な企業動向・ニーズを早期かつ的確に把握するために、四半期毎に市内に本社あるいは事業所のある企業を対象とした景況・経営動向調査などを実施しています。

景況・経営動向調査は、自社業況、雇用人員、資金繰り及び設備投資動向など経営環境等に関して同一の設問で実施する通常調査と、経済情勢などに応じたテーマで実施する特別調査で行っており、経済政策の調整に活用しています。

■横浜市中小企業振興基本条例に関する取組

横浜市中小企業振興基本条例は、中小企業の振興について、横浜市の責務、市内中小企業者の努力、大企業者の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与するものとして、平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

本条例に基づき、中小企業振興施策の検討・推進体制を強化するため、「横浜市中小企業振興推進会議」を設置し、全市的、総合的に取組を進めています。

企業誘致・立地の促進

■企業誘致・立地の促進 （企業誘致・立地課、国際ビジネス課）

企業立地促進条例による助成事業（企業誘致・立地課）

企業立地促進条例に基づき、企業立地等促進特定地域等に進出する事業者のうち、一定の要件を満たす事業計画を実施する事業者に対して、助成金の交付及び市税の軽減を行います。

1 事業所等の建設・取得の場合

助成金の交付（最大 50 億円）を行います。

2 テナント本社・研究所の場合

本社機能・研究開発機能が横浜市に立地する場合、従業者数や経常利益など一定の要件を満たす事業者に対しては、法人市民税法人税割額（最大 1 億円／1 事業年度）を 3～5 年間軽減します。

令和 4 年度実績

認定実績 9 件

次世代重点・成長分野立地促進助成事業（企業誘致・立地課）

子育て、モビリティ、脱炭素、DX、環境、健康・医療など、次世代を担う重点・成長分野の企業が、一定以上の規模で市内に初進出し、又は一定以上の規模で市内の研究所を拡張・移転する場合等に助成金を交付し、横浜経済の持続的な成長に資する企業の集積を図ります。

令和 4 年度実績

助成金の交付による立地件数 8 件

企業誘致・立地促進事業（企業誘致・立地課）

ビジネス環境の魅力や横浜への立地メリットを、様々な機会を通じて広く発信するとともに、個別訪問、ウェブ面談等で企業に対する積極的な働きかけを行います。

物件情報収集等により立地希望企業とのマッチングを推進するとともに、市内の未利用地等の事業用地としての活用促進に向けた取組を行います。

京浜臨海部において、産業高度化や新たなイノベーション創出に向けた企業間連携に取り組みます。

- ・京浜臨海部活性化協議会（会員数 77 社・団体）
京浜臨海部（横浜市域）の立地企業とともに地域の共通課題について協議・検討

令和 4 年度実績

- ・横浜市企業誘致セミナーのオンライン開催
- ・京浜臨海部立地企業の取組インタビュー
- ・金融機関、不動産事業者等のパートナー企業と連携した立地支援制度説明会の開催
- ・企業誘致パンフレットの作成

外国企業進出・定着支援事業（国際ビジネス課）

海外の成長発展を横浜に積極的に取り込み横浜経済の活性化を図るため、横浜の優れたビジネス環境を発信し、外国企業の横浜進出を促進します。また、公益財団法人横浜企業経営支援財団ほか関係機関との連携のもと、市内進出外資系企業に対するビジネス相談や市内企業とのネットワーク支援を強化し、市内での定着を後押しします。

■経済の視点に立ったまちづくりの推進（企業誘致・立地課、ものづくり支援課）

工場立地法や、大規模土地取引事前届出制度、横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準の運用など、市内産業の活性化につながる経済の視点に立ったまちづくりを関係区局等と連携して推進します。

■京浜臨海部の機能強化（企業誘致・立地課）

研究開発拠点としての機能強化

守屋・恵比須地区（神奈川区）において、研究開発拠点としての機能強化を推進します。

京浜臨海部活性化協議会（会員数 77 社・団体）との連携

京浜臨海部（横浜市域）の立地企業とともに、地域の共通課題について協議・検討し、産業の活性化を推進します。

京浜臨海部再編整備協議会

京浜臨海部（横浜、川崎市域）の活性化を図るため、神奈川県・横浜市・川崎市の三団体で、共通課題等について協議・検討を行っています。

IoT・ライフイノベーション等成長分野における産業振興

■IoT推進産業活性化事業（産業連携推進課、ものづくり支援課）

横浜経済の強みである「ものづくり・IT産業の集積」を活かして、「IoTオープンイノベーション・パートナーズ（I・TOP横浜）」を推進し、参画企業の交流連携、プロジェクト推進、人材育成に取り組み、IoT等を活用した新たなビジネス創出、中小企業のチャレンジ支援や社会課題の解決を目指します。

■横浜ライフイノベーションプラットフォーム推進事業（産業連携推進課）

産学官金が連携して健康・医療分野のイノベーションの持続的創出に取り組むためのプラットフォームである、「LIP.横浜（横浜ライフイノベーションプラットフォーム）」を推進します。企業・大学・研究機関の様々なアイデアからプロジェクト等を創出するとともに、中小・ベンチャー企業等に対する製品化に向けた支援を行います。

スタートアップの創出・イノベーションの推進

■スタートアップの創出・イノベーションの推進（新産業創造課）

産学公民の多様なプレイヤーと連携し、持続的に新事業を生み出すことで、国内外から人・企業・投資を呼び込むビジネス環境を構築します。

こうした環境の下で、スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX（よくぞボックス）」を中核に、起業志望者を対象としたビジネス講座の開催から、専門家によるビジネスプランの磨き上げや資金調達先とのマッチングなどに至るまで、成長段階に応じた支援を行うなど、社会課題の解決に貢献するスタートアップ・イノベーションの創出・誘致・成長支援に取り組みます。

中小企業の支援

■中小企業経営総合支援事業（中小企業振興課）

横浜市内中小企業支援センターに指定されている公益財団法人横浜企業経営支援財団は、市内中小・小規模事業者支援の核として、ワンストップ相談窓口の運営や企業の経営革新、海外展開など各種支援事業を実施しているほか、インキュベーション施設などの施設運営を実施しています。

- ・公益財団法人横浜企業経営支援財団

所在地：中区日本大通 11

TEL：045-225-3700 FAX：045-225-3737

ホームページアドレス <http://www.idec.or.jp/>

<財団が運営・管理している施設>

①研究開発・技術開発型企業のためのインキュベーション施設

- ・横浜新技術創造館（リーディングベンチャープラザ）
所在地：鶴見区小野町 75-1
TEL：045-508-7450 FAX：045-508-7451
- ・横浜市産学共同研究センター
所在地：鶴見区末広町 1-1-40
TEL：同上
- ・横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア
所在地：金沢区福浦 1-1-1
TEL：045-788-9570 FAX：045-788-9580

②その他の産業振興施設等

- ・横浜情報文化センター
メディアの発展・情報関連産業の振興施設
所在地：中区日本大通 11
TEL：045-664-3737 FAX：045-664-3788
- ・横浜市金沢産業振興センター
金沢臨海部の企業活動の円滑化、従業員の福利厚生を図る施設
所在地：金沢区福浦 1-5-2
TEL：045-782-9700 FAX：045-782-9712

■横浜型地域貢献企業支援事業（中小企業振興課）

社会や地域との共生を意識し、本業及びその他の活動を通じて、積極的に社会・地域貢献活動を行う企業等を「横浜型地域貢献企業」として認定し、企業PR・各種メリットの付与等を通じて成長発展を支援します。

認定企業数（令和5年4月1日時点） 458社

■事業継続支援事業（中小企業振興課）

事業承継支援事業

中小企業の貴重な経営資源を将来に継続させ、雇用の確保や事業承継を機とした経営力の強化につなげるため、中小企業を対象に、専門家による無料相談や後継者を対象とした育成講座を実施し支援します。

事業継続力強化支援事業

中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、発災時の初動対応等の事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」策定等を支援します。

■多様で柔軟な働き方・健康経営推進事業（中小企業振興課）

多様で柔軟な働き方推進事業

多様で柔軟な働き方に取り組もうとする中小企業等の経営者、管理職、人事担当者に対し、仕事と育児・介護の両立支援や働き方改革等について、身近な事例紹介等を盛り込んだハイブリッドセミナー（WEB・会場）を

開催し、支援しました。多様で柔軟な働き方に取り組む中小企業の人材確保や生産性向上に寄与し、市内経済の活性化に繋がります。

健康経営推進事業

従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に取り組む「健康経営*」を推進し、積極的に取り組む事業所を「横浜健康経営認証事業所」として認証し、事業所PR・各種メリットの付与等を通じて成長発展を支援します。

令和4年度実績

横浜健康経営認証事業所数 918事業所

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

■小規模事業者への支援強化事業（中小企業振興課、ものづくり支援課）

小規模事業者出張相談事業

公益財団法人横浜企業経営支援財団の職員と専門相談員による支援チームが、支援を求める小規模事業者の現場に訪問、またはオンライン等による相談対応を無料で実施します。

令和4年度実績

相談件数 213件

小規模事業者設備投資助成事業

小規模事業者が生産性向上のために導入する少額設備にかかる経費を助成します。

また、新型コロナウイルス感染症が急拡大したことへの対応として、感染症対策に資する設備投資を支援する「小規模事業者向け緊急支援補助金」を設け、小規模事業者への効果的な支援を行いました。

令和4年度実績

小規模事業者設備投資助成金 79件

小規模事業者向け緊急支援補助金 1,081件

■小規模事業者等省エネ・デジタル化支援補助金（ものづくり支援課）

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、エネルギーや材料費の高騰など厳しい経営環境が続く中、特に影響を受けやすい小規模事業者や市内商店会加盟店舗に対し、省エネ化に資する設備、及びデジタル化に取り組むための基礎となる設備の導入を補助しました。

令和4年度実績

交付件数 1,893件（内、商店会加盟店舗 463件）

法人：1,228件、個人事業主：665件

■中小企業等の共同化支援（中小企業振興課）

事業協同組合の設立認可等

中小企業や個人事業者が、経営革新や経済的地位の向上を図るための手段として事業協同組合等の設立があります。その設立認可等にかかわる業務を行っています。

横浜市所管組合 224組合

■中小企業融資事業（金融課）

中小企業制度融資事業

中小企業の経営基盤の強化や成長・発展を促進するため、横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して、中小企業制度融資を実施しています。

令和4年度実績

預託金 142,843,000千円

融資実績 5,956件 92,540,795千円

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業が、中小企業制度融資「実質無利子融資」を利用した際の利子について補助しています。

■中小企業経営安定事業（金融課）

セーフティネット保証等の認定

中小企業の資金繰り支援のため、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証等の認定を行っています。

■市内企業国際ビジネス支援事業（国際ビジネス課）

海外販路拡大に向けた各種相談対応、マッチング支援や輸出アドバイス等の伴走支援、海外展開支援のための助成金及びセミナー開催による情報提供等を通じて、市内中小企業の成長・発展を後押しします。

中小企業の技術力強化・成長支援

■ものづくり成長力強化事業（ものづくり支援課）

横浜市新技術開発等支援事業

1 中小企業新技術・新製品開発促進助成

技術力強化に取り組む中小企業に対し、開発の事前調査・研究・開発の各段階に応じて、分野を問わず経費助成などの支援を行います。

令和4年度実績

中小企業新技術・新製品開発促進助成 7件

2 販路開拓支援事業（トライアル発注）

優れた商品を生産・保有する中小企業を販路開拓支援の対象事業者として認定し、認定商品の本市での試用等の販売促進活動に対する支援を行います。

令和4年度実績

販路開拓支援認定 3件

グリーンリカバリー設備投資助成事業

中小企業の脱炭素経営の推進とエネルギー価格高騰への支援のため、専門家派遣による省エネアドバイスをを行うとともに、省エネ効果の高い設備（空調設備や照明機器等）の導入費用を助成します。

令和5年度は中小企業設備投資等助成金と統合して実施します。

令和4年度実績

グリーンリカバリー設備投資補助金 151件

中小企業設備投資等助成金 4件

中小企業デジタル化推進支援事業

中小企業のデジタル化を後押しするため、デジタル化に取り組むための設備導入に係る経費を助成します。

令和4年度実績

中小企業デジタル化推進支援補助金 13件

知的財産戦略推進事業

独自の技術やノウハウ等の知的財産を活かした経営に取り組み、成長を志向する企業を「横浜知財みらい企業」として認定し、知的財産の取得に対する助成や融資での優遇などを通じて成長発展を支援します。

令和4年度実績

認定企業数 121社

■ものづくり経営基盤強化事業（ものづくり支援課）

ものづくりコーディネーター事業

コーディネーターが市内中小企業を訪問し、技術力やニーズを把握したうえで中小企業や大企業等とのマッチングを行い、販路拡大につなげます。また、デジタル化や技術的課題に対して専門家を派遣しアドバイスをを行うとともに、本市施策を利用したことがない中小企業へ積極的に訪問し、各種施策の活用や継続的な支援につなげます。

令和4年度実績

コーディネーター派遣件数 896件

コーディネーターによるマッチング件数 254件

中小企業デジタル化相談件数 51件

技術相談件数 43件

現場訪問（新規訪問）企業数 84件

工業技術見本市開催・受発注支援

新技術・新製品発信を通じて、新規顧客獲得や具体的な商談に繋げる場として、工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」を開催し、その中で「横浜ものづくりゾーン」を設置します。

工業団体活動等支援

市内の工業及び関連分野の企業が加盟している一般社団法人横浜市工業会連合会の活動を支援することにより、産業の活性化を図っています。

ものづくり魅力発信事業

1 コマ大戦への支援

コマ大戦を通じて、学生等が中小製造業の技術やものづくりの楽しさを体感する機会を創出し、中小ものづくりの魅力を広く発信していくために、こどもコマ大戦や県内工業系高校生のコマ大戦等の取組を支援します。

2 ものづくり魅力向上助成

中小製造業者がオープンファクトリー等を通じて住民との相互理解を深める活動や工業地域の課題解決に

つながる取組など、ものづくりの魅力発信・向上に寄与する取組を支援します。

LINKAI 横浜金沢活性化推進事業

「金沢臨海部産業活性化プラン」（平成 28 年度策定）に基づき、「LINKAI 横浜金沢」のプロモーション活動を行うとともに、企業同士が連携・交流する機会を創出する取組を展開します。

中小企業人材確保支援事業

中小企業の皆さんに、求職者とのマッチング機会をより多く創出するため、多くの求職者が登録しているサイト運営企業と連携し、中小企業の人材確保を支援します。

令和 4 年度実績

- ・求人サイト
掲載社数 292 社、応募者数 5,783 人
- ・採用動画作成 29 社

ものづくり人材育成支援事業

一般社団法人横浜市工業会連合会と連携しながら、技術者の育成支援やものづくりの面白さや現場の魅力を伝える事業を行っています。

■工業技術支援センター事業 (工業技術支援センター)

表面処理技術に関する技術的支援

表面処理技術を中心に、材料や部品の品質管理、耐久性、不具合の原因究明などに関する試験分析や技術相談等を行い、中小企業の円滑な生産活動や技術開発を支援しています。

令和 4 年度実績

- 表面技術相談 2,725 件
- 依頼試験・分析 2,282 件

産業デザイン支援

中小企業の新商品開発等をデザイン面から支援するため、企業の依頼に対応したデザイン相談やデザイン調製、デザイン産学等を実施しています。

令和 4 年度実績

- デザイン相談・調製 265 回
- デザイン産学 6 件

技術者育成支援

めっき技能士の育成に向け、関係団体と連携して講習会や検定試験を実施し、技術力の向上を図っています。

また、関係団体と連携し、表面技術やデザイン等に関するセミナーや講習会等を行い、中小企業の技術力の向上や高度化を図っています。

令和 4 年度実績

- めっき技能検定学科・実技予備講習参加者 124 人
- めっき検定実技試験・基礎級検定試験参加者 125 人
- セミナー等参加者 117 人

3D 技術支援

民間事業者等と連携しながら 3D 技術に関する情報提供を行うとともに、データ作成から造形作業まで一貫し

た技術支援を行っています。

横浜市工業技術支援センター

所在地：金沢区福浦 1-1-1

TEL：045-788-9000 FAX：045-788-9555

ホームページアドレス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kogyogijutsu/sien-c.html>

商業の振興

■商店街魅力 UP サポート事業

商店街ソフト支援事業

情報誌の発行など、商店街が立案した計画に基づき実施する賑わいづくりや店舗の認知度向上などにつながるソフト事業を助成します。

令和 4 年度 助成件数 25 件

商店街活性化イベント助成事業

商店街と地域との交流を深め、消費者の来街と定着を促進するため、商店街が行うイベント事業を助成します。

令和 4 年度 助成件数 95 件

個店の活力向上事業

商店街に加盟している店舗等で、課題解決のための業態・業種変更等、店舗の魅力アップや活力向上につながる事業に係る経費を助成します。

令和 4 年度 助成件数 3 件

小規模事業者店舗改修助成事業

小規模事業者が業務改善のために行う店舗改修に係る経費を助成します。

令和 4 年度 助成件数 11 件

繁盛店づくり支援事業

市内外の大型店等の商業施設やイベント等と連携し、商店街店舗が来店を通して魅力的な商品を PR し新たな顧客を獲得する場を作るとともに、販売ノウハウを学ぶ機会を提供します。

令和 4 年度 販売会等の実施 出店数 8 店舗

テイクアウト&デリバリー横浜

市内でテイクアウトやデリバリーを行っている店舗をリスト化し、市ホームページで一元的に紹介することによって、テイクアウトやデリバリーサービスの利用者への情報提供を行うとともに市内飲食店を支援します。

登録件数 1,077 件

事業者等連携事業

民間事業者や学校など多様なパートナーと連携し、消費者や地域住民のニーズに応える新たな魅力づくりを支援します。

令和 4 年度 連携件数 6 件

商店街関連調査

商店街振興施策の基礎資料とするため、市内の商店街の実態や、市民の購買行動及び商店街に対する意識を把握する調査を実施します。

■つながりによる商店街活性化事業

商店街活性化促進プロジェクト事業

ウィズコロナ社会においても、商店街が地域経済の活力を維持・向上させ、地域コミュニティの核としての役割を果たせるよう支援します。

令和4年度 参加会員数 8名（8商店街）

商店街原動力強化支援事業

1 商店街コンサルティング

商店街支援の専門家を商店街に派遣し、地域や商店街の課題を分析し、将来の商店街の方向性を検討することで、商店街活動の持続化と発展を後押しします。

2 商店街デジタル活用アドバイザー

商店街のお悩みや課題に対し、デジタルを活用した解決を支援するため、デジタル活用の専門家を商店街に派遣します。

令和4年度 アドバイザー派遣件数 6件

3 調査・相談・事務委託支援

商店街が抱えている課題の解決や組織体制の強化に必要な外部支援（経営相談や調査等）に係る経費を助成します。

令和4年度 助成件数 5件

社会課題チャレンジ事業

子育て世代への支援や宅配事業など、地域・社会の課題に対して、主体的かつ継続的に解決に取り組むことでSDGsの実現につながる事業の実施を支援します。

令和4年度 助成件数 11件

空き店舗活用事業

1 空き店舗開業助成事業

商店街の空き店舗で、条件を満たして開業する方に対し、開業にかかる経費を助成します。

また、商店会が登録した空き店舗に、新規店舗が開店し、商店会に加盟した場合、商店会に奨励金を交付します。

令和4年度 開業件数 11件、空き店舗情報新規登録件数 5件

2 空き店舗誘致支援事業

空き店舗の活用と活性化を図るため、市内商店街で開業を希望する方を対象に、開業支援セミナーや空き店舗見学ツアー、出店体験会等を開催します。

横浜ファッション振興事業

地場産業である横浜スカーフのPRをはじめとしたファッション関連産業を振興します。

2022 横浜ファッションウィーク

令和4年4月28日～5月7日

象の鼻テラス、シルクセンター国際貿易観光会館

総来場者数：約1,600人

■人・環境に優しい買い物の場支援事業

商店街環境整備支援事業

魅力ある商店街づくりを推進するため、利便性、快適性、安全性を高める商店街の共同施設（街路灯、防犯カメラ、アーチ等）の計画策定と整備、老朽化などの理由から行われる街路灯等の改修・撤去に係る経費を助成します。

令和4年度 助成件数 31件

安全・安心な商店街づくり支援事業

防犯パトロールに取り組む商店街に対し、街路灯の電気・ガス料金を助成します。

令和4年度 助成件数 162件

■商業活動等への支援（商業振興課）

レシートを活用した市内飲食店利用促進事業

市内飲食店利用者を対象に、対象店舗が発行するレシートを活用し、ポイント還元を行うことで、市内飲食店の利用を促進し、感染症の影響の長期化により厳しい経営状態にある飲食店を支援します。

レシートを活用した市民・事業者支援事業

市民を対象に、対象店舗が発行するレシートを活用し、ポイント還元やキャッシュバックを行うことで、原材料価格・物価高騰に直面する市民や市内事業者を支援し、横浜経済の振興を図ります。

商店街プレミアム付商品券支援事業

商店街が消費喚起策として行うプレミアム付商品券の発行を支援することで、地域経済の活性化につなげます。また、キャッシュレスサービスを活用した商品券の発行を促進します。

令和4年度 申請件数 23件

商店街集客力促進事業

感染症の影響の長期化により集客が落ち込んでいる商店街等に対し、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなどを実施する費用の一部を補助することで、消費喚起や地域活性化につなげます。

令和4年度 申請件数 62件

■大規模小売店舗立地法等の運用

「大規模小売店舗立地法」、「横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱」等に基づき、大規模小売店舗の立地に関する周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗設置者に対し適正な配慮を求めます。

このために、市長の諮問機関として設置された「横浜市大規模小売店舗立地審議会」において、大規模小売店舗設置者の届出に関する公正かつ専門的な調査・審議を行います。

安全で豊かな消費生活の実現

■消費者の主体的活動への支援（消費経済課）

高齢化・高度情報化・国際化の進展に伴い、消費者を取り巻く社会経済情勢はますます複雑・多様化しています。このため、地域における消費者のリーダーとなる消費者団体等や消費生活推進員の活動促進、また消費生活総合センターの運営、消費者教育、消費者への情報提供などの諸事業を推進し、主体的に活動できる消費者の育成・支援を進めます。

消費生活総合センターの運営

消費生活総合センター

所在地 港南区上大岡西1-6-1
(ゆめおおおかオフィスタワー4、5階)
TEL: 045-845-6666 (相談)、FAX 045-845-7720
TEL: 045-845-6604 (展示・情報資料室)
TEL: 045-845-7722 (代表)

ホームページアドレス
<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>

消費者利益の擁護と増進を図り、市民の皆さんの安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的に、消費生活総合センター（以下「センター」という。）の運営を行っています。

センターは、消費生活に関する相談及び苦情の処理、消費者教育のための講演会の開催、講師派遣等や商品テスト、消費生活に関する資料の展示、図書・DVDの閲覧・貸出等を行っています。

なお、公益財団法人横浜市消費者協会が指定管理者として、センターの管理・運営を行っています。

1 消費生活相談

消費生活に関する被害の未然防止と救済を図るため、消費生活相談を実施しています。

※面接相談は予約制、土日は電話相談のみ

- 消費生活総合センター：平日 9:00～18:00
土日 9:00～16:45
(祝日・休日、年末年始を除く)
- 区役所（予約制面接相談のみ）：あらかじめセンターに電話予約

消費生活相談実績 (単位：件)

年度	相談件数	うち、土日の相談件数
4	14,732	1,617
3	14,539	1,535
2	15,764	1,871

2 消費者教育事業

(1) 若者・高齢者等市民の皆さんの各年代層へ向けた悪質商法等に関するリーフレットなどを発行しています。

(2) 消費生活教室、消費生活講演会、出前講座、地域の担い手養成アウトリーチセミナー等を開催しています。

3 「よこはまくらしナビ」の発行

市民の皆さんの消費生活に役立つ相談事例・消費者情報等を掲載した情報紙「よこはまくらしナビ」を毎月発行し、市内各所に配布しています。

4 商品テスト

苦情品テスト、簡易テスト実習等を行っています。

5 展示・情報資料室

消費生活に関する図書・DVDの閲覧・貸出しのほか、参考図書の相談・案内等も行っていきます。

6 会議室の貸出

消費生活に関する学習や研修のために貸出しをしています。

消費生活推進員制度

市民の皆さんの安全で快適な消費生活を実現するために、消費生活推進員を委嘱しています。(任期2年)

消費生活推進員は、消費者として必要な消費生活に関する知識を研修等により身に付け、それぞれの地域で消費者被害未然防止に関する講座等の開催や高齢者等の見守り、情報誌の発行・パネル展などを実施しています。

学校や家庭向けの教育

学校現場や家庭での消費者教育の推進を図るため、専門家（弁護士、消費生活相談員、ファイナンシャルプランナー等）を派遣する出前講座を行っています。

令和4年度実績 市立学校等 44回

また、成年年齢引き下げに伴う消費者被害未然防止の啓発や、悪質商法対策、エシカル消費の普及・啓発等も行なっています。

地域の見守りネットワークの構築

高齢者の消費者被害の未然防止を目的に、関連機関の連携促進や、職員・福祉関係者を対象とした研修を行っています。

令和4年度実績 連携会議1回、研修（オンライン）1回

また、自治会・町内会や民生委員・児童委員の研修等に専門家等の講師派遣を行っています。

令和4年度実績 32回

事業者への調査・指導

消費生活総合センターで受けた相談に基づき事業者へ調査・指導を行っています。

令和4年度実績 口頭注意 2件

消費生活用製品等の適正表示に関する事業

消費生活用製品安全法等に基づき、市内販売業者への立入検査を実施し、表示の適正化や法の順守・指導を行っています。

令和4年度実績 16店舗 194点

横浜市消費生活審議会の運営

横浜市消費生活条例に基づき消費生活に関する重要な事項の調査、審議等のために設置された市長の附属機関で、委員は、学識経験者、消費者、事業者の代表（20人以内）で構成されています。

令和4年度実績 審議会4回 部会1回

■計量事業（計量検査所）

「計量」は、生産・流通・消費などあらゆる分野で市

民の皆さんの日常生活と深く関わり、社会活動の安定に欠かすことができません。

計量検査所では、常に正しい計量が行われるように事業を推進しています。

計量器の検査

市内の小売店舗、工場、病院等での適正な計量が実施されるよう、取引・証明に使用されている計量器の精度の確保を目的として、計量器定期検査を行っています。

検査は、公益財団法人横浜市消費者協会を計量法に基づく横浜市指定定期検査機関に指定するとともに、一部直営でも実施しています。

定期検査実績 令和4年度

項 目	検査戸数	検査個数	不合格個数	不合格率
定期検査	2,581 戸	9,107 個	110 個	1.21%

適正計量の推進

市内のスーパーマーケットなどの小売店に対して、商品量目（目方）の立入検査を行い、正確な計量を指導しています。

また、計量器を使用している店舗・工場などに対し立入検査を行い、適正な計量器の使用を指導しています。

立入検査実績 令和4年度

種 別	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率
商品量目	32 戸	1,003 個	12 個	1.20%
計 量 器	49 戸	3,560,903 個	933 個	0.03%

雇用・就業の支援

■就職支援事業（雇用労働課）

求職者の就労支援や、市内企業の人材確保に向けた取組を行っています。就職に関する総合案内窓口『横浜市就職サポートセンター』において、キャリアカウンセリングや就職氷河期世代の就労支援等を実施するほか、合同就職面接会等の開催や、就職応援ポータルサイトによる就職関連情報の提供などを行っています。

■職業訓練事業（雇用労働課）

横浜市中央職業訓練校

所在地 中区山下町 253 番地 TEL 045-664-6825

職業訓練

公共職業能力開発施設として、ひとり親家庭の親、生活保護受給者や一般の離職者を対象に職業訓練を実施し、就労の支援を行っています。

職業訓練実績 令和4年度

訓練科数	募集人員	応募者	入校生	修了者	就職者	就職率 (%)
8	660	1,425	631	582	480	82.5

■技能職振興（雇用労働課）

技能職者の表彰及び育成

技能職に長年従事し、卓越した技能の持ち主で、業界でも指導的役割を担っている技能職者に対する技能功労者表彰と、中堅、若手の技能職者の今後の健闘と、より一層の技能向上を促すための優秀技能者表彰を毎年秋に行っています。

また、技能職団体が行う事業で、後継者育成の促進が期待されるものに助成を行っています。

横浜マイスター事業

技能職の後進育成や貴重な技能の継承を含む技能職の振興を目指して、「横浜マイスター事業」を平成8年度から実施しています。選定された横浜マイスターは、学校等での実演・講演等の活動を行っています。

■勤労行政の推進（雇用労働課）

連絡調整業務

市内の労働事情の把握に努め、これに対応した行政を推進するとともに、労働者団体等に対し、市政への理解と協力を得るために、連絡調整を行っています。

また、労働行政を通してその関連業務を統一的に推進するため、県及び他都市と労働関係についての連絡協議を行い、広域的な面からの総合調整を行っています。

教育・文化・福祉の振興事業

勤労者の知識の向上や福祉の充実等を図るために勤労者団体が自主的に開催する「教育事業」「文化行事」その他勤労者の福祉向上に寄与する事業などに支援を行っています。

■公益財団法人横浜市シルバー人材センター助成事業（雇用労働課）

高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し提供すること等により、生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与している横浜市シルバー人材センターの事業を支援しています。令和5年3月末現在のシルバー人材センターの会員数は10,751人となっています。

公益財団法人横浜市シルバー人材センター本部

所在地 港南区上大岡西1-6-1
(ゆめおおおかオフィスタワー 13階)
TEL 045-847-1800
FAX 045-847-1716

■横浜市技能文化会館の運営（雇用労働課）

所在地 中区万代町2-4-7
TEL 045-681-6551 FAX 045-664-9400
<https://gibun.jp/>

技能職の振興、雇用による就業の機会の確保並びに勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るために設置している市民利用施設です。

1 事業

- (1) 技能職の振興
- (2) 勤労者の福祉の増進と文化の向上
- (3) 労働情報・相談コーナー（働く人の相談室）の運営

2 施設内容 多目的ホール、会議室、音楽室、工房、トレーニング室、研修室、和室など

3 開館年月 昭和 61 年 4 月

4 管理運営 指定管理者 株式会社 明日葉

■勤労者の福利厚生（雇用労働課）

勤労者福祉共済事業（愛称：ハマふれんど）

中小企業に勤める勤労者の福利厚生の充実を図り、中小企業の振興を目的に、昭和 45 年 6 月に開始しました。

加入対象は、市内の従業員が 300 人以下の事業所で、令和 5 年 4 月 1 日現在で 4,390 事業所、74,448 人が加入しています。

1 給付事業

慶弔金、祝品等の支給

2 福祉事業

宿泊施設の優待あっせん、コンサート・観劇チケットの割引あっせん、レジャー施設等の優待割引、各種講座やスポーツ大会の開催

連絡先 ハマふれんど

TEL 045-662-4435

FAX 045-224-5868

<https://www.hamafriend.jp/>

勤労者生活資金預託事業

勤労者の生活の安定と向上を図るため、低利の貸付制度の原資を中央労働金庫に預託しています。

中央卸売市場の食品流通対策と整備

■市場機能の充実・強化（本場運営調整課、本場経営支援課、食肉市場運営課）

公正・公平かつ効率的な取引の確保

公正・公平かつ効率的な取引を確保するため、市場の集荷・販売を担う卸売業者の業務・財務に関する検査等を実施しています。また、各卸売業者のせり人に対して研修や試験を実施しています。

仲卸業者等経営相談・支援（本場）

市場取扱高の減少等の厳しい市場環境の中、経営課題や経営に関わる法令対応等について、専門家による研修会を開催しています。また、公認会計士や中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣し、個別に仲卸業者等の経営改善の支援を行っています。加えて、補助金や輸出支援等、個別のニーズに合わせて場内事業者の支援を行っています。

市場の機能強化（本場）

「横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」に基づき、本場では、品質管理の向上等に対応した水産物部施設の低温化改修工事を平成 27 年度に完了しました。

青果部においては、狭あいな敷地の有効活用と商品の品質管理の向上等に対応するため、屋内荷捌場や冷蔵保管庫など新たな施設整備を進めており、令和 3 年度から本体工事に着手しています。

南部市場については、本場を補完する「物流エリア」と、にぎわいを創出する「賑わいエリア」に分けて活用しています。「賑わいエリア」では、複合商業施設「ランチ横浜南部市場」と地域が連携し、市場の活性化及び地域の活性化を図っています。

■生鮮食品の安定供給（本場経営支援課、食肉市場運営課）

集荷促進の取組（本場）

市民の皆様への生鮮食料品等の安定供給を図るため、県内・外の有力出荷団体等に対して出荷要請を行うとともに、産地情報の収集を行っています。

食肉出荷促進事業等（食肉市場）

安全・安心で良質な食肉の安定的供給を促進するため、出荷者へ補助金を交付するほか、市場で開催される共励会（枝肉の品評会）において、優良出荷者を表彰しています。

■市場広報・プロモーションの推進（本場経営支援課、食肉市場運営課）

市場プロモーション事業

市場食材の魅力や新しい「食」の楽しみ方を広く市民の皆様にご存知いただくため、①市場の食材を活用した「食」をテーマとするイベントの実施、②ホテルや量販店と連携した市場フェア等の開催、③横浜市場直送店登録制度を中心とした商店街や飲食店との連携強化、を中心に取り組んでいます。また、市場関係者と食育に関する活動に取り組むことで、生鮮食料品の消費促進を図っています。

■安全・安心な食肉の提供（食肉市場運営課）

牛海綿状脳症（BSE）対策

牛海綿状脳症（BSE）が疑われる牛について、スクリーニング検査を実施しています。また、全ての牛の特定部位が確実に除去されていることを確認しています。

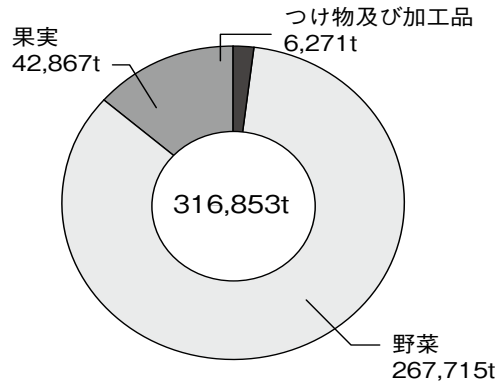
家畜伝染病防疫対策

豚熱等の家畜伝染病について、市場での交差汚染防止のため、関係行政機関や市場関係者と連携し、搬入車両や施設等の消毒を適切に実施するなど対策を講じています。

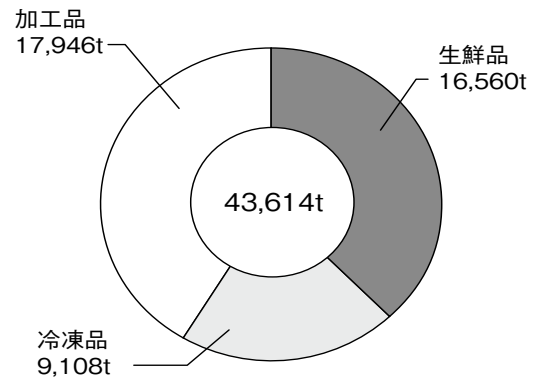
■市場の災害対策（本場運営調整課、本場経営支援課、食肉市場運営課）

中央卸売市場は、災害時において市民生活の早期安定を図るため、卸売業者・仲卸業者等の市場関係者及び関東近郊の他市場と協定を締結し、生鮮食料品等の緊急確保及び相互に供給協力を得られる体制を整えています。

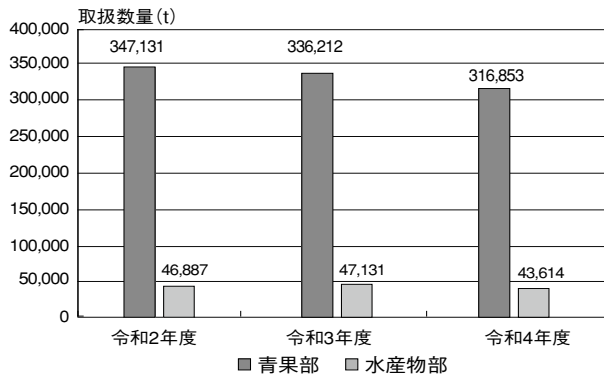
本場 青果 種別取扱高(令和4年度)



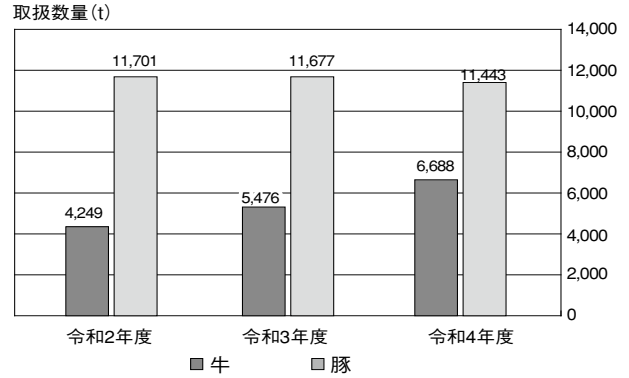
本場 水産物 種別取扱高(令和4年度)



本場 取扱高の推移(部別)



食肉市場 取扱高の推移



未来の世代を育むまち「よこはま」

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現。

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、生まれる前から青少年期に至るまでの、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施します。

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」における9つの基本施策

- 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- 3 若者の自立支援施策の充実
- 4 障害児への支援の充実
- 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 6 地域における子育て支援の充実
- 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止
- 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

子育て支援の推進

■子ども・子育て支援事業計画の推進 （企画調整課）

「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」(令和2年度～6年度)に係る施策・事業の点検・評価を行い、計画を推進します。

■待機児童対策の推進（保育対策課）

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い増加する保育ニーズに対応するため、既存資源を最大限活用するとともに、保育ニーズの高い地域を重点に、必要な保育所等を整備します。さらに、保育士等の人材確保や、保育の質の確保・向上にも取り組み、待機児童対策を総合的に推進していきます。

■保育所等整備の推進（こども施設整備課）

増加する保育ニーズに対応し、待機児童を解消するため、「第2期 横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等の新設などにより、1,295人の受け入れ枠拡大を図ります。

建物の内装整備費補助などの手法によって、民間保育所の整備を進めるとともに、教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を推進します。

また、保育ニーズが高い低年齢児の対策として、小規模保育事業等の地域型保育事業の設置を促進するとともに、保育所の老朽化に伴う改築についても引き続き取り組みます。

■保育所等の運営（保育・教育運営課）

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等を利用した場合に共通の仕組みで、子ども・子育て家庭に質の高い乳幼児期の保育・教育を総合的に提供します。

子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、多様な保育・教育の場を確保し、乳幼児期の保育・教育の充実に取り組みます。また、幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

保育所

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。現在、市内には865施設の保育所（令和5年4月現在）があります。

幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく都道府県の認可を受けて設置された「学校」です。教育課程に基づく教育が受けられます。

現在、市内には220園（休園中を除く）の幼稚園があり、そのうち114園（令和5年4月現在）が市町村の確認を受けた新制度の給付対象施設に移行しています。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。市内には67か所(令和5年4月現在)あります。

横浜保育室

認可外保育施設のうち、保育料や保育環境、保育時間など、市が独自に設けた基準を満たしている施設を横浜保育室として市が認定し助成しています。市内に12か所(令和5年4月現在)あります。

家庭的保育事業

家庭的保育者(家庭保育福祉員)が、0歳児から2歳児までの子どもを対象に、家庭的保育者(家庭保育福祉員)の自宅等で、少人数で家庭的な雰囲気の中、きめの細かい保育を行っています。市内に19か所(令和5年4月現在)あります。

小規模保育事業

借り上げたマンションの一室など、保育所に比べて小規模な施設で、親しみやすく安心が得られる環境の中で、保育を行う事業です。対象は0歳児から2歳児までで1か所あたりの定員は6名~19名です。市内に241か所(令和5年4月現在)あります。

病児保育・病後児保育

生後6か月以降、小学校第6学年まで(施設により第3学年)の病気又は回復期(ケガも含む)の児童を、その保護者が仕事、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などやむをえない事由で、家庭で育児を行うことが困難な期間、専用の保育室で一時的に保育します。市内に29か所(令和5年4月現在)あります。

一時保育

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり(保育)する制度です。

市内510か所(横浜保育室含む)(令和5年4月現在)で実施しています。

休日一時保育

保護者の仕事の都合などにより、日曜や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに、保育所での保育を行います。市内7か所(令和5年4月現在)で実施しています。

24時間型緊急一時保育

保護者の病気やお仕事などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。

市内2か所(令和5年4月現在)の保育所で実施しています。

乳幼児一時預かり

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず子どもを一時的に預かります。

市内36か所(令和5年4月現在)で実施しています。

■保育・教育における人材育成等の推進(保育・教育支援課)

研修・研究の実施及びあり方の検討

保育・教育の質の確保・向上のため、保育所等の職員

向けに研修・研究を実施するほか、園内研修の支援を行っています。横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言」を活用し、種別や公私を問わず、質の高い保育を目指して研修等を実施します。また、会場での研修とオンライン研修の併用により、研修の参加を推進しています。

保育・教育施設等の給食指導

市立保育所には、献立の作成や訪問指導を通して栄養管理や衛生管理を行っています。その他の保育・教育施設等には、適正な給食運営のために必要に応じて運営指導を行っています。

また、市内保育・教育施設等を対象に食物アレルギーや調理実習等の研修会を実施し、給食運営の質の向上を図っています。

■幼保小連携・接続事業(保育・教育支援課)

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実を図るため、幼保小連携及び接続に関する研究、研修、教育交流等の事業を行っています。オンラインや動画等を活用することにより、地域・施設の状況に応じた研修・交流等、幼保小連携を継続して推進しています。

研修・研究事業

市内に32地区の幼保小連携推進地区と、4地区の接続期カリキュラム研究推進地区を設け、「横浜版接続期カリキュラム」を活用して、カリキュラムの検証や開発を行い、その研究成果を市内に発信しています。

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校の教諭・保育士同士の接続期研修等を行い、相互理解や教育連携を深めています。

交流事業

各区ごとに、幼保小連携にかかわる教職員合同研修や、園児と児童の交流、保育・授業参観、保護者も参加する「健やか子育て講演会」等を行っています。

■地域における子育て支援の推進(地域子育て支援課、保育・教育運営課、保育・教育支援課)

地域子育て支援拠点

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供、利用者支援等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。令和4年度は、26か所で実施しました。

横浜子育てサポートシステム

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うシステムです。令和4年度は、46,586件の活動を実施しました。

親と子のつどいの広場

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との困らん・交流する場を提供し、子育てに関する不安の解消を図ります。令和4年度は、70か所で実施しました。

子育て支援者の配置

地区センター等の市民利用施設で地域の身近な相談役として保護者の交流支援や子育て相談を実施するほか、子育てグループ活動の場に向いて活動への助言等を行い、地域での仲間づくりを支援することで、安心して子育てができる環境を整備しています。令和4年度は176会場で実施しました。

子育てひろば（認定こども園及び保育所地域子育て支援事業）

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。令和4年度は、428か所で実施しました。

私立幼稚園等はまっ子広場

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。令和4年度は、42か所で実施しました。

子育て家庭応援事業「ハマハグ」

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する社会的気運を醸成するため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店舗・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業を実施しています。令和4年度末時点で4420件の協賛登録がありました。

■幼児教育の支援（保育・教育運営課）

私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園等の入園料と保育料について、無償化された利用料に相当する額を園に代理受領方式で支給しています。

私立幼稚園等預かり保育事業

私立幼稚園・認定こども園の施設などを活用して、通常の教育時間の前後に家庭で保育できない場合に、園児の保育を行うことにより、待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応しています。

市内216園（令和5年4月現在）で実施しています。

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。令和5年度は、市内14園で実施しています。

私立幼稚園等補助金

幼稚園・認定こども園の施設や設備の充実を目的として補助しています。令和4年度には、270園に対して助成しました。

私立幼稚園等特別支援教育費補助金

特別支援教育の振興を図るため、障害児が在園する幼稚園等に対し補助しています。

令和4年度には、574人に対して助成しました。

私立幼稚園等施設整備費補助金

幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を維持するため園舎の大規模修繕に補助しています。

令和4年度には、30園の大規模修繕に対して助成しました。

私立幼稚園研究・研修補助金

幼児教育の教育水準の向上と発展を図るため、教職員の研究・研修活動を中心とする公益社団法人横浜市幼稚園協会の事業に対し、補助しています。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査（監査課）

児童を対象とする社会福祉事業の実施を目的として、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。

横浜市の所管する社会福祉法人は266法人あり、そのうち、こども青少年局所管法人は102法人です。（令和5年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

放課後児童の育成及び青少年の自立支援・健全育成

■放課後児童育成施策（放課後児童育成課）

放課後キッズクラブ事業

放課後キッズクラブは、すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的として実施しています。

令和5年4月1日現在の実施か所数は、338か所です。

放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブは、就労等により昼間家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもと実施しています。

令和5年4月1日現在の実施か所数は221か所です。

特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進すること等を目的として実施しています。

令和5年4月1日現在の実施箇所数は、5か所です。

■プレイパークの推進（放課後児童育成課）

子どもたちが公園等の自然環境を活用しながら自由な遊びができるよう、地域が中心となって行うプレイパーク活動を支援しています。

■青少年の自立支援の推進（青少年育成課・青少年相談センター）

横浜市子ども・若者支援協議会

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持

ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営しています。

青少年相談センター

おおむね15歳から39歳までの若者及びその家族を対象に、ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行っています。

所在地 保土ヶ谷区川辺町5-10
TEL 045-752-8366 FAX 045-332-5077

地域ユースプラザ

青少年相談センターの支所的機能を有する施設として、地域において相談、居場所の運営などを通じ、若者の自立を支援しています。

よこはま東部ユースプラザ

所在地 鶴見区鶴見中央3-23-8
TEL 045-642-7001 FAX 045-642-7003

よこはま西部ユースプラザ

所在地 旭区二俣川1-2 二宮ビル3階
TEL 045-744-8344 FAX 045-744-8322

よこはま南部ユースプラザ

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
TEL 045-761-4313 FAX 045-761-4023

よこはま北部ユースプラザ

所在地 都筑区茅ヶ崎中央11-3 ウェルネスセンター
プラザ南ビル3階A号室
TEL 045-948-5503 FAX 045-948-5505

地域若者サポートステーション

ひきこもりや無業状態にある若者及びその家族を対象とした総合相談を実施し、他の支援機関等と連携しながら就労に向けた継続的な支援を行っています。

よこはま若者サポートステーション

所在地 西区北幸1-11-15 横浜STビル3階
TEL 045-290-7234

よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライト

所在地 港北区新横浜3-18-6 新横浜TSビル5階
TEL 045-290-7234

湘南・横浜若者サポートステーション

所在地 鎌倉市小袋谷1-6-1 2階
TEL 0467-42-0203

就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施し、支援を行っています。

よこはま型若者自立塾

不登校やひきこもり状態にあった若者等を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けたプログラムを提供し、社会的、経済的自立を支援しています。

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある等支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が自立した生活を送れるよう、個々の状況

に応じた生活・学習支援を行っています。

■青少年育成施策の推進（青少年育成課）

青少年の地域活動拠点

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を実施しています。

南区 青少年の地域活動拠点

所在地 南区陸町1-15-15 横浜青年館内
TEL 045-308-6610

保土ヶ谷区 青少年の地域活動拠点

所在地 保土ヶ谷区天王町1-30-17 MKビルディング1階
TEL 045-334-3042

磯子区 青少年の地域活動拠点

所在地 磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
TEL 080-4423-1876

金沢区 青少年の地域活動拠点

所在地 金沢区谷津町359
TEL 045-374-4035

青葉区 青少年の地域活動拠点

所在地 青葉区市ケ尾町1153-2 ライオンズプラザ市ケ尾201
青葉区市ケ尾町1153-3 第2カブラキビル301
TEL 045-500-9254

都筑区 青少年の地域活動拠点

所在地 都筑区中川中央1-25-1 ノースポート・モール5階 都筑多文化・青少年交流プラザ
TEL 045-914-7171

栄区 青少年の地域活動拠点

所在地 栄区桂町711 さかえ次世代交流ステーション2階
TEL 045-898-1400

青少年の交流・活動支援事業

所在地 中区桜木町1-1 桜木町びおシティ6階
TEL 045-263-8020

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施しています。

青少年指導員事業

地域社会において青少年の自主的活動とその育成組織活動の推進に取り組む青少年指導員に対し、情報提供や活動支援を行うことにより、青少年育成活動の活発化と効果的推進を図っています。

社会環境改善事業

地域における有害図書類の適正な区分陳列の促進を通して青少年を取り巻く有害環境改善のための取組を行っています。

青少年団体活動補助事業

青少年健全育成活動の充実や効果的な推進を図るため、横浜市域全般にわたり活動を行っている等の要件を満たす青少年団体に対し補助を行っています。

表1 青少年野外活動センター一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
三ツ沢公園青少年野外活動センター	神奈川区三ツ沢西町3-1	045-314-7726
くろがね青少年野外活動センター	青葉区鉄町1380	045-973-2701
こども自然公園青少年野外活動センター	旭区大池町65-1	045-811-8444

公益財団法人よこはまユース補助事業

本市と連携し、青少年行政の推進に取り組む（公財）よこはまユースに対し補助を行っています。

■青少年関係施設の運営（青少年育成課）

野島青少年研修センター

所在地 金沢区野島町 24-2（野島公園内）

TEL 045-782-9169

体験学習・集団活動を通して青少年の育成を図るとともに、青少年指導者・育成者の研修活動を支援する宿泊研修施設として、昭和53年開館、平成5年に移転新築しました。

青少年育成センター

所在地 中区住吉町 4-42-1 関内ホール地下1・2階

TEL 045-664-6251

青少年指導者・育成者の養成や活動支援を通して青少年育成活動の推進を図る拠点施設として、昭和61年に開館しました。

横浜こども科学館（はまぎん こども宇宙科学館）

所在地 磯子区洋光台 5-2-1

TEL 045-832-1166

科学のふしぎ・面白さの体験を通じて、青少年の創造性を育む拠点施設として、昭和59年に開館しました。

ネーミングライツスポンサーである横浜銀行との連携を密にし、宇宙や科学を身近に感じてもらうためのイベントを行っています。

横浜青年館

所在地 南区睦町 1-15-15

TEL 045-711-9610

青少年が文化活動やサークル活動、学習活動等の余暇活動を行う場として、運営しています。

青少年野外活動センター

青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図る施設として、青少年野外活動センターを運営しています。（表1一覧表）

こども福祉保健施策の推進

■児童虐待対策

児童相談所での取組（児童相談所）

児童相談所は、次代を担う子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、児童福祉法により設けられた専門の相談機関です。18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。相談に対して助言や他機関へのあっせん、継続的な支援を行うほか、児童の一時保護や児童福祉施設への入所、里親への委託等を行っています。

<主な相談内容>

- ・子どもの養育に関する相談
- ・障害のある子どもの相談
- ・非行のある子どもの相談
- ・性格や行動、しつけの相談
- ・子どもの進路や適性、学業の相談
- ・里親に関する相談

居住区に応じて、次の児童相談所で相談を受け付けています。

中央児童相談所（鶴見・神奈川・西・中・南区）

所在地 南区浦舟町 3-44-2

TEL 045-260-6510 FAX 045-262-4155

西部児童相談所（保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷区）

所在地 保土ヶ谷区川辺町 5-10

TEL 045-331-5471 FAX 045-333-6082

南部児童相談所（港南・磯子・金沢・戸塚・栄区）

所在地 磯子区洋光台 3-18-29

TEL 045-831-4735 FAX 045-833-9828

北部児童相談所（港北・緑・青葉・都筑区）

所在地 都筑区茅ヶ崎中央 32-1

TEL 045-948-2441 FAX 045-948-2452

電話児童相談室（電話相談専用）

TEL 045-260-4152

電話で相談できる電話相談室を設けています。

よこはま子ども虐待ホットライン

TEL 0120-805-240

児童虐待に関する相談や通告を、24時間365日、フリーダイヤルで受け付けています。

区役所での取組（こどもの権利擁護課）

児童虐待に関する相談や通告は、お住まいの区役所でもお受けしています。

各区こども家庭支援課

（平日 月～金 午前8時45分～午後5時）

青 葉 区	045-978-2460
旭 区	045-954-6160
泉 区	045-800-2339
磯 子 区	045-750-2529
神 奈 川 区	045-411-7172
金 沢 区	045-788-7709
港 南 区	045-847-5612
港 北 区	045-540-2388
栄 区	045-894-8519
瀬 谷 区	045-367-5608
都 筑 区	045-948-2349
鶴 見 区	045-510-1814
戸 塚 区	045-866-8388
中 区	045-224-8345
西 区	045-320-8469
保 土 ヶ 谷 区	045-334-6396
緑 区	045-930-2552
南 区	045-341-1153

■ひとり親家庭への援助（こども家庭課）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するために、修学資金など12種類の資金を貸し付けています。

ひとり親家庭への日常生活支援

就職活動や病気などのために、一時的に乳幼児の保育や食事の準備、買い物、掃除等の家事が困難になってい

る母子家庭・父子家庭・寡婦に、家庭生活支援員を派遣しています。

児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（中度以上の障害がある場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

母子家庭・父子家庭への自立支援給付金の支給

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に必要な資格を取得するための講座を受講するか、学校に通う場合、受講料の一部や生活費を支給し、経済的な自立を手助けします。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業経験・情報や取得技能の不足から、厳しい雇用環境にある母子家庭の母等を対象に、セミナーや個別相談・職業紹介等を実施し、自立に向けた就労支援を行います。

**■保護を要する児童への援助
（こどもの権利擁護課）**

児童の保護措置

児童福祉法に基づいて、保護を要する児童を各種児童福祉施設・里親に措置・委託しています。

また、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を各1施設設置運営しています。

表2 横浜市所管の児童福祉施設 令和5年4月1日現在

種別	区分	合計	公立	私立
母子生活支援施設		8	1	7
助産施設		12	3	9
児童養護施設		11	1	10
児童自立支援施設		2	1	1
乳児院		3	—	3
児童心理治療施設		1	—	1
児童家庭支援センター		18	—	18
合計		55	6	49

里親制度

里親制度は親の病気や死別、離婚、虐待等の様々な事情により、家庭で生活することができない子どもたちを、里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育しています。

ファミリーホーム

様々な事情で家族と一緒に生活することができない児童を、里親や施設職員等の経験者が、地域の中にある一般の住居で、少人数制で養育しています。

自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所して就職する児童等について、ホーム職員と一緒に生活しながら、自立が図れるよう援助しています。

■児童手当（こども家庭課）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを

目的に、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了まで）の養育者に手当を支給する制度です。

- 0歳以上3歳未満 月額15,000円
- 3歳以上小学校修了前 月額10,000円
（ただし、第3子以降は 月額15,000円）
- 中学校修了前 月額10,000円
- ※所得制限超過者は一律 月額5,000円
- ※所得上限超過者は支給なし（令和4年6月～）

■女性福祉相談（こどもの権利擁護課）

専門の職員が各区福祉保健センターで、女性が抱える様々な問題に対して相談に応じ、指導や支援を行っています。緊急に保護を必要とする場合には一時的に施設などへの入所を実施します。

**■横浜市 DV 相談支援センター
（こどもの権利擁護課）**

配偶者等からの暴力について、専用電話にて相談を受け付けています。

TEL 045-671-4275
（月～金 9:30～16:30）
※祝日・年末年始を除く

TEL 045-865-2040
（月～金 9:30～20:00、土日・祝日 9:30～16:00）
※第4木曜・年末年始を除く

■こども家庭相談（こども家庭課）

保健・福祉の連携により、妊娠期・乳幼児期から思春期までの子どもと保護者を対象とした子育てに関する相談や情報提供を各区の福祉保健センターで実施しています。

■母子保健（地域子育て支援課）

妊産婦・乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠期、乳幼児期から思春期までのライフステージに応じた母子保健施策を関係機関との連携・協力のもとに体系的に実施しています。

妊産婦に対する健診及び相談等

妊産婦に対する健康診査と保健指導は、疾病や異常を早期に発見するための機会として、また疾病等の発症を予防するためにも非常に重要です。特に妊産婦への適切な指導は、妊娠高血圧症候群等の疾病や産後うつを未然に防ぐことにもつながります。このため、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券（14回分）・産婦健康診査費用補助券（2回分）の交付、母親（両親）教室の開催、母性相談等の事業を行っています。

こんにちは赤ちゃん訪問

子育ての孤立化を防ぐため生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、横浜市が委任した地域の「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問し、玄関先などで出産後に利用できるサービスや地域の子育て情報を提供しています。

母子訪問指導

妊娠、出産、育児に関する必要な保健指導を行うため、妊産婦、新生児、未熟児等に対して、保健師・助産師等が家庭を訪問して保健指導を実施しています。

また、必要に応じ、関係機関との連携強化に努めています。

乳幼児健康診査等

乳幼児の健やかな発育・発達や疾病等の予防と早期発見のため、健康診査と保健指導を実施しています。新生児聴覚検査、先天性代謝異常症等検査、視聴覚検査等の検査のほか、1歳までに医療機関で受ける乳児健康診査と区福祉保健センターで受ける4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行い、乳幼児の発育や発達を節目で確認し、発育や子育てなどに関して専門相談を行っています。

母子歯科保健

乳幼児期の歯科疾患の予防及び口腔機能（食べる機能等）の発達を図り、健全な発育を支援するため乳幼児歯科健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）及び乳幼児歯科相談、1歳6か月児歯科健診事後指導事業を行っています。

また、妊産婦の歯科疾患を予防し、母体の健康を保持増進させることを目的に妊婦歯科健康診査や妊産婦歯科相談を実施しています。

妊娠・出産サポート事業

妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで相談できる「にんしん SOS よこはま」を運営しており、さらに令和5年7月からLINE相談を開始しました。

不妊・不育相談

・一般不妊・不育相談

各区福祉保健センターの「女性の健康相談」で、助産師や保健師が一般的な不妊・不育相談を行っています。

・その他各種相談

不妊や不育について悩みを抱える方の精神的な負担・不安の軽減を図るため、不妊・不育専門相談、不妊・不育心理専門相談、不妊・不育電話相談、不妊・不育ピアサポートを行っています。

■出産・子育て応援金（地域子育て支援課）

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月）における、少子化対策、こども・子育て世代への支援として、令和5年2月から出産・子育て応援事業を開始しました。妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（出産・子育て応援金）を一体として実施しています。

出産応援金：妊娠届を提出した妊婦に対して、5万円
子育て応援金：生まれた児童の養育者に対して、児童1人あたり5万円

■障害児とその家族への支援 （障害児福祉保健課、こども家庭課）

未就学児への支援

市内8か所の地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターにおいて、療育に関する相談、診療・評価、集団療育及び保育所等への支援を行っています。

また、発達障害児等の増加を踏まえ、日常生活上の基本動作の指導、集団への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施しています。令和5年4月時点での事業所数は236か所です。

学齢障害児への支援

学齢期の障害児が放課後や長期休暇等をのびのびと過ごして療育や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービス事業を実施しています。令和5年4月時点での事業所数は471か所です。

また、中学校期以降の、主に発達障害児を対象に、診療や相談支援を行う学齢後期障害児支援事業を実施しています。

障害児施設の整備

より望ましい生活環境を確保するために社会福祉法人が行う、施設の再整備にかかる建設費等を助成しています。

特別児童扶養手当

精神、知的または身体障害等で、政令に定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給する制度です（所得制限があります）。

その他の支援

地域訓練会に対する運営費助成、身体障害児者に対する奨学金の支弁、訓練・介助器具購入費の助成、契約で障害児入所施設を利用する場合の利用者負担助成等を行っています。

表3 横浜市所管の障害児施設数 令和5年4月1日現在

施設種別	施設数	定員
福祉型障害児入所施設	5	180人
医療型障害児入所施設	3	295人
児童発達支援センター （地域療育センター及び 総合リハビリテーションセンター）	9	832人

ワーク・ライフ・バランス等の推進

■ワーク・ライフ・バランス等の推進 （企画調整課、地域子育て支援課）

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、冊子等を作成・配布し、啓発を行います。また、祖父母世代を対象に、地域の子育てへの参加促進を目的とした啓発冊子を作成し、地域子育て支援拠点等で実施される講座などで活用します。

父親の育児支援として、地域の身近な施設等において父親育児支援講座を実施するほか、父親の子育てをテーマとしたウェブサイト等による情報発信を行います。

子どもの貧困対策の推進

■子どもの貧困対策の推進（企画調整課）

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、令和4年3月に策定した「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、

子どもの生活・学習支援の実施か所数等の拡充や、子ども食堂等地域における子どもの居場所づくりに対する支援、困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症対策

■低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親・ひとり親世帯以外分）（こども家庭課）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等による支出の増加の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯を対象に、児童一人あたり5万円を支給しました。

■ひとり親支援（こども家庭課）

ひとり親世帯フードサポート事業

感染拡大の影響により経済的に困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用して食品を提供しました。

ひとり親世帯 SNS 就労サポート事業

感染症のリスクが依然継続している中で、ひとり親世帯を対面形式だけではなくオンラインでも支援するため、SNSを活用した相談支援体制を強化しました。

■福祉サービス継続支援事業（障害児部分）（障害児福祉保健課）

利用者や職員の感染等によって通常とは異なる特別な体制でのサービス提供を行うなど、感染症拡大の影響により経費が増大している障害児通所支援事業所等の事業者に対し、サービス継続に要したかかり増し経費について、補助金を交付しました。

■児童福祉施設等における感染症対策支援事業（保育・教育運営課、地域子育て支援課、保育・教育支援課、こどもの権利擁護課、障害児福祉保健課、放課後児童育成課、青少年育成課）

児童福祉施設等は感染症のリスクが継続する中で、適切な防止対策を行った上で事業を継続することが求められることから、感染防止に資する備品購入・簡易な改修費等に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助しました。

■新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業（一時保護事業）（中央児童相談所）

保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、一時的に医療機関で受け入れる環境の整備を行いました。

■児童福祉施設等物価高騰対策支援事業（保育・教育運営課、地域子育て支援課、こどもの権利擁護課、障害児福祉保健課、放課後児童育成課）

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している市内の児童福祉施設等が各種サービスを安定して行うために、光熱費等及び食材費の高騰に対する支援を行いました。

■保育・教育施設等に対する抗原検査事業（保育・教育運営課）

保育・教育施設等で新型コロナウイルス感染症に感染不安のある職員が、抗原検査で陰性を確認し、勤務可能とすることで休園・休所期間の短縮や施設の運営体制確立を支援するため、抗原検査キットを希望する施設に配付しました。

■子どもの貧困対策推進事業（地域子育て支援課）

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している、子ども食堂等市内の子どもの居場所の運営団体が安定して事業を行うために、光熱水費・食材費の高騰に対する支援を行いました。

健康福祉局

「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」に向けて

超高齢社会が進展し、人口減少の局面を迎えるなか、社会保障費の増大など、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降を見据えた対応は、喫緊の課題となっています。また、福祉・健康分野における市民ニーズは年々多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかで迅速な対応が求められています。

このような状況の中で、福祉・健康分野における市民生活の安心を確保するため、「横浜市中期計画2022～2025」や財政ビジョンをはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10年、20年先を見据え、データ活用やDXの推進により、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指します。

市民の皆さんの「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向けて、次の5つを施策の柱として、職員一丸となって取り組みます。

- ①地域の支え合いの推進
- ②高齢者を支える地域包括ケアの推進
- ③障害者の地域生活を支える取組の推進
- ④暮らしと自立の支援
- ⑤市民の健康づくりと安心確保

福祉の基盤づくり

■社会福祉審議会（企画課）

社会福祉審議会は「社会福祉法」等に基づいて、社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するための機関です。

令和4年度の総会では、「横浜市中期計画2022～2025」、「第5期地域福祉保健計画骨子案」、「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」及び「中高年のひきこもり支援の取組」についての報告を行いました。

■福祉サービスの第三者評価（企画課）

福祉サービス第三者評価は、評価の受審を通じて事業者が自主的にサービスの質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できるよう評価結果を公表する制度です。制度の推進に向けて、事業者への制度の周知や受審料補助の実施などに取り組みました。

■福祉のまちづくり推進事業（福祉保健課）

平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」が公

布され、同年4月に施行されました。この条例に基づき、横浜に暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含めた横浜に関わる全ての人々が安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できるまちづくりを推進しています。条例では、「ハード」と「ソフト」が一体となった取組を、市民・事業者・市が相互に協力して推進することを基本としています。また平成24年度に、横浜市建築物バリアフリー条例と一本化しました。

令和4年度は、令和2年度に改訂した「福祉のまちづくり推進指針」を活用した啓発事業を行い、公共交通機関の施設における便所の改修や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など「横浜市福祉のまちづくり条例」に関する事前協議に対応しました。

また、ノンステップバスの導入を促進するため、民間事業者に対し2台の補助を行いました。

地域福祉保健の推進

■地域福祉保健計画（福祉保健課）

市では、地域社会全体で様々な生活課題の解決に向けて取り組み、支え合う仕組みづくりを進めるため、「第4期横浜市地域福祉保健計画」（計画期間：令和元～5年度）を推進しています。

また、「第5期横浜市地域福祉保健計画（計画期間：令和6年度～10年度）」の策定に向け、検討を行っています。

各区では、区域全体を対象とした区計画と、より身近な地域である連合町内会エリアを単位とした地区別計画からなる「区地域福祉保健計画」を推進しており、令和4年度は「第4期区地域福祉保健計画」（計画期間：令和3～7年度）の推進を行っています。

基本理念「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう」の実現を目指して、住民主体の取組を推進しています。

■ごみ問題を抱えている人への支援 （福祉保健課）

住居や敷地内にごみ等を堆積し、近隣住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対し、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」に基づき取り組んでいます。

問題の解決に当たっては、その背景に生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、当事者に寄り添った福祉的支援に重点を置き、関係機関や地域住民と協力しながら地域課題の解決に向けた取組として推進しています。

また、支援を基本とした対応だけでは解消が困難で、かつ近隣住民の生命・身体・財産にまで著しい影響を及ぼすおそれがある場合には、条例に基づいて、措置の適用も検討します。

令和4年度は、57件の近隣に影響がある不良な生活環境を把握し、そのうち20件を解消しました。

■高齢者・障害者の権利擁護（福祉保健課）

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう法律的に支援する成年後見制度において、横浜市では中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置し、制度の周知・啓発、相談支援機関や支援チームのバックアップ、申立支援や後見人等受任調整、親族後見人や市民後見人等の支援を行い、本市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を推進しています。

平成24年度から養成課程を実施している市民後見人は、令和4年度末までに延べ93名が選任されています。

各区社会福祉協議会の「あんしんセンター」では権利擁護に関する相談を幅広く受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある高齢者や障害のある方を支援する権利擁護事業を行っており、令和4年度末では1,140人が利用しています。

■福祉保健研修交流センター 「ウィリング横浜」（地域支援課）

所在地 港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー4～5階、9～12階
TEL 045-847-6666

福祉保健人材の確保・育成を目的として、研修の企画・実施、情報提供及び研修室の貸出しなどを行っています。

■地域ケアプラザ（地域支援課）

市民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な場所で相談や福祉・保健サービスを提供するとともに、地域の福祉・保健活動や交流のための拠点施設として、中学校区程度に1か所地域ケアプラザを整備し、運営を行っています。

また、すべての地域ケアプラザに、介護保険制度の中に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等を行います。さらに、介護予防ケアプランの作成等を行います。

1 開所状況

令和4年度末：144か所（表1参照）
（令和4年度中の開所は2か所）

表1 令和4年度地域ケアプラザ開所状況

施設名	所在地	開所時期
都田地域 ケアプラザ	都筑区東方町 655-4	令和4年 6月
西柴地域ケア プラザ	金沢区柴町 343-5	令和5年 3月

2 施設の機能

- (1) 地域の福祉保健活動等の支援・活動交流のための施設の提供
- (2) 福祉・保健に関する相談・助言・調整
- (3) 高齢者デイサービス等（一部施設を除く）
- (4) ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

■福祉保健活動拠点（地域支援課）

市民の皆さんが日常的に相互に支えあい、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられる社会の実現をめざすため、地域における市民の皆さんの自主的な福祉活動、保健活動等のための場として、各区に1か所整備・運営しています。

1 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、
録音室、点字製作室、多目的研修室等

2 利用日等

開館時間 平日・土曜：午前9時～午後9時
日祝休日：午前9時～午後5時
休館日 年末年始（12月29日から1月3日）

■民生委員・児童委員（地域支援課）

「民生委員」は厚生労働大臣の委嘱を受け、担当する区域において、高齢者、児童、障害児・者、生活上の悩みを抱えた方などへ相談支援を行っています。福祉保健センター・地域包括支援センター等関係機関と連絡・協力しながら、地域福祉増進のために幅広く活動しています。

また、児童福祉法により「児童委員」を兼ね、児童育成や児童福祉のための活動もしています。

児童福祉を専門に扱う「主任児童委員」は、子育て支援や児童虐待防止などの児童健全育成のための多様な活

働の支援や関係機関との連絡・調整を行っています。

民生委員・児童委員数（令和5年4月1日現在）

4,295人（うち主任児童委員482人）

生活保護・生活困窮者自立支援等

■生活保護（生活支援課）

横浜市では、令和5年4月現在55,499世帯、68,659人が保護を受け、前年同月に比べ、世帯数は0.6パーセント増加、人数は横ばいとなっています。保護率（常住人口百人当たりの被保護人員）は、1.82パーセントです。令和5年度の最低生活保障水準（1級地-1）の具体例は、表2のとおりです。

表2 最低生活保障水準 令和5年4月1日現在（単位：円）

区分	世帯構成 標準3人 33歳 29歳 4歳子	母子3人 30歳 9歳子 (小学生) 4歳子	高齢者2人 68歳 65歳	単身世帯 68歳
合計	169,990	210,790	132,920	89,880
生活扶助	156,990	189,510	119,920	76,880
教育扶助	—	8,280	—	—
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000

（注）横浜市の住宅扶助は、3人世帯で68,000円（単身者52,000円）まで認められています。

■生活困窮者自立支援（生活支援課）

生活困窮者自立支援制度は、生活にお困りの方に対して、生活保護に至る前の段階から就労や家計収支の改善など様々な面から自立に向けた支援を行う制度です。横浜市では、18区全ての区役所内に相談窓口を設け、市民の皆さんの暮らしを支えるセーフティネットとして、生活保護制度と一体的に実施しています。

■ひきこもり支援の推進（ひきこもり支援課）

ひきこもりに関する電話や対面での相談、講演会やパンフレット等による普及啓発、地域の関係機関への後方支援等を実施しています。

国民年金

■国民年金（保険年金課）

国民年金制度は、公的年金制度の土台として老齢・障害・死亡等について、全国共通の「基礎年金」を支給する制度です。このため、自営業者や学生をはじめ、会社や官公庁に勤務する人及びその被扶養配偶者も20歳から60歳になるまでの間、国民年金に強制加入となります。また、国外に住む日本人等も任意で加入できる仕組みになっています。厚生年金保険等からは、基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金が支給されます。

必ず加入する人（強制加入）

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、日本国籍の有無にかかわらず、原則として次の3つの区分により、国民年金の被保険者となります。

- 第1号被保険者
自営業者、学生、無職の人など
被保険者が保険料を納付
 - 第2号被保険者
厚生年金保険の加入者
被保険者と事業主が折半で保険料を納付
 - 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養される配偶者
厚生年金保険制度が保険料を負担
- 第1号被保険者で保険料を納めることが困難な人には、免除制度等があります。

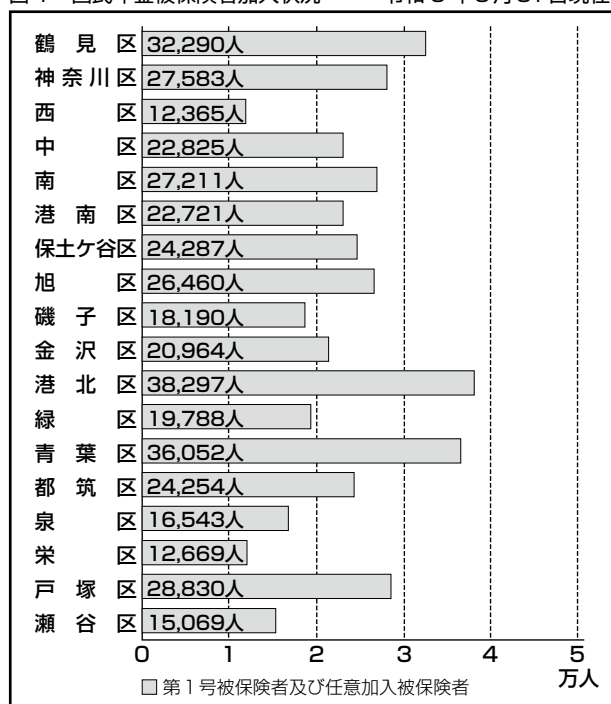
- 法定免除
生活保護法による生活扶助を受けている人や、障害年金（1級・2級）を受けている人。
- 申請免除（全額、4分の3、半額、4分の1）、納付猶予制度
申請免除は、申請者・申請者の配偶者・世帯主の全員について、前年所得が一定基準以下の人、又は失業、倒産、事業の廃止、天災などで納付困難な人が対象となります。
納付猶予は、世帯主の所得が多く免除の対象とならない人のうち50歳未満の人が対象となります。
- 学生納付特例制度
20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定基準以下の人が対象となります。
夜間部、定時制課程、通信制課程などの学生も対象となります。
- 産前産後期間の免除制度
2019年2月以降の出産等を行った人が対象となります。

希望で加入する人（任意加入）

次の人は、希望により任意加入できます。

- 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の人（老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人及び480月分の保険料を納付した人を除く。）
- 日本に住んでいる60歳未満の人で、厚生年金保険や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人

図1 国民年金被保険者加入状況 令和5年3月31日現在



- 3 国外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の日本人
- 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていない、65 歳以上 70 歳未満の日本に住んでいる人、あるいは国外に住んでいる日本人
現在の横浜市の第 1 号被保険者数及び任意加入被保険者数は、426,398 人で、全市民のおよそ 11.3 パーセントになります。加入状況は、図 1 のとおりです。

また、国民年金の制度からは、次の年金が支給されます。

基礎（拠出）年金

- 1 老齢基礎年金
一定期間以上保険料を納付した時に原則として 65 歳から支給
- 2 障害基礎年金
年金加入中、又は 65 歳未満の傷病により一定の障害が残った場合に支給（一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 3 遺族基礎年金
被保険者の死亡により、生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給（子は 18 歳に到達する年度末までか、子に一定の障害がある場合は 20 歳未満であること、一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 4 寡婦年金
第 1 号被保険者として 10 年以上の納付・免除期間がある夫が老齢・障害基礎年金を受けずに死亡した時、生計を維持されていた妻（婚姻期間が 10 年以上）に 60 歳から 65 歳まで支給
- 5 死亡一時金
第 1 号被保険者として 3 年以上保険料を納めた年金受給前の人死亡した場合、生計を同一にしていた遺族に支給
- 6 脱退一時金
第 1 号被保険者として 6 か月以上保険料を納めた外国人が、年金受給資格を満たさないうまま日本に住所を有しなくなった後 2 年以内に請求を行った場合に支給

老齢福祉・障害基礎（無拠出）年金

- 1 老齢福祉年金
明治 44 年 4 月 1 日までに生まれた人が、70 歳になったときから支給
- 2 障害基礎年金
20 歳未満の時の傷病により一定の障害が残った場合、20 歳以降に支給

無拠出の年金については、その大半が国庫負担による支給であるため、他の年金との併給調整や所得制限等があります。

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

国民健康保険

国民健康保険（保険年金課）

健康保険制度の中には、職場を通して加入する「健康保険」、75 歳以上の方等が加入する「後期高齢者医療制度」、その他の方が加入する「国民健康保険」があります。国民健康保険（国保）は地域単位でつくられ、各市町村と都道府県が共同で運営しています。現在は、横浜市国民健康保険に、市民の皆さんの約 16 パーセント（令和 5 年 3 月 31 日現在 438,680 世帯、620,887 人）が加入しています。

療養の給付

国民健康保険の加入者が病気やけがをした場合、一部負担金（表 3）のみで病院や診療所で治療が受けられます。

表 3 医療機関等で支払う一部負担金

年齢区分	本人負担額
70 歳以上	2 割・3 割
一般 (小学生～69 歳まで)	3 割
小学校就学前	2 割

療養費

被保険者が緊急その他やむをえない理由により保険証を持参できなかったときなどに療養の給付に代えて支給します。

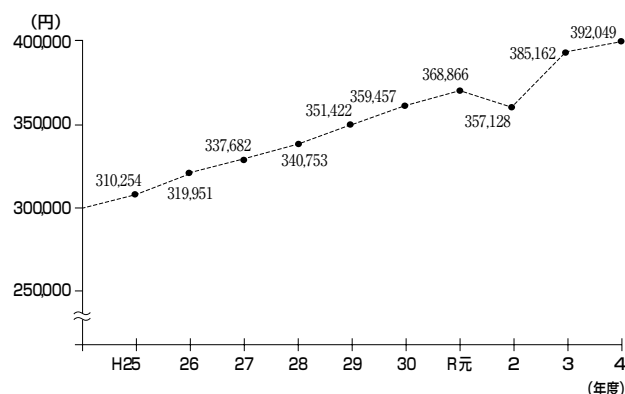
高額療養費

被保険者の一部負担金（自己負担分）が高額療養費算定基準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

その他の給付

被保険者が出産した場合に、出産育児一時金として 50 万円（令和 5 年 3 月 31 日以前の出生は 42 万円）、死亡した場合に葬祭費として 5 万円を、また、生まれて 2 年以内に先天性の障害等が生じた場合に、障害児育児手当金として、その程度により、80 万円、60 万円、30 万円又は 10 万円を支給します。

図 2 国保被保険者一人あたり医療費の推移（療養諸費）



特定健康診査・特定保健指導（保険年金課）

国保の医療費の約 2 割を占める生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果に応じた保健指導を 40 歳以上の被保険者に対し実施しています。

保健事業（保険年金課）

被保険者の健康の保持増進を目的とした、保健事業を行っています。

1 生活習慣病重症化予防のために

- (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業
- (2) 重症化リスク者適正受診勧奨事業

2 健康づくり、健康意識の啓発等のために

- (1) 広報冊子等の発行
- (2) 後発医薬品差額通知
- (3) 医療費通知

■保険料（保険年金課）

保険料は、医療分（基礎賦課額）と支援分（後期高齢者支援金等賦課額）のほか、介護分（介護納付金賦課額）があります。なお、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者のみについて算定します。保険料率は表4のとおりです。

表4 保険料率（令和5年度）

	所得割	被保険者均等割
医療分	基準総所得金額×7.85%	36,640円
支援分	基準総所得金額×2.45%	11,580円
介護分	基準総所得金額×3.00%	15,490円

医療援助

■後期高齢者医療制度（医療援助課）

75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を対象にした医療保険制度です。

この制度では、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合が運営を行い、横浜市では、保険料の徴収及び各種申請の受付に関する事務を行っています。令和5年3月末現在の対象者数は500,177人です。

■医療費助成（医療援助課）

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭・父子家庭等の生活の安定と自立を支援するために、保険診療の自己負担額を助成しています。

重度障害者医療費助成

障害者の健康の保持と生活の安定が図れるよう、保険診療の自己負担額を助成しています。

更生医療

身体障害者の障害を軽減したり、機能を回復するため、自立支援医療（更生医療）の給付を行っています。

小児等の医療給付

小児等が、早期に適切な医療を受け、健康の回復と維持増進を図ることができるよう、また、患者家族の医療費の負担を軽減するため、次の医療給付を行っています。

- 1 小児がん・腎疾患等を対象とする小児慢性特定疾病医療給付
- 2 未熟児を対象とする養育医療給付
- 3 身体障害児を対象とする自立支援医療（育成医療）給付
- 4 結核で入院している児童を対象とする療育医療給付

小児医療費助成

安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、健康保険に加入しているお子さまが医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成しています。

表5 小児医療費助成の範囲 令和5年8月1日現在

年齢	0歳～中学3年生
助成対象	入院・通院
対象となる費用	保険診療の自己負担額
助成内容	全額助成

障害者福祉

■障害者手帳の交付（障害者更生相談所、こころの健康相談センター）

障害児・者に対して一貫した支援を行い、各種の福祉サービスを利用しやすくするため、障害の種類と程度に応じ、身体障害児・者には身体障害者手帳、知的障害児・者には療育手帳（愛の手帳）、精神障害児・者には精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

■相談支援事業（障害福祉保健部）

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉・保健に関する総合的な相談や情報提供を行うため、区福祉保健センター等の公的機関のほか、基幹相談支援センターや施設（表6）において、相談支援事業を実施しています。

表6 相談支援事業実施場所 令和5年8月1日現在

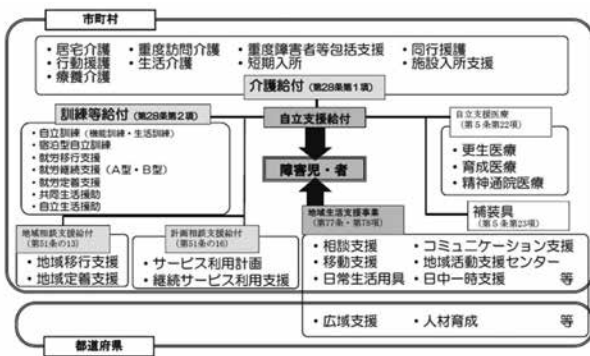
施設名	所在地
鶴見区基幹相談支援センター（つるみ地域活動ホーム幹）	鶴見区豊岡町
神奈川区基幹相談支援センター（かながわ地域活動ホームほのぼの）	神奈川区反町
西区基幹相談支援センター（地域活動ホームガッツ・ビーと西）	西区中央
中区基幹相談支援センター（中区障害者地域活動ホーム）	中区新山下
南区基幹相談支援センター（地域活動ホームどんとこい・みなみ）	南区中村町
港南区基幹相談支援センター（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）	港南区港南中央通
保土ヶ谷区基幹相談支援センター（ほどがや地域活動ホームゆめ）	保土ヶ谷区天王町
旭区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター連）	旭区二俣川
磯子区基幹相談支援センター（いそご地域活動ホームいぶき）	磯子区杉田
金沢区基幹相談支援センター（金沢地域活動ホームりんごの森）	金沢区能見台通
港北区基幹相談支援センター（しんよこはま地域活動ホーム）	港北区新羽町
緑区基幹相談支援センター（みどり地域活動ホームあおぞら）	緑区中山
青葉区基幹相談支援センター（あおば地域活動ホームすてっぷ）	青葉区青葉台
都筑区基幹相談支援センター（つづき地域活動ホームくさぶえ）	都筑区牛久保東
戸塚区基幹相談支援センター（東戸塚地域活動ホームひかり）	戸塚区川上町
栄区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター径）	栄区桂町
泉区基幹相談支援センター（泉地域活動ホームかがやき）	泉区中田北
瀬谷区基幹相談支援センター（せや活動ホーム太陽）	瀬谷区三ツ境
横浜医療福祉センター港南	港南区港南台
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町
青葉メゾン	青葉区奈良町
花みずき	港北区新吉田町
光の丘	旭区白根
十愛病院	戸塚区品濃町
横浜市発達障害者支援センター	中区羽衣町

■障害者総合支援法の施行（障害福祉保健部）

平成 25 年 4 月 1 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。この法律では、障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の指定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めています。

事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村事業として柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されます。



■障害者の就労支援（障害自立支援課）

障害者就労支援センターの運営等により、障害者の就労支援を進めています。また、障害者優先調達推進法などを踏まえ、「横浜市障害者共同受注センター」を設置するなど、障害者就労施設等における福祉的就労を支援しています。

■障害者スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興（障害自立支援課）

障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等を通じて、障害児・者の健康増進、体力向上、社会参加を推進しています。

1 スポーツプログラムの実施

リハビリテーションスポーツ教室や種目別教室のほか、ラポール指導員が地域のスポーツセンター等で教室を開催し、スポーツに親しむきっかけ作りをしています。

2 スポーツ大会の開催

全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねた横浜市障害者スポーツ大会「ハマピック」のほか、記録会

やリーグ戦等の大会を開催しています。

3 文化振興事業の開催

文化活動の発表の場として「ラポール芸術市場」を開催しているほか、演劇や字幕付き映画会、コンサート、各種文化教室などを実施しています。

■障害児・者とその家族の生活支援（障害自立支援課）

ホームヘルプ事業・ガイドヘルプ事業

障害児・者の日常生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、家事援助や身体介護、通院等介助を行うホームヘルプサービスを提供します。また、買物や余暇活動、通学（特別支援学校）・通所等で外出する際の移動を支援するガイドヘルプサービスを提供します。

補装具・日常生活用具

障害によって生じる生活上の困難を軽減するため、義手、義足、視覚障害者安全つえ、車椅子などの補装具や特殊寝台、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字図書、ストーマ用装具などの日常生活用具の給付を行います。また、あんしん電話の設置も行っています。

住環境整備事業

障害者が住み慣れた家で安全に暮らし続けることができるように、専門のスタッフによるアドバイスや住宅改造費や階段昇降機等自立支援機器の購入費・取付費の助成を行います。

移動支援事業

障害児・者の移動手段を確保し、社会参加を促進するために、市営地下鉄や市内運行バス等の乗車時に運賃が無料になる福祉特別乗車券の交付（年額 1,200 円 20 歳未満 600 円の利用者負担あり）やタクシー料金、ガソリン料金の助成を行っています。そのほか、移動の相談窓口である移動情報センターの設置や車いすのまま乗車できるリフト付自動車（ハンディキャブ）の運行・貸出、自動車運転訓練費の助成等を行います。

入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度身体障害者を対象に訪問入浴や施設入浴を行います。

障害者手当

障害者の負担の軽減のために、各種手当の給付制度があります。

心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡した場合等に、障害児・者の生活の安定を図るため、掛金制度による年金を支給しています。

■障害児・者への専門的な支援（障害自立支援課）

横浜市総合リハビリテーションセンター

障害児・者へのリハビリテーションを総合的に行う市の中核的施設です。

1 総合相談機能

障害者更生相談所と連携しながら、医療・心理・職業・社会環境等総合的な観点から診断・判定を行い、リハビリテーション計画を作成します。また、福祉保健センター等の機関や福祉施設との関係を総合的に調整します。

2 専門的リハビリテーション

医療・療育・生活技術・職能開発等の専門スタッフが訓練を実施します。

3 地域リハビリテーション機能

利用者の生活環境に応じたリハビリテーションを展開するため、医師・療法師等の専門スタッフが家庭を訪問し、評価・訓練等を行います。

4 企画・開発・研究機能

リハビリテーションに関する技術開発・調査研究・研修等を行います。

福祉機器支援センター

一人ひとりの障害や家庭の状況に合った福祉機器の利用や、住宅改造を支援するため、専門的な相談、情報提供、展示などを行います。また、地域リハビリテーションの拠点機能も有しています。

■地域生活の支援（障害施設サービス課）

身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害者の地域での生活を支援するための拠点施設として、障害者地域活動ホーム（社会福祉法人型 18 か所、機能強化型 23 か所）、障害者が自主製品の製作などの日中活動に参加する地域活動支援センター（障害者地域作業所型 75 か所、

精神障害者地域作業所型 62 か所）の設置運営に対して助成を行っています（いずれも令和 5 年 4 月 1 日現在）。

■共同生活援助（グループホーム）（障害施設サービス課）

障害者が住み慣れた地域で暮らすための住まいの場として、本市では国制度化に先駆けてグループホーム試行事業を開始し、障害者自立支援法施行後は、本市独自の補助制度で設置促進を進めています。

■多機能型拠点（障害施設サービス課）

医療的ケアが必要な重症心身障害児者等やその家族が地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスを一体的に提供する拠点です。相談支援、短期入所、日中一時支援、診療、居宅介護及び訪問看護等のサービスを行っています。

■障害者福祉施設・地域活動ホームの整備（障害施設サービス課）

障害者の施設利用ニーズに応えるため各種の施設整備を進めてきました。令和 5 年 4 月 1 日現在の施設数は表 7、表 8 のとおりです。

■精神障害者生活支援センター（障害施設サービス課）

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や食事・入浴サービス、生活情報の提供などを行っています。

表 7 障害者地域活動ホーム等の内容及び施設数（障害施設サービス課）

令和 5 年 4 月 1 日現在

施設種別	内 容	施設数	定 員
障害者地域活動ホーム	障害児・者の地域生活を支援する拠点となる横浜市独自施設で、日中活動、ショートステイ、一時ケア、相談支援事業等を実施しています。	41	日中活動 1,603
地域活動支援センター （障害者地域作業所型）	身体障害者・知的障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	75	1,361
地域活動支援センター （精神障害者地域作業所型）	精神障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	62	1,627

表 8 障害福祉サービス（障害施設サービス課）

令和 5 年 4 月 1 日現在

事業名	内 容	施設数	定 員
生活介護 ※障害者地域活動ホーム含む	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	254	7,498
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	24	1,167
機能訓練	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。	2	54
生活訓練	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。	27	544
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	93	1,691
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。	33	568
就労継続支援 B 型 ※障害者地域活動ホーム含む	雇用契約を伴わない就労の機会や生産的活動の場を提供するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を行います。	222	5,201
共同生活援助	共同生活を送る住居において、日常生活上の様々な支援を行います。	915	5,459

■精神保健福祉対策事業（障害福祉保健部）

区福祉保健センターでは、医療ソーシャルワーカーや保健師が、精神疾患等により社会的、心理的、経済的問題を抱えた人に対し支援を行うとともに、早期発見・早期治療・社会復帰に向けた相談等を行っています。

また、専門医の医学的指導を含めた相談を行うとともに、集団援助活動（生活教室、家族教室）の実施、精神障害者を支援する市民団体等の地域組織活動に対する支援を行っています。そのほか、市民の皆さんのこころの健康の向上や精神障害に対する理解の促進を図るため、講演会の開催やボランティア育成等の活動を行っています。

精神保健福祉課においては、市内精神科病院を対象とした精神保健福祉法に基づく実地指導や、精神科救急医療事業等を実施しています。

こころの健康相談センター

市民の皆さんのこころの健康の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関です。（精神保健福祉法上の精神保健福祉センターです。）

こころの電話相談、講演会やリーフレットを利用した普及啓発事業、精神保健福祉関係機関への専門的支援、人材育成、精神科病院入院中の患者の人権を守るために入院の適否を判断する精神医療審査会の運営、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定等を実施しています。

さらに、自殺対策、依存症関連及び措置入院者退院後支援の各種事業を行っています。

■横浜市障害者プラン（障害施策推進課）

本プランは、「障害者基本法」に基づく「障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したもので、本市における障害福祉施策の中長期的な計画として定めています。

第3期プラン（計画期間：平成27～令和2年度）から、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った構成としています。第4期プラン（計画期間：令和3～令和8年度）では、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができまちなちヨコハマを目指す」を基本目標とし、幅広い施策・事業を推進しています。

高齢者福祉

■高齢者の生きがい・社会参加 （高齢健康福祉課・介護保険課）

敬老特別乗車証の交付

高齢者が、気軽に外出し、地域社会との交流を深めることができるよう、70歳以上の希望者に市内のバスや市営地下鉄などが利用できる「敬老特別乗車証」を交付し

ています（所得等に応じた利用者負担あり。）令和4年10月から、利用実績を把握するために、IC化しました。

老人クラブへの助成

市内に1,378ある老人クラブ（令和5年4月1日現在の会員数は87,227人）の健全な育成と発展を図るため、活動費を助成しています。老人クラブでは、仲間づくりを通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の増進、社会参加促進を図るため、各種スポーツ活動、文化・学習活動、奉仕活動、友愛活動などに取り組んでいます。

高齢者のための優待施設利用促進事業（濱ともカード）

高齢者に敬意を払う社会を醸成するとともに、高齢者が楽しく元気に過ごせるよう、文化施設や飲食店などの協賛施設・店舗を優待利用できる「濱ともカード」を65歳以上の市民の皆さんにお配りしています。

敬老月間事業

毎年9月を敬老月間とし、「老人の日」「敬老の日」を中心に、敬老祝品の贈呈などを行っています。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加

人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者を中心に毎年開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が見送られましたが、令和4年度には、地元開催となる神奈川・横浜・川崎・相模原大会において、横浜市ではテニスとサッカーの交流大会を開催しました。

老人福祉センターの運営

地域の高齢者が健康で明るい生活が営めるよう、趣味、教養、健康づくりの各種教室の実施や健康相談、生活相談を行っており、1区に1館あります。

そのほか、地域の高齢者の利用施設として、市内2か所に老人憩いの家があります。

生きがい就労支援スポットの運営

地域社会で高齢者が活躍できる仕組みを作るため、平成26年12月に市内1か所目の相談窓口「金沢区生きがい就労支援スポット」を開設しました。また、平成30年3月に「港北区生きがい就労支援スポット」を開設し、令和4年度は合計で759人からの相談を受けました。

高齢者保養研修施設ふれーゆの運営

高齢者の社会参加や世代間交流の促進を目的とした保養、健康づくりなどの機能を持つ施設で、資源循環局鶴見工場の余熱を利用しています。高齢者に限らず、どなたでも利用できます。施設には、プール、人工温泉大浴場、大広間、展示温室、多目的室などがあります。

よこはまシニアボランティアポイント

高齢者の健康増進、介護予防や社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護施設等での生活介助の支援や行事の手伝いなどの活動に参加することで寄附や換金が可能なポイントが貯まる制度を実施しています。令和4年度末で、活動者数5,634人、受入施設・団体数679か所となりました。

■介護予防・生活支援（地域包括ケア推進課）

介護予防普及啓発事業

高齢者をはじめ広く市民の皆さんに対して、講演会や

イベントなどを通して、介護予防の必要性と知識の普及を図っています。

地域介護予防活動支援事業

高齢者の自主的な健康づくり・介護予防活動を支援するため、関係団体との連絡会やボランティア育成のための研修会などを行っています。

元気づくりステーション事業

地域で自主的に介護予防に取り組む高齢者のグループ活動を支援します。※上記3事業については、表13参照

生活支援体制整備事業

平成28年4月から「生活支援コーディネーター」を、区域は各区社会福祉協議会に、日常生活圏域には、地域ケアプラザ等に配置し、「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、必要な活動・サービスの創出・持続・発展のための具体的な取組を進めています。

■自立支援（高齢在宅支援課、高齢施設課）

訪問指導

ひとり暮らしや、生活習慣病・認知症などで療養中の方及びその家族を対象に、保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士が訪問して、日々の生活へのアドバイスをしています。

生活支援ショートステイ

要介護又は要支援に認定されていない、おおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障があり、ひとり暮らしが困難な方や、虐待等在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じるおそれがある方等を対象に、養護老人ホームへの短期入所サービスを提供し、日常生活に対する支援を行っています。

■要援護高齢者支援（高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課）

日常生活用具給付・貸与

寝たきり又は認知症の状態にある要介護者の方やひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、紙おむつの給付、あんしん電話の貸与を行っています（紙おむつは市民税非課税世帯のみ対象）。

住環境整備

要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた方のうち、令和5年3月31日までに区役所に事前に相談をしている方を対象に、身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や、所得状況に応じた改造費の助成を行っています（助成限度基準額上限100万円、介護保険住宅改修を優先適用します）。

食事サービス

ひとり暮らしの中重度要介護者（要介護2以上又は要支援・要介護1の一部）等で食事の用意が困難な方のうち、食事に関連するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方を対象に、食事を直接提供し、併せて日常の安否確認を行っています。

訪問理美容サービス

おおむね65歳以上の要介護4又は5に認定された方

などで、理容所又は美容所へ出向くことが困難な在宅の方を対象に、理容師又は美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

外出支援サービス

要介護3以上の認定を受けたおおむね65歳以上の方で、単独での公共交通機関による外出が困難な在宅の方を対象に、専用車両で通院、福祉施設などへの送迎サービスを行っています。

在宅高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の早期発見・対応のため、区役所と地域包括支援センターに相談窓口を設置しています。

また、介護保険事業所や病院等の関係機関との連絡会の開催や、虐待の未然防止のための市民向け啓発活動の実施等により、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者への支援を行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者について、定期的な巡回・随時通報により「訪問」し、服薬管理・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うとともに、看護師等により療養上の世話・診療の補助を行い、在宅生活の継続を支援します。

小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者・居宅要支援者について、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行い、在宅生活の継続を支援します。

看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、小規模多機能型居宅介護に加え訪問看護（療養上の世話）を組み合わせたサービスを行い、在宅生活の継続を支援します。

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者・要支援者について、家庭的な雰囲気の中、共同生活を送しながら、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行います。利用者が役割をもって家事をするなどして、症状の進行緩和を目指します。

認知症高齢者等保健福祉相談事業

認知症の症状のある方やその家族などを対象に、専門医、保健師、ソーシャルワーカーによる保健福祉相談を実施しています。

認知症高齢者等緊急対応事業

在宅の認知症高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び本人の医療機関への緊急一時受入などを行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。

認知症高齢者等SOSネットワーク等

健康福祉局、区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体などの関係機関で構成されるSOSネットワークにおいて、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見を目的とした情報共有を行うとともに、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を対象に個人情報を守りながら早期に身元の特定ができる「見守りシール」を配付しています。また、警察に保護された身元の分からない認知症高齢者等を特別養護老人ホームなどで一時保護しています。

その他、認知症高齢者等への理解と地域での支え合い意識の向上を目的とした啓発・広報活動を行っています。

認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。

認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。

緊急ショートステイ事業

在宅の高齢者等が緊急にショートステイを必要とする場合に備えるため、予めベッドを確保し速やかに利用できる体制を整えています。

■老人福祉施設等の整備・運営（高齢施設課）

老人福祉施設の整備

特別養護老人ホーム等の建設に対し助成を行い、整備促進を行っています。令和4年度は、表16の施設がしゅん工しました。また、令和5年度は、特別養護老人ホーム12か所（しゅん工4か所、着工8か所）の整備を進めています。

老人福祉施設等の運営指導

市内には、表15のとおり特別養護老人ホームをはじめとする老人福祉施設及び介護老人保健施設等があり、施設の運営指導を行っています。

■介護保険事業

介護保険制度は、介護を社会全体で支えていく制度として、平成12年4月から40歳以上64歳までの医療保険に加入している方と65歳以上の方全員が加入し、市町村が保険者となって始まりました。

財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付などを行うとともに介護保険法に基づき居宅・地域密着型サービス事業者等の指定・更新、事業者等への指導・監査を行います。また、3年毎に横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、それに基づいて、サービスの基盤整備を進めていきます。

被保険者数（令和4年度末）

1 第1号被保険者（65歳以上の者）

表9 要介護認定者数の見込み

（単位：人）

種 別	2021（令和3）年度見込み	2022（令和4）年度見込み	2023（令和5）年度見込み
第1号被保険者数（65歳以上）	931,300	935,500	941,200
要 介 護 認 定 者 数	178,100	185,200	191,700
介護保険サービス利用者数	在宅サービス	102,200	106,800
	居住系サービス	19,100	19,900
	施設サービス	25,300	25,700

（注）「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和3年度～5年度）」による。
在宅サービスには、地域支援事業への移行分も含む。

約93万人

2 第2号被保険者

（40歳以上64歳までの医療保険加入者）

約135万人

要介護（要支援）認定

介護（予防）サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉分野の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から7段階に区分されます（要支援1・2、要介護1～5）。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て介護（予防）サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など加齢に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（予防）サービスが受けられます。

要介護認定の状況（令和5年3月31日現在）

1 要介護認定者数

183,433人

2 要介護度別内訳

（人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
23,202	29,338	29,624	37,396	25,026	23,331	15,516

■介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の介護保険法改正に伴い、全国一律の基準で実施する予防給付（訪問介護・通所介護）は、市町村で取り組む地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）に移行しました。横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的考え方として、平成28年1月から総合事業を実施しています。

■介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）は、予防給付の旧介護予防訪問介護等から移行したサービス等で構成されています。サービス事業の対象者は、要支援1・2の方に加えて、「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方です。

表10 主な介護保険サービスの実施状況

サービスの種類		4年度実績	4年度見込量	単位	
在宅サービス	訪問介護	7,546,762	7,857,700	回/年	
	訪問看護	介護	2,927,885	2,522,900	回/年
		予防	43,020	40,200	人/年
	通所介護	2,440,952	2,860,600	回/年	
	短期入所生活介護	介護	718,176	910,900	日/年
		予防	1,330	1,500	人/年
特定施設入居者生活介護	介護	127,296	148,200	人/年	
	予防	14,977	20,000	人/年	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		9,893	10,900	人/年
	小規模多機能型居宅介護	介護	28,893	30,900	人/年
		予防	2,204	2,400	人/年
	認知症対応型共同生活介護	介護	68,455	70,700	人/年
予防		159	100	人/年	
施設サービス	介護老人福祉施設		187,940	198,200	人/年
	介護老人保健施設		97,523	103,400	人/年
	介護療養型医療施設		1,742	2,300	人/年
	介護医療院		2,443	3,200	人/年

(注)「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」による。
「介護」は要介護者への介護給付のサービス量を、「予防」は要支援者への予防給付のサービス量を示している。

表11 主な介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

サービスの種類	4年度実績	4年度見込量	単位
訪問介護相当サービス等	130,729	152,300	人/年
通所介護相当サービス	179,237	187,100	人/年

表12 介護保険外サービスの実施状況

事業等の種類		4年度実績	4年度見込み・目標量
日常生活用具	給付（紙おむつ）	延べ月数	55,045
	貸与（あんしん電話）	台	943
住環境整備事業	件	24	27
食事サービス	食	140,847	169,508
訪問理美容サービス	回	3,853	3,531
外出支援サービス	回	863	9,892
中途障害者地域活動センター	人	44,114	48,335
生活支援ショートステイ	日	377	635
老人福祉センター	か所	18	18
	人	498	498
養護老人ホーム	か所	6	6
	人	250	250
軽費老人ホーム	か所	5	5
	人	250	250
ケアハウス	人	394	394

(注)「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和3年度～令和5年度）」による。

表13 地域づくり型介護予防事業の実施状況

事業等の種類	4年度実績	4年度目標量
介護予防普及啓発事業	教室・講演会・イベント実施回数	468
地域介護予防活動支援事業	通いの場参加者実人数	89,764
元気づくりステーション事業	参加者実人数	7,249
		9,250

(注)「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和3年度～令和5年度）」等による。

表14 介護保険施設等の整備状況

施設の種類	4年度実績	4年度目標量
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	年度末定員数	17,421
介護老人保健施設	年度末定員数	9,571
介護療養型医療施設・介護医療院	年度末定員数	272
認知症高齢者グループホーム	年度末定員数	6,122
特定施設（有料老人ホーム等）	年度末定員数	15,933
		17,956
		9,571
		272
		6,372
		16,202

(注)「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和3年度～令和5年度）」による。

表15 老人福祉施設等の施設内容及び施設開所数（令和5年4月1日現在）

施設種別	内 容	施設数	定 員	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム*	寝たきりまたは認知症のために常に介護を必要とする人(原則、要介護3から5)で、在宅での介護を受けることが難しい人のための入所施設です。 入所希望者の多い施設で、重点的に整備を進めています。	169	17,555
	養護老人ホーム	介護を常には必要としない原則として65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的事情によって在宅での生活が困難な人のための入所施設です。	6	498
	軽費老人ホーム	原則として60歳以上の高齢者(どちらかが60歳以上の夫婦)で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人のための入所施設です。	5	250
	ケアハウス		6	395
	老人短期入所施設	要介護者等を介護している家庭で、家族が疾病などのために介護することが困難になった場合や、ひとり暮らしで介護を受けることが出来ない場合、一定期間高齢者を介護する専用施設です。	14	397
介護老人保健施設	入院治療の必要はないが、リハビリや介護を必要とする要介護1～5に認定されている人が対象です。日常生活動作のリハビリなどを行いながら、在宅生活復帰を目指す施設です。	87	9,571	
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。	4	135	

*平成15年10月以降、特別養護老人ホームの入所申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」で郵送により受け付けています。

表16 令和4年度特別養護老人ホームの整備

施設名称	施設所在地	しゅん工時期
特別養護老人ホームひざり園	港南区上永谷町4610番地1	令和4年5月
シーサイドかなざわ	金沢区柴町343-5	令和4年8月
介護老人福祉施設 玉成苑 羽沢	神奈川区羽沢町1442-1	令和5年2月
わかたけ都筑	都筑区川和町19-1	令和5年2月

居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター

等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

費用は全額が介護保険から支払われますので利用者の自己負担はありません。

保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業

1 サービスの種類

要介護の方は介護給付のサービス、要支援の方は予防給付のサービスが利用できます。また、要支援の方及び事業対象者の方はサービス事業が利用できます。

介護給付のサービス	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥認知症対応型共同生活介護、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設(原則として要介護3～5の方に限ります。)、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、④介護医療院
予防給付のサービス	介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護、③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導、⑤介護予防通所リハビリテーション、⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護、⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与、⑩特定介護予防福祉用具販売、⑪介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の方に限ります。)
介護予防・生活支援サービス事業のサービス		①横浜市訪問介護相当サービス、②横浜市訪問型生活援助サービス、③横浜市訪問型支援、④横浜市訪問型短期予防サービス、⑤横浜市通所介護相当サービス、⑥横浜市通所型支援、⑦横浜市配食支援、⑧横浜市見守り支援

*サービス事業の「横浜市訪問型支援」「横浜市通所型支援」「横浜市配食支援」「横浜市見守り支援」は、要支援・事業対象者のときから継続して利用する要介護の方も利用することができます。

2 介護サービスの利用限度

介護保険の居宅サービスには、要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

表17 介護サービスの利用限度

要介護度等		1か月当たりの居宅サービス等の利用限度額
事業対象者		5,032 単位 (約 5 万円～約 6 万円)
要支援	要支援 1	5,032 単位 (約 5 万円～約 6 万円)
	要支援 2	10,531 単位 (約 11 万円～約 12 万円)
要介護	要介護 1	16,765 単位 (約 17 万円～約 19 万円)
	要介護 2	19,705 単位 (約 20 万円～約 22 万円)
	要介護 3	27,048 単位 (約 27 万円～約 30 万円)
	要介護 4	30,938 単位 (約 31 万円～約 34 万円)
	要介護 5	36,217 単位 (約 36 万円～約 40 万円)

※利用限度額については、単位数に地域区分単価 (10 円～11.12 円) を乗じて算出した目安額です。

単価はサービス種類によって異なります。

利用者負担

1 サービスを利用した場合の自己負担

1 割 (一定以上の所得者は 2 割または 3 割) の負担と食費・部屋代などがかかります。

1～3 割の負担 (福祉用具の購入費、住宅改修費を除く。) が高額になる場合は、申請により一定の上限額 (月額) を超えた分が高額介護サービス費等として払い戻されます。(表 19 参照)

このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の 1 年間の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により一定額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度を実施しています。

また、市民税非課税世帯であること等の一定の要件に該当する方については、施設入所及び短期入所利用時の食費・部屋代の軽減制度なども実施しています (表 20 参照)。

2 その他の利用者負担軽減

(1) 横浜市介護サービス自己負担助成 (本市独自制度)

要介護 (要支援) 認定を受けており、収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃・食費・光熱水費及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。

(助成対象要件及び助成内容の概要は表 18 を、助成対象サービスについては表 24 を参照)

(2) 社会福祉法人による利用者負担軽減

本市に軽減することを届け出た社会福祉法人が行う介護サービス等の利用者負担を軽減します。

ア 対象者の要件

介護サービス自己負担助成制度 (在宅サービス助成) と同じ (一部異なる場合があります) 又は、生活保護の方。

イ 助成内容

原則として利用者負担のうち 1 割負担の 25% 又は 50%、食費、居住費の 25% 又は 50% をそれぞれ軽減。生活保護の方は、個室居住費を 100% 軽減。

ウ 対象となるサービス

表 24 参照

保険料

1 第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた段階別の定額保険料となっています。(表 21 参照)

また、災害や失業、所得が低い等の理由で保険料を納めることが困難なときは、介護保険料が減免される場合があります。(表 22 及び表 23 参照)

なお、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額 18 万円以上の方は特別徴収 (年金から天引き) となり、それ以外の方は、普通徴収 (口座振替や納付書) により直接保険料を納めます。

2 第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳まで) の保険料

各医療保険者が、加入する第 2 号被保険者の数等に応じて、社会保険診療報酬支払基金に納付しなければならない額に基づき、算出しています。

介護分保険料は、加入している医療保険として一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村へ定率 (27% (令和 3 年度～5 年度)) で交付されます。

■横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (高齢健康福祉課)

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として定めたものです。また、「認知症施策推進計画」は、国がまとめた認知症施策推進大綱に基づき、横浜市が独自に策定しました。

第 8 期計画 (計画期間：令和 3～5 年度) では、「ポジティブ・エイジング」を基本目標に掲げ、2025 年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる 2040 年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

表18 横浜市介護サービス自己負担助成の助成対象要件及び助成内容の概要

助成種別	助成対象要件			助成内容	
	収入基準	資産基準	その他の要件		
在宅サービス助成	単身世帯で年間収入見込額の合計が150万円以下の方	単身世帯で金融資産が350万円以下であり、あわせて、居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと	市民税非課税世帯		利用者負担を3%又は5%に軽減及び定額助成
グループホーム助成			税法上の被扶養者でないこと	3か月以上横浜市に居住していること	利用者負担を5%に軽減及び定額助成また、家賃・食費・光熱水費について一定額まで助成
施設居住費助成				介護保険負担限度額認定（第1・第2段階）を受けていること	ユニット型個室の居住費を月額5,000円程度助成（日額：165円）

表19 高額介護サービス費

所得区分	上限額（月額）※1
現役並み所得者Ⅲ（市民税課税世帯で課税所得が690万円以上に相当する方がいる世帯の方）	140,100円（世帯）※3
現役並み所得者Ⅱ（市民税課税世帯で課税所得が380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯の方）	93,000円（世帯）※3
現役並み所得者Ⅰ（市民税課税世帯で課税所得が380万円未満に相当する方がいる世帯の方）	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万円以下の方	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護等を受給されている方	15,000円（個人）※4

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額
…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。）

※3 令和3年8月のサービス利用分から段階が追加されます。

※4 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。

表20 食費・部屋代の負担限度額（日額）

段階	対象者	負担限度額（日額）				
		部屋代		食費		
				施設入所	短期入所	
第1段階	・生活保護等を受給されている方 ・市民税非課税世帯※1で高齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等※2の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下の方	多床室	0円	300円	300円	
		従来型個室	(特養等)			320円
			(老健・療養等)			490円
		ユニット型個室的多床室	490円			
		ユニット型個室	820円			
第2段階	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額※3」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	多床室	370円	390円	600円	
		従来型個室	(特養等)			420円
			(老健・療養等)			490円
		ユニット型個室的多床室	490円			
		ユニット型個室	820円			
第3段階①	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	多床室	370円	650円	1,000円	
		従来型個室	(特養等)			820円
			(老健・療養等)			1,310円
		ユニット型個室的多床室	1,310円			
		ユニット型個室	1,310円			
第3段階②	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	多床室	370円	1,360円	1,300円	
		従来型個室	(特養等)			820円
			(老健・療養等)			1,310円
		ユニット型個室的多床室	1,310円			
		ユニット型個室	1,310円			
第4段階	上記以外の方	・第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 ・食費・部屋代は施設との契約によって決まります。				

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 預貯金等…第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下

※3 その他の合計所得金額
…合計所得金額（税法上の合計所得金額から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。））から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。）

表21 介護保険第1号被保険者保険料（令和3～5年度）

介護保険料は、本人及び住民票上の世帯（※1）の課税状況、本人の前年中の合計所得金額（※2）などに基づいた段階別の保険料です。

保険料段階	対象となる方		基準額×割合＝年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		78,000円×0.25＝19,500円（※5） 軽減前【78,000円×0.45＝35,100円】
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方が 全市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額（※3）」と「その他の合計所得金額（※4）」の合計が年間80万円以下の方
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方
第4段階			上記以外の方
第5段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方
第6段階 〈基準額〉	同じ世帯に いる方が 市税課税	上記以外の方	78,000円×1.00＝78,000円
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	78,000円×1.07＝83,460円
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	78,000円×1.10＝85,800円
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	78,000円×1.27＝99,060円
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	78,000円×1.55＝120,900円
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	78,000円×1.69＝131,820円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	78,000円×1.96＝152,880円
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	78,000円×2.28＝177,840円
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	78,000円×2.60＝202,800円
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	78,000円×2.80＝218,400円
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	78,000円×3.00＝234,000円

- （※1）世帯とは、原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。
- （※2）合計所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- （※3）公的年金等収入額とは、税法上課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。
- （※4）その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※2）から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- （※5）消費税による公費を投入し、第1～2段階の年間保険料額を35,100円から19,500円に軽減します。
- （※6）消費税による公費を投入し、第3段階の年間保険料額を46,800円から27,300円に軽減します。
- （※7）消費税による公費を投入し、第4段階の年間保険料額を50,700円から46,800円に軽減します。

表22 保険料減免の要件

事情の種類	対象となる方	減免内容
災害	風水害、火災、震災等により家屋等の資産が20%以上被害を受けた方	被害の程度により、4か月分または6か月分を免除します。
所得減少	失職または事業の失敗等により所得が著しく減少した方	当該年中の見込所得金額等をもとに減額します。
低所得	保険料段階第7段階以下の方で、一定の「収入基準※1」及び「資産基準※2」の両方を満たす方（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は除く）	第1段階（公費による軽減措置前）の2分の1相当額に減額します。

表23 低所得者減免の収入基準・資産基準

収入基準 ※1	世帯全員の年間収入見込額が、	
	単身世帯	150万円以下
	2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下
資産基準 ※2	以下の要件を全て満たしていること	
	(ア) 世帯全員の現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額が、	
	単身世帯	350万円以下
	2人以上の世帯	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下
	(イ) 居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと	

表24 横浜市介護サービス自己負担助成と社会福祉法人軽減の助成対象サービス

サービス名	助成対象	横浜市介護サービス自己負担助成			社会福祉法人軽減
		在宅サービス助成	グループホーム助成	施設居住費助成	
訪問介護		○			○
(介護予防) 訪問入浴介護		○			
(介護予防) 訪問看護		○			
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○			
通所介護 ※1		○			○
(介護予防) 通所リハビリテーション		○			
(介護予防) 短期入所生活介護 ※2		○		○	○
(介護予防) 短期入所療養介護 ※2		○		○	
(介護予防) 福祉用具貸与		○			
夜間対応型訪問介護		○			○
特定施設入居者生活介護(短期利用) ※1		○			
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○			○
小規模多機能型居宅介護		○			○※3
介護予防小規模多機能型居宅介護		○			○※3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○			○※3
看護小規模多機能型居宅介護		○			○※3
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用)		○			
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ※4			○		
訪問型サービス		○※5			○※6
通所型サービス		○※5			○※7
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※2			○	○※3
	介護老人福祉施設 ※2			○	○※3
	介護老人保健施設 ※2			○	
	介護療養型医療施設 ※2			○	
	介護医療院 ※2			○	

- ※1 地域密着型を含みます。
- ※2 施設居住費助成では、ユニット型個室の居住費を一部助成します。
- ※3 利用者負担段階が第2段階の方は、高額介護サービス費を適用するため、1割負担は軽減の対象外となります。
- ※4 グループホーム助成では、1割負担のほかに、居住費等についても、利用者負担の一部が助成対象になります。
- ※5 指定事業者によるものかつ、利用者負担が定率のものに限ります。
- ※6 旧介護予防訪問介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。
- ※7 旧介護予防通所介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

市民の皆さんの健康づくり

健康づくりの推進(健康推進課)

生涯を通じた健康づくりを目指して、正しい知識の普及や日常生活で実践できる健康づくり事業を実施しています。

「第2期健康横浜21」の推進

横浜市の健康づくりの指針となる計画です。乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることができることを目指します。

よこはま健康アクション推進(健康推進課)

「第2期健康横浜21」を強力に推進するために、保健指導による糖尿病等の疾病の重症化予防、生活保護受給者等への受診勧奨などによる健康支援、健康経営の推進、よこはま健康スタイル推進事業などの事業を「よこはま健康アクション Stage1」と位置付けて、平成26年度から重点的に取り組んでいます。平成30年度からは「よこはま健康アクション Stage2」として、これまでの取組をより充実させ、推進しています。

よこはま健康スタイル推進事業

市民の皆さんが、気軽に楽しみながら継続して健康づくり

に取り組んでいただけるよう、専用のアプリをダウンロードしたスマートフォン又は専用の歩数計を持ち歩くと、歩数に応じて抽選に参加できる、よこはまウォーキングポイント事業を実施しています。

食育の推進

第2期横浜市食育推進計画に基づき、各区及び関連局並びに民間団体、民間事業者等と連携して食育を推進しています。

歯科口腔保健の推進

平成31年4月1日に「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」が施行され、様々な機関、団体と連携し、歯周病やオーラルフレイルの予防など、歯と口の健康に関する普及啓発を行っています。

受動喫煙防止対策

事業所等への助言・指導等、健康増進法に定められた事務を適切に執行するとともに、法の趣旨や内容について周知啓発を行い、受動喫煙防止に取り組んでいます。

健康づくり月間

10月の1か月間を「健康づくり月間」として、保健衛生団体、市民団体、行政機関が協力し、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくりの普及啓発を行っています。

保健活動推進員

保健活動推進員は、市長から委嘱を受け、各区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくり活動を推進しています。福祉保健センターの事業に協力するとともに、ウォーキングイベントや体操教室の開催など、健康づくり活動に取り組んでいます。

食生活等改善推進員

地域での健康づくり、食育の普及を中心としたボランティア活動を行う食生活等改善推進員を養成する講座の開催や、推進員が実施する地区活動への支援、協力を行っています。

給食施設指導

病院、学校、事業所、保育園などの給食施設において利用者の健康保持・増進等を目的とした給食の提供や栄養管理ができるよう、支援や助言・指導を行います。施設従事者を対象とした研修会、栄養指導員による施設への巡回指導等を実施しています。

食品の虚偽・誇大広告の禁止に関する普及や相談・指導

市民の皆さんに向けて食品の正しい選択等の普及や相談対応を行っています。

食品の表示、広告が適正に実施されるよう業者への助言、指導を行っています。

■生活習慣病対策（健康推進課）

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病は働き盛りの中高年層に多発しています。これらの疾病は、死亡順位の上位を占めています。

生活習慣病の予防は、定期的に健診を受け、早期発見・早期治療を行うとともに、食生活や運動などに気をつけ、病気になるようにふだんからの健康づくりを心がける、いわゆる一次予防が大切です。このため、健康増進法による生活習慣病予防をはじめ、中高年期からの総合的な保健対策として、次の事業を実施しています。

健康診査

後期高齢者医療制度被保険者の方及び40歳以上の生活保護受給者等に対して、健康診査を実施医療機関で実施しています。また、制度の周知・啓発を推進しています。

肝炎ウイルス検査

過去に検査を受けていない方に対して、受診者負担額無料のB・C型肝炎ウイルス検査を実施医療機関で実施しています。

歯周病検診

生涯にわたり健康で快適な生活が送れるよう歯周病検診を40、50、60、70歳の方に実施医療機関で実施しています。また、チラシを活用した市民啓発等を行っています。

健康教育・健康相談

①生活習慣改善相談、②訪問指導、③歯周病予防教室、④禁煙相談、その他健康に関する教室等を福祉保健センターで開催しています。

健康手帳

特定健康診査の記録等を記載し、自らの健康管理に役立てられるように、40歳以上の希望する市民の皆さんに配布しています。

■原爆被爆者への援助（健康推進課）

被爆者援護法に規定する被爆者に対して、日常生活における健康維持等のための援護費の支給を行うとともに、はり・きゅう・マッサージの療養に要した費用の一部を助成し健康の保持・増進を図っています。

また、被爆者の実子が受けた医療のうち、被爆が原因であると認められた疾病については、その医療費の実費負担相当分を助成しています。

■横浜市スポーツ医科学センター（健康推進課）

所在地 港北区小机町3302-5（日産スタジアム内）
TEL 045-477-5050、FAX 045-477-5052

スポーツ医科学に基づいた、市民の皆さんの健康づくりの促進と競技力の向上およびスポーツ活動の振興を図り、多くの人々が安全で効果的にスポーツを実践できるよう様々なサービスを提供し、健康で豊かな生活をサポートします。

医学的検査・運動負荷試験・体力測定の結果に基づいた各種アドバイスをを行うスポーツプログラムサービスや、スポーツ障害・生活習慣病などで運動療法等が必要な市民の皆さんに対する外来診療やリハビリテーションを実施しています。

また、体操や水泳などのスポーツ教室の実施、アリーナや研修室などの施設貸出も行っていきます。

■横浜市総合保健医療センター（健康推進課）

所在地 港北区鳥山町1735
TEL 045-475-0001、FAX 045-475-0002

要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的として、各種の介護サービスを提供する介護老人保健施設及び介護医療院の運営をはじめ、診療所での認知症鑑別診断、精神障害者の社会復帰を支援する精神科デイケア、生活訓練、就労訓練、就労支援等を行っています。

また、地域医療の向上を図るための、医療検査機器の共同利用等を実施しています。

■難病対策（健康推進課）

難病医療講演会・交流会

難病患者・家族の方を対象に、各福祉保健センターで医療講演会・同じ疾患の患者さん同士の交流会を開催しています。

特定医療費の給付

「指定難病」に罹患して一定の認定基準を満たしている患者に対し特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、指定医療機関における医療費の一部を公費で負担します。

在宅重症患者外出支援事業

車いす対応車両での移動も難しく、ストレッチャー対応の特殊車両を使用せざるを得ない難病患者の方に対して、通院等で横浜市指定の患者等搬送車を利用した場合に、その料金の一部を助成します。

難病患者一時入院事業

在宅で療養している医療依存度の高い難病患者の方を対象に、レスパイト（介助者の休養）等を目的とした一時入院事業を実施しています。

■公害健康被害補償制度（健康推進課）

大気汚染による公害健康被害者の救済は、「公害健康被害の補償等に関する法律」と「横浜市公害健康被害者保護規則」に基づき事業を実施しています。

補償給付の内容

法律に基づく療養費、障害補償費など6種類の給付と、市保護規則に基づく療養補助費、療養手当、死亡補償金など4種類の給付及び要綱に基づく空気清浄機購入費補助があります。

公害保健福祉事業

公害健康被害者の健康の回復、保持及び増進を図る目的で家庭療養指導等を実施しています。

環境保健事業

市民の皆さんを対象に、気管支ぜん息及び COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の発症予防、健康回復を図る目的で個別ぜん息相談や環境保健サーベイランス調査等を実施しています。

公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

所在地 川崎市川崎区日進町 23

TEL 044-211-0311、FAX 044-211-0312

横浜市と川崎市が共同設置したもので、公害健康被害者の医学的検査などを実施しています。

■骨髓移植等普及推進事業（健康推進課）

白血病、再生不良性貧血等の血液難病患者への有効な治療法である骨髓移植の理解を広め、骨髓バンクへのドナー登録を働きかけることにより、骨髓移植の普及推進を図っています。

また、ドナーの負担を軽減するため、骨髓等の提供による入院・通院などの日数に応じて、ドナーへ助成金を交付しています。

■献血の推進（健康推進課）

医療に必要な血液を献血により確保し、市民の皆さんに献血に関する理解と協力を求めるために普及啓発を行いながら、集団献血等を促進しています。

その他の事業

■横浜市福祉調整委員会（相談調整課）

横浜市の福祉保健サービスを利用する市民の皆さんからの苦情・相談を受け、中立・公正な第三者機関として、所管課や事業者等に対して調査・調整を行い、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。また、必要に応じて、市長に対し、制度改善等の提言を行います。

■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査等（監査課）

高齢者、障害者等を対象とする社会福祉事業の実施を目的に、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。横浜市の所管する社会福祉法人は 266 法人あり、そのうち健康福祉局所管法人は 164 法人です。（令和 5 年 4 月 1 日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査等を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

■災害見舞金・弔慰金（福祉保健課）

災害により被害を受けた市民の皆さんの生活を支援するなどの目的で、見舞金及び弔慰金の支給等を行っています。

1 横浜市災害見舞金

火災等の災害により住家に被害を受けた人や重傷を負った人、自然災害により事業を営むために常時使用している建物に被害を受けた人に見舞金を支給

2 横浜市災害弔慰金※

火災等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

一定規模以上の大災害時には、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、弔慰金の支給等を行います。

1 災害弔慰金

地震等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

2 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた人に見舞金を支給

3 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた人に資金を貸付け

※条例に基づき支給された場合は、重複しての支給は行われません。

また、「被災者生活再建支援法」に基づく、被災者生活再建支援金の申請受付を行います。

■横浜市社会福祉センター（地域支援課）

所在地 中区桜木町 1-1

TEL 045-201-2060

市民の皆さんの福祉活動を支援するため、会議室、ホール等の貸出し、ボランティアセンターの運営を行っています。

■戦没者遺族等の援護（援護対策担当）

横浜市の戦没者は 21,000 余人で、毎年 11 月 1 日に戦没者追悼式を実施しています。各区で、遺族等に対する弔慰金等の進達事務を行っています。

■中国残留邦人等の帰国者の援護（援護対策担当）

横浜市内に居住している中国残留邦人等のうち、一定の条件を満たす方に対し、生活・住宅・医療・介護等の支援給付等を支給しています。

また中国残留邦人等の地域社会における定着自立を促進するため、日本語教室や各種交流事業等への委託を実施しています。

■原爆被爆者援護（援護対策担当）

市内に居住している被爆者援護のため、被爆者団体への補助を行っています。

■寿地区対策（援護対策担当）

寿福祉プラザ

横浜市生活自立支援施設はまかぜ、健康福祉局直営部分である寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）、中区所管事業（就労支援事業）、ホームレス就業支援相談室等の機能を一体化することで寿地区・ホームレス対策を総合的に行います。

なお、寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）では地域住民の生活各般の相談に応じるほか、地域内関係機関等との協働による地域支援事業や社会調査の実施、広報啓発事業を行っています。

横浜市寿町健康福祉交流センター

令和元年6月1日に供用開始し、寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防の取組、自立した生活の支援、生活環境の向上を推進し、社会参加を促進して、市民相互の交流を深めることで福祉の向上に資するために設置された施設で、診療所、公衆浴場、健康コーディネート室等を運営しています。

横浜市寿生活館

2階は町内会館、3階は女性・児童対象施設、4階は成人対象施設となっており、地域住民の利用施設として開放しています。

■困窮者等支援（援護対策担当）

ホームレス等自立支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、横浜市生活自立支援施設はまかぜで、原則3月以内、最大延長6月以内の間、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援や公共職業安定所の職業相談員による職業相談等の就労支援等を行い、その自立を支援しています。

また、市内のホームレスの状況を把握し、その自立に向けた支援を行うため、全市域を巡回し、相談支援を行っています。

■墓地・納骨堂、斎場の管理運営（環境施設課）

墓地・納骨堂

市営5墓地及び2納骨堂の管理運営を行っています。

令和5年度は、日野こもれび納骨堂とメモリアルグリーンの使用者募集を行います。

久保山墓地

所在地 西区元久保町3-24

TEL・FAX 045-242-3201

三ツ沢墓地

所在地 神奈川区三ツ沢上町20-6

TEL・FAX 045-321-5430

日野公園墓地

所在地 港南区日野中央1-13-1

TEL・FAX 045-842-0771

メモリアルグリーン

所在地 戸塚区俣野町1367-1

TEL 045-858-3375 FAX 045-851-1444

根岸外国人墓地

所在地 中区仲尾台7-1

TEL 045-622-6008

久保山霊堂

所在地 西区元久保町1-1

TEL・FAX 045-231-7343

日野こもれび納骨堂

所在地 港南区日野中央1-13-2

TEL 045-835-3684 FAX 045-835-3685

市民アンケート調査や、将来人口推計により、令和4年以降の20年間で、公民合わせて約11万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加する墓地需要に対応するため、次の墓地整備計画を進めています。

1（仮称）舞岡墓園

- | | |
|--------------|---------|
| ・芝生型納骨施設 | 6,000区画 |
| ・合葬式樹木型納骨施設 | 1,500体 |
| ・合葬式樹林型納骨施設 | 1,500体 |
| ・合葬式慰霊碑型納骨施設 | 10,000体 |

2 深谷通信所跡地における公園型墓園

- | | |
|----------|-----------|
| ・芝生型納骨施設 | 約15,000区画 |
| ・合葬式納骨施設 | 約30,000体 |

斎場

市営斎場としては、横浜市久保山斎場、横浜市南部斎場、横浜市北部斎場及び横浜市戸塚斎場の4斎場があります。

横浜市久保山斎場

所在地 西区元久保町3-1

TEL 045-231-3060 FAX 045-231-5027

横浜市南部斎場

所在地 金沢区みず木町1

TEL 045-785-9411 FAX 045-785-9445

横浜市北部斎場

所在地 緑区長津田町5125-1

TEL 045-921-5700 FAX 045-921-5775

横浜市戸塚斎場

所在地 戸塚区鳥が丘10-5

TEL 045-864-7001 FAX 045-881-0894

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

令和5年度は、令和4年度に引き続き実施設計、経営許可手続を進めます。

また、建物本体工事に着手します。

1 整備場所

鶴見区大黒町18番地の18ほか

2 整備火葬炉数

16 炉（予備炉 1 炉を含む）

3 しゅん工年度（予定）

令和 8 年度

■墓地等の設置紛争の調整（相談調整課）

墓地等の設置に際し、当該周辺住民と事業者との間で、設置に係る問題解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整や第三者機関による調停を行います。

医療局 医療局病院経営本部

安全・安心に暮らすことのできる最適な保健・医療提供を目指して

人口減少・超高齢社会の進展に加え、ポストコロナへの対応、原油価格や物価の高騰、DX、働き方改革など、保健医療を取り巻く社会情勢が大きな変化に直面する中、限られた保健・医療リソースの全体最適を見据えて保健医療体制の構築を進めていく必要があります。

医療局・医療局病院経営本部では、よこはま保健医療プラン及び横浜市立病院中期経営プランに基づき、市民の皆様の安全・安心な暮らしの「今」、そして「未来」を支えられるよう、最適な保健・医療の提供に取り組んでいます。

【重点施策1】保健所・医療分野の連動による健康危機管理への機動的な対応

【重点施策2】妊娠・出産から一貫した子どものための医療体制の充実

【重点施策3】デジタル時代にふさわしい医療政策の推進

【施策1】医療提供体制の確保

【施策2】市民生活を支える地域医療の充実

【施策3】救急・災害時医療の強化

【施策4】健康で安全・安心な暮らしの支援

【施策5】市立3病院のプレゼンスの発揮

地域医療体制の確保と救急・災害時医療体制の充実

■新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが五類に移行し、幅広い医療機関が対応する通常の医療提供体制に段階的に移行しています。引き続き、幅広い医療機関での受入が進むよう医療関係団体等へ働きかけ、確保に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス対策医療調整本部「Y-CERT」が、感染者の発生状況や市内医療機関の空床情報などを集約のうえ、入院調整の支援にあたっています。

■2025年に向けた医療機能の確保（地域医療課、医療政策課）

病床機能の確保

高度急性期・急性期を担う病床は将来も充足が見込まれる一方で、回復期・慢性期は現状の病床数と比べて、大幅な需要増加が見込まれるため、病床機能の転換や増床などの対策を進めています。

地域における医療連携の推進

限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供できるよう、ICTを活用した地域医療連携ネットワ

ークや、遠隔医療体制（遠隔ICU）の構築等、情報通信技術の活用を推進しています。

医療に関する総合的な市民啓発

医療をより身近に感じ、自分自身のこととして捉えてもらうことに重点を置いた医療広報のコンセプトを基に、民間企業等と連携した「医療の視点」プロジェクトによる啓発を実施しています。

医師の働き方改革取組支援

医療従事者の負担軽減に向けた、市内病院の働き方改革への対応が円滑に進むよう、セミナーを開催するとともに、医療従事者のタスクシフトを進めるための人材育成研修等を実施しています。

■在宅医療と介護の連携の推進（地域医療課）

横浜市医師会と協働し、在宅医療を担う医師への支援や、医療・介護従事者等に対する相談支援を実施する「在宅医療連携拠点」を全区で運営するほか、病院から在宅療養に円滑に移行するための啓発や多職種による研修など、在宅医療と介護の連携を推進しています。

また、自らが望む人生の最終段階での医療・ケアについての意思決定を支援する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」の啓発に取り組んでいます。

■地域中核病院への支援（地域医療課）

必要とする医療サービスをいつでも適切に受けられるよう、救急医療や高度・専門医療等の機能を備えた

地域の中核となる病院を方面別に整備しています。地域の医療機関との密接な連携のもと、市内の医療水準の向上を図ります。

- ・恩賜財団済生会横浜市南部病院
所在地：港南区港南台 3-2-10
TEL045-832-1111 (代)、FAX045-832-8335
開 院：昭和 58 年 6 月 病床数：500 床
- ・聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
所在地：旭区矢指町 1197-1
TEL045-366-1111 (代)、FAX045-366-1172
開 院：昭和 62 年 5 月 病床数：518 床
- ・独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院
所在地：港北区小机町 3211
TEL045-474-8111 (代)、FAX045-474-8323
開 院：平成 3 年 6 月 病床数：650 床
- ・昭和大学横浜市北部病院
所在地：都筑区茅ヶ崎中央 35-1
TEL045-949-7000 (代)、FAX045-949-7117
開 院：平成 13 年 4 月 病床数：689 床
- ・恩賜財団済生会横浜市東部病院
所在地：鶴見区下末吉 3-6-1
TEL045-576-3000 (代)、FAX045-576-3525
開 院：平成 19 年 3 月 病床数：562 床
- ・独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
所在地：戸塚区原宿 3-60-2
TEL045-851-2621 (代)、FAX045-851-3902
開 院：平成 22 年 4 月 病床数：490 床

■看護人材確保対策の推進（地域医療課）

急速な高齢化の進展や医療の高度化により、保健医療業務に携わる看護人材の養成・確保とその質の向上が必要になっています。

そのため、横浜市医師会及び横浜市病院協会の看護専門学校運営支援及び潜在看護師の復職支援を継続するとともに、人材確保に不安を抱える市内の病院（特に病床数 200 床未満の病院）を対象とした採用・定着支援などに取り組んでいます。

■産科医療対策（地域医療課）

産婦人科医療の充実や産婦人科医師の負担軽減を図ることを目的とした産科拠点病院を 3 か所指定しています。

また、分娩を取り扱っている医療機関の維持に対する支援などに取り組んでいます。

その他、子育て等により当直ができない医師の代替として医師を確保した医療機関に対し補助を行うなど勤務環境改善支援にも取り組んでいます。

■総合的ながん対策（がん・疾病対策課）

「横浜市がん撲滅対策推進条例」の制定を受け、平成

26 年 7 月に「がん対策推進会議」及び「関係課長会議」を設置し、庁内体制を整え、各区局の関わる事業の実施状況について情報共有し、全庁的ながん対策に関わる取組を積極的に進めています。また、「よこはま保健医療プラン 2018」において、がんに関する部分を本市の「がん対策推進計画」として位置付けています。

市内のがん診療連携拠点病院等との連携、市民の皆さんへの広報、がん患者及びその家族等への支援、がん治療と仕事の両立支援、乳がん対策、小児・AYA 世代のがん対策、緩和ケアの充実、がんに関する各種調査及びがん研究に対する支援等の取組を総合的に実施しています。

■がん検診（がん・疾病対策課）

がんは、本市における死因の第 1 位を占めており、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がんによる死亡率を減少させるために最も重要な対策のひとつです。このため、各種がん検診を実施医療機関・福祉保健センター等で実施しています。

- 1 肺がん検診、大腸がん検診（40 歳以上対象、年度に 1 回）
- 2 胃がん検診（内視鏡又はエックス線）（50 歳以上対象、2 年度に 1 回）
- 3 子宮頸がん検診（20 歳以上の女性対象、2 年度に 1 回）
- 4 乳がん検診（40 歳以上の女性対象、2 年度に 1 回）
- 5 前立腺がん検診（P S A 検査）（50 歳以上の男性対象、年度に 1 回）

■救急医療事業（救急・災害医療課）

横浜市救急相談センター（#7119）の運営

救急電話相談及び医療機関案内を 24 時間 365 日体制で行う横浜市救急相談センター（#7119）を運営しています。

令和 4 年度の救急電話相談、医療機関案内の総利用件数は、約 31 万 3 千件（1 日平均約 860 件）となり、救急医療体制の確保に大きく貢献しています。

救急医療体制

救急患者がその症状の程度に応じて、適切な診療機能を持つ医療機関に受け入れられるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めています。

・初期救急医療機関

休日、夜間等医療機関の診療時間外に初期救急患者の受入先を確保するため、救急医療体制を整備するとともに、初期救急医療施設に対し運営に係る経費の補助を行っています。

- 1 夜間急病センター（中区桜木町：指定管理者：市医師会）
- 2 北部夜間急病センター（都筑区牛久保西：市医師会運営）
- 3 南西部夜間急病センター（泉区和泉中央北：市医師会運営）
- 4 休日急患診療所（18 か所：各区医師会等運営）

・二次救急医療機関

24 時間 365 日内科・外科の救急患者を受け入れる二次救急拠点病院及び 24 時間 365 日小児救急患者を受け

入れる小児救急拠点病院を整備し、運用しています。

また、これらの拠点病院に加え、中等症以下の救急患者を対象に、各病院の輪番制により、夜間及び休日の診療を行っています。

加えて、妊産婦、胎児及び新生児の救急患者の受入れの円滑化を図るため、産婦人科診療所等と連携している周産期救急連携病院を整備しています。

さらに、特に緊急性を要する疾患（脳血管疾患、急性心疾患、外傷）について、円滑かつ適切な医療を提供できるよう、疾患別の救急医療体制を構築しています。体制参加病院のリアルタイムな応需情報を収集し、その情報を救急隊と共有することで迅速な救急搬送につなげています。

・三次救急医療機関

重篤な患者の救急医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③昭和大学藤が丘病院（青葉区）、④国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）、⑤済生会横浜市東部病院（鶴見区）、⑥横浜市立みなと赤十字病院（中区）、⑦横浜市立市民病院（神奈川区）、⑧横浜労災病院（港北区）、⑨横浜南共済病院（金沢区）の市内9か所の救命救急センターで、また、ハイリスクの妊産婦、胎児及び新生児の一貫した管理を行う専門的な周産期医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③県立こども医療センター（南区）の市内3か所の周産期センターで行っています。

加えて、横浜市の外傷診療の拠点として、交通事故や多発外傷などの重症外傷患者の救急搬送を24時間体制で受け入れる重症外傷センターを、横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）と済生会横浜市東部病院（鶴見区）に併設して整備しています。

・その他の救急医療関係

(1) 超高齢社会におけるドクターカーシステム整備事業

高齢者を中心に救急需要が増加傾向にある中で、医師による早期の医療介入を図り、救急患者の重症化の防止・救命率の向上と、患者の症状に応じた最適な医療機関へとつなげていくため、市民病院併設の救急ワークステーション等から出場するドクターカー運用を行っています。

(2) 外国籍市民救急医療対策補助事業

市内在住の外国籍の方が、市内の救急医療機関に搬送され入院した際に生じた医療費の未収金について、当該医療機関に対して補助を行っています。

(3) 精神疾患を合併する身体救急医療体制事業

精神疾患を合併する身体救急患者のうち、診療や救急活動に支障を生じる程度の症状（特定症状）のある方については、精神科の体制の整った特定症状対応病院に搬送する体制を整えています。また、一般の救急医療機関に搬送した後に精神疾患の特定症状が発現した場合、特定症状対応病院がバックアップする体制も構築しています。

■災害時医療体制（救急・災害医療課）

総合調整・指揮機能の強化

市災害対策本部内に医療調整チームを設置し、各区災害対策本部医療調整班と連携して、災害時医療の総合調整と指揮機能を司ります。また、市医療調整チーム及び区医療調整班に災害医療アドバイザーとして医師を配置することで総合調整機能の強化を図っています。さらに、非常用通信機器を整備して、災害時における情報通信体制の一層の充実強化を図るほか、医療関係団体等で構成する災害医療連絡会議を平時から設置し、災害時医療に関する意見交換や情報共有を行っています。

緊急度・重症度に応じた医療提供体制

傷病者の緊急度や重症度に応じた医療提供体制を構築し、主に重症者を受け入れる災害拠点病院のほか、中等症者を受け入れる災害時救急病院、軽症者を受け入れる診療所、地域防災拠点等に対する医療救護隊による巡回診療等、本市の医療資源の総力を結集した医療提供体制を構築しています。さらに、市外からの応援医療チームを適切に配置調整し、医療体制の充実と強化を図ります。

医薬品等の備蓄及び供給体制

医療救護隊が用いる医薬品等を市内の薬局で備蓄するほか、各区の休日急患診療所や区役所でも備蓄しています。さらに医薬品等が不足する場合には、市薬剤師会の協力を得て薬局から拠出していただくほか、市内医薬品卸業者との協定に基づき、医薬品等を調達します。他都市等からの医薬品救護物資は、横浜薬科大学との協定に基づき、物流拠点の一元化と適切な集積・管理、仕分けができる体制を構築しています。また、全ての地域防災拠点において、市民の皆さん自らが使用できる応急手当用品を配備しています。

■災害時の救急医療提供体制の確保（救急・災害医療課）

横浜市内で発生した自然災害や交通事故等の災害現場で、消防局との連携により迅速に出動し、救命のための的確な医療活動を実施する医師、看護師等により構成される横浜救急医療チーム（YMAT）全9隊を運用しています。

■歯科保健医療推進事業（地域医療課）

歯科医療体制の充実を図るため、横浜市歯科保健医療センターの運営に係る経費の補助を行っています。

横浜市歯科保健医療センターでは、夜間、休日昼間の歯科診療のほか、通常の歯科診療では対応困難な心身障害児・者の歯科診療、通院が困難な在宅療養者や入院患者、施設入所者等への訪問歯科診療を実施しています。

健康で安全・安心な生活の確保

■新型コロナウイルス感染症対応（健康安全課）

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に五類感染症へ移行し、発生状況については全数把握から定点で流行状況を把握する形に変わりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、希望する接種対象者が、円滑にワクチン接種を受けられるよう、予約受付や問合せ及び接種等の体制を整備し、接種を着実に実施しています。

引き続き、市民の皆さんの体調悪化時の相談対応や医療機関の紹介を行うとともに、感染拡大防止のため、集団感染発生時の対応や市民の皆さんへの適時適切な情報提供を行ってまいります。

■感染症・食中毒発生時対応（健康安全課）

感染症及び食中毒に対して健康危機管理担当で一元的に対応し、迅速で統一的な対応を行っています。

感染症対応

感染症予防のため、市民の皆さんへの啓発や施設等関係者に対する研修を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、患者発生時に、健康危機管理担当と各区福祉保健センターが連携して積極的疫学調査や関係者の健康診断等を行い、感染症の感染拡大防止に努めています。

さらに、感染症の発生動向を把握し、予防対策を図るため、27の疾患等について、市内218か所の患者定点医療機関からの患者発生数の報告及び市内17か所の病原体定点からの検体提出に基づく検査結果をもとに、発生状況を集計・分析し、医療機関等に情報提供しています。

食中毒対応

食品衛生法に基づき、食中毒発生時に、迅速かつ的確な調査により、病因物質、原因食品、汚染経路などを究明し、事故の拡大や再発防止を図っています。

令和4年度市内食中毒発生状況

件数	37件
患者数	141人
死者数	0人

■結核対策（健康安全課）

結核は感染症法において二類感染症に位置づけられ、感染症対策の一環として対応を行っています。

各区福祉保健センターでは、患者発生時の調査、接触者の健康診断等を行い、感染拡大防止に努めるとともに、啓発活動や罹患率の高い対象群への健康診断の実施など早期発見のための対策を推進しています。

また、患者の治療完遂のために服薬支援をはじめとする患者支援対策を行っています。

令和4年

結核罹患率 7.6（人口10万人対）

結核患者数 288人

■エイズ対策（健康安全課）

エイズに対する正しい知識の普及や感染者・患者への理解の促進を重視し、各種イベントや各区福祉保健センターにおける予防啓発、市民ボランティア活動の支援等を実施しています。

各区福祉保健センターでは感染者・患者の早期発見のため、相談及び無料・匿名のHIV検査を実施しています。さらに受検者の利便性を図るため夜間検査、即日検査（土曜・日曜）を実施しています。なお、令和4年は1,677件の検査を実施しました。

また、感染者・患者が安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院と連携して、受け入れ体制の整備を進めています。

■予防接種（健康安全課）

感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、次の定期予防接種を行っています。

予防接種の種類

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がん予防、インフルエンザ（高齢者）、成人用肺炎球菌（高齢者）、風しん第5期（成人男性）

実施場所：予防接種協力医療機関

子宮頸がん予防ワクチンについては、厚生労働省の通知に基づき、令和4年度から積極的勧奨を再開しています。また、令和5年度から従来の2価・4価ワクチンに加えて、9価ワクチンが定期接種として使用するワクチンに追加されました。

平成27年度から、風しんの流行と「先天性風しん症候群」の発生を防止するため、中学1年生以上の横浜市民で妊娠を希望している女性とそのパートナー及び同居家族、妊婦のパートナー及び同居家族を対象として、風しんの予防接種と抗体検査を実施しています。

■新型インフルエンザ等対策（健康安全課）

新型インフルエンザ等発生時の市民の健康被害を最小限にとどめるための対策として、帰国者・接触者外来の設置に関する協定を締結した市内18病院に対し、必要な医療資器材の整備を行っています。また、医療従事者が予防内服するための抗インフルエンザ薬を横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局で循環備蓄しています。

市医師会や医療機関、薬剤師会等との情報共有や対策を検討する「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、引き続き保健・医療体制等に関する連携強化を図ってまいります。

■保健統計（健康安全課、医療安全課）

厚生労働省委託統計調査として、人口動態調査をはじめ保健統計調査（地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告）、国民生活基礎調査、医療施設調査などを実施しています。

■食品衛生（食品衛生課）

市内を流通する食品の安全確保を目的として、輸入食品や残留農薬の検査、アレルギー表示の点検、ノロウイルス食中毒の予防対策等の事業を行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設に対する立入検査などを一部見直しました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い需要が拡大したテイクアウトやデリバリーにより提供される食品の食中毒予防対策を重点的に実施するとともに、立入りが困難な施設に対して施設から提供を受けた衛生管理記録やマニュアル等の書類の確認による衛生点検を推進しました。

食品衛生営業許可、監視指導など

各区の福祉保健センター等では、食の安全・安心を確保するため営業施設に対する許認可、監視指導及び食品の検査などを行い、施設の衛生確保や違反・不良食品の排除に努めています。

- 1 飲食店等、食品衛生法関係 32 業種及び県条例関係 1 業種の許認可（※）
- 2 野菜果物販売店等、食品衛生法に基づく営業届出業種の届出受理
- 3 施設、設備や食品の取扱いについての監視、指導
- 4 食品等の抜取検査

※令和3年6月に食品衛生法改正による許可業種の見直しがあり、許可業種等の統廃合が行われました。令和3年5月以前は、食品衛生法関係 34 業種及び県条例関係 3 業種の許認可を行っていました。

保健所食品専門監視班では、市内の大規模な食品製造施設、大量調理施設などを対象に監視指導、抜取検査、自主衛生管理の支援などを実施するとともに、市内量販店からの抜取検査やインターネットで流通する食品の買取検査、市内の大規模イベントでの監視指導等も行っています。大規模食中毒や食品の重大な違反が発生した際には、区福祉保健センターと連携し緊急対応を行っています。令和4年度は、横浜マラソン 2022 及びねりんピックかながわ 2022 が開催され、大会前・期間中の食品衛生対策を実施しました。

食品表示については、適正表示を推進するため、市内を流通する食品の抜取検査や食品取扱施設の監視、表示制度の普及啓発を行っています。令和4年度は、消費者が食品の表示制度を知る契機となることを目的として、「食品表示の間違ひを見つけよう」というポスターを作成し、電車

表1 食品衛生営業許可、監視指導などの状況 令和4年度

食品営業関係施設数	50,266 施設
許可等申請件数	8,638 件
監視指導件数	22,477 件
検査検体数	3,496 件
違反数（率）	19 件（0.5%）
行政処分件数	21 件

内や駅サイネージで掲示しました。

HACCP（ハサップ）（※）に沿った衛生管理が令和3年6月に完全施行されたことを受け、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を実施しているか確認し、併せて継続に向けた支援を行いました。引き続き食品関係団体と協力しながら HACCP に沿った衛生管理の導入及び継続を情報面・技術面で支援し、食の安全を確保します。

※ HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point) : 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

リスクコミュニケーションの推進

消費者、食品等事業者と行政が食に関する意見交換を行うリスクコミュニケーションの一環として「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しています。令和4年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、港南公会堂にて無観客で、シンポジウム「家庭でできる食中毒予防」を開催し、その様子を撮影した動画を後日インターネットで配信しました。

食品衛生の普及

食品関係者や消費者等を対象に普及・広報事業を実施しています。

- 1 食品衛生責任者や消費者等を対象とした衛生講習会の開催
- 2 食の安全に関するホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」による情報提供
- 3 8月1日の「市民食品衛生の日」を中心とした「食中毒0」を目指す食中毒予防キャンペーンの実施

食品に関する相談

「利用した店が不衛生だった」「購入した食品に異物が混入していた」など、令和4年度は市民の皆さんから 576 件の相談を受け、施設の改善指導や原因究明などを行いました。

食肉衛生検査所

所在地 鶴見区大黒町 3-53

TEL 045-511-5812、FAX 045-521-6031

安全で衛生的な食肉を供給し、食肉から起こる事故・危害を未然に防ぐために、主に次の業務を行っています。

- 1 と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を1頭ごとに検査し、食用に適さない食肉の流通を防止しています（令和4年度は、161,437 頭）。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導の実施や HACCP の導入支援を行っています。
- 2 牛海綿状脳症（BSE）について、全ての牛の特定部位（異常プリオンたんぱく質が貯まる部位）が確実に除去されていることを確認し、さらに24か月齢以上の牛のうち、神経症状を呈する起立不能等の牛については、スクリーニング検査も実施します。
- 3 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるように、監視指導を実施しています。

4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の許可調査、監視指導、HACCPの支援、疾病の確認・状況報告の受理業務を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

中央卸売市場本場食品衛生検査所

所在地 神奈川県山内町1
TEL 045-441-1153、FAX 045-441-8009

食品衛生検査所では、市場に入荷する食品について、食中毒細菌、ノロウイルス、放射性物質、食品添加物、残留農薬、抗菌性物質、貝毒等、食品衛生法に基づく試験検査を実施し、不良食品の排除に努めています。

また、市場内及び場外関連業者に対し、施設・設備の衛生管理や食品の衛生的な取扱いに関する監視指導を行っています。

令和4年度は1,798件（福祉保健センター等の抜き取り検体を含む）の食品について微生物・理化学等の検査を実施するとともに、5,866件の監視指導を実施しました。

なお、南部市場物流エリアにおいては、引き続き食品の流通拠点として活用されているため、本場食品衛生検査所から出張して監視・抜き取り検査を実施しています。

■環境衛生（生活衛生課）

環境衛生営業関係業務

次の営業施設に対する許認可及び監視指導等を行い、安心して利用できるよう、施設の衛生確保に努めています。

- 1 旅館（ホテル、旅館等）
- 2 興行場（映画館、コンサートホール等）
- 3 公衆浴場（一般公衆浴場、サウナ等）
- 4 理容所、美容所、クリーニング所等
- 5 墓地、納骨堂、火葬場
- 6 プール、海水浴場
- 7 温泉
- 8 化製場等

表2 環境衛生営業施設、監視及び相談件数 令和4年度

種類	施設数	監視件数	相談受付件数
計	11,848	1,184	5,999
旅館	400	157	933
興行場	94	22	108
公衆浴場	291	170	645
理容所	1,610	161	407
美容所	4,783	303	1,540
クリーニング所等	1,518	188	388
墓地等	2,728	6	1,573
プール等	150	47	160
温泉	57	66	118
化製場等	217	64	128

施設数は令和5年4月1日現在

住宅宿泊事業法関係業務

民泊の適正な運営等について定めた「住宅宿泊事業

法」に基づき、住宅宿泊事業の届出受付事務、関係局と連携した指導監督業務を行っています。

市内で事業を実施している届出住宅の件数は170件です（令和5年4月1日現在）。

生活環境衛生指導

安全で衛生的な生活環境を守るため、次の事業を行っています。

- 1 ねずみ・ハチ・ダニなどの防除相談、講習会の開催
- 2 室内空気（シックハウス等）の相談対応、講習会の開催
- 3 水害による浸水家屋への衛生対策指導
- 4 公害苦情に対する初期対応、調査

受水槽等の水の安全

ビル・マンションの受水槽に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するために、次のことを行っています。

- 1 維持管理の指導
- 2 計画・設計段階の事前指導

ビルの衛生対策

興行場、百貨店、事務所などの大規模な建築物の衛生的な環境を確保するために、次のことを行っています。

- 1 建築物の計画・設計段階の事前指導
- 2 建築物の衛生管理の指導
- 3 建築物の空気環境の検査
- 4 建築物清掃業などの事業者の登録、適正業務指導

また、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の指導を行っています。

家庭用品の衛生対策

衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等の家庭用品について、有害な化学物質による健康被害を予防するため、次のことを行っています。

- 1 家庭用品取扱店舗の指導
- 2 家庭用品の試験検査

災害時の生活用水確保

災害時に生活用水を確保するため、次のことを行っています。

- 1 災害応急用井戸の指定
構造検査、水質検査の結果、洗浄水などの生活用水として利用可能な井戸を指定
指定件数 1,873件（令和5年4月1日現在）
- 2 災害応急用井戸の簡易水質検査の実施

■動物愛護管理（動物愛護センター）

動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。動物愛護や適正飼育の普及啓発事業を行っています。

また、動物関係団体や市民ボランティア等との協働により、収容動物の譲渡を更に進めるとともに、市民の皆さんの自主的活動を支援する交流の場としても運営しています。

所在地 神奈川県菅田町75-4
TEL 045-471-2111、FAX 045-471-2133

狂犬病予防業務

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を促進するため、次の業務を行っています。

- 1 登録済の犬の飼い主に狂犬病予防注射の案内状を送付するほか、広報よこはま、福祉保健センタ

一からのお知らせ等で市民の皆さんに広く呼びかけ、飼い主の義務の周知徹底を図っています。

- 2 本市からの委託を受けた動物病院や、例年4月に市内各所に設けた出張会場において、犬の狂犬病予防注射を行っています。

■動物の愛護と適正飼育普及啓発事業

動物の飼い主に向けて正しい飼い方やしつけ、災害への備え、終生飼育の啓発を行うとともに、小・中学生をはじめとした市民の皆さんに向けて動物愛護のイベントを実施しています。

また、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、地域の環境を保全するため、猫の不妊去勢手術や地域猫活動を推進する取組を行っています。

■犬・猫の引取り・保護収容

飼えなくなった犬・猫及び飼い主が判明しない犬・猫、負傷動物の保護収容を行っています。

■犬・猫の返還・譲渡

迷子等で保護収容した犬・猫は飼い主への返還を進め、返還できない犬・猫及び飼い主から引き取った犬・猫は、個人や動物愛護団体等に可能な限り譲渡しています。

■動物取扱業の登録・施設監視

動物の販売、保管、貸出し等を業として行う場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により登録が義務付けられており、その登録事務を行うほか、責任者の研修を行っています。

■特定動物の飼育許可及び指導

ワニ、サル、ライオン等、人に危害を加えるおそれの高い動物を飼育するための許可事務を行っています。また、定期的な監視により、危害防止を図っています。

■施設の貸出し・見学

センター内の視聴覚室兼研修室、飼育体験実習室等の市民利用施設としての貸出や、施設見学の受入を行っています。

■医療安全支援センター（医療安全課）

医療安全の推進のため、次のことを行っています。

- 1 医療に関する患者・市民の皆さんからの相談に対応するため「医療安全相談窓口」を運営し、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。
- 2 医療安全に関しての市内医療従事者向け研修会、市民向け講演会の開催及びリーフレットの配布等を通じて、普及・啓発を行っています。
- 3 市民、医療関係団体及び有識者による医療安全推進協議会を開催し、医療安全支援センターの運営等への助言を得ています。
- 4 医療安全に関する情報の収集及び医療安全メールマガジン等を通じて情報の提供を行っています。

■医療機関の許認可、指導（医療安全課）

医療機関（病院、診療所、助産所）や医療法人の許認可等を行っています。

また、医療機関における医療安全の推進を支援するため、立入検査等を通じて指導及び啓発等を行っています。

■薬事施設の許認可、指導（医療安全課）

18区で行っている薬局、医薬品販売業及び毒物劇物販売業等の許認可や、これら施設への監視指導を支援・統括しています。

また、薬物乱用による青少年等の健康被害を未然に防止するため、ポスター掲示・リーフレット配布及びホームページを活用した普及啓発を行うとともに、関係団体と連携して薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。

■衛生研究所

所在地：金沢区富岡東2-7-1

TEL：045-370-8460 FAX:045-370-8462

衛生研究所は、保健所と緊密な連携のもとに、市民の皆さんの健康・安全・安心に関する試験検査や調査研究等を通して健康危機管理の一翼を担っています。

1 試験検査

- 感染症や食中毒あるいは有害化学物質による健康危機の原因究明に関する検査
- 保健所がサンプリングした食品等の理化学的検査や微生物学的検査
- 感染症法に基づき新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、麻しん等の流行状況を把握するために医療機関から送られてくる検体の病原体検査
- 市民の皆さんからの食品等の相談に基づく原因究明に関する検査、衛生害虫の鑑定

2 精度管理

検査部門から独立した信頼性確保部門を設置し、食品衛生法に基づく食品検査及び感染症法に基づく病原体検査において、標準作業書に従い検査が実施されているかを定期的に点検・評価して検査の品質を保証します。

3 調査研究及び研修指導

試験検査から派生する検査技術上の課題、感染症、食品衛生対策などに関する行政課題及び国からの要請に基づく課題解決のための調査研究に取り組んでいます。

また、保健所や地域保健関係機関等の職員に対して研修指導を行っています。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

感染症法に基づく地方感染症情報センターとして、医療機関、市民、保健所、区福祉保健センター等に感染症の発生・流行情報を提供しています。また、保健所や各区が行う疫学的調査分析のサポートを行っています。

なお、「衛生研究所ホームページ」により、感染症や食品衛生・生活衛生などの情報を提供しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/eiken/>

市立病院の経営

市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、将来にわたって安定した経営基盤のもとで、引き続き、救急医療、感染症医療、災害時医療やアレルギー疾患医療等の政策的医療の充実や、入院前から在宅復帰に向けた患者支援体制の充実など地域医療全体への貢献に、中心的な役割を果たしていきます。

■市民病院

所在地：神奈川区三ツ沢西町1番1号
TEL045-316-4580 (代)、FAX045-316-6580

市民病院は、昭和35年10月に4科、24床で開院し、昭和58年から平成3年にかけて行った再整備などにより医療機能の充実を図り、現在は、34科、一般病床624床、感染症病床26床で運営しています。

平成29年からの2度目の再整備は、令和2年2月に管理棟、3月に診療棟が竣工し、5月に新病院へ移転しました。

令和4年度の1日平均患者数は、入院患者555人、外来患者1,387人でした。

がん医療では、地域がん診療連携拠点病院及びがんゲノム医療連携病院として、高度な治療や検査等を推進するとともに、令和3年には前立腺・膀胱センター、令和4年には乳がんをはじめとした乳腺疾患に対し、包括的に治療・支援を行うブレストセンターを立ち上げるなど、がんの早期発見から社会復帰、緩和ケアまで様々な職種で患者を支える総合的ながん医療を提供しています。

心血管疾患・脳卒中医療では、令和5年3月にハイブリット手術室が稼働を開始し、大動脈瘤へのステント内挿術（※）等をより安全に施行できるようになりました。また、フットケアセンターを設置し、血流障害などによる足の病変に対し複数の専門家が協力し、総合的に診断、治療を行っています。

県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症感染患者の受入病床を常時確保し、対応にあたりました。また、令和5年1月にはエイズ治療中核拠点病院に選定されました。

今後、より一層地域から必要とされる政策的医療及び高度急性期医療に積極的に取り組むとともに、新興感染症や災害医療など健康危機管理の拠点としての役割を果たしていきます。

※血管の中に人工血管を留置し、大動脈瘤の部分に血流の圧をかけないようにして、破裂を予防するもの。

■脳卒中・神経脊椎センター

所在地：磯子区滝頭1-2-1
TEL045-753-2500 (代)、FAX045-753-2859

脳卒中・神経脊椎センターは、平成11年8月に脳血管医療センターとして開院、平成24年度から診療領域の拡充・拡大を図り、平成27年1月に病院名称を「脳

卒中・神経脊椎センター」へ変更しました。現在は8科、300床で運営しています。

令和4年度の1日平均患者数は、入院患者247人、外来患者168人でした。

新型コロナウイルス感染症対応としては、専門医療の機能を最大限発揮し、認知症ケアや食事介護が必要な患者等を柔軟かつ幅広く受け入れました。

一方で、コロナ禍においても脳血管疾患を中心に「断らない救急」を徹底し、救急車搬送患者受入件数は前年度の2,004件から2,106件に増加しました。

また、脊椎や膝関節等の運動器の疾患に対しても高度な治療を実施することで市民の健康寿命延伸に貢献し、整形外科における手術件数（入院・外来合計）は前年度の547件から606件に増加しました。

なお、併設の介護老人保健施設（入所定員80人、通所定員33人）は、平成19年から指定管理者の社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスが管理運営を行っており、令和4年度の1日平均利用者数は入所者74人、通所者23人でした。

令和5年度も、引き続き専門医療と新型コロナウイルス感染症対応を両立させながら市民の健康寿命延伸に向けた取組を進めるとともに、さらなる経営改善によって自立的かつ持続可能な経営基盤の確立を図ります。

■みなと赤十字病院

所在地：中区新山下3-12-1
TEL045-628-6100 (代)、FAX045-628-6101

みなと赤十字病院は、公設民営の市立病院として、指定管理者である日本赤十字社の運営のもと、平成17年4月に23科、584床で開院しました。

平成19年5月には精神科病床50床が開床し、現在は、36科、634床で運営しています。

令和4年度の1日平均患者数は、入院患者475人、外来患者1,129人でした。

救急医療では、前年度に引き続き全国トップクラスの救急車搬送による受入患者数を維持しています。

アレルギー疾患医療では、アレルギー専門小児科医師等による保育士や幼稚園教諭等を対象とした食物アレルギーに関する研修会を引き続き積極的に実施しています。

新型コロナウイルス感染症対応として、市内発生患者を中心に患者受入れを行っています。

また、臨床研修病院として、客観的な第三者評価をいただくことでこれまでの臨床研修を振り返り、より良い臨床研修を目指すことを目的として、卒後臨床研修評価機構（JCEP）による臨床研修評価を受審しました。

令和5年度は、引き続き日本赤十字社を指定管理者として市との協定に基づいて、救急医療、アレルギー疾患医療、災害時医療などの政策的医療等を安定的に提供するとともに、市立病院として地域医療全体の質向上を図る先導的な取組を推進していきます。また、

市としては令和5年度も質の高い医療が提供されるよう指定管理者の取組の点検・評価を行っていきます。

環境創造局

かけがえのない環境を未来へ

“豊かな水・緑環境” “安全・安心な生活環境” を次世代へ

「住みたい、住み続けたいまち 横浜」の実現

横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を見据え、環境創造局が持つあらゆる資源・資産を最大限に生かして環境行政を推進していきます。

具体的には、市民の皆様や事業者の皆様との連携を一層深めながら、「地球温暖化対策」と「生物多様性の保全」の視点を取り入れ、安全・安心な暮らしを守るとともに、花・緑・農・水を生かしたまちの魅力や賑わいを創出し、2027年 国際園芸博覧会に向けた取組を積極的に進めます。

また、温暖化対策実行計画や、環境管理計画、みどりアップ計画、都市農業推進プラン、下水道事業中期経営計画など、環境行政の主要な計画を踏まえ、事業を推進します。

さらに、デジタル技術の活用や公民連携等により市民目線のサービスの向上と業務の一層の効率化を図るとともに、横浜市中小企業振興基本条例を踏まえ、市内経済を支える公園・下水道等の公共事業を着実に進めます。

環境政策の総合的な企画調整

■環境管理計画の推進（政策課）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定された計画です。

この計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」でもあるほか、全ての施策に関わる土台となる「環境教育・学習」を基本施策に位置付けています。

本計画が目指す将来の環境の姿として、「あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」、「郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げ、市民生活、経済、まちづくりなどあらゆる分野、多様な主体との連携により取組を推進することとしています。

各施策の実施状況等については、環境に関する市民意識調査の結果も活用しながら年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■横浜市水と緑の基本計画の推進（政策課）

「横浜市水と緑の基本計画」は市内にある河川や水路、海域、樹林地、農地、公園といった水や緑を一体的にとらえ、横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画です。

平成28年度に社会状況の変化などを考慮し、計画を一部改定しました。

この計画に基づき、豊かな水・緑環境にあふれる横浜市を育てていきます。

■横浜みどりアップ計画の推進（政策課、みどりアップ推進課）

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を策定し、緑の保全と創造の取組を進めてきました。「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」では、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の3つの柱に基づく取組と、効果的な広報の展開を進めています。

■環境プロモーション（政策課）

地域、学校、職場での環境教育・学習機会の充実を図ってきたことにより、環境に関心があり、行動している市民の割合は8割を超え、多くの市民に環境行動が生活の一部として定着してきています。環境にやさしいライフスタイルの更なる浸透のため、積極的な広報展開とともに多様な主体との連携により、「環境プロモーション」を推進しています。今後もあらゆる機会をとらえて環境プロモーションの展開を図り、より一層の環境行動の実践につなげる取組を進めていきます。

■国際貢献事業と海外水ビジネス展開 (下水道事業マネジメント課)

横浜市では、経済成長に伴う産業型の公害や、自動車の交通公害、近隣騒音そして生活排水による河川の汚染などの都市生活型の公害に対処してきた経験、これまで蓄積してきた下水処理・汚泥処理技術をはじめとする環境全般に関する技術・ノウハウ等を新興国等に対して提供するなど、技術協力を行っています。

例年、JICA等を通じた世界各国からの視察者を受け入れています。令和4年度は行動制限の緩和により、受入人数は合計42名と回復しています。

また、横浜水ビジネス協議会と協力したJICA地方自治体と連携した無償資金協力事業など公民連携した取組を通じ、新興国等における水環境に関する課題解決を図るとともに市内企業等の海外への水ビジネス展開に対して支援を行っています。

身近な水・緑の創造

■身近な公園の整備、再整備・改良(公園緑地整備課、公園緑地事務所、区土木事務所)

新設事業

- ・ 街区公園：(仮称)大平町公園(中区)、(仮称)西戸部町二丁目第二公園(西区)
- ・ 近隣公園：三保町西公園(緑区)
- ・ 地区公園：新羽丘陵公園(拡張)(港北区)

再整備・改良事業

- ・ 新田緑道(港北区：緑道)、公園施設改良事業等

■スポーツのできる公園の整備等(公園緑地整備課)

再整備・改良事業

- ・ 新横浜公園(港北区：運動公園)

■大規模な公園の整備(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 横浜動物の森公園(旭・緑区：広域公園)

再整備・改良事業

- ・ 本牧市民公園(中区：総合公園)、富岡総合公園(金沢区：総合公園)、金沢自然公園(金沢区：広域公園)

■都心部公園の魅力アップ(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 港の見える丘公園(拡張)(中区：風致公園)

■土地利用転換に対応した大規模な公園整備(公園緑地整備課)

小柴自然公園(金沢区：広域公園)

- ・ 米軍から返還された小柴貯油施設跡地について、現況の自然環境や地形を活かしつつ、緑や環境に係る活動・体験・学習の拠点などを有する公園として整備を進めています。

舞岡八幡山しぜん公園(戸塚区：総合公園)

- ・ 良好な樹林地や農地等から成る現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として整備を進め、令和4年11月に一部を公開しました。

(仮称)深谷通信所跡地公園(泉区)

- ・ 米軍から返還された深谷通信所跡地について、緑豊かな環境を生かしながら健康・スポーツの拠点となる公園を整備します。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園(旭・瀬谷区)

- ・ 米軍から返還された上瀬谷通信施設跡地について、2027年に開催予定の国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園を整備します。

■緑地の整備

(公園緑地整備課、公園緑地事務所)

市民の森、ふれあいの樹林の施設整備・改良及び市有緑地等における斜面地の防災工事を行っています。

■都市公園の管理(公園緑地管理課、公園緑地維持課、公園緑地事務所、区土木事務所)

身近な街区公園や近隣、地区、運動公園など計2,715か所(約1,700ヘクタール)の都市公園を管理しています。

街区公園などの美化活動は、「公園愛護会」など市民の皆さんの参加をいただいています。

■緑の保全(緑地保全推進課、みどりアップ推進課)

市民の森

民有の樹林を「市民の森」として所有者と市民の森契約を結び保存するとともに、現況を生かしながら園路・広場等の最小限の整備を行い、市民の皆さんに憩いの場として提供しています。

所有者には、土地の固定資産税及び都市計画税が減免されるほか、奨励金を交付しています。

指定面積は、約553ヘクタール(47か所)です。

(P171 一覧表参照)

ふれあいの樹林

所有者と賃貸借契約を結び、市街地の樹林を保全しながら地域のふれあいの場として、提供しています。

指定面積は、19.2ヘクタール(14か所)です。

市民の森・ふれあいの樹林は、愛護会や森づくり活動団体などのご協力をいただき、市民協働で維持管理を行っています。

■よこはま協働の森基金事業

(みどりアップ推進課、緑地保全推進課)

市民に身近な小規模樹林地を市民と行政との協働により保全するため、「よこはま協働の森基金」を創設し、用地の取得及び、施設整備等に取り組んでいます。

用地の取得については、樹林地の保全を希望する市民の皆さんの発意が前提であること、発意した市民の皆さんが募金活動等によって取得費用の1割以上（上限額500万円）を集めること、発意した市民の皆さんに取得後の樹林地の日常的な管理を行っていただくことなどが特徴です。

また、基金自体への寄附をより広く募るため「協働パートナー制度」を実施し、制度のPRとともに店舗等への募金箱の設置や、提携した飲料自動販売機の売上げの中から寄附をいただく、といった事業者との協働を進めています。

■ガーデンネックレス横浜の展開 (みどりアップ推進課)

花と緑にあふれる環境先進都市「ガーデンシティ横浜」を推進する先導的な取組として「ガーデンネックレス横浜」を全市で展開しています。市民・企業等と連携した取組を全市・地域で一層広げ、街の魅力や回遊性の向上・賑わいづくりにつなげるとともに国際園芸博覧会の機運醸成に繋がります。

会場及び開催期間

- ①みなとエリア（山下公園／港の見える丘公園／横浜公園／日本大通り／新港中央広場）
令和5年3月25日（土）～6月11日（日）
- ②里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣接）
春：令和5年3月25日（土）～5月7日（日）
秋：令和5年9月16日（土）～10月15日（日）
- ③全市 通年

■漁港区域の水辺の管理（農政推進課）

横浜市の南側にある2か所の漁港（柴、金沢）の区域について、良好な水域環境の保全を図るため、海上清掃を実施しているほか、適正に係留又は保管されていない船舶などに対する指導を行っています。

■生物多様性に関する研究（環境科学研究所）

1 生物生息状況モニタリング調査

(1) 水域生物相調査

昭和48年以来河川41地点、海域10地点で、水域の生物相調査を実施しています。調査結果は、生物指標を用いた水質の評価や環境変化などの影響について解析するとともに「横浜の川と海の生物」として公表しています。

(2) 陸域生物相調査

「緑の10大拠点」「緑の10大拠点の周辺」「都市化が進む市街地」において、陸域の生物相調査（植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）を実施しています。調査結果は、環境変化や地域特性による生物

の違いについて、解析・検討、情報提供を行っています。

また、市立小学校を対象とした、こども「いきいき」生き物調査（小学生生き物アンケート調査）を実施しています。地域の自然や生き物への関心を高めてもらうとともに、市内全域での生き物の生息状況の把握に活用しています。

市民の森一覧 令和5年4月1日現在（面積：ha）

地区名	場所	面積
飯島市民の森	栄区飯島町	5.7
上郷	栄区上郷町、尾月	4.9
下永谷	港南区下永谷六丁目他	6.1
三保	緑区三保町	39.7
釜利谷	金沢区釜利谷町他	11.8
峯	磯子区峰町	15.9
獅子ヶ谷	鶴見区獅子ヶ谷二丁目他	18.6
瀬谷	瀬谷区瀬谷町、東野台他	19.2
氷取沢	磯子区氷取沢町他	71.8
小机城址	港北区小机町	4.6
瀬上	栄区上郷町	48.2
称名寺	金沢区金沢町、谷津町	10.7
熊野神社	港北区師岡町、樽町四丁目	5.3
豊顕寺	神奈川区三ツ沢西町	2.3
まさかりが淵	戸塚区汲沢町、深谷町	6.5
ウイトリッヒの森	戸塚区俣野町	3.2
矢指市民の森	旭区矢指町	5.1
綱島	港北区綱島台	6.1
追分	旭区矢指町、下川井町	33.2
南本宿	旭区南本宿町	6.3
荒井沢	栄区公田町	9.6
新治	緑区新治町、三保町	68.0
寺家ふるさとの森	青葉区寺家町	12.4
舞岡ふるさとの森	戸塚区舞岡町	19.5
関ヶ谷市民の森	金沢区釜利谷西二丁目他	2.2
鴨居原	緑区鴨居町	2.0
駒岡中郷	鶴見区駒岡三丁目	1.1
金沢	金沢区釜利谷町	26.5
深谷	戸塚区深谷町	3.1
中田宮の台	泉区中田北三丁目	1.3
今宿	旭区今宿町	3.0
川和	都筑区川和町	4.0
鍛冶ヶ谷	栄区鍛冶ヶ谷二丁目	2.9
新橋	泉区新橋町	4.3
柏町	旭区柏町	1.9
朝比奈北	金沢区朝比奈町他	11.5
池辺	都筑区池辺町	4.0
上川井	旭区上川井町	10.1
古橋	泉区和泉が丘三丁目	2.2
長津田宿	緑区長津田町	3.0
市沢	旭区市沢町	5.5
名瀬・上矢部	戸塚区上矢部町名瀬町	15.2
今井・境木	保土ヶ谷区今井町	2.7
(仮称)恩田	青葉区恩田町	5.0
(仮称)富岡東三丁目	金沢区富岡東三丁目	1.6
(仮称)台村	緑区台村町	2.0
(仮称)御伊勢山・権現山	金沢区六浦二丁目、瀬戸	2.8
47か所		約553ha

よこはま協働の森基金事業による樹林地取得状況

年度	所在地	面積
平成17	金沢区六浦五丁目	2,303.54m ²

2 水・緑環境の整備効果に関する研究

多自然川づくり、雨水調整池整備事業などにより整備された生物生息環境を調査し、事業効果や管理手法を検討する研究を進めています。帷子川ではアユを対象として遡上及び産卵状況の調査を行っています。

3 豊かな海づくり

これまでに山下公園前海域等で行ってきた調査の結果、横浜港の水質をより向上させるためには、海域生物の浄化能力を活用した海づくりが重要であることが分かっています。

山下地区においては、水質浄化能力の回復に向けた生物生息環境の改善を進めており、生物生息状況の定期的なモニタリング調査をしています。

また、世界トライアスロンシリーズ横浜大会等で横浜の海への関心・環境意識の普及啓発を行っています。

■高度処理の推進（下水道設備課）

下水処理水放流先の水質環境基準の達成や、海域での赤潮の一因となる富栄養化を防止するため、通常の標準活性汚泥法では十分除去できない窒素、リンの除去率の高い高度処理を推進しています。

■合流式下水道の改善（管路整備課）

合流式下水道区域（市域面積の約1/4）では、大雨時に下水道管から汚濁した雨水の一部が雨水吐より河川などに流出されます。公共用水域の水質保全を図るため、河川などへの流出回数を減らす雨水吐の改良を進めています。

持続できる都市農業の推進

■農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興（農業振興課、農政推進課）

1 市内産農畜産物の生産振興

(1) スマート農業技術の普及促進

ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業技術の導入に対する支援を行います。

(2) 環境への負荷を軽減した農業の取組の奨励・推進

環境への負荷を軽減した農業の取組を奨励し、周辺環境に配慮した都市農業を推進します。

2 都市農業の拠点づくり支援

農業専用地区の推進

市内のまとまりのある農地について、都市農業の拠点として農業専用地区に指定し、基盤整備や農業振興策を推進します。

農業専用地区：28 地区：1,071.5 ヘクタール

3 生産基盤の整備と支援

農業生産基盤・設備の整備・改修

都市と調和した良好な環境の創出を図るため、ほ場整備、かんがい・排水施設の整備、農道整備等の農業生産

基盤の整備を支援します。

■横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援（農業振興課、農政推進課、環境活動支援センター）

1 農業の担い手の育成・支援

(1) 横浜型担い手

意欲的に農業に取り組む担い手を横浜型担い手として認定し、それぞれの担い手のニーズに応じた育成・支援を行っています。

認定農業者認定数：265 人

ゆめ・ファーマー認定数：139 人

環境保全型農業推進者認定数：184 人

(2) 新規参入

横浜の農を支える新たな担い手として、農外からの新規参入や法人参入を推進し、支援しています。

(3) 横浜チャレンジファーマー支援事業

農業以外から職業として新規就農を目指す市民の皆さんを応援するため、研修を実施し「横浜チャレンジファーマー」として認定、農地の紹介等の支援を行っています。

2 農業経営の安定対策

農業経営の安定化を図るため、長期・短期の各種制度資金への利子補給や原資の貸付を行います。また、野菜価格安定事業に参加する生産者に対し支援を行い、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

■農業生産の基盤となる農地の利用促進（農政推進課）

1 農地の貸し借りの促進

農業生産の基盤となる農地の有効利用を図るため、規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人等に積極的に農地の貸し借りを進めます。

2 まとまりのある農地等の保全

各種農地制度の適切な運用により、農業生産の基盤となる農地の保全を図ります。

生産緑地地区 1,559 か所：269.8 ヘクタール

農用地区域面積：992.5 ヘクタール

防災協力農地登録面積：246.2 ヘクタール

市民が身近に農を感じる場をつくる

■農に親しむ取組の推進（農業振興課、農政推進課）

1 良好な農景観の保全

農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農業者団体などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組を支援します。

水田保全奨励事業：111.9 ヘクタール

集团的農地の維持管理事業：674.0 ヘクタール

2 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の

高まりに応えるため、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設など市民が農とふれあう機会の提供を支援します。

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：

5.0ヘクタール

横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室等：94回



田奈恵みの里での体験水田

■地産地消の推進（農業振興課）

1 身近に農を感じる地産地消の推進

地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗の配布など、地産地消の取組を進めます。

さらに、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じられる取組を推進します。

直売所等の支援：17件

2 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、市民・企業等と連携した取組を推進します。あわせて、横浜の農の魅力「横浜農場※」を活用して、積極的にプロモーションを展開します。

（地産地消サポート店登録、はまふうどコンシェルジュの育成、地産地消ビジネス創出支援、市民や企業との連携等）



※「横浜農場」とは食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉です。

生活環境の保全

■生活環境保全推進ガイドラインの推進（環境管理課）

横浜市環境管理計画で定めた生活環境分野の目標達成に向けて、「生活環境保全推進ガイドライン（平成31年3月策定）」に基づく取組を推進しています。

ガイドラインでは、生活環境の目指す姿を「安全・安心で快適な生活環境の保全」とし、「生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進」及び「連携による新たな取組の推進」を基本的な方向性として定め、それぞれの具体的な取組を体系的にわかりやすくまとめています。

各取組の実施状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■環境法令等に基づく規制指導（環境管理課）

環境法令、横浜市生活環境の保全等に関する条例等に基づき立入調査を行うなど、市内工場等の規制指導を行っています。

令和4年度末現在の対象工場・事業場数は大気汚染防止法が1,214、水質汚濁防止法が1,411、騒音規制法が3,644、振動規制法が2,008、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所が4,678となっています。これらの法令等の対象になっている事業所の申請や届出に関する情報は「環境情報管理システム」で管理しています。

■大気汚染・水質汚濁等の環境監視（環境管理課監視センター）

市内の大気汚染の状況（大気27地点）や、大規模発生源（大気28工場、水質29工場）から排出される汚染物質の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令やPM2.5の高濃度予報が出された時等には、関係機関と連絡体制をとっています。また、環境中の放射線、PM2.5、ダイオキシン類、有害大気汚染物質のほか、河川・海域・地下水の水質や道路交通騒音、新幹線鉄道騒音及び振動等の測定を行っています。

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

	令和4年度開設実績
認定市民菜園	1.65ha
収穫体験農園	3.35ha
農園付公園	0ha
合計	5.0ha

※四捨五入のため、内訳と合計は一致しません。



認定市民菜園

■固定発生源に対する大気汚染対策 (大気・音環境課)

「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等により工場・事業場など固定発生源に対する大気汚染対策を推進しています。

近年、大気環境は以前に比べて改善されており、二酸化硫黄、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、環境基準が達成されない状況にあります。

微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントの原因物質の1つである揮発性有機化合物(VOC)については、VOCを排出する工場・事業場に対して立入・指導を実施するほか、光化学スモッグ注意報の発令が多い夏場は特に排出を抑えるよう求めています。

■公害に関する苦情・相談対応(大気・音環境課、水・土壌環境課)

市民の皆さんからの公害に関する苦情については、受付後、原則三日以内に現地調査等の対応を行っています。

令和4年度の公害苦情は1,632件で、令和3年度に比べ270件増加しました。また、公害苦情として受付した件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関することなどについて、電話やメール等で寄せられた相談件数が1,198件ありました。

今後も迅速で適切な苦情・相談対応を行います。

■環境影響評価(環境アセスメント)制度 (環境影響評価課)

良好な都市環境を確保するため、事業者自らが環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民意見を聴くなどの手続きを通し、環境に配慮した事業とする環境アセスメント制度を運用します。

令和4年度に横浜市環境影響評価条例に基づく手続を

行った事業は、次の16件です。

- 1 (仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業
- 2 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
- 3 (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
- 4 2027年国際園芸博覧会
- 5 みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画
- 6 (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事
- 7 南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋立事業(仮称)
- 8 (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
- 9 (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
- 10 (仮称) 上大岡C北地区第一種市街地再開発事業
- 11 (仮称) 横浜市中区海岸通計画
- 12 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画
- 13 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト
- 14 相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業
- 15 (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事
- 16 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト

令和4年度に環境影響評価法に基づく手続を行った事業は、次の3件です。

- 1 相鉄・東急直通線
- 2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業
- 3 横浜湘南道路事業

■土壌汚染対策(水・土壌環境課)

「土壌汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質を使用している工場等の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の機会をとらえ、土壌調査や汚染土壌の対策等について指導しています。

■水質汚濁対策(水・土壌環境課)

公共用水域の水質を保全するため、「水質汚濁防止法」

区別公害苦情発生件数

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	令和4年度																		
	全 市	全 市	全 市	全 市	全 市	鶴 見	神 奈 川	西	中	南	港 南	保 土 ヶ 谷	旭	磯 子	金 沢	港 北	青 緑	都 葉	戸 塚	栄	泉	瀬 谷	
大気汚染	369	291	445	362	459	21	25	6	19	14	20	17	29	10	15	44	43	73	53	21	9	26	14
悪臭	335	307	466	358	391	11	22	5	20	8	10	15	22	12	12	39	28	67	55	19	7	22	17
騒音	463	387	555	430	504	47	42	26	51	26	22	23	31	15	14	65	23	28	25	27	12	15	12
振動	161	108	151	147	195	26	15	8	12	6	7	7	13	7	8	28	9	12	12	11	3	4	7
水質汚濁	84	63	74	57	73	0	4	3	1	1	5	2	10	1	1	1	5	7	2	9	8	8	5
地盤沈下	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	5	8	13	6	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	2	1	0	0
総数	1421	1165	1704	1362	1632	106	109	48	103	55	64	64	105	45	50	178	108	189	149	89	40	75	55

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排水を公共用水域に排出する工場・事業場から届出等を受け、定期的に立入調査を行い、排水基準の遵守状態を監視、指導するとともに、東京湾に排出する特定事業場に対しCOD等の総量規制を行っています。

また、下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、公共下水道に接続する工場・事業場に対して、「下水道法」「横浜市下水道条例」に基づき、施設設置等に関わる届出等を受けるとともに、定期的に立入調査を行い、排水の監視、指導を行っています。

■地盤沈下対策（水・土壌環境課）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」及び「工業用水法」に基づき、地下水採取の規制を行うほか、一定規模以上の掘削作業を行う事業者に対して指導を行っています。

また、横浜市内の地盤沈下の状況を把握するため、市域の沖積低地を対象に精密水準測量を行っています。

■野生鳥獣対策事業（動物園課）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づく捕獲許可や飼養登録と、有害鳥獣対策に係る事務を行っています。有害鳥獣対策は、家屋侵入等の生活被害を与えているアライグマ、ハクビシン、タイワンリスと、繁殖期に攻撃・威嚇行動をするカラスの対策として、原因となる巣立ちピナの緊急回収を実施しています。

■低公害車の普及及び啓発（環境エネルギー課）

本市では、電気自動車や燃料電池自動車等の低公害な次世代自動車の普及促進を図るため啓発事業を行っています。

また、燃料電池自動車を公用車（乗用車）として累計23台導入しています（令和5年3月末現在）。導入した次世代自動車を各種イベントに出展し、市民の皆さんの認知度向上を図っています。

次世代自動車による啓発事業

令和4年度イベント出展回数	11回
---------------	-----

■燃料電池自動車の導入補助（環境エネルギー課）

燃料電池自動車の初期需要を喚起するため、導入経費に対する補助を実施しています。

令和4年度補助実績：19台（補助上限額25万円）

■ディーゼル自動車の運行規制（大気・音環境課）

ディーゼル車の運行による大気汚染を抑制するため、九都県市で連携した運行規制を行っており、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で県域内を運行できる車両の排ガス基準が設けられています。横浜市域では、国土交通省等と連携した路上検査やナンバープレートの撮影などによる検査・指導を行っています。

■石綿対策（大気・音環境課、環境管理課）

建物の解体工事等に伴う石綿飛散を防止するため、「大気汚染防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を受け付け、現場検査等により作業方法の指導を行っています（届出件数：267件）。また、届出の対象外となる解体工事についても、他法令の届出情報をもとに立入検査を行い、着工前に石綿含有建材の事前調査が適正に実施されているかについて確認、指導を行っています。

横浜市が所有する公共施設については、石綿障害予防規則を遵守するように、関連部署と連携して対応にあたっています。

■化学物質対策（環境管理課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質の排出量・移動量の届出を受け付けています。令和4年度は357事業所から届出がありました。

化学物質による環境リスクを低減していくためには、市民の皆さん、事業者及び行政が、情報を共有し、対話を行っていくことが重要です。そのための取組として、市民の皆さんや事業者を対象としたセミナーの開催等を行っています。

■地盤環境の研究（環境科学研究所）

環境保全や災害対策等に役立てるため、地盤沈下観測所及び観測井において、地盤沈下量及び地下水位の観測や土質調査資料（ボーリング情報）の収集を行い、横浜市内の地質や地盤構造、地下水位等に関する調査研究を行っています。

■水洗化未整備地域の解消（管路整備課）

令和4年度末の下水道普及率は、概成100パーセントですが、まだ、約650世帯の方々が公共下水道を利用できない状況にあります。このため、引き続き、関連局等と積極的に調整を図りながら、公団混乱地区や他事業関連地域等において、地元の市民の皆さんと協力して整備を進めてまいります。

■水洗化普及促進事業（管路保全課）

横浜市では、次のような制度や施策を設け、未接続世帯の解消を図っています。

- 1 経済的な負担軽減や私道に公共下水道等を敷設す

るための助成

- (1) 「水洗便所設備資金助成・貸付金制度」と、併用する「宅地内排水ポンプ施設設置工事貸付制度」
- (2) 私道対策受託下水道工事制度
- (3) 共同排水設備工事の助成制度
- (4) 取付管接続受託下水道工事制度

2 水洗化普及促進の相談や指導のための対策

- (1) 「水洗化普及相談員」の配置
- (2) 「水洗化紛争仲介委員会」の設置

■排水設備指定工事店制度（管路保全課）

排水設備は、宅地の下水を公共下水道に流入させるための大切な設備です。この設備が法令などの基準に基づき正しく設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすばかりでなく、設備の使用者にも不都合が生じる恐れがあります。

この制度は、排水設備の設計・施工に関する十分な知識と能力をもった工事店を市長が指定し、この指定を受けた工事店でなければ市内の排水設備工事を行うことができないとしている制度です。

安全な都市づくり

■下水道管きよの維持管理（管路保全課、区土木事務所）

下水道管きよは、各家庭や事業所から排出される汚水や雨水をポンプ場や水再生センターなどへ導く役割をしています。市内の管きよの総延長は、約 12,000 キロメートルにも達しています。これらの膨大な施設を良好な状態に保つため、平成 30 年度から清掃と併せたノズルカメラによる点検を年間約 1,200 キロメートル実施するなど状態を監視する管きよの維持管理を行っています。

令和 3 年度から中大口径管の維持管理に包括的民間委託を導入しました。

また、管きよの埋設状況（位置・太さ・深さ等）を記載した下水道台帳を作成し、維持管理や市民の皆さんへの閲覧に利用しています。なお、インターネットでも閲覧できるように情報を提供しています。

■下水道管きよの更新（管路整備課）

下水道本管約 11,900km、マンホール約 53 万個、取付管約 140 万個の膨大なストックを保有しており、これらの下水道管路施設は、1960 年代（昭和 35 年～44 年）以降から短期間に整備されたものが大部分を占めています。約 20 年後には標準耐用年数 50 年を超過する下水道管路施設が全体の 70% に達するなど、老朽化の進行が全市域に広がり、老朽化した下水道管路施設を起因とした道路陥没等の事故が増加傾向にあります。

これまでは、臨海部を中心とした「再整備区域」を対

象に再整備を実施してきましたが、今後、老朽化する下水道管路施設が全市域に広がることを踏まえ、令和 4 年度から再整備の対象を全市域に拡大しています。

■下水道施設の更新（下水道施設整備課、下水道設備課、下水道事務所）

水再生センター・ポンプ場の老朽化等による機能停止を未然に防止するため、横浜市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設・設備の更新を計画的に進めています。水再生センターやポンプ場等では、防食・覆蓋・外装等の施設の更新を進めるとともに、水処理設備や発電・沈砂池等の設備の更新を進めます。

■下水道による浸水対策（下水道事業マネジメント課）

安全な市民生活と都市機能を確保するために、都心部や過去に浸水被害が発生している地域を重点的に、下水道管や雨水貯留施設を整備するなどの浸水対策を進めています。

市域全体を対象に 1 時間あたり 50 mm の降雨に対応する雨水排水施設の整備を進め、令和 4 年度末の整備率は 66.5% となりました。また、人口が集中し、かつ地盤の低い地域では、1 時間あたり 60 mm の降雨に対応する整備を進め、令和 4 年度末の整備率は 65.7% となりました。

また、横浜駅周辺地区を全国初となる浸水被害対策区域に指定し、官民連携して浸水対策を推進しています。

雨水排水施設の整備にあたっては、公園を活用した雨水貯留・浸透施設の設置や既存施設の活用を図るなど、効率的な浸水対策を進めています。

特定都市河川に指定された河川の流域では、河川管理者と下水道管理者が共同で作成する流域水害対策計画に沿って、一体となって浸水被害の防止に取り組みます。

■雨水幹線（管路整備課、下水道事務所）

浸水被害箇所に対する安全度を高めるため雨水幹線の整備を重点的に進めています。

エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線、中和田雨水幹線、恩田川左岸雨水幹線や瀬谷支線等の整備

■危機対応に係る計画の整備（下水道事業マネジメント課）

危機管理体制の強化

震災時において下水道機能を継続するために、被災した機能を早期に復旧することを目的として「下水道 BCP【地震・津波編】」を平成 25 年 3 月に策定しました。

また、近年の全国での豪雨による下水道施設の被害等を鑑み、令和 3 年 3 月に「下水道 BCP【水害編】」を策定し、水害に対する図上訓練を行うなど、被災時の対応力向上のための取組を実施しています。

さらに、令和 3 年 3 月に第 3 版として【地震・津波編】、令和 4 年 3 月に第 2 版として【水害編】を改定し、より

実効性の高い計画へと見直しを行いました。

設備の整備、運転訓練等を実施)

■雨水浸透の促進（下水道事業マネジメント課、管路保全課）

雨水浸透ますは、屋根や道路に降った雨を集めて、地面にしみ込ませる施設で、地盤に透水性があり、地下水位が低いなどの条件が整った地域において、個人の住宅等への設置を促進しています。

雨水浸透ますの設置を促進することにより、計画降雨量を超えたゲリラ豪雨などによる都市型水害の抑制や、地下水のかん養、河川水量の回復などへの効果が期待されています。

雨水浸透ますを設置する住宅等に対して助成金を交付しています。

また、水循環の再生を目的に、雨水をゆっくり流す流出抑制対策、雨水の有効利用推進として雨水貯留タンクの設置を促進しており、雨水貯留タンクの購入費に対して助成を行っています。

■下水道システムの耐震強化（下水道事業マネジメント課、下水道施設整備課、管路整備課、管路保全課）

震災時においても下水道の使用を可能にし、都市の衛生環境を維持するために、水再生センター等の下水道施設の耐震化を図ります。震災時のトイレ機能確保のため、地域防災拠点等から水再生センターまでの下水道管の耐震化を進めるとともに、緊急輸送路等の下水道管についても耐震化を進めます。

そのほか、災害時に多くの市民の皆さんが集まる地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備しています。

■マンホールトイレ設置助成制度（管路保全課）

横浜市では、地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備していますが、同時に市民の皆さんの自助・共助の促進を図る目的で、自主的な防災活動を積極的に行っている組織を対象に、マンホールトイレ設置に対する助成を令和3年度から本格的に実施しています。

■水再生センター等のリスク管理手法の構築（下水道施設管理課）

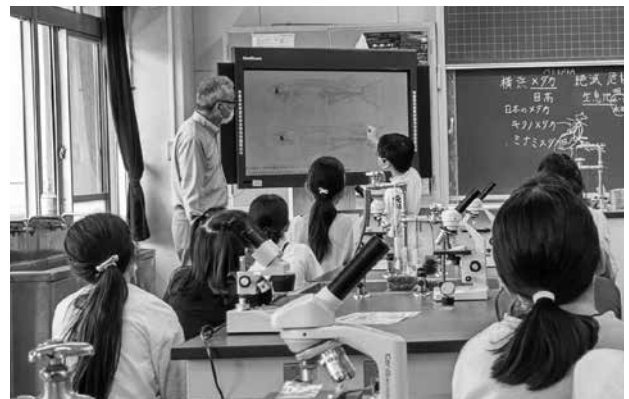
大雨時の災害対応と地震対応の訓練を水再生センター等で実施しています。

- ・ 一斉点検（雨季に備え、緊急時における出動体制の確認のほか、情報収集伝達訓練、排水設備の整備、運転訓練、下水道BCPに関連したセンターの独自点検、災害協定協力会社との災害時応急措置合同訓練等を実施）
- ・ 地震訓練（地震発生後を想定した施設設備点検や応急復旧訓練のほか、津波等を想定した避難訓練等の危機対応能力向上訓練を実施）
- ・ 主要設備点検（台風に備え、情報の収集伝達、排水

環境活動の推進

■環境教育出前講座（生物多様性でYES!）の実施（政策課）

生物多様性の損失や地球温暖化といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の方々を対象に、市民団体、企業、国際機関、市役所など専門知識を持った講師が講義を行う「環境教育出前講座」を実施しています。令和4年度は8,322人が環境教育出前講座を受講しました。



環境教育出前講座「横浜メダカってなんだろう？」

■環境にやさしいライフスタイル推進事業（政策課）

小学生が夏休み期間中に家庭で環境行動に取り組み、それを応援する企業の協賛金により、海外の環境保全活動を支援する、「こども『エコ活。』大作戦!」を実施しています。

■農と緑の人材育成事業（環境活動支援センター）

1 市民農業大学講座開催

援農や緑化ボランティアなどで活躍できる人材を育成するため、市民農業大学講座（2年間）を開催しています。

1年次：栽培基礎（35回/年）

2年次：農家での実習

2 農体験リーダー活動支援事業

援農や緑化ボランティア活動が円滑に行われるように、援農活動等への支援として、農体験リーダー（市民農業大学講座修了者）による自主組織「横浜農と緑の会（通称：はま農楽）」に対してフォローアップ研修の実施、援農を希望する農家の情報提供や会議スペースの提供などを行っています。

3 ふれあいボランティア活動

横浜市児童遊園地における花壇や竹林の手入れなどの園内維持管理のボランティア活動を支援しています。（令和4年度は36回活動）

4 市民が森に関わるきっかけづくり事業

森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントなどを行っています。

■環境学習の推進（環境活動支援センター、環境科学研究所）

みどりの学校（こども植物園）

自然に親しみ緑を大切にすることをはぐくむため、小学生を対象に、花や野菜の栽培、自然観察、植物を材料とした工作や遊びなど、実体験を中心とした研修会等を行っています。令和4年度は13回開催しました。

こどもエコフォーラム

生物多様性や身近な自然など、環境をテーマに市内の小中学校の児童生徒による研究や活動の成果を発表しています。

令和4年度は2校が発表しました。

■プレイパーク支援事業（公園緑地維持課）

公園等において自然環境や素材を活用しながら、子どもの想像力を活かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援しています。

■公園愛護会活動の支援（公園緑地維持課）

横浜市のおよそ9割の公園で公園愛護会が活動しています。公園愛護会は清掃等、公園の日常的な手入れをしているほか、花壇づくりやイベントなど公園の魅力を高める活動を地域全体で行っている所もあります。

土木事務所には公園愛護会の相談窓口となる職員（コーディネーター）がおり、公園愛護会からの要請に応じ、様々な支援をしています

公園愛護会数：2,523 団体（令和5年3月31日現在）



公園愛護会の活動

■森を育む人材育成事業（みどりアップ推進課、環境活動支援センター）

市民の皆さんとの協働により、樹林地の保全・育成・活用を進めることで、樹林地の維持管理を良好に行います。

森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。

また、森づくり活動を行う団体を対象に、必要な道具の貸出し、活動に対する助成、専門家派遣などの支援を行います。

森づくり活動団体等：75 団体（令和5年4月1日現在）



新治市民の森での森づくりボランティア派遣「よこはま森の助っタース」

■環境情報の提供（環境科学研究所）

大気・水質・地盤・生物の情報など、環境の状況を表すさまざまな調査データについて、情報提供を進めています。

土質調査資料（ボーリング情報）については、建築や地震防災対策の資料として活用されることから、平成17年から、地盤地図情報「地盤 View」に掲載し、インターネットで公開しています。

■動物園（動物園課）

よこはま動物園（ズーラシア）

「生命の共生・自然との調和」を目指して、希少動物を中心に動物の生息する気候帯別の展示を行い、植物や人の文化も織り交ぜながら世界の環境を演出しています。

オカピなど世界の希少動物の展示をはじめ「アフリカのサバンナ」ゾーンでは、肉食動物のチーターと草食動物のキリンなど合計4種類の動物を、一緒に展示しています。



野毛山動物園

都心臨海部を見下ろす高台に位置する身近な動物園として小動物とのふれあいができる「なかよし広場」を始め、

キリン、ライオン、レッサーパンダや爬虫類などを展示しています。



危機に瀕するカンムリシロムクヤカグーなどの飼育下繁殖に取り組むとともに、環境省保護増殖事業に参画し、ライチョウやツシマヤマネコの保全に取り組んでいます。また、動物園の動物の繁殖に関する専門的な研究施設として、繁殖生理や遺伝的多様性の研究、配偶子など遺伝資源の凍結保存、人工繁殖技術の研究等も行っています。

こうした保全活動への関心を深めてもらうため、施設公開や科学スクールなどを開催しています。

動物園の状況 令和5年4月1日現在

区分	よこはま動物園	野毛山動物園	万騎が原ちびっこ動物園	金沢動物園	繁殖センター
管理面積 (ha)	45.3	3.3	0.2	12.8	(3.7)
飼育動物点数					
ほ乳類	53種 324点	16種 342点	2種 95点	25種 159点	1種 4点
鳥類	39種 195点	28種 138点	1種 25点	13種 37点	9種 181点
は虫類	5種 11点	28種 149点	-	5種 10点	-
両生類	-	-	-	7種 34点	4種 263点
魚類	1種 1点	4種 997点	-	4種 818点	-
計	98種 531点	76種 1,626点	3種 120点	54種 1,058点	14種 448点
令和4年度野生動物自然保護法違反点数	18種 118点	19種 79点	-	23種 193点	-
令和4年度入園者数(人)	1,027,968	517,802	64,281	288,689	-

※1 よこはま動物園の管理面積には、繁殖センター分が含まれています。

万騎が原ちびっこ動物園

モルモットやハツカネズミなどの小動物を中心に展示し、コンタクトコーナーがあります。



金沢動物園

「横浜つながりの森」の一部である緑あふれる丘の上にあり、海が望める動物園です。起伏に富む園内にはコアアラをはじめとした世界の草食動物を生息地別に4つの大陸区に分け展示しています。



横浜市繁殖センター

横浜に生息するカエル類やミゾゴイ、世界的に絶滅の

地球温暖化対策等の推進

■自立分散型エネルギー設備設置費補助事業 (環境エネルギー課)

自立分散型エネルギー設備の普及を促進し、エネルギー利用効率が高く災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、燃料電池システムの設置に対する補助を実施しました。(令和5年度は休止)

令和4年度補助実績：50件

■風力発電事業 (ハマウイング) (環境エネルギー課)

横浜市の環境行動のシンボリック事業として平成19年3月に運転開始し、市民・事業者・行政の3者が協働で取り組んでいます。

ハマウイングを活用し、再生可能エネルギーの普及啓発を進めています。

令和4年度実績：総発電量 2,233,584kWh



■事業者温暖化対策促進事業 (環境管理課)

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して計画書の提出及び実施状況の報告を義務付けています。さらに、計画や実施内容への市による評価などを行うことで、温室効果ガスの排出抑制を促しています。

また、市内に電気を供給する小売電気事業者から、再生可能エネルギーにより発電された電気の割合などの計

画や実績報告を義務付けています。さらに、計画や実績報告の情報を市がわかりやすく公表することで、二酸化炭素の排出が少ない電気の普及につなげます。

■下水道事業の温暖化対策に関する検討 (政策課)

令和4年度は、「横浜市下水道脱炭素プラン」を策定し、下水道事業からの温室効果ガス排出量を2030年度までに50%削減する取組を体系的にまとめました。

今後は、それらの取組を着実に推進するとともに、多様な主体との連携や、新技術の導入等カーボンニュートラルを見据えた取組を検討し、目標達成を目指します。

■下水汚泥燃料化事業（下水道設備課）

南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業、および北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業をPFI事業として実施しています。

事業期間を通じて市の財政負担の縮減や、事業の効率的な実施と長期安定的な有効利用先の確保、循環型社会の構築等への貢献、リスク分担の明確化による安定した事業運営ができます。

南部汚泥資源化センターでは、平成28年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

北部汚泥資源化センターでは、令和元年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

■資源化・リサイクルの推進 (下水道施設管理課)

下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスを、汚泥焼却炉等の補助燃料や、消化ガス発電の燃料に使用し、一部の発電電力を売却しています。また、汚泥を原料に燃料化物を製造している他、下水道工事等で掘削された土に汚泥焼却灰を混合して良質な埋め戻し材（改良土）として利用しています。

■下水・汚泥施設の省エネ技術等に関する調査研究（下水道事業マネジメント課）

従来の処理方式と比較して、更に省エネ型の膜処理技術に関する調査研究を実施するとともに、下水道資源を活用した新たなエネルギーの創出に関する検討を継続的に進めてきました。

■都市の暑さ対策調査研究 (環境科学研究所)

横浜市においても、地球温暖化やヒートアイランド現象により年平均気温が上昇傾向にあります。このため、市内36地点での気温観測等を通じて、市内における暑さの状況を把握し、その結果を情報発信しています。

さらに、市街地等での暑さの実態調査や、暑さ対策技

術を導入した場合の暑さの緩和効果について検証を実施しています。

また、各区局の暑さ対策に対する技術的支援を行っています。

■建設発生土等対策（技術監理課）

横浜市の公共工事等から発生する建設発生土及びその他の建設副産物について、「発生の抑制」「再利用の促進」「適正処理の推進」を図り、公共事業の円滑な推進と環境の保全に努めています。

特に、建設発生土については、工事現場内での埋め戻しや、工事間利用の促進に努めるとともに、横浜市臨海部の埋立事業に活用するほか、他都市の建設資源としても活用しています。

また、アスファルト廃材・コンクリート廃材等については、再資源化施設で処理し、市内の道路工事等に再生資材として利用しています。

効率的・効果的な事業運営

■地籍調査事業（地籍調査課）

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、地番、地目、所有者の調査及び境界、面積の測量を行い、土地についての基礎資料を整備しています。また、過去に地籍調査を実施した地区の成果の管理及び閲覧を行っています。

令和5年度は、金沢区釜利谷東二丁目及び谷津町の一部ほかを対象として調査を実施します。

なお、地籍調査により作成された簿冊及び地図の写しは法務局に送付され、登記簿と公図に反映されます。

■公園への指定管理者制度の推進 (公園緑地管理課)

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や業務の効率化などを図るため、「指定管理者制度」の公園への導入を順次進めており、新横浜公園や山手西洋館など92公園、99施設が指定管理者による管理に移行しています。

令和5年度は、27公園、27施設の指定管理者の選定を行います。

■下水道事業中期経営計画の推進 (下水道事業マネジメント課)

新たに策定した「横浜市下水道事業中期経営計画2022」は、令和4年度から令和7年度を計画期間として、経営理念及び経営方針をはじめ、施策、事業運営、財政運営の方向性と取組を掲げた計画です。本計画に基づき、災害に強いまちづくりや良好な環境の実現、市民生活を支える下水

道の管理などの取組を進めています。

■横浜市下水道事業経営研究会（下水道事業マネジメント課）

下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行うため、横浜市附属機関設置条例に基づく「横浜市下水道事業経営研究会」を設置しています。

令和3年12月に設置した横浜市下水道事業経営研究会（第9期）では、5回にわたって中期経営計画2018の最終振り返り、中期経営計画2022の策定に向けた審議及び長期的な財政運営のあり方について審議を行っています。

■下水道施設の維持管理費用削減の取組（下水道施設管理課）

水再生センター場内清掃業務等の委託管理や設備の長寿命化対策、省エネルギーの推進などにより維持管理費の削減に取り組みました。

水再生センター等の委託管理では、市内10か所の施設の点検や清掃を委託業務により実施しています。また、市内2か所の汚泥資源化センター及び金沢水再生センター前処理施設では、従来の委託業務よりもさらに民間のノウハウを活用した包括的管理委託を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに安全・安心かつ効率的な運営管理を図っています。

設備の長寿命化対策では、老朽化した設備について、設置から維持管理、更新に係る費用を含めたライフサイクルコストを低減するため、設備の長寿命化対策に取り組んでいます。なお、国のストックマネジメント支援制度を活用し、設備機器の修繕費用の削減を図っています。

省エネルギーの取組としては、本市の節電対策にあわせた、空調・照明の適正管理・機器の効率的な運転を徹底するとともに、電力需要の高い時間帯の電力抑制を実施しました。

■適切な工事発注と安全な施工の推進（技術監理課）

老朽化する公園施設や下水道施設が増大する中で、施設を供用しながら施工する更新事業は複雑で高度な技術を要します。環境創造局で発注する公園・下水道の更新や新規整備を円滑、効率的に推進するために技術基準や積算基準書の作成を行っています。また、適切な発注事務を進めるために担当職員への技術的支援も行っています。

道路上や既存公園など市民の皆さんに身近な場所で行う工事では、安全な施工が市民生活の安全にもつながります。そこで請負業者、監督職員に向けて事故防止に係る啓発活動を行っています。

■下水道広報事業（下水道事業マネジメント課）

下水道事業の役割や重要性を発信し、事業の持続可能

性の確保につなげるため、様々な主体と連携し、積極的な情報発信や環境教育を推進しています。

令和4年度は「東京湾大感謝祭」への参加や8月1日の「水の日」に合わせて水循環に関する普及啓発などを行いました。また、横浜に下水道が整備され150年経過したことを契機に、「横浜下水道150」と題し、様々な広報活動を実施することにより、下水道の役割や重要性を発信しました。

■外郭団体の経営向上への取組（総務課）

公益財団法人横浜市緑の協会と本市が協議して定めた、一定期間における主要な経営目標を「協約」として掲げ、団体経営の向上を目指しています。

令和5年度は、令和3年度に策定した協約の最終年度として、目標の達成に取り組むとともに、次期協約の検討を進めています。

■下水道使用料収入の確保（経理経営課）

下水道事業においては、雨水処理に要する経費は市税（公費）で、汚水処理に要する経費は下水道使用料等（私費）で負担することを基本としています。

下水道使用料収入は、水道使用水量の動向に大きく影響を受けます。市内の世帯数の増加により、水道使用者数は増加していますが、一世帯あたりの人員と使用水量は減少傾向にあります。また、景気動向も事業活動を左右するため、使用料収入変動の要因の一つと考えられます。

このような状況の下、環境創造局では、井戸水や雨水使用者等、水道水以外の水使用者について調査を行うなど、使用料の適正徴収に努め、使用料収入の確保に取り組んでいます。

下水道使用料収入の確保

排出量、平均排出量、使用料収入の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
排出量 (千m ³)	379,960	377,988	384,990	382,401	375,722
平均排出量 (m ³ /月)	17.06	16.78	16.94	16.68	16.27
使用料収入 (千円)	60,665,486	60,246,064	59,034,712	59,181,482	58,721,227

(排出量及び平均排出量は一般汚水、使用料収入は税込で総額)

井戸水使用実績（上記数値の内数）の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
排出量 (千m ³)	3,605	3,583	3,229	3,319	3,292
使用料収入 (千円)	1,527,222	1,529,468	1,374,865	1,423,471	1,411,597

■資源・資産の有効活用による収入の確保（政策課）

局の所有する下水道用地を有効に活用し、土地活用等を推進するほか、公園施設へのネーミングライツの導入等による収入の確保に努めています。

また、下水道では処理の過程で、様々な資源が生まれ、消化ガスを使って発電した電力や再生水を販売

しています。

これらの資源・資産の有効活用から得られる収入は貴重な財源であり、費用対効果や地域の課題解決への貢献といった視点も踏まえながら、収入確保に向け一層努力していきます。

■人材育成の推進（総務課）

環境創造局において求められる職員像は「良好な環境を創り、次世代へ伝えるため、自ら考え行動する職員」です。その実現に向けて、職員の能力向上を図るための研修を実施するほか、資格取得支援制度や環境保全、緑・農業・公園、下水道等の各分野の連携促進などに取り組んでいます。

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、次世代に引き継いでいくため、市は平成 18 年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

平成 21 年度からは「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しており、平成 31 年度からは第 3 期目である「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」を推進しています。



横浜みどりアップ計画 [2019-2023] の概要

計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜



1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



計画の柱 1
市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

5か年の主な取組

- ・ 緑地保全制度による指定を進め、300ha の樹林地等の保全
- ・ 良好な森づくりの推進
- ・ 指定した樹林地における維持管理の支援
- ・ 森に関わるきっかけとなるイベントや広報の実施



計画の柱 2
市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の主な取組

- ・ 水田の継続的な保全の支援
- ・ 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会の提供
- ・ 市民や企業と連携した地産地消の推進



計画の柱 3
市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

5か年の主な取組

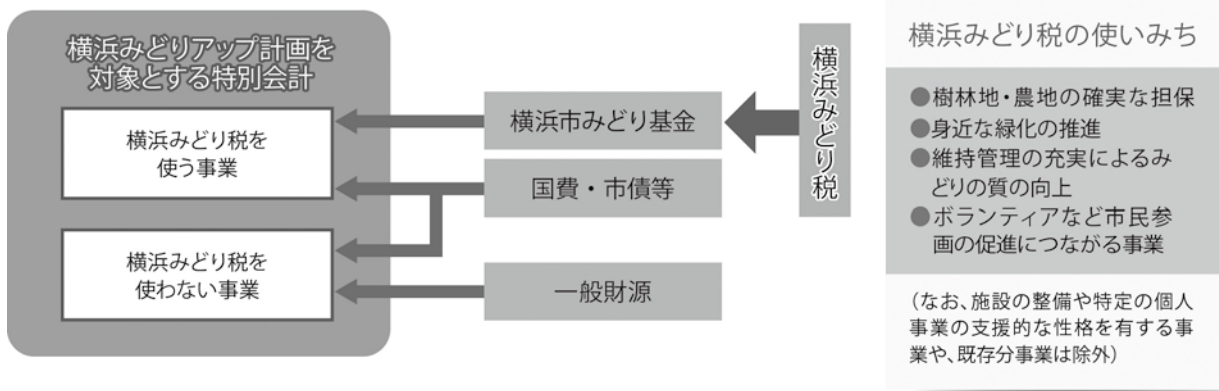
- ・ 地域で愛されている並木の再生
- ・ 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組の推進
- ・ 子どもを育む場所での緑の創出・育成を推進
- ・ 緑や花による魅力ある空間づくりを推進

効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、戦略的な広報を展開します。

■横浜市みどり基金と特別会計

「横浜みどり税」の使いみちは「横浜みどりアップ計画」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金（横浜市みどり基金）を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行っています。また、横浜みどり税を使わない事業を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使いみちを明確にしています。



■横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」を進めるにあたって、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」という組織を設置しています。市民推進会議では、「横浜みどりアップ計画」の推進に向けて、事業、施策の評価・意見・提案や市民の皆さんへの情報提供等を行っています。

横浜みどりアップ計画 [2019-2023] 2022 年度の実績概要



市民とともに次世代につなぐ森を育む

土地の所有者のご協力を頂き、緑地保全制度による指定が進みました。また、市民の森や公園などで愛護会などと連携して樹木の維持管理を実施するとともに、指定した樹林地で土地所有者が行う維持管理への支援や、森づくり活動を行う人材の育成などを行いました。

- ・樹林地の指定:36.8ha(特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など)[5か年の目標:300ha]
- ・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理:市民の森等172か所/まとまった樹林地のある公園38か所[5か年の目標:推進]
- ・樹林地維持管理助成:111件[5か年の目標:500件]
- ・森に関わるきっかけとなるイベント等:98回[5か年の目標:180回]



市民が身近に農を感じる場をつくる

横浜に残る貴重な水田景観の保全や農景観を良好に維持する取組への支援を進めました。また、様々なタイプの農園の開設支援、整備により、農にふれあう機会が増えました。さらに、直売所等の開設支援、青空市等の運営支援により、地産地消に触れる機会を拡大する取組を進めました。

- ・水田の保全:111.9ha[5か年の目標:125ha]
- ・農地の管理を行う農業者団体に対する支援(集団農地維持):674.0ha[5か年の目標:730ha]
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設:5.0ha[5か年の目標:22.8ha]
- ・地産地消にふれる機会の拡大:直売所・加工所の支援17件、青空市・マルシェ等の支援46件[5か年の目標:285件]



市民が実感できる緑や花をつくる

地域の皆さんが主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実現する「地域緑のまちづくり」が進んでいます。また、公共施設・民有地の緑化や、都心臨海部での緑や花による街の魅力や賑わいづくりが進みました。

- ・公共施設・公有地での緑の創出:13か所[5か年の目標:36か所]
- ・シンボリックな緑の創出:整備中2か所[5か年の目標:推進]
- ・地域で緑のまちづくりに取り組むことになった地区:5地区[5か年の目標:30地区](ほか累計15地区)
- ・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出:37か所[5か年の目標:100か所]
- ・都心臨海部の緑や花による空間づくりと維持管理:14か所[5か年の目標:推進]

資源循環局

スリーアール

3R が定着した夢のあるまち

平成 23 年 1 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ^{スリム}3R 夢プラン」に基づき、市民・事業者と更なる協働のもと、「3R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めるとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

■「ヨコハマ3R 夢プラン」の3つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を令和 7 年度までに 10%以上削減（平成 21 年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和 7 年度までに 50%以上削減（平成 21 年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

ごみ処理状況

■令和 4 年度の状況（政策調整課）

令和 4 年度の総排出量（ごみと資源の総量）は 116.0 万トンで、平成 21 年度に対して 9.0 パーセント（11.5 万トン）減少しました。

家庭系の排出量については 13.0 パーセント減少し、事業系の排出量については 1.8 パーセント増加しました。

また、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスは 23.9 万トンで、平成 21 年度に対して 15.2 パーセント（4.3 万トン）減少しました。

※ヨコハマ3R 夢プランの温室効果ガス排出量は、ごみ発電による温室効果ガスの削減効果を含めて算出しています。また、温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成 25 年度から基準年度（平成 21 年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。

表 1 令和 4 年度ごみと資源の総量実績 【単位：トン】

		令和 4 年度実績	平成 21 年度実績 (基準年度)	平成 21 年度比
市全体		1,160,264	1,275,444	▲ 115,180
内	家庭系			
	ごみ量	566,139	611,299	▲ 45,161
	資源化量 ^{*1}	245,517	321,533	▲ 76,016
小計		811,656	932,833	▲ 121,177
訳	事業系			
	ごみ量	281,362	318,429	▲ 37,067
	資源化量 ^{*2}	67,246	24,183	43,064
小計		348,608	342,611	5,997

※ 1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。
 ※ 2 事業系の資源化量は、事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計です。
 ※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。



「ヨコハマ^{スリム}3R 夢！」ロゴ

ヨコハマ^{スリム}3R 夢プランの推進

■市民・事業者に対する啓発の実施（政策調整課、3R 推進課、業務課、施設課）

市民意識を高めるため、各種の広報・啓発事業を展開しています。

- 1 「ヨコハマ3R 夢！」広報の推進
 - (1) 「ヨコハマ3R 夢！広報大使」を活用した3R行動の呼びかけ
 - (2) 各種広報媒体を活用した3Rの行動事例の情報提供
 - (3) 市内イベントでのPRや「ヨコハマ3R 夢！」を分かりやすく説明したパネルの掲出
- 2 小・中学生を対象にした「ヨコハマ3R 夢！」ポスターコンクールの開催
- 3 焼却工場等の施設見学会の実施
- 4 小学 4 年生用 3R 夢学習副読本の作成・配付
- 5 スマートフォンアプリ「横浜ごみ分別アプリ」の配信、AI を使ったごみ分別案内の実施（イーオのごみ分別案内）
- 6 SNS やホームページを活用した情報提供
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>



へら星人 ミーオ



「ヨコハマ3R 夢！」
マスコット イーオ

7 啓発拠点

子どもから大人まで誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報を展示した啓発拠点を設置しています。

(1) 3R 夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)
TEL 045-521-2191 FAX 045-521-2193
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

(2) 3R 夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)
TEL 045-953-4851 FAX 045-953-4852
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

(3) 3R 夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)
TEL 045-784-9711 FAX 045-784-9714
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

(4) 3R 夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)
TEL 045-941-7911 FAX 045-941-7912
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

(5) 遊んで♪学んで! 都筑3R夢教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)
TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8409
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>

(6) プレパークさかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)
TEL 045-891-9200 FAX 045-893-7641
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

■市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進 (政策調整課調査等担当、3R推進課、事業系廃棄物対策課、街の美化推進課)

1 「ヨコハマ3R夢」推進会議

市長を委員長に、副市長、危機管理監、技監、全区局長、統括本部長で構成し、ヨコハマ3R夢プランの目標設定・取組方針の決定を行い、市役所全体でヨコハマ3R夢プランを推進しています。

2 食品ロス・生ごみの削減

(1) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出される燃やすごみに含まれる食品ロスを減らすため、食べることや食べ物を捨てることについて考えるオンラインイベントや家庭での実践に向けた講座の開催、フードバンク・フードドライブ活動の推進など食品ロス削減の呼びかけを行っています。環境や食育など、様々な視点から取組を進め、自ら取り組

んでいただけるよう働きかけています。

また、平成29年度から食品廃棄物の発生抑制や再生利用などに関する取組が特に優れている事業者を「横浜市の3Rきら星活動賞」として表彰しています。

(2) 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、プランターやダンボールを使用して、家庭から排出される生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える土壌混合法の講習会等を行い普及啓発を行っています。

(3) 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効活用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議、連携を図りながら検討しています。

(4) 食べきり協力店

外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しを減らす取組を実践していただける飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和4年度末現在

・登録店舗数 953店

3 環境事業推進委員制度

自治会町内会を単位として環境事業推進委員を委嘱しています(任期2年、約4,000人)。

地域における、ごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進をはじめ、集積場所での分別排出の普及啓発等を行うとともに、資源集団回収など地域でのリサイクル活動の推進を行っています。また、不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発等、まちの美化にかかわる取組も行っていきます。

4 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

様々な環境行動により「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体の表彰を行います。

5 リデュース(発生抑制)の推進

プラスチックごみの削減に向けた取組の一つとして、市内企業と連携してキャンペーンを行っています。

また、ペットボトル等の使い捨てを減らすため、持参したマイボトルに入れたてのコーヒーやお茶などを販売したり、お水などを無料で提供する場所を「マイボトルスポット」として登録し、周知しています。

■徹底的なごみの分別と資源化の推進 (業務課、事業系廃棄物対策課)

1 家庭系ごみ

(1) 分別収集の実施

家庭から出るごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別収集を実施しています。

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。また「古紙」「古布」「スプレー缶」「小さな金属類」「粗大ごみから取り出した金属類及び羽毛布団」はそれぞれ再生資源として売却し、「乾電池」及

び「燃えないごみ」は再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、びんのうちその他の色とペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、「プラスチック製容器包装」とびんのその他の色の市町村負担割合分及びガラス残さについては再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

(2) 小型家電リサイクル事業

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成 25 年 10 月から実施しており、平成 28 年 5 月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm × 15cm)に入る長さ 30cm 未満の使用済小型家電です。各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18 区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内 76 か所です(令和 5 年 3 月現在)。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

(3) 資源集団回収

自治会町内会、子ども会、老人クラブ、PTA などの団体が、地域の自主活動として古紙等の資源物を回収し資源化しています。これらの活動に対して、奨励金の交付を行い、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の醸成を図っています。

現在、市内の家庭から排出される古紙・古布については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など個別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

(4) 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど 89 か所(令和 5 年 3 月現在)に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

(5) センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成 17 年度からは、全収集事務所(緑区は長坂谷ヤード、栄区は栄ストックヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスを、「ヨコハマ 3 R 夢!」等を PR しています。

(6) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導等を行っても分

別しない人に対して罰則(過料 2,000 円)を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

(7) 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることを禁止しています。持ち去り対策としてパトロールを実施し、禁止命令に従わない場合は 20 万円以下の罰金を規定しています。

2 事業系ごみ

(1) 排出事業者指導

市内の事業者に対し、3 R 夢プランの趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取組を働きかけています。また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により事業用大規模建築物から毎年提出される「減量化・資源化等計画書」に基づき、立入調査を実施するとともに、中小事業所へも、減量・リサイクルの働きかけや適正処理の指導を行っています。

令和 4 年度実績

・事業者への説明・働きかけ	28 回	4,496 人
・立入調査件数(大規模建築物)		618 か所
・現況確認等件数(中小事業所)		963 か所

(2) 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入物検査を実施し、古紙等の資源物や、廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルート等への誘導を行っています。

令和 4 年度実績

・検査台数	172,009 台、	指導台数	424 台、
		持ち帰り台数	38 台

(3) 分別違反等への罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則(過料 2,000 円)を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

(4) 処理業者指導

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可審査や指導を行っています。また、資源循環産業の担い手として、他の模範となる事業者に対し、平成 17 年度から優良事業者認定を行っています。

令和 4 年度実績 11 事業者

(5) 市役所ごみゼロの推進

横浜市役所も一事業者として、施設から排出されるごみの減量・適正処理に率先して取り組んでいます。

全職場において、ごみの分別徹底や 3 R 行動に関する目標の設定、本市施設を対象としたルート回収を通じて、市役所での 3 R の取組を推進しています。

■環境に配慮したごみ処理の推進 (政策調整課調査等担当、施設課、施設計画課、処分地管理課)

1 焼却処理

家庭ごみ等の燃やすごみを4つの焼却工場で安全・安定的に焼却処理しています。焼却にあたっては、高度技術を導入した排ガス処理設備により、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制するとともに、工場排水について浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないよう適正な維持管理に努めています。

鶴見工場の長寿命化対策工事については、焼却炉の大規模改修工事やクレーン設備の制御装置工事などを行い、平成30年度から5か年で進めていた長寿命化対策を完了しました。

保土ヶ谷工場の再整備については、事業者公募に向け、基本設計や環境影響調査等を行いました。また、再整備期間中においても中継輸送機能を確保できるよう、工場敷地内に新たな中継輸送施設を建設するため、中継輸送施設の設計と既存建物の一部解体を行いました。

2 焼却工場の脱炭素化への取組

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用しています。

この熱エネルギーを利用して創出される蒸気や電力は、化石燃料を使用しないため、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。

これらのエネルギーを市内企業や公共施設等で活用することで、市域内での脱炭素化を進めています。

(1) 蒸気供給による取組

熱エネルギーを蒸気として、工場併設の余熱利用施設に供給しています。令和3年度からは、民間企業へ蒸気を供給するための実現可能性調査に取り組むなど、地域の脱炭素化について検討を進めています。

(2) ごみ発電による取組

電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設や隣接する下水道施設に供給しており、令和2年度からは市庁舎へも供給しています。さらに小売電気事業者と連携し、焼却工場で作出したCO₂排出ゼロの電気を市内事業者へ供給する「はまっこ電気」の取組に加えて、新たな公共施設への活用を拡大するなど、地産地消の更なる促進を図っています。

(3) 新たな脱炭素化への取組

工場の排ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、水素と合成してメタンガスを生成する技術確立に向け、民間企業と共同で実証試験を進め、脱炭素化に取り組めます。

3 焼却灰の有効利用

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を本市唯一の処分場として長く大切に使用していくため、ごみの減量化に加え、焼却灰の資源化を継続的に実施することが重要です。資源化の手法については、溶融処理やセメント原

料化、薬剤固化等があり、令和4年度は民間による溶融処理と薬剤固化を実施しました。

4 埋立処分

焼却工場が発生する焼却灰や不燃性の一般廃棄物及び市内中小企業の事業者から排出される産業廃棄物は、臨海部にある南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立処分されています。最終処分場では、排水処理施設により、浸出水を適正に処理・浄化しています。

5 焼却工場や最終処分場の環境対策

焼却工場や最終処分場から発生する排ガスや排水を検査し、各種法令に基づく基準を満たしていることを確認するとともに、公害防止設備の効果測定を行い、施設が周辺環境に及ぼす影響についても調査しています。また、最終処分場の排水や処分場周辺の海水等に含まれる放射性セシウムのモニタリングを行っているほか、最終処分場の敷地境界では空間線量の測定を行い、結果を公表しています。

6 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化・適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

■環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進 (街の美化推進課、区資源化推進担当)

1 クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、美化対策やポイ捨て・歩きタバコ防止の取組を推進しています。

(1) まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、まちの美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定しています。横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や地域住民によるクリーンアップ活動を支援し、各区では、清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動などを行っています。

(2) 路上喫煙・歩きタバコ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、タバコの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者への指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)

喫煙禁止地区以外の地域では、歩きタバコ防止パトロールを駅周辺で実施し、歩きタバコやポイ捨ての防止等について周知・啓発をしています。

2 不法投棄の防止

不法投棄されたごみの撤去を行うほか、不法投棄されやすい場所に防止看板や監視装置を設置し、また、夜間監視パトロールを実施するなど、防止策を行っています。



保土ヶ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中

施設配置図 (令和5年3月現在)



清掃活動の様子



喫煙禁止地区での指導の様子

3 放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の対策を実施しています。市民からの通報等により、現場調査や各関係機関へ所有者等について照会し、所有者等が判明したものは撤去の要請を行います。

また、所有者等が不明なものについては、「横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会」に諮問し、廃物と判定されたものを公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

4 焼却工場の24時間受入れ

金沢工場では、24時間受入れを実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみの迅速な収集を可能とし、ごみのない美しい街の実現を推進します。

ごみ・し尿の収集処理

■家庭系ごみの収集（業務課）

市内の18収集事務所等が、ステーション方式で収集を実施しています。ごみの減量・リサイクルを推進するため、以下のとおり分別収集を実施しています。

1 燃やすごみ・燃えないごみ（ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等）・スプレー缶・乾電池

週2回収し、燃やすごみは焼却工場で焼却しています。燃えないごみ（ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等）・スプレー缶・乾電池は資源化しています。

2 プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類

週1回民間委託事業者が収集し、資源化しています。

3 古紙・古布

原則として資源集団回収で収集されていますが、「ふれあい収集」など一部は、行政が収集し、資源化しています。

4 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターへのインターネットなどのICTツール又は電話での事前申込みにより、有料で民間事業者が収集しています。また、粗大ごみのうち、まだ使うことができる家具類などをリユース品として工場や一部の事務所などで市民に提供しています（令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため提供を中止。令和4年度より順次再開）。

粗大ごみ受付センター

URL <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>

TEL 0570-200-530（ナビダイヤル）

045-330-3953

5 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しており、ごみが出ていない場合には声かけを行っています。さらに、粗大ごみを持ち出すことができない同様の方などを対象に、自宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を実施しています。また、道路が狭く収集車が通行することができない地域には、軽四輪車でごみを収集する「狭あい道路収集」を行っています。

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成28年12月1日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

6 犬・猫等動物の死体処理

路上や空き地の動物死体については、市民からの連絡を受けて処理しています。なお、飼育動物の合同火葬を希望する場合は手数料（6,500円）を徴収して出張回収を行っています。

■し尿の収集処理

（業務課、施設課、事業系廃棄物対策課、街の美化推進課）

本市のし尿処理方法は、全市的に下水道処理が普及しており、一部、浄化槽処理及びくみ取り処理を行っています。

令和4年度末におけるし尿処理状況は本市人口約376万人のうち、浄化槽処理約0.21%、くみ取り処理約0.04%と推測されます。

令和4年度のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は32,800キログラムで、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後に、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

1 浄化槽

令和4年度に設置された基数は35基で、市内全体での設置累計は5,093基となっています。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるように「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行っています。

2 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内の駅周辺など、人通りの多いところには公衆トイレを設置しており、日常清掃や破損箇所の補修などの維持管理作業により、清潔な公衆トイレの保持に努めています（令和5年4月1日現在、76か所）。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として、地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

■産業廃棄物の適正処理指導（事業系廃棄物対策課）

1 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再利用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では事業活動に伴って発生する廃棄物のうち20種類を産業廃棄物として定めるとともに、特に、爆発性・毒性・感染性等の性状を有する産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として定め、排出事業者の自己処理責任の原則を明確にしています。

現在市内には、約 15 万 5 千の事業所があり、そこから排出される産業廃棄物の量は、令和 3 年度で約 960 万トンと推計されています。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物処理業の許可及び指導監督業務等を行っています。

2 不適正処理の監視・指導

平成 17 年 4 月 1 日から、不適正処理に対する迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、事業系廃棄物対策課に県警 OB 職員と市職員で構成する専従機動班を設置し、収集事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の不適正処理の監視・指導の強化を図っています。

3 PCB 廃棄物適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサーなどの電気機器等に広く使用されてきましたが、人体への影響から昭和 47 年に製造が中止され、その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めてきました。

高濃度 PCB を含む廃棄物は、変圧器・コンデンサーが令和 3 年度末、蛍光灯安定器等が令和 4 年度末をもって処分期間が終了しました。

引き続き、低濃度 PCB の保管状況を把握し、保管が判明した事業者に対し、期間内に所定の手続きを行うよう働きかけていきます。

4 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業 4 種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業又は埋立などの最終処分業です）。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理推進のため、これら処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

5 最終処分に対する指導

横浜市内で埋立処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境影響の大きい廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析調査報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、事前承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、維持管理や跡地利用に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

6 公共関与による最終処分場

南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場において、公共

事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

7 建設工事に係る資材の再資源化等の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）では、一定規模以上の建設工事について工事内容の事前の届出・分別解体等及び発生する特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材）の再資源化を義務付けています。

また、横浜市では再資源化の促進のため、平成 17 年 11 月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法の対象外である、延べ床面積が 80 ㎡未満の建築物の解体工事についても届出を求めており、分別解体及び特定建設資材の再資源化に努めていただくよう助言・指導を行っています。

8 自動車リサイクル

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成 16 年 7 月 1 日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が導入されました。平成 17 年 1 月 1 日には使用済自動車の引取業やフロン類回収業の登録制、リサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行となりました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準の遵守の確認及び環境への影響が起きないように立入指導等を行っています。

9 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障のおそれがない状態を維持するため、環境省の特定支障除去等維持事業補助金の交付を受け、引き続き行政代執行にて、場内汚水を浄化する水処理施設の維持管理やモニタリング等の対策を行っています。

また、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ求償を行っています。

廃棄物分野における国際協力

■視察・研修の受入（政策調整課ほか）

海外諸国・都市の廃棄物問題解決に貢献するため、海外からの視察受入を行い、これまで横浜が市民・事業者との協働のもと培ってきた分別・リサイクルのノウハウや処理技術の紹介等を行っています。

平成 29 年 4 月に環境省・JICA 等と共同で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、横浜市はこれまでの知見や先進的な技術が評価され、研修の拠点として位置づけられています。これまでに、アフリカ各国・都市からの廃棄物行政関係者を対象とした

研修をオンライン含め、13回実施しています。

■職員派遣（政策調整課ほか）

ベトナム・ダナン市におけるごみ分別促進事業（JICA草の根技術協力事業）や「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、現地への職員派遣を通じて、横浜市の知見を共有するとともに、現地情報・ニーズの把握を行っています。

また、廃棄物処理や3Rに関する国際会議等にも積極的に参加し、廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上を図るとともに、局内の国際人材育成にもつなげています。

各種委員会等

■横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会（政策調整課）

ごみの減量・リサイクルや適正な処理の推進に関するさまざまな施策について、審議しています。

■横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会（街の美化推進課）

放置自動車及び沈船等が廃物に該当するか否かの判定を行っています。

■横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会（施設計画課）

保土ヶ谷工場再整備工事の事業者選定にあたって、民間事業者から提出された技術提案を、高度で専門的な知識に基づき、中立かつ公正に審査・評価します。

■公益財団法人 横浜市資源循環公社（総務課）

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理並びに地球温暖化対策に関する諸事業を通じて、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与するため、各種事業を実施しています。

建築局

市民や社会の要請に確かな技術力で応え、 「子育てしたいまち、次世代を共に育むまち」の実現を目指します

建築局では、人口減少や気候変動の影響、社会情勢の変化等も踏まえ、次の6つの基本施策を柱として、「子育てしたいまち、次世代を共に育むまち」の実現を目指します。

- 1 多様な世代に選ばれる郊外住宅地のまちづくり
多世代が住み、働き、楽しみ、交流できる住宅地を形成します
- 2 安心して暮らせる住環境の整備
多様な住まいの確保や居住者を支援する地域社会の形成に取り組みます
- 3 脱炭素社会の実現
建築物の脱炭素化を推進し、Zero Carbon Yokohama を目指します
- 4 災害に強いまちづくり
大地震や風水害による被害の軽減に取り組みます
- 5 安全・安心を支える建築・宅地指導行政の推進
建築や開発に関する的確な指導・誘導を実施します
- 6 市民生活を支える公共施設の整備・保全
誰もが利用しやすく地域が誇れる施設づくりを目指します

また、「中期計画 2022～2025」基本戦略の実現に向け、上記1から3に関連し、子育て世代への切れ目のない住宅支援として「よこはま☆子育て住まいサポート」に取り組みます。

都市計画・土地利用調整

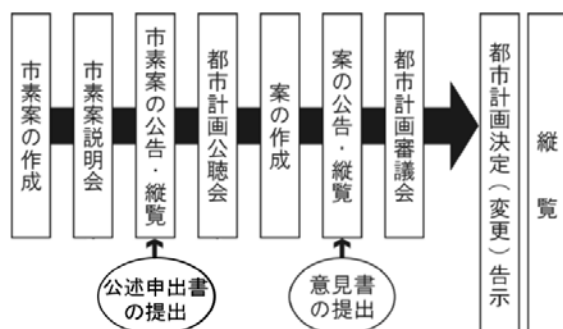
■都市計画の手続等（都市計画課）

都市計画の手続

都市計画は、広域的・根幹的なものを都道府県が、その他のものを市町村が定めることとなっています。

平成 27 年 6 月から、都市計画の基本的な方針を定める都市計画区域マスタープランの決定権限が神奈川県から横浜市に移譲され、都道府県とほぼ同等の権限を有することになりました。

都市計画の手続



都市計画の案の作成に際しては、必要に応じて説明会や公聴会等を開催するとともに、都市計画案の縦覧や意見書の受付を行うなど、住民の意見を反映する機会が設けられています。

都市計画の提案制度

住民等がより積極的に都市計画に関わることを可能とするため、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができる制度が平成 14 年の都市計画法の改正により創設されました。

1 提案できる都市計画

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の方針を除く都市計画

2 提案できる主体

土地所有者等、まちづくり NPO 等あるいは民間事業者等

3 提案の要件

- ・ 0.5 ヘクタール以上の一団の土地の区域
- ・ 法令で定める都市計画に関する基準に適合
- ・ 提案区域内の土地所有者等の 2/3 以上の同意（人数及び面積）

市街化区域と市街化調整区域

都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る

べき区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分（区域区分）し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ります。

この区域区分（線引き）は、昭和45年6月に決定され、これまで52年3月、59年12月、平成4年9月、9年4月、15年3月、22年3月、30年3月に全市見直しを行いました。

地域地区

次の制度により適正な土地利用を図っています。

1 用途地域

地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域を指定し、建蔽率、容積率、敷地面積の最低限度などを定めています。

2 防火地域・準防火地域

建築物の不燃化による都市防災の強化を図るため、防火地域又は準防火地域を指定し、建築物の規模による構造上の規制を行っています。

3 その他

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める高度地区、都市における風致を維持するための風致地区、港湾を管理運営するための臨港地区、良好な都市環境の形成に必要な緑化を推進するための緑化地域、地域の特性にふさわしい、きめ細やかなまちづくりを行うための地区計画等を定め、これらの諸制度の活用により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。

都市施設

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するためには、道路・鉄道・公園・緑地・下水道・ごみ焼却場などの都市施設を計画的に配置することが求められます。都市施設の都市計画決定（変更）にあたっては、広く住民に施設の規模、配置を明確に示し、住民の合意形成を促進しつつ、土地利用や他の都市施設等との計画、総合性及び一体性の確保を図ります。

■都市計画に関する許可、指導（都市計画課）

都市計画法に基づく許可等

都市計画施設（道路・公園・河川等）区域内の都市計画法に基づく建築許可や、用途地域その他の地域地区、都市計画施設の都市計画決定線の位置確認を行っています。令和4年度の建築許可件数は174件、都市計画決定線の位置確認件数は1,065件です。

都市計画情報の提供

1 最新の都市計画情報

用途地域や都市計画施設などの都市計画の内容を、本市ホームページの横浜市行政地図情報提供システム（i-マッピー）で公開しています。また、i-マッピーの閲覧端末を、市庁舎2階の「よこはま建築情報センター」に設置しています。

令和4年度のi-マッピーのアクセス件数は

927,741件です。

（i-マッピーのアドレス）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/>

2 過去の都市計画情報

都市計画法により縦覧に供することとなっている、都市計画決定（変更）を行った都市計画の図書を本市ホームページから閲覧できます。

（A-マッピーのアドレス）

<http://a-mappy.city.yokohama.lg.jp/>

■土地利用の総合調整（企画課）

横浜市では、本市が指定する工業集積地域内での土地利用転換の機会や民間事業者が一定の規模を要する建築・開発計画を策定する初期段階を捉え、本市の都市計画マスタープランなどの行政計画への整合や、子育て・交通などの地域が抱える課題への対応等を踏まえた総合的な視点で助言を行い、適正な土地利用が促進されるよう取り組んでいます。

令和4年度

土地利用総合調整会議に関する届出件数 24件

工業集積地域に関する届出件数 25件

建築防災

■住宅の耐震診断・改修の支援（建築防災課）

地震に強い「安全・安心なまちづくり」を推進するため、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された、木造住宅と分譲マンションの耐震診断と改修等を支援する制度を実施しています。

木造住宅は、横浜市が耐震診断士を派遣します（持家：無料、貸家・空家：1万円）。診断の結果、「倒壊の可能性が高い」または「倒壊の可能性がある」と判定された住宅については、耐震改修費用（持家のみ）、もしくは除却費用を補助します。

また、木造住宅の1階に設置できる防災ベッド、耐震シェルターの設置費用を補助します。

マンションは、予備診断で「本診断（精密診断）が必要」と判定されたマンション等が本診断を行う場合、その費用を補助します。本診断の結果、「改修が必要」と判定された場合、耐震設計・改修費用を補助します。

令和4年度

木造住宅耐震診断士派遣件数 277件

木造住宅訪問相談件数 121件

木造住宅耐震改修件数 12件

住宅除却件数 108件

防災ベッド等設置件数 4件

マンション本診断実施戸数 107戸

マンション耐震改修工事補助実施戸数 102戸

■特定建築物の耐震診断・改修の支援（建築防災課）

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された、多数の者が利用する民間の建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道にある建築物について、耐震診断、

耐震改修設計、耐震改修及び除却の費用を補助しています。

令和4年度	耐震診断費補助件数	3件
	耐震改修設計費補助件数	2件
	耐震改修工事費補助件数	2件
	除却費補助件数	3件

耐震診断義務付け建築物の診断結果の報告

・多数の者が利用する大規模な建築物、大規模な危険物の貯蔵庫・処理場

平成25年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、平成27年12月末までに耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられた対象建築物の診断結果を平成29年3月に公表し、耐震性のない建物については、積極的に建物所有者を支援しています。

・市が指定した災害時に特に重要な道路沿道の建築物

平成25年に改定した横浜市耐震改修促進計画により、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付けた対象建築物の耐震診断が概ね完了したことから、平成31年2月に診断結果を公表しました。

耐震性がないと判定された建築物の所有者を対象に、建築士や弁護士等の専門家と連携した「耐震トータルサポート事業」により、耐震化を支援しています。

■崖地の対策等に関する業務（建築防災課）

崖地防災対策事業

1 応急資材整備事業、応急仮設工事及び緊急応急対策工事

崖崩れが発生した際には、2次災害による被害の拡大を防ぐため、応急資材等を使用した応急措置（応急資材整備事業）を行うほか、土地所有者等が行う土留柵設置などの応急措置（応急仮設工事、緊急応急対策工事）を支援します。

令和4年度実施 応急資材整備事業 2件

2 崖地防災対策工事助成金制度

個人等が所有する高さ2メートルを超える崖地、又は道路等に面する場合は高さが1メートルを超える崖地の改善工事（予防・復旧）に対する助成制度として、「崖地防災対策工事助成金制度」を行っています。

令和4年度実施 崖地防災対策工事助成金 10件

3 崖地減災対策工事助成金制度

個人等が所有する高さ2メートルを超える崖地、又は道路等に面する場合は高さが1メートルを超える崖地で、減災工法を活用した工事を実施する場合の助成制度として「崖地減災対策工事助成金制度」を行っています。

令和4年度実施 崖地減災対策工事助成金 9件

4 土砂災害警戒区域

神奈川県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。

本市は、区域指定に伴いハザードマップを作成・配布し、警戒避難体制の整備を図っています。

令和5年4月現在、市内の土砂災害警戒区域指定数は2,395区域、土砂災害特別警戒区域指定数は2,052区域です。

急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、崖崩れ災害から市民の生命を保護するため、神奈川県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、その後、神奈川県が崩壊防止工事を行う事業です。本市は、崩壊防止工事費の一部を負担しています。

令和5年4月現在、市内の区域指定数は731区域です。

■狭あい道路拡幅整備事業（建築防災課）

「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（平成29年9月1日改正条例施行）により、幅員が4メートル未満の狭あい道路のうち、特に整備の促進を図る必要があるものを横浜市が「整備促進路線」として指定し、この路線に接した敷地で建築等を行う場合には、建築確認申請等の30日前までに横浜市と道路後退の整備について事前に協議を行うものです。

この協議に基づいて整備の支障となる、門・塀等の除去や移設等に要する費用を助成し、公道に面する後退用地の市による舗装を行っています。

また、整備促進路線以外の狭あい道路（公道）についても、整備に要する費用を助成する制度があります。

令和4年度 整備完了件数 557件
（整備距離 7.1キロメートル）

■吹付けアスベスト等の含有調査・除去等の支援（建築防災課）

多数の者が利用する民間建築物（店舗、事務所、駐車場等）で施工されている吹付けアスベスト等の含有調査を無料で実施しています。また、除去等の場合には工事費用を補助しています。

令和4年度 含有調査者派遣 6件
除去等工事費用補助件数 3件

■ブロック塀等の改善に関する支援（建築防災課）

平成30年6月の大阪府北部における地震を受け、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、市内全域でコンクリートブロック塀等の改善工事費の一部を補助しています。

令和4年度 補助要件適合調査 210件
ブロック塀改善補助金 108件

住宅

■住情報提供・相談事業（住宅政策課）

「ハウスクエア横浜」（都筑区中川）において、住宅に

関する情報提供や専門家による相談事業を行っています。

また、「ハウスクエア横浜」内にある「人にやさしい住まいづくり体験館」では、バリアフリー、防犯、ペット、耐震などに対応した快適な住まいの体験ができます。

■市営住宅の管理（市営住宅課）

市営住宅等の管理は、公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等に基づいて行っています。また、平成10年4月1日からは、高齢者用等に民間土地所有者等が建設した共同住宅を市営住宅として借り上げて、管理を行っています。令和5年3月末現在、公営住宅29,888戸、改良住宅1,286戸、計31,174戸を管理しています。

管理業務の主なものは、市営住宅（公営・改良）の入退去、土地と建物の管理、住宅使用料の決定と徴収、建物修繕等の保全などです。

市営住宅の募集では、高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯、多子世帯及び申込回数の多い世帯等の当選率を優遇させるなどの制度があります。令和4年度の募集では、空家住宅1,253戸の募集に対して9,415件の申込みがありました。

■市営住宅の再生事業（市営住宅課）

昭和56年以前に建設され、公営住宅法の法定耐用年限70年の過半を経過した、直接建設型の市営住宅を再生の対象として住戸改善事業の実施や建替事業を実施しています。

なお、ひかりが丘住宅、川辺町住宅では住戸改善を進めており、瀬戸橋住宅、中村町住宅では建替工事に着手しています。また、洋光台住宅、さかえ住宅、尾張屋橋住宅では建替えに向けて設計等に着手しています。

■公的賃貸住宅の供給（住宅政策課）

良質な賃貸住宅の供給を目的として、中堅所得ファミリー世帯向けに「ヨコハマ・りぶいん」、低所得の高齢者世帯向けに「高齢者向け地域優良賃貸住宅」、低所得の子育て世帯向けに「子育てりぶいん」、低所得の住宅確保要配慮者向けに「家賃補助付きセーフティネット住宅」事業を行っています。

ヨコハマ・りぶいんは、民間賃貸住宅に対し家賃の一部を助成するものです（現在新規供給は行っておりません）。

高齢者向け地域優良賃貸住宅は、高齢者に配慮した仕様で建設する民間賃貸住宅に対し整備費及び家賃の一部を補助しています。

子育てりぶいんは、子育てに適した居住環境の民間賃貸住宅に対し家賃の一部を助成しています（現在新規供給は行っておりません）。

家賃補助付きセーフティネット住宅は、民間賃貸住宅に対し家賃及び家賃債務保証料等の一部を補助しています。

■高齢者住宅対策（市営住宅課、住宅政策課）

高齢化社会の本格化に対応し、高齢者の安定した居住確保の支援や安全な住まいづくりを進めるため、各種施策を実施しています。

市営住宅では、市が建設し所有している直接建設の住宅や、民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げた住宅の一部を、単身もしくは、二人世帯の高齢者を対象として供給しています。

これらの住宅では、バリアフリー設計に加え、生活援助員の派遣や、生活相談室・緊急通報システムの設置など福祉施策と連携した「シルバーハウジング・プロジェクト」を実施しています。

さらに、高齢者世帯が一般の市営住宅に申し込む場合には、当選率を優遇しています。

また、高齢化対応住宅普及のため、生活支援サービス等を備えた公的賃貸住宅として、高齢者向け地域優良賃貸住宅事業を実施しています。

加えて、高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、高齢者住替え相談事業や、高齢者が住替えた後の持家を子育て世帯へ賃貸する高齢者住替え支援モデル事業を実施しています。

■住まいの確保にお困りの方等への入居支援（住宅政策課）

横浜市居住支援協議会の相談窓口では、住まいの確保にお困りの方や、オーナー・不動産事業者等からの住まい探しに関する相談に応じています。

（横浜市居住支援協議会相談窓口）

令和4年度 相談件数 2,003件

所在地 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階 横浜市住宅供給公社

TEL 045-451-7812、FAX 045-451-7813

10時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）

■分譲マンション管理組合支援（住宅再生課）

マンションの適切な維持管理を促進し、良質な住宅ストックを形成していくため、マンション管理組合の活動に対する様々な支援を行っています。

日常の維持管理、改修等については、マンション・アドバイザー（マンション管理士や一級建築士等）の派遣や、マンション関連団体との協働により各区での専門家と管理組合同士の交流会やセミナー等を行うマンション管理組合サポートセンター事業を行っています。

また、建替えや大規模改修等をはじめとした再生における検討活動費の一部補助や、マンション共用部分のバリアフリー整備費用の一部補助、自己再建で行う建替え事業に対するモデル的な支援も行っています。

令和4年度	マンション・アドバイザー派遣件数	57件
	マンション・バリアフリー化等支援件数	7件
	マンション建替促進事業補助件数	1件
	管理計画認定制度の認定件数	7件

■郊外住宅地の再生（住宅再生課）

郊外住宅地の持続と再生を目的に、高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギーなど、地域の課題解決に取り組む「持続可能な住宅地推進プロジェクト」を進めています。地域特性の異なる4つの地区において、市民の皆さん、民間事業者、行政、大学等が連携しながら、郊外住宅地を再生するための成功モデルを創り出し、市内の他地区へ展開していくことを目指しています。

また、団地総合再生支援事業として、建物の老朽化や居住者の高齢化が進むマンション・団地において、課題や現状を把握するとともに、様々な再生方法や活動段階に応じた支援を推進しています。

令和4年度	持続可能な住宅地推進プロジェクト	4地区
	団地総合再生支援事業（モデル事業）	1件
	団地総合再生スタートアップ支援	4件
	よこはま団地サポーターによる支援件数	3件

■住宅の省エネ対策（住宅政策課）

省エネ住宅普及促進事業

住宅の脱炭素化を誘導し、市内企業の技術力の向上及び市民への普及啓発等の取組を推進するために、省エネ住宅普及促進事業を行っています。

「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる、室内温度差の少ない断熱性能の高い住宅の普及に向けて、省エネ住宅相談員登録制度や、省エネ住宅に対する補助、市民・事業者に向けたセミナーの開催などを実施しています。

令和4年度	省エネ住宅補助	14件
	セミナー	12回

■マンション防災対策の支援（住宅政策課）

災害に強いマンションの形成と周辺地域を含めた防災力の向上を図るため、令和4年2月1日より「よこはま防災力向上マンション認定制度」を開始しました。

防災対策を実施しているマンションを「ソフト認定」、「ハード認定」としてそれぞれ認定します。地域との連携が図られているマンションは、更に「ソフト+（プラス）認定」、「ハード+（プラス）認定」として認定します。

また、新たに認定を取得しようとするマンション管理組合等に対し、防災アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。

令和4年度	認定件数	18件
-------	------	-----

■総合的な空家等対策の推進（住宅政策課）

平成31年2月に策定した第2期横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家の跡地活用を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めています。

令和4年度には、空家活用の「マッチング」や「専門

家派遣」などを行うとともに、空家所有者等を対象に「空家無料相談会」を2回開催しました。

建築指導

■建築確認業務（建築指導課）

建築物等の確認

建築基準法第6条第1項に掲げる建築物や建築設備（エレベーター等）、工作物（広告塔、貯蔵施設等）を設ける場合は、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならないことになっています。

令和4年度	建築物確認申請件数	43件
	建築物計画通知件数	83件
	工作物確認申請件数	9件
	工作物計画通知件数	7件
	昇降機確認申請件数	3件
	昇降機計画通知件数	65件

中間・完了検査制度

本市では延べ面積が50平方メートル以上の建物について、工事の途中段階及び完了時に検査を実施しています。

令和4年度	中間検査件数	12件
	完了検査件数	39件

定期報告制度

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、市が指定する建築物や建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設の所有者等に対して、それらの調査・検査及び市への報告（建築物は3年に1回、それ以外は年1回）を義務付けています。この制度により、所有者等に建築物等を常時適法な状態に維持するよう促し、安全性の確保を図っています。

令和4年度	報告件数	39,451件
-------	------	---------

■建築指導業務（市街地建築課、建築指導課）

建築物の許可・認定

建築物の許可は、法令により一般的に禁止されている事項を特定の場合に解除して、それを適法に行うことができるようにするものです（敷地の最低限度を下回る建築物の許可等）。そのほか、第一種低層住居専用地域内の高さの認定等を行っています。

令和4年度	許認可件数	1,072件
-------	-------	--------

管理不全な空家等

管理不全な空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例に基づき、地域住民の生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全等を目的として、関係区局の連携のもと、改善の指導を行っています。

令和4年度	特定空家等件数	356件（累計）
-------	---------	----------

横浜市市街地環境設計制度

都市をゆとりと魅力あるものにするため、敷地内に市民の皆さんが自由に利用・通行できる歩道や広場等（公

開空地)を設けるなど、都市環境の整備向上に寄与する建築物に対して、建築基準法による容積率の緩和や用途地域に応じた横浜市高度地区による高さの制限の緩和を行っています。

令和4年度 適用件数 8件

■風致地区内行為許可 (建築企画課)

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市における風致を維持するため、風致地区条例に基づき、風致地区内における建築物等の新築、宅地の造成等の行為に対する許可を行っています。

令和4年度 許可申請件数 405件

■建築物環境配慮制度 (CASBEE 横浜) の届出及び認証 (建築企画課)

建築物の環境負荷等の低減を図るため、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の建築主に対し、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、環境配慮の度合いを自己評価した結果を届け出ることを義務付けています。また、戸建住宅を含む床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物についても、任意の届出を受け付けています。届け出られた評価結果は市のホームページで公開しており、販売又は賃貸を目的とした広告にも表示されています。

また、平成18年4月から、建築主の積極的な取組を促進させるため、希望者に対し、市が認証する制度を行っています。

令和4年度 届出件数 137件
令和4年度 認証申請件数 1件

■建築物省エネ法に基づく届出・適合性判定・認定 (建築企画課)

平成27年7月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)」が公布され、平成28年4月から容積率の特例が受けられる「省エネ性能向上計画の認定」と省エネ基準に適合している旨を表示できる「基準適合認定」を行っています。

平成29年4月1日から建築物省エネ法に基づき、床面積の合計が2,000平方メートル以上の大規模な非住宅建築物 (特定建築物) について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定が義務付けられましたが、同法の改正により令和3年4月1日から適合義務の対象が床面積の合計が300平方メートル以上の非住宅建築物 (特定建築物) に拡大されました。また、床面積の合計が300平方メートル以上の住宅等について、新築時等における省エネ計画の届出が義務付けられています。

令和4年度 届出件数 565件
令和4年度 省エネ基準適合性判定申請件数 7件
令和4年度 省エネ性能向上計画の認定申請件数 60件
令和4年度 省エネ基準適合認定の認定申請件数 0件

■長期優良住宅認定 (建築企画課)

平成20年12月に、長期にわたり良好な状態で使用する

ための措置が講じられた優良な住宅の普及促進を目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が公布され、平成21年6月より新築を対象とした住宅の建築及び維持保全に関する計画 (長期優良住宅建築等計画) の認定を行っています。また平成28年4月より増築・改築、令和4年10月より建築行為を伴わない既存建築物も対象となり認定を行っています。

令和4年度 認定申請件数 新築 2,154件
令和4年度 認定申請件数 増築・改築 1件
令和4年度 認定申請件数 建築行為無 1件

■低炭素建築物新築等計画認定 (建築企画課)

平成24年9月に、都市における社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の削減を目的として「都市の低炭素化の促進に関する法律」が公布され、平成24年12月から建築物の低炭素化に資する建築物の新築や増築、改修等の計画 (低炭素建築物新築等計画) の認定を行っています。

令和4年度 認定申請件数 557件

■民間建築物の木材利用の促進 (建築企画課)

本市では令和4年に横浜市建築物における木材利用の促進に関する方針を策定し、建築物の木造化、木質化を進めています。民間建築物への取組では、優良建築物の表彰、また、木材利用月間におけるイベント等を通じて木材の利用に関する情報の発信や普及啓発を行います。

■福祉のまちづくり条例の事前協議 (市街地建築課)

すべての人が、基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動できる福祉のまちづくりを目的とする「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる建築物などを建築する際、バリアフリーに関する整備について事前協議を行っています。

令和4年度 協議件数 576件

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (市街地建築課)

障害者や高齢者だけでなく、誰もが利用しやすい建築物を誘導するため、法・条例で定められた基準に加え、さらに望ましい基準を満たした建築物について認定を行っています。

令和4年度 認定件数 4件

■住みよいまちづくり (建築企画課)

建築協定

より良い市街地の形成を目指し、特定の区域内において建築物の用途、形態、敷地規模等の基準を土地所有者等全員の合意により定め、これを市長が認可することにより、住宅地や商業地などの環境を高度に維持増進することを目的としています。

令和4年度 協定認可件数 9件（内廃止1件）

地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

地区計画は、より良い市街地や個性あるまちづくりを進めるため、住民の意向を踏まえて地区ごとに身近な道路、公園等の施設の整備、建築物の形態・高さ等に関して必要なルールを定める制度です。このうち、建築物の制限内容を条例化することにより実効性を担保します。

令和4年度 地区計画条例化件数 追加4地区

■建築指導の企画・立案（建築企画課）

建築関係法令に係る条例・規則の企画・立案、法解釈及び技術基準の策定を行っています。

■建築情報の提供及び諸証明交付（情報相談課）

建築計画概要書の閲覧等

建築基準法に基づく概要書の閲覧のほか、建築に関する各種情報を提供しています。

令和4年度 概要書窓口閲覧申請書枚数 43,477枚
概要書 web 閲覧件数（9月～） 100,094件

住宅用家屋証明書等の交付

マイホームとして住宅を新築又は新築住宅を購入した場合、所有権の保存・移転・抵当権の設定登記の際に、住宅用家屋証明書によって登録免許税の軽減が受けられます。そのほか建築確認申請台帳記載事項証明書等の交付を行っています。

令和4年度
住宅用家屋証明書交付件数 11,679件
建築確認申請台帳記載事項証明書交付件数 42,243件

■中高層建築物等に係る日照などの相談調整業務（情報相談課）

住民相談

中高層建築物等の建築が及ぼす日照障害、電波障害や開発事業に伴う問題、解体工事が周辺の住環境に及ぼす騒音、振動、じんあいの飛散、その他の問題に関して、周辺の住民からの相談及び陳情に応じています。

良好な建築計画への誘導

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（以下、「条例」）」に基づく手続を通じて、中高層建築物等の建築主に対して良好な建築計画への誘導を図っています。

紛争調整

中高層建築物等の建築や開発事業が住環境に及ぼす影響に関して、周辺の住民と建築主・開発事業者等との間で紛争が生じた場合は、紛争当事者からの申出により、職員が行うあっせん及び弁護士・学識経験者・民事調停委員等で構成する横浜市建築・開発紛争調停委員会が行う調停により紛争の迅速、円満な解決を図っています。

紛争解決手段の充実のため、平成24年度から、中高層建築物等にかかる専門家助言制度の運用を開始しています。また、平成26年度からは、条例改正により解体

工事の事前周知や建築主の説明会出席義務に関する規定を設ける等、紛争の未然防止に努めています。

令和4年度	
標識設置届受理件数	322件
近隣説明等報告書受理件数	286件
あっせん件数	0件
調停件数	3件
専門家助言件数	3件

■指定確認検査機関の指導（建築指導課）

指定確認検査機関（令和4年度 39機関）が行った建築確認に係る報告の審査・指導等を行っています。また、建築基準関係規定・市条例等に関する指定確認検査機関への情報提供、まちづくり・建築指導行政に係る指定確認検査機関との連絡調整を行っています。

令和4年度 指定確認検査機関報告件数	
建築確認件数	12,016件
中間検査件数	14,401件
完了検査件数	11,588件
工作物確認件数	113件
昇降機確認件数	837件

宅地指導

■開発事業調整条例の運用（宅地審査課、調整区域課、情報相談課）

住民、開発事業者及び横浜市が協働して、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的とした「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づき、開発事業計画の同意を行います。

令和4年度	標識設置届	247件
	同意	217件

■開発許可（宅地審査課、調整区域課）

開発行為を行う場合には、都市計画法に基づく許可が必要です。開発許可制度は、良好な市街地形成を図るため、宅地として必要となる道路や下水道等の公共施設の整備を義務づけて許可する制度です。

なお、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされ、一般的に開発行為は認められませんが、一定の条件に適合するものは許可されます。

令和4年度	申請	306件（協議を除く）
	許可	308件（協議を除く）

■宅地造成許可（宅地審査課、調整区域課）

宅地造成工事規制区域（市域の約63パーセント）内で宅地造成工事を行う場合には、旧宅地造成等規制法に基づく許可が必要です。

宅地造成許可制度は、宅地造成に伴う災害の防止を目的としたもので、住宅地の造成だけでなく、駐車場の造成や、墓地の造成なども対象となります。

令和4年度	申請	519件（協議を除く）
	許可	518件（協議を除く）

■市街化調整区域内の建築許可（調整区域課）

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として建築物の建築はできませんが、既存の建築物の建替えなど一定の条件に適合するものは、都市計画法に基づく許可を受けて建築することができます。

令和4年度 許可件数 374件

■宅地開発指導の企画・立案（宅地審査課）

都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る条例・規則の企画・立案、法解釈及び技術基準の策定を行っています。

違反対策等

■違反対策業務（違反対策課）

建築基準法、都市計画法、旧宅地造成等規制法等に違反する建築物等に対して、是正指導を行っています。人命への危険や周辺への影響が大きい案件に対しては命令等の行政処分を実施し、特に緊急性が高い案件に対しては行政代執行を視野に入れて指導を強化するなど、市民の安全性を重視した違反是正指導を行っています。

また、違反の早期発見を目的としたパトロールの実施や未然防止の取組の推進など、違反対策に総合的に取り組んでいます。

令和4年度 違反件数	建築基準法違反	88件
	都市計画法違反	55件
	旧宅地造成等規制法違反	13件

■建築開発法務支援（法務課）

違反建築等への対応強化に伴う法的課題の整理や、その他建築開発指導行政に係る法的紛争を未然に防止するための調査業務、弁護士相談など、局内の法務を統一的・一元的に管理するとともに、職員への法務研修を実施しています。

■建築審査会・開発審査会（法務課）

建築基準法の規定に基づく許可に係る同意、審査請求に対する裁決についての議決等を行う「建築審査会」と、都市計画法の規定に基づく市街化調整区域内における開発行為・建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決についての議決等を行う「開発審査会」に関する事務を行っています。

令和4年度		
建築審査会	開催回数 8回	付議件数 793件
	審査請求件数	1件
開発審査会	開催回数 9回	付議件数 404件
	審査請求件数	0件

公共建築物

■公共建築物の整備（公共建築部各課）

公共建築部では建物の環境・長寿命・耐震などさまざまな観点から設計・工事に取り組み、「誰もが利用しやすく地域が誇れる施設づくり」を進めています。

市民の皆さんの貴重な財産である横浜市の公共建築物が、多くの市民の皆さんに親しまれ、また、高齢者や障害者など誰にでも利用しやすいように、機能性や安全性・快適性を十分に考慮し、設計・工事を行っています。

■公共建築物の省エネルギー化（公共建築部各課）

公共建築物の更なる省エネルギー化のため、民間のノウハウを活用して設備の省エネ改修を行う ESCO 事業を実施しています。また、長寿命化対策工事に省エネ要素をプラスする改修を実施しています。

■公共建築物の長寿命化対策（公共建築部各課）

建築局で長寿命化対策の対象とする公共建築物は、約 860 施設あります。これらの施設を長く、安全・安心・快適に利用していただくため、建物の劣化程度の調査や保全費用の効果的・計画的な執行、施設管理者に対する相談・技術支援などを行っています。

また、公益財団法人横浜市建築保全公社により修繕工事等を効率的に進めるとともに、施設管理者に対する保全知識の普及啓発活動などを行い、公共建築物の適切な保全に努めています。

■公共建築物の耐震対策（公共建築部各課）

震災時の市民生活の安全や早期復旧体制の確保を図るため、公共建築物の耐震性向上に取り組んでいます。令和4年度末の耐震化率は99%となっており、引き続き全施設の耐震化を目指します。

また、建築基準法施行令の改正により既存不適格となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修する方針とし、平成27年3月に「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」を策定し、順次対策を推進しています。

さらに、津波、浸水のおそれのある地域の公共建築物の浸水対策を進めています。

■公共建築物の木造化・木質化（公共建築部各課）

横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針に基づき、公共建築物で積極的に木造化し、県産木材、地域材等の利用を促進します。

また、市民の皆さんの目に触れる機会が多い部分を中心に、壁や天井等の内装仕上げに木材を使用し、木質化を推進していきます。

都市整備局

人や企業が集う、魅力と賑わいのある都市

都市のポテンシャルを引き出し持続的な成長・発展につなげるまちづくり、市民生活や都市を支える強靱な基盤づくりなどを総合的に進めることで、子育て世代をはじめ、あらゆる世代から選ばれ、「人や企業が集う、魅力と賑わいのある都市」を実現します。

《目標達成に向けた施策》

「人や企業が集う、魅力と賑わいのある都市」の実現に向け、各取組を連携させながら力強く都市づくりを推進します。

- 都市のグランドデザインの策定とその実現に向けた総合調整
- 経済成長や都市の魅力・活力の向上、賑わい創出につながる都心部のまちづくり
- 郊外部の新たな活性化拠点の形成
- 持続可能な地域交通の実現
- 地域の特徴や個性を生かした、快適で暮らしやすい郊外部のまちづくり
- 災害に強い安全で安心な都市づくり
- 市民生活と経済活動を支える交通インフラの充実

都市づくりにおける総合調整等

■都市づくりにおける総合調整 (企画課、地域まちづくり課)

横浜市都市計画マスタープラン等の改定

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市域全体を対象とした「全体構想」を平成25年3月に改定し、各区の方針を示す「地域別構想(区プラン)」を令和元年度までに18区すべてで改定しました。

本市では主要な都市計画の方針として、都市計画マスタープランの他に、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」※1(以下「整開保」とします。)、都市計画法第7条の2に基づく「都市再開発の方針」※2、「住宅市街地の開発整備の方針」※3及び「防災街区整備方針」※4(以下「3方針」とします。)を定めており、平成30年3月に現行の方針に改定しました。令和5年度は、令和4年度に引き続き、本市を取り巻く社会経済状況の変化を見据え、「都市計画マスタープラン」、「整開保」及び「3方針」の改定に向けた検討を進めています。

※1「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは「都市計画法」に基づき、都市計画区域を対象として、都市計画の目標や区域区分の方針など都市計画の基本的な方針を定めるもの

※2「都市再開発の方針」とは「都市再開発法」に基づき、計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる市街地で、既成市街地を中心とする市街

地について、再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるもの

※3「住宅市街地の開発整備の方針」とは

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、実現すべき住宅市街地のあり方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるもの

※4「防災街区整備方針」とは

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、市街化区域内の密集市街地において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区に関する整備・開発の計画などを定めるもの

京浜臨海部におけるまちづくり

京浜臨海部は、製造業を中心として日本の高度経済成長を支えてきましたが、経済のグローバル化等により、産業構造の転換が進められてきています。

本市では、平成9年に策定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」等に基づき、既存産業の高度化や新産業の創出等を推進してきましたが、マスタープラン策定から約20年が経過し、先端技術の普及による技術革新の進展、環境や防災への意識の高まり等、社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、平成30年にマスタープランを改定しました。

末広町地区及び新子安地区(恵比須町)においては、立地する企業により設置されたまちづくり協議会をはじめ、関係者の皆様と連携しながら、マスタープランの実現に向けた取組を進めています。

■魅力ある都市空間の創出（都市デザイン室）

個性と魅力あふれる都市空間を形成していくため、各地域の自然的、歴史的特色を生かし、歩行者空間、広場、オープンスペースの確保や街並みづくりなどを進める都市デザインの企画及び調整を行っています。

都市デザインの企画・調整

各地域の個性をつくるため、デザインプロデュースやデザイン調整などを行っています。

関内地区周辺の都心臨海部は、開港以来の歴史を伝える資産が多く残り、みなとまちというイメージを代表するウォーターフロントがあることから、横浜を世界にアピールする景観を創るため、都市デザイン活動を重点的に実施しています。

周辺部・郊外部では、地域への愛着をもってもらえるよう、地域の顔となる施設のデザイン調整、様々な人が集う公園や駅前広場のデザインや利活用を推進しています。

令和4年度は、東横線廃線跡地遊歩道について、水道局のイベント開催をバックアップすることなどを通じて、継続的な利活用へ向けた検討を行いました。また、旧庁舎街区などの景観・デザインの企画・調整や、夜間景観のあり方検討を行いました。そして、都市デザイン50周年を契機とした新たな都市デザインあり方検討へ向けてアイデアを集める「未来会議」を開催しました。

歴史を生かしたまちづくり

横浜には、都心臨海部を中心に、開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されており、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。これらの歴史的資産を再評価し、まちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に行っています。

昭和63年度に施行した「歴史を生かしたまちづくり要綱」は、歴史的景観の保全を目的としており、外観を保全する代わりに、内部は状況に応じ、所有者等と協議の上、使いやすように改修することができ、凍結的な保存より、現役で長く使い続けてもらうことを狙っています。景観的・歴史的・文化的に価値の高い歴史的建造物を「登録」し、そのうち、特に重要なもので、将来の保全活用計画について所有者の同意が得られたものを「認定」しています。

この要綱に基づき、令和4年度は、高田家住宅主屋及び土蔵（古民家）と山手267番館（Bielous邸）（西洋館）と山手133番プラフ積擁壁（土木産業遺構）の3件を新たに登録し、同じく山手133番プラフ積擁壁と杉沢堰（土木産業遺構）の2件を新たに認定しました。令和5年3月末で、「登録」は209件、「認定」は100件となりました。

認定歴史的建造物になると、外観保全、耐震改修（構造補強）や維持管理等の費用が助成の対象となります。令和4年度は、カトリック山手教会聖堂（昭和63年度認定：近代建築）の外観保全工事の費用の一部を助成しました。

さらに、ふるさと納税では、令和4年度は、181件・776万7,052円のご寄附をいただき、認定歴史的建造物

の認定プレート2件の製作に活用しました。

■魅力ある景観づくり（景観調整課）

都市景観形成の取組

魅力ある都市景観の形成を目指して、景観法や「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」及び景観施策の基本的な考え方を示した「横浜市景観ビジョン」に基づく施策を推進しています。

景観法に基づく「横浜市景観計画」では、全市域の斜面緑地における開発行為を対象とした制限のほか、関内地区、みなとみらい21中央地区、同新港地区、山手地区を景観推進地区に定め、建築物等の高さや色彩、屋外広告物の表示等に関する基準を定めています。更にこれら4地区では、あわせて景観条例に基づく創造的な協議（都市景観協議）を行うことにより、質の高い景観形成を図っています。

さらに、都心臨海部の横浜らしい魅力的な夜間景観形成のため「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を令和4年7月に策定しました。

日本大通りのイチョウ並木を景観法に基づく景観重要樹木に指定しているほか、「旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）」と「旧藤本家住宅主屋及び東屋」を、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物に指定しています。

また、魅力ある景観を表彰する「横浜・人・まち・デザイン賞」を隔年で開催しています。

屋外広告物管理・適正化の取組

屋外広告物法に基づき「横浜市屋外広告物条例」を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制の基準を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等に努めています。

また、路上違反広告物の除却や公共掲示板の管理を行うとともに、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」として位置づけ、パネル展を開催するなど、広報・普及事業を行っています。

併せて、市長の諮問機関として「横浜市屋外広告物審議会」を設置し、屋外広告物に関する重要事項について調査・審議しています。

令和4年度実績

屋外広告物の許可申請件数	2,668件
屋外広告業の登録・届出数	80件
路上違反広告物の除却件数	442件

経済成長や都市の魅力・活力の向上、賑わい創出につながる都心部のまちづくり

■都心部の整備・まちづくり（都市交通課、都心再生課、みなとみらい・東神奈川臨海部推進課）

横浜の成長をけん引する都心臨海部・新横浜都心で、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めています。

都心臨海部は、平成27年2月に「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定し、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区の一体的なまちづくりを進めています。平成30年10月に国の都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の指定が関内・関外地区、山下ふ頭地区などに拡大されました。引き続き民間事業者の開発・投資意欲を高めるとともに、インフラ整備の強力な推進を図り、機能強化を進めていきます。

新横浜都心では、東海道新幹線による広域交通ターミナルとしての利便性等をいかしたまちづくりを進めています。

横浜駅周辺地区（エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）の推進）

国際都市横浜の玄関口である横浜駅周辺地区は、羽田空港に近接する首都圏有数のターミナルであり、首都圏における社会・経済活動の重要な役割を担う一大拠点です。

現在、老朽化した建物や施設が多くリニューアルの時期を迎えており、災害時には首都圏全体の機能に大きな影響を与える防災的な課題等も有するため、都市の再生が急務となっています。

「エキサイトよこはま22」は横浜駅周辺において、国際化への対応・環境問題・駅としての魅力向上・災害時の安全性確保などの課題を解消し、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるための指針となる計画です。「横浜駅周辺大改造計画づくり委員会」及び分科会等を開催し、それぞれ専門的見地から討議、検討を重ねてきました。市民の皆さんの意見も取り入れながら、概ね20年後のあるべき姿を描いた計画として、平成21年12月に取りまとめました。

平成22年度から計画実現に向けスタートし、国際競争力強化に資するまちづくりを推進しています。開発や基盤整備を進めるに当たっては、平成29年1月に全国初となる浸水被害対策区域の指定を受け、更なる防災性向上にも取り組んでいます。

西口では、西口地下街中央通路接続事業（馬の背解消事業）が令和元年12月に完成したほか、民間開発の西口開発ビル（JR横浜タワー、令和2年6月開業）と連携した駅前広場の整備を進めています。

東口では、民間開発であるステーションオアシス及び関連する基盤整備について、ステーションオアシスの事業化や駅前広場、デッキ等の検討を進めています。

横浜駅きた西口鶴屋地区は、平成28年9月に国家戦略住宅整備事業に係る内閣総理大臣認定を受け、令和元年度に着工しました。

引き続き、民間開発の促進及び全体の基盤整備に係る計画策定等を進め、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。

東高島駅北地区

東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区については、平成16年3月に「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」を策定し地区の再編整備を進めており、平成27年2月に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」において都心臨海部の一地区として位置づけられました。

東高島駅北地区では、平成16年に設立された地元協議会において、まちづくりの具体的な検討が進められ、平成24年度には主な地権者による土地地区画整理事業準備組合が、平成30年6月に、土地地区画整理組合が設立されました。現在は、一体的なまちづくりに向け、本市による埋立事業と組合施行による土地地区画整理事業により、基盤整備工事を進めています。また、地元と協力しながら、医療・健康、居住など、新しい都心にふさわしいまちづくりを進めています。

みなとみらい21地区

(1) 事業の目的

- ・横浜の都心部は関内・伊勢佐木町地区と横浜駅周辺地区に二分されていました。みなとみらい21地区はこの二つの都心を一体化し、ここにオフィス、文化施設、商業施設など多彩な機能を集積します。これにより市民の皆さんの就業の場や賑わいの場を創出し、経済の活性化と経済基盤を確立することで、横浜の自立性を強化します。
- ・海辺に臨港パークや日本丸メモリアルパークなどの公園や緑地を整備し、市民の皆さんが憩い親しめるウォーターフロント空間をつくります。そのほか、国際交流機能や港湾管理機能を集積します。
- ・首都圏の均衡ある発展を目指し、東京に集中した首都機能を分担する最大の受け皿として、業務・商業・国際交流などの機能の集積・拡大を図ります。

(2) まちづくりの手法

中央地区では、地権者等で「みなとみらい21街づくり基本協定」を締結し、街づくりのルールを自主的に定めています。この協定では、土地利用イメージ、街並み・色調・広告物等の街づくりの基本的な考え方や、建築物の敷地規模、高さ、ペDESTリアンネットワーク、外壁後退などの基準が示されています。

また、みなとみらい21中央地区の景観をより魅力あるものにしていくため、景観法に基づく「景観計画」及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく「都市景観協議地区」として中央地区を位置付け、「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」を定めています。また、このガイドラインでは基本協定の趣旨を踏まえ、新たにみなとみらい大通り沿道の建物に関する基準等を定めています。

また、みなとみらい21街づくり基本協定等の自主的なルールによる街づくりを法制度的に確かなものと

するため、中央地区で地区計画を定めています。

新港地区においては、中央地区と同様に「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」を定めています。このガイドラインでは、港の景観の演出や、赤レンガ倉庫に象徴される歴史性を尊重した調和のとれた街づくり、建物の高さや色調、外壁後退、水辺の広場づくりなどが示されています。あわせて、用途等について地区計画でルールを定めています。

(3) 街区開発の状況

令和5年4月1日時点の進捗率は、総宅地面積約87ヘクタールに対し、本格利用（建設中、計画中を含む。）の開発面積は約79ヘクタールで約91パーセント、さらに、暫定利用（建設中、計画中を含む。）を加えた開発面積は約84ヘクタールで約96パーセントとなっています。

桜木町駅等周辺地区

みなとみらい21地区に隣接する既成市街地の野毛・戸部・高島地区は、みなとみらい21地区との連携や地区の特性を踏まえた街づくりを進める必要があります。

野毛地区では、来街者の回遊性確保のための道路整備や地区の魅力づくりのための様々な取組を行っています。

また、その他様々な活性化策についての話し合い等を地元とともに進めます。

戸部・高島地区は、地区振興についての定期的な話し合いを進めています。

東横線跡地整備事業

みなとみらい線と東急東横線との相互直通運転の開始（平成16年2月）により、東横線の東白楽駅～横浜駅間は地下化され、横浜駅～桜木町駅間は廃線となりました。

これに伴い生じた跡地及び鉄道構造物は、横浜都心部における貴重なオープンスペースとして活用し、回遊性の向上と地域の活性化を図るため、緑道や遊歩道として整備を進めています。

地下化区間については、緑道（公園）として整備し、平成23年4月に全線供用しました。

廃線区間については、緑あふれる魅力的な歩行者空間（歩行者専用道路）として整備を進めており、平成26年7月に、桜木町駅西口広場を供用開始しました。その後、令和元年7月に同広場から紅葉坂交差点までの区間を供用開始しました。

- 面積 約13,000平方メートル
- 延長 約1.8キロメートル
- 幅員 約7～10メートル

関内・関外地区

横浜市では、関内・関外地区が抱える課題に対応し、地区の活性化を持続的に図っていくため、平成21年度に、新たな計画として「関内・関外地区活性化推進計画」を取りまとめました。

この計画に基づき、地元主体の取組を中心に具体的内容を整理したアクションプランを策定するとともに、優先的取組として、関内駅北口周辺の結節点強化、業務機能の再生、回遊性強化、都心機能誘導検討を進めました。

平成24年に設立した関内・関外地区活性化協議会と共に、地域・事業者・行政が当地区の活性化に取り組むにあたり、共有すべき方向性を「関内・関外地区活性化ビ

ジョン」として令和2年3月に策定しました。

また、市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新たなまちづくりを進めており、平成29年3月に策定した「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」に沿って、教育文化センター跡地の事業者公募を行い、平成30年3月に事業者を決定し、令和5年4月に関東学院大学横浜・関内キャンパスが開設されました。旧市庁舎街区については、平成31年1月に事業者公募を開始し、令和3年9月に事業者と本契約を締結しました。その後、令和4年7月に民間都市再生事業計画の認定を受け、建築工事を進めています。旧市庁舎街区に隣接する関内駅前港町地区では、平成30年11月に再開発準備組合が設立、関内駅北口地区では、令和4年11月に再開発準備組合が設立され、事業協力者の支援を受けながら、一体的な再開発に向けた検討が進められています。

今後も、開港以来の歴史と文化や個性豊かな商店街などの地域資源を活用し、景観計画、街づくり協議などによりきめ細かなまちづくりを進めていきます。

初黄・日ノ出町地区

かつて、一部店舗の違法営業に伴う環境悪化が大きな問題となっていました。平成15年11月に地元で「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が発足したことを契機として、地元、警察、行政の連携により、誰もが安心して歩ける健全な街を目指して、現在、様々な環境整備に向けた取組を行っています。

本市では、平成19年8月に「街づくり協議指針」を策定し、街の賑わいの連続性やマンションの適正な居住水準を誘導しています。また、地区の活性化に向け、土地利用転換を促すとともに、京急高架下の利用等を検討・調整しています。

また、平成21年4月に発足した「黄金町エリアマネジメントセンター」による、アートと商業が共存する取組や、大岡川の親水施設活用など、街の再生と賑わいづくりに向けた取組を進めています。

新横浜都心のまちづくり

神奈川東部方面線などの交通基盤整備等を踏まえ、将来のまちづくりの方向性を示すビジョンを策定し、計画的なまちづくりを進めます。

新横浜駅南部地区では、駅前の市街地開発事業の実現を目指し、再開発準備組合と連携して事業推進を図るとともに、必要となる道路等の周辺整備の計画検討を進めています。

■回遊性を高め賑わいを促すまちづくり（都市交通課）

都心臨海部における新たな交通システム導入事業

都心臨海部の回遊性向上等を目的として、平成26年度からまちの賑わいづくりに寄与する新たな交通の導入について検討を行い、平成27年度に方針をとりまとめ、令和2年までに連節バスを活用した新たな交通（高度化バスシステム）を導入することとしました。

運行事業者である横浜市交通局とともに導入に向けた準備を進め、令和2年7月に「BAYSIDE BLUE」の運行を開始しました。

横浜都心部コミュニティサイクル事業

日常や観光の利便性・回遊性の向上による、都心部活性化、観光振興及び低炭素化への寄与を目的として、3年間の社会実験を経て、横浜都心部コミュニティサイクル事業を平成26年度から本格実施しています。引続き、便利で快適なサービスを市民に提供するとともに、今後は更なる市民の利便性向上を目指し、事業の検討を進めます。

持続可能な地域交通の実現 地域の特徴や個性を生かした、 快適で暮らしやすい郊外部のまちづくり

■地域の総合的な移動サービス検討（都市交通課）

これまで政策局・都市整備局・道路局の3局で実施していた地域交通施策について、令和5年度から都市整備局に一元化し、より機動的に取組を進めています。

地域の特性や交通ニーズを踏まえた、その地域にふさわしい交通サービスの実現に向けては、計画づくりから運行に至るまで、地域の主体的な取組に対して、「地域交通サポート事業」による支援を行っています。

さらに、地域に適した移動サービスを創出するため、デマンド型交通や移動サービスと生活サービスの連携、タクシーを活用した相乗りなど、様々なタイプの移動手段を検討するとともに、令和4年度から実証実験を開始しています。

令和5年度は、実証実験から得られるデータや他都市の事例、地域特性等を踏まえ、移動サービスの制度検討を進めます。

■バス路線の維持確保（都市交通課）

既存バス路線の維持や多様化するニーズ、交通渋滞などの課題に対応するため、連節バス導入などの、運行効率化を促すための走行環境整備を進めています。

■生活交通バス路線の維持支援（都市交通課）

市民の皆さんの日常生活の利便性を確保するため、必要と認められるバス路線について、バス事業者に補助金を交付し、路線の維持を図っています。

■コンパクトで活力あるまちづくり （二ツ橋北部土地地区画整理事務所、綱島駅東口周辺開発事務所、市街地整備推進課、市街地整備調整課）

「土地地区画整理事業」、「市街地再開発事業」による駅前広場や歩行者空間等の確保、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設の機能集積など、市民の日常を支え、

地域活力を高める郊外部の駅周辺の拠点整備を推進します。

二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地地区画整理事業

二ツ橋北部地区は、瀬谷駅北口の一部を除き、大半の地区は未着手のままとなっており、地域の重要な幹線道路である都市計画道路三ツ境下草柳線も駅前の一部の整備にとどまっています。

そこで、都市計画道路三ツ境下草柳線を中心とした都市計画道路と沿道の一体的整備に向け、市施行による土地地区画整理事業を実施し、駅周辺の道路網の形成を図り、自動車交通の利便性向上や、安全な歩行者動線の確保を図ります。

令和4年度は事業予定区域のうち、事業計画決定した三ツ境駅側の約4.1ヘクタールの第1期地区で用地取得や移転補償を進め、第5回及び第6回仮換地指定、基盤整備工事等を実施しました。

また、第2期以降の地区については、事業計画書案の作成や公共施設の基本設計等、事業化に向けた検討を進めました。

令和5年度は、第1期地区の移転補償を進めるとともに、基盤整備や調整池の工事を進めます。

新綱島駅周辺地区土地地区画整理事業、新綱島駅前地区市街地再開発事業、綱島駅東口駅前地区市街地再開発事業

綱島駅東口周辺の約4.5ヘクタールでは、都市基盤施設の不足や低未利用地などの課題を解消し、ターミナル拠点にふさわしい安全・安心で活力あるまちづくりを進めています。先行して、令和5年3月に開業した東急新横浜線の新綱島駅周辺の約2.7ヘクタールで、市施行による土地地区画整理事業と組合施行による市街地再開発事業を一体的に施行しています。今後、綱島駅東口駅前の約0.9ヘクタールでも市街地再開発事業を進め、両地区を一体的に整備し、新たなまちを形成します。

令和4年度は、新綱島駅周辺地区において、土地地区画整理事業で、綱島東線の道路築造や雨水調整池の整備等を進めるとともに、駐輪場や新駅の綱島方出入口の整備にも取り組みました。市街地再開発事業では、再開発ビルの建築工事を進めました。また、綱島駅東口駅前地区においては、令和4年7月に市街地再開発事業を都市計画決定し、事業計画の作成に着手しました。

令和5年度は、新綱島駅周辺地区において、引き続き、土地地区画整理事業で、道路等の都市基盤施設工事を進めるとともに、駐輪場や新駅の綱島方出入口等の整備を行います。市街地再開発事業では、10月の再開発ビル竣工に向け、建築工事を進めます。また、綱島駅東口駅前地区の市街地再開発事業では、引き続き、事業計画の作成を進めます。

泉ゆめが丘地区土地地区画整理事業

泉ゆめが丘地区は、市営地下鉄「下飯田駅」、相鉄いずみ野線「ゆめが丘駅」及び環状4号線に隣接した地域特性を踏まえ、駅前広場及び都市計画道路の整備を行い、交通結節機能の強化を図るとともに、良好な居住環境を備えた市街地及び新たなにぎわい・交流をはぐくむ市街地の形成を図るため、当地区の約23.9ヘクタールで、組合施行による土地地区画整理事業を推進しています。

令和4年度は、建物等の移転補償や都市基盤施設（道

路等)の工事を進めました。令和5年度は、引き続き、都市基盤施設(道路等)の工事を進め、事業完了に向けた調整を行います。

■郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けたまちづくり (国際園芸博覧会推進課、上瀬谷整備推進課、 上瀬谷交通整備課)

<旧上瀬谷通信施設地区事業>

・旧上瀬谷通信施設地区(土地区画整理事業)

平成27年6月に返還された旧上瀬谷通信施設地区の土地利用については、平成29年11月に地権者が設立した旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会とともに検討を進めており、市民の皆さんのご意見も踏まえ、令和2年3月に、まちづくりの方針や土地利用の考え方をとりまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定し、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公園・防災地区」の4つの地区に分けて土地利用の検討を進めていきます。

令和4年4月には旧上瀬谷通信施設地区の土地区画整理事業について対象となる区域を都市計画決定し、同年10月の事業計画決定後、令和5年1月に米軍施設の撤去工事を開始し、事業に着手しました。

現在、環状4号線など道路の都市計画決定に向けた手続きを進めているほか、農道の配置計画等を反映させた事業計画の手続きに着手しています。また、令和5年秋の仮換地指定に向けて、地権者との調整を進めており、仮換地指定後、各種基盤整備工事に着手します。

令和9年3月から「公園・防災地区」の全域及び「観光・賑わい地区」の一部において開催されるGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)や、その後の新たなまちづくりに向けて必要なインフラ施設等の整備を進めます。

・旧上瀬谷通信施設地区(新たな交通の導入・周辺道路整備事業)

旧上瀬谷通信施設における大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要等に対応するため、令和4年度は、新たな交通の導入に向け、新たな技術の活用も含めた幅広い検討や、新たなインターチェンジの整備に向けた検討に着手するとともに、周辺道路の整備に係る設計・測量、用地補償等を行いました。

令和5年度は、新たな交通の導入検討や新たなインターチェンジの整備に向けた具体的な検討を進めるとともに、周辺道路ネットワークの強化に向けた設計、用地取得・工事等を進めます。

<国際園芸博覧会推進事業>

2027年に旧上瀬谷通信施設で開催されるGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の開催に向けた取組を進めています。圧倒的な花と緑で来場者をお迎えするとともに、脱炭素など、私たちが直面する課題に対して、自然・人・社会が「共に持続するための最適解」を示していくショーケースとなる「グリーン万博」を目指します。

令和4年度は、博覧会の開催に向けた機運醸成として、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」(以下、「博覧会協会」という。)、18区役所と連携した広報PRを実施しました。また、輸送手段の具体的な検討を行うとともに、博覧会協会へ会場建設費の補助を行いました。

令和5年度は、博覧会の認知度向上と機運醸成を推し進めるため、あらゆる機会をとらえて広報PRを積極的に展開します。また、会場建設にかかる費用の博覧会協会への補助等を行います。

■地区計画等を活用したまちづくりの誘導・調整 (地域まちづくり課)

大規模な土地利用転換や都市計画提案に係る開発計画について、地区計画等を活用しながら適切に誘導しています。

令和5年度は、引き続き主要駅周辺地区及び内陸部工業地区のまちづくり誘導策や郊外部再生に向けた施策等の検討を行い、地区の特性を生かした新たな価値を創造し、市街地形成や郊外住宅地の再生を目指します。

■市民とともに創り育てるまちづくり (地域まちづくり課)

地域まちづくり推進事業

平成17年2月25日に「横浜市地域まちづくり推進条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。この条例は、市民の皆さんと市の協働によるまちづくりの制度として、市民の皆さんが身近な地域のまちづくりを進める際の手続きや、市の支援施策等を定めたものです。

この条例に基づき市民主体の地域まちづくりを推進するため、地域におけるプランづくりや地区計画等のルールづくりなどのまちづくり活動に対し、「まちのルールづくり相談センター」(地域まちづくり課等)を中心に区役所と連携して、市職員による「出前塾」の実施、まちづくりコーディネーター等の派遣、地域における活動費用の一部助成等の支援を行います。

また、「まちづくり支援団体」との協働による市民等の地域まちづくりの支援を推進するため、活動費用の一部助成などを行います。

令和5年8月1日現在

地域まちづくり組織認定数	39
地域まちづくりプラン認定数	20
地域まちづくりルール認定数	21
まちづくりコーディネーター数	51
まちづくり支援団体数	13

ヨコハマ市民まち普請事業

市民の皆さんが地域の特性を生かした身近な生活環境の施設整備を考え、自ら主体となって発意し実施することを目的として、平成17年度からスタートした事業です。具体的には、市民の皆さんから身近なまちの施設整備に関する提案を募集し、1次・2次の2回にわたる公開コン

テストで選考された提案に次年度整備助成金を交付するなど、市民の皆さんが主体となったまちづくりの支援を行います。

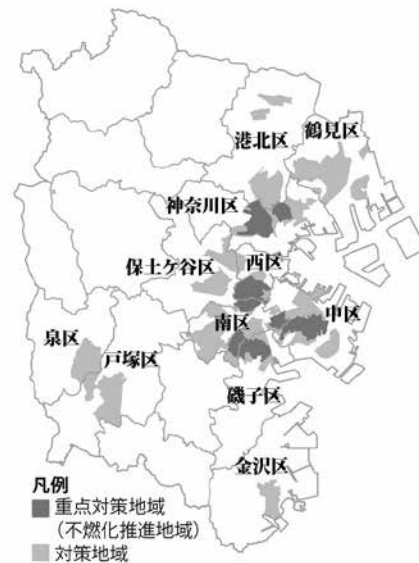
これまで、子育て世代や子どもが関わる提案を多く実現してきましたが、令和5年度からは、子育て支援につながる事業であることを「子育てプラス」として明確にし、良質な提案を漏れなく選考できるよう、予算と支援体制を拡充しています。

令和4年度は、11件の応募があり、3件が整備助成対象提案として選考されました。

<整備助成対象提案一覧>

整備提案名	提案グループ名	区名
島山ノスタルジア計画・町への愛着生む居場所を作る	町を故郷に・島山ノスタルジアプロジェクト	港北区
「食」をきっかけとしたシェア空間の立ち上げ	まちまど・洋光台シェアベース実行委員会	磯子区
松見町みんなの実家「てんこもりのわ」プロジェクト	てんこもりのわ	神奈川区

地震火災対策計画における「重点対策地域（不燃化推進地域）」・「対策地域」



災害に強い安全で安心な都市づくり

■まちの不燃化推進事業 (防災まちづくり推進課)

平成26年から、地震による火災の被害が大きいと想定される地域において、建物被害の軽減を図るため、地震火災による被害を最小限に抑える取組により、まちの不燃化を推進しています。

令和4年度は、旧「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の施策の強化とともに「逃げやすさの向上」「優先的・集中的な取組」などの視点を盛り込み、令和5年度から14年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」を策定しました。

また、延焼の危険性が特に高い「重点対策地域（不燃化推進地域）」では、引き続き、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」による「防火規制」とあわせて、老朽建築物の除却や「準耐火建築物」以上の新築に対する補助を行いました。

令和5年度は、新たな地震火災対策計画に基づき、避難や延焼防止に有効と考えられる「不燃化強化路線」での優先的・集中的な建替えの促進や狭あい道路の拡幅に向けた取組を実施します。

市民生活と経済活動を支える交通インフラの充実

■鉄道事業の推進 (都市交通課)

神奈川東部方面線

相鉄本線西谷駅から羽沢横浜国大駅でJR東海道貨物線へ乗り入れる「相鉄・JR直通線」と、さらに羽沢横浜国大駅から新横浜を経由し、東急東横線・目黒線日吉駅で東急線へ乗り入れる「相鉄・東急直通線」を都市鉄道等利便増進法に基づき整備しています。

この事業により、相鉄線とJR線、相鉄線と東急線とが相互に乗り入れることができるようになり、横浜市西部地区及び神奈川県中部と東京都心方面との速達性の向上や、広域鉄道ネットワークの形成が図られます。

神奈川東部方面線は、平成22年度から、事業者であ



神奈川東部方面線路線図

る独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が事業を実施しています。

令和元年11月に開業している「相鉄・JR直通線」に加え、令和5年3月18日に「相鉄・東急直通線」が開業し、神奈川東部方面線全線で運行を開始しました。

みなとみらい線・こどもの国線

みなとみらい線は、みなとみらい21地区や横浜駅周辺地区、関内地区など横浜都心部の各地区を結び、回遊性を向上させるなど、横浜都心部全体の発展を図り、また、東急東横線、東京メトロ副都心線、西武有楽町線・池袋線、東武東上線と相互直通運転をしており東京都心や埼玉県西南部と直結し、商業・業務活動の誘致促進や観光客の増加など、将来にわたり横浜市活性化に寄与する重要な路線です。

長津田駅からこどもの国駅までを結ぶこどもの国線は、平成12年の通勤路線化により沿線住民にとって重要な交通手段となっていることから、当該路線を健全に維持するために必要な助成を実施しています。

■鉄道駅可動式ホーム柵整備事業 (都市交通課)

鉄道駅における市民の安全を確保し、列車運行の安定性の向上を図るため、可動式ホーム柵の整備費の一部について、国や県と連携して鉄道事業者に補助金を交付し、整備を促進しています。

補助対象28駅のうち、令和4年度は、京急線京急東神奈川駅、日ノ出町駅で可動式ホーム柵が使用開始となりました。

■都市交通政策の企画調整 (都市交通課)

持続可能な交通の実現に向けて、「市民生活の質向上につながる交通政策」、「都市の成長を支え魅力を高める交通政策」、「持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策」を基本方針とした取組を進めます。

横浜都市交通計画

本計画は、交通政策全般にわたる政策目標などを示すことにより、市民・企業・交通事業者・行政等の多様な主体がこの目標を共有するとともに協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、平成20年に策定されました。計画策定から10年が経過し、横浜の交通を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、平成30年度に改定を行いました。

計画の推進にあたっては、横浜の交通を支えている関係者間で目標や理念を共有しながら、それぞれの責任と役割分担のもと、連携した取組を進めていくため、市民・企業・交通事業者・行政等からなる「横浜市交通政策推進協議会」を平成20年度に設置し、平成20年度から令和4年度の15年間で23回開催しました。

平成23年度からは、取組の具体化を図るため、バス交通の活性化などのテーマ別の部会を設置するなど、多様な主体が連携した取組を進めていくための議論の場として運営しています。

また、交通渋滞緩和や環境負荷軽減を図るため、マイカー交通から公共交通への転換を政策目標の一つに掲げています。

そこで、過度にマイカーに頼る生活から徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する

生活への転換を促す取組である、「モビリティマネジメント」を実施しています。

鉄道計画検討調査

交通政策審議会答申第198号(平成28年4月)に位置付けられた高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道、東海道貨物支線の貨客併用化等について、より充実した鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めています。

高速鉄道3号線の延伸(あざみ野~新百合ヶ丘)について、令和2年1月の概略ルート・駅位置の決定を踏まえ、新駅設置に伴う新たな公共交通ネットワークや交通基盤整備の検討を行いました。引き続き、早期事業着手に向けて、国や関係者との協議・調整を進めていきます。

また、国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道等について事業性の確保に向けた検討を進めます。

東京都市圏パーソントリップ調査・物資流動調査

都県を越えた広域的な交通政策について検討する場として、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県及び茨城県(東京都市圏)における都県、政令市並びに関係機関において、東京都市圏交通計画協議会が設置されています。

当協議会において、これまで人の動きに着目した交通実態調査として、パーソントリップ調査を実施してきており、また、併せて物の動きとそれに関連する貨物自動車の動きに着目した物資流動調査を定期的実施しています。

調査結果は、協議会が、将来の交通体系のあり方を検討するために用いられるだけでなく、国や都市圏内の公共団体などに対して貸し出されて、様々な検討に活用されています。

令和4年度は、第6回東京都市圏物資流動調査に向けて、事前検討・調査を実施しました。

■駐車場対策 (都市交通課)

横浜の都心部など、商業・業務施設の集積地をはじめとして、市域全体の駐車場問題の解決を図るため、

- 1 駐車場法、大規模小売店舗立地法に基づく駐車場整備に関する指導・調整
- 2 横浜市駐車場条例(平成28年2月改正、同年3月施行)の所管
- 3 既存駐車場の有効活用の促進
- 4 都心部観光バス路上乗降対策
- 5 自動二輪車駐車対策

などを行っています。

なお、横浜市駐車場条例については、平成28年度に近年の駐車需要の変化を踏まえて事務所の附置義務基準を緩和するとともに、地区の特性に応じた附置義務基準の設置を可能とする条例改正を行い、地区の特性にあった駐車場の整備や活用を進めています。

<駐車場整備地区>

自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、次の6地区において都市計画に定めています。

地 区	対象面積	地 区	対象面積
中央地区 (横浜駅、みなとみらい21地区及び関内地区周辺)	約 755ha	港北ニュータウン 第2地区	約 45ha
新横浜北部地区	約 85ha	戸塚駅周辺地区	約 14ha
港北ニュータウン 第1地区	約 28ha	上大岡駅周辺地区	約 21ha

道路局

市民の皆さんの生活を支える「道路」と「河川」

道路は、私たちの日常生活における移動やさまざまな物資を輸送する交通施設としての役割をもつとともに、地下鉄や上下水道、ガス、電気、電話などを収容する空間、災害時の避難路や延焼防止といった防災のための空間、また、通風や採光、緑などの空間としての役割があります。

また、河川は、雨を安全に海へ流し洪水による被害を防止する役割（治水）をもつとともに、生物などの生命を育み、都市における貴重な水辺環境の空間、郊外部と都市部をつなぐ水と緑のネットワークを形成する空間として、私たちの生活に潤いを与える役割（環境）、農業・消火用水など水源としての役割（利水）があります。

いずれの施設も、都市を支え、私たちの生活に欠かすことのできない重要な基盤施設です。

一方、これらの施設は、整備状況が不十分なことから、交通渋滞や交通事故、大雨による浸水被害などを引き起こし、経済活動の発展や市民生活の阻害要因の一つになっています。また、少子高齢化の急速な進展や地球環境問題の深刻化、低迷する経済情勢など、社会環境が大きく変化する中で、多様な課題・ニーズへの対応が求められています。

道路局では、このような道路や河川が直面する課題・ニーズに応えるため、区土木事務所とともに道路や河川の整備・維持管理に取り組んでいます。

都市の骨格となる道路ネットワーク

■整備の考え方（企画課、事業推進課、横浜環状道路調整課、維持課、建設課）

災害対応力の強化や市民生活の利便性向上、経済活動の活性化を図るとともに、環境負荷の低減にも寄与する、効率的で効果的な道路ネットワーク等を実現するため、次の3つの道路整備を進めます。

1 高速道路の整備

横浜環状道路は、本市の骨格となる高速道路です。保土ヶ谷バイパスに集中する交通の分散や道路の混雑緩和など市民生活の利便性向上をはじめ、本市の経済活動や国際コンテナ戦略港湾である横浜港を支えるとともに、災害対応力の強化を図るため、横浜環状道路等高速道路ネットワークの整備を進めます。

2 幹線道路の整備

活力ある横浜経済の実現とともに、環境負荷の低減、災害対応力の向上など、市民生活の安全・安心の確保に向け、地域的なバランスに配慮しつつ、整備効果が早期に現れる路線や緊急輸送路などを中心に、幹線道路の整備を進めます。

3 地域道路の整備

地域の利便性の向上に資する道路改良をはじめ、通学路等における「あんしんカラーベルト」、駅周辺のバリアフリー化など、地域のニーズを踏まえた道路整備を進めます。

■高速道路の整備（横浜環状道路調整課）

高速道路は、都市間及び市域内の比較的長距離の交通を担う自動車専用道路であり、市内では別図2「横浜市高速道路網」のとおり放射環状型で計画しています。

令和5年4月1日現在で東名高速道路や横浜横須賀道路、高速湾岸線など、11路線、全長134.1キロメートルが供用されています。

横浜環状道路

横浜市の都心から10～15キロメートルを環状につなぐ、本市道路網の骨格となる自動車専用道路です。

・横浜環状南線

全長 約8.9キロメートル
(市内 約8.4キロメートル)

車線数 往復6車線

横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから国道1号の(仮称)戸塚インターチェンジを結ぶ路線で、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が新設の道路整備事業を進めています。

・横浜北線

全長 約8.2キロメートル
車線数 往復4車線

第三京浜道路の横浜港北ジャンクションと首都高横浜羽田空港線の生麦ジャンクションを結ぶ路線で、平成29年3月に開通しました。

開通を受けて、交通利便性の向上や京浜臨海部、

図1 幹線道路ネットワーク

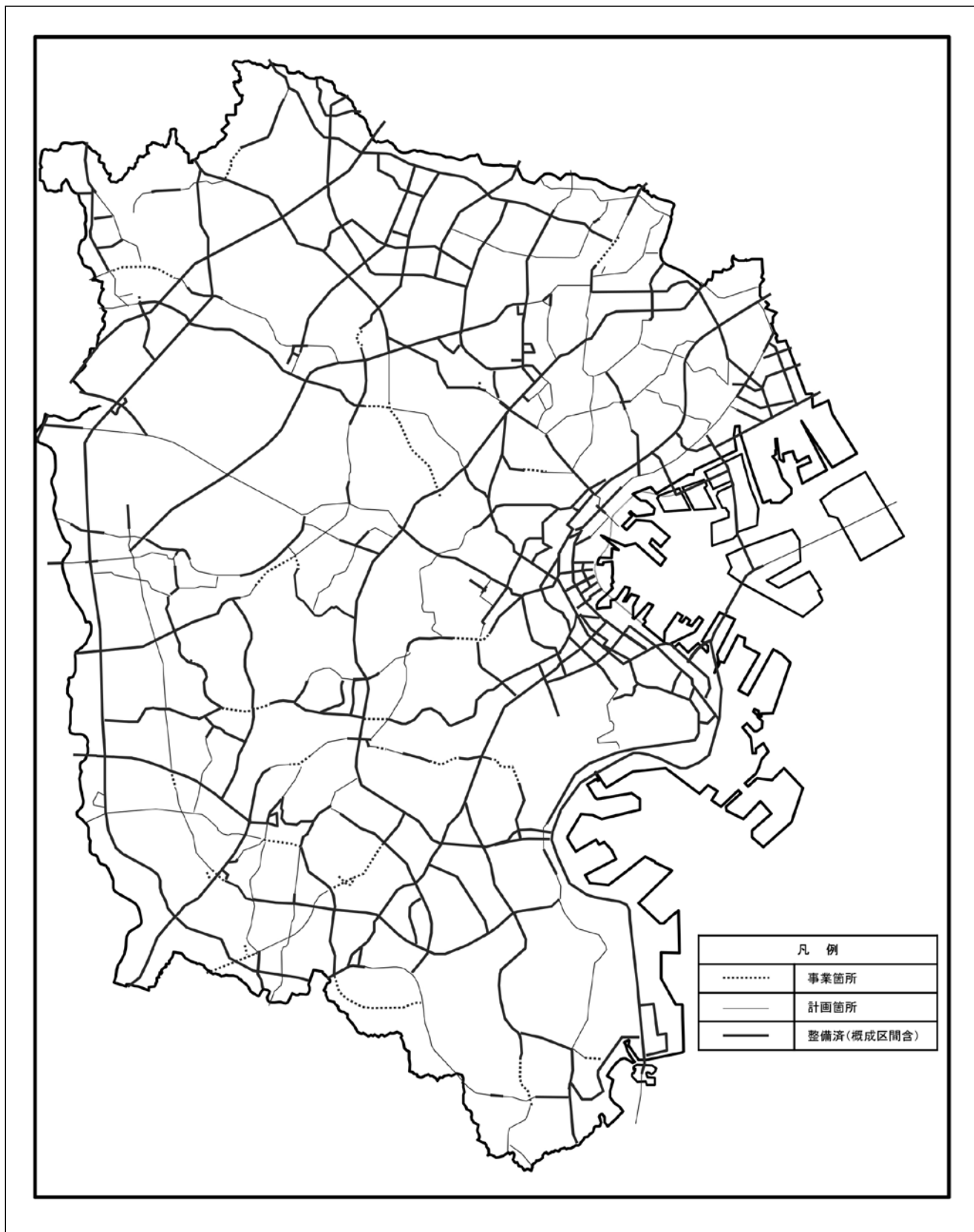
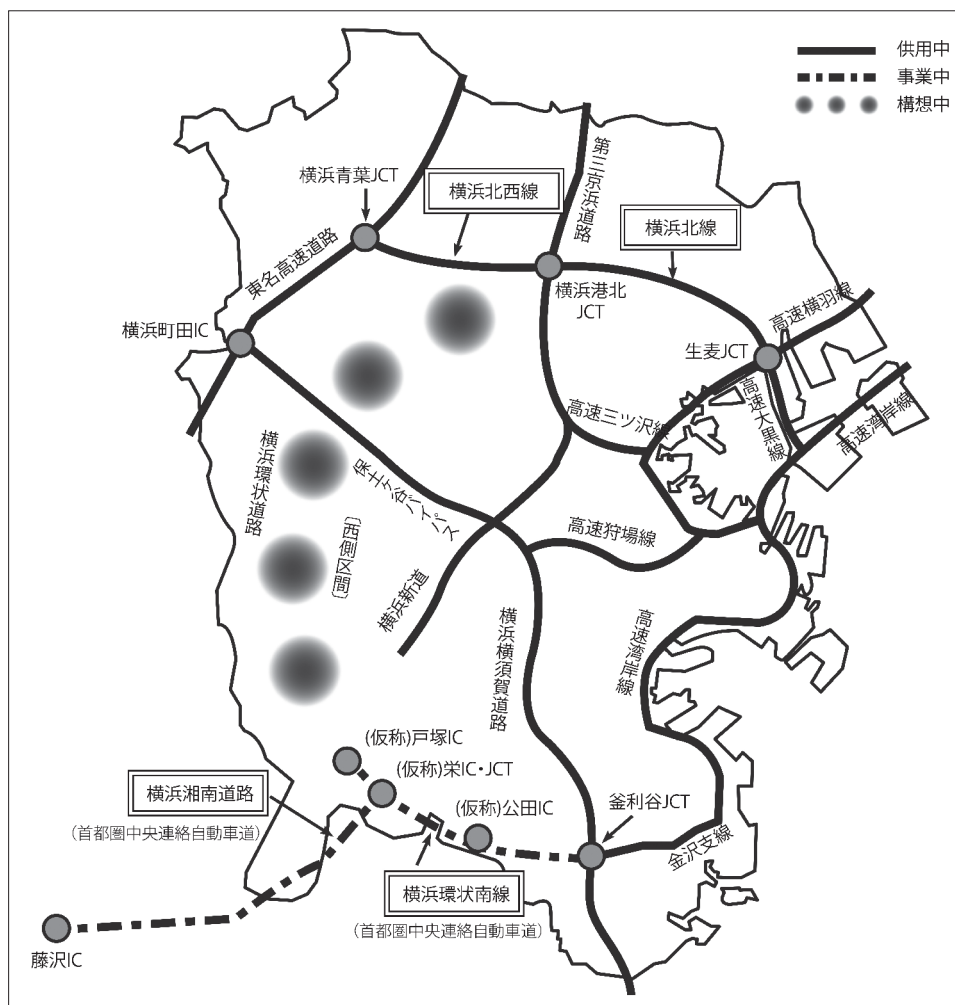


図2 横浜市高速道路網



新横浜都心などの活性化、生活環境の改善等の効果があらわれています。馬場出入口については、令和2年2月27日に法隆寺交差点側の入口と2か所の出口が開通し、内路交差点側の入口は令和2年10月21日に開通しました。

・横浜北西線

全長 約7.1キロメートル
車線数 往復4車線

東名高速道路の横浜青葉ジャンクションと第三京浜道路の横浜港北ジャンクションを結ぶ横浜北西線は、令和2年3月22日に開通しました。平成29年3月に開通した横浜北線と一体となり、横浜市北西部と横浜都心、湾岸エリアとのアクセス性等が向上しました。

・横浜環状道路西側区間

横浜環状道路西側区間については、首都圏の道路ネットワーク計画や本市の道路状況などを見ながら検討していきます。

・横浜湘南道路

全長 約7.5キロメートル
(市内 約1.9キロメートル)
車線数 往復4車線

横浜環状南線の(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションから藤沢市の新湘南バイパス藤沢インターチェンジを結ぶ路線で、圏央道の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が新設の道路整備事業を進めています。

■高速道路の関連街路の整備
(横浜環状道路調整課、建設課)

上郷公田線

全長(計画)約3.2キロメートル
(事業中)約3.2キロメートル
幅 17~32メートル

栄区上郷町から公田町に至る路線です。横浜環状南線と(仮称)公田インターチェンジで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

横浜藤沢線(田谷小雀地区)

全長(計画)約1.4キロメートル
(事業中)約1.4キロメートル
幅 32~38メートル

栄区田谷町において、横浜環状南線及び横浜湘南道路と(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

田谷線

全長(計画)約0.7キロメートル
(事業中)約0.7キロメートル
幅 16メートル

栄区田谷町に位置し、主に戸塚方面と横浜環状南線及び横浜湘南道路を(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。なお、田谷線は、都市計画道路田谷線と都市計画道路戸塚大船線の一部から構成されます。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めて

います。

環状3号線

全長(計画)約28.3キロメートル
 (完成済)約17.0キロメートル
 (事業中)約2.0キロメートル(戸塚地区、南戸塚地区、
 汲沢地区)
 幅 22メートル

磯子区杉田五丁目(国道16号)を起点とし、都筑区佐江戸町に至る路線です。本市中心部に集中する交通の分散と郊外部の連携強化を図る環状道路です。令和4年3月24日に戸塚区日之出橋交差点から国道1号下り線までの区間が開通しました。現在は、戸塚区戸塚町から戸塚区汲沢町の区間で、設計及び用地取得等を進めています。

環状4号線

全長(計画)約36.6キロメートル
 (完成済)約30.3キロメートル
 (事業中)約0.5キロメートル(笠間交差点から鎌倉女子大前交差点の市域部分)
 幅 11～24メートル

環状4号線は、横浜市の外郭部を連絡する環状道路です。笠間交差点から鎌倉女子大前交差点まで、横浜環状南線の用地を活用し、渋滞緩和・安全性向上のための改良事業を進めています。

■幹線道路の整備(建設課、維持課)

交通混雑の緩和と道路ネットワークの充実のため、幹線道路の整備をすすめます。

横浜藤沢線

全長(計画)約7.3キロメートル
 (完成済)約1.2キロメートル
 (事業中)約1.9キロメートル
 (上永谷地区、上永谷舞岡地区)
 幅 32～48メートル

横浜藤沢線は、港南区丸山台の環状2号線から栄区及び戸塚区を通過して、鎌倉市及び藤沢市に連絡する延長約7.3キロメートルの幹線道路です。

現在は、港南区を中心に2地区で、新設の道路整備事業を進めています。

県道川崎町田

全長(計画)約20.0キロメートル
 (拡幅整備済)約9.3キロメートル
 (事業中)約3.2キロメートル(田奈地区、恩田地区、
 大熊地区、大熊・新羽地区)
 幅 22メートル

県道川崎町田は、町田市と川崎市に連絡する本市北部の主要な幹線道路です。渋滞緩和と歩行環境改善のための拡幅整備を進め、現在は4地区の道路整備事業を進めています。

権太坂和泉線

全長(計画)約9.6キロメートル
 (完成済)約6.5キロメートル
 (事業中)約2.2キロメートル(名瀬・岡津地区)
 幅 18～25メートル

権太坂和泉線は、保土ヶ谷区狩場町の国道1号と泉区

和泉町の環状4号線を結ぶ幹線道路です。現在、戸塚区名瀬町から泉区新橋町の区間で道路整備事業を行っており、設計及び用地取得等を進めています。

桂町戸塚遠藤線

全長(計画)約10.2キロメートル
 (完成済)約4.0キロメートル
 (事業中)約0.9キロメートル(上倉田戸塚地区)
 幅 22～33メートル

桂町戸塚遠藤線は、栄区桂町の環状4号線との交差点を起点とし、環状3号線、横浜藤沢線、国道1号及び環状4号線に接続し、泉区下飯田町(藤沢市境)を終点とする幹線道路です。現在、戸塚区上倉田町(下永谷大船線交差点)から戸塚区戸塚町(国道1号交差点)の区間で道路整備事業を行っており、柏尾川から国道1号までの区間で現道の拡幅工事を行うとともに、それ以外の区間で用地取得等を進めています。

国道1号

全長(計画)約29.0キロメートル
 (事業中)約0.8キロメートル(保土ヶ谷橋工区)
 約1.1キロメートル(不動坂工区)
 幅 25メートル(保土ヶ谷橋工区)
 15～24メートル(不動坂工区)

日本の主要幹線である一般国道1号は、西区浜松町から戸塚区汲沢町までの約14キロメートルが横浜市管理区間となっています。

保土ヶ谷区の保土ヶ谷橋交差点付近から一般国道16号(保土ヶ谷バイパス)狩場インターチェンジまでの区間は、狩場工区に引き続き、保土ヶ谷橋工区の交差点改良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

また、不動坂交差点は、東海道と呼ばれる「一般国道1号」と横浜新道方面へ渡る「戸塚支線(一般国道1号)」、そして「県道瀬谷柏尾」が接続する交差点です。

不動坂工区では、戸塚区柏尾町から戸塚区上矢部町までの約1.1キロメートル区間で交差点改良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

東京丸子横浜線

全長(計画)約8.8キロメートル
 (拡幅整備済)約1.8キロメートル
 (事業中)約1.0キロメートル(綱島地区)
 幅 20メートル

東京丸子横浜線は川崎市境の港北区日吉町を起点とし、神奈川区六角橋交差点を終点とする延長約8.8キロメートルの幹線道路です。

現在は、港北区綱島地区(港北区箕輪町二丁目から綱島東一丁目)で設計及び用地取得を進めています。

鴨居上飯田線

全長(計画)約13.1キロメートル
 (拡幅整備済)約7.1キロメートル
 (事業中)約1.6キロメートル
 幅 18～28.5メートル

鴨居上飯田線は、都筑区池辺町を起点とし、泉区上飯田町(大和市境)を終点とする延長約13.1キロメートルの幹線道路です。

現在は、二俣川駅周辺(旭区本宿町からさちが丘)から保土ヶ谷二俣川線の一部を含む保土ヶ谷バイパス南本

宿インターチェンジまでの区間が事業中です。

このうち、さちが丘から二俣川駅付近までの約1キロメートルの区間について、令和5年3月28日に開通しました。

横浜逗子線

全長(計画)約11キロメートル
(完成済)約8.4キロメートル
(事業中)約1.4キロメートル(釜利谷六浦地区)

横浜逗子線は、港南区の横浜鎌倉線を起点とし、環状3号線、環状4号線と交差して、逗子市境に至る延長約11キロメートルの幹線道路です。

現在は、釜利谷六浦地区(釜利谷南一丁目から六浦四丁目)で整備を進めています。

泥亀釜利谷線

全長(計画)約4.2キロメートル
(拡幅整備済)約3.4キロメートル
(事業中)約0.5キロメートル(寺前地区)
幅 15メートル

泥亀釜利谷線は金沢区瀬戸を起点とし、金沢区釜利谷町を終点とする延長約4.2キロメートルの幹線道路です。

現在は、寺前地区(金沢区寺前二丁目から寺前一丁目)で測量、設計及び用地取得を進めています。

汐見台平戸線

全長(計画)約7.2キロメートル
(拡幅整備済)約4.1キロメートル
(事業中)約2.5キロメートル(大岡地区、別所地区、岡村七丁目地区)
幅 15メートル

汐見台平戸線は、磯子区森四丁目を起点とし、戸塚区平戸町を終点とする延長約7.2キロメートルの都市計画道路です。

現在は、大岡地区(大岡三丁目)、別所地区(別所一丁目から五丁目)及び岡村七丁目地区で設計及び用地取得等を進めています。

■地域道路の整備 (区土木事務所、建設課、維持課)

市道谷戸坂通(中区)

周辺地区の歩行者の安全対策及び車両通行の円滑化として、中区山手町付近で歩道設置及び車道の線形を見直す道路改良事業を進めています。

市道柏尾第358号線(港南区)

下永谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区の歩行者の安全対策として、港南区下永谷四丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【新羽町地区】(港北区)

周辺地区の渋滞緩和対策として、港北区新羽町付近でバスベイ設置等の道路改良事業を進めています。

市道長津田第34号線(緑区)

長津田第二小学校周辺地区の歩行者の安全対策として、長津田四丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【柚の木交差点】(都筑区)

周辺地区の渋滞緩和対策として、都筑区荏田南町付近

で交差点改良事業を進めています。

市道矢部第281号線(戸塚区)

周辺地区の渋滞緩和対策として、戸塚区矢部町付近で歩車道の拡幅整備やバスセンターの整備等の道路改良事業を進めています。

市道泉和泉町第449号線(泉区)

ボトルネック解消対策として、泉区和泉町付近の環状4号線赤坂橋交差点で交差する道路の交差点改良事業を進めています。

県道瀬谷柏尾【本郷その2地区】(瀬谷区)

瀬谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区の渋滞緩和対策として、瀬谷区本郷一丁目付近で車道拡幅等の道路改良事業を進めています。

快適な暮らしのための道づくり

■都市計画道路網の見直し(企画課)

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度より将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。

平成20年5月には、全ての見直し対象路線・区間を評価・検証し、「存続」「変更」「追加」「廃止」のそれぞれの候補路線・区間を示した「見直しの素案」を取りまとめ公表しました。

令和4年度末までに、14路線の都市計画手続を完了しました。

引き続き、準備が整った路線から順次、都市計画の手続を進めていきます。

■既存道路の整備(区土木事務所、維持課)

維持修繕

安全な道路を維持するため、徒歩による路面の目視点検やパトロール、市民の皆さんからの陳情・要望を整理し、整備の必要性が高い道路から修繕を実施しています。

■無電柱化の推進(管理課、企画課、施設課、建設課、横浜環状道路調整課)

平成30年12月に策定した「横浜市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めています。具体的には、地震や台風など災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービスの安定性・信頼性の向上、安全で快適な歩行空間の確保を目的として、災害発生時に物資や機材、要員等の輸送のため、緊急車両が通行する緊急輸送路の環状2号線や山下本牧磯子線などで、電線共同溝の整備を行っています。

■道路と鉄道の立体交差化(建設課)

交通の円滑化や、地域の一体化を図るため、平成14年度から進めてきた相模鉄道本線(星川駅~天王町駅)連続立体交差事業(保土ヶ谷区)について、平成30年

11月の全線高架化を経て、高架化とともに進めてきた周辺道路が全線開通し、令和4年3月31日に全ての事業が完了しました。

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）は、平成30年度から事業化に向けた都市計画や環境影響評価等の手続を進め、令和4年1月に都市計画決定、6月に事業認可を取得し、11月から工事に着手しています。

■橋梁（きょうりょう）・トンネル等の維持管理（橋梁課）

橋梁の地震対策

これまで、緊急輸送路などにある「重要橋梁」から落橋や倒壊など甚大な被害を防止する地震対策を優先的に進め、概ね完了の見通しがつきました。

引き続き、重要橋梁以外の「一般橋梁」の地震対策を進めています。

橋梁・トンネル等の老朽化対策

橋梁や道路トンネル・大型カルバート・カルバート・シェッドの定期点検を行い、その結果を踏まえ毎年更新する橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋梁の補修や架け替えなどを実施しています。

■地下駐車場の運営（施設課）

都心部の路上駐車を減らし安全な道路交通を確保するため、道路等の地下空間を有効利用した駐車場を運営しています。

1	横浜市福富町西公園地下駐車場	184台
2	横浜市ポートサイド地下駐車場	200台
3	横浜市馬車道地下駐車場	200台（25台）
4	横浜山下町地下駐車場	193台（26台）
5	横浜市日本大通り地下駐車場	200台
6	横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	200台

（ ）は自動二輪（125cc超）で外数

■バリアフリー基本構想の策定（企画課）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月施行、通称「バリアフリー法」）に基づき、駅及び駅周辺地区を対象に重点的・一体的にバリアフリー化を進めるため、関係事業者と連携して、バリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

■交通安全施設の整備（区土木事務所、施設課）

通学路の整備

学校、PTA、教育委員会、警察署及び道路管理者等の関係機関で組織するスクールゾーン対策協議会による市内通学路の点検などにより、歩道設置やあんしんカラーベルト等通学路の整備に取り組んでいます。

また、ビッグデータや事故データ等を活用した生活道路の交通安全対策を進めており、車両速度抑制を目的としたハンプや狭さくの設置などを行っています。

道路照明灯のLED化

夜間の交通安全のため、交差点や横断歩道、交通量の多い道路などに約61,000灯（ガス灯除く）の道路照明灯を設置しています。令和4年度末で約50,000灯について、脱炭素化、省エネ化のため、LED化が完了しています。

歩道等の整備

交通事故が多発している道路や、緊急に改善を必要とする道路等に対して、歩道、防護柵（ガードレール等）、道路照明灯、道路標識、反射鏡（カーブミラー）、区画線等の交通安全施設を整備しています。

バリアフリー歩行空間の整備

重点整備地区で、歩道の段差や傾斜、有効幅の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行い、高齢者や障害者などすべての人が安心して安全に移動できる道路づくりを進めています。

昇降機の整備

歩道橋などに設置されている昇降機について、安心してご利用いただけるよう確実な維持管理と計画的な更新を進めています。

■交通安全対策（交通安全・自転車政策課）

交通安全運動

各季の交通安全運動や強化月間において、交通安全に関する街頭キャンペーンを実施しているほか、SNS、ポスター、チラシ等による交通ルールの遵守、マナー向上に関する情報発信を行っています。また、各区に自転車マナーアップ監視員を配置し、駅前における自転車の押し歩きや放置自転車の防止に向けた啓発を行っています。

交通安全教育活動

警察等の関係機関との連携による世代別の交通安全教室として、幼児を対象とした幼児交通安全教育訪問指導や幼児保護者向けの交通安全教室、小学生対象の「はまっこ交通あんぜん教室」、「中学生・高校生向け自転車交通安全教室」、高齢者向け「シルバーリーダー養成研修会」、地域で見守り活動を行う方向けの「はたふり誘導講習会」などを実施しています。令和5年3月から子どもを交通事故から守るための「こども・交通事故データマップ」を公開しています。また、各種交通安全教育動画の作成や啓発物品の配布を行っています。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた周知・啓発活動を行っています。周知・啓発にあたっては、令和4年度に実施した保険加入状況に関する意識調査の結果を踏まえ、広報誌やチラシのほか、動画やSNS、ラジオ等さまざまな媒体を活用した啓発に取り組んでいます。

■自転車交通施策の推進（区土木事務所、交通安全・自転車政策課、施設課）

自転車活用推進計画の策定と推進

平成31年3月に策定した「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図り、自転車活

用施策を推進しています。

■自転車駐車場の管理運営・維持管理

自転車等の放置防止と適正利用を図るため、240箇所
の市営有料自転車駐車場の運営及び維持管理を行って
います。

■放置自転車等の対策

「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、
地域からの要望による自転車等放置禁止区域の指定、放
置自転車等の移動・保管・返還、民営自転車駐車場の整
備費補助、放置防止の啓発活動などの施策を実施して
います。

■自転車駐車場の附置義務制度の運用

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に基づ
き、集客施設及び共同住宅等において駐輪場の設置を義
務付ける制度の適切な運用を推進しています。

■自転車通行空間の整備

「横浜市自転車通行環境整備指針」に基づき、主に鉄
道駅周辺など自転車利用が多く、自転車利用環境の向上
が望まれる地域を「重点エリア」に指定し、整備を進め
ています。

■道路の清掃（区土木事務所、施設課）

道路の安全な通行機能を保証し、良好な沿道環境を維
持するため、主要な幹線道路については、路面清掃車に
よる車道清掃を、乗降客の多い駅前広場、歩道橋、地下
道等については、掃き清掃や水洗い等の施設清掃を行っ
ています。

＜令和4年度実績＞

延べ車道清掃延長：30,826 キロメートル

駅前広場：33 駅

歩道橋：301 橋

■街路樹の維持管理（区土木事務所、施設課）

都市に潤いと憩いを与える街路樹や植樹帯を良好に育
成させるため、せん定や除草などの維持管理を行って
います。また、街路樹の根上がりや老朽化により歩行者の
安全な通行の妨げが生じている歩道において、樹木の良
好な育成を確保しつつ歩道の改善を行う工事を実施して
います。

■歩道橋の維持管理（区土木事務所、施設課）

横浜市が管理する326（令和5年3月末現在）橋の歩
道橋について、健全度調査を行い、計画的に桁の塗装塗
り替えや橋面舗装等の補修を行っています。

また、緊急輸送路等の上を跨ぐ歩道橋については、落
橋防止等の地震対策も行っています。

■共同溝の維持管理（区土木事務所、施設課）

災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サ
ービス等、インフラ設備の安全性・信頼性の向上、安全
な歩行空間の確保及び都市景観の向上を目的として、み

なとみらい21地区及び港北ニュータウン地区に共同溝
が整備されています。これらの共同溝の維持・管理のた
め、監視及び設備等の点検・補修を行っています。

＜共同溝延長＞

みなとみらい共同溝：5.8 キロメートル（このほかに港湾局管理分
1.2 キロメートルがあります）

港北ニュータウン共同溝：2.0 キロメートル

■私道の整備（区土木事務所、維持課）

■私道整備

多数の市民の皆さんが公共的な施設等を利用するた
めに通行し、公道と同じように使われている私道を、地権
者及び利用者の申請により横浜市で整備しています。

■私道整備の助成

多数の市民の皆さんに利用され公共性を有する私道の
舗装工事等を行う場合、その工事費用の9割を助成して
います。

安全な道路のための道路管理

■道路監察（区土木事務所、管理課）

道路を保全し円滑な交通を確保するため、土木事務所が
常時、道路パトロールを行い、損傷箇所や汚損箇所の早期
発見、応急措置、道路工事や占用工事の安全対策の監察・
指導、不法占用の指導などを行っています。また、日常の
パトロールのほか、台風や大雨などの災害時にも実施して
います。

■公道の認定（路政課）

私道の中で市民の皆さんの生活に密着した公共性の高
い道路の市道への移管や、新たに建設した都市計画道路及
び開発によって建設された道路など、横浜市が管理すべき
道路を道路法に基づき認定し、不要となった道路を廃止し
ています。令和4年度には、36路線、延長4,217メートル
を認定し、127路線、延長9,188メートルを廃止しました。

また、市道の認定基準に適合する個人所有の道路を市
道に移管するために必要な測量費を助成する制度があり、
令和4年度には9件、約2,306万円を助成しました。

■道路占用（区土木事務所、管理課）

道路上や路面下等に工作物、物件、施設（電柱、水道
管、看板等）を設けることについて、道路本来の目的で
ある一般交通等に支障のない範囲において、公共性や安
全性等を考慮し、道路占用許可をしています。

また、道路上に家屋、塀等の構築物を不法に設けるこ
とや、商品等により営業の場として使用している場合に
は、道路本来の機能の回復を図るため、早急な除去、撤
去の指導に努めています。さらに、はり紙や立看板、の
ぼり旗については、街の美観を損ねることにもなるため、
関係各局区と協力して、防止及び早期撤去に努めていま
す。

■特殊車両の通行許可（管理課）

特殊車両の通行に関しては、道路の構造を保全し交通の危険等を防止するために、法令に基づき徐行等の通行条件をつけて許可しています。

特殊車両通行許可実績（令和4年度）990件

■道路啓開活動（区土木事務所、維持課）

地震などの災害時に、建設業協会、レンタル業協会、警察、消防等の関係機関と連携し、迅速、適切な情報連絡や幹線道路を中心とする緊急輸送路の機能確保・回復を図ります。

■ハマロード・サポーター（区土木事務所、管理課）

道路愛護や維持管理の充実を図るため、地域のボランティア団体と行政が協働して、道路の美化や清掃等を行う制度です。自治会・町内会や学校、商店街及び地元企業等のボランティア団体が市内で活動しています。

活動団体数（令和4年度）572団体

■道水路境界調査（区土木事務所、道路調査課）

境界調査は、道水路に隣接する土地との境界を明確にし、土地売買、地積更正等に必要な証明を行うと共に、各種事業の実施や道水路の維持管理に資するものです。

表2 道水路境界調査等の申請及び処理実績（件数） 令和4年度

	境界調査	境界承認	謄本交付	写し証明	閲覧
申請	1,243	1	1,974	1,823	158,208
処理	1,094	1	1,974	1,823	158,208

（注）境界調査の処理件数には、令和3年度以前に申請を受けたもので、令和4年度に処理された件数を含みます。

■道路台帳の整備と閲覧（道路調査課、区土木事務所）

道路台帳は道路に関する基本的な事項を把握するた

め、道路法第28条に基づき道路管理者が調製するもので、道路の現況や区域を記入した図面と道路の延長・面積、認定路線名等を記載した調書があります。

道路台帳図面等はよこはま建築情報センター（市庁舎2階）及び各区の土木事務所の窓口を設置した道路台帳閲覧システムで閲覧できます。また、インターネットを通じて「よこはまのみち」でも情報提供を行っています。

■横浜市公共基準点の管理・保全（道路調査課）

横浜市公共基準点は、公共測量の基準となる、位置に関する数値（座標、標高等）を有した標識で、道路台帳の整備や道水路境界調査、地籍調査事業等で使用されています。公共基準点の適正な密度を保持するため、現地調査を行い、基準点の再観測、再設置等を実施しています。

■土木技術基準書の作成（技術監理課）

快適で安全な生活を支える道路の整備等を円滑、効率的に推進するため、土木工事の設計、積算、監督、検査等各種の技術基準書やマニュアルの作成を行っています。

■工事の検査（技術監理課）

道路局及び区土木事務所が発注する道路及び河川の建設・維持・修繕等の請負工事の検査（契約に基づき工事が完成していること及び代価を支払ってよいことを確認する）、及び局内の施工管理基準等を定めています。

令和4年度は、376件の請負工事の検査を実施しました。

土木構造物の維持・管理に関する専門性の高い研修を実施し、長寿命化対策にも取り組んでいます。

■積算システム・公共事業IT化推進（技術監理課）

土木工事積算システムの単価データ作成及びCAD・電子納品の推進等の職員支援を行っています。

表1 横浜市道路現況

令和5年4月1日現在

区分	道路延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	道路面積(㎡)	舗装面積(㎡)	道路率(%)	路線数(件)	
国	高速自動車国道	12,948	12,948	100.0%	462,241	462,241	0.1%	1
	一般国道(指定区間)一般道路	104,051	104,051	100.0%	2,570,957	2,570,957	0.6%	5
	一般国道(指定区間)有料道路	43,323	43,323	100.0%	1,397,028	1,397,028	0.3%	3
	計	175,799	175,799	100.0%	4,721,836	4,721,836	1.1%	11
県	主要地方道県道	122,060	122,060	100.0%	2,086,194	2,086,194	0.5%	11
	一般県道	78,079	78,079	100.0%	951,536	951,536	0.2%	15
	一般県道 有料道路	39,917	39,917	100.0%	1,337,558	1,337,558	0.3%	2
	計	240,056	240,056	100.0%	4,375,288	4,375,288	1.0%	28
市	主要地方道市道	53,425	53,425	100.0%	1,396,390	1,396,390	0.3%	8
	一般市道	7,377,961	7,249,974	98.3%	47,532,352	47,120,090	10.9%	51,686
	一般市道 有料道路	28,027	28,027	100.0%	720,758	720,758	0.2%	5
	計	7,459,413	7,331,426	98.3%	49,649,500	49,237,238	11.4%	51,699
本市管理計	7,647,002	7,519,015	98.3%	52,258,082	51,845,820	12.0%	51,722	
総計	7,875,268	7,747,281	98.4%	58,746,624	58,334,362	13.5%	51,738	

（注）数値はすべて、供用開始済みの路線を対象としています。

■道路がけ防災対策（施設課）

道路を利用する市民の皆さんの安全と交通機能確保のため、緊急輸送路やバス路線など重要な道路や過去に崩れた経緯のある箇所などで計画的に点検を行い、点検結果に基づく対策を実施していきます。

<令和4年度の実績>

道路がけ防災点検：100箇所

都市の安全と環境を支える河川流域

■整備の考え方（河川部）

市内には国、県、市がそれぞれ管理する一・二級河川と市が管理する準用河川が合わせて56河川（総延長約215キロメートル）あります。

そのうち本市では、市管理もしくは県市協議に基づき市が河川改修を実施する一・二級河川及び治水上重要な準用河川（計28河川（総延長約85キロメートル））において、当面の目標として時間降雨量約50mmに対応する河川改修を進めるとともに、下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から、河川整備計画に基づく時間降雨量おおむね60mmの降雨に対応できる整備を行います。まずは、協議が整った帷子川について着手します。合わせて、流域の保水・遊水機能を高めて河川への雨水流出を抑制する雨水貯留施設や浸透施設を設置し、総合的な治水対策を進めます。

また、都市における河川は貴重な空間であり、治水としての機能だけでなく、良好な水辺環境を創出するとともに、自然との共生を図り、地域の暮らしや歴史など周辺環境との調和や生物の生息環境に配慮した整備が求められています。このため、「横浜市水と緑の基本計画」に基づく、快適な水環境の保全と創造を目指し、市民の皆さんの憩いと潤いの場や活動の拠点となるよう、水辺拠点や川辺の散歩道の整備を進めるとともに、生物の生息環境に配慮した魚道の整備に取り組みます。

表3 道路施設状況

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
歩道延長(km)	2,531.1	2,528.7	2,523.6	2,520.0	2,515.2	2,508.6	2,507.7	2,507.0	2,485.0
共同溝延長(km)	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
トンネル数(カ所)	28	28	28	28	28	39	39	39	39
横断歩道橋数(橋)	326	327	326	326	325	326	327	327	328
自転車駐車場(件)	260	259	261	261	266	263	263	258	261
自転車駐車台数(台)	102,266	102,992	103,756	103,933	103,865	103,486	103,486	102,139	103,982
道路照明数(灯)	61,170	62,631	62,216	62,419	62,239	61,340	61,064	60,439	62,736

(ガス灯含む)

(注) 数値は、当該年4月1日現在です。

(注) トンネル数は平成31年度より定義を国に合わせて「トンネル」「大型カルバート」「カルバート」「シェッド」に再分類したため数に変更が生じています。

安心・安全のまちづくりのための河川事業

■流域治水の推進（河川部）

近年の気候変動に伴い水災害が激甚化・頻発化しており、全国では大規模な河川氾濫等が発生し、多くの人的被害・家屋被害が発生しています。そこで、従来の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が一体となって取り組む「流域治水」の推進が求められています。

1 河川改修

(1) 市内の国及び県施行の改修状況

・鶴見川水系

戦後最大降雨規模及び時間降雨量約60mmに対する安全の確保を当面の整備目標としており、流域対策を含めた総合治水対策の促進と河川改修を進めています。

国土交通省の直轄区間では、下流部の河道掘削工事や、大地震によって堤防が崩壊しないように、堤防耐震対策が行われています。

・境川水系

神奈川県が金井遊水地の整備や境川の護岸改修を実施しており、時間降雨量約60mmに対応できるよう引き続き護岸等の整備を進めています。

・帷子川水系

県市協調事業により、平成9年に帷子川分水路が完成し、その後、神奈川県が時間降雨量約80mmに対応できるよう整備を進めています。帷子川河口部の狭さく部については、現在河道の拡幅に向けた整備等を進めています。

・大岡川水系

神奈川県が管理する区間のうち、分水路地点から下流部の改修については概ね完成し、上流部については、時間降雨量約50mmに対応できるよう整備を進めています。

表4 河川改修事業の状況

令和5年4月1日現在

事業名	河川数	延長計画	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予定
都市基盤河川改修事業	18	68.4 km	92.8%	93.0%	93.1%
準用河川改修事業	10	17.1 km	78.0%	78.2%	78.3%
計	28	85.5 km	89.8%	90.0%	90.2%

(小数点第二位以下四捨五入)

クショップに参加いただいた皆さんを中心に、石組みを行うイベントを実施しました。

これらの市民協働の川づくり活動を全市的に展開するため、令和2年度より、川づくりに興味をお持ちの市民の皆さんに、事前に登録いただいた川づくりの専門家を派遣する「川づくりコーディネーター制度」を開始しました。現在は2河川で川づくり活動を実施しています。

2 多自然川づくり

周辺の公園、樹林と一体となり、河床に低水路、瀬や淵を設けるなど生態系に配慮し水辺に親しめるよう、水辺空間の創造を工夫するほか、河川沿いの一定の空き地や旧川敷、遊水地を利用した水辺空間を整備しています。

これまで、ふるさとの川整備事業やまほろばの川づくりモデル事業により、いたち川、和泉川や阿久和川において緩傾斜護岸や親水拠点の整備を実施しています。



いたち川尾月橋下流完成

3 川辺の散歩道 [河川管理用通路の植栽、散策路の整備]

河川管理用通路を緑化し、多くの市民の皆さんが散策できる川辺の散歩道を整備しています。

安全な河川水路等のための維持管理

■河川・水路等の管理

(区土木事務所、河川企画課、河川管理課)

1 補修、土砂掘削、除草

水辺環境の保全と親水性の維持、洪水やはらん等による被害軽減のため、河川・水路等の堆積土砂の掘削や除草などの維持管理業務を実施しています。

2 河川点検

毎年出水期前に目視による河川点検を行っています。また、保全計画を策定し、優先度の高いものから計画的に補修を行っています。

3 占用許可

横浜市が管理する河川・水路等について、管理上支障とならない範囲で通路や橋梁、水道管などの占用を許可しています。

■「横浜市水防災情報」のページによる河川水位情報の提供 (河川企画課)

河川状況等をリアルタイムかつ視覚的に把握していただくため、36河川81箇所の水位情報及び55箇所の河川監視カメラ画像をホームページにて提供しています。
(<https://mizubousai.city.yokohama.lg.jp/>)

また、令和3年度から閲覧性や操作性の向上のため、スマートフォン版サイトを公開しています。スマートフォンの位置情報機能を活用し、現在地付近の河川情報にもアクセスしやすくなっています。

なお、親水拠点において安全に水辺に親しんでいただくために、「親水拠点警報装置」を、現在、市内に20箇所合計23基設置しています。拠点内で遊んでいる子どもたちに対して、大雨注意報や大雨・洪水警報の際などには回転灯と音声で、避難を呼びかけています。

■水辺愛護会活動等の推進 (河川企画課)

1 水辺愛護会への支援

河川や水路等の水辺施設の環境を良好に保ち、市民の皆さんが快適にふれあい、親しむことができるよう、地域住民が日常的に清掃活動等を行う水辺愛護会に対して、経費の一部を助成し、活動の支援を行っています。

また、永年良好な水辺環境の維持や、生物多様性をはかる活動に熱心に取り組んでいる水辺愛護会に感謝の気持ちを伝えるため、表彰式を開催しています。

水辺愛護会数：95団体 (令和5年4月1日現在)



水辺愛護会の活動

2 梅田川水辺の楽校協議会

梅田川水辺の楽校協議会は、地域ボランティア団体の方々と協働し、自然を大切にしながら、人々が憩える場、

体験・学習の場として活用していくことを通じて、子どもたちの健やかな成長を支え育むことを目的として活動しています。

令和3年度より、梅田川遊水地で、生き物調査と外来種の駆除を目的とした「梅田川遊水地生き物観察会」を実施しています。



水辺の楽校協議会の活動

表5 土木事務所一覧

令和5年4月1日現在

名 称	郵便番号	所在地	電 話
鶴見土木事務所	230 - 0051	鶴見区鶴見中央3 - 28 - 1	045 - 510 - 1669
神奈川土木事務所	221 - 0801	神奈川区神大寺2 - 28 - 22	045 - 491 - 3363
西土木事務所	220 - 0055	西区浜松町12 - 6	045 - 242 - 1313
中土木事務所	231 - 0023	中区山下町246	045 - 641 - 7681
南土木事務所	232 - 0024	南区浦舟町2 - 33	045 - 341 - 1106
港南土木事務所	233 - 0004	港南区港南中央通10 - 1	045 - 843 - 3711
保土ヶ谷土木事務所	240 - 0005	保土ヶ谷区神戸町61	045 - 331 - 4445
旭土木事務所	241 - 0032	旭区今宿東町1555	045 - 953 - 8801
磯子土木事務所	235 - 0016	磯子区磯子3 - 14 - 45	045 - 761 - 0081
金沢土木事務所	236 - 0014	金沢区寺前1 - 9 - 26	045 - 781 - 2511
港北土木事務所	222 - 0037	港北区大倉山7 - 39 - 1	045 - 531 - 7361
緑土木事務所	226 - 0025	緑区十日市場町876 - 13	045 - 981 - 2100
青葉土木事務所	225 - 0024	青葉区市ヶ尾町31 - 1	045 - 971 - 2300
都筑土木事務所	224 - 0032	都筑区茅ヶ崎中央32 - 1	045 - 942 - 0606
戸塚土木事務所	244 - 0003	戸塚区戸塚町2974 - 1	045 - 881 - 1621
栄土木事務所	247 - 0007	栄区小菅ヶ谷1 - 6 - 1	045 - 895 - 1411
泉土木事務所	245 - 0024	泉区和泉中央北5 - 1 - 2	045 - 800 - 2532
瀬谷土木事務所	246 - 0022	瀬谷区三ツ境153 - 7	045 - 364 - 1105

(注) 平成17年4月に区役所へ移管しています。

港湾局

横浜経済の活性化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり

1 国際競争力のある港

国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路の維持・拡大、近海航路の更なる拡充、新たな貨物の獲得に向けて、コンテナ船の大型化やアジアを中心とした世界の貨物量の増加などの海運動向に的確に対応し、コンテナふ頭の再編・強化や先進的な施設整備を進めます。併せて大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな物流拠点となる新本牧ふ頭の整備を進めています。

横浜港の主力取扱貨物である完成自動車をはじめ、コンテナ以外の一般貨物を効率的に取り扱えるよう、ふ頭の機能転換や集約を進めます。また、増大する港湾物流に対応するため、広域道路ネットワークと臨港道路を接続し、貨物集貨力を強化するとともに、ふ頭間の円滑な交通を確保します。

2 市民が集い、憩う港

客船の大型化・多様化や寄港増加に対応できるワールドクラスのクルーズポートとして、寄港促進や賑わいの創出を図るとともに、国際交流の推進に取り組みます。

物流機能の冲合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。

市民や来街者への身近な親水空間の提供や海洋性レクリエーション需要に対応するため、開かれたウォーターフロントの形成を進め、地区の特性を活かした快適で魅力ある親水空間を創出します。

3 安全・安心で環境にやさしい港

発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進めます。

親しみやすく美しい横浜港を次世代へ引き継ぐため、緑地の確保、水質環境の改善など環境保全の取組を推進します。

2050年の脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガスの排出を港全体としてゼロにするカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進めます。

横浜港港湾計画

横浜港を計画的に開発・利用・保全するため、港湾管理者である横浜市が港湾法に基づいて定める基本的な計画です。

社会情勢や横浜港を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和元年代後半を目標年次とする貨物量や施設の規模、配置等を定めています。

国際競争力のある港

日本港湾の国際競争力は、アジア諸港の躍進的な発展等に伴い、国際的な地位が相対的に低下しており、基幹航路（アジアと北米・南米・欧州・アフリカ・豪州を直接結ぶ航路）から外れることによる我が国経済への深刻な影響が懸念されています。こうした状況の中、国は、我が国港湾の国際競争力を強化するため、横浜港をはじめとする京浜港及び阪神港を、平成22年8月に「国際コンテナ戦略港湾」に選定しました。

横浜港では、国際コンテナ戦略港湾施策を推進するため、港湾運営会社を中心とした戦略的なポートセールス

やコンテナ貨物の集貨支援の充実による「集貨」、輸入貨物の拡大と定着に向けてロジスティクス機能の強化を図る「創貨」、高規格なコンテナターミナル整備や国の施策を活用したターミナルコストの低減などの「競争力強化」を進めています。

また、平成28年1月12日に「横浜川崎国際港湾株式会社」を設立し、3月4日に国土交通大臣より港湾運営会社の指定を受け、コンテナターミナルの一元的・効率的な運営を行う体制が整い、現在、同社を軸に、さらなる競争力強化を推進しています。

■コンテナ取扱機能強化 (物流企画課、物流運営課・新本牧事業推進課)

我が国の物流を支える国際コンテナ戦略港湾として、高規格コンテナターミナルの重点整備や臨港道路の整備を実施するとともに、コンテナ取扱貨物量の増加、基幹航路の維持・拡大を図っていきます。

そのため、横浜川崎国際港湾株式会社を中心とした航路ネットワークの拡充を目的とした支援策や内航コンテナ船による国際フィーダー航路網の強化等に取り組み、横浜港の国際競争力の更なる強化を図ります。

表1 入港船舶数 令和4年(単位:隻、千総トン)

区分	合計	外航船	内航船
隻数	30,345 (6,000)	8,230 (4,208)	22,115 (1,792)
総トン数	265,869 (113,753)	225,884 (111,164)	39,985 (2,590)

(注) ()内は、フルコンテナ船で内数

表2 施設別取扱貨物量 令和4年(単位:千トン)

区分	合計	外国貿易		内国貿易			
		計	輸出	輸入	計	移出	移入
合計	106,224	75,784	28,924	46,860	30,440	14,536	15,904
構成比(%)	100	100	100	100	100	100	100
公共施設	60,174	53,171	26,737	26,434	7,003	2,592	4,411
構成比(%)	56.6	70.2	92.4	56.4	23.0	17.8	27.7
民間施設	46,050	22,613	2,186	20,427	23,437	11,944	11,493
構成比(%)	43.4	29.8	7.6	43.6	77.0	82.2	72.3

(注) 民間施設は、横浜港埠頭(株)及び横浜川崎国際港湾(株)が運営する施設を除く。

表3 定期航路の外資コンテナ貨物取扱量 令和4年(単位:千トン)

区分	合計	輸出	輸入
コンテナ貨物	39,952	15,646	24,306
定期航路貨物	44,797	19,990	24,807
コンテナ化率(%)	89.2	78.3	98.0

(注) コンテナ化率=コンテナ貨物量÷定期航路貨物量

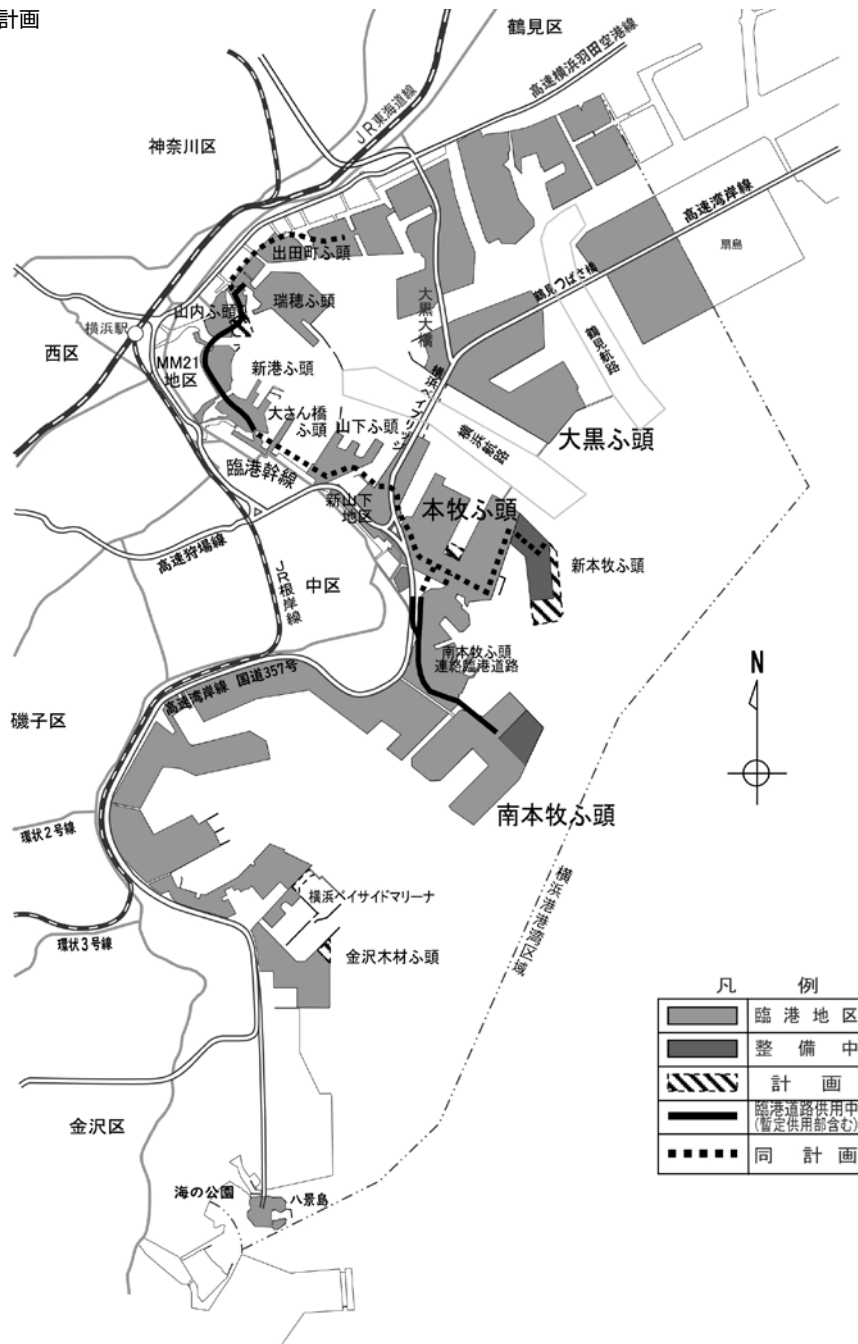
表4 貿易額 令和4年(単位:百万円)

区分	合計	輸出	輸入
全国	216,343,334	98,186,017	118,157,317
横浜港	14,965,126	8,242,883	6,722,243
全国比(%)	6.9	8.4	5.7

(資料: 横浜税関)

(注) 表1~4のそれぞれの数値は端数処理のため、合計値等が若干合わない場合があります。

図1 横浜港の現在と将来計画



本牧ふ頭

本牧ふ頭は、横浜港のコンテナ貨物の約5割を取り扱う主力ふ頭です。

BCターミナルは、令和4年7月に、水深16m岸壁の延長を390mから470mに延伸し、更なる機能強化を図りました。また、D突堤では、D4・D5ターミナルの一体的な運用と超大型コンテナ船の受入れに向けて、D5ターミナルの荷役方式を生産性の高いタイヤ式門型クレーン方式へ転換するとともに、ヤードの拡張等の再整備を進めています。A突堤では、コンテナ貨物取扱量の拡大と定着に向けて、ロジスティクス拠点の整備を進めています。



国内最大級の本牧ふ頭BCコンテナターミナル

南本牧ふ頭

南本牧ふ頭は、コンテナ取扱貨物の増大やコンテナ船の大型化に対応できる最新鋭の埠頭として、平成2年から建設が進められてきました。MC-1・2ターミナルは、平成13年4月に供用し、水深16m・延長700mの連続岸壁となっています。MC-3・4ターミナルは、それぞれ平成27年4月、令和2年8月に供用し、我が国最大・唯一の水深18m、延長900mの連続岸壁と24列対応ガントリークレーンを擁し、世界最大級のコンテナ船にも対応できる大水深・高規格コンテナターミナルとなっています。令和3年4月には、世界最大級のコンテナ船運航会社等による一体運用が開始され、多方面の航路の船舶が、船型やスケジュールに応じて施設全体を柔軟に利用できる画期的な運用が実現しています。

また、コンテナターミナルの背後では、高機能な物流施設や配送サービス拠点等を備えた総合物流拠点の整備が進んでいます。

さらに、南本牧ふ頭は、市民生活から発生する廃棄物の焼却灰等を長期にわたり安定して受入れる役割も担っています。

新本牧ふ頭

新本牧ふ頭は、国際コンテナ戦略港湾としての横浜港の将来を見据え、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有したロジスティクス施設を一体的に配置し、約90ヘクタールの最新鋭の物流拠点を形成するものです。

平成26年に港湾計画に位置付けた後、環境影響評価や公有水面埋立免許・承認の手続き等を行いました。令和元年度から整備に着手し、令和3年10月から埋立を開始しています。

また、事業への理解を深めてもらうため、横浜ベイブ

リッジスカイウォークを活用し、本事業の役割や環境への取組などを展示しています。

■自動車取扱機能強化（物流運営課）

大黒ふ頭

自動車貨物は、横浜港の主力輸出品目であり、大黒ふ頭は「東日本最大の自動車取扱機能拠点」となっています。

令和3年度には岸壁等の改良工事やC3、C4ターミナルの自動車ターミナルへの機能転換が完了し、11隻の大型自動車船の同時着岸が可能な日本最大級のふ頭となりました。

今後も引き続き、自動車取扱機能の強化を進めていきます。

■総合物流ターミナル等の強化（物流運営課）

横浜港流通センター

大黒ふ頭に立地する横浜港流通センター（Y-CC）は、コンテナ化の進展や製品輸入の増大等、国際海上物流の変化に合わせ、横浜港における輸入貨物取扱機能の拡大・強化を図ることを目的に、第三セクターの株式会社横浜港国際流通センターが事業主体となり整備した、延床面積約32万平方メートルの総合物流施設です。

ランプウェイ方式により大型コンテナトレーラーが各階に直接乗り入れることができ、総合保税地域により、外国貨物の蔵置、加工、展示などを総合的に行うことができる高機能・複合型物流拠点として、横浜港の国際競争力の強化とみなと経済の活性化に貢献しています。

<https://www.yokohama-cargo-center.jp/>

横浜航空貨物ターミナル

県下唯一の国際航空貨物ターミナルである横浜航空貨物ターミナル（YAT）は、首都高湾岸線・横羽線へのアクセスが良く、通関・物流及び、その支援機能を担う臨海部の適地に立地しています。

このため、航空貨物の通関手続きから成田・羽田における航空会社への搬入までを集荷当日に完了することができ、加えて、港湾業者との連携により海上貨物のコンテナ詰めから本牧などのふ頭への搬入、貨物の一時保管など、スピーディーかつフレキシブルなサービスを県内の企業に提供しています。

また、テロ対策の一環として行われている新航空保安制度における爆発物検査を実施しており、安全・安心かつ確実な貨物取扱いを行っています。

<http://www.yatac.com/>

■横浜港へのアクセスの充実・強化（物流企画課、物流運営課）

道路網の整備

横浜港の国際競争力強化には道路網の充実が不可欠です。また、ふ頭間道路の整備とともに、首都圏や背後圏を直結する幹線道路網の整備やアクセス強化も重要です。

このため、臨港幹線道路の整備を進めるとともに、横

浜環状道路をはじめとする広域幹線道路について、国などの関係機関と協力して整備促進に取り組んでいます。

臨港幹線道路は大型車両の多い物流交通と一般交通を分離し、都市臨海部の混雑緩和を図るとともに、ふ頭間交通の円滑化を目的としています。既に開通している新港～瑞穂地区（約3.2キロメートル）に続き、臨港幹線道路の早期整備に取り組みます。

南本牧ふ頭では、高規格コンテナターミナルの機能を十分に発揮させるため、首都高速道路湾岸線と南本牧ふ頭を高架で接続する臨港道路（はま道路）が平成29年3月に開通しました。

鉄道・内航輸送の促進

港湾貨物は主にトラックにより輸送されていますが、交通渋滞のない円滑で効率的な輸送や環境負荷の軽減といった観点から、鉄道や内航・はしけを活用した輸送体系の拡充を進めています。横浜港においては、神奈川臨海鉄道の横浜本牧駅と本牧埠頭駅を拠点とした海上コンテナやJRコンテナ等による輸送が行われています。

また、はしけを用いた定期輸送については、京浜港間に加え、千葉港など東京湾内における輸送サービス網が拡充されています。さらに、内航・はしけに係る入港料の減免などによる利用促進に向けた取組も進めています。

■船舶・貨物の誘致への取組（物流運営課）

近年、アジア諸港の飛躍的な成長等により、我が国と北米や欧州を結ぶ基幹航路の寄港数が減少するなど、我が国港湾の国際的地位の低下が危惧されています。

こうした状況のなかで、横浜港の国際競争力強化に向けた基幹航路の維持・拡大及び貨物量の増加を図るため、横浜川崎国際港湾株式会社を中心として、国の補助制度を最大限活用したコンテナ貨物集貨や航路開設支援等を実施しています。

また、国と連携した荷主企業に対するポートセールスの実施や東日本の主要な港と協定を締結し、連携して集貨事業に取り組んでいます。

■横浜港港湾情報システムの充実（港湾管財課）

横浜港港湾情報システムは、横浜港に入出港する船舶、公共の港湾施設を総合的に管理運用するために、港湾局及び指定管理者と港湾事業者等をオンラインで結び、港湾業務の迅速化・効率化を図っています。また、利用者サービス向上を図るため、入出港や港湾施設の使用許可等の港湾管理者への申請について、利便性の高い電子申請（港湾EDI）を実施しています。令和4年度の横浜港の電子申請利用率は、85.0パーセントとなり、主要港では高い水準となっています。

また、15年稼働した第3次システムを更新し、平成31年1月末から現行の第4次システムを運用しています。

■快適な就業環境づくり（物流運営課、港湾管財課）

船員の福利厚生

船員の福利厚生の向上を図るため、国、神奈川県、関係団体と協力し、各種の事業を行っています。

一般財団法人日本船員厚生協会が運営する横浜国際船員センター（ナビオス横浜）、横浜海員会館（エスカル横浜）は、船員やその家族の利用をはじめ、外航船の船員の交代に伴う休泊や次世代船員の担い手の啓発など、船員の福利厚生に利用されています。

港湾労働者の福利厚生

港湾労働者のために、食堂、売店、休憩所、公衆トイレ、港湾労働者共同住宅を設置しています。主な施設は指定管理者制度を導入し、「一般社団法人横浜港湾福利厚生協会」が管理運営を行っています。

市民が集い、憩う港

都心臨海部では次の視点で市民の皆さんに開かれたにぎわいの場づくりを進めています。

- ① 市民や来街者へ開かれた水際線の提供や海洋性レクリエーションの需要に対応するため、地区の特性を活かし、快適で魅力ある親水空間を創出します。
- ② 物流機能の冲合展開など利用形態の変化が生じている内港地区において、土地利用を転換し、新たな賑わい拠点づくりを進めます。
- ③ 我が国を代表するクルーズポートとして、ラグジュアリーからカジュアルまで様々な種類の客船を受入れ、賑わいの創出を図ります。

■客船クルーズ受入機能強化（客船事業推進課・整備推進課）

客船の寄港は、経済的な効果に加えて、街の賑わいづくりなど、様々な効果をもたらします。寄港地としての魅力の向上、乗船客の市内回遊促進を図るとともに、安全・安心な客船の受入を行っています。

日本客船では、横浜を船籍港とする「飛鳥Ⅱ（50,444総トン）」をはじめ、「にっぽん丸（22,472総トン）」が寄港しています。

令和5年3月から、約3年ぶりに外国客船による国際クルーズが再開し、外国客船による横浜発着クルーズも数多く実施されています。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル

所在地 中区海岸通1-1-4

TEL 045-211-2304

大さん橋ふ頭は、明治27年の完成以来、我が国の海の玄関として、たくさんの客船を迎え、賑わってきました。

平成14年にリニューアルした大さん橋国際客船ターミナルは、曲面を多用し、柱のない大空間を構成する個性的なデザインで、旅客機能と併せて、最大400台が駐車できる駐車場、多目的のホール、横浜港を一望できる

屋上広場などがあります。

3万トクラスの客船は4隻、それ以上のクラスの客船は2隻が同時に着岸できる客船ターミナルとして、また市民の皆さんが港や客船に親しめる施設として横浜港に賑わいをもたらしています。

ターミナル内にある大さん橋ホールやC I Q プラザは、様々なイベントに利用されています。

新港ふ頭客船ターミナル（横浜ハンマーヘッド）

サークルウォークから新港ふ頭客船ターミナルまでを結ぶデッキの整備を進めています。

デッキの完成により、桜木町駅からロープウェイやサークルウォークを経て、ハンマーヘッドパークまでの安全・快適な歩行者ルートが形成され、みなとみらい21中央地区や赤レンガパークなどへの更なる回遊性が向上します。

クルーズ振興事業

(1) 市民クルーズ

市民の皆さんに実際にクルーズを体験していただき、その楽しさ、魅力を感じていただくため、客船運航会社や旅行代理店と連携を図りながら、通常料金より割安な料金のクルーズを「市民クルーズ」として市民の皆さんに紹介しています。

(2) 客船見学会

市民の皆さんに客船やクルーズ、横浜港をより身近に感じていただくため、客船運航会社等の協力を得て「客船船内見学会」や観光船を使った「横浜港見学会」を実施しています。

(3) フォトコンテスト

より多くの人に客船や港に興味をもっていただくため、平成16年から他団体と共催で、「横浜港客船フォトコンテスト」を実施し、入賞作品を大さん橋国際客船ターミナルなどで展示しています。



「最後の航海～ばしふいっくびいなす～」
(横浜港客船フォトコンテスト2022 特選作品より)

■賑わいのある港

(政策調整課、賑わい振興課、整備推進課、 港湾管財課、山下ふ頭再開発調整課)

横浜港には、物流や産業だけでなく臨港パークや赤レンガパーク、象の鼻パーク、ハンマーヘッドパークなど、港内の歴史的資産や特徴のある景観を活かした快適なウォーターフロントや、親水空間の形成により、多くの来街者で賑わっています。今後も、

①魅力ある親水空間の創出

②立地する地区の特性を活かした周辺地域との調和のとれた景観形成

③海辺の自然再生に配慮した施設整備の推進

④次世代の市民の皆さんへ豊かな港湾環境の継承

といった視点から、引き続き、市民の皆さんに開かれた港湾緑地の整備を進めていきます。

横浜港について、市民の皆さんに理解していただくため、船を使った横浜港見学会を行っています。

さらに、横浜港振興協会をはじめとする関係団体等が、港に対する市民理解の促進や、海事思想の啓発、水際の賑わい創出などを目的として、物流施設の見学会や「横浜港カッターレース」など、様々な事業を実施していますが、これら港の振興事業が安全かつ円滑に進められるよう支援しています。

みなとみらい21

基盤整備の大きな柱である埋立事業や道路整備を行うとともに、客船ターミナル、緑地など市民の皆さんが親しみやすい施設を集積し、新しい港湾空間の創出を目指しています。

埋立事業は、中央地区65.4ヘクタールと新港地区8.5ヘクタールの全体面積約73.9ヘクタールで、昭和58年に着工し、ほぼ完了しています。

みなとみらい21地区では、ウォーターフロントの特性を活かし、水際線に面した緑地を整備し、緑豊かな歩行者空間の確保や水と緑のネットワーク化を図っています。

中央地区の臨港パークは広大な芝生広場や階段状の親水護岸を特徴とする地区内最大の緑地で、国際会議の関連イベントや花火等、催しの場としても利用され、多くの市民の皆さんが訪れています。「横浜港をテーマとしたワールドミュージアム（野外博物館）」として整備された日本丸メモリアルパークには、横浜港のシンボルの存在である重要文化財帆船日本丸や横浜みなと博物館があり、幅広い世代の皆さんに親しまれています。特に、帆船日本丸の総帆展帆の日などは多くの見学者で賑わいます。

新港地区では、これまでの「ふ頭」から歴史と景観を活かした「街」へと機能転換を図り、港と歴史を感じることができる、ゆったりとした街並みの形成を目指しています。歴史の香に富んだ特色ある緑地として、歴史的資産を受け継いだ赤レンガ倉庫と赤レンガパーク（※）は横浜の観光名所となり、賑わっています。

令和3年、中央地区の臨港パークと新港地区のカップヌードルミュージアムパークを結ぶ女神橋（人道橋）の整備が完了し、水際線がつながることで、周辺の商業施設や観光スポットへの回遊性を向上させ、都心臨海部の活性化につながっています。

また、新港地区は赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資産を活かした、特色のある市街地の形成を図るため、みなとみらい21新港地区の景観計画（景観法）と景観協議地区（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例）を策定し平成22年1月から施行しました。これに基づき建築物や工作物の新築等の際には事業者と協議等を行い、周辺に調和した景観を形成しています。

みなとみらい21地区の主要幹線道路である国際大通り（臨港幹線道路）は、都心部における交通渋滞の緩和

を図るとともに、港湾関連車両の円滑な通行を確保するための道路で、現在、新港から瑞穂地区の約3.2キロメートルが供用されています。

さらに、街区開発の進展により発生している交通渋滞を緩和するため、地区内の既完成区間（トンネル区間）について、平成25年3月に供用を開始しました。

このように、みなとみらい21地区では道路や緑地等の基盤整備を進めるとともに、各街区の開発事業者の公募を進めるなど、街づくりの促進を図っています。

(※) 赤レンガ倉庫の保存・活用
(賑わい振興課)

所在地 中区新港1-1 TEL 045-227-2002

みなとみらい21新港地区に立地する赤レンガ倉庫は、明治40年から大正2年にかけて建設された、わが国を代表するレンガ造りの歴史的建造物です。

本市では、「ハマの赤レンガ」と呼ばれ多くの市民の皆さんに親しまれてきた赤レンガ倉庫を貴重な歴史的資産として保存し、また、「港の賑わいと文化を創造する空間」をコンセプトに活用することとしました。

そして、1号倉庫は、ホール(300席程度)や多目的スペースを備えた文化施設として横浜市が、また、2号倉庫は、ビアレストラン・ライブレストラン等の飲食を中心とした商業施設として民間事業者が、それぞれ改修工事を行いました。

平成14年4月の施設オープン以来、横浜の新名所として賑わいを見せてきた赤レンガ倉庫は令和4年4月に20周年を迎え、開業からの来館者数は4年度末で1億1284万人に達しました。

横浜・八景島

所在地 金沢区八景島

TEL 045-788-8888

金沢の地は、鎌倉時代中期に北条氏の一族が邸宅内に造った武家の文庫である、金沢文庫(神奈川県立金沢文庫ホームページから一部抜粋)、また幕末には浮世絵師の歌川(安藤)広重も描いた絶景である金沢八景として、親しまれてきました。

この歴史的に由緒ある海辺を残し、市民の皆さんの海洋性レクリエーションニーズにこたえるために、海の公園と横浜・八景島を整備しました。

海の公園は、延長約1キロメートルにわたる砂浜と緑地からなる都市公園であり、市内唯一の海水浴場でもあります。

横浜・八景島は、海の公園と一体的に計画された約24ヘクタールの人工島で、園地、さん橋、マリナーと民間企業が運営する水族館、各種遊具、商業飲食施設等があり、園地、さん橋等については指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜八景島」が管理運営を行っています。

横浜・八景島は、多数の来島者を迎え、海の公園とともに広く市民の皆さんに親しまれています。

横浜ベイサイドマリナー地区

横浜ベイサイドマリナー地区は「海の公園」や「横浜・八景島」などとともに、海辺の豊かな自然環境に恵まれた金沢区内に海洋性レクリエーション拠点を形成しようとするものです。この地区の中心施設は、日本最大級の収容力と先進的な施設を持つマリナーで第3セクターの横浜ベイサイドマリナー株式会社が建設・管理を行っています。平成8年4月に第1期分(1,148隻)の供用を行い、市内河川等の放置艇を含む多くのヨット、モーターボートを受け入れています。係留施設は段階的に整備を進めており、現在では全体で約1,400隻の係留が可能となっています。

マリナー周辺には、マリン関連のショールーム、店舗やレストラン等の商業施設が立地し、多くの市民の皆さんが訪れています。全面建て替え工事を行っていたアウトレット施設が令和2年6月に営業を開始するなど、地区全体のさらなる賑わいの創出に資する開発事業を推進しています。

山下ふ頭

再開発の新たな事業計画の策定に向けて、令和3年から5年にかけて2度にわたり実施した市民意見募集等では、市民の皆様からの御意見は10,680件、市民意見交換会の参加者は延べ393人、事業者の皆様からの御提案は18件いただきました。今後、いただいた御意見等を踏まえ、令和5年第1回市会定例会にて設置条例が議決された山下ふ頭再開発検討委員会にて、まちづくりの方向性や導入機能などについて、議論していただきます。

新山下地区

新山下地区では、埋立地と周辺地域を対象として商業、業務、レクリエーション機能がバランス良く配置されたまちづくりを地元とともに進めています。

当該地区は、横浜港港湾計画で「効率的な流通業務を特に促進する区域」に位置づけられており、今後、上屋の整備など、物流機能の促進を図っていきます。

水上交通ネットワーク

都心臨海部における回遊性の向上を目指し、平成26年12月の横浜港港湾計画改訂により設定した「レクリエーション等活性化水域」では、海洋性レクリエーション活動をはじめ、水上交通や観光船などの利用を促進しています。

現在、横浜駅東口・ハンマーヘッド・赤レンガパーク間の定期船や港内遊覧・工場夜景等の観光船があり、多くの人に利用されています。

更に、市民の皆さんが水に親しみ楽しむことができるよう、新たな賑わいの創出を図るための水陸両用バスの運航や、港と河川を結ぶ水上交通社会実験を推進するなど、水辺空間の活性化策について検討を進めています。

海外の港との国際交流事業

(1) 姉妹港・友好港等交流事業

横浜港は、米国・オークランド港、カナダ・バンクーバー港及びドイツ・ハンブルク港と姉妹港、中国・上海港及び大連港と友好港、オーストラリア・メルボルン港と貿易協力港の提携を行い、相互の港の発展に向け、人的交流や情報交換を行っています。

令和4年度は、姉妹港締結30周年を迎えたハンブ

ルク港を訪問し、脱炭素化に向けた持続可能な港湾運営についての意見交換や、クルーズターミナルの陸上電力供給設備の視察を行いました。

また、ロサンゼルス港と環境施策や脱炭素化に関する連携を強化するための覚書を締結しました。

今後も、成果ある交流を推進していきます。

(2) 国際協力事業

横浜港は、先進港湾として海外諸港への国際協力事業を推進しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和により、海外からの横浜港視察及び研修の受入れを再開しました。

■市民利用施設の整備・運営 (賑わい振興課、施設管理課)

日本丸メモリアルパーク(「帆船日本丸」・「横浜みなと博物館」)

所在地 西区みなとみらい2-1-1

TEL 045-221-0280 FAX 045-221-0277

日本丸メモリアルパークには、帆船日本丸と横浜みなと博物館があります。

帆船日本丸は、昭和57年から約83万人の署名を得て、全国10都市の中から横浜への誘致が成功し、昭和60年4月から公開しており、平成29年9月15日には、海上で保存されている帆船としては我が国初の国の重要文化財に指定されました。この機会に老朽化していた船体等の大規模改修を2か年をかけ実施しました。

帆船日本丸では、新たな解説パネルや写真、映像により、「日本丸のあゆみとしくみ」、「練習船での訓練・生活」などを、わかりやすく紹介しています。

また、市民ボランティア等の協力により、全ての帆を広げる総帆展帆を年に10回程度行っているほか、青少年等を対象に海洋教室などを開催しています。

横浜みなと博物館は、横浜港をテーマとした初めての博物館です。

平成28年4月に、アンクルトリスの生みの親である柳原良平氏の御家族から寄附を受けた作品を、多くの市民に観ていただけるよう、平成30年3月に常設展示スペース「柳原良平アートミュージアム」をオープンしました。

同博物館は、平成元年の開館から30年以上が経過し、展示設備等の老朽化や耐震化への対応が必要となりました。このため、令和3年6月7日から休館し、リニューアルを行い、令和4年6月28日にオープンしました。主なりリニューアル内容としては、体験型コンテンツ(VRシアター)の導入等展示施設の更新、案内サインの多言語化等の拡充、吊り天井の耐震化等を行いました。これにより、これまでの博物館機能に加え、都心臨海部を中心とした観光の中核施設として生まれ変わりました。

また、特別展示を年3回程度実施しているほか、教育普及事業として「横浜みなとキッズクラブ」などを実施しています。このほか、ライブラリー事業、資料の調査・研究・収集・出版活動事業なども行っています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「公益財団法人帆船日本丸記念財団」が管理運営を行っています。

象の鼻パーク

所在地 中区海岸通1

TEL 045-671-2888(賑わい振興課)

横浜港発祥の地「象の鼻地区」は、開港150周年記念事業として、みなとみらい21地区から山下公園に至る都心の貴重な水辺空間の中に位置する立地特性や地区の歴史的遺構などを生かし、横浜の歴史と未来をつなぐ象徴的な空間「象の鼻パーク」として生まれかわりました。

象の鼻パークには、港や海を見渡す緑のオープンスペース「開港の丘」や文化観光交流の拠点となるカフェを併設した休憩施設「象の鼻テラス」、日本大通りから港への通景空間を確保した石張り広場「開港波止場」等があります。また、「象の鼻防波堤」は明治20年代後半の姿に復元され、その曲線を活かし水域を囲むように配置したスクリーンパネルは、夜間には照明として魅力的な景観を演出しています。

汽車道・運河パーク・カップヌードルミュージアムパーク

所在地 中区新港

TEL 045-671-2888(賑わい振興課)

新港地区へのアプローチとして、旧臨港鉄道のトラス橋などの歴史的資産を活かした汽車道は、穏やかな水面と都市景観が楽しめる散歩道です。この道を渡ると運河パークが広がります。

同パークには令和3年4月に民間事業者による国内初の都市型ロープウェイがオープンしました。

カップヌードルミュージアムパークは総面積約2ヘクタールの緑地で、親水護岸、芝生広場、園路があり、臨港パークと赤レンガパークを結ぶ位置にあります。港の景色を楽しみながらの散策や、イベントのできる空間としても利用できます。

令和3年8月に港湾施設条例の設置等許可を活用し、民間事業者により緑地の便益施設としてグランピング施設がオープンしました。

また、災害時に市民の皆さんの飲料水を確保するための耐震貯水槽(約1,300トン)も備えています。

なお、カップヌードルミュージアムパークの名称は、ネーミングライツ事業により新港パークの愛称として平成24年8月から使用しています。

臨港パーク

所在地 西区みなとみらい1-1

TEL 045-221-2155

みなとみらい21中央地区先端に位置する臨港パークは、海とのふれあい・水際線のにぎわいの演出を目的とした、人々が散策し、休養することができるみなとみらい21地区最大の緑地です。

長さ600メートルに及ぶ湾曲した護岸は階段状にしてあり海への親水性を高めるとともに、そこからの景観はベイブリッジをはじめ横浜港内が一望できるものとなっています。

護岸背後は、緑豊かな芝生広場などを設け、快適な空間としています。令和5年度からは、未供用となってい

た緑地先端部の整備を行っています。

本パークは指定管理者制度を導入し、「株式会社横浜国際平和会議場」が管理運営を行っています。

本牧海づり施設

所在地 中区本牧ふ頭1

TEL 045 - 623 - 6030

昭和53年7月開設以来、安全で快適に海づりを楽しめる施設として、子どもからお年寄りまで幅広く市民の皆さんに親しまれています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

横浜港シンボルトワー

所在地 中区本牧ふ頭1-16

TEL FAX 045 - 622 - 9600

横浜港シンボルトワーは、本牧ふ頭D突堤の先端に位置しています。

横浜港のシンボルとして、入港する船舶を歓迎するほか、市民の皆さんが港に出入りする船や港を間近に望む施設として、昭和61年7月に開設されました。

タワーの高さは約48メートルで、地上12.5メートルに展望ラウンジ、36.5メートルに展望室があります。敷地内には緑地、休憩所等を整備しています。

開設以来、多くの市民の皆さんに利用されています。

本施設は指定管理者制度を導入し、「商船三井興産株式会社」が管理運営を行っています。

大黒ふ頭中央緑地

所在地 鶴見区大黒ふ頭1

TEL 045 - 501 - 6233

横浜港で働く人や内外船員等にスポーツや緑を楽しんでもらうため、昭和52年6月にオープンしました。

ベイブリッジを背景としたこの緑地には、軟式野球、サッカー、ソフトボールなどができる運動場、テニスコートと散策緑地があり、市民の皆さんにも利用されています。

大黒海づり施設

所在地 鶴見区大黒ふ頭20

TEL 045 - 506 - 3539

大黒ふ頭の先端に、海づり施設と、広場・池などを備えた緑地とが一体となった施設として、平成8年7月にオープンしました。

開放的な景色と潮風を満喫しながら散策をするなど、家族で楽しめる、水際線を生かした施設です。

海づり施設は、安全で快適な海づりを楽しめる施設です。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

磯子海づり施設

所在地 磯子区新磯子町39

TEL 045 - 761 - 1931

市民の皆さんの要望により、憩いの場所として昭和58年5月にオープンしました。根岸湾の埋立地の先端に位置し、見晴らしの良い海づりポイントです。潮通しが良く、魚が回遊しているのを見つけることもあります。

本施設は指定管理者制度を導入し、「イオンディライト株式会社」が管理運営を行っています。

金沢水際線緑地・海辺の散歩道

所在地 金沢区 福浦2

TEL 045 - 671 - 2888 (賑わい振興課)

以前から「海辺の散歩道」として多くの市民に親しまれていた金沢水際線緑地は、令和元年9月の台風により甚大な被害を受けました。この復旧に当たり、遊歩道の再生を求める多くの声が寄せられたことから、かさ上げした護岸の上部を遊歩道として仕上げました。これにより、多くの皆様が海の景色を眺めながら散策や釣りを楽しむことができるようになりました。復旧にあわせて、バリアフリートイレを備えた休憩棟やイベント広場、駐車場、駐輪場等も整備しました。

安全・安心で環境にやさしい港

■安全で安心な港づくり

(政策調整課、物流運営課、港湾管財課、建設第一課、施設管理課、維持保全課、整備推進課)

関係機関と連携・協力し、地震・津波時の迅速な情報収集など防災対策に取り組むとともに、国際貿易港に求められるセキュリティ水準を確保するための保安対策や感染症等の水際対策などに取り組みます。

さらに、港湾施設の点検・補修を計画的かつ効率的に実施することで、施設の機能や安全性を維持し、長寿命化するなど、港湾施設のストックマネジメントを推進します。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質流出について、横浜港の大気中の放射線量、海水中の放射能の測定結果を公表し、コンテナターミナルに輸出コンテナの放射線測定を実施するため、据置型の放射線測定装置を設置しています。

震災時に緊急物資の受入れ等を行う耐震強化岸壁については、引き続き港湾計画に基づいて整備等を進めています。

津波対策については、防護レベルの津波と高潮からの浸水被害を防ぐため、東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）に本市域の計画を位置付け、平成29年度に大黒ふ頭で海岸保全区域の指定を行い、海岸法に基づく海岸保全施設の整備を行っています。

また、令和元年の台風15号・19号により甚大な被害を受けた金沢区福浦・幸浦地区の護岸についても海岸保全区域の指定を行い、今後発生し得る最大の高潮・高波を防護できる護岸の復旧整備を行いました。

また、護岸上部には、海の景観を楽しみながら、散策や釣りができるよう遊歩道を整備しました。

■環境にやさしい港づくり (政策調整課、物流運営課、施設管理課)

カーボンニュートラルポートの形成

2050年の脱炭素社会の実現を目指し、国や民間事業者等と連携しながら、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を行っています。

臨海部の脱炭素化の取組として、令和4年7月に川崎市と「川崎・横浜臨海部における水素等の次世代エネルギーの利活用拡大に向けた連携協定」を締結しました。8月には臨海部の事業者、学識経験者と情報共有し連携しながら脱炭素化に向けた取組を促進するため、「横浜港CNP臨海部事業所協議会」を設立し検討を始めました。12月には茨城県とCNPの実現等に向けた連携協定を、令和5年3月にはロサンゼルス港とグリーン SHIPPING コリドーの取組に関する覚書を締結しました。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の受託業務である「横浜港における水素利活用ポテンシャル調査」をとりまとめました。

埠頭における脱炭素化の取組では、4月に横浜川崎国際港湾株式会社と横浜港埠頭株式会社が管理する港湾施設の電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えました。5月には、日本郵船株式会社、株式会社IHI原動機及び一般財団法人日本海事協会と、アンモニア燃料タグボートの横浜港での円滑な受入れ等に関する覚書を締結、また、姉妹港であるハンブルク港において、陸上電力供給設備を視察し意見交換を行い、本牧ふ頭で陸上電力供給設備の整備に着手しました。

また、豊かな海づくりとして、新本牧ふ頭で生物共生型護岸の整備を進めるとともに、杉の森林と同程度の二酸化炭素を吸収する「ブルーカーボン」としての機能を担う藻場・浅場整備の検討、市民に開かれた漁港の改修、プラスチック等の海底ごみの試行的回収に取り組みました。

ゆっくり走ろう！横浜港

横浜港では、港湾関連事業者と港湾局が協働で「事故・コスト・CO₂の削減」を目指し、港における総合的な環境対策として、「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進に取り組んでいます。

また、グリーン経営認証※の認証取得事業者に対し補助を行っています。

※「交通エコロジー・モビリティ財団」が認証する環境に配慮した経営を実現するための制度

海の水質改善に向けた市民活動の支援等

内港地区の水質改善・生物多様化を図るため、汽船道前面水域において、一般社団法人横浜みなとみらい21と協働で「覆砂」や「アマモ場の形成実験」など、生物の生息場や着生基盤を形成する取組を行っています。

■港湾環境の魅力づくり (港湾管財課、水域管理課、施設管理課、賑わい振興課)

ふ頭清掃

公共ふ頭のじんかい処理は、ふ頭利用者と市が共同し

て清掃を実施しています。

令和4年度の処理実績(一般ごみ・パレット類)

横浜港内(本牧ふ頭・山下ふ頭・大黒ふ頭等) 1,016トン

海上清掃

海上漂流物を清掃船で回収し、分別のうえ、処理しています。

令和4年度の処理実績 196トン

プレジャーボート等対策

「横浜市船舶の放置防止に関する条例」に基づいて、港湾区域内のパトロールと指導を行うと共に、各水域管理者と協力して係留防止策を実施し、放置船舶発生防止に努めています。

令和5年3月末の放置船舶隻数(河川、漁港含む)は245隻確認され、平成7年のピーク時に比べて1,852隻、約88%の減少となっています。

今後も、放置船舶所有者へ適正な保管場所への自主的な移動を指導すると共に、関係機関と協力して放置船舶の減少に向けた対策を進めていきます。

沈廃船対策

各水域管理者が、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」や関係法令等に基づき対策を進めています。

今後も、市内の港湾・河川等にある沈廃船の撤去及び不法投棄の防止に努め、安全な航路の確保と快適な生活環境の実現を目指します。

みなと色彩計画

横浜港において、国際港都としてふさわしい景観形成を図るため、横浜港全域に立地する建築物等の配色を定めたものであり、ゾーン別・地区別に個性的・魅力的な景観形成に寄与しています。

港湾環境整備負担金

横浜港における環境の整備・保全のため、港湾区域または臨港地区内の工場、事業場において事業を行っている事業者(敷地面積1万平方メートル以上)に、「横浜市港湾環境整備負担金条例」に基づき緑地の建設・維持工事及び海面清掃等の費用の一部をご負担いただいています。

消防局

安全・安心を実感できる都市の実現に向けて

「あらゆる災害への的確な対処」「安全・安心な暮らしのサポート」「安全基盤の整備」を通して、『安全・安心を実感できる都市ヨコハマ』の実現を図ります。

目標達成に向けた施策として、消防体制の充実強化、救急救命体制の充実強化、消防団の充実強化、地域・事業所防災力の向上、消防施設の整備などの事業を実施します。

警防対策

■警防体制（警防課）

令和4年中の災害出場状況は、市内の災害22,413件に201,038人が出場し、市外で発生した災害99件に919人が出場しました。

近年は、都市・社会生活の変化に伴う都市型災害の発生に加え、日本各地で記録的な豪雨や局地的大雨による自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらしています。

このような活動の困難性が高い様々な災害に、迅速・的確に対応するため、保有する資機材の更新や見直しを行うほか、消防隊員の個人装備等の充実を図るとともに、様々な災害を想定した訓練を継続的に実施し、災害への対応力を強化しています。

これからも、市民の皆さん及び横浜を訪れる皆さんの安全・安心を守るため、職員一人ひとりの活動能力の向上を図り、消防局として災害対応能力の一層の強化に努めます。

■警防計画と警防査察（警防課）

一定規模以上の建築物や放射性物質、毒劇物、大量の危険物などを保有する施設等について、災害発生時に効率的な警防活動を実施するため、警防査察を実施するとともに、警防計画を策定しています。

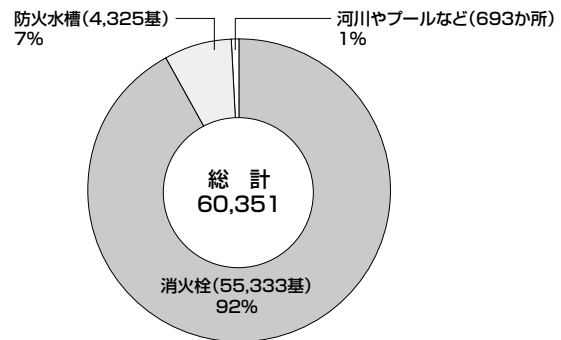
■消防水利（警防課）

消火活動上必要な消火栓や防火水槽については、防火水槽整備事業や都市計画法等に基づく開発協議により整備拡充を図っています。

さらに、河川やプールなど、消防隊により取水可能なものは、消防水利の指定を行い、水利の確保に努めています。

消防水利の現況は、図1のとおりです。

図1 消防水利の現況 令和5年4月1日現在



消防力の現況

■消防施設（施設課）

令和4年度末現在で、消防局、消防署18か所、消防出張所78か所、消防訓練センター、ヘリポート、市民防災センター、救急救命士養成所、家用用給油取扱所（5か所）等の消防施設を配置しています。

また、消防防災活動の中核となる消防本部の機能を強化するため、旧保土ヶ谷消防署の場所に消防本部庁舎を整備し、消防力の充実・強化を図ります。令和5年7月末に消防本部庁舎が完成し、同年10月に供用を開始します。

■消防機械（施設課）

令和4年度末現在で、機動救助工作車や支援車などの特殊車両を含む消防車276台、救急車114台をはじめ、ヘリコプター2機、消防艇2艇など計558台の車両等を市内に配置して各種災害に備えています。

また、令和5年度も消防車24台、救急車14台その他の車両16台を更新するとともに、救急車を1台増車し、消防力の充実強化を図ります。

表1 消防団の現勢

令和5年4月1日現在

区分	団別	総数	鶴見	神奈川	西	伊勢佐木	加賀町	山手	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
団員定数		8,305	550	430	230	150	135	210	395	285	400	655	370	580	700	370	485	440	760	370	480	310
実員数		7,926	483	427	230	124	122	201	395	282	378	639	361	567	661	327	471	391	755	344	475	293
分団数		108	8	9	3	3	4	6	6	5	4	5	7	8	8	4	3	5	7	4	5	4
消防自動車		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
小型動力ポンプ		556	35	34	15	12	10	14	28	20	29	32	34	44	58	24	33	25	45	17	25	22
小型動力ポンプ積載車		392	28	20	10	6	4	9	21	16	23	23	25	32	39	18	25	17	31	11	20	14
器具置場		428	29	24	14	9	4	8	22	17	26	24	25	33	48	18	25	21	34	11	19	17

■消防団（消防団課）

横浜市消防団は、明治27年5月消防組として3組・217人の編成で発足しました。その後、昭和14年4月1日警防団令の公布により、消防組は警防団に統合され、昭和17年には20団・8,932人を有し、昭和22年5月の消防団令の公布による改組まで存続しました。

昭和22年12月消防組織法が制定され、新生消防団が誕生し、昭和23年3月消防組織法の施行により自治体消防が発足しました。消防団は公設消防とともに横浜市に移り、横浜市消防団の第一歩が始まりました。

消防団は、本業のかたわら郷土愛護の精神に立脚した「義勇消防」の性格と、消防組織法に基づく「非常勤公務員」としての性格を有しています。

本市では平成9年度から、消防団組織の中で女性の力を生かし、消防団の活性化と消防力の強化を図ることを目的として、女性消防団員を採用しています。

平成17年12月から消防団員のホームページを開設しました。

平成18年4月には、「横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正し、定員を8,305人に定め、資格要件を「居住するもの」から「居住し、勤務し、又は在学する者」としました。

近年の消防団員の業務は、火災等の平常時における災害活動や大規模災害発生時の応急活動に加え、地域住民に対する防災指導の実施、国民保護法に基づく消防機関としての任務の付加など、消防団の業務が拡充しているのが現状です。これを受けて本市では、処遇改善の一環として、平成20年度から消防団員個人に対し、報酬の支給を始めました。その後、地域防災において重要な役割を果たしている消防団員の処遇改善を図るため年額報酬を平成21年度以降、段階的に引き上げを行い、令和3年度の改定により国基準相当となりました。

平成22年4月1日には、南区にある寿消防団と大岡消防団が統合し、南消防団が発足しました。

平成24年3月31日から条例改正により、横浜市消防団に70歳定年制が導入され、令和2年4月1日からは外国人の任用を開始しました。令和5年4月1日からは消防団活動に伴う報告事務をデジタル化し、消防団員の負担軽減を目的として、消防団アプリを導入しました。令和5年4月1日現在、本市消防団は20団・108分団をもって組織されています。令和4年中の災害出場回数は

1,368件、出場人員は3,468人、このほか、風水害をはじめ、警戒、訓練等に延べ138,860人の消防団員が活動しました。また、これらに加えて、地域防災の要である消防団の消防力強化と、活性化を図るための事業の推進、器具置場の建設と消防団車両や資機材の更新など、環境の整備に取り組んでいます。

■通信施設（司令課）

消防・救急活動を効率的に実施するため、消防局、消防署、消防出張所等の通信設備及びすべての消防隊、救急隊等に有線・無線の設備による通信のネットワークを設けています。

その中心となるのは、消防司令センターに設置されている設備です。主な機能は有線・無線を総合的にコンピュータで制御し、119番等災害通報の受信、災害種別に最も適した部隊の自動選別、署所・消防隊等への自動指令、支援情報の検索、災害点付近の地図表示等で、消防署所に設置している署所端末装置、署所指令受信装置等と専用回線で結ばれ、指令業務の効率化に効果を上げています。

また、消防車・救急車には無線機が取り付けられ、指令室と音声により連絡をとりながら現場活動が行えるようになっています。

なお、消防ヘリコプターからの映像伝送に加え、平成8年9月1日からは、横浜ランドマークタワーに設置した4基の監視カメラによる「災害情報画像伝送システム」を運用しています。

このシステムにより、発災直後の市内の被災状況を迅速に把握し、横浜市危機管理室へ映像を伝送するとともに、衛星通信ネットワークにより、国（消防庁）や県等の関係機関にも映像伝送を行うことができます。

消防司令センターの規模

鉄筋コンクリート造5階建

建築面積656.38平方メートル、延面積2,919.80平方メートル

消防司令センターの主な通信設備

指令台・総合指令台・救命指導医専用台・マルチプロジェクト・119番着信表示盤・指令用コンピュータ・指令通信制御装置・発信地表示システム装置・その他の関連機器、その他電源装置等

消防署所の主な通信設備

署所指令受信装置・出場表示盤・署所端末装置等

消防・救急デジタル無線整備

多様化する災害等に対応するため消防救急無線の高度化と、限りある電波資源の有効活用とを両立させるために、消防救急デジタル無線を整備しました。平成 15 年及び平成 20 年に関係法令等が改正され、従来使用していたアナログ無線の使用期限が平成 28 年 5 月 31 日と規定されたため、これに対応して計画的な整備を実施してきました。

消防救急デジタル無線は、県内各消防本部が共同で利用する共通波整備と本市が独自に使用する活動波整備に大別されます。共通波設備については、整備経費の縮減のため、県内 24 消防本部の合意のもとに本市が主体となって整備しました。活動波設備については、本市を含む各消防本部が個別に整備を行いました。

その他の機能

- 1 災害通報受信中に音声合成による出場指令を行うことで、出場の迅速化を図っています。
- 2 統合型位置情報通知システムは 119 番通報者があわてていて場所等を正確に伝えることができない場合や携帯電話からの通報時に活用して、通報者の要請場所の特定に役立っています。
- 3 傷病者の状態に応じて救急隊や消防隊を弾力的に運用するために、119 番通報の内容から傷病者の容態を聞き取り、コンピュータプログラムにより「緊急度・重症度識別」を行っています。
- 4 ひとり暮らしや寝たきり高齢者の方などからあんしん電話、聴覚・言語障害のある方からは Net 119、FAX 119 により緊急通報を受信します。
- 5 交差点、バス停等の目標物から災害場所を把握し、消防隊等に早期に出場を指令しています。
- 6 音声の指令に加え、文書により出場指令書を送り、確実な指示を行っています。
- 7 司令センターに常駐する救命指導医により、救急隊への指示・支援体制の強化を図っています。
- 8 消防隊、救急隊等の活動状況を常に把握し、確実・迅速な災害対応を行っています。
- 9 署所の有線回線が不通になっても自動的にバックアップ無線に切り替え音声指令の確保ができるシステムになっています。
- 10 指揮隊に配備されているタブレット端末を使用し災害現場の映像等を共有できます。
- 11 119 番通報者のスマートフォンに URL 付ショートメッセージを送り、そちらに接続すると映像の送受信ができる「映像 119」を行っています。
- 12 同時に 50 人までが聞けることのできる、消防テレホンニュース (TEL 045 - 334 - 0119) により、市民の皆さんに災害情報を提供しています。
- 13 災害情報 (消防テレホンニュースインターネット版) をホームページで公開しています。
URL (<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shobo/disaster/index.html>)

■指令業務 (司令課)

消防司令センターでは、市民の皆さんからの 119 番通

報の受付から消防隊、救急隊への出場指令、現場活動支援など一連の消防業務を確実・迅速に運用しています。

出場指令をコンピュータ制御により行い、出場した消防隊・救急隊に現場の建物・道路・水利等の状況やヘリコプターからの情報など、消防活動上必要な情報を提供しています。

なお、救急の要請については、平成 20 年 10 月 1 日から施行の「横浜市救急条例」に基づき、119 番通報から、聴取した傷病者の情報を、指令台の識別プログラムにより、傷病者の緊急度・重症度 (カテゴリー) を判定し、必要な救急隊等に出場指令を行います。

令和 4 年中の 119 番通報等は 360,753 件で、1 日約 988 件の通報がありました。

同じく、令和 4 年中の消防隊等への指令状況は、火災に関するもの 1,102 件、その他災害に関するもの (救助、救助・救命を含む) 22,742 件、救急に関するもの 225,599 件で、総数は 249,443 件でした。

■査察業務 (指導課)

査察業務は、消防法等に基づき事業所等への立入検査等を行い、自主防火・防災管理状況や消防用設備等の設置、維持及び管理状況等を確認するとともに、不備な点については是正指導を行うことにより、出火危険や人命危険を事前に排除し、市民の皆さんの生命、身体、財産を火災等の災害から保護することを目的として実施しています。

表 2 火災予防査察実施状況

区 分	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	
	査察対象物数	査察実施数
特定防火対象物	特：13,995 対象	5,400 対象
非特定防火対象物	非：9,441 対象	3,259 対象
合 計	計：23,436 対象	8,659 対象

■違反是正措置業務 (指導課)

査察等での違反是正指導後においても、改善が図られない消防法令等違反対象物に対し、行政上の措置を段階的に行い、その違反状態を是正しています。

■消防同意 (指導課)

建築確認申請に伴う消防同意にあたっては、消防用設備等の適正な設置を主眼に、建築物の防火上の安全性及び消防活動上の観点から総合的な防火安全対策を指導しています。

■危険物・火薬類・ガス保安業務 (保安課)

『消防法』に基づく危険物規制や『石油コンビナート等災害防止法』、『火薬類取締法』及び『高压ガス保安法』(コンビナート地域を除く。)に加えて、第 12 次地方分権一括法に基づく権限移譲により、令和 5 年度から『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法

律』の事務の一部を神奈川県から引き継いで所管しています。

危険物、火薬類及び高圧ガスを取り扱う産業施設等における災害は、ひとたび発生すれば重大な事故に発展するリスクが伴います。こうしたリスクを回避するため、行政による監督指導のほか、事故防止対策などの啓発活動を通じて、事業所の自主保安体制の向上に努め、公共の安全確保と災害の発生及び拡大の防止に取り組んでいます。



■消防音楽隊広報活動（市民防災センター）

消防音楽隊は、横浜市が主催する行事や地域住民の催し、学校等での演奏会など幅広い演奏活動を通じて市民広報を行っています。また、定期公演、防災ふれあいコンサートなどの自主的な演奏会を開催し、市民の皆さんに防災・減災意識の高揚を呼びかけています。



演奏会の様子

市民防災

■市民防災の日（予防課）

「家庭・地域・事業所は自らの手で守る」ことを基本とし、自主防災活動の積極的な推進を図り、「地震対策」、「住宅防火対策」、「放火されない・放火させない環境づくり」などの防災実践活動を展開しています。

■家庭防災員（予防課）

火災を予防し地震・風水害などの災害による被害を軽減するために必要な防火・防災の知識及び技術を身に付ける研修を各消防署で実施しています。研修で学んだ知識を活かし、地域の人たちと共に防災、減災の取組を実施しています。



家庭防災員研修（防火研修）

■甲種防火管理講習等（予防課）

消防法第8条に基づき、多数の者が出入する、又は勤務する防火対象物等の火災予防対策を担う防火管理者を育成するため「防火管理講習」を、また、大規模な防火対象物について、防災管理や自衛消防組織に必要な資格者を育成するため「防災管理講習」「自衛消防業務講習」を実施しています。

令和4年度の各講習の実施回数及び受講者数は、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する講習57回5,384人、甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習7回772人、甲種防火管理再講習4回313人、乙種防火管理講習9回859人、防災管理新規講習1回48人、自衛消防業務新規講習30回569人、自衛消防業務再講習12回270人です。

■住宅防火対策の推進（予防課）

住宅火災による死傷者の発生防止及び被害軽減のため、出火防止や避難方法等の啓発・指導を行い、市民の皆さんへの防火意識の高揚を図っています。

住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理の普及啓発や、住宅火災の発生を減らすための、住宅防火診断やアドバイスを実施しています。



住宅用火災警報器啓発活動

■地域防災力の向上（予防課）

自治会・町内会、町の防災組織に対し、防災意識の高揚と様々な災害から命を守る減災の取組を消防署が中心となって支援しています。

また、地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図るため、初期消火器具の設置普及事業を展開し共助の取組を支援しています。



初期消火器具取扱訓練

■子どもの防災教育（予防課）

将来の地域防災の担い手育成のため、幼年期から年代ごとの教育内容を定め、保育園等に対する「キッズ防災教室」や小学校低学年の「お出かけ防災教室」、小学校高学年の「わくわく防災体験塾」などを実施しています。



お出かけ防災教室

■横浜市民防災センター（市民防災センター）

横浜市民防災センターは、市民の皆さんの自助・共助を推進する市の中核施設として、「自らの命を守る」自助意識や「お互いに助け合う」共助意識の啓発とその行動を起こすことができる人の育成を目的としています。

地震・火災や風水害の「体験ツアー」のほか、実際の水を使用した水災害体験や災害時に役立つワークショップ、要援護者体験等の「体験プログラム」などを実施しています。その他、来館者が災害発生時の様子をVRを使って自由に体験できるコーナーがあります。

また、SNS等を活用した情報発信を行っています。



市民防災センター外観



体験の様子

■火災調査（予防課）

火災調査業務は、消防法第31条に基づき、火災の原因と火災により発生した損害の調査を実施しています。

また、火災調査の結果は、出火防止対策、人命安全対策等の様々な消防施策に活用されるとともに、統計処理したデータを総務省消防庁に報告しています。

科学的根拠に基づく火災調査の推進のため、調査員の養成及び研修の実施並びに本部調査員による鑑識・実況見分支援等を行っています。

火災状況

令和4年中、火災は639件発生しました。焼損棟数は497棟、焼損床面積は4,721平方メートル、損害額は約4億4,661万円、死者は14人、負傷者は88人でした。

出火原因

出火原因は、「たばこ」、「放火（疑いを含む）」、「電気機器」が上位となりました。

第1位のたばこは104件発生し、前年と比べると2件増加しました。

火災通報状況

火災件数639件のうち、市民等の一般の方が第一通報者として消防機関に通報したものは550件で、全火災件数の約86パーセントを占めています。

このうち、出火してから3分以内に消防機関に通報されたもの（早い通報）は145件（約26パーセント）で、3分を超えたもの（遅い通報）は258件（約47パーセント）です。

また、鎮火後に消防機関へ通報されたもの（事後聞知）は147件（約27パーセント）あります。

初期消火状況

639件の火災のうち、市民等の一般の方が何らかの初期消火を実施したものは424件（約66パーセント）でした。このうち、市民等の一般の方のみで消し止められた火災（初期消火成功）が306件（約72パーセント）、初期消火を試みたものの消すことが出来なかった火災（初期消火失敗）は118件（約28パーセント）です。

政令指定都市等の比較

横浜市の火災件数は639件で、東京消防庁管内（以下「東京」という。）の3,952件、大阪市の643件に次いで、3番目に多い火災件数となっています。

横浜市の人口1万人当たりの火災件数（以下「出火率」という。）は1.7で、前年と比べると0.2減少しました。

他都市の出火率は、東京が2.9で最も高く、次いで熊本市の2.8の順です。横浜市の出火率は福岡市と並んで2番目に低く、最も近いのは京都市1.4です。

表3 行政区別火災発生状況

	令和4年	令和3年
鶴見	52	54
神奈川	41	37
西	34	35
中	53	84
南	28	42
港南	38	46
保土ヶ谷	36	35
旭	40	41
磯子	24	31
金沢	21	36
港北	61	52
緑	32	25
青葉	32	40
都筑	28	34
戸塚	63	37
栄	20	16
泉	21	30
瀬谷	15	23

図2 火災通報状況

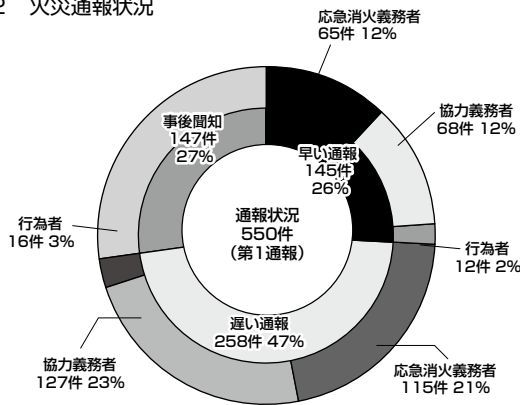


図3 初期消火状況

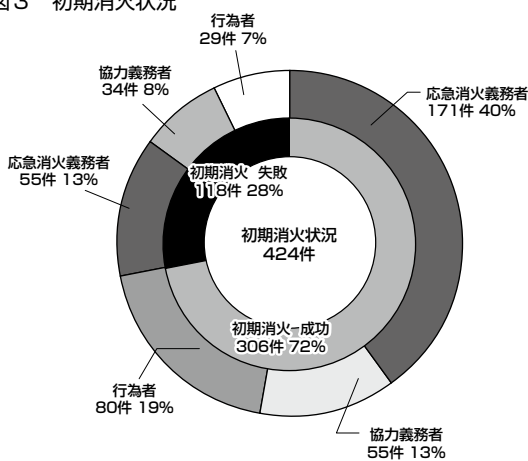


表4 火災状況

区分	年別	令和4年	令和3年	増△減
火災種別	火災件数	639	698	△59
	建物火災	416	463	△47
	林野火災	-	-	-
	車両火災	67	56	11
	船舶火災	-	2	△2
	航空機火災	-	-	-
	その他の火災	156	177	△21
焼損棟数		497	594	△97
爆発被害棟数		-	-	-
罹災人員	世帯	436	460	△24
	人員	812	934	△122
焼損床面積		4,721	8,795	△4,074
損害額(千円)	総損害額	446,612	5,574,666	△5,128,054
	建物火災損害額	414,816	5,551,559	△5,136,743
	建物以外損害額	31,796	23,107	8,689
死者	死者	14	21	△7
	放火自殺者	2	1	1
負傷者		88	110	△22
1日当たり	火災件数	1.8	1.9	△0.1
	建物火災件数	1.1	1.3	△0.2
	焼損床面積	12.9	24.1	△11.2
	焼損棟数	1.4	1.6	△0.2
建物1件当たり	損害額	1,223.6	15,273.1	△14,049.5
	焼損床面積	11.3	19.0	△7.7
	焼損棟数	1.2	1.3	△0.1
損害額	997.2	11,990.4	△10,993.2	
市民1人当たりの損害額(千円)		0.1	1.5	△1.4
市民1世帯当たりの損害額(千円)		0.3	3.2	△2.9
出火率		1.7	1.9	△0.2

表5 主な出火原因別比較表

原因別	年別	令和4年	令和3年	増△減
たばこ		104	102	2
放火(疑いを含む)		93	122	△29
電気機器		71	52	19
こんろ		68	103	△35
配線器具		33	25	8
ストーブ		30	22	8
排気管		18	15	3
電灯・電話等の配線		14	24	△10
溶接機・切断機		12	11	1
火あそび		12	5	7
上記以外の原因	上記	184	217	△33

※ 「上記以外の原因」には、「不明」のほか「電気装置」、「火あそび」等があります。

表6 政令指定都市等の状況 令和4年

区分 都市別	火災件数	出火率	1日当たりの 火災件数
横浜	639	1.7	1.8
札幌	387	2.0	1.1
仙台	209	1.9	0.6
さいたま	307	2.3	0.8
千葉	250	2.6	0.7
東京	3,952	2.9	10.8
川崎	345	2.3	0.9
相模原	166	2.3	0.5
新潟	146	1.9	0.4
静岡	199	2.3	0.5
浜松	180	2.3	0.5
名古屋	508	2.2	1.4
京都	193	1.4	0.5
大阪	643	2.3	1.8
堺	203	2.2	0.6
神戸	416	2.7	1.1
岡山	165	2.3	0.5
広島	257	2.0	0.7
北九州	247	2.7	0.7
福岡	266	1.7	0.7
熊本	213	2.8	0.6

※ 横浜市以外の都市は速報値

■その他の災害（警防課）

火災以外の災害で、被害が生じ又は拡大の恐れがあり、消防隊が出場し、災害活動を必要としたものは16,885件発生し、消防隊等41,227隊139,146人が活動しました。

表7 その他の災害発生状況

種別 年別	計 (件)	自然 災害	爆発 災害	ガス・ 酸欠災害	危険物 災害	交通 災害	水難 災害	そ の 他
令和4年	16,885	19	2	45	124	1,442	74	15,179
令和3年	15,085	48	2	40	138	1,463	71	13,323
増△減	1,800	△29	-	5	△14	△21	3	1,856

■救急業務（救急課）

救急体制

市内に救急隊を84隊配置しており、令和5年10月には85隊となります。

消防局には、傷病者に対し適切な救急救命処置が実施できるよう高度な教育を受け、国家試験に合格した救急救命士が令和5年4月1日現在で770人（フルタイム再任用職員を含む）います。さらに、救急救命士が救急救命処置をより迅速に行えるよう平成5年8月から救命指導医制度を実施しています。この制度は、医師が消防司令センターに勤務し、救急救命士が救急救命処置を実施する際に必要な具体的指示や助言などを行うものです。また、救命効果の向上を図るため、平成20年10月1日から横浜型救急システムの運用を開始しました。これにより緊急度・重

症度に応じて、救急隊、ミニ消防隊、消防隊等による弾力的な部隊運用を実施しています。

救急活動状況

令和4年中の救急活動状況は、出場件数が244,086件で、3年中と比較して39,659件(19.4パーセント)の増加でした。また、搬送人員は192,173人で、3年中と比較して21,152人(12.4パーセント)の増加でした。

市民の皆さんへの応急手当の普及啓発事業

救急隊現場到着前に、現場に居合わせた市民の皆さんが傷病者に適切な応急手当を実施することができるよう、平成6年9月から事業を開始し、多くの市民の皆さんに普及することを目標にしています。事業の具体的内容は、市民の皆さんを対象として心肺蘇生法（平成17年度より自動体外式除細動器の取扱いを含む。）及び大出血時の止血法を中心とした講習を行う「普通救命講習」、普通救命講習の内容に傷病者の体位管理や骨折に対する応急手当等を加え、より広範囲の講習を行う「上級救命講習」、事業所や町の防災組織等で従業員や住民等に応急手当の方法を普及するための指導者を養成する「応急手当普及員講習」の3種類を実施してきました。平成24年4月からは従前の「普通救命講習」を、主に成人の傷病者を対象とした「普通救命講習（Ⅰ）」とし、新たに主に小児の傷病者を対象とした「普通救命講習（Ⅲ）」を設置しました。さらに、短時間の講習である「救命入門コース」を設置し、より多くの市民の皆さんに、応急手当を学んでいただけるよう事業を実施しています。

救急の日

表8 救急車の配置状況 令和5年4月1日現在

行政区	救急隊配置場所
鶴見	鶴見第1、鶴見第2、矢向、寺尾、岸谷、生麦、駒岡
神奈川	神奈川第1、神奈川第2、菅田、片倉、松見
西	西第1、西第2、西第3、浅間町、境之谷
中	中第1、中第2、山下町、北方、山元町
南	南第1、南第2、大岡、六ツ川、蒔田
港南	港南第1、港南第2、芹が谷、野庭、港南台
保土ヶ谷	保土ヶ谷、西谷、今井、権太坂
旭	旭、都岡、南本宿、若葉台、今宿
磯子	磯子、洋光台、杉田
金沢	金沢第1、金沢第2、富岡、釜利谷、幸浦
港北	港北第1、港北第2、日吉、篠原、高田、新羽
緑	緑第1、緑第2、長津田、鴨居、白山
青葉	青葉、元石川、鴨志田、青葉台、荏田
都筑	都筑、川和、仲町台、北山田
戸塚	戸塚第1、戸塚第2、大正、吉田、東戸塚
栄	栄、上郷、豊田
泉	泉、岡津、中田
瀬谷	瀬谷第1、瀬谷第2、下瀬谷、中瀬谷
計	84台（すべて高規格救急車）

救急医療及び救急業務に関する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日が「救急の日」、そしてこの日を含む一週間が「救急医療週間」と定められ、横浜市でもさまざまな事業を実施しています。

表9 事故種別救急出場件数及び搬送人員 令和4年

区分 事故種別	出場件数(件)	搬送人員(人)
計	244,086	192,173
急病	174,178	133,370
一般負傷	42,786	36,425
交通事故	8,987	7,551
自損行為	1,653	1,020
加害	1,043	684
労働災害事故	1,204	1,142
運動競技事故	1,157	1,107
火災	698	83
水難事故	77	20
その他	12,303	10,771

表10 救命講習等実施状況 令和4年度

講習種別	実施回数(回)	受講者数(人)
普通救命講習	732	12,359
上級救命講習	108	2,133
救命入門コース	19	775
合計	859	15,267

救急救命士教育

横浜市救急救命士養成所及び横浜市救急ワークステーション等において、主に救急業務を担当する職員に対し、救急救命士に必要な知識・技術について教育を行い、業務の適正な執行、職員の能力向上とキャリア形成支援を行っています。

表11 救急救命士教育の実施状況(本市職員のみ)

教育別	令和4年度 教育人員(人)	
救急救命士養成所 教育	救急救命士養成教育	15
	指導救命士養成教育	3
救急ワークステーション 教育	救急救命士再教育病院 実習	265
	救急救命士就業前教育 病院実習	56
その他の教育	気管挿管病院実習	8
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管 病院実習	12
	救急救命士気管挿管再教育 病院実習	0
	救急救命士薬剤投与再教育 病院実習	7

■教育訓練(教育課)

消防訓練センターでは、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、変化する社会の要請に応えることができる人材の育成を基本方針とした教育を推進しています。

新採用消防職員には、公務員、消防職員としての倫理観、使命感及び規律を身につけさせるとともに、消防業務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための基礎的な教育(初任教育)を行っています。また、各消防署等、現場の第一線で働く消防職員には、より高度で専

門的な知識・技術の習得、職責に応じた基礎的・専門的能力の習得、業務上必要となる資格の取得などを目的とした教育(現任教育)を行っています。

さらに、消防団員に対しては、その任務遂行に必要な知識・技術の習得、向上を目的とした教育(消防団員教育)を行っています。

表12 職員教育等の実施状況

課程別	年度別	
	回数(回)	教育人員(人)
消防学校教育	初任教育	132
	現任教育	750
委託教育	資格取得	86
	消防大学校	11
	その他の講習	19
その他の教育(講演等)		155
消防団員教育		352
市民消防教育		0
合計		1,505

水道局

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～ 24 時間 365 日 安全で良質な水を安定してお届けするため、
職員一人ひとりが役割と責任を果たします～

横浜の水道は、明治 20 (1887) 年わが国最初の近代水道として創設されました。以来、135 年間、発展を続ける市勢の水需要に対処するため、拡張工事と施設の改良を行ってきましたが、現在は「拡張の時代」から「維持管理の時代」を経て、「再構築の時代」を迎えようとしています。

令和 5 年度は、中期経営計画 (令和 2 年度～5 年度) の総仕上げの年であり、次期中期経営計画策定の年でもあります。物価高騰等による厳しい経営環境の中でも、更なるサービス向上や業務効率化を図り、徹底した経営努力を行うことで、老朽化した施設の更新・耐震化をはじめとする取組を着実に進めるとともに、これまでの取組の成果や将来の財政収支を踏まえ、これからの事業運営について議論を尽くします。

また、安心な暮らしと活力あふれる都市活動を支える水道事業者として、横浜水道長期ビジョンの基本理念と横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、都市の魅力や持続可能性を高めていく取組を進めていきます。

1 水道事業の現状

■給水状況 (総務課、経営企画課、サービス推進課、浄水課)

令和 4 年度の給水状況は、給水人口 3,768,622 人、給水戸数 1,939,135 戸で、令和 3 年度と比較して、それぞれ約 0.01 パーセントの増加、約 0.89 パーセントの増加となっており、年間有収水量は、令和 3 年度と比較して約 1.78 パーセント、6,806,220 立方メートル減少し、374,825,897 立方メートルとなりました。

なお、1日最大給水量は、1,179,400 立方メートル (令和 4 年 6 月 30 日) で、令和 3 年度と比較して約 0.42 パーセントの減少となりました。

(※) 有収水量とは、料金徴収の対象となった水量のほか、公園用水や消防用水などで、料金としては徴収しないものの、他会計等から維持管理費として収入のあった水量です。

図 1 給水人口・給水戸数の推移

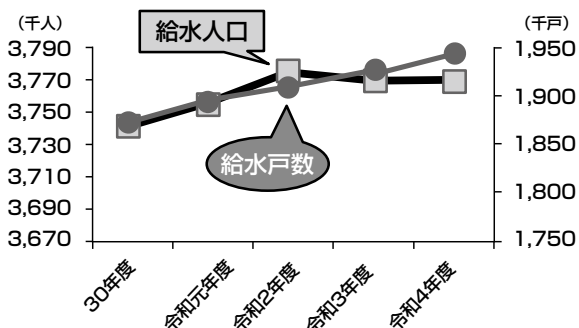


図 2 有収水量の推移

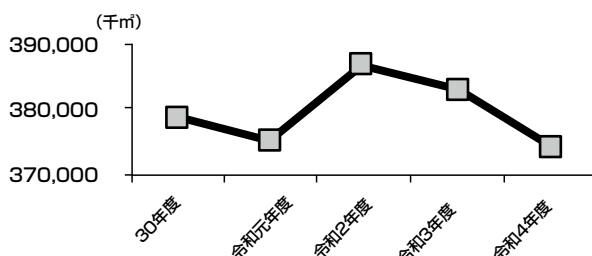


表 1 区別給水戸数・給水人口

令和 5 年 4 月 1 日現在

区 別	給水戸数	給水人口
総 数	1,939,135 戸	3,768,622 人
鶴 見 区	156,709	295,504
神奈川区	145,455	248,789
西 区	66,941	106,062
中 区	96,384	151,052
南 区	115,566	198,119
港 南 区	104,626	214,034
保土ヶ谷区	107,465	205,789
旭 区	117,842	241,946
磯 子 区	85,810	165,416
金 沢 区	98,486	195,348
港 北 区	193,986	362,626
緑 区	87,222	182,668
青 葉 区	146,139	309,898
都 筑 区	97,904	214,808
戸 塚 区	133,510	283,153
栄 区	57,457	120,700
泉 区	69,716	151,180
瀬 谷 区	57,917	121,530

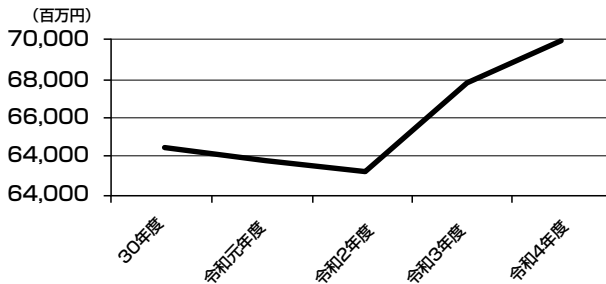
■料金収入 (サービス推進課)

令和 4 年度の水道料金収入 (税込) は 763 億 8,565 万円になり、前年度決算比 24 億 2,570 万円 (3.28%) の増収、当年度予算比 6 億 3,133 万円 (0.83%) の増収となりました。

また、使用水量は前年度比で 6,806,397 立方メートル減少となりました。これは宿泊業や商業施設で増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症で生じた巣ごもり需要の減少等により全体の使用水量が減少したことによるものと考えられます。

なお、使用水量は前年度と比較して減少していますが、水道料金収入は、料金改定の影響により増収となりました。

図3 料金収入の推移（税抜）



■施設の規模（計画課）

横浜市は保有水源は、道志川系統、相模湖系統、馬入川系統、企業団酒匂川系統、企業団相模川系統の5系統であり、取水できる量は合わせて1日1,955,700立方メートルです。

取水施設で取り入れた原水を浄水場へ送る導水施設は、ずい道、管路、水路のほか、沈でん池2箇所、ポンプ設備2箇所です。

原水を浄化する浄水場には、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場があり、1日当たりの給水能力は、神奈川県内広域水道企業団からの受水量を含めて1,818,700立方メートルです。

その他、配水池は22箇所、送水ポンプ設備は7箇所、配水ポンプ設備は32箇所、送・配水管の総延長は約9,300キロメートルです。

表2 上水道給水能力 令和5年4月1日現在（単位：m³/日）

系統	給水能力
道志川系統	160,700
相模湖系統	366,400
馬入川系統	264,800
企業団酒匂川系統	562,800
企業団相模川系統	464,000
合計	1,818,700

■経理の状況（経理課）

令和4年度の収益的収支は、水道事業収益93億1,974万円に対し、水道事業費用は80億212万円で、消費税等の影響額を除いた純利益は、前年度より1億9,545万円増加し、102億2,571万円となりました。

また、資本的収支は、収入総額172億9,042万円に対し、支出総額438億9,959万円で、差引不足額266億918万円は、損益勘定留保資金等で補てんしました。この結果、累積資金残額は217億7,820万円となりました。

なお、資本的支出は、予算額より129億8,238万円少ない支出となりましたが、このうち125億2,629万円は令和5年度に繰り越される事業費です。

2 工業用水道事業の現状

■主要事業（工業用水課）

横浜市の工業用水道は、京浜工業地帯における工場の地下水汲み上げによる地盤沈下を防止するため、昭和35

年10月に創設され、鶴見・神奈川地区及び西・保土ヶ谷地区に供給を開始したのが始まりです。その後、磯子・戸塚地区等に進出した産業の基盤強化と既成工業地帯の水需要に対処するため、2回の拡張工事を施工し、給水能力は一日当たり362,000立方メートルとなっています。

令和4年度は老朽化が進行している施設の改良更新・耐震化を図るため、東寺尾送水幹線口径1100mm更新工事（その1）、大黒町口径1100mm配水管更新工事、根岸線口径700mm配水管布設替工事（その7）、南浅間町口径150mmから300mm配水管布設替工事、馬入川系統口径800mmバックアップ配水管新設工事などを施工しました。

■業務の状況（工業用水課）

令和4年度の業務状況を見ると、年度末給水工場数は、68事業所で前年度と同数となりましたが、年度末契約給水量は、一日当たり255,000立方メートルとなり前年度と比較して600立方メートル減少となりました。

なお、年間契約給水量は、93,075,000立方メートルで前年度と比較して、111,900立方メートルの減少となりました。

表3 工業用水道 業務状況

令和4年度

地区別 区分	計	鶴見・ 神奈川・ 旭地区	西・ 保土ヶ谷 地区	中・磯子・ 戸塚・栄 地区
給水能力 (m ³ /日)	362,000	195,000	17,000	150,000
年間契約 給水量 (m ³)	93,075,000	46,756,500	803,000	45,515,500
年度末 契約給水量 (m ³ /日)	255,000	128,100	2,200	124,700
年度末給水 工場数	68	42	2	24

■経理の状況（工業用水課）

令和4年度の収益的収支は、工業用水道事業収益30億6,410万円に対し、工業用水道事業費用21億7,691万円で、消費税等の影響額を除いた純利益は7億2,909万円でした。

資本的収支は、収入総額6億4,347万円に対し、支出総額21億1,456万円で差引き14億7,108万円の不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補てんしました。

また、資本的支出は、予算額より15億1,475万円少ない支出となりましたが、このうち11億8,900万円は令和5年度に繰り越される事業費です。

3 安全で良質な水

■適正な水質管理や浄水場の再整備

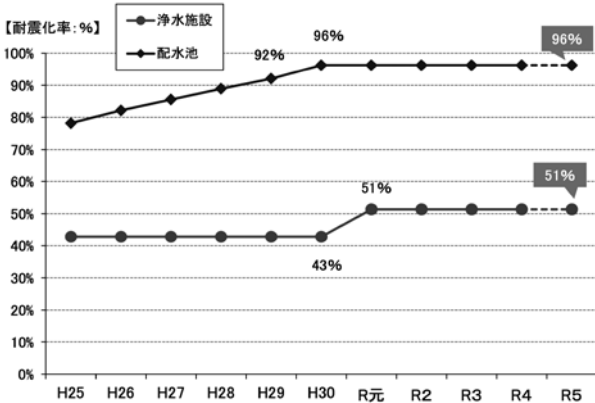
道志水源林プラン(第十一期)に基づく水源林の保全(水源林管理所)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林(2,873ha)の

さらに、基幹施設の多くは高度経済成長期に整備されており、今後、順次更新時期を迎えます。このような状況であっても、将来にわたり安定して水道水をお届けするために、施設の長寿命化を考慮して、最適な更新時期の設定を行い、着実に更新を行っています。

また、ポンプ・発電装置などの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備について、適切な修繕を行うなど長寿命化を図りつつ、計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

図7 浄水施設の耐震化率



送配水管の更新・耐震化 (配水課)

漏水・破裂事故等の恐れがある上水道・工業用水道の老朽管を引き続き地震に強い耐震管へ計画的に更新し、漏水事故防止や災害時における給水の確保に努めます。

図8 老朽管の年間更新延長と耐震管率

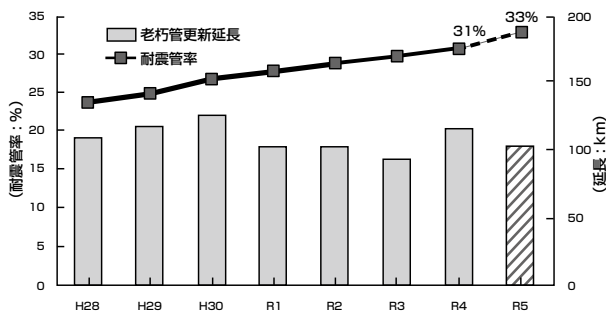


図9 送配水管 (口径 400mm 以上) の耐震管率

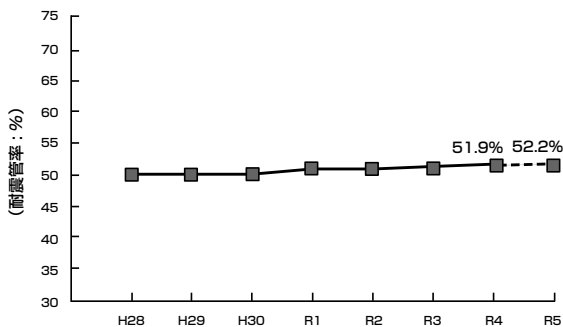
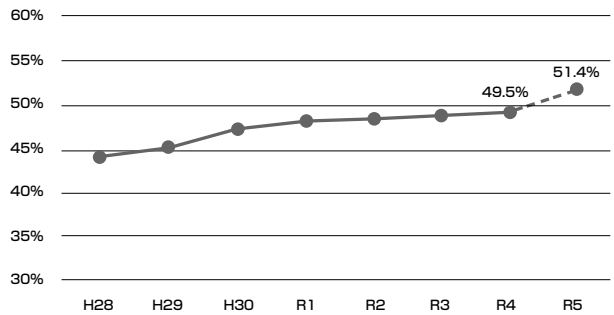


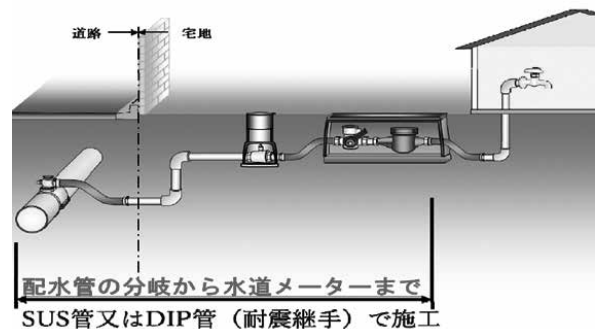
図10 工業用水道 管路の耐震管率



給水管の更新・耐震化 (給水維持課)

老朽化した給水管は、漏水事故の主な原因となっているほか、災害時には水道施設復旧の遅れの原因とも考えられます。このため、配水管の更新時に老朽給水管も合わせて更新するほか、お客さまからの申請に基づき、水道局の費用で配水管の分岐から水道メーターまでの老朽給水管を、耐震性に優れた給水管 (ステンレス管等) への改良を進めています。

図11 老朽給水管改良促進工事の範囲



災害・事故時情報共有システムによる局内情報共有体制の強化 (総務課、配水課)

災害や事故時に正確な情報をいち早く把握・共有することを目的に、施設の被害状況や給水車の配備状況等の情報を一元管理できる「災害・事故時情報共有システム」を開発しました。

令和5年度は、防災訓練等を通じて試行運用を実施するとともに、運用ルールやマニュアルを策定し、令和6年度の本格運用を目指します。

災害時の自助・共助・公助による飲料水確保の推進 (給水維持課、サービス推進課)

災害時に応急給水をする施設として、災害用地下給水タンクや緊急給水栓等を整備しています。その他、応急給水施設が未整備の地域防災拠点には、配水管から屋外水飲み場までが耐震化された「耐震給水栓」の整備を総務局と教育委員会事務局と連携して進めています。

また、災害時に地域の皆様が主体的に応急給水できるよう区役所や自治会等と連携し、災害用地下給水タンク等の給水訓練を継続して実施します。このほか、これらの訓練を通じて飲料水の備蓄促進啓発に取り組みます。

民間事業者及び他都市等との災害に備えた連携強化 (給水維持課、総務課)

水道局では災害時の連携の強化として、横浜市管工事協同組合と災害時の協力に関する協定を締結し、災害時給水所等での防災訓練に参加していただくほか、災害時に迅速

な応急給水活動ができるよう応急給水装置等の定期点検を実施しています。また、災害時における応急給水の担い手確保を目的として総合警備保障株式会社と災害時給水所の運営協力に関する協定を締結し、発災時の応急給水体制の強化に取り組んでいます。さらに、災害時における各都市間の相互応援を円滑に行うことを目的として、日本水道協会関東地方支部や名古屋市上下水道局との合同防災訓練等を実施しており、応援活動の連携も強化しています。

5 環境にやさしい水道

■脱炭素化に向けた取組

エネルギー効率に優れた水道施設への更新（設備課）

本市の水道施設は、標高の高い地域に水を送るため多くのポンプを使用しており、電力消費が大きく、環境に負荷がかかっています。

こうした状況を踏まえ、配水ポンプ設備について、運用状況に応じて必要な量だけポンプを動かすことのできる効率の良い制御機器への切替えを進め、不要な電力消費を減らすことで、エネルギーの効率化を図ります。

水圧調整によるエネルギーの削減（配水課）

ポンプを用いて水を供給している地域の標高や水圧を調査し、お客さまの生活に支障がない範囲で水圧を下げることにより、エネルギーの削減を目指しています。

企業や市民ボランティア等との協働による水源林整備（広報課）

横浜市の水源の一つである山梨県道志村に所有する水源林について、「水源林エコプロジェクト W-eco・p（ウィコップ）」を通じて、企業や団体からの寄附により整備を推進しており、現在 18 の企業・団体が参加しています。

また、道志村の民有林のうち、所有者の高齢化や人手不足により手入れが行き届かなくなった森林を、市民ボランティアの協力を得て整備しています。

なお、この活動には、市民・企業の皆さんからの寄附などから成る「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用しています。

LED 照明・次世代自動車等の積極的な導入（総務課、設備課、建設課）

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」の目標達成に向けて、2030 年度までに公共施設における LED 等高効率照明及び一般公用車における次世代自動車等の 100% 導入を目指します。

6 充実した情報とサービス

■お客さま満足度の向上や水道事業のPR

水道料金等の支払方法の利便性向上（サービス推進課）

水道料金等の支払方法には、「納入通知書」（モバイル決済含む）、「口座振替」、「クレジットカード」があります。

利便性向上の取組として、クレジットカード払い申請のWEB受付を拡充しました。令和5年度から令和6年度には、口座振替申請のWEB受付の実現、口座引落におけるインターネット銀行の導入等、様々な生活様式に対応した支払方法の利便性向上に取り組めます。

給水装置工事の電子申請の普及促進（給水維持課）

住宅の新築や建替時等に必要となる水道工事の際の給水装置工事申込手続について、電子申請での受付を令和2年9月から18行政区で実施しています。また、関係事業者の利便性向上や局の業務の効率化などを目的として、給水装置工事の申込受付窓口及び水道管の埋設管状況調査・図面交付窓口を給水工事受付センター（保土ヶ谷区川辺町）に集約化し、令和4年10月から業務を開始しました。また、電子申請の普及促進の取組として、指定給水装置工事事業者を対象にダイレクトメール送付及び横浜市WEBサイトへの掲載や、電子申請の説明動画の配信（外部サイト）などを実施しました。

スマートメーターの導入検討（サービス推進課、経営企画課、計画課、給水維持課）

令和3、4年度は民間事業者との共同研究を行い、施工性、データ通信状況等の検証を行ったところ、良好な結果を得ることができました。令和5年度は、第1次モデル事業（令和2年10月から緑区十日市場において約460世帯を対象に実施）を継続し、技術的な検証を行っています。また、通信費の低減化に向け、電力事業者等との共同検討の具体化に向けた検討を行っていきます。

出前水道教室等、「水道」を伝える広報の推進（広報課、経営企画課、サービス推進課）

将来を担う子どもたちに浄水場の仕組みや水源林の働き等を伝えるため出前水道教室を行うほか、お客さまの関心の高い水質や災害対策に関する情報、水道の仕組みや水道料金の使いみち、老朽施設の更新・耐震化の必要性などについて、様々な媒体を活用した広報を推進します。

7 国内外における社会貢献

■国際貢献の推進や市内中小企業の振興

50周年を迎えた国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援（国際事業課）

長年培った技術とJICA等の関係機関とのネットワークを生かし、アジア・アフリカ等の水道の課題解決に50年にわたり取り組んでいます。マラウイ国へは、令和元年からリロングウェ水公社に職員を派遣し、無収水（漏水等の収入につながらない水）の削減を指導しています。またインドネシア国メダン市では、北スマトラ州水道公社の安全な24時間給水を目指し、令和5年度に事業を開始しました。

なお、研修受入れなどの場を活用して、横浜水ビジネス協議会会員企業の技術・製品のPR機会を提供する等、海外水ビジネス展開を支援しています。

横浜ウォーター（株）と連携した国内外水道事業の課題解決（国際事業課）

横浜ウォーター（株）と連携し、国内外の水道事業の課題解決に向け、水道局の技術やノウハウを生かした事業を展

開しています。

令和4年度は、国際事業ではコロナ禍での渡航制限が緩和されたことから、研修員の受入れを再開するとともに、職員を海外派遣し、現地での技術協力を行いました。

また、国内事業では継続的に支援してきた事業体に加え、新たな事業体への支援を開始しました。

今後は、水道局と横浜ウォーター(株)が共同開発し、横浜市全域で導入されている給水装置工事電子申請システムの他都市への展開等、引き続き水道事業体への支援を推進します。

市内中小企業者の受注機会の確保(経理課)

令和4年度の水道局の競争入札による工事発注では、件数の97%、金額の96%を市内中小企業者が受注しており、この金額は本市全体の市内中小企業受注額の28%を占めています。また、工事の発注や施工時期の平準化により、年間を通して工事量の安定化を図るため、公営企業で認められている建設改良費繰越を柔軟に活用するとともに、「工期12か月未満の工事への債務負担行為の設定」を平成28年度予算から拡大させており、令和5年度は74億円の工事を予定しています。

このほか、次年度の4月上旬に契約していた工事についても、年度当初から工事に着手できるよう84億円の債務負担を設定するなど、積極的に平準化に取り組んでいます。

障害者就労施設等への発注促進(給水維持課、サービス推進課)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業の委託を積極的に発注し、障害のある方の自立を支援します。令和5年度は、水道局敷地内の除草・清掃作業箇所を増やすなど、委託の拡大を図ります。

令和5年6月30日には、民間企業との情報交換の場となる「第4回情報連絡会」を東京都で開催しました。

また、今年度からはAR技術による遠隔作業支援の導入を予定しています。

将来を見据えた次期中期経営計画の策定(経営企画課)

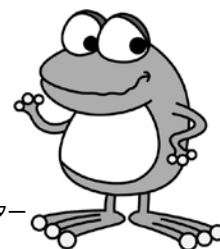
令和5年度は、現在推進している中期経営計画の最終年度となるため、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする次期計画の策定を進めています。

次期計画では、長期ビジョンの基本理念「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」の実現に向けて、水道施設の規模・配置の最適化や組織運営体制の最適化に加え、脱炭素化やDX推進などの取組を着実に進めるための計画を策定していきます。

将来の横浜の水道システム構築に向けた検討(計画課)

本市では、水需要の減少や施設の老朽化が進む中、ダウンサイジングや環境に配慮した効率的な水道システムの構築の検討に取り組んでいます。

今後、更新時期を迎える小雀浄水場については、神奈川県内の5水道事業者(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団)での協議を踏まえ、県内水道施設の共同化や取水地点の上流移転等の観点から、廃止も視野に入れて検討を進め、災害対策やバックアップ機能の強化など、横浜市にとって最適な水道システムの構築を目指します。



横浜市水道局キャラクター
「はまビョン」

8 持続可能な経営基盤

■将来にわたる健全な事業運営を目指した取組

水道施設の適切な維持管理と確実な水道料金収入の確保(計画課、配水課、サービス推進課)

水道施設については、マッピングシステムを用いて各種データベースを構築し、これらを基に適切な施設の維持管理・効率的な施設更新を行います。また、今後、多額の更新費用が見込まれる配水池について、配水池劣化状況調査の結果を基に現状の配水池の状態を定量的に評価し、劣化の進行度を予測することで、効率的な施設更新のための保全計画を策定します。

なお、健全な事業運営を目指すうえで、水道施設の維持管理とともに、欠かすことのできない水道料金収入については、確実な収入確保のため、支払方法の利便性向上に取り組むなど、更に効率の良い水道料金収入を実現します。

ICTの効果的な活用(計画課)

平成31年3月に東京都、大阪市、横浜市が共同設置し、20事業体が参加している「水道ICT情報連絡会」を通じ、民間企業等から提案のあったICTなどの新技術を活用して水道事業の課題解決を図っています。

交通局

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

横浜の市営交通は、住宅地から鉄道駅、都心部、公共施設などを結ぶバス路線網と、基幹交通として市を縦断する地下鉄（ブルーライン・グリーンライン）により、市民の皆さんに身近な公共交通機関としての役割を果たしています。

市営バスは、昭和3年に営業を開始して以来、横浜市発展とともに事業規模を拡大し、現在は市中心部を主な営業エリアとして、市内最大規模の143路線を運行し、1日平均約30万人のお客様にご利用いただいております。

市営地下鉄は、路面電車にかわって昭和47年12月から営業を開始し、現在ではブルーラインが湘南台～あざみ野間（40.4km・32駅）で横浜中心部と地域の拠点をつなぎ、グリーンライン（平成20年3月営業開始）が中山～日吉間（13.0km・10駅）で横浜市北部の市民の皆さんの足として役割を果たしています。現在2路線合計で1日平均約58万人のお客様にご利用いただいております。

交通局は、将来にわたって市民の皆さんに真に必要な「市営交通」となるため、今後も市民の皆さんの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただける市バス・地下鉄を目指してまいります。

市営バスの運営

■バスの営業（営業課、路線計画課、運輸課）

市営バスは市中心部を主な営業エリアとし、1日平均約30万人のお客様にご利用いただいております。一般乗合バスのほか、路線バスの貸切も行っています。

令和4年度バス運輸現況

表1 一般乗合バス運輸概要 令和5年3月31日現在

営業キロ	517.1km
運転系統数	143系統
系統長	平均7.0km
停留所数	1,272か所
在籍車両数	788両
運転車両数	1日平均630両
運転キロ数	1日平均約7万km
乗客数	1日平均30万人



走行中の市営バス

表2 バス運輸実績

令和4年度

種別	年間（決算）	1日平均	
運転車両	計（両）	239,140	655
	一般乗合	230,085	630
	市内遊覧	0	0
	貸切	9,055	25
運転キロ	計（km）	26,415,976	72,372.5
	一般乗合	25,775,600	70,618.1
	市内遊覧	0	0
	貸切	640,376	1,754.5
乗車人員	計（千人）	112,251	307.5
	一般乗合	110,439	302.6
	市内遊覧	0	0
	貸切	1,812	5.0
乗車料収入	計（千円）	19,222,088	52,663
	一般乗合	18,823,345	51,571
	市内遊覧	0	0
	貸切	398,743	1,092

（注1）乗車料収入は税込み。

（注2）四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。

■施設の整備及び利便性の向上 （営業課、路線計画課、運輸課）

バス停留所上屋、ベンチの更新

老朽化したバス停留所の上屋、ベンチなどを更新し、バス利用をより安全で快適なものにしていきます。

平成16年度から民間事業者と契約し、交通局の財政的負担のない広告付上屋を設置しています。（令和5年8月現在268基）

路線の再編整備

お客様の需要動向や採算性、効率性を考慮しながら、バスサービスのさらなる充実・強化、ダイヤの改善による定時性の向上や地下鉄・他鉄道との接続改善に取り組んでいます。

走行環境の改善

運行の支障となる箇所を改善を図り、バスが安全に運行できるよう、関係機関への要望・調整を行っています。

交通安全啓発（運輸課、営業所）

地域の小学校等と連携して、バスの乗り方教室・交通安全教室・バリアフリー教室などを開催しています。また、バスに関する事故防止のため、交通安全動画等の配信や、市立小学校の新1年生全児童に交通安全リーフレットの配付を行っています。



交通安全教室



交通安全動画

バリアフリーの向上（車両課）

どなたにも利用しやすいバスネットワークの構築に向けて、平成8年度から、車いすのお客様にもご利用いただけるよう、中扉にスロープ板を備えたバス車両を導入しています。令和4年度末現在、ノンステップバス761両、ワンステップバス27両を保有し、ノンステップバス導入率は96.6%、ワンステップバスを含むバリアフリー適合率は100%となっています。（一般乗合）

環境対策の推進（営業課、車両課）

バスはマイカーと比較すると利用者1人当たりの二酸化炭素（CO₂）排出量が少なく、“地球にやさしい”交通手段です。市営バスでは地球温暖化防止など環境対策



スロープ板

に力を入れています。

最新排出ガス規制適合車への更新促進

自動車の排出する窒素酸化物（NO_x）などの総量減のため、最新排出ガス規制適合車への車両更新を引き続き進めます。

ハイブリッドバスの導入（令和4年度末現在：137両）

モーターを用いてエンジン出力を補助することにより粒子状物質（PM）、二酸化炭素（CO₂）排出量を削減した低公害バスです。

燃料電池バス（FC）の導入

次世代エネルギーとして注目されている水素を燃料とした燃料電池バス（FC）を令和元年11月から運行しています。このバス車両は、走行中にCO₂や環境負荷物質を排出しない優れた環境性能を有しており、令和4年度に2両追加導入し、引き続き水素ステーションの整備状況、車両費や燃料費の動向を踏まえながら今後の導入について検証します。



FCバス

市内観光事業等の展開（営業課）

貸切バス

学校の遠足や自治会、企業のイベントなど大人数が移動する際に、5種類のバス（リムジン型・路線バス型など）をお貸ししています。

料金は時間及び距離で決定します。市内だけでなく県外への移動にもご利用いただけます。

貸切バスをご利用のお客様が安全・安心にご利用いただける取組を継続するとともに、企業従業員の送迎バスとしての活用をはじめ、地域団体や旅行事業者、

客船シャトルバスなどの需要に応じています。

また、本市事業に合わせて送迎バスを運行するなど、本市施策の一翼を担っています。

■バス営業所・定期券発売窓口（営業課）

市営バスでは、10か所の営業所において運行を行っています。

また、お客様サービスセンターや定期券発売所、一部の営業所において、バス定期券を発売しており、バス路線図や詳しい案内パンフレットなども用意しています。（表3、4参照）

■観光・コンベンション機能強化を支える取組（営業課）

観光スポット周遊バス「あかいくつ」

横浜都心部の観光スポットをレトロ調バスで周遊する「あかいくつ」は、車内で観光情報も案内しています。

周遊ルート：桜木町駅前→ハンマーヘッド→赤レンガ倉庫・マリン&ウォーク→中華街→港の見える丘公園前→大さん橋客船ターミナル→赤レンガ倉庫前→桜木町駅前

（注）定期券、敬老特別乗車証・福祉特別乗車券などではご乗車できません。

BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）

全長約18mの連節バス「BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）」は横浜駅から出発し、水際線沿いを山下ふ頭まで運行します。

運行ルート（下り）：横浜駅前（東口）→パシフィコ横浜→カッブス・ヌードルパーク・ハンマーヘッド入口→山下公園前→山下ふ頭

運行ルート（上り）：山下ふ頭→中華街入口→赤レンガ倉庫前→パシフィコ横浜→横浜駅改札口前

ぶらり三溪園 BUS ※土休日運行

運行ルート：横浜駅前（東口）～桜木町駅前～中華街入口～三溪園

ぶらり野毛山動物園 BUS

運行ルート：横浜駅前（東口）～びあアリーナMM～桜木町駅前～野毛山動物園前～一本松小学校前

みなとぶらりチケット（地域限定市営バス・市営地下鉄1日乗車券）

横浜の主な観光スポットが集中するベイエリアの市営バス・市営地下鉄に1日乗り放題のチケットです。

観光施設やショッピング施設、博物館などでの特典も受けられます。

適用区間：市営バス（横浜駅東口～MM21・関内・

伊勢佐木町～港の見える丘公園、三溪園）

地下鉄（横浜駅～伊勢佐木長者町駅）

連節バス「BAYSIDE BLUE（ベイサイドブルー）」、

観光スポット周遊バス「あかいくつ」、ぶらり三

溪園 BUS、ぶらり野毛山動物園 BUS（横浜駅前

～野毛山動物園前）全線

料金：大人 500円、小児 250円

（注1）「みなとぶらりチケットワイド」（大人550円、小児280円）は、上記の適用区間に加え、新横浜駅で乗降できます。

（注2）「みなとぶらりチケット」に京浜急行の往復割引乗車、みなとみらい線のフリー乗車がついた「横浜1DAYきっぷ」も発売しています。（取扱いは京急のみ）

また、相鉄線の往復割引乗車がついた「相鉄発みなとぶらりチケット」も発売しています。（取扱いは相鉄のみ）

（注3）スマートフォンアプリ「my route」でも、みなとぶらりチケット及びみなとぶらりチケットワイドを発売しています。

表3 バス営業所

令和5年8月1日現在

営業所名	所在地	電話番号
保土ヶ谷営業所	保土ヶ谷区川辺町 4-2	045-331-2401
若葉台営業所	旭区若葉台 2-15-1	045-921-0581
浅間町営業所	西区浅間町 4-340-1	045-311-2251
滝頭営業所	磯子区滝頭 3-1-33	045-751-5548
本牧営業所	中区本牧元町 45-1	045-621-1071
港南営業所	港南区日野南 3-1-1	045-833-1511
港北営業所	港北区大豆戸町 581	045-545-1804
鶴見営業所	鶴見区生麦 1-3-1	045-501-0701
緑営業所	緑区白山 1-10-1	045-931-2266
磯子営業所	磯子区森 3-1-19	045-751-7581

（注）緑、磯子営業所は、運行業務を横浜交通開発（株）に委託しています。

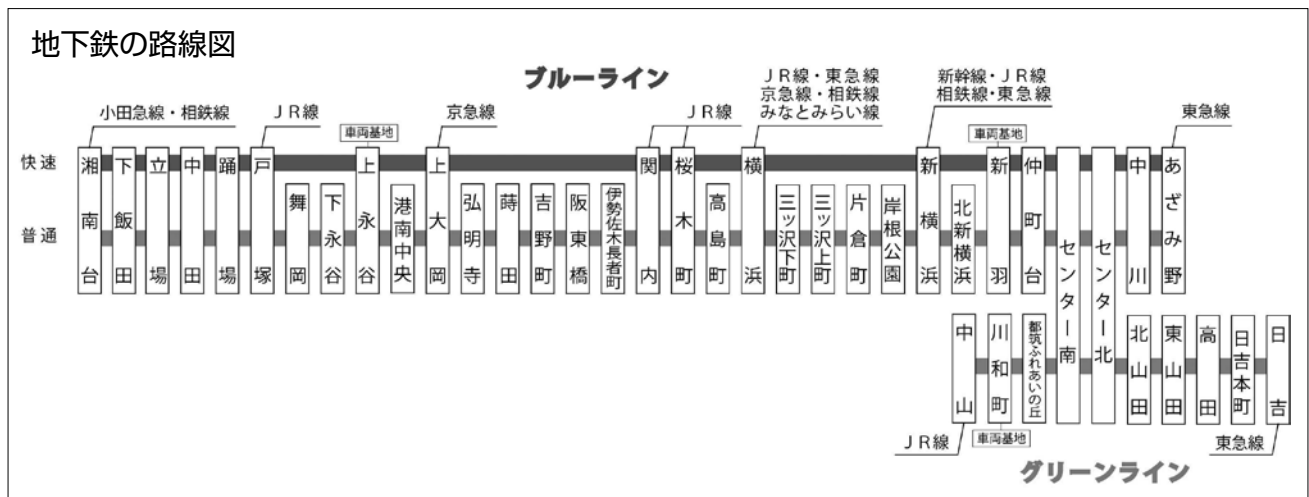
表4 定期券発売窓口

令和5年8月1日現在

定期券発売窓口		営業日	電話番号
地下鉄駅構内	横浜駅お客様サービスセンター	毎日	045-311-3299
	上大岡駅お客様サービスセンター		045-844-7100
	センター南駅お客様サービスセンター		045-943-4651
	新横浜駅お客様サービスセンター		045-472-9193
横浜駅東口バス定期券発売所		毎日	045-465-2040
鶴見駅東口バス定期券発売所		月～土	045-501-5270
中山駅前バス定期券発売所		日、祝日休業ただし繁忙期は営業	045-933-0022
バス営業所（保土ヶ谷、若葉台、滝頭、本牧、緑、磯子）		月～金（祝日を除く）	表3のとおり

（注）営業日及び営業時間は窓口によって異なりますので、交通局ホームページをご確認ください。
 年末年始の営業日についても、交通局ホームページをご確認ください。
 バスのICカード定期券は、上記発売窓口のほか、地下鉄の各駅でも購入できます。
 なお、地下鉄の定期券は、横浜駅、上大岡駅、センター南駅のお客様サービスセンターのほか、地下鉄の各駅でも購入できます。
 鶴見駅東口バス定期券発売所及び中山駅前バス定期券発売所は、3月下旬、4月上旬、9月下旬等において一部の日曜祝日も営業します。

地下鉄の運営



令和4年度地下鉄運輸現況

表5 地下鉄運輸概要

令和5年3月31日現在

区 分		ブルーライン（1・3号線）	グリーンライン（4号線）	
線区概要	営業区間	あざみ野～湘南台	中山～日吉	
	営業キロ	40.4km	13.0km	
	駅数	32駅（地下27駅、地上5駅）	10駅（地下7駅、地上3駅） センター北・センター南は共用駅	
運転概要	所要時間	普通68分、快速60分（ラッシュ時を除く）	21分	
	平日運転間隔	朝混雑時	4分40秒	3分30秒
		昼間時	8分30秒～10分	10分
		夕混雑時	6分	6分
	運行回数	平日172回、土休日156回	平日174回、土休日136回	
車両編成	6両	4両（一部6両）		
車両	使用車両	3000形（A、N、R、S、V）、4000形	10000形	
	保有車両	216両（36編成）	74両（17編成）	
	車両基地	上永谷・新羽	川和	

表6 地下鉄運輸実績

令和4年度

区 分		年 間	1日平均
乗車人員（千人）	総数	212,306	582
	定期	130,378	357
	定期外	81,928	224
乗車料収入（千円）	総数	39,095,512	107,111
	定期	18,270,860	50,057
	定期外	20,824,652	57,054

(注1) 乗車料収入は税込み。

(注2) 四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。



ブルーライン 4000 形車両

■地下鉄の営業（営業課、運転課）

市営地下鉄ブルーラインは、昭和47年の開業以来着実に路線を延ばし、現在、横浜市域北部のあざみ野駅から市中心部を抜け、隣接する藤沢市湘南台駅までの40.4kmを運行しています。また、平成20年3月には、中山駅からブルーラインのセンター南駅・センター北駅を経由し、日吉駅に至る全長13.0kmのグリーンラインが開業しました。

現在、市営地下鉄は、ブルーライン、グリーンラインを合わせ53.4kmを運行し、都心と副都心、街と街をつなぎ、1日平均約58万人のお客様を運ぶ横浜の基幹交通として沿線地域の発展に大きな役割を果たしています。

■安全対策（駅務管理所、運転課、施設課、車両課、建築課、電気課）

地震対策

気象庁の観測データを受けて地震の大きな揺れが到達する前に走行中の列車を自動的に止め、被害を軽減する「早期地震警報システム」を設置しています。また、大規模地震発生後に早期に列車の運行を再開するために、駅部を含めた高架橋・トンネルの耐震補強を進めています。

津波・浸水対策

地震による津波が発生した場合の対応マニュアルの整備や訓練の実施などの取組を強化するとともに、トンネルからの避難口や、停電時でも津波浸水区間の列車を次駅まで走行させるための大容量蓄電池を設置しています。

また、浸水対策として駅出入口に止水板を、道路面にある通風口に浸水防止機を設置しています。

施設の老朽化対策

開業から50年以上経過したブルーラインにおいて施設の点検を進めるとともに、特に沿岸部の海水による塩害が進んでいる区間の軌道補修、老朽化したトンネル補修に取り組み、安全性を高めています。また、設置から長期間経過したエレベーター・エスカレーターの更新を順次行っています。

ホームの安全対策

全駅に設置したホームドア（可動式ホーム柵）により、ホームからの転落や電車との接触等の事故を防止し、一層安全な運行に努めています。

応急処置対策

お客様の人命を守るため、応急処置手当や迅速な対応ができるよう駅係員と乗務員が普通救命講習を受講しています。

また、全駅に「AED」を設置し、お客様の人命救助に備えています。

地下鉄車両の電気機器の予防保全

地下鉄車両は、製造から12年以上経過すると、主要装置に使われている電子部品等の経年劣化が生じ故障率が増加するため、電気機器を更新することで車両の安全性を維持します。

令和4年度はブルーライン6編成の電気機器更新を行いました。また、グリーンラインは令和3年度までに概ね更新を完了していますが、一部の編成においては、6両化工事に併せて更新しています。

■ワンマン運転の安全性の維持・向上（運転課）

ブルーラインは平成19年12月、グリーンラインは平成20年3月の開業からワンマン運転を実施しています。乗務員は運転席のモニター画面の指差確認・称呼の徹底や機器類の確実な操作を実施し、安全運行の向上を図っています。

トンネル内には限界支障センサーを設置し、センサーが反応した場合は、その反応したエリア内を停電させ、列車を緊急停止させます。また、各車両に4箇所ずつ、非常通報装置を設置しています。通報時に乗務員が対応できない場合は、総合司令所が応答し、車内での非常時の速やかな対応を図っています。



グリーンライン 10000 形車両

■ブルーライン快速運転（運転課）

ブルーラインでは、平成27年7月から快速運転を実施しております。快速運転の実現により、主要駅間の速達性や利便性が向上するとともに、港北ニュータウンを中心とする市内北部や南西部等と都心部のアクセスが向上し、市域の一体化やバランスある発展を図ります。

■車内マナー向上（営業課）

車内マナー向上のため、車内放送やポスター等の取組を中心に啓発活動を行っています。

平成24年7月から真に座席を必要とするお客様が利用しやすくなるよう、特に席の譲り合いをお願いする「ゆずりあいシート」を各車両に設置しています。

また、平成23年度から、（一財）横浜市交通局協力会と共催で、小学生を対象に乗車マナーをテーマとしたポスターコンクールを実施しています。

資産の活用（資産活用課）

交通局資産（駅・車両・所有土地等）について、市場価値を十分に活かし、駅ナカ・高架下の開発や土地の貸付、

広告事業の運営等、収益事業を推進しています。

駅ナカでは、お客様のニーズに応える魅力的な店舗の誘致やATM設置等により利便性向上を図っているほか、高架下等の交通局所有地では、店舗や駐車場・保育園等へ貸付を行い、収益を確保しつつ賑わい向上に寄与しています。

広告事業では、デジタルサイネージ・車内ビジョン等デジタル化の推進や、大型広告ボード・ラッピングバス等、変化する広告ニーズを捉え、増収を図っています。

インターネットでの市営バス・市営地下鉄運行情報の提供(システム推進課)

多くのお客様がPC・スマートフォン・携帯電話でインターネットを利用されていることを踏まえ、市営バス・地下鉄の時刻表・経路検索・遅延証明書のほか、リアルタイム情報として、市営バスの混雑情報・接近情報や市営地下鉄の列車走行位置・遅延情報など、インターネットでの運行情報提供サービスの充実を図っています。

(URL <https://navihamabus.city.yokohama.lg.jp/>)

市営交通情報

横浜交通 hama-eco カード

交通局では、市営バス・地下鉄の定期券が購入できるクレジットカード「横浜交通 hama-eco カード」について、三井住友カード株式会社と提携しています。

このカードで、市営バス・地下鉄の定期券を購入すると翌年度のカード年会費が無料になるほか、「パスモオートチャージ」や電子マネー「iD」にも対応しています。



横浜交通 hama-eco カード

交通局ウェブサイト

市営バス、地下鉄をご利用いただいているお客様をはじめ、幅広く、手軽に市営交通事業の情報を取得できるようウェブサイトを開設しています。

交通局の最新情報以外にも、市営バス、地下鉄の運賃・経路検索、時刻表、路線図のほか、お楽しみ情報、職員採用情報、お問合せ先などを見ることができます。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/>)

横浜市電保存館

所在地 磯子区滝頭3-1-53

TEL 045-754-8505

開館時間 9:30~17:00 (入館は16:30まで)

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12月29日~1月3日)

春休み、夏休み、冬休みは月曜日も開館

昭和47年に廃止されるまで市民の皆さんの足として親しまれていた横浜市電の車両やパネルを展示しています。また、新たなジオラマゾーン(ハマジオラマ)や横浜の発展と都市交通のあゆみをテーマとした歴史展示コーナーもあります。



かつて横浜を駆け巡った市電を当時の姿で7両展示

市営地下鉄開業50周年(営業課、総務課)

昭和47年の開業から50周年を迎え、日頃からの感謝の気持ちを込めて令和4年12月17日に「市営地下鉄開業50周年こども無料デー」を実施し、また、沿線の施設や企業とタイアップ企画を実施しました。

これからも市民の皆さんの足として市営地下鉄は走り続けます。



「市営地下鉄開業50周年記念こども無料デー」リーフレット型小児1日乗車券

教育委員会

未来を創る子どもたちを育む横浜の教育

教育委員会では、横浜の教育が目指す人づくりや方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」を平成30年2月に策定し、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指すとともに、子どもに身につけてほしい力を五つの視点「知：生きてはたらく知」「徳：豊かな心」「体：健やかな体」「公：公共心と社会参画」「開：未来を開く志」で表し、バランスよく育む教育を推進しています。令和5年2月には、「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして「第4期横浜市教育振興基本計画」を策定し、「横浜教育ビジョン2030」が示す4つの方向性に基づき各施策を進めています。

「横浜教育ビジョン2030」における4つの方向性

- 方向性1 子どもの可能性を広げます
- 方向性2 魅力ある学校をつくります
- 方向性3 豊かな教育環境を整えます
- 方向性4 社会全体で子どもを育みます

総合教育会議

令和4年度の総合教育会議では、「未来の教育の実現に向けた横浜教育DX」・「地域移行を見据えた『持続可能な部活動』の実現」の2点について協議を行い、教育委員会や関係区局、関係者と共に、教育DXの推進や子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむ機会の創出に取り組むことの重要性を確認しました。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応といじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況を報告し、引き続き感染症対策に取り組みながら教育活動を継続していくこと、子どもたちに寄り添ったいじめ防止の取組を徹底していくことを確認しました。

<開催概要>

- ・ 日 時：令和4年12月22日（木）10時30分から11時30分まで
- ・ 会 場：市庁舎3階 多目的室
- ・ 出席者：市長、教育長、教育委員5名
- ・ 同席者：副市長1名、関係区局長7名
- ・ 傍聴者：12名

学校教育の充実

■学校教育指導（小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課、人権教育・児童生徒課）

学校教育活動の改善・充実

本市では、「学習指導要領（小中学校：平成29年3月、特別支援学校：平成29年4月、高等学校：平成30年3月改訂・公示）」、「横浜市基本構想」及び「横浜教育ビジョン2030」を踏まえた上で、市立学校や小中一貫教

育推進ブロックが、教育課程（カリキュラム）を自主的・自律的に編成・実施・評価・改善していく際の拠り所として、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」を策定しました。これをもとに、市立学校では、学習指導要領の趣旨の実現に向けて、「授業」「人」「学びの場」のつながりを位置付けた教育課程を編成し、「じっくり考え 高め合い 次につなげる確かな学び」を通して、「横浜の教育が目指す人づくり」を目指しています。

また、小中一貫カリキュラムによる義務教育9年間を通じた資質・能力の育成を目指し、小中一貫教育を推進しています。

市立高等学校については、「第4期横浜市教育振興基本計画」に基づき、魅力ある高校教育の推進を目指し、事業を実施しています。

国際社会で活躍できるグローバル人材を育成するため、海外大学への進学支援や、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶことを通して探究する力の育成を図っています。

また、特色ある高校づくりでは、戸塚高校音楽コース・横浜商業高校スポーツマネジメント科において、横浜の資源・人材を活用した横浜ならではの専門教育を推進するとともに、南高校・附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高校・附属中学校において、中高一貫教育を推進しています。

教職員の採用についても引き続き人物重視の採用を進めるとともに、教職員研修を推進し、教育活動の充実に努めています。

横浜の子ども学力向上事業

「横浜市子ども学力向上プログラム」（平成22年3月策定）を平成31年3月に改訂し、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」を踏まえた学力向上の取組を推進しています。市立小・中・義務教育学校におい

て「横浜市学力・学習状況調査」を実施し、その結果をまとめた分析チャートをもとに、自校の状況を多面的に分析・評価し、課題の解決に向けた「学力向上アクションプラン」を作成して、具体的な取組を展開しています。

「横浜市学力・学習状況調査」は、学習指導要領の改訂を踏まえ、令和4年度に全面改訂しました。今後、継続して調査を重ねることで、児童生徒一人ひとりの学力の伸びが9年間を通して把握できるようになります。

学校図書館の利活用

子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成のため、市立小・中・義務教育学校・特別支援学校495校に学校司書を配置しています。司書教諭と連携し、授業支援や学校図書館の環境整備に取り組んでいます。

児童生徒指導の充実

児童生徒の健やかな心の成長と人格形成を支援するために、児童生徒指導の充実、学校への指導・支援を行っています。

いじめをはじめとした諸課題への対応として、平成22年度から、小学校への「児童支援専任教諭」の配置を段階的に進め、平成26年4月には全小学校へ配置しています。また、心理や法律の専門家を加えた学校課題解決支援チームの派遣等、学校の組織力向上に取り組んでいます。

児童生徒の健全育成に向け、いじめや不登校、暴力行為等の諸課題の解決に関する情報共有、実践活動を推進するため、小学校児童支援専任教諭・中学校生徒指導専任教諭、PTA、青少年健全育成団体及び関係機関が一堂に会する「横浜市児童生徒指導中央協議会」をはじめとした、各種協議会を開催しています。

さらには、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、同年12月に策定した「横浜市いじめ防止基本方針」の基本理念のもと、市全体で、子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会の実現を目指しています。

全ての学校において、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織・体制づくりの充実を図るなど、いじめの未然防止、早期解決に向けて取り組んでいます。

豊かな心を育む教育活動の充実

市立小・中・義務教育・特別支援学校では、国に先駆け平成29年度から道徳を教科化しました。また、「豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ人格や生命を尊重して行動する」子どもの姿の実現を目指し、平成24年3月に策定した「『豊かな心の育成』推進プログラム」を平成31年3月に改定

しました。

このプログラムは、道徳科の授業や体験活動の充実、確かな人権感覚・意識の育成、豊かな感性や情操の育成など、子どもたちの豊かな心を育成するために学校、家庭、地域が一体となって取り組む視点やそれを支える施策等をまとめたものです。各学校では、これらのプログラムをもとに推進プランを作成し、学校経営計画・中期学校経営方針に位置づけて取り組み、学校評価と連動させています。

学校安全教育の推進

学校安全教育の推進を図るため、「学校安全教育推進校」（令和5年度：小学校2校、中学校1校）を指定し、「横浜市防災教育の指針・指導資料」を活用する等、実践的な取組を行い、その成果を発信します。

中学校部活動支援

顧問教諭による技術指導が困難な場合などに、部活動の活性化と教職員の負担軽減のため、運動部及び文化部に顧問や引率のできる部活動指導員を配置しています。

関東大会及び全国大会に出場する生徒の経済的負担の軽減のために、交通費等の補助を行っています。

■いきいき学校づくり予算（総務課、東部学校教育事務所教育総務課）

「いきいき学校づくり予算」とは、各学校の予算について、学校長の権限と責任の下、一定の範囲内で自由に予算を使うことができる仕組みです。

これによって、各学校の特色を活かした自主的・主体的な学校運営が可能となっています。

教材・教具の整備充実

各教科に必要な教材等や学校運営上必要な備品等については、各学校の規模等に応じて予算措置し、その充実に努めています。

■学校体育(小中学校企画課、教育課程推進室)

生涯にわたる健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現に向けた資質・能力の育成が、学校体育のねらいです。そのために、次のような事業を推進しています。

健康・体力づくりの推進

子どもたちの健康・体力に関して、現状把握・分析を行い、今後の健康・体力づくりに取り組んでいます。

令和4年度からは、各校で作成した「健やかな体の育

表1 市立学校一覧

令和5年5月1日現在

校種別 項目	総数	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校		特別支援学校
					全日制	定時制	
校数	506 (3)	337 (2)	144 (1)	3	8	2	13
児童生徒数	259,586	171,621	76,383	2,452	6,584	1,063	1,483
学級数	10,244	6,970	2,523	96	173	43	439
教員数	19,226	11,678	5,413	185	676	177	1,097
職員数	1,914	1,312	397	16	75	17	97

※小学校、中学校の（ ）内は分校の数で内数です。高等学校の校数（計）は実学校数ではありません。（全日制との併置校が1校あるため）

成プラン」に基づき、各校での健康・体力づくりを推進しています。

各種体育大会や競技大会の開催

児童生徒が年間を通しての体育活動の成果を発表し、親睦を深めるとともに、生涯スポーツの推進と競技力の向上を図るため、各種の体育活動や競技大会を開催しています。

宿泊体験学習・自然教室の実施

市立小・中・義務教育学校で、豊かな自然環境の中で規律ある集団宿泊生活を通じて、通常の学校生活では得難い体験ができるよう、宿泊体験学習や自然教室を実施しています。

国際教育の推進（小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課）

国際社会の一員としての自覚をもち、広い視野に立った国際性豊かな児童生徒を育成するため、多文化共生の視点に立った国際理解教育をはじめ、英語による児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る英語教育、日本語指導が必要な児童生徒への支援を推進しています。

国際理解教育

横浜市独自に雇用した外国人講師を全小学校及び派遣を希望する特別支援学校10校に派遣し、英語を通して異文化を体験的に学ぶ小学校国際理解教室を実施しています。

また国際平和に対する意識を高め、国際社会で自分たちのできることを実践しようとするグローバル人材を育成するため、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の実施や、「よこはま子どもピースメッセンジャー」のニューヨーク国際連合本部等への訪問・交流を行っています。

英語教育推進事業

児童生徒が英語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成を図るため、外国人英語指導助手（AET）を市立小・中・義務教育学校及び高等学校全校並びに特別支援学校12校に配置しています。また、生徒一人ひとりが達成度を確認し、今後の学習目標をもつとともに、各学校が自校の授業改善に生かすため、「実用英語技能検定」の外部指標を活用しています。小・中・高等学校12年間を見通した英語教育を推進しています。

日本語指導が必要な児童生徒教育

市立小・中・義務教育学校に多数在籍する日本語指導が必要な児童生徒の教育については、日本語教室（集中5教室の設置・各学校への講師派遣）及び国際教室担当教員配置校（令和5年度：小学校169校、中学校45校）等で日本語指導を行うとともに、ボランティアの協力を得て、母語による初期適応・学習支援や放課後の補習等を行っています。また、「横浜市帰国児童生徒教育ガイド」「ようこそ横浜の学校へ」等による保護者等への情報提供及び学校通訳ボランティア派遣等も行っています。

また、平成29年度には、日本語支援拠点施設「ひまわり」を中区に、令和2年度には「鶴見ひまわり」を鶴見区に、令和4年度には「都筑ひまわり」を都筑区に開設し、集中的な初期日本語指導や学校生活の体験を行う

「プレクラス」や日本語指導が必要な児童生徒の保護者に日本の学校生活を紹介することで転・編・入学時の不安を軽減する「学校ガイダンス」を行っています。

国際学生会館の管理運営

市内の大学・専門学校等に在籍する留学生に快適な住環境を提供するとともに、地域での国際理解と交流を図るため平成6年に設置しました。管理・運営は、指定管理者として、公益財団法人横浜市国際交流協会が行っています。（令和5年4月1日現在）

横浜市国際学生会館

所在地 鶴見区本町通4-171-23

TEL 045-507-0121

特別支援教育（特別支援教育課、特別支援教育相談課）

国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばしていくため、あらゆる教育の場で一貫した適切な指導や必要な支援を行っています。学校では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりが自己実現を図り、生きる喜びを創造しながら、成長・発達できるよう教育活動に取り組んでいます。

市立の特別支援学校は、盲特別支援学校1校、ろう特別支援学校1校、知的障害特別支援学校4校、肢体不自由特別支援学校5校、肢体不自由・知的障害部門併設特別支援学校1校、病弱特別支援学校1校の計13校です。

弱視、知的障害、情緒障害の児童生徒のための個別支援学級を小学校335校、中学校141校、義務教育学校3校に設置し、併せて一般学級に在籍する弱視、難聴、言語障害、情緒障害の児童生徒のために、障害の状態等に応じて指導を受けられる通級指導教室を小学校16校、中学校4校、ろう特別支援学校及び盲特別支援学校に設置しています。（令和5年5月1日現在）

また、小中学校の一般学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への総合的な支援体制づくりを進めています。

特別支援教育に関する校内研修の実施

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領」の手引き等を活用し、障害特性の理解や合理的配慮に関する校内研修会を全校で実施しています。

特別な支援を必要とする児童生徒への支援

小中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学習面や生活面、安全面の支援の充実を図るため、「特別支援教育支援員」を配置するとともに、これに携わる市民ボランティアの研修を実施しています。

就学・教育相談、研修・研究事業（特別支援教育総合センター）

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、教育・心理学等の専門的な視点や、発達検査等に基づき、就学相談・教育相談を実施しています。

また、教職員を対象に、特別支援教育への理解を深め、実践的指導力を高めるための各種の研修や研究を行うと

もに、保護者を対象とした就学説明会も実施しています。

■人権教育（人権教育・児童生徒課、生涯学習文化財課）

横浜市立学校では、全ての教育活動の基盤として人権教育を位置づけ、「人権尊重の精神を基盤とする教育」の一層の推進に取り組んでいます。

学校教育では

『「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざして』と「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」の2つの理念で人権教育を進めています。

一人ひとりの子どもの課題解決を目指す取組を通して、子どもの自尊感情を育んでいます。また、多様性を認め合い、差別や偏見に気付き、それをなくすために具体的に行動できるよう、教育活動全体を通して取組を推進しています。

推進体制として、人権教育センター校（4校）、人権教育実践推進校（62校）、人権教育推進地域校（5ブロック、27校）及び区別・校種別人権教育推進協議会（20協議会）を設置するとともに、全校に「人権教育推進担当者」を置き、取組の推進を図っています。

さらに、管理職及び教職員を対象とした人権研修や各校で人権教育を推進していくための研修を行い、教職員が自らの人権感覚・人権意識を磨き続けています。

社会教育では

一人ひとりの市民の皆さんが互いに尊重しあい、共に生きる社会の実現に向けて、市民向けの成人教育講座を開催しています。

■情報教育（小中学校企画課）

GIGA スクール構想を推進し、子どもたちの情報活用能力を育成するため、教育情報ネットワーク、教育用コンピュータや校内LANなど学校の情報基盤を運用管理します。また、教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICT支援員を学校に派遣するとともに各種研修を実施します。

主な事業

①教育情報ネットワークシステムの運用管理。②教育用コンピュータの無線LAN環境の運用管理。③小・中・義務教育学校の校務用コンピュータの整備運用、校務システムの運用管理及び改修。④ICT支援員の派遣。⑤文部科学省より示された教員のICT活用指導力の基準に合わせた研修や学校現場へ講師を派遣する研修など、時代や学校現場のニーズに合わせた研修の実施。

■学校保健（健康教育・食育課）

健康診断

学校保健安全法等に基づき、児童生徒の健康診断を実施しています。

感染症対策・アレルギー対策

学校における新型コロナウイルス感染症、インフルエ

ンザ、感染性胃腸炎、麻しん・風しん等感染症対応を行っています。

また、「アレルギー疾患の幼児児童生徒対応マニュアル」に基づき、アレルギー疾患の幼児児童生徒が学校生活を安心・安全に送れるよう、対応を行っています。

保健室支援事業

養護教諭非常勤講師を配置し、保健室経営の安定、学校及び児童生徒の状況に応じたきめ細やかな支援を行っています。

■小学校等給食（健康教育・食育課）

市立小学校336校、義務教育学校（前期課程）3校、義務教育学校（後期課程）2校及び特別支援学校10校において、学校給食法等に基づく学校給食を実施しています。

安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、本市では基準献立に基づいて調達した給食用物資を各学校に配送し、各学校の給食調理場で調理を行う自校調理方式をとっています。

また、平成29年3月に教育委員会で策定した「学校における食育推進指針」に基づき、各校ごとに「食育の全体計画」を策定し、食育に取り組んでいます。

食中毒対策

学校給食衛生管理基準及び衛生管理のマニュアル等に基づき、学校に納入される食材の検査の実施、加熱調理の徹底、日常点検の実施等の対策を行い、食中毒の発生防止に努めています。

給食調理業務民間委託

学校給食の一層の効率的な運営を図るため、令和5年度には、市立学校197校において、調理、教室までの運搬等について民間委託を実施しています。

■中学校給食（健康教育・食育課）

市立中学校143校（市立高校附属中学校2校含む）、義務教育学校（後期課程）1校において、令和3年4月から学校給食法等に基づく学校給食を実施しています。民間調理施設で調理した給食をランチボックスに入れて学校に配送し提供するデリバリー方式をとっており、市の責任のもと、献立作成や衛生管理を行うとともに、給食調理・配送等業務や衛生管理補助などの業務について、ノウハウや知見をもった専門の事業者へ委託することによって、安全・安心で質の高い給食の提供をしています。

また、令和8年度からの全員給食に向けて、デリバリー方式により全生徒・教職員分の供給体制を確保するため、8月に事業者公募を実施しました。

■公益財団法人よこはま学校食育財団（健康教育・食育課）

学校給食の充実発展とその円滑な運営を図ることを目的に、給食物資の調達、食の安全・安心への取組、地産地消及び食育の推進等を委託しています。

公益財団法人よこはま学校食育財団

所在地 横浜市中区尾上町1丁目6番地
TEL 045-662-2541、FAX 045-662-7834

■方面別学校教育事務所（各学校教育事務所）

学校教育事務所は市内4方面にそれぞれ設置されており、「教育活動支援」、「人材育成」、「学校事務支援」、「地域連携推進」を柱に、より学校に近い場所から、教育課程や学校経営等を適確・迅速・きめ細かに支援することで、学校の自主性・自律性を高めています。更に学校が抱える様々な課題への対応力の向上を支援する「学校課題解決支援チーム」を派遣するなど、校長のマネジメントによる学校経営を推進しています。

また、教員の授業力向上を支援する「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を各事務所に併設、事務所としてより包括的に学校を支援する体制づくりを進めています。

・東部学校教育事務所

西区花咲町 6-145 横浜花咲ビル 4階
TEL 045-411-0603

・西部学校教育事務所

保土ヶ谷区仏向町 845-2 特別支援教育総合センター 2階
TEL 045-336-3730

・南部学校教育事務所

港南区上大岡西 1-13-8 大樹生命上大岡ビル 4階
TEL 045-843-6403

・北部学校教育事務所

都筑区茅ヶ崎中央 40-3 グランクレールセンター南 1階
TEL 045-944-5968

■地域と学校との連携(学校支援・地域連携課)

学校運営協議会の設置

保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営へ参画する合議制の機関である「学校運営協議会」の設置を進め、令和5年4月までに累計491校に設置しました。

学校・地域コーディネーターの養成

学校教育と地域の人材や社会的資源をつなぐ「学校・地域コーディネーター」を令和4年度には、192名養成（累計1,470名）し、子どもの学習支援や学校と地域との交流事業を推進しました。

よこはま学援隊の活動支援

校門・通学路など児童生徒の安全見守り活動などを行う保護者・地域住民から構成される学校安全ボランティア団体「よこはま学援隊」の活動を支援しています。

表2 給食実施状況

令和5年5月1日現在

給食種別	校種別	実施学校数	実施児童生徒数	給食従事者数				備考
				計	栄養教諭	学校栄養職員	調理員	
完全給食	小学校	339	173,352	555	75	119	361	米飯給食 (小) 週3.5回実施 (中) 週4.5回実施 (特) 週3.5回実施
	中学校	146	77,096	—	—	—	—	
	特別支援学校	10	1,134	33	8	2	23	
合計		495	251,582	588	83	121	384	
夜間給食	定時制高校	2	1,063	—	—	—	—	

※学校数、児童生徒数について義務教育学校（前期課程）は小学校に、義務教育学校（後期課程）は中学校に含む。

■就学奨励事業（学校支援・地域連携課）

①経済的理由により就学困難な児童生徒に対し学用品費等を支給する就学援助事業 ②個別支援学級に就学する児童生徒に対し特別支援教育の振興のため学用品費等を支給する個別支援学級就学奨励事業 ③市内の私立学校に在籍する児童生徒、外国人学校に在籍する外国人児童生徒、市内外の国・県立学校に在籍する児童生徒のうち経済的理由により就学困難な者に対し、学用品費等を支給する私立学校等就学奨励事業 ④高校生（保護者が市内居住者に限る）に対する奨学金給付事業 ⑤夜間学級に就学する生徒のうち、経済的理由により就学困難な者に対し、学用品等を支給する夜間学級就学奨励事業を行っています。

■私学助成事業（学校支援・地域連携課）

私学教育の振興を図るため、昭和57年以来、私立学校に対し施設・設備の充実を目的として助成しています。

令和4年度には、小学校（10校）、中学校（28校）、高等学校（37校）、特別支援学校（2校）、外国人学校（22校）の計99校に対して、総額で7,135万円を助成しました。

※中等教育学校（2校）は、前期課程を中学校、後期課程を高等学校として積算

学校施設の整備

■学校施設（教育施設課）

全国的には、児童・生徒数は減少傾向にありますが、本市では、大規模な住宅開発などにより、児童・生徒数が増加している地域が一部あります。そのため校舎の新增改築事業を進めています。

また、老朽化が進んだ学校施設の建替えを進めました。今後は、令和5年6月に改訂した「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」に基づき、新たに築70年を超えた学校施設の長寿命化にも取り組みます。

既存の学校では、教育環境の充実を図るため、外壁・窓サッシの改修、体育館の改修、トイレの改修、エレベーターの設置、体育館への空調設備の設置などを行っています。

■学校用地（教育施設課）

校庭や運動施設などの整備を行い、児童・生徒が安全に体育活動等ができるよう、良好な環境づくりに努めています。

表3 就学援助費支給内訳 令和4年度(単位:円)

区分	認定者数	事業費
総計	30,446	1,773,441,694
小学校	19,424	647,985,303
中学校	11,022	1,125,456,391

※被災児童生徒分を除く

表4 個別支援学級就学奨励費支給内訳 令和4年度(単位:円)

区分	認定者数	事業費
総計	6,761	175,307,038
小学校	4,825	135,405,386
中学校	1,936	39,901,652

表5 高等学校奨学金支給内訳 令和4年度(単位:円)

区分	支給人員	月額	年額	事業費
高等学校	2,000	5,000	60,000	120,000,000

※辞退による未支給あり

表6 小中学校新增改築事業 令和4年度

区分	校数	校名
総計	小学校	
	中学校	1校
新設校	小学校	
	中学校	
増築校	小学校	
	中学校	1校 新井中
改築校	小学校	
	中学校	

表7 小・中学校の建替え事業 令和4年度

区分	校数	校名
建替工事着手校	2校	榎が丘小、勝田小

表8 大規模改造等 令和4年度

事業名	校数	校名
防災機能強化	25校	本郷特別支援学校ほか
大規模改造	35校	日野南小ほか
体育館空調設備設置	24校	末吉小ほか

生涯学習の推進

■生涯学習の推進(生涯学習文化財課)

国際化、高度情報化、少子高齢化の進展や地域課題の多様化といった社会情勢の変化を踏まえ、生涯学習の視点からの市民の自発性に基づく学習の支援と社会のさまざまな課題に対応した生涯学習施策を推進するとともに、地域における課題解決に向けた取組が進むための仕組みづくりなど、さまざまな支援を行っています。

社会教育委員の設置

学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、家庭教育関係者、その他教育委員会が必要と認める者に社会教育委員を委嘱し、社会教育に関する調査・研究に取り組んでいます。

生涯学習を支援する体制の整備

市民の皆さんの自主的な学習活動を支援するため、市民活動・生涯学習支援センターの運営を各区で実施し、学習情報の提供、学習相談等を行っています。

また、生涯学習を全市的視点から総合的に推進していくため、調査・研究や学習情報の収集・整理、生涯学習関係職員への研修などを行っています。

■生涯学習の振興(生涯学習文化財課、学校支援・地域連携課)

人生100年時代が到来し、ICT活用の進行などを背景に、市民の皆さんの学習活動への参加意欲はますます高まっています。一方、家庭や地域の教育力低下への対応、地域コミュニティの再生と地域教育力の活用など、新たな課題も生まれています。こうした状況に対応するため、様々な機会を提供し、生涯学習の振興を図るとともに、学校への支援を進めています。

1 社会教育コーナーの管理運営

市民の皆さんの生涯学習・社会教育活動の場を提供しています。

横浜市社会教育コーナー

所在地 磯子区磯子3-6-1-1
TEL・FAX 045-761-4321

2 家庭教育の支援

親子で参加する「体験活動」や、子育てについて学ぶ「学習会」などを活用して、大人同士が交流し、地域で気軽に話し合える関係のきっかけづくりを目的とした事業を実施しています。

また、父親の子育て参加の機会を広めるため「おやじの会」の活動を支援しています。

3 社会教育関係団体の活動支援・指導者養成

自主的・自立的な社会教育関係団体の活動を支援することにより、団体の振興と活性化を図っています。

PTAには、横浜市PTA連絡協議会機関紙「PTAよこはま」発行や、新任役員研修会等に対する経費や、各区・部会PTA連絡協議会研修事業等に対する経費の一部を補助しています。

表9 文化財関連施設一覧表 ※印 指定管理者制度導入 生涯学習文化財課

名称	所在地	TEL	FAX	開館時間	休館日	入館料	概要
※横浜歴史博物館	都筑区中川中央 1-18-1	045 (912) 7777	045 (912) 7781	午前9時 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有料	横浜に生きた人びとの生活の歴史を展示の基本理念として しています。 ホームページ https://www.rekihaku.city.yokohama.jp/
大塚・歳勝土遺跡 (国指定史跡)	都筑区大塚西1 大塚・歳勝土 遺跡公園内	045 (912) 7777	045 (912) 7781	午前9時 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	無料	弥生時代のムラの跡で堅穴住居7棟をはじめ高床式 倉庫などを復元して公開しています。 大塚遺跡を除く公園部分は24時間オープン
埋蔵文化財センター	栄区野七里 2-3-1	045 (890) 1155	045 (891) 1551	午前9時 ～午後5時	土・日曜日 祝日 年末・年始	無料	横浜市内の出土品を収蔵展示室で公開しています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/maibun/
※横浜開港資料館	中区日本大通3	045 (201) 2100	045 (201) 2102	午前9時30分 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有料	開港期を中心とする横浜の歴史資料を集め、閲覧に 供するとともに、広く公開・普及、展示をしています。 ホームページ http://www.kaikou.city.yokohama.jp/
★横浜都市発展 記念館	中区日本大通 12	045 (663) 2424	045 (663) 2453	午前9時30分 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有料	開港期から現在にいたる都市横浜の発展の歩みを、昭和 戦前期を中心に、「都市形成」「市民のくらし」「ヨコハマ 文化」の3つの側面にスポットをあてて展示しています。 ホームページ http://www.tohatsu.city.yokohama.jp/
★横浜ユーラシア 文化館	中区日本大通 12	045 (663) 2424	045 (663) 2453	午前9時30分 ～午後5時	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始他	有料	ヨーロッパとアジアを合わせた広大なユーラシア地 域の考古学、美術、歴史、民俗、文化などに関する 資料を展示しています。 ホームページ http://www.eurasia.city.yokohama.jp/
※横浜三殿台 考古館	磯子区岡村 4-11-22	045 (761) 4571	045 (761) 4603	午前9時 ～午後5時(4月～9月) ～午後4時(10月～3月)	月曜日 (祝日を除く) 年末・年始	無料	縄文・弥生・古墳の各時期の遺跡が複合する国指定 史跡三殿台遺跡の公開をしています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/sandd/
横浜市八聖殿郷土 資料館	中区本牧元町 76-1 本牧臨海公園内	045 (622) 2624	045 (622) 2657	午前9時30分 ～午後4時	第3水曜日 (祝日を除く) 年末・年始	無料	市内の近世から現代に至る庶民の生活用具であった 民俗資料等を展示しています。 ホームページ http://www.rekihaku.city.yokohama.jp/shisetsu/hasei/
市ヶ尾横穴古墳群 (県指定史跡)	青葉区市ヶ尾町 1639-2	連絡先 045 (671) 3284				無料	6世紀後半から7世紀後半にかけて、関東地方南部 の古墳文化を解明する上で貴重な横穴墓群を公開し ています。
稲荷前古墳群 (県指定史跡)	青葉区大場町 156-10外	連絡先 045 (671) 3284				無料	「古墳の博物館」と呼ばれ各種の古墳が作られた遺跡 で、3基の古墳を保存公開しています。
称名寺境内 (国指定史跡)	金沢区金沢町 212	連絡先 045 (671) 3284		午前8時30分 ～午後4時30分		無料	称名寺の寺域、称名寺の塔頭、金沢文庫跡推定地、 背後の丘陵等の歴史的景観を含んだ旧境内地を国指 定史跡として管理しています。

★横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館は、空調機更新工事のため、令和5年5月から令和6年夏頃まで休館

表10 野外活動施設一覧表 小中学校企画課

名称	所在地	電話番号	休館日	R4年度利用者数
少年自然の家赤城林間学園	群馬県利根郡昭和村糸井7135	0278-24-7011	施設点検日、12/28～1/4	赤城：8,480
少年自然の家南伊豆臨海学園	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦1437	0558-67-0255		南伊豆：4,518

※少年自然の家赤城林間学園のキャンプ場についてはH26.3.31廃止。

4 二十歳の市民を祝うつどい

二十歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、横浜への愛着を深めてもらうことを目的として「二十歳の市民を祝うつどい」を開催しています。

5 読書活動の推進

「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、令和元年12月に「第二次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、市全体で読書活動を推進しています。

さらに、全区で策定した読書活動の目標に基づき、多くの人が読書に親しみ、楽しむことができるよう区役所、図書館、学校が連携して取組を進めています。

■学校開放の推進(学校支援・地域連携課)

学校施設の開放

地域における文化・スポーツ活動の場として、学校教育上支障のない範囲で市立小・中学校、特別支援学校の校庭、体育館、音楽室などの開放を行っています。

運営については、登録団体や地域の方を中心に組織された「文化・スポーツクラブ」により、自主的・自立的に行われています。

コミュニティハウス(学校施設活用型)の開設

地域における学習・文化・福祉活動などの場として、また地域の人のふれあいや学校と地域との交流・連携を深める場として開設しています。

施設内容としては、研修室(多目的室)、和室、ミーティングサロン、図書コーナーなどがあります。

■文化財保護(生涯学習文化財課)

横浜市指定・地域文化財の保護助成

横浜市文化財保護条例に基づき、横浜の歴史、文化又は自然を理解するうえで重要なものを市指定文化財に指定し、地域が大切に守ってきたもの、地域の歴史を知るうえで必要なものを地域文化財として登録します。

これらの文化財に対して、所有者への修理等補助金、管理奨励金を交付しています。

令和4年度指定・登録件数

横浜市指定文化財 指定4件、横浜市地域文化財 登録1件

史跡等の保護

国指定史跡三殿台遺跡をはじめ、国指定史跡大塚・歳勝土遺跡、県指定史跡市ヶ尾横穴古墳群・稲荷前古墳群等の良好な維持管理に努めます。

無形民俗文化財の保護

市内の地域性のある民俗芸能を保存する団体に補助金を交付し、伝承と後継者の育成を図ります。

天然記念物の保護

国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」の保護育成を図るための保護増殖・生息地復元調査等を実施しています。

埋蔵文化財の保護

文化財保護法に基づき、緊急発掘調査等を行い土木工事等により失われる埋蔵文化財の保護に努めています。

文化財の調査研究

市内にある各種文化財の現況を把握するための総合調査を行い、文化財保護行政の基礎資料とするほか、専門的な学術調査も実施しています。

文化財の普及活動

文化財に対する市民の皆さんの理解と関心を高めるために、埋蔵文化財の発掘調査の成果を標示した旧跡・由来板や、指定・登録された文化財の説明板を設置するほか、文化財の学校教材としての活用や、文化財を所有する方の御協力をいただき、特別公開事業を実施する等の取組を進めています。

■公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団（生涯学習文化財課）

ふるさと意識の醸成と市民文化の発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に対し、横浜市歴史博物館等文化財関連5施設の指定管理者として管理運営及び歴史・文化財の普及、調査研究、資料収集保管等の各種事業を委託しているほか、市内史跡等の管理を委託しています。

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

所在地 都筑区中川中央1-18-1（横浜市歴史博物館内）
TEL 045-912-7771、FAX 045-912-7780

横浜市立図書館

■図書館の運営（企画運営課、調査資料課、サービス課、地域図書館17館）

図書館の運営とサービス

横浜市立図書館では、市民の皆さんの生涯学習・課題解決・読書活動を支援しています。市立図書館全館をオンラインで結ぶ図書館情報システムにより、全館の所蔵資料を検索、どの図書館でも貸出・返却・予約ができます。また、図書等の発注・整理などの作業は中央図書館で集中処理し、業務を効率化しています。ホームページでは、蔵書の検索ができるほか、イベント情報や地域資料リスト等、各種の情報発信も行っています。

「広域相互利用」の協定を、鎌倉市、川崎市、逗子市、藤沢市、大和市、横須賀市、町田市との隣接7市全てと締結し、各自治体の市民が図書館を相互に利用できるサービスを実施しています。

【各図書館】

各図書館では、各区で策定した読書活動推進目標に基づき、収集している豊富な図書等の資料や司書職員の専

門性を活かし、地域性に応じた企画事業を行っています。区役所や地域の各種機関・企業と連携し、効果的な事業展開に取り組んでいます。図書館における市民参加の仕組みづくりにも取り組み、おはなし会や本の修理などのボランティアを養成・支援する講座を開催し、同時に活動の場も提供しています。

【蔵書充実などの取組】

「横浜市立図書館資料収集基準」に基づく資料収集を継続実施しています。各分野の基本書や定番図書を核に、市民の皆さんの多様な情報要求に応えられる蔵書の構築を推進しています。

また、市民・地域団体・企業・大学などから積極的に図書の寄贈を受け付け、蔵書の充実を図っています。

そのほか、最新の専門情報を扱うオンラインデータベース、自分の情報端末で読書が楽しめる電子書籍など、デジタル技術を活用したサービスにも取り組んでいます。

【障害者サービス・移動図書館・団体貸出事業】

中央図書館では、視覚等に障害がある方向けの録音図書等の製作、来館困難な方向けの図書の配送貸出を実施しています。また、全館で対面朗読サービスや録音図書等の貸出を実施しているほか、デジタル録音図書再生機や拡大読書器を設置しています。

市民の皆さんの身近なところでの読書機会の充実のため、①移動図書館「はまかぜ号」では、約3,000冊の本を積載し、市内30か所を巡回、②団体貸出事業では、中央図書館と5つの地域図書館で、地域団体が運営する地域文庫などに最大1,000冊まで一括貸出しています。

市民の学習活動・課題解決の支援

図書館の資料を使って、調べものや資料・情報探しの援助を行うレファレンス（調査相談）サービスでは、窓口、電話、電子申請などで受け付け、市民の皆さんからの相談のほか、市役所各部署からの調査依頼にも応じています。

また、就労や子育て、医療健康、法情報など、区の特性に合わせた資料や情報を、各区の図書館でコーナー化するなどして再編し、市民の皆さんの生活課題の解決に役立つ情報を、わかりやすい形で提供するよう努めています。

講座・講演会、企画展示については、大学や専門研究機関、民間団体や市役所各区局と連携した事業に、積極的に取り組んでいます。中央図書館では「ヨコハマライブラリースクール」を開催し、最新の研究成果や、起業や医療などの生活課題について幅広く学習する機会を提供しています。

図書館のホームページでは、絵地図などの歴史的資料や市民の皆さんから提供を受けた写真をデジタル化し、アーカイブ「都市横浜の記憶」として公開しています。これらのデータは、企業や民間団体の事業でも活用されています。

学校や地域と連携した読書活動推進

子どもに身近な学校図書館への支援のため、①教職員向け貸出や授業支援に役立つ本をまとめたセット貸出、②外国語を母語とする児童生徒向け図書の学校貸出、③学校図書館ボランティアや学校司書向けの研修や相談などを実施しています。

表 11 横浜市立図書館

令和 5 年 3 月 31 日現在

館名	所在地	電話番号	併設施設	閲覧席 (児童)	資料数								開館 日数	入館者数	
					図書資料			音楽映像 資料	点字 図書	総数	新聞	雑誌			点字 雑誌
					一般書	児童書	計								
中央図書館	〒 220-0032 西区老松町 1	045 (262) 0050	公共駐車場	691 (31)	1,580,092 冊	179,655 冊	1,759,747 冊	28,686 点	1,465 冊	1,789,898 冊	146 紙	1,343 誌	8 誌	344 日	830,402 人
鶴見図書館	〒 230-0051 鶴見区鶴見中央 2-10-7	045 (502) 4416	保育所	41 (10)	73,166	35,526	108,692	-	0	108,692	11	73	-	342	234,949
神奈川 図書館	〒 221-0063 神奈川区立町 20-1	045 (434) 4339	老人福祉 センター	40 (12)	84,726	34,056	118,782	-	0	118,782	11	72	-	344	302,578
中 図書館	〒 231-0821 中区本牧原 16-1	045 (621) 6621	地区センター・ 知的障害者 通所施設	41 (15)	78,470	33,911	112,381	-	151	112,532	23	108	-	344	229,567
南 図書館	〒 232-0067 南区弘明寺町 265-1	045 (715) 7200	公園プール・ 自転車駐輪場	46 (16)	75,113	30,352	105,465	-	150	105,615	27	85	-	344	277,599
港南図書館	〒 234-0056 港南区野庭町 125	045 (841) 5577	-	37 (12)	78,511	36,194	114,705	-	22	114,727	23	77	-	344	177,157
保土ヶ谷 図書館	〒 240-0006 保土ヶ谷区星川 1-2-1	045 (333) 1336	公会堂	90 (18)	114,874	49,538	164,412	-	150	164,562	18	78	-	344	306,813
旭 図書館	〒 241-0005 旭区白根 4-6-2	045 (953) 1166	公共駐車場	32 (4)	85,235	35,011	120,246	-	0	120,246	13	69	-	344	222,929
磯子図書館	〒 235-0016 磯子区磯子 3-5-1	045 (753) 2864	区役所・ 公会堂	57 (20)	107,719	44,852	152,571	-	0	152,571	14	101	-	343	322,059
金沢図書館	〒 236-0021 金沢区泥亀 2-14-5	045 (784) 5861	地区センター	51 (12)	104,385	45,532	149,917	-	160	150,077	15	79	-	344	353,810
港北図書館	〒 222-0011 港北区菊名 6-18-10	045 (421) 1211	地区センター	137 (12)	117,074	56,090	173,164	-	212	173,376	20	109	-	343	432,279
緑 図書館	〒 226-0025 緑区十日市場町 825-1	045 (985) 6331	老人福祉 センター・地 域ケアプラザ	40 (20)	75,242	39,353	114,595	-	63	114,658	27	166	-	344	345,611
山内図書館	〒 225-0011 青葉区あざみ野 2-3-2	045 (901) 1225	地区センター	77 (24)	118,116	73,888	192,004	-	152	192,156	13	109	-	344	440,252
都筑図書館	〒 224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1	045 (948) 2424	区役所・ 公会堂・ 児童相談所	80 (28)	109,584	53,626	163,210	-	0	163,210	18	132	-	343	751,116
戸塚図書館	〒 244-0003 戸塚区戸塚町 127	045 (862) 9411	公会堂・ 地区センター	57 (16)	133,661	54,832	188,493	-	143	188,636	18	85	-	344	551,737
栄 図書館	〒 247-0014 栄区公田町 634-9	045 (891) 2801	-	57 (23)	75,872	35,478	111,350	-	155	111,505	14	56	-	344	265,745
泉 図書館	〒 245-0016 泉区和泉町 6207-5	045 (801) 2251	-	35 (12)	87,390	36,283	123,673	-	150	123,823	13	79	-	344	205,331
瀬谷図書館	〒 246-0015 瀬谷区本郷 3-22-1	045 (301) 7911	-	32 (7)	77,129	35,162	112,291	-	0	112,291	15	62	-	342	146,221
全館計					3,176,359	909,339	4,085,698	28,686	2,973	4,117,357	439	2,883	8	-	6,396,155

(注 1) 閲覧席のかっこは内数、統計数値については、令和 5 年 3 月 31 日現在または令和 4 年度年度の数値

(注 2) 「資料数」内の「図書資料」の計には、団体貸出用を含む

開館時間 火～金曜日…中央図書館・山内図書館 午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分、地域図書館（山内図書館を除く） 午前 9 時 30 分～午後 7 時
土・日・月曜日・祝日・12/28…午前 9 時 30 分～午後 5 時 1 / 4…正午～午後 5 時

休館日 施設点検日（月 1 回）、年末年始（12/29～1/3）、図書特別整理期間（3 日間）

一方、地域と連携した読書活動推進の支援のため、①
保育施設や福祉施設など地域で活動するボランティア向
けに絵本の読み聞かせ講座、②地域の施設での出張講座
などを実施しています。

教育センター

■教育センター事業（教職員育成課、小中学校 校企画課、教育課程推進室）

教育センター

教育センターでは、教職員への研修・指導等の他、教
育に関する調査研究事業、カリキュラム開発に関する事
業を行うとともに、研修室、授業改善支援センター（ハマ・

アップ)を設置し、教職員の研究・研修を支援しています。

授業改善支援センター（ハマ・アップ）

教職員の授業力向上のための支援の一環として、各学校教育事務所に併設し、教育関係の新刊図書や雑誌、学習指導案を収集・整備し、教職員が閲覧できるようにしています。

■教職員育成事業（教職員育成課）

教職員研修

年々複雑化・多様化していく教育課題に対応していくため、「人材育成指標」に基づき、オンライン研修や集合研修、派遣研修などの各種研修を初任者から管理職に対し、実施することにより、教職員の資質・能力の向上を図っています。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた海外研修派遣を実施します。教職大学院、大学・企業等への研修派遣は内容・効果等を考慮し、適切な方法で実施しています。

また、大量採用した初任者等が安心して教育活動等を行えるよう、学校管理職経験者等を初任者等支援員として派遣し、経験の浅い教職員への支援を行っています。

■教員養成事業（教職員育成課）

よこはま教師塾「アイ・カレッジ」

優秀な人材の確保及び実践力のある教員の養成を図るため、本市教員志望者を対象としたよこはま教師塾「アイ・カレッジ」を開講しています。

「アイ・カレッジ」では、実践的な講義・演習等を行うとともに、大学設置型の「アイ・カレッジ」を「横浜国立大学」、「日本体育大学」で実施するなど、大学と連携して学校が求める教員の養成に取り組んでいます。

なお、卒業した塾生は、令和6年度実施の横浜市教員採用試験において、アイ・カレッジ特別選考区分で受験することができます。

大学等との連携・協働事業

教職経験が浅い教員の増加が引き続き見込まれる中、学校での実際の状況を踏まえた実践力のある教員の養成が求められています。このため、学生が学校現場を体験して実践力を付ける場の提供を目的に、教育ボランティアやインターンシップの受入れを図っています。また、教育実習の充実を図るための取組を実施しています。今後も、大学等との連携・協働により、教員の養成から育成まで、連続した一体的な取組の充実を図っていきます。

■教育課程開発・授業改善支援・学校評価推進事業（教育課程推進室）

教育課程開発

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づき、各学校が、「育成を目指す資質・能力」を育むカリキュラム・マネジメントを推進する支援をしています。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を進めるための情報を各学校に提供しています。

学校が自主的・自律的に新学習指導要領や「横浜教育ビ



「ロイロノート・スクール説明会」風景

ジョン2030」の理念を踏まえた教育課程の編成等を進めていけるように、学校らしさを生かしたカリキュラム・マネジメントへの支援を充実していきます。

小中一貫教育推進

全ての小・中学校で「小中一貫教育推進ブロック」を設置し、小・中学校の教職員の連携・協働による義務教育9年間の連続性のある教育の実現に向けた支援を行っています。

平成28年度に本市教育委員会の規則の改正を行い、これまで7ブロックに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の制度を導入しました。令和4年4月1日に義務教育学校緑園学園が開校し、併設型小・中学校7ブロックと義務教育学校3校が9年間を通じた資質・能力の育成を目指すカリキュラム・マネジメントの充実に向けた研究を進め、その成果を全市立学校に向けて発信します。

授業改善支援

増加する新任教員の授業力向上を支援するため、市内4か所に「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」を開設しています。新刊図書や実践資料である学習指導案等を情報資料として提供するとともに、指導主事や授業改善支援員などによる「授業づくり講座」や「出前授業づくり講座」「授業づくり相談」によって、授業力や教師力の向上を支援しています。

学校評価の推進

「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 学校評価編」＜令和4年1月策定＞に基づき、各学校は、取組の現状と課題について把握し、学校経営の改善につなげる中期学校経営方針を作成し、取組を進めます。また自己評価や保護者・地域住民・学校運営協議会等による学校関係者評価を活用し、学校評価の取組を推進します。

教育総合相談センター

■教育総合相談センター（人権教育・児童生徒課）

不登校やいじめ、友人関係、学習などの教育相談や不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援などを行っています。

教育相談

一般教育相談では、不登校、友人関係、学習などの教育に関する様々な相談に電話で応じています。専門相談では、臨床心理士等を配置し、複雑かつ専門的な相談に対応しています。

24時間子どもSOSダイヤルでは、365日24時間体制、フリーダイヤルにより、「いじめ」等に関する相談に対応しています。

学校生活あんしんダイヤルでは、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが児童生徒やその保護者から、学校には相談しにくいことのほか、いじめや不登校の背景にある学校生活での困りごとの相談を受け、早期解決を図ります。

また、子どもや保護者、教員へ心理的な支援・助言等を行うため、カウンセラーを全小・中・義務教育学校に配置し、週1回程度相談できる体制を整えているほか、区の機構改革に伴い、こども家庭総合支援拠点が設置されたため、令和4年度から各区役所において、スクールカウンセラーによる出張教育相談を行っています。さらに、いじめや不登校などの背景にある様々な課題の解決を図るため、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを方面別学校教育事務所及び人権教育・児童生徒課に配置し、全小・中・義務教育学校及び高等学校・特別支援学校を定期的に訪問し教職員とともに子どもを支援できる体制を整えています。

スクールスーパーバイザー派遣事業では、教員の問題解決能力の向上を図るため、心理の専門家等を学校に派遣して、教員への相談・助言を行っています。

不登校児童生徒への支援（横浜教育支援センター）

横浜教育支援センターでは、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、大学生等を家庭に派遣して、児童生徒の話し相手や遊び相手になる「ハートフルフレンド事業」、登校はできないものの外出することができる児童生徒が週1回程度通室して、創作・スポーツ・体験活動などを行う「ハートフルスペース」、週5回程度通室し、教科学習等を行う「ハートフルルーム」を運営しています。

また、浦舟複合施設の一部を活用し、学習支援や居場所機能を備えた「ハートフルみなみ事業」、及び外出することが困難な不登校児童生徒への学習支援を行う「家庭訪問による学習支援等事業」を民間事業者に委託して実施するなど、民間事業者との連携を通して支援の充実を図っています。

さらに、在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、校内の特別支援教室等に、不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材による学習支援等を行う「校内ハートフル事業」の実施校を55校に拡大し、支援の充実を図るとともに、不登校傾

向にある不登校児童生徒の学習機会の確保を図ることを目的として、家庭においてオンライン学習教材を活用して学習を行う、「アットホームスタディ事業」を実施しています。



公立大学法人
横浜市立大学



「横浜から世界へ羽ばたく」人材育成と知の創生・発信

横浜市立大学は「国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学」を目指します。

大学の魅力を一層高めつつ、学生・市民・社会に対して大学が有する知的・医療資源の還元積極的に取り組み、令和10年度に迎える創立100周年と次の100年に向けて、大学の歴史と伝統を重んじ、更なる発展を目指します。

<令和5年度の位置づけ>

第4期中期計画（令和5～10年度）の初年度となる令和5年度は、これまでの3期18年間で積み上げてきた実績をもとに、今後6年間のスタートを切る重要な年です。

教育・研究・医療を通じて大学の存在意義を高め、「研究の横浜市立大学」として、横浜市はもとより広く国際社会に貢献する大学・病院を目指します。

■ 横浜市立大学の運営

公立大学法人横浜市立大学は、経営組織と教育研究組織の役割を区分し、それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っています。

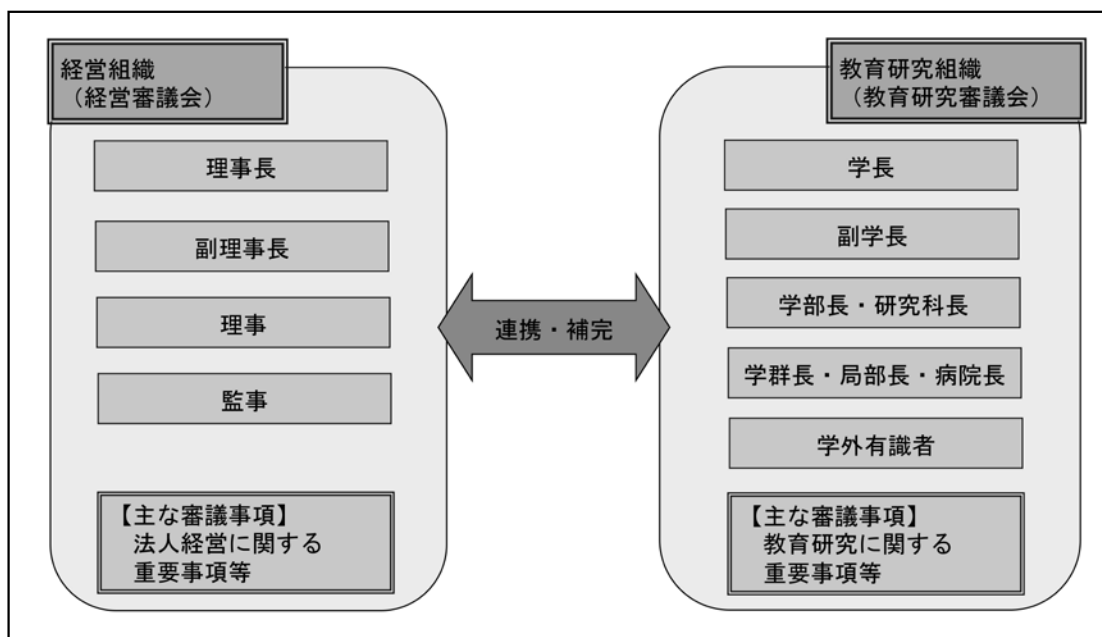
経営審議会は、法人の経営に関する重要事項等について審議する機関であり、法人の代表者である理事長をトップとして、副理事長、理事等で構成されています。

教育研究審議会は、大学の教育研究に関する重要事項

について審議する機関であり、教育研究組織の最高責任者である学長をトップとして補佐役の副学長や、学部長をはじめとした部局長等、教育研究関係者を中心に構成されています。

なお、経営審議会には副理事長となる学長・附属病院長のほか、副学長等も参加する構成となっており、教育研究組織としての自主性、自立性を確保しながら経営側と連携する体制となっています。

図1 運営体制



■ 横浜市立大学の経営

第4期中期計画は、大学が取り組む基本目標として、教育・研究・医療を中心に、地域貢献・グローバル展開を横断的項目と位置付けています。また、これらの取組を効果的に情報発信することでYCUの価値向上を図り、創立100周年に向け更なる発展を目指します。

18歳年齢人口の減少や大学に求められる役割の変化など、大学を取り巻く環境が大きく変化中、今後も「社会情勢の変化に柔軟に対応できるしなやかで芯のある大学」としてさらに発展していくため、新たに「改革推進会議」を設置し不断の経営改革を推進していきます。

図2 中期計画の概要

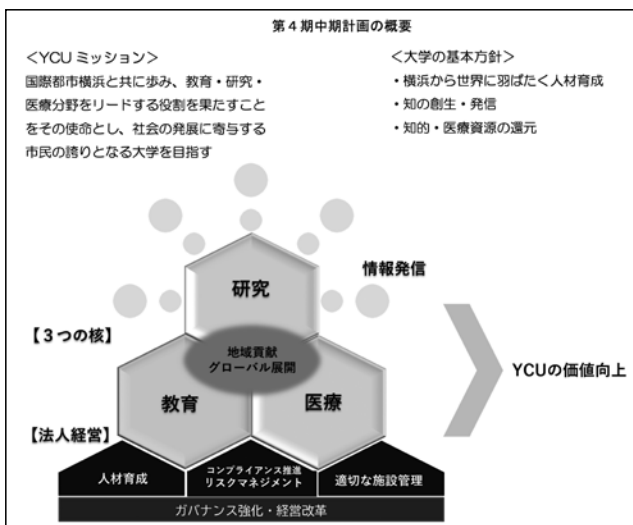
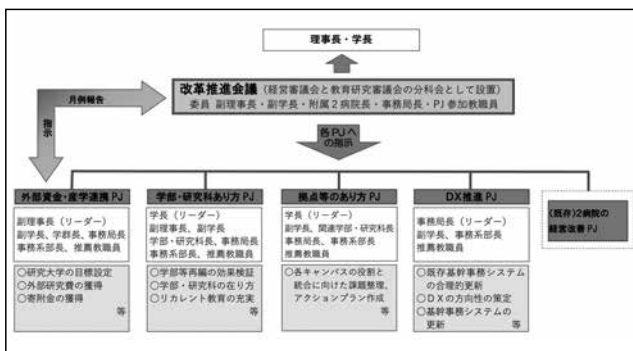


図3 横浜市立大学 経営改革の推進体制 概要図



大学案内

- 令和6年度大学案内
アドミッションズセンターまたは金沢八景キャンパス正門守衛室にて配布
- 大学 web サイト
アドレス <https://www.yokohama-cu.ac.jp/>



金沢八景キャンパス

■ 学部

平成17年度の公立大学法人化において、国際総合科学部と医学部の2学部制でスタートしましたが、平成30年度にデータサイエンス学部を新設。さらに、平成31年度には、国際総合科学部を再編し、国際教養学部、国際商学部及び理学部を設置し5学部体制となりました。専門性を見える化し、複雑化する社会課題に対応できる人材を育成します。

国際教養学部

国際教養学部では、英語をはじめとする外国語の運用能力、文化的背景に基づいた多様性への理解、理論を実践に応用する能力、そして共感を獲得し課題を解決するためのコミュニケーション能力を身に付けます。また、確かな専門性に裏打ちされた論理的思考力を身に付ける「教養学系」と世界と日本の都市や地域の課題に実践的に取り組む「都市学系」という2つの学系での学びを通して、真のグローバル人材の育成に取り組んでいます。

国際商学部

国際商学部では、グローバル企業に必要な経営管理能力、新事業を創造する企画立案力、マネジメントの高度な実学能力を養います。ビジネスの国際的な共通言語である経営学・経済学を学び、ビジネスの現場で役立つ確かな英語力も身に付けます。海外・国内インターンシップやフィールドワーク、海外大学とのサマープログラムなどの多彩な学外実習で、学問的な理論・知識に加えて実践力を高める教育を行い、実業界や公的機関で活躍できる職業人の育成に取り組んでいます。

理学部

理学部では、物質科学や生命科学、そしてこれらの融合領域の専門知識を学修し、物質科学の概念を持ちながら、細胞・個体スケールの生命現象を捉える事ができる人材、生命現象を原子・分子スケールで起こる物理・化学現象として捉える事ができる人材、医学・工学・農学等との連携研究にも積極的に挑戦できる人材の育成に取り組んでいます。

データサイエンス学部

データサイエンス学部では、データを読み解くために必要な数理や統計の基礎的な知識をはじめ、PBL（課題解決型学修）を通じ、イノベーションを起こす発想力、そして次世代に通用するビジネス力を養うことで、データサイエンティストに必要な素養を身に付けた人材の育成に取り組んでいます。

医学部

医学部では、課題解決能力を導く教養と豊かな人間性、生命と個人の尊厳を尊ぶ倫理観を備え、全人的な人間理解と人権尊重の態度を育てています。

医学科では、医学研究科、附属2病院と連携して医学教育を行い、医学・医療分野における課題を解決するための創造的研究を推進し、最新の医療技術を臨床現場に導入して、全人的医療を実践できる人材の育成を目指しています。教育カリキュラムを通じて、地域医療の担い手たるプライマリ・ケア医をはじめとする医師に加え、生命科学、医学、医療の分野をリードする臨床医、医学研究者、医学教育者、医療行政官など、医学・医療の分野における指導的医師・研究者を育成します。

看護学科では、幅広い教養と豊かな人間性および生命と個人の尊厳を尊ぶ高い倫理観、多様な社会に柔軟に対応する応用力を備え、看護学研究の基礎的能力および学際的な看護の専門性を有し、看護学を基盤に多様な社会で活躍するリーダーを育成します。

■ 大学院

市立大学では、学部学びと深く結びつき、より高度な研究や専門性を追求できる大学院を設置しています。

従来の5研究科（人文社会科学系の都市社会文化研究科（都市社会文化専攻）、国際マネジメント研究科（国際マネジメント専攻）、理学系の生命ナノシステム科学研究科（物質システム科学専攻・生命環境システム科学専攻）、生命医科学研究科（生命医科学専攻）、医学系の医学研究科（医科学専攻・看護学専攻））に加え、社会が求める高度なデータサイエンティスト育成のためにデータサイエンス研究科（データサイエンス専攻・ヘルスデータサイエンス専攻）を設置し、6研究科体制となりました。

大学院は、社会人の学び直しを含め各分野における次世代を担う人材育成と研究成果や知的財産の社会還元などを通じて、積極的な地域貢献を果たします。

都市社会文化研究科

都市社会文化研究科では、超高齢化・国際化等による現代社会の課題を予防・解決するために、これまでの研究科で蓄積した成果を活用・発展させ、人文科学の深い知見を基盤とし、現実の都市問題等に実践的に取り組んでいける人材を育成します。

教育課程の特色として、多分野融合型の授業科目を提供し、市内の国際機関、自治体関連団体をはじめとする地域社会と実践的な連携を行っています。また、社会人を積極的に受け入れるため、持続可能な地域社会プログラムを原則平日夜間に開講しています。博士前期課程では、研究報告書によって学位を取得できる制度を導入しています。

博士前期課程の履修科目は総合研究科目、特講科目、演習科目（特別研究科目）の3種類とし、さらに特講科目は、基礎科目と応用的、実践的分野を学ぶ展開科目から構成され、基礎から応用まで多角的に学べるカリキュラムとしています。

博士後期課程では、多分野交流演習、攻究科目、演習科目の3種類の科目群を用意し、研究者及び高度専門職業人の養成に取り組んでいます。

国際マネジメント研究科

国際マネジメント研究科では、国際的な経済環境の変化を素早く総合的に分析し、的確な戦略を実行できる人材、また、企業の海外進出、特にアジアへの進出に重点を置き、本格的に海外に展開する企業及びこれらの企業を支援する組織で活躍できる、国際的なマネジメントの知識、戦略及びセンスを備えた人材を育成します。

この教育目標を達成するため、博士前期課程では、履修科目群を基礎科目と応用科目で構成し、専門知識を2段階で身につける体制を整えます。また、2年間の研究指導を通じて、問題発見能力、資料収集能力、問題解決能力及びプレゼンテーション能力の向上を図ります。こ



鶴見キャンパス



舞岡キャンパス



福浦キャンパス



みなとみらいサテライトキャンパス

の他、経営管理手法を用いて社会課題解決をめざす学生を対象としたソーシャル・イノベーション社会人MBAプログラム（SIMBA）も特色となっており、経営学・経済学の知識やスキルの習得を目指します。博士後期課程では、多様な分析手法に関する科目、グローバルな視点から効率的企業経営を達成するために必要な知識を扱う科目、実践的テーマや喫緊の経営課題を扱う科目及び学内外の研究者が集って最先端の議論を交わす総合演習

等が用意され、多角的な分析能力を養います。

生命ナノシステム科学研究科

生命ナノシステム科学研究科では、複雑な生命システムを物質科学の立場から解明し、創薬・医療や食料・生物環境など人類社会の持続的発展のために必要な諸問題の解決策を見出すべく、これまでの物理・化学・生物の融合をさらに進め、高度な科学技術を担う人材、また産業の活性化に関わる諸問題に対して積極的に取り組む人材を育成します。

研究科の2つの専攻は、計測・情報科学に基づき、電子・原子・分子レベルからナノスケールシステム構築の解明を目指す物質システム科学専攻、ゲノム科学に基づき遺伝子・タンパク質レベルから細胞システム構築の理解を目指す生命環境システム科学専攻から構成されています。

これら2つの専攻は、研究科の共通理念のもと固有の階層的研究対象を持ちながら、お互いに補完協力する関係にあることを特長とします。

また、グローバルな研究者育成のために、連携大学院協定を結ぶ理化学研究所、海洋研究開発機構、物質・材料研究機構、NTT物性科学基礎研究所、農業・食品産業技術総合研究機構との連携を強化するとともに、国外の研究教育機関との間に新たな世界的交流のネットワーク構築を推進し、統合科学を目指します。

生命医科学研究科

生命医科学研究科では、ポストゲノム時代に対応できる研究開発能力を持った人材を育成するために、革新的な計測技術を駆使した生物学の新分野として原子レベルや分子レベルでの生命医科学の確立を目指します。

生命原理を物質に基づき原子レベルで解明する構造生物学を基盤として、生体分子→生体超分子複合体→細胞内オルガネラ→細胞→器官→個体からなる生命の階層性を理解する教育を行うとともに、細胞極性や細胞ネットワークにおける細胞間コミュニケーション、分化や細胞初期化に関連するエピゲノム、再生医療につながる生殖細胞の独自性、あるいはさらに高次生命現象としての神経科学などを分子レベルや原子レベルで理解し、様々な疾病に対する合理的な創薬等の教育も行います。

令和3年度にはクライオ電子顕微鏡を用いる構造ダイナミクス部門を新設し、生体分子などの構造や仕組みを明らかにする教育研究の充実を図っています。

また、国内の国立研究開発法人等（理化学研究所、産業技術総合研究所、国立医薬品食品衛生研究所）との連携や国外の教育機関とのネットワークにより、グローバルな視点からも教育を行い、本研究科で得られた知識、経験を基に人類の抱える健康、環境、衛生、医療等の課題に国内外で活躍出来る人材を育成します。

データサイエンス研究科

データサイエンス研究科では、データ駆動型社会において社会課題解決を推進できるデータサイエンス人材を育成すること及び予防・医療・介護等のヘルス領域の専門知識を有する学生がヘルスサービスの質向上に向けたデータサイエンス研究に取り組むことを目的として、データサイエンス専攻・ヘルスデータサイエンス専攻の2専攻で構成されています。

データサイエンス専攻では、博士前期課程で座学の講義と実践的データサイエンス演習を通じて、即戦力となるデータサイエンティストを養成します。また、博士後期課程ではより専門分野に特化した高度な研究活動を通じて、独創性・国際性・実践性を備えた人材を養成します。

ヘルスデータサイエンス専攻の博士前期課程では、「基礎教育」として3つの専門領域（生物統計学、研究デザイン学、ヘルス情報テクノロジー学）を学び、データサイエンスの手法を駆使したヘルスデータの利活用を通じて、学術的意義の高い研究を実施できるヘルス領域の研究リーダーを育成します。また、令和5年4月に開設したヘルスデータサイエンス専攻博士後期課程では、3つの専門領域をさらに深め、最先端の学問を学ぶ数少ないヘルスデータサイエンスプロフェッショナルとして、持続可能な未来社会を拓く研究を推進する人材を養成します。

この2つの専攻を通じて、先端技術を用いてデータを解析・活用し、社会にイノベーションをもたらすことのできる高度なスキルと実践力を持つデータサイエンティストの育成・輩出に取り組んでいます。

医学研究科

医学研究科では、医学・医療の創造的研究を行い、生命科学、医学、医療の発展に寄与するとともに、新しい時代の医学・医療を指導的に実践する研究者及び専門的職業人を養成することを目的に、修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）が設置されています。

医科学専攻修士課程では、医学部以外の大学出身者を対象に医科学教育を行い、新たな医療技術や医療機器の開発に貢献できる人材を育成してきました。

医科学専攻博士課程においては、平成19年度から後期研修中の医師の入学を可能とするとともに、通常の修業年限を超えて計画的に履修することができる長期履修学生制度を採用しています。

看護学専攻博士前期課程では、看護職ができるだけ離職しないで修学できるように、講義・演習科目の夜間・土曜日開講、長期履修学生制度を実施しています。先端医療に対応できる高度な専門性と実践能力の育成を目指し、実践現場を改革できる人材を育成しています。

平成30年度には、看護学専攻博士後期課程が開設され、多様化複雑化した課題を多角的に分析し、その解決に向けて新たな方法論を提示する能力、看護学研究の成果等を国際水準で、また政策提言に向けて発信する能力を持つ人材育成を目指します。

さらに、連携大学院では、横浜市立の市民病院や脳卒中・神経脊椎センター、国立の医療機関・研究機関等と連携協定を締結しています。大学院生が現場に即した高度な研究環境で研究を行い、各施設の医師、研究者を医学研究科の客員教員として迎えることで、活発な人的交流、人材育成、情報交流等を行っています。

金沢八景キャンパス

所在地 金沢区瀬戸 22-2

(京浜急行「金沢八景」駅下車徒歩5分、

金沢シーサイドライン「金沢八景」駅下車徒歩5分)

TEL 045-787-2311 (代)、FAX 045-787-2316

表1 学生数(令和5年5月1日現在)

(単位:人)

		学科・研究科<入学定員・収容定員>	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国際教養学部		国際教養学科<270・1080>	302	309	285	357			1,253
国際商学部		国際商学科<260・1040>	298	299	265	303			1,165
理学部		理学科<120・480>	134	135	122	128			519
国際総合科学部		国際総合科学科	0	1	0	67			68
データサイエンス学部		データサイエンス学科<60・240>	65	72	59	63			259
医学部		医学科<90・540>	92	97	87	94	89	98	557
		看護学科<100・400>	111	106	102	92			411
学部計			1,002	1,019	920	1,104	89	98	4,232
大学院	博士前期	都市社会文化研究科<20・40>	175	193					368
		国際マネジメント研究科<20・40>							
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻<30・60>							
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻<30・60>							
		生命医科学研究科 生命医科学専攻<40・80>							
		データサイエンス研究科 データサイエンス専攻<20・40>							
		データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻<12・24>							
	博士後期	都市社会文化研究科<3・9>	34	24	35				93
		国際マネジメント研究科<3・9>							
		生命ナノシステム科学研究科 物質システム科学専攻<5・15>							
		生命ナノシステム科学研究科 生命環境システム科学専攻<5・15>							
		生命医科学研究科 生命医科学専攻<10・30>							
		データサイエンス研究科 データサイエンス専攻<3・9>							
		データサイエンス研究科 ヘルスデータサイエンス専攻<3・9>							
医学研究科 (修士)	医科学専攻<20・40>	17	21					38	
	看護学専攻(博士前期)<25・50>	18	26					44	
医学研究科 (博士)	医科学専攻<80・320>	77	76	73	173			399	
	看護学専攻(博士後期)<6・18>	5	3	16				24	
大学院計			326	343	124	173	0	0	966
総合計			1,328	1,362	1,044	1,277	89	98	5,198

表2 令和5年5月1日時点 学部別教員数

(単位:人)

所属・配置	教授	准教授	講師	助教	助手	計
学術院 (国際総合科学群)	79	58	3	14	0	154
国際教養学部	24	17	2	0	0	43
国際商学部	15	11	1	0	0	27
データサイエンス学部	9	6	0	0	0	15
理学部	30	23	0	14	0	67
国際総合科学部	1	1	0	0	0	2
学術院 (医学群)	60	101	97	381	3	642
医学部医学科	42	31	43	82	3	201
医学部看護学科	10	3	7	15	0	35
データサイエンス研究科	2	4	1	0	0	7
生命医科学研究科	1	2	0	1	0	4
附属病院	1	19	18	124	0	162
附属市民総合医療センター	2	40	28	157	0	227
保健管理センター	1	0	0	0	0	1
先端医科学研究センター	0	2	0	2	0	4
研究・産学連携推進センター	1	0	0	0	0	1
計	139	159	100	395	3	796

福浦キャンパス

所在地 金沢区福浦3-9
 (金沢シーサイドライン「市大医学部」駅下車徒歩1分)
 TEL 045-787-2511 FAX 045-787-2767

鶴見キャンパス

所在地 鶴見区末広町1-7-29
 (JR「鶴見」駅、京浜急行「京急鶴見」駅から
 臨港バス「ふれーゆ」行バス乗車約15分「理研・市
 大大学院前」下車すぐ)
 TEL 045-508-7201、FAX 045-505-3531

舞岡キャンパス

所在地 戸塚区舞岡町641-12
 (市営地下鉄「舞岡」駅下車徒歩10分)
 TEL 045-820-1900、FAX 045-820-1901

みなとみらいサテライトキャンパス

所在地 西区みなとみらい2-2-1
 横浜ランドマークタワー7階
 (JR・市営地下鉄「桜木町」駅下車動く歩道で徒歩5分
 みなとみらい線「みなとみらい」駅下車徒歩3分)
 TEL 045-681-7560
 MAIL mmoffice@yokohama-cu.ac.jp

■ 木原生物学研究所

所在地 戸塚区舞岡町641-12
 (市営地下鉄「舞岡」駅下車徒歩10分)
 TEL 045-820-1900 FAX 045-820-1901

コムギの染色体群を詳細に分析することにより、ゲノムの概念を確立したことで著名な故木原均博士の研究業績を引き継いだ施設として、木原生物学研究所が舞岡キャンパス内に設けられています。

コムギなどの遺伝資源を活用して食料の安定供給と環境保全に貢献するため、植物科学に特化した最先端の研究に取り組んでいます。あわせて、生命ナノシステム科学研究科及び理学部に所属する学生に対する教育を通して、研究者・専門技術者等の人材の育成に努めています。

また、故木原均博士の足跡を示す資料や記念品を展示した木原記念室を公開するとともに、横浜の次世代を担う人材育成に向けて、近隣の小学校、中学校、高校の理科教育への支援に取り組んでいます。

■ 学術情報センター

学術情報センター(大学図書館)では、教育・研究・診療及び学修に必要な情報拠点として、図書や雑誌、電子ジャーナル、データベースなどの学術情報を総合的に収集し、提供しています。

各キャンパスの図書館として、人文・社会・自然科学各分野にわたる資料を備えた学術情報センター(金沢八景キャンパス)、医学・看護に関する資料を備えた学術情報センター(福浦キャンパス)、鶴見キャンパス図書室、木原生物学研究所図書室(舞岡キャンパス)、附属市民総合医療センター図書室が設置されています。

また、学術情報センターと医学情報センターでは、市民利用サービスも行っているほか、学外の方も受講できる市民講座や、横浜市金沢図書館と連携した企画展示を実施しています。

■ 先端医科学研究センター

先端医科学研究センターは、がんや生活習慣病などの疾患の早期発見・予防・治療に繋がる開発型医療を指向し、基礎医学研究の成果を実際の医療へ橋渡しする「トランスレーショナルリサーチ(※)」を推進しています。こうした取組は、国等の様々な大型プロジェクトに採択されただけでなく、メディアにも数多く掲載される等、着実に成果を上げています。

平成24年度に稼働した研究棟は、平成27年度に増築を行い、現在はゲノム、プロテオーム、セローム、病患モデル、エピゲノム、バイオインフォマティクスの6つの解析センターを設置しています。これにより、遺伝子

レベルからタンパク質、細胞レベルでの解析だけでなく、前臨床研究である疾患モデル動物による解析までを一貫して行う、高度解析技術の開発・支援体制を強化しました。また、平成30年度には、文部科学省共同利用・共同研究拠点に認定され、各種オミックスやバイオインフォマティクスの解析技術や遺伝子発現制御に関する知見を広く他機関に提供しているほか、デザインなどのクリエイティブ手法を用いてヘルスケア分野の課題解決を図る研究拠点、コミュニケーション・デザイン・センターを開設しました。さらに、令和5年度より新興感染症研究センターを新たに設置し、新興感染症に係る研究活動の一層の推進や発展に取り組んでいます。

※ 基礎研究の成果を臨床の場に応用すること。

■ 学術院

学術院とは、学長をトップとする全教員が所属する組織であり、人事（教員評価・リソースマネジメント）、将来構想（組織改編）、融合教育・研究を推進するため設置されています。市立大学の教員は、学術院（国際総合科学群又は医学群）に属しており、学部・研究科の枠にとらわれない専門分野間の壁の越えた教育研究等の推進が可能となっています。

サバティカル（特別研究期間）制度や教員採用・昇任・教員評価、横浜市・国の審議会等の就任状況、海外出張・兼職の状況に関する事項等、教員の人的資源についても学術院が調整・管理を行っています。

また、各学群の全教員が参加する会議を開催し、大学の方針について情報共有する場を設けている他、教育・研究に係る様々な問題等について検討を行い、全学的視点で取り組んでいます。

■ 生涯学習事業

地域貢献センターにおいて、大学の持つ教育研究機能を拡充し、地域社会のニーズに応える継続学習に関する取組を行っています。市民の皆さんの学習意欲に応えるため、大学の知的資源を活用し、多様な生涯学習講座を開催するとともに、幅広い世代の方々が体系的に学習できる機会等も提供しています。

■ 国際交流事業

グローバル人材育成への取組の一環として、本学では学生海外派遣を推進しており、様々な海外留学・研修機会を提供しています。交換留学先は、20の国と地域にわたり41大学あります。

令和5年度には、新たに長庚大学、フロリダ国際大学と交換留学を開始しました。

交換留学以外の長期プログラムでは、学生に人気のある米国・英国を主な派遣先とするセメスター留学プログラムなどがあり、留学の成果については、交換留学同様、要件を満たせば所属の学部・研究科で単位として認定しています。

短期プログラムとしては、令和2年度より、2年生の前期後半（第2クォーター）の時期に海外渡航をする第2クォータープログラムを設けました。

これまで提供していた夏季短期プログラムと併せて、英

語語学とビジネスの専門科目を学べるカスタマイズプログラムなど、多種多様なプログラムを充実させています。

医学部においても、海外のトップラボで3か月リサーチを行う海外研究実習ほか、海外の病院への海外臨床実習派遣プログラムを用意しています。

またさらに平成30年度より協定大学との間で交換留学が始まり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により留学生の受け入れができない2年間を挟みましたが、今年度より本学の附属2病院での受け入れ及び臨床実習を再開しています。

令和3年度秋から長期プログラムを、令和4年度夏から短期プログラムを再開しました。大学全体の派遣数はコロナ禍以前の水準を上回る規模となっています。

■ 産学連携の推進

平成31年度より、研究者の研究活動や産学官連携活動を支援する目的で「研究・産学連携推進センター」を設置し、様々な活動を展開しており、令和4年11月には拠点事業推進部門を整備するなど、更なる研究活動の推進のため、必要な機能強化を適宜図っています。

各種展示会やホームページ等を通じて、教員の多様な研究シーズを積極的に発信しているほか、国内外の研究機関や大学、企業等との共同研究、包括協定の締結による人材交流に取り組んでいます。

こうした研究の成果については、知的財産として権利化を図るとともに、早期の事業化・製品化に向けて、企業等へ技術移転を進めるなど、市民生活の向上や経済の活性化、産業振興に貢献しています。

■ インターンシップ

学生が自分の専攻や将来のキャリアと関連した就業体験を一定期間行う制度です。本学では実施時期や期間等の要件を満たしたプログラムについて単位認定を行っています。

令和4年度は、市内企業をはじめ、中央官庁や地方自治体等に90名の学生が、対面もしくはオンラインで参加しました。一方、海外プログラムでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏季はオンラインを活用し、カンボジア、中国、ベトナムに拠点を置く企業に5名の学生が参加しましたが、春季から渡航を再開し、オーストラリア、ベトナムの企業に4名の学生が現地に参加しました。

■ アカデミックコンソーシアム事業

アカデミックコンソーシアム（都市の課題解決を目的とした大学間ネットワーク、横浜市立大学が事務局）では、アジアトップレベルの大学が参加し、横浜市、JICA、アジア開発銀行等と連携し活動を展開しています。

令和4年度は3巡目となるマレーシア科学大学が主催校となり、第13回国際シンポジウム及び総会がオンライン方式にて開催されました。アジア4大学の教員や専門家によるパネルディスカッションや大学混成チームによる国際学生フォーラム、またメンバー大学の研究者及び国際学生フォーラムの参加学生による、一般公開の発表

会が行われました。令和5年度には、第14回大会をタマサート大学（タイ）にて開催予定です。あわせて、横浜市立大学と海外メンバー大学が協働で推進する持続可能な都市づくり共通教育プログラム「Sustainable Urban Development Program」を令和5年8月にタマサート大学で開催し、海外学生を含む約90名の学生が参加する予定です。

■ 附属病院

横浜市立大学の附属2病院は、「市民が心から頼れる病院」として、「高度でかつ安全な医療」を市民の皆さんに提供し、「質の高い医療人を養成」することを使命として、健全な病院経営に努めています。

附属病院

所在地 金沢区福浦3-9
 (金沢シーサイドライン「市大医学部」駅下車徒歩1分)
 TEL 045-787-2800 (代)、FAX 045-787-2931
 ホームページアドレス
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/fukuhp/>

附属病院は、平成3年7月に横浜市南区浦舟町（現：市民総合医療センター）から移転し、新たに金沢区福浦に医学部附属病院として開院しました。横浜市内で唯一の特定機能病院として、先進的な高度医療を含め、安心・安全な医療を市民の皆さんに提供しています。

また、「地域がん診療連携拠点病院」「がんゲノム医療拠点病院」(厚生労働省)、「エイズ治療中核拠点病院」「災害拠点病院」「肝疾患診療連携拠点病院」「神奈川県難病医療連携拠点病院」(神奈川県)、「赤ちゃんにやさしい病院」(WHO、ユニセフ)、「小児がん連携病院」「乳がん連携病院」「認知症疾患医療センター」(横浜市)等の承認を受けています。さらに、神奈川県唯一の公的医療機関附属病院として、医学生、看護学生など将来の優秀な医療の担い手の教育・育成にも努めています。

さらに、附属2病院の治験・臨床研究を推進する「次世代臨床研究センター (Y-NEXT)」において、先進的医療研究や、がん研究への支援の推進など、病気に苦しむ患者さんに「次の一手」となる治療法等の開発を推進しています。



附属病院

(診療科)

血液・リウマチ・感染症内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓・高血圧内科、内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、脳卒中科、消化器内科、臨床腫瘍科、総合診療科、精神科、児童精神科、小児科、心臓血管外科・小児循環器、消化器・一般外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺・甲状腺外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線治療科・放射線診断科、歯科・口腔外科・矯正歯科、麻酔科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、がんゲノム診断科、遺伝子診療科、難病ゲノム診断科、緩和医療科 (38 診療科)

(病床数) 674 床 (ただし、臨床試験専用病床 20 床を含む。)

附属市民総合医療センター (通称 市大センター病院)

所在地 南区浦舟町4-57
 (市営地下鉄「阪東橋」駅下車徒歩5分、
 京浜急行「黄金町」駅下車徒歩10分)
 TEL 045-261-5656 (代)、FAX 045-231-1846
 ホームページアドレス
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/urahp/>

附属市民総合医療センター（通称 市大センター病院）は、明治初期から市民の皆さんに親しまれてきた「十全病院」をその前身とし、旧附属浦舟病院を再整備した平成12年に名称を新たに開院しました。「市民の皆様へ信頼され”地域医療最後の砦”となる病院の創造」を目指し、日々医療を提供しています。

市民医療に徹した地域医療の基幹病院として、第3次救急医療や高度・専門医療等を10の疾患別センターと25の専門診療科が一体となり、市民の皆さんが必要とする医療を総合的に提供する大学病院として機能しています。

平成15年には「高度救命救急センター」(厚生労働省、神奈川県)や「赤ちゃんにやさしい病院」(WHO、ユニセフ)、平成19年には「総合周産期母子医療センター」(神奈川県)や「地域医療支援病院」(神奈川県)、平成26年には「地域がん診療連携拠点病院」(厚生労働省)、平成31年に「病院機能評価3rdG:Ver.2.0 (一般病院3)」の認定、令和2年1月には「がんゲノム医療連携病院」の認定(厚生労働省)等を受けました。また、将来の優秀な医療の担い手の教育・育成にも努めています。

(10 疾患別センター)

高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、リウマチ膠原病センター、炎症性腸疾患 (IBD) センター、精神医療センター、心臓血管センター、消化器病センター、呼吸器病センター、小児総合医療センター、生殖医療センター

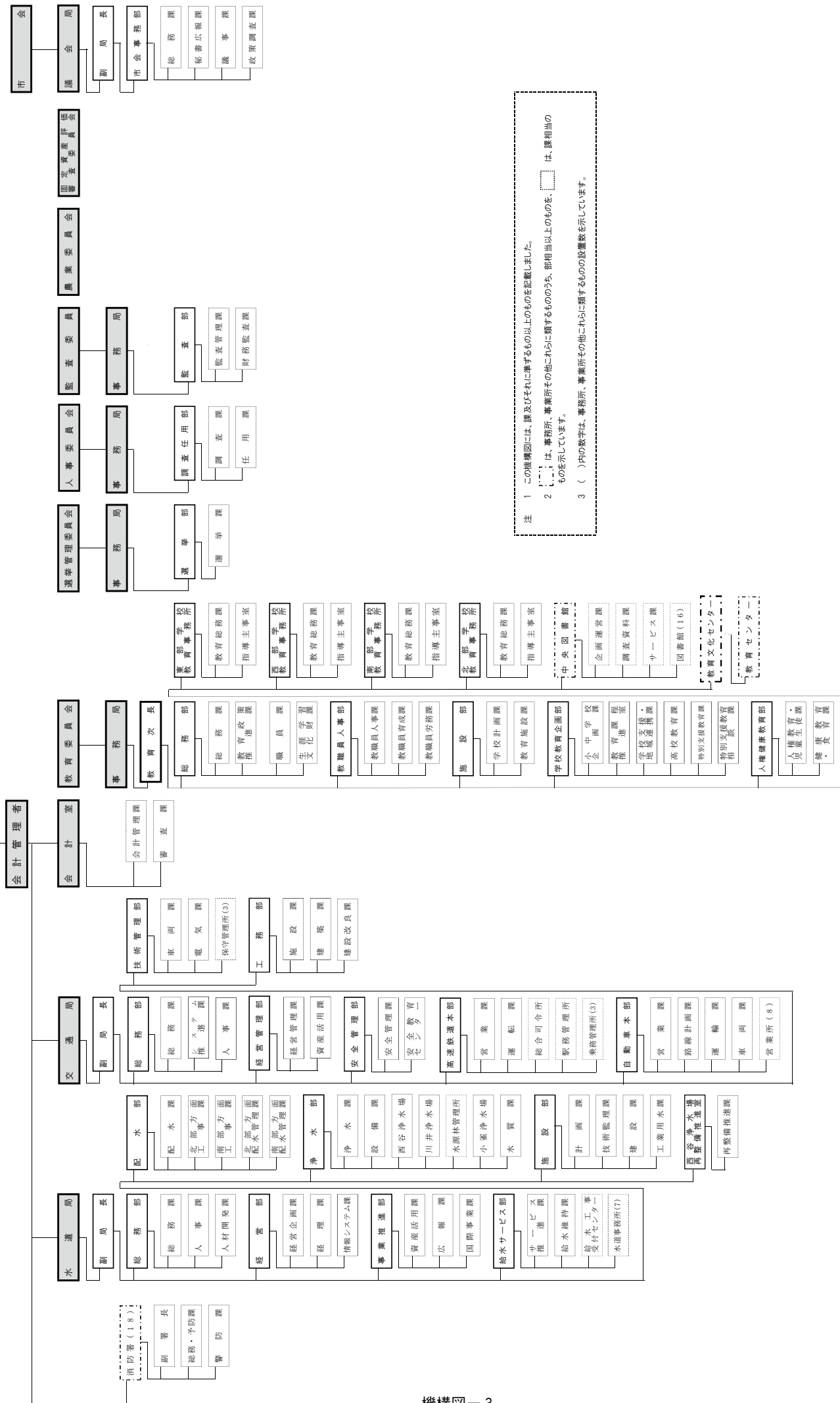
(25 専門診療科)

一般内科、血液内科、腎臓・高血圧内科、内分泌・糖尿病内科、脳神経内科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器・腎移植科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、歯科・口腔外科・矯正歯科、麻酔科、ペインクリニック内科、脳神経外科、リハビリテーション科、形成外科、緩和ケア内科、臨床検査科、病理診断科、遺伝子診療科、がんゲノム診療科

(病床数) 718 床



附属市民総合医療センター（市大センター病院）



注 1 この組織図には、課及びそれ未満のもの以上のものを記載しました。
 2 (...)は、事務局、事業所その他これらに類するものを、部相当以上のものを、()は、課相当のものを示しています。
 3 ()内の数字は、事務局、事業所その他これらに類するものの設置数を示しています。

市政記録 2023 年版

令和6年3月 発行

編集 横浜市市民局市民情報課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL(045)671-3882

FAX(045)664-7201

Eメール sh-shiminjoho@city.yokohama.jp

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/gaiyo/kiroku/>

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

横浜市市民局市民情報課